明治四十二年十一月二十五日印刷
明治四十二年十一月二十八日發行

早稻田大學編輯部編纂

發行者　荒川信賢
東京市小石川區音羽町四丁目十一番地

印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所
東京牛込區早稻田
早稻田大學出版部
振替東京一一二三番

日清印刷株式會社印刷

を誦じ、これを説きながら、一つの身に驗ることなき者は、聖言をあなどるの罪、それ免るゝことを得べけんや、子朱子この篇の始にをいて、すでに程子便これかつてよまざるの言をのせて、篇の終に、又尹氏聖言をあなどるにちかきの説をとる、その丁寧諄懇にして、學者を警せる意亦至れりといひつべし、これをよみて、たけくかへりみ、ふるひすゝまざる者は、日々に此書を講論して、字ごとにとき、句ごとにみがくといふとも、己に益なきこと必せり、豈恥ぢつべきの甚しく畏るべきのおごそかなることにあらずや、

論語示蒙句解 終

れを記して以て帝王の治につぐ時は、則夫子の政をすること知ぬべし、

○子曰、不知命無以爲君子也、

命は、禍福につきて云、これを知るとは、明に知て、これを信ずるなり、凡そ人、命を知らざる時は、害を見て必さけ、利を見て必おもむく、まことに以て君子とすべからず、又よく命をしる者は、人事をつくして後に、順ひて正命をうく、たゞに氣數のまゝにして、することなきにあらず、此まさにこれ君子なり、

不知禮無以立也、

禮を知らざる時は、動靜云爲みなその法則にくらし、よりて耳目の用をほどこして、可否をわくことあたはず、手足のわざを用ひて、進退をなすことを知らず、外體かくの如くなれば、心志も亦堅く定まらず、よりて此身を立ることあたはず、

不知言無以知人也、

其言の得失を、つまびらかにすれば、よく其心の邪正を知る、又その言をしる者は、其言得たれとも、亦その人のあしきを知ることあり、其言失すれども、亦その人のよきを知ることあり、もしそれ言を知らずば、何を以てか、人を知ることあらん、○尹氏の云く、此三つの者を知る時は、則君子の事そなはる、弟子これを記して、以て篇を終ふ、意なきことを得んやと、蓋し人よく命を知り、禮を知る時は、內以て己が德をおさむるに足れり、言を知る時は、外以て人の情をつくすに足れり、これ君子の事そなはれるなり、凡そ聖人の人を敎ること、人をして君子たらしめまく欲するにすぎず、よりて此書のこれを始むるにも、君子の學を以てし、これを終ふるにも、亦君子の事を以てす、これみな記者の意ある所なる歟、尹氏又云く、學者わかうしてこれをよみ、老ひて一言の用ふべしとすることを知らずは、聖言をあなどるに、ちかゝらざらんや、夫子の罪人なり、念はざるべけんやと、按するに、それ一部の論語、聖人敎をたるゝの意、諄々然として、人をして其智を明にして、以てこれを行ふ所、利あらまく欲するにあらずと云ことなし、その忠誠至りて切に、その恩澤至りて深し、わがともがら、朝夕これ

子曰、不教而殺、謂之虐、
平素民に善道を教へずして、罪ををかしたる時に、刑をからくして、これをころす、此悪を名づけて虐と云、虐とは、むごくそこなふなり、

不戒視成謂之暴、
戒むとは、あらかじめ、つげしらする義なり、かねて戒令なくして、民をつかひ、目前に、其事の成るを見んとす、此悪を暴と云、暴とは、にはかにして、漸漸の次第なきことを云、

慢令致期、謂之賊、
慢令とは、戒令をゆるかせにして、いそがぬぞ、致期とは、其事を成す期をかぎりて、こゝにいたりて、必成せと云ぞ、賊とは、急に害する義なり、前には令をゆるかせにして、後にその成ることを、急に責れば、民必せまりてえせず、然るを則これをつみなふは、是これを賊害するなり、

猶之與人也、出納之吝、謂之有司、
猶之與人とは、人に物あたふるに、をそくても、はやくても、其事のために、ひとしくして、かはることなきを云、出納とは物を出しいるゝなり、こゝには出すことをいへども、納るゝは、詞につれて云なり、有司は、役人なり、これは藏奉行を以て云、かれはわがあづかりたる物かずを、たがへん罪ををそるゝ故に、物を出さんとする時は、點検をつまびらかにして、出ることのをそきを以て、患とせず、よりて物をあたへんとして、果さゞるをば、有司と云、これ政をするの體にあらず、かくの如くなれば、あたふる所多しといへども、人その恵をおもはず、楚の項羽功臣を封ぜんとして、その官府の印を鑄させ、これをあたへんとしては、やめ〳〵して、其印のかどつぶるゝまでに、えあたへず、よりてついにやぶれをとる、これ其しるしなり、○尹氏の云く、政を問に答ふること多し、いまだかくの如きのつまびらかなる者あらず、この故に、こ

子張はじめ一つの實をとひ出す故に、五つながら知らずと見て、此より下、其餘をもあはせて、つげ玉ふ歟、或はみな問ふ詞と、子曰の字とありつるを、記者これをはぶきたるか、未審なり、凡そ民をつかひて勞せしむるに、皆やむことを得ざる事のみをえらびて、つかふ時は、勞すといへども、又たれか上をうらみん、

欲仁而得仁、又焉貪、

上たる人、己が立まく欲する意を以て、人をたて、己が達せまく欲する意を以て、人を達すれば、天下の民にをいて、必すくふ所あり、即これ仁を欲して、仁を得たるなり、又これ上として下を愛するの道にして、政をするの主意なれば、なんぞ民の財利を貪るの欲あらん、

君子無衆寡、無小大、無敢慢、斯不亦泰而不驕乎、

君子は恭敬を以て物に接はり、人の衆寡となく、事の大小となく、一つもあへてあなどることなし、この故に、只その心ひろくして、體ゆたかなるのみなり、なんぞ上たる勢をたのみて、下を驕るのことあらんや、

君子正其衣冠、尊其瞻視、儼然人望而畏之、斯不亦威而不猛乎、

瞻視は、目づかひなり、これを尊くすとは、おも／＼しくするぞ、儼然は、正き貌なり、君子の下にのぞむこと、亦恭敬以て、己をたもつにきびしくして、つねにその衣冠を正くし、容貌をおも／＼しくして、儼然たり、この故に人のぞみ見て、をそれうやまふ、されどその威儀をそるべしといへども、人をおどすに意なき故に、これにつく時は又溫和にして、たけくはげしき氣象なきなり、

子張曰、何謂四惡、

五美をきゝをはりて、又四惡の目をとふ、

て政に從はれんと、

子張曰、何謂五美、

五美の條目をとふ、

子曰、君子惠而不費、

此より五美の目をあぐ、君子とは、位にあるを主として云、下同じ、惠は、めぐむなり、民をめぐめども、其ついゑにやぶれず、これ一つの美なり、

勞而不怨、

民をつかひて、勞すれども、民その勞をうらみず、これ美の二つなり、

欲而不貪、

上より下に欲することあれども、民財を貪るのことなし、これ美の三つなり、

泰而不驕、

上に居て安泰なれども、をごりて下をあなどらず、これ美の四つなり、

威而不猛、

其下にのぞむこと、威ありてをそるべけれども、たけくしてしたしまれざるにあらず、これ五つの美なり、

子張曰、何謂惠而不費、

子張又五美の事實を、くはしく知らんとして、まづ其初一つをとふ、

子曰、因民之所利而利之、斯不亦惠而不費乎、

凡そ民の業とする所の事、上たる人、天時の變にしたがひ、地理の宜をつまびらかにして、其法を制し、民に敎てこれをなさしむ、よりて民その法を用ふれば、事として利あらずと云ことなし、これその利とする所によりて、これを利するなり、かくの如くなれば、其惠の及ぶ所大いにして、上の財力を費やす所なし、

擇可勞而勞之、又誰怨、

れを得たりと、下の句義みな同じ、

信則民任焉、

君の號令信にして、民をあざむくことなければ、天下みな上をたのみにして、其身をよす、

敏則有功、

政にとくして、をこたることなければ、事功みなとげなる、

公則說、

賞罰おほやけにして、各その實にあたれば、民心よろこんで、これに服す、○按ずるに、此章記者堯舜禹湯武王の事をつみとりて、古の帝王、天下を治め玉ふあらましを、あげ示し、をはりに泛く帝王の治に、通する道を以て、これをむすぶ、歷聖の德業を、贊美するにはあらず、楊氏おもへらく、論語の書は、みな孔子の微言にして、其徒つたへ守りて、この道を明す所の者なり、この故に、終篇にをいて、堯舜位をゆづるの命、湯武師にちかふの意と、かの、政事にほどこせることゝをのせて、凡そ聖學のうけつたふる所、そのむね一つなることを明せり、孟子の終篇にも、亦堯舜湯文孔子の道統相うくるのついでをのぶ、みな此の意なりと、蓋し前聖後聖の心、符節を合せたるが如し、もし時を得て上にあれば、則帝王の業となり、時を得ずして下にあれば、則夫子の道となるなり、

○子張問於孔子曰、何如斯可以從政矣、

いかやうなるがこれ政に從ひて、治をするの道ぞと、凡そ從政とは、大夫の政に就きて、職をつとむることなれども、これ上の章帝王の治道をうけて記したれば、上下に通じて、泛く見るべし、

子曰、尊五美、屛四惡、斯可以從政矣、

政をするに、五つの美事あり、四つの惡事あり、よく五美を尊びて行ひ、四惡をしりぞけて行はずば、則以

して、其宜きにかなはしむるぞ、

修廢官、

廢官は、すたれたる官職なり、或は官ありて人をかき、或は人ありて官を失へるを、皆おさめとゝのへて、そなふるなり、

四方之政行焉、

上三つのことおさまりしより、四方にしく政、よく行はれて、ふさがることなかりしなり、

興滅國、

國をうしなひたる君あれば、再とりおこして、これを封ず、

繼絕世、

世つぎのたえたる國あれば、その親族を以てとり立つ、武王商に克て、則黃帝、堯舜、禹湯の後を封ず、これ此二句のことなり、

擧逸民、

逸民の字義、前篇に見えたり、これをあげてあらはす、箕子がとらはれをゆるし、商容を復して、もとの位にをくの類、これなり、商容は、商の賢人なり、

天下之民歸心焉、

上三つの者、みな人心の欲する所なる故に、此事行れてより、天下の人、みな心を周によせて、服せずと云ことなし、

所重民食喪祭、

亦武成に出たり、食は以て生をやしなふ、喪は以て死を送る、祭は以て本に報ひ、遠きを追ふ、みな天下の急務なり、紂不道にして、これをあなどる、武王改て、これをおもんず、

寬則得衆、

此より下、武王の事にをいて見えず、蓋し泛く帝王の道をのぶるなり、君ゆたかにして、下にのぞみて、これをそこなふことなき時は、諸人の歸附を得て失はず、云意は、凡そ帝王の衆を得ること、寬にして則こ

此より下、まさに諸侯につぐるの詞、上の文をうけて云、はじめ桀をうつ時、かくの如くに、天命をうけて、今天下の君となれば、天下の責、みなわれ一人にあり、然ればわが身に罪あるは、これ民の致す所にあらず、まことにわれひとり、其罪にあたるべし、天下萬方の人を以て、これにあづからしむることなけんと、

萬方有罪、罪在朕躬、

萬方の人罪あるは、これわが政教の、あやまれる所なれば、その罪わが身にあり、まさに其責を、われに致すべしと、これ己を責るにあつくして、人を責るにうすきなり、

周有大賚、善人是富、

此より槩周の武王につきて或は其事をあげ、或は其詞をのぶ、今必しも其序にかゝはらざれ、蓋し紂天下の財を上にあつめて其用る所は、みな惡人なり、武王紂をうちて、則その財を天下の民に散じ、德あり功ある者に、祿位をあたへ玉ふ、これを大いに賚すと云、中にも善人をば、とりわき富貴にして、其賞みだりならざりしなり、大賚のこと、周書武成の篇に見えたり、

雖有周親、不如仁人、

此は泰誓の篇の詞、周親とは、至りてしたしきなり、紂には三仁の如き、至親多かりしかど、みなしりぞけて用ひず、周の仁人多くして、心をあはせたるに、しかざるなり、これ必商に克べき道理あることをいへり、

百姓有過、在予一人、

本文出處上に同じ、これ亦天下を以て、己が任とす、上文湯誥の意の如し、

謹權量、

權は、はかりのおもし、量は、ますなり、紂が時、私すること多かりし故に、つゝしみあらためて、これをひとしくす、

審法度、

法度は、禮樂制度なり、これを審にすとは、斟酌損益

にうつりて、天祿ながくたへんこと、これ戒の詞なり、

舜亦以命禹、

舜後に位を禹にゆづり玉ふ時にも、亦尭の命せられたる所を以て、これに命じ、並にその中をとる工夫を以て、あはせつげ玉ふ、今虞書大禹謨の篇に、人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中とあるこれなり、

曰、

これは商湯すでに桀をうちて、諸侯につげ玉ふ詞、今商書の湯誥に出たり、こゝには湯曰とあるべし、

予小子履、

履は、蓋し湯の名なり、これまづはじめ桀をうたんとして、命を天に請玉ふ詞をのぶ、小子とは、天に對しての謙詞なり、

敢用玄牡、

牡は、おけものなり、夏には黒色をたつとびて、祭の牲に玄きを用ふ、湯此時天につげ玉ふ牲にも、なを夏の禮によりていまた變せず、

敢昭告于皇皇后帝、

皇々は、大々なり、后は君なり、これみな天帝を尊て稱する詞、

有罪不敢赦、

今桀罪あれば、われあへてゆるさじ、

帝臣不蔽、

天下の賢人は、みな上帝の臣にして、共に國家を治る者なれば、われあへてかくさずして、あげ用ひん、

簡在帝心、

凡そ人の善と惡と、すでにえらびわけて、上帝の心にあり、今これを賞罰すること、たゞ帝の命ずる所のまゝにして、あへてたがはじと、

朕躬有罪、無以萬方、

これ上文をすべむすぶ詞なり、○謝氏おもへらく此章子貢聖人を稱するの語を見れば、その晩年德にすゝむこと、高遠をきはめつること、知られたり、いはゆる夫子の邦家を得ん時の、効あること、かげひゞきよりも、すみやかなり、人その變化を見るといへども、その變化する故を、うかゞふことなし、蓋し聖にして知るべからざるの神に至れり、これほとんど、思ひつとめて、得がたき所なるべし、

堯曰第二十

堯曰、咨爾舜、

此章はみな記者のしるす所、これは帝堯位を舜に、ゆづり玉ふ時に、命せられつる詞なり、咨とは、なげく聲、其事をおもんせらるゝ故に、まづ嗟嘆を發して、而して後につげ玉ふ、

天之曆數在爾躬、

天の曆數とは、帝王位をつぐの次第を云、それ帝王は、天下に公なる君なるによりて、その位をさづけうくるに、或は子にあたへ、或は賢にゆづること、必す、一人より、一人にわたる、天命ありて、まさしく曆數に、歲時節氣のついであるが如し、この故に、古來天の曆數を以て、その名目とするなり、堯は子にあたへずして、賢にゆづる、これ舜の身の、必天位をつたふべき所と、見さだめ玉ふ故に、これにつぐることかくの如し、

允執其中、

天命にあたり、天下に君たる人なれば、眞實にその過不及なき中道を、とり行ひて、政をせよとなり、

四海困窮、

四海は、四方の海の內なり、天下を云、困はくるしむ、窮はきはまるなり、もし其政、中道にかなはずして、天下の人、困苦窮迫することあらばと、

天祿永終、

天祿とは、天子の崇高富有をさす、これ天より命せらるゝ、祿なればなり、四海の民困窮せば、天位他の人

は、のぼりはしなり、凡そ人の德善信美大の四段までは、なを工夫を以て至るべし、その化して聖となることは、則懸絶して、力の及ぶ所にあらず、よりて云、夫子の聖德高妙にして、及ばれざることは、なを天の梯たてゝ、のぼられざるが如しと、但その及びがたきことを云、高きことのみを云にあらず、

夫子之得邦家者、

此より又その及ばれざる內について、詞をまうけて、夫子の位を得て、國家をおさめ玉はん時に、其感應のすみやかにして、はかりがたきことあるべきことを云、

所謂立之斯立、

所謂とは、古語を引て云なるべし、之の字は、人民をさす、下みな同じ、これを立つとは、田宅をさづけやしなひて、其身を立るなり、斯立とは、その効すみやかにして、皆立ことを得るなり、下の句義これに同じ、

道之斯行、

道之とは、敎るなり、斯行とは、即その敎にしたがふ、

綏之斯來、

綏ずとは、立ることの堅きぞ、來るとは、遠き人までも、皆おもむきよることを云、

動之斯和、

動かすとは、皷舞の義、敎ることの深さなり、和ぐとは風俗一變して、萬民相やはらぐぞ、

其生也榮、

その君いける時は、則人民たつとびしたしみて、各其身のさかへなりとす、

其死也哀、

その君死せる時は、則百姓父母に喪するが如くかなしむ、以上は聖德の神化、天地の化育と、其たぐひを同くする者なり、

如之何其可及也、

他人之賢者、丘陵也、猶可踰也、
丘陵は、みなをかなり、高きを陵と云、これ云意は、仲尼のそしられざることいかなれば、他人賢徳は、丘陵の如し、高しといへども、かぎりあれば、人或は、其徳なをこえて高きこともあるべしと、
仲尼日月也、無得而踰焉、
仲尼は日月の如し、其高きこと、かぎりなき故に、人得てこれにこゆることなし、
人雖欲自絶、其何傷於日月乎、
仲尼をそしる者を見れば、自そのそしりを以て、聖人と義絶するに似たり、たとひかくの如く、せまく欲すとも、それ何ぞ日月をそこなひて、その高さを、損することあらんや、
多見其不知量也、
まさしく其人の、自わが分量を、知らざることこそは見ゆれ、聖人をそしることは、中々沙汰にも、及ばざることぞとなり、
○陳子禽謂子貢曰、子爲恭也、仲尼豈賢於子乎、
子禽子貢にいひて云く、子つねに仲尼の才徳を稱美すること、自恭敬をなして、師にをしゆづるならん、仲尼豈子よりもまさらんやと、
子貢曰、君子一言以爲知、一言以爲不知、言不可不愼也、
子貢子禽が失言を責て云く、君子の道、一言得たる時は、これを以て智者とす、一言あやまる時は、これを以て不智者とす、物云こと、つゝしまずして、あられざることぞと、
夫子之不可及也、猶天之不可階而升也、
此より夫子の德、常人の甚及ばれざることを云、階と

くせばくして、見えやすきことを云、蓋し宮あさければ、牆もひきくして、高さわづかに、肩に及ぶなりとぞ、

窺見室家之好、

窺ふとは、俗に云のぞくなり、室家は、只家と云義なり、其牆ひきゝ故に、たれも其家内のよき所を、うかゞひ見るゝ、

夫子之牆數仭、

此より又夫子の蘊奥ふかく大いにして、うかゞひがたきことを、たとへ云、蓋し宮ひろければ、牆も高し、八尺を一仭とす、數仭は甚高きなり、

不得其門而入、

これ蓋し其道に入る敎をうけて、學ぶことにたとふ、

不見宗廟之美、百官之富、

富むとは、さかんなる義なり、其牆高き故に、もし其門に入ることを得ざれば、內に宗廟のうるはしくかゝやき、百官のそなはりてさかんなることあれども、これを見及ぶこと、あたはずとなり、

得其門者、或寡矣、

世に其門を得て入る者、すくなかるべしとなり、

夫子之云、不亦宜乎、

此夫子は、武叔をさして云、これ云意は、武叔も其門を得て入らざる人なるべければ、其いへる所、亦むべならすや、さあるべきことなりとぞ、

○叔孫武叔毀仲尼、

武叔なを夫子をそしりてやまず、これは子貢と對面の語なるべし、

子貢曰、無以爲也、

そしりをなすことを、以てすることなかれと、

仲尼不可毀也、

仲尼はとかくそしられぬ人ぞと、

ふ所、あさき故に、子貢も亦此類を以て、こたへとす、
云意は、其道いまだ地におちてすたれず、今なを人の
つたへしる所にありと、

賢者識其大者、

識すとは、おぼゆるなり、大者は、文武の道の大いな
る者なり、

不賢者識其小者、

不賢とは、小賢を云、

莫不有文武之道焉、

大賢小賢、それ〴〵にしるしたる故に、あふ所の人と
して、此道あらずと云ことなし、

夫子焉不學、

上に云如くなれば、夫子いづくか學びざる處なから
ん、ゆくさき皆學ぶ處なりと、

而亦何常師之有、

かくの如くにして、亦なんのさだまりたる、常の師と
云者あらんと、

○叔孫武叔語大夫於朝、

武叔は、魯の大夫叔孫氏、名は州仇、武は謚、叔は字な
り、朝廷にして、諸大夫に、孔子のことをつぐ、

曰、子貢賢於仲尼、

子貢か才識仲尼よりもまされりと、これ子貢をほむ
るやうにて、夫子をそしる意おもし、

子服景伯以告子貢、

景伯朝にてきゝつることを以て、子貢につぐ、

子貢曰、譬之宮牆、

宮牆とは、宮室の外を、とりまはしたる、ついぢを云、
一説に、宮も亦牆なり、二字共に一事なりと、

賜之牆也及肩、

此より子貢宮牆のたとへを以て、自その才識の、あさ

の水、流れてあつまる處を云、これを以て、人の身に、けがれいやしむべき、實行あれば、惡名のよりあつまる所なるにたとふ、云意は、紂がことかくの如くなる故に、君子は下流にをることをにくむと、

天下之惡皆歸焉、

下流にをることをにくむは、いかんとなれば、天下の惡名、みなこれに歸するが故なりと、歸は、おもむきよる義なり、これを以て、人常に自さとし、みそなはして、一たびも、其身を不善の地に、をかざれと、いましむるなり、

○子貢曰、君子之過也、如日月之食焉、

たとへをとる意、下の文にあり、

過也人皆見之、

君子もたまく過あることを、まぬがれず、されども其過を、いみかくすことなし、よりて人みなこれを見て、其心の私なきことを信ず、

更也人皆仰之、

更むとは、ふたゝびあたらしくなる義なり、仰ぐとは、のぞみ見て、たつとぶ意あり、君子わづかにあやまつ時は、則すみやかにこれをあらためて、其德またあらたなり、よりて人其德の、もとより全うして、かくることなく、あやまちあれども、わづらひを、なさゞることを、たつとぶなり、

○衛公孫朝問於子貢曰、仲尼焉學、

公孫朝は、衛の太夫なり、夫子の博學多聞なるを見て、其師の名きこえざることを、いぶかりてとふ、

子貢曰、文武之道未墜於地在人、

文武の道とは、文王武王の敎令と、功業との、世につたはりたること、凡そ周の禮樂文章の類を云、朝がと

問於曾子、

陽膚其職をおさむる道を、曾子にとふ、

曾子曰、上失其道、民散久矣、

今の時上たる人道を失ひて、民をつかふこと、理にあたらず、又平素民に道義を敎ることも、なきによりて人情事義、そむきはなれて、互に相よりたのむ所なし、これを民散ずと云、かくの如くになり來れる、その年すでに久きことをへたり、

如得其情、則哀矜而勿喜、

情は、實情なり、罪惡のありのまゝなる所を云、哀矜は、あはれむなり、蓋し民散ずること久きによりて、その罪をおかす者、やむことを得ざるに、せまれるからに、あらざれば、其義を知らずして、罪におちいるなり、この故に、罪惡のまことを、きゝ得ることあらば、よろしくあはれみをくはへて、其とがを行なへ、其情を得たるを、喜ぶ意なかれと、○凡そうつたへをきく者は、まさに罪のあはれみせんことを思ふべし、況やそのかみ民散ずること久きによりて、曾子とりわき、これを以てつけられたり、又訟をきく者、罪人いつはりあらそうを、なじりつめて、其實をとひおとしたる時は、喜びて、自その智をよみんじ、いたく其とがをあつること、常の情なる故に、これをいましむ其慮りの及ぶ所、みな仁者にあらずして、よくかくの如くならんや、

○子貢曰、紂之不善、不如是之甚也、

それ天下古今の惡行を、人みな殷紂より出たることとす、紂惡人たりといへども、かくの如きの甚しきには至らじと、これ理勢の必かくの如くなることを以て、下の文に云如く、人をさとさんために、まづこれをいへり、紂が惡もと甚しからずして、むなしく惡名をかうふれることを、明すにはあらず、

是以君子惡居下流、

下流とは、下はひきゝなり、地形のひきくして、四方

自致むとは、人しゐざれども、われと自その至極を盡すことなり、者とは、事を以て云、これ云意は、世の人平生の事にをいては、いまだ必しも、自きはむることあらずと、

必也親喪乎、

そのよく自致ることは、必たゞ親の喪のみにてあらんかと、蓋しこれ事理人情の、自やむことあたはざる事をあげて、人の子たる者の良心を、感動し玉へるなり、必人の自致ることにして、その致めざるためしなしと、の玉ふにあらず、○尹氏の云く、親の喪は、まことに自盡す所なり、これにをいて、其誠を用ひずば、いづくんか其誠を用ひんと、此本語は、孟子の書と、檀弓の篇に出たり、

○曾子曰、吾聞諸夫子、孟莊子之孝也、其他可能也、

孟莊子は、魯の太夫孟孫氏、名は速、莊は謚なり、其孝行、他のことは、たれもよくすべけれども、こゝによくしがたきことありとぞ、

其不改父之臣、與父之政、是難能也、

父は、獻子名は蔑、獻子卒して、莊子家をつぎけるに、よく父の臣を用ひ、父の政を守れり、其他の孝行、稱すべきこと ありといへども、みな此事のかたしとするにしかずとぞ、蓋し獻子賢德あり、其臣と政と、まことにあしきことなかるべし、されど莊子年わかくして家をうけ、而も孝を以て稱せらるれば、才德なきにあらず、大やう新主の年わかく、才ある者、多くは舊臣をかへ、舊業をあらたむ、然るに莊子かくの如しこれ父のために、よく其志をつぎ、よく其事をのぶる者なり、よりて夫子これをとり玉ふなるべし、

○孟氏使陽膚爲士師、

孟氏は、孟孫氏、陽膚は、曾子の弟子、士師は、うつたへをきゝ、刑を用る官なり、孟氏陽膚を以て、わが家の刑官たらしむ、

とばずと、これ喪はそのをさまらんよりは、寧いたまんといひ、禮たらずして、哀あまりあらんと云の意なり、されど而止の二字、亦すこしき高きにすぎて、細微を簡略するのついえあり、學者これを詳にすべし、蓋し子游の意も、そのかみ喪をとる者、節文に習熟して哀戚の足らざるにあたりて、これを云なるべし、亦棘子成が意のごとし、

○子游曰、吾友張也、爲難能也、

子張の行迹、高きにすぎて、人のよくしがたきことをよくす、但これはほめたる詞なれども、又下の句の、そしれる意をふくめり、

然而未仁、

外をつとめて、高きことをこのむ　よりて内に誠實の意すくなくして、惻怛の情たらず、こゝを以て、いまだ仁なることを得ざるなり、○按ずるに、仁は心の德にして、愛の理なり、この故に、中心眞實無僞にして、其德全き時は、をのづから慈愛惻怛の情、あらはれ行はる、

○曾子曰、堂堂乎張也、

堂々とは、容貌の盛にして、見つべきを云、されど亦ほめたる詞に似て、實はその外をつとめ、自たかぶりて、内にたらざる所あるを、そしみたる意あり、

難與並爲仁矣、

朋友は仁を相たすくる者なれども、子張はこれと共に、たちならび、相たすけて、仁をすることなりがたしと、これわれかれをたすけられずと、云意なれども互に相たすけられざるやうにいへるは、詞のあつきなり、○范氏の云く、子張外あまりありて、内たらず、この故に、門人みなその仁をすることを、共にせず、子曰、剛毅木訥は仁に近しと、寧外たらずして、内あまりあらん、こひねがはくは、以て仁をしつべし、

○曾子曰、吾聞諸夫子、

その聞く所の言下の文これなり、下の章も同じ、

人未有自致者也、

なんぞかくの如くにせられんと、

有始有卒者、其惟聖人乎、

始とする末もあり、終とする本もあり、始終本末現在にかねそなへたるは、只聖人にてこそはあるべけれ、豈これを以て、門人小子等に、せめのぞまれんやと、○程子の云く、君子の人を敎ること序あり、先傳るに小きなる者、近き者を以てして、後に敎るに、大いなる者遠き者を以てす、先傳るに近小を以てして、後に敎るに遠大を以てせざるに、あらざるなり、朱子の云く、事に大小あり、この故に、其敎へ等ありて、こゆべからず、理に大小なし、この故に處る所にしたがひて盡くさずはあるべからず、又云く、只其理の一致なる、こゝを以て其敎かくべからず、其序みだるべからずと、蓋し理は大小となく、もと混して一つなる故に、小を忽略すれば、即大にかくる所あり、もと理の一つより、出るによりて、わかるゝ時は、必本末先後あり、この故に、又その序を、みだられぬなり、

○子夏曰、仕而優則學、

優なりとは、餘力あるを云、仕へて官に居る者は、必まづ其職をつとむべし、職つとまりて、なを餘力あらば、則又これを用ひて學ぶべし、むなしくわたるべからず、

學而優則仕、

いまだ仕へざる者は、その學力ゆたかにして、世用にほどこすべき時に至りて、はしめていで仕ふべし、それ學はこの理に體して、以て己を修む、仕へはこの理を推て、以て人を治む、理は同じくして、事は異なり、但學は仕への用にして、仕へは學の用なり、この故に仕て又學ぶ時は、その仕へをたすくる所、ます〱深し、學んで後仕る時は、その學をこゝろむる所、ます〱廣し、一說に、此章仕へと學と、詞平にして、意は學に重し、云意は、仕てゆたかなる時は、又必まなぶべし、勿論その學ゆたかなる時に、始て出仕ふべし、君子は始終、たゞ學を以て、むねとするなりと、

○子游曰、喪致乎哀而止、

喪は其かなしみを、きはむるのみにして、禮文をたつ

らくとを以て、ことにすることあらんや、

○子游曰、子夏之門人小子、當洒掃應對進退則可矣、

洒掃應對進退の字義、大學の序に見えたり、これ云、子夏の弟子、小學の威儀禮節に、うけあたりてすることはよしとぞ、

抑末也、本之則無、如之何

抑とは、語をかへす詞なり、本とは、大學の道をさす、大本のある所なればなり、云意は、小學の事はよけれども、抑これは末節なり、これを推し本づけて、大學の道に體することは則なし、これをいかんともえせじとなり、以上門人をそしるといへども、實は子夏の敎に、本なきことをそしれり、

子夏聞之曰、噫言游過矣、

噫とは、心平かならぬ聲なり、

君子之道、孰先傳焉、孰後倦焉、

君子の道とは、ひろく云、本末みな其中にあり、下同じ、君子の道、いづれのことをか先として傳ふるばかりにて、いつれのことをか、後としてうみて敎へざらんと、云意は、只末ばかりを敎へて、本をば敎へざるには、あらずとなり、

譬諸艸木、區以別矣、

區とは、類の品あることを云、學者の至る所に、淺深あること、たとへば艸木の大小、その〳〵其類ありて、以てわかれたるが如しと、

君子之道、焉可誣也、

誣るとは、道理をまげて、しゐてすることなり、云意は、もし學者の至る所の淺深、工夫を用るの生熟をわかずして、一槩にみな高く遠きことを以て、しゐてこれにをしへば、則これ理をまげて誣るなり、君子の道

る人にかゝりて、君子變ずるに意なきなり、

○子夏曰、君子信而後勞其民、

此君子は、位に居て、上に君あり、下に民ある者を主として云、信ずとは、誠の意惻怛にして、人これを信ずることを云なり、君子はあらかじめ民に信ぜらるゝ所ありて後、これをつかひて勞せしむ、

未信則以爲厲己也、

民を勞するは、もとこれを安んぜんがためなれども、いまだ信ぜられずして、これをつかへば、反て己をやましむと思ひて、これに服せず、これ必まづ信ぜらるべきことをいへり、いまだ信ぜられずは、民を勞することなかれと云にあらず、

信而後諫、

まづ君に信ぜらて後に、これをいさむ、

未信則以爲謗己也、

君をいさむるは、もとこれを正くせんがためなれども、いまだ信ぜられずしていさむれば、反て己をそしると思ひて、これにしたがはず、餘は上の義に同じ、

○子夏曰、大德不踰閑、小德出入可也、

大德小德とは、大節小節と云が如し、閑とは、柵をへだてきりて、物の出入りを、とゞむる所の者なり、これを借りて、大法のある所を云、これ云意は、人よくまづ其大いなる者をたてゝ、大法をこゆることなくは、小節にをいてはいまだことごとく理をつくさずといへども、害なしと、これ子夏ことさらに、其詞を抑揚して、小德ををさへ、大德をおもんずといへども其ついえなきにあらず、學者これを詳にすべし、○書に云く、細行をたもたざれば、ついに大德をわづらはすと、これ邵公のいましめなり、子夏の言、まことに其ついえあり、輔氏おもへらく、道理もとかくる處なく、亦たゆる間もなし、こゝを以て、君子の學は、戰々競々として、時とし處として、しばらくも道にはなるゝことなし、豈大いなると、小きなると、久きとしば

尹氏おもへらく、それ學は道をきはめんがためなり、百工肆に居るからは、必務る所ありて、其事を成す、君主の學にをけるも、其務とする所を、知らざるべけんやと、蓋し前の説は、子夏の本意なり、されども、後の説の如くに、學者必その志を、はげます所ありて後道には至るべきなり、

○子夏曰、小人之過也必文、

小人は、過を改ることをはゞかりて、みづから欺くことをはゞからず、この故に、あやまつ時は、必外をおほひかざりて、いよ〳〵其過をかさね、ついになかれて、惡となるなり、君子もいまだ過あることをまぬかれず、されどもわづかにこれを知る時は、則すみやかにこれを改るによりて、其過をとぐることとなし、況やこれをかざらんや、

○子夏曰、君子有三變、

君子に相見する時に、みたびかはる所あり、

望之儼然、

儼は、正き貌なり、はしめてとをくのぞみ見る時は、其かたちをごそかに、禮をうや〳〵しく儼然としてをそるべし、

即之也温、

次にちかくよりつく時は、その顔色温和にして、したしむべし、

聽其言也厲、

厲とは、方正にして、なめけならざる義なり、次に其言をきくに至りては、又方嚴にして、義くはしく、理さだかにて、まげらるゝ所なし、○程子の云く、他人儼然たる時は温ならず、温なる時は厲しからず、たゞ孔子のみこれを全うすと、然れども、本文は夫子をさし云にあらず、泛く君子を云なり、謝氏の云く、これ變ずるに意あるにあらず、蓋し並び行はれて、相もとらざるなり、良玉の温潤にして、栗然たるが如しと、並び行るとは、一時にあることを云、たとへば、三人同時に、これをのぞみ、これに即き、其言をきく者、各その儼然と、温と厲との、かはりあり、其變は、まじは

たはず、されど又其志あつからざれば、これを行にほどこすことあたはず、

切問而近思、

切問とは、その志し學ぶ所、いまだみづから信せざることある時は、必師友にとひきはむべし、されど又これを問こと、必己が身に切に、はだへにひしとつくが如くして、うかびをろそかなることなかるべし、近思とは、その問ひ得たる所をば、必心に反り思ふべし、されど又これを思ふこと、必己が身に近く、目に見、手にとらへたるが如くして、虚遠にはすることなかるべし、

仁在其中矣、

上四つの者は、皆これ知を致すのことにして、いまだつとめ行ひて、仁をするに及ばず、されどもつね〴〵これを事とする時は、心かゝる所ありて、外にはせずをのづから道と一つになりあひて、行ひいだすこと、かたからず、よりて云、仁その中にありと。○蘇氏の云く、博く學べども、而も志あつからざる時は、則大いなれども、成ることなし、泛く問ひ、遠く思ふ時は、くるしめども、其功なし、程子の云く、近思とは、類を以て推すぞと、これ又一説なり、云意は、近き所より思ひ得て、其類を推したづね、漸々に遠き所に至るべしとなり、此二説かね用ひて、其功全かるべし、

○子夏曰、百工居肆以成其事、

百工は、もろ〳〵の工匠なり、肆とは、其役をつとむる所を云、百工つねにその役所に居る時は、心專一にして、其業くはし、玆を以て、よく其事を成したつるなり、もし其場にをらざる時は、外物にうつされて、其業とする事、なりがたし、これ下の句のために、まづたとへをまうくるなり、

君子學以致其道、

此學の字は、知行をかねて云、君子もつねに學を事として、をこたりなき時は、其心かゝる所あり、其身も義理にならび安んず、こゝを以て、よく其道にきはめ至るなり、もしその學業にをこたる時は、物にむばゝれ、志あつからずして、道に至ることかたし、一說に、

論ずる所、高きにすぎたるついえあり、蓋し大賢は、まことにふせぐべき人あるまじけれど、惡逆の大故は、亦まさにふせぐべき所なり、不賢は、まことに人をふせぐことあるまじけれど、損友は亦まさにとをざかるべし、學者これを察せずはあるべからず、

○子夏曰、雖小道、必有可觀者焉、

小道とは、農圃の業、醫療卜筮の術などを云、もとみな聖人の製作にして、至理のよる所、日用のとる所なり、こゝを以て、其道必みつべき所あり、

致遠恐泥、是以君子不爲也、

小道を以て、遠大の事に、行ひ致す時は、なづみさはりて、通せざる所あり、こゝを以て、君子はこれを恐るゝ故に、學んで行ふことをせざるなり、○莊子に云く、百家衆技は、なを耳目鼻口のごとし、みな明なる所あれども、相通ずることあたはずと、蓋し君子の道は、事にをいてかねずと云ことなく、理にをいてそなはらずと云ふことなし、この故に、これを行ふ時は、よく遠大の業をなす、小道は、各その一すぢに、明なりといへども、相通ずることあたはず、この故に遠きに致せば、必なづみて、行はれざる所あり、

○子夏曰、日知其所亡、

亡しとは、いまだ知らず、能せざる所を云、學者はむなしくわたる時なくして、必日ごとに、其なき所を、もとめ知るべし、

月無忘其所能、

能すと云も、知るをかねて云、月ごとに、其すでに得る所を、わすれずして、習熟するの効を、こゝろむべし、これ新きを知りて、又ふるきをもたづぬるなり、

可謂好學也已矣、

上に云如くなるを、眞實に學このむ者とす、

○子夏曰、博學而篤志、

學ぶことひろからざれば、其要をえらび得ることあ

て衆理に通ずること、あたはざる所あり、この故に、一つながら、互に相もちふべしと、

○子夏之門人、問交於子張、

友にまじはる道をとふ、

子張曰、子夏云何、

まづ子夏の敎をとふ、

對曰、子夏曰、可者與之、

交るべき者をばこれにくみすべし、

其不可者拒之、

交るまじき者をば、ふせぎてくみせざれと、

子張曰、異乎吾所聞、

子夏の云所、わがきける交道に、ことなりとぞ、

君子尊賢而容衆、

此より下二句は、子張きく所の語をのぶ、賢とは、成徳の人、まことにこれを尊びて、ちかづくべし、衆とは、平常の人なり、亦これをうけいれて、たつべからず、

嘉善而矜不能、

善は、一長のとるべき所ある人を云、まことにこれをよみんじて、交るべし、不能は、短き所ある人を云、亦これをあはれみて、敎ふべし、

我之大賢與、於人何所不容、

此より子張又きく所の語によりて、わが思はくをとく、云意は、われもし大賢ならば、賢善の外、衆人不能をも、うけいれて、ふせぐ所の人なかるべし、

我之不賢與、人將拒我、如之何其拒人也、

我もし不賢ならば、人こそ我をふせぐべけれ、なんぞ人をふせぐことあらんと、そもし子夏の言、まことにせばし、子張これをそしれること是なり、されど亦その

子張曰、士見危致命、

致すとは、をくりあたふる義なり、君の危難を見ては、身命をおしまず、ゆだねいたして、これをすくふ、

見得思義、

凡そ得ることとあらば、義不義をつまびらかにして、いやしくもとらず、

祭思敬、

祭りには、敬を主とすればなり、

喪思哀、

喪には、かなしみを主とすればなり、

其可已矣、

其とは、士をさして云、忠以て死生をわすれ、義以て得失をさだめ、禮以て喪祭をおもんず、此四つの者は士たる者身を立るの大節なり、もし其一つもかくることあれば、士と稱するにたらず、この故に、よくかくの如くなる時は、其餘は論せずして、士と稱せらるべしとなり、

〇子張曰、執德不弘、

心に得る所あれども、其量ひろからずして、これを守ること、甚せばき時は、其德ついに全からず、

信道不篤、

學んで聞く所あれども、其志あつからずして、これを信ずること、いまだ深からざる時は、其道ついにすたる、

焉能爲有、焉能爲亡、

云意は、上に云如くなる人は、ありともなんぞよくおもりとならん、なくともなんぞよくかろみとならん、只よのつねの人ならくのみと、〇一説朱子おもへらく、道を信ずること、篤からずして、うけいるゝこと、甚ひろき時は、人にしたがひ、流れ去りて、正理を守ることあたはざる所あり、德を守ること弘からずして、信じとること、甚かたき時は、只一説にかゝはり

無求備於一人、

人を使ふに、各その長ずる所をとりて、一人にそなはらんことをせめず、四つの者は、みな君子の道忠厚の至りなり、○胡氏おもへらく、これ伯禽魯國に封をうけてゆく時に、周公の戒訓し玉へる詞、魯人となへつたへて、久き後までも、わすれざるならん、或は夫子かつて、門人とこれをの玉へる歟、

周有八士、

或人云く、成王の時の人、或人云く、宣王の時の人、

伯達伯适仲突仲忽叔夜叔夏季隨季騧、

これ一母四産に、皆ふたごをうみて、八子みな賢士なり、周の盛なりし時、氣運に應じて、賢人多くいで、かくの如きの異事ありし故に、これを記す、されど其事さだかならず、亦必しも夫子の言ならじ、○此二章、周の盛なりし時のことを、衰へたる事の後にしるすは、今をいたみて、古を思ふの意あり、又朱子おもへらく、此篇孔子三仁逸民師摯八士にをいては、みな稱贊してこれをつらぬ、接輿沮溺丈人にをいては、又つねに、惓々として、たすけひく意あり、みな衰世の志なり、其感ずる所の者ふかし、陳にいますの歎きも、蓋し、亦かくの如し、三仁は則間然することなし、其餘の數君子者も、亦みな一世の高士なり、もし聖人の道をきくことを得て、以てそのすぎたる所をたち、及ばざる所をつとめしめば、則その立つ所、豈こゝに止まるのみならんや、

子張第十九

論語の書、孔子並に諸弟子の語を、まじへ記す、而して其終にちかくなりて、只門人高弟の語ばかりをつらねて、此一篇とす、蓋しその學識、みな孔子の道を、明にするにたれるを以てなり、中にも子夏子貢の言多きは、又孔子顏子より以下、穎悟なること、子貢にしくはなく、曾子より以下、篤實なること、子夏にしくはなき故なり、

鼓は、つゝみうつ樂人、方叔は、其名なり、河は、河内の地なり、適とは、こゝを去て、かしこにゆく、地をさるの意に似たり、入とは、深く入てかへらず、世をさるの意に似たり、

播鼗武入于漢、

播は、ふりうごかすの義なり、鼗は、ふりつゞみ、鼗をふる樂人名は武なり、漢は、漢中なり、

少師陽擊磬襄入于海、

少師は、樂官のすけなり、擊磬は、磬をうつ樂人、陽襄は、二人の名、襄は夫子の琴をまなべる者なり、海とは、海中の島を云、○此章は、賢者の隱遁を記して、前章に付く、張子おもへらく、周おとろへて、樂すたる、夫子衞より魯に反て、一たびかつてこれを治む、其後伶人賤工も、樂の正きことを知る、魯ます〳〵おとろふるに及て、三桓禮樂をひとごろふ、この故に、大師より以下、みな散じて四方にゆき、河をこえ海をわたりて、亂をさく、聖人俄傾の助け、其功化かくの如し、もし我を用る者あらば、期月にして可ならんと云、豈虛語ならんや、

○周公謂魯公、

魯公は、周公の子伯禽なり、周公は王朝に留りて、冢宰たり、伯禽は魯にゆきて君たり、

曰、君子不施其親、

施は、弛に作るべし、親は、九族の親類をさす、その末々までも、すてをかぬぞ、

不使大臣怨乎不以、

大臣もし其人にあらずば、これをすつべし、すでに其位にをかば、政を任せずばあるべからず、位にありて用ひられざるの怨なからしむべし、

故舊無大故則不棄也、

故舊は、ふるきなり、久き朋友、並に舊功の人を云、大故は、大いなる事なり、惡逆にあらざれば、すてざるぞ、

玉へるついでに、其身の上に及べり、これを以て、諸子の中道にかなはざるを、たゞし玉ふにはあらず、○謝氏おもへらく、七人隱遁してながれざることは則同じ、その立心制行は則ことなり、伯夷叔齊は、天子も臣とすることあたはず、諸侯も友とすることを得ず、すでに世をのがれ、群をはなる、此その最高き歟、下惠少連は、志をくだすといへども、これをまげず、身をはづかしむといへども、世にあはんことを求めず、この故に、言よく倫にあたり、行よく慮にあたる、虞仲夷逸は、隱居して放言すれば、先王の法に、あはざること多からん、然れども、いさぎよくしてけがれず、權りて宜きにかなへり、方外の士の、義をそこなひ、教をやぶりて、大倫をみだる者と、しなをことにす、こゝを以て、ひとしくこれを逸民と云、尹氏の云く、七人はをの〳〵一節を守る、而して孔子は、則可もなく不可もなし、これ常に其可にかなひて、逸民の徒にことなるゆへんなり、

○大師摯適齊、

此章は、魯の樂人、國おとろへたる故に、他境へのがれ去る者、多きことを記す、必しも夫子の言ならじ、大師摯は、即師摯なり、摯は賢師にして、其去ることを、始にしるしつれば、下の數人は、みなこれによりて、去りつると見えたり、

亞飯干適楚、三飯繚適蔡、四飯缺適秦、

古は人君食するごとに樂を奏す、亞飯は、次飯なり、飯は、食するを云、亞飯三飯四飯は、各その時に、樂を奏して、食をすゝむるの官、古註には、以て樂章の名とす、干繚缺は、樂人の名なり、案ずるに天子は平旦食、晝食、晡食、暮食すべて四飯、諸侯は三飯、大夫は再飯なれば、魯の四飯は、僭禮なり、又夏殷には、日ごとの食に、樂を奏す、周には朔望ばかりに奏すといへり、こゝに初飯の人をいはざること、或は大師少師これをつかさどり、或は時に其人なく、或は去らずして居けるならん、

鼓方叔入于河、

其志をくださず、其身をはづかしめざるの、明白なるは、たれかあらん、たゞこれ伯夷叔齊なるべきかと、

謂柳下惠少連、降志辱身矣、

謂とは、評論の詞なり、此兩人は光をやはらげ、俗にまじりて、夷齊に比すれば、すこしき志をくだし身をはづかしむる所あり、

言中倫、行中慮、

倫は、ついでなり、慮は、思ひなり、志をくだし、身をはづかしむること、ありといへども、其言義理の次第にあたり、其行の意義人の思はくにかなひて、世と共にながるゝこともなく、さかふこともなきぞ、

其斯而已矣、

其とは、兩人をさす、云意は、其人にとる所、これのみにてたれり、此外を、論ずるまでもなしとなり、

謂虞仲夷逸、隱居放言、

此兩人は、必世をのがるべき、思はくある故に、隱れ居て仕へず、その物云こと、ほしいまゝにして、自すたり者となれり、

身中淸、廢中權、

隱居放言すといへども、そのかくれをること、ひとり善くするの、淸節にかなひ、その自すたるゝこと、世をのがるゝの、權道にあたれり、朱張が事に及ばざること、いまだ審ならず、

我則異於是、無可無不可、

可不可とは、必かくせん、必かくせじと、かねて思ひとりたる、一すぢあるを云、上七子の行これなり、聖人の心は、虛明圓活にして、事の可不可を、時にしたがひて、はかりさだむ、よりてみな其節にあたり、其宜にかなはずと云ことなし、これまづ可不可の成心なし、即これ君子にして、時に中するなり、この故に、孟子の云く、孔子は以て仕ふべき時は則つかへ、以て止むべき時は則やみ、以て久しかるべき時は則久しく、以て速なるべき時は則速なり、又云く、孔子は聖の時なる者なりとぞ、されどもこれたゞ諸子を評じ

ことを求む、この故に、おぼれてとゞまらず、よりて鳥獸と、羣を同じうするにあらざれば、則正理をころて、富貴をむさぼる、たゞ聖人のみ、君臣の義をすてずして、又必その正きを以てす、この故に、或はいで、或はかくれて、ついに道をはなるゝ時なし、黄氏おもへらく、接輿以下の四子、たゞすに聖人の中道を以てすれば、病なきにあらず、然れども、其言をあぢはひ、其ふるまひを見て、以て其人となりを思ひみれば、淸風高節、今なを人をして、うやまひしたはしむ、かれ聖人にをいても、なを心にみたざる所あると、かくの如くなれば、則世の利祿をむさぼりて、とゞまることを知らざる者を視ること、たゞ犬彘の如くなるのみにあらじ、豈そのかみの、賢にして特立する者にあらざらんや、かつておもへらく、四子が如き者、たゞ夫子にして、然して後に、その中道にあはざる所あることを、議すべし、もし祿をむさぼり、利をたしむの徒四子を借り、これをそしりて、以てその仕へずはあるまじき義を、見まく欲せば、これまさに、みづから其量を知らさる者ならくのみ、

〇逸民、伯夷叔齊虞仲夷逸朱張柳下惠少連、

逸とは、とりのこしたる義なり、民とは、位なきの稱、夷齊惠がこと並に前篇に見えたり、虞仲は、即泰伯の弟仲雍なり、夷逸朱張は、經傳に見えず、少連は、東夷の人なり、禮記に出たり、七人の才德、もと大いに世に行はるべくして、或はついに用ひられず、或は又すこしき用ひらるれども、あらはならざるを以て、すべて逸民に歸す、みな世にとりのこされたる、賢者なり、記者夫子の逸民を評論し玉へる、詞によりて、まづ、其人をあぐ、七子はみな古人なり、

子曰、不降其志、不辱其身、伯夷叔齊與、

志とは、立心を以て云、身とは、制行を以て云、夷齊は汚君につかへず、惡人とまじはらず、武王をいさめて餓死す、その身と志とを、すこしもくだしはづかしむる所なし、これ逸民の上なり、云意は、古來の逸民に、

不仕無義、

人かくしたるのみにて、いでつかへざるは、君臣の義かけてなしと、

長幼之節、不可廢也、君臣之義、如之何其廢之、

長幼君臣、みな五倫の一つなり、今丈人子路を長者として、その二子をまみゑしめつれば、長幼の節、すてられざることは知れり、この故に、その明なる所によりて、君臣の義の、すつまじきことを、さとせり、

欲潔其身而亂大倫、

倫も、序なり、人倫の大目五つあり、即父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信あるなり、凡そ人此五つを以て、世にたてり、必その一つをも、かくべからず、然るにしいてかくるゝ者は、世のにごれるをいとひ、ひとりわが身をいさぎよくせんとして、君臣の大倫を亂るなり、

君子之仕也、行其義也、

上をうけて云、この故に、君子のいでつかふるは、この君臣の義を行はんとのことなりと、

道之不行、已知之矣、

又上の句の意を足して云、今の世の、道の行はれずしてあることは、すでに知ることなりといへども、その義を行はんために周流して、君臣の一遇を、求るとなり、もし遇ふ所の君を得玉ふ時は、道の世に行はるゝこと、必然なり、凡そ義は、これ人の心より、事理の宜き所を、はかりさだむることなれば、これを義と云時は、君臣の分義も、事理の宜き所も、利に對するの義も、みな相通ず、この故に、君臣の義を、おもんずるがために、仕るといへども、その事の可否、身の去就も、亦みな其宜き所を、つまびらかにして、一つもあからさまにせず、よりて身をいさぎよくして、倫をみだらずといへども、亦義をわすれて、利祿にしたがふことを、せざるなり、〇范氏おもへらく、隱者は高きことを好む、この故に、ゆいてかへらず、仕る者は、達せん

丈人の詞、甚をごれども、子路その隱者なることを知て、これを敬し、手をこまぬきてたてり、なを其ありさまを、みそなはす、

止子路宿、

丈人子路がわれを敬して、立ること久しく、日もすでにかたぶきければ、子路をとどめてわが家に一夜やどらしむ、

殺雞爲黍而食之、

鷄をころして、あつものとし、黍の飯つくりて、子路をもてなす、これ野人の美饌なり、

見其二子焉、

丈人又その子二人をいだして子路にまみへしむ、此丈人の待遇によりて、亦子路の賢なることを見つべし、

明日子路行以告、

あくるあした、子路丈人を辭し、いでゆきて、夫子にをひつき、丈人がふるまひをつげたり、

子曰隱者也、

これ世をさけて、隱れたる者なりと、

使子路反見之、

夫子又子路をして、たちかへり、丈人にあひて、謝を致さしめ、就て又そのかくれざる意を、つげさせ玉ふ、

至則行矣、

子路丈人のもとに至れば、丈人子路必また來らんことをはかりて、はやくほかにいで去りて、その家に居ず、これ亦接輿が夫子の對へをきかずして、わしり去る意と同じ、

子路曰、

子路夫子の命せられたることをのぶるぞ、ある本には子路反、子曰とあり、子路丈人にあはずして反る時に、夫子の玉へるとぞ、又古注には、丈人の二子に、いひをけるといへり、

ならん、よりて世のみだれ、民のくるしむを見るに、たへしのび玉はず、天下を必無道におへなんとして、うちすてわすれ玉ふ時なき故に、あふ所ある君を求めて、四方に周流することを、やめ玉はず、これ聖人の至仁なり、

○子路從而後、

此章も、亦上の章と同時の事なり、子路夫子にしたがひゆきて、道にをくれたり、

遇丈人以杖荷蓧、

丈人は、老人なり、此蓧は、かごの類なり、蓧一つを、杖のはしにつりて、かたにかけたる老人に、ゆきあひたるぞ、

子路問曰、子見夫子乎、

夫子とは、大夫の稱、大夫は車にのる故に、野人の目にかゝるべしと思ひて、おこと夫子のゆくに、あひつるやとゝへり、

丈人曰、四體不勤、五穀不分、孰爲夫子、

丈人その夫子と云は、孔子にして、とふ者は、その徒たることをしる、よりて答ることかくの如し、四體は手足なり、五穀不分とは、五穀の品をも、見わけざるぞ、云意は、なんぢこの無道の世に、かくれ去て、四體をつとめはたらき、農業を事とせず、よりて五穀をたも、わきしらぬ體にて、遠く師にしたがひてありき、たれを夫子としての、とひごとぞと、かくの如くそしりて、夫子を見る見ざるをこたへず、亦上章の、わたりをつげざるがごとし、

植其杖而芸、

丈人こたへをはりて、その蓧をかけたる杖を、地にさしたてをき、田の草をきりて、子路をとりあへず、亦桀溺がたねかしてやまざると同じ、

子路拱而立、

て出ざるを云、これ云意は、なんぢ人をさくるの孔丘にしたがひて、ならざることに、むなしく周流せんよりは、世をさけたる、わがともがらにしたがひて、身をいさぎよくするに、しかんやと、

耰而不輟、

耰すとは、たねをまきたる上へ、つちをすりかけて、これをおほふを云、蓋し兩人たがへしをはりて、長沮たねまきたる上を、桀溺これをおほへるならん、此事をしてやまず、子路をとりあへずして、亦わたりをつげざるなり、

子路行以告、

兩人共にわたりをつげざる故に、子路夫子の もとにゆきて、その由をつげたり、

夫子憮然、

憮然とは、なげく意なり、兩人わが志をしらざることを、なげき玉ふ、

曰、鳥獸不可與同羣、

群は、むれなり、云意は、人は萬物にことなれば、山林にかくれて、鳥獸とむれを同じうせられずと、

吾非斯人之徒與、而誰與、

われ人なれば、この人の ともがらと共にするにあらずして、何物と共にせん、なんぞ人をたち、世をのがれて、これを以て、みづからいさぎよしとせんやと、此二句は、人をさくるのそしりに、答へ玉へり、

天下有道、丘不與易也、

それ人は人と共にくみすべければ世の無道をみるにしのびず、道を以て、これを變易せんことを求めてこそ、周流はすれ、もし天下道ある時ならば、われたれと共にか、變易することをせんやと、これ滔々たるもの、天下みな是なりと云二句のそしりに、こたへ玉ふ○それ聖人の才德、はるかに人にことなり、此時にあたりて、もし天下の人君、夫子に政をさづくることあらは、亂を變じて、治とすること、手をかへすが如く

曰、是也、

いふ所の人なりと、

曰、是知津矣、

云意は、魯の孔丘ならば、しば〳〵めぐりありく人なるほどに、自この川のわたりを、しれらんとて、これをつげず、

問於桀溺、

長沮わたりをつげざるによりて、子路又これを桀溺にとふ、

桀溺曰、子爲誰、

子路をたそとゝふ、

曰、爲仲由、

子路みづからなのる、

曰、是魯孔丘之徒與、

それ孔子の門徒なるべしと思ひて、これをとふ、

對曰、然、

とふ所のごとしと、

曰、滔滔者、天下皆是也、

滔々とは、水のながれて、かへらざる義なり、云意は、今天下、諸國みな亂におもむき、諸人みな惡におもむきて、たちかへらざる時なりとぞ、

而誰以易之、

然るにいづくへゆき、いづれの君臣と共に、この亂世を變易して、治世とせんと云ことぞと、

且而與其從辟人之士也、豈若從辟世之士哉、

且とは、轉語の詞、すでに夫子をそしりをはりて、又轉して子路をそしるなり、辟人とは、此人とあはざれば、去て他の人につくを云、辟世とは、世をのがれ

知れども、いまだ其意をしらざるなり、

孔子下、欲與之言、

夫子車よりおり、これと共に物いひて、出處の義を、つげんとし玉ふ、

趨而辟之、不得與之言、

接輿わが思ふ所を、みづから是なりとして、夫子の言を、きかまく欲せざる故に、わしりさりけり、よりて共に物云ことを得玉はず、○接輿たゞに世をさくるの心、あるのみにて、世をすくふの志なし、たゞに堅く守るの操あるのみにて、變じて通ずるの學なし、これその聖人と同じからざる所なり、

○長沮桀溺耦而耕、

此二人も、楚の隱者なり、耦而耕すとは、兩人各耒耜をとり、相ならびて、土をすきかへすなり、

孔子過之、

時に夫子楚より蔡にかへりて、かの二人が耕すほとりを、よぎりすぎ玉ふ、

使子路問津焉、

津とは、川のわたりどころなり、

長沮曰、夫執輿者爲誰、

此より下は、兩人夫子の世に道なきを見ながら、四方をへめぐり、道を行はんとして、隱れ玉はざることをそしれる詞なり、執輿とは、馬のくつわづらをとりて、車の上に居るを云、蓋しはじめ子路車を御して、くつわをとりけるが、おりてわたりをとひける故に、夫子しばらく、これにかはり玉ふなり、蓋し長沮車にあるを、孔子と知りながら、實をとりて後に、さしいはんとして、まづそのたれたることをとふ、

子路曰、爲孔丘、

その姓名をつぐ、

曰、是魯孔丘與、

又その本國をとひきはむ、

用にかなはざること、あるべければなり、

○楚狂接輿、

楚國の人接輿と云者、世の治まらざる故に、みづから狂人をつくり、かくれ居てつかへず、

歌而過孔子、

夫子楚にゆき玉ふ時、接輿夫子に仕官をやめて、かくられよかしと云ことを、歌を以て諷じて、夫子の車のまへを、よぎりゆきけり、

曰、

其歌の詞に云く、

鳳兮鳳兮、

兮の字は、歌のひきごゑなり、夫子の徳を、鳳鳥によそへて、これをよびかく、

何徳之衰、

鳳は天下道ある時にあらはれ、道なき時にかくる、今無道の世に、かくれざるは、何ぞ其徳の衰へたることかくの如きぞと、これ夫子のかくれ玉はぬことをそしれり、

往者不可諫、

往者とは、すでにすぎゆきたることを云、ありてすぎたることは、今いさめてとゞめられずと、

來者猶可追、

來者とは、いまだ至らざることを云、今よりゆくさきのことは、なを追ひつきて、ひきとゞめらるべしと、云意はかくるゝことは、今もなるへしと也、

已而已而、今之從政者殆而、

又鳳につぐ、とゞまれとゞまれ、今の世に仕へて今、政に從ふ者は、あやうきぞと、此四句は、これ夫子にはやく仕官の志をやめて、かくれられよとすゝむるなり、○接輿夫子を鳳になずらへて、又其德の衰へたるをかなしみ、これを諷じてかくれしめて、又其禍の及ばんことをおそる、蓋し夫子をたつとぶことを

孟氏は下卿なり、季氏と孟氏との間ほどの禮を以て、待せんとなり、

曰、吾老矣不能用也、

史記の世家を按ずるに、此時景公尼谿の田を以て、孔子を封ぜんとす、晏嬰これをとゞめて云く、孔子を用ひて世をかさぬとも、其道をえつくし玉はじと、景公これにまどひ、ついに此詞を以てして、其事をやめられけり、

孔子行、

上文の言、景公夫子と對面の語にあらず、蓋し自その臣につげていへるを、夫子きゝて、則齊を去て、魯に反り玉ふ、

○齊人歸女樂、

女樂は、妓女の舞樂なり、夫子齊より魯にかへり玉へば、定公季桓子これを用ふ、則司寇となりて、宰相のことを、かね行ひ玉ふ、わづかに三月にして、魯國大いに治る、齊これを見て云く、かくの如くは、魯必天下に覇たらん、然らば齊ちかくして、まづうちとられんと、こゝにをいて、女樂をしたてゝ、これをゝくり、魯に孔子をいみて、しりぞけん、はかりごとをなせり

季桓子受之、

季桓子は、魯の大夫、名は斯、此時政の權柄、桓子にあるによりて、桓子これをうくと云、實は定公にすゝめて、うけしめたり、

三日不朝、

桓子定公と共に、女樂を見てをぼれたのしみ、三日の間、朝務をすてゝ行はず、

孔子行、

夫子の賢をたつとばずして、女樂をうけ、朝政にをこたりて、三日これを見る、夫子その共にすることあるに、足らざるを見て、則位をすてゝ、國を去り玉ふ、○范氏おもへらく、三仁下恵の出處を記して、中道をさだむるに、聖人の行ることを以てす、これ聖人を以て中庸の道を明さんとなり、蓋し三仁下恵はいまだ中

○柳下惠爲士師、
士師とは、うつたへをきく官なり、
三黜、
罪なくて、しりぞけらるゝこと、たび〳〵に及べり、
必しも三度と云にあらず、
人曰、子未可以去乎、
或人つげて云く、子かくの如くにても、なをいまだ此國を去られざるかと、これ惠を諷じて、魯を去て、他國に仕へしめんとなり、
曰、直道而事人、焉往而不三黜、
われ道をなをくして、人につかへば、いづくにゆきて仕るとも、亦かくの如くなるべし、然らばなんぞ他國にゆかんやと、
枉道而事人、何必去父母之邦、
父母の邦とは、魯をさして云、これ又さらに詞をまうけて云、われもし道をまげて、人につかへば、此國にても、しりぞけられじ、然らばなんぞ必しも、父母の本國を去らんと、蓋しみたびしりぞけらるれども、去らずして、その辭氣ゆるやかなること、かくの如し、いはゆる聖の和なり、然れども、その道を枉ることをえせざる意は、確乎としてまぬくべからざる所あり、いはゆるすゝむに賢をかくさず、必其道を以てすと云これなり、○胡氏の云く、これ必孔子これをことはるの言ありて、これを失へるならんと、

○齊景公待孔子、
待すとは、俗に云あひしらふことなり、夫子齊に至り玉ふ時、景公よろこびて、その待遇のほどを、はかられけり、
曰、若季氏則吾不能、
季氏は、魯の上卿強臣にして、君これを待すること、甚たつとし、よりて云、それほどには、えせじと、
以季孟之間待之、

て發すらし、そのたがためにすることを知らずと、蓋し聖人かろぐ〱しく人をたゝず、况や晩年にして道にすゝむ者あるによりてなり、

微子第十八

此篇多く聖賢の出處を記す、

微子去之、

微は、國の名、子は、爵、名は啓、殷の帝乙の庶長子にして、紂が兄なり、紂無道にして、殷ほろびんとす、箕子比干その元子なるを以て、微子をすゝめ、のがれ去て、祖宗の祭りを存せしむ、微子すなはち荒野にのがる、武王紂に克つに至りて、周に歸す、武王殷の餘民を以て紂が子武庚を封ず、成王の時、武庚そむきけるによりて、これを誅し、微子を宋公に封じて、殷の後とす、

箕子爲之奴、

箕も、國の名、子は爵、紂が伯叔の親なり、紂をいさめければ、則とらへて奴とす、箕子つくりものぐるひになりて、其辱をうけたり、

比干諫而死、

比干も、紂が伯叔の親なり、紂をいさめければ、則ころしけり、

孔子曰、殷有三仁焉、

殷の後たえほろぶるに、忍びざるを以て、微子一人は去らざることを得ず、箕子比干は、同姓の宗臣なればさらずしていさむべし、そのとらはるゝと、ころさるゝとは、遇ふ所にかゝりて、自とる所にあらず、此三人のしわざ、その跡よりみれば、ことなりといへども共に同く至誠惻怛の意より、出たる故に、みな愛の理にもとらずして、心の德をのづから全し、よりて共にこれを仁なりとの玉ふ、○楊氏の云く、此三人、をの〱本心を得たり、この故に、これを仁と云と、本心とは、本然の良心をさす、もつぱら良心の發するまゝにして、少も私意のまじはりなし、これ本心を得て、失ふ所なきなり、

惡訐以爲直者、

訐くとは、人のかくれたる私を、せめあらはすことを云、これを以て自正直なりとするぞ、上の四つは、たゞ不善にして、德にもとれる者なり、此三つは、これ善をかさりて、德をみだる者なり、聖賢のにくむ所、たま〳〵兩様あがれるなり、優劣あるにあらず、〇尹氏の云く、聖賢のにくむ所、かくの如し、いはゆるたゞ仁者のみよく人をにくむなり、

〇子曰、唯女子與小人、爲難養也、

女子は、婢妾をさす、小とは、奴僕をさす、養ふとは、處置待遇するにつきて云、これらは輕賤なりといへども、反てたゞこれのみ、養ひがたき者なりとぞ、

近之則不孫、

これになれちかづけば、をごりて遜順ならず、

遠之則怨、

うとみしんぞけて、これにとをざかれば、必上をうらむ、此二句これその養ひがたき故なり、蓋し婢僕も必家內にある者なれば、まさに忽略せずして、これを養ふ道を、思ふべしとなり、〇朱子の云く、君子の臣妾にをける、莊以てこれにのぞみ、慈以てこれをやしなふ時は、則二つの者のうれへなしと、蓋し莊なれば、これになるゝにあらず、慈なれば、これをうとむにあらず、此二つの者かねほどこして、相なすべし、

〇子曰、年四十而見惡焉、其終也已、

人の血氣、三十にして壯なり四十にして定まる、この故に、四十を、成德の時とす、これをすぐれば、おとろへにむかふ、その善のいまだうつらざる者、ついにうつるに及ばず、その過のいまだ改めざる者、亦ついに改むるに及ばずして、なほ人に惡くまるゝことあれば、人品こゝにをはんぬるのみ、これ人の時に及んで學をつとむべきことをあらかじめいましむるの教なり、一說に、蘇氏の云く、これ亦ためにすることあり

せずと云ことなし、疑らくはにくむ所なけんと、而してわれはにくむ所の者あるによりて、これをとふ、

子曰、有ㇾ惡、

君子は好惡公なるによりて、理のまさにゝくむべき所は、にくまざることを得ず、

惡ㇾ稱ㇾ人之惡ㇾ者、

君子は善をあげて、惡をかくす、好んで人を惡稱するは、仁厚の意なし、况やその稱する所、必しもあたるまじきをや、

惡ㇾ居ㇾ下流而訕ㇾ上者、

下流は、下位に同じ義なり、訕上とは、或は上の過をあげて評議し、或はその人をいみて、そしること實にすぐるの類、みな忠敬の心なきなり、

惡ㇾ勇而無ㇾ禮者、

勇を好んで、無禮なる者は、悖亂をなす

惡ㇾ果敢而窒者、

果敢とは、事を決斷するに、はゞかることなきを云、これ亦剛勇の德なり、窒るとは、理勢のふさがりて、行はるまじきをもはからず、卒然として、みだりにすることを云、上四つの者は、みな俗をやぶり、政をさまたぐる故に、君子これをにくむ、

曰、賜也亦有ㇾ惡乎、

夫子子貢が發問の意、必その心にも、にくむ所あることを知る、この故に、すでに自こたへをはりて、又これをとふ、

惡ㇾ徼以爲ㇾ知者、

此より子貢のこたへなり、事をひそかにうかゞひとつて、これを以て自智ありとするぞ、

惡ㇾ不ㇾ孫以爲ㇾ勇者、

孫は、したがふなり、傲虐にして遜順ならず、自これを以て勇ありとするぞ、

不有博弈者乎、爲之猶賢乎已、

博は、雙六の類、釆をうちて、十二碁をつかふ、弈は、即今の圍碁なり、云意は、世に博弈と云者はなきか、これをするだもなほやめて心を用る所なきにまされりと、然れども、聖人人に博弈せよとの玉ふにあらず只その心を用ることなきが、不可なることを、甚しくの玉へる詞なり、○或人とふ、もし心を用ふべきことなくば、靜坐せんや、饒氏の云く、靜坐する時は須く敬を主とすべし、即これ心を用る所あり、もし敬を主とせざれば、靜坐し得ず、心はこれ活底の物なり、もし用る所なければ、放僻邪侈せずと云ことなからまくのみと、案ずるに、張子の云く、言に教あり、動に法あり、晝はすることあり、宵は得ることあり、息に養ふことあり、瞬に存することありと、これ心を用るの様子なり、

○子路曰、君子尚勇乎、

子路己がたつとぶ所を以てとふ、

子曰、君子義以爲上、

これを以て、上等のことゝす、即亦これをたつとぶ義なり、云意は、勇は美德なりといへども、君子の上とする所は義にありて、勇にあらずと、

君子有勇而無義爲亂、

此君子は、位を以て云、君子勇あれども、義なければ、其勢により、理にさかひて、亂をなすことあり、

小人有勇而無義爲盜、

小人も、位を以て云、小人勇あれども、義なければ、其力をたのみ、欲をほしいまゝにして、盜をなすことあり、尹氏おもへらく、義以て上とする時は、その勇たること大いなり、子路勇を好む、この故に夫子此を以て、勇の失を救へり、胡氏の云く、疑らくは、これ子路初めて孔子にあふ時の、問答ならん、

○子貢曰、君子亦有惡乎、

君子とは、暗に孔子をさして云、君子は仁にして、愛

此より親の喪必三年するの故をとく、

夫三年之喪、天下之通喪也、

凡喪は、期より以下、天子はたつ、諸侯はそぐ、たゞ父母の喪は、貴賤となく、其恩ひとしき故に、天子より庶人に至るまで、皆三年す、この故に、天下の通喪と云、

予也有三年之愛於其父母乎、

予も亦三年の恩愛を、その父母よりうくることあらんに、何とて親のために、忍びざる心なきぞと、これを以て、宰我につたへきかしむ、もしよく反り求めてついにその本心の仁愛を、思ひ得ることあらんかとなり、○一説讀書錄におもへらく、子生れて三年にして、然して後に父母の懷を免ると云を、傳者以て喪三年するの故とす、然る時は、これ報服にして、正服にあらず、蓋し父の慈子の孝は、みな心の自然にして、いはゆる仁なり、父の子にをける、これを懷にすること三年、これのみを以て、父たるにあらず、然るに子たゞ三年の喪をかへさんやと、案ずるに、三年懷抱の恩は、人子必三年する故の、至節なる者をあげて、つげ玉ふなるべし、それ父母の恩きはまりなく、孝子の情も亦かぎりなし、聖人これが中制をたてゝ、喪三年と、さだめ玉ふばかりなり、然れば、父母三年の愛は、喪をこれに象るといはゞ、なほ可なり、これに報ふといはゞ、不可なり、朱子おもへらく、聖人つねにいまだかつて、仁を以てかろ〳〵しく人にゆるさず、亦いまだかつて、不仁を以てみだりに人をたゝず、然るに今予が不仁なるとの玉ふは、これその人たるの良心、ほろぶればなり、

○子曰、飽食終日、無所用心、難矣哉、

凡人たる者、時として心を用ひずと云ことなし、もし食をあくまでにし、日をくらして、心を用ることなき者は、そのかくの如くにして、をへなんことを、必としがたしと、これをあやぶみ、これをおしみて、なげき玉ふことばなり、

て心に反り求めて、自その安んずるに忍びざる所を、思ひ得せしめまく欲してなり、

曰、安、

宰我天子の激發を察せずして、なほ其情のまゝに、こたへけり、

女安則爲之、

汝が心に安んせば、則汝みづからこれを爲せよと、これ宰我をたつの詞なり、

夫君子之居喪、食旨不甘、聞樂不樂、居處不安、故不爲也、

不爲とは旨きを食ひ、樂を聞き、君を安んずることをせずとぞ、これ成語をひきて、稻と錦を用ひざるの義を、つぶさにのべ玉ふ、たま〳〵衣のことに及ばざれども、亦以てこれをかぬべし、すでに宰我をたつといへども、なほ又これをつげて、その忍ひざる心の端を、ひきうごかして、以てふかくその察せざることをさとし玉ふ、

今女安則爲之、

君子は必これを安んせず、今汝安んせば、則これをせよと、再かくの玉ふは、いたくこれをせめてなり、

宰我出、

宰我すでにせめられて、退出す、

子曰、予之不仁也、

宰我かさねてうけこたへなくして出ける故に、夫子かれもしまことに安んずべきこととして、これを行はんことを、をそるによりて、其本の不仁を、さぐりいたして、明にこれをさしいへり、云意は、その本不仁なるによりて、親を思ふ心うすきこと、かくの如しと、一説に、只これ宰我が親を思ふ心うすきによりてこれを不仁なりと、おとしめ玉ふなり、その故を推て云にあらずと、

子生三年、然後免於父母之懷、

三年不レ爲レ樂、樂必崩、

句義上に同じ、此二段は、人事にこゝろみていへるなり、

舊穀既沒、新穀既升、

一年みつれば、ふるき米穀、すでにはみつくして、あたらしき米穀、又すでになりて、出來るなり、

鑽燧改火、

燧は、木燧を云、ひぎりなり、これを鑽るとは、きりもみて、火をとるぞ、古は四時ときごとに、その時色の木をきりて、火を改め、其性にしたがひ、其氣を達するによりて、火災をなさず、人これを食して、疫なし、これ一年には、時火みなかはりて、又もとの木の火にかへる、此二段は、天時にこゝろみていへり、

期可已矣、

三年の喪を期にしてやまんこと、宜なりと、これ宰我上文をすべて、己が意をいひ出せり、〇凡そ景氣時物の、うつりかはるにふれて、孝子は親らしたしく大切なるに、宰我はこれを以て、喪を除くべき、時節とすること、甚本意にそむけり、尹氏おもへらく、喪をみじかくせんと云こと、下愚すらはぢて、いはざる所なり、宰我聖門に學びながら、これを以てとふこと、諸弟子いさゝか心に疑ふことあれば、自是とせず、必うちあらはして、とひたゞす故なり、

子曰、食夫稻、衣夫錦、於女安乎、

稻は、米の通稱とすることあり、亦糯米の名とすることあり、粳米は、喪に居ても食す、これは糯米をさして、下の錦に對して、共に衣食の美なる者を云なるべし、それ三年の喪は、期にして小祥するの後も、なほ疏食水飮して、はじめて菜果をくらふ、服にはねり布の冠き、布の衣に、うすぐれなひのもとをして、いまだ腰絰をぬがず、よりての玉はく、期にして喪をのぞきて、則衣食の美なるを用ること、汝が心において、安んずるかと、蓋し宰我がとふ所、人子の本心を失へる、まどひある故に、夫子かの禮樂の壞崩期年三年の是非をさしをき、只此言を以てなじりとひ、かれをし

さんとなり、然るに子貢領會したることたへなければ、なをこれをさとらざるならん、そもく\これいまだ性と天道とをきかざるの前にある歟、〇此章、前篇に吾なんぢに隱すことなしと云章と、互に相發明す、前章にあらざれば、言ふことなからんの故を見ることなし、此章にあらざれば、隱すことなきの實を見ることなし、

〇孺悲欲レ見二孔子一、孔子辭以レ疾、

孺悲は、魯人哀公これをして、士の喪禮を、孔子に學ばせられし者なり、時に來りて、夫子にあはまく欲す孺悲この時に、必罪を夫子にうることあらん、よりて夫子疾を稱して、辭してあひ玉はず、

將レ命者出レ戸、取レ瑟而歌、使二之聞一レ之、

命をゝこなふ者、夫子の言をうけて、孺悲につたへんとして、室の戸を出る時に、夫子瑟をとり、歌にのせひきて、孺悲にきかしめ、これをして、わが辭することは疾にあらざることを知て、自その罪を思はしむ、そのこれを絕つ内において、なほこれを敎ることをわすれず、即孟子のいへるこれをいさぎよしとして、敎誨せずと云者にして、亦深くこれを敎るゆへんなり、

〇宰我問三年之喪、期已久矣、

一年の喪は、父母の喪なり、期は、年ひとめぐりを云、宰我おもへらく、三年の喪は、古禮なりといへども、期に至るまでも、すでに久しければ、必しも、三年すまじきことなりと、これ心に安せざる所あるによりて、夫子に疑ひとへり、

君子三年不レ爲レ禮、禮必壞、

此より期もすでに久しと云の意をのぶ、君子は禮樂しばらくも身をさらず、然るに三年喪に居て、禮を講せずば、禮必やぶれてすたれんと、

とは、かたぶきやぶるゝなり、利口の人、よく是非を一言半句の内に顚倒して、きく者をして、察を入るゝひまなく、則悅んで信ぜしむ、よりて國家のいきほひつよくして、やぶりがたき者なりといへども、利口の說によりて、たちまちにこれをくつがへすことあり、この故に、君子はふかくこれをにくむ、〇范氏の云く天下の理、正くして勝つ者常に少し、正しからずしてかつ者、常に多し、聖人これをにくむゆえんなり、利口の人は、是を以て非とし、非を以て是とし、賢を以て不肖とし、不肖を以て賢とす、人君もし悅んで、これを信する時は、則國家のやぶるゝことかたからず、

〇子曰、予欲無言、

聖人の心、渾然として天理なり、この故に、その動靜語默、みなこれ天理の發見流行する處にして、敎に非ずと云ことなし、それ云ことをまたずして、あきらかなる者あり、學者よくこれをみそなはせば、處にしたがひて、つねに得ることあり、もし只言語の間にのみ求れば、則その言を得れども、その然るゆえんを得ず、況や言語の外にもれて、これを得ざる者多きをや、よりて夫子此言を發して、門人をさとせり、

子貢曰、子如不言、則小子何述焉、

言ふとは、敎を以て云、述るとは、學ぶを以て云、子貢は言語を以て聖人を見る者なり、よりて夫子の言をうたがひて、これをとふ、蓋しその言語の外も、みな敎なりとの玉ふ意を、いまださとらざるならん、

子曰、天何言哉、四時行焉百物生焉、天何言哉、

天何をか云や、もの云ことなけれども、その四時のめぐりゆくことやます、百物の生生することきはまりなきは、この道理、發見流行の實に、あらずと云ことのなきこと、をのづからあきらけし、聖人の一動一靜も、その妙道精義の發する處に、あらずと云ふことなし、それ亦天ならくのみ、豈云ことをまちて、あらはれんや、再天何をか云やとの玉ふは、深く子貢をさと

蕩とは、肆なるが、自私自利によりて、大法にはづるゝことあるを云、これ本來の眞を失ひて、只疾と云のみにあらざるなり、下の句も亦例同じ、

古之矜也廉、

矜とは、己をたもち守ること、よろしきを云、廉とは、するとせざるとの間、かどだちて、甚きはどきを云、これ行きすぎたる疾の模樣なり、

今之矜也忿戾、

忿は、いかり、戾は、もとるなり、人われにくみせざれば、これをいかり、人の不廉を見ては、これに戾り、只人にまさらんことを求めて、あらそふに至るぞ、

古之愚也直、

愚は、知の不及によりて、理非にくらく、只その情にまかせて、ただちに行ふ、これ直なり、

今之愚也詐而已矣、

その理非にくらくして、自私自利する者は、いつはりをするより、外のことなし、その或は思ひちがへて、詐にながるゝことあるも、亦自これをさとらず、よりて云詐ならくのみと、

○子曰、惡紫之奪朱也、

此と下の句とは、末の利口をにくむことをおこさんためのよせことなり、紫は、間色にしていやし、朱は正色にして貴く、又盛美なりといへども、紫色の婉麗最人の情欲にかなへるを以て、これを好む者多くして、朱の美をむばふに至る、よりて君子はこれをにくむなり、

惡鄭聲之亂雅樂也、

鄭聲の義、前に見えたり、雅樂とは、雅は正なり、古の正樂を云、雅樂は貴けれども、其音あはしく、鄭聲は邪なれども、其音淫にして、人これにをぼれやすし、よりて雅樂をみだるなり、

惡利口之覆邦家者、

利口は、くちときぞ、辨口のすみやかなるを云、覆る

富貴をうるを云、患得之とは、これを得んことを求る内に、なほ必しも得まじきことを患るなり、

既得之、患失之、

永くこれを得んことを はかる内に、なほこれを失はんことを患るなり、

苟患失之、無所不至矣、

これを患る意、小きなる時は、癰をすひ、痔をねぶることをも、甘んじて これをなす、その大いなる時は、父と君とを弑すことをも、はゞからずして これをなす、これ至らずと云所なきなり、これそのいまだ得ざる時よりも、患る意いよ／＼深き故に、かくの如し、

○胡氏許昌の靳裁之が言をのべて云く、士の品大概三つあり、道德に志す者は、功名を以て其心を累はすにたらず、功名に志す者は、富貴を以て其志を累はすにたらず、富貴に志すのみなる者は、則至らずと云所なし、富貴に志すは、即孔子のいはゆる鄙夫なり、

○子曰、古者民有三疾、今也或是之亡也、

此章は、學者君子をのぞきて、平民に古今かはりあることを論ず、凡そ疾とは、氣血の平かならざるを云、よりて人の氣質の性に、過不及の偏あるをも、疾といへるなり、されど古の民は、すなほにて、疾あれども、その本來の眞を失はず、今の民は、自私し自利する心ふかき故に、世と共にみな變じて、邪惡なる故に、只これを疾と云のみにあらざるなり、よりて夫子の玉はく、古の民には、其疾大やう三つあり、今の民には古の疾たにも、亦なきにてあるべしと、世のます／＼おとろへたることを、いたみてなり、

古之狂也肆、

狂とは志し願ふ所、甚高きを云、これ知のすぎたる疾の名なり、肆とは、小節にかゝはらざるを云、狂なるによりて肆なるは、これ病症の常にして、なほ本來の眞なり、下の句例みな同じ、

今之狂也蕩、

上たる德なし、民間において、そのたとへをとるにそれなほ穿窬をする、ぬすびとの如き歟と、その實なく、名をぬすんで、人の知らんことを恐るゝを、以てなり、○人の色溫而內險きは、此章に云所と、相そむきてこれ亦姦宄の賊と同じ、こゝには只上に居て、下にのぞむの莊に、似て非なる者を、云なるべし、

○子曰、鄕原、德之賊也、

鄕とは、鄙俗なる意、原は、愿と同じ、謹で厚き義なり、鄕原とは、士君子の公論にあらずして、只鄙俗の中にて、みな稱して愿人とする者なり、その人となり、くだれる俗と同じうし、にごれる世と共にして、たれにもよくいはるゝやうにするを以て、中庸の君子にまざるゝ所あり、これ德に似て德にあらず、反て德をみだること、莠の苗をみだるが如くなるによりて、德の賊と云、賊とは、そこなふ意、深くにくみての詞なり、詳に孟子の末篇に見えたり、

○子曰、道聽而塗說、德之棄也、

道とは、その立つ所のみちを云、塗とは、ゆくさきの道をさす、善言をきくといへども、心に味はひ、身に體することをせずして、道にてきいつることを、即亦その道にてかたるが如く、凡そきく所を、只人にときゝかすばかりにとる者あり、それ德は、得なり、これを心に得て、わが物となるを云、善をきくことあるは、即これ得ることあるの機會なり、然るを只きゝ入れて、即とき出すは、これまさに得んとして、又みづからこれをすつるなり、よりてこれをば、德をすつと云なり、○荀子が云く、君子の學は、耳に入て心に着く、小人の學は、耳に入て口に出づ、口耳の間は、四寸ならくのみ、なんぞ以て七尺の軀を、美くするに足らんや、

○子曰、鄙夫可與事君也與哉、

鄙夫は、いやしきおとこなり、行實あしく、智見くらき者を云、鄙夫はこれと共に心をあはせて、君につかへられんや、決して共につかへられざる者ぞとなり、

其未得之也、患得之、

此よりその共につかへられざる故をとく、得るとは、

面而立也與、
これ二南をまづよく學ぶべき故をとく、牆は、ついぢなり、蓋しその詩みな文王身おさまり、家とゝのほるの風化にして、最人倫日用の、親切なる所のことなり、よりて人たる者、これを學びざれば、まむきに牆にむかひて、だてるが如けんと、云意は、その至りて近き所にしても、一物も見ず、一歩もゆかれまじきぞ、知行共にふさがるべきことをいへり、

○子曰、禮云禮云、玉帛云乎哉、
玉は、圭璋の類、帛は、束帛のまきぎぬ、みな禮のさゝげ物なり、世の人つねに禮といひ禮といふ所の者其實はたゞ玉帛のみを云にあらずと、云意は、心に存する敬を本として、これを行ふに、玉帛を以てす、これ禮なりと、蓋し敬は本なり、玉帛は末なり、時の人たゞ末のみを事とする故に、これをすくはんとして、かくの玉へり、

樂云樂云、鐘鼓云乎哉、
鐘鼓は、樂のなり物なり、心に存する和を本として、これを發するに、鐘鼓を以てす、これ樂なり、句義上に同じ、○程子の云く、禮は只これ一つの序なり、樂は只これ一つの和なり、只この兩字、多少の義理を、ふくみたくはふ、天下一物として、禮樂なしと云ことなし、學者すべからく識り得んことを要すべしと、序は物のついでなり、此序と和とは、心の敬と和との行はるゝ事につきて云、心事かねあはせ見て、其義これ至し、

○子曰、色厲而內荏、
色とは、顏色を主として、亦すべて一身にあらはる者を、かねて云、內は、心なり、內柔弱なる故に、外に威嚴のいろかたちをなして、人におもんじ、をそられまく欲するぞ、下文を以て見れば、これ位にある者につきていへるならん、

譬諸小人、其猶穿窬之盜也與、
小人は、平民をさす、穿は、かべをうがつ、窬は、牆をこゆるぞ、上に云ごとくにして、其下にのぞむ者は、人の

がへみる所あり、これを見る時は、則自ら戒めたゞすことを知る、

可以羣、

詩を學ぶ者は、その情溫厚和平なる故に、よく衆と共に居て、そむきもとらず、亦よくそれと共に、ながれざるなり、

可以怨、

相親しき間にて、怨むべきことを、うらみざれば、うとみて、情を失ふことあり、溫厚和平なる者、これを怨むれば、怒るに至らずして、人を感ずるにたれり、

邇之事父、

ちかくは以て親につかへて孝あるべし、

遠之事君、

遠くは以て君につかへて、忠あるべし、蓋し人倫の道詩にそなはらずと云ことなし、此二句は、只その重き所をあぐ、

多識於鳥獸艸木之名、

上六つの餘りには、又多識の益をとるに足れり、凡そ詩に出る所の名物、只その名をしるのみにあらず、亦その比興にとる所の義を知るべし、これ格物の一端なり、○詩を學ぶの法、此章これを盡くせり、學者よろしく心をつくすべき所なり、

○子謂伯魚曰、女爲周南召南矣乎、

周南召南は、詩の首篇なり、周召は、みな岐周の故地にして、周公召公の領地となる、文王の德化、岐周より南方の諸侯の國に及ぶこと、此詩にある故に、南と云、周公召公諸侯をわけ治めて、其の化をこなはれける故に、周召を以てわかてり、これ詩を學ぶ者の、はじめによくきはめしるべき、所なるによりて、これを告げ玉ふ、

人而不爲周南召南、其猶正牆

蕩とは、うきたゞよふ義なり、知を明にすることを好めども、學を好まざれば、實をわすれ、虛にはせ、高く廣かるべきことのみをきはめて、ふみ止まる所なし、これ其蔽の蕩なるなり、

好信不好學、其蔽也賊、

賊とは、物をそこなふを云、事その信を必として、利害をかへりみれば、あながちにする所あれば、或は以て人をそこない、或は以て己をそこなふ、

好直不好學、其蔽也絞、

絞は、しぼるなり、何事も只ありのまゝにのみして、事理人情をはかるの、ゆるびなきことを云、

好勇不好學、其蔽也亂、

勇は、いさみて、果すこと急なり、よりて其しわざ、ほしいまゝにて、人をしのぎ、物をやぶることあり、これ亂なり、

好剛不好學、其蔽也狂、

氣質こはくつよきまゝなれば、さはがしく、あらき蔽あり、これ狂なり、○此章六つの者、仁智は道理の大名目なるによりて、まづこれを云、その信直勇剛の蔽は、みな子路のたらざる所あるによりて、これを告るならん、

○子曰、小子、

門人をよびかけてなり、

何莫學夫詩、

詩學をすゝめ玉ふ、

詩可以興、

これより詩學の益をとく、興すとは、人の志意を感じおこすことを云、蓋し詩によしあしあり、ほめそしりあり、これを學ぶ時は、よくその善を好み惡をにくむ心を感發する所あるなり、

可以觀、

感發の心によりて、亦よくわが行ふ所の得失を、かん

作用あるなり、○張氏の云く、子路昔者の聞ける所は君子身を守るの常法、夫子今日のいふ所は、聖人道に體するの大權なり、然れども、夫子公山佛肸が召にをいて、ゆかまく欲すること、天下に變ずべからざるの人なく、爲べからざるの事なきを以てなり、そのついにゆかざること、其人ついに變ずべからず、其事ついにすべからざることを、知れるのみ、一つは則物を生すの仁、一つは則人を知るの智なりと、蓋し子路公山が召ぶ時に疑ふ所、すでに聖人の說をきくといへども、こゝに至りて又これを疑ふ、自かへり思ひて、ついに安んずること、あたはざればなり、よく聖人を學ぶ者といひつべし、いまだ聖人の地位に、至らざる者の如きは、寧子路を學びん、然らずば口を聖人に借りて、亂賊の徒につかへ、其身をはづかしむることを、免れじ、豈うすらがず、くろまざることを得んや、

○子曰、由也女聞六言六蔽矣乎、

蔽とは、さへぎりおほはるゝ所あるを云、六言六蔽とは、人の德たる言の名目に、各一つの蔽あることを、あはせ云なり、

對曰、未也、

いまだきかずと、

居吾語女、

禮に、君子とふこと端をあらたむれば則起ちてこたふ、子路夫子のとひをうけて、起て未也とこたへける故に、夫子座にかへして、告げ玉ふ、

好仁不好學、其蔽也愚、

此より下、仁知等、これ一言也、みな作用につきて云、行に屬す、學は、その仁智の理を、明にすることを云、知に屬して、行に對するなり、人仁愛を好むといへども、亦學を好まざれば、人を愛するによりて、己を失ひ、おとしいれられ、しゐらるゝことあり、これその蔽愚なるなり、

好知不好學、其蔽也蕩、

也、
其身において、われとみづから不善をするは、人にせまられ、まきこめられなどして、やむことを得ず、こねをするにあらざるを云、かくの如くなる者には、君子その里にだも、入らずとなり、

佛肸以中牟畔、子之往也如之何、

いかゞあらん、然るべからずと云て、これをとゞむ、蓋しかれ夫子をけがさんことを、恐れてなり、

子曰、然、

子路の云所、是なりとぞ、

有是言也、不曰堅乎磨而不磷、

云意は、われなんぢが聞きつる如く、云しこともあり又われ堅きことをいはずや、みがけどもうすらがざる者ありと、これ舊説なり、一説に、曰の字を、夫子のかつていへる言とせず、唯今日の詞にして云く、その堅きことをいはざらんや、磨けどもうすらがざる者ありと、此説まされる歟、

不曰白乎涅而不緇、

涅とは、黒色をそむる者也、句義上に同じ、此二句云意は、人の不善、己をけがすことあたはずとなり、

吾豈匏瓜也哉、

匏瓜は、ひさこうりの類、俗に云ふくべなり、云意は、われ豈匏瓜のうごきはたらかざるが如くに、作用なき者ならんやと、

焉能繫而不食、

只これ上の句の意を延して云、なんぞよく匏瓜の、一處につりかゝりて、飲食せざるが如くなることを得んと、食はずとは、唯作用の一事につきて云、別に意義なし、此二句、夫子の可もなく、不可もなくして、行藏進退、自由なる所を見つべし、蓋し必うすらがず、くろまざるの本體ありて、然して後に、匏瓜ならざるの

ず、敏は、ときなり、心をこたらず、惠は、めぐみあり、心うすからず、よく此五つの者を行ひて、わすれざる時は、内その心の德、つねに存じて失はず、外に行ふ處も、亦みな其理を得て、あやまたず、心存じて理得る時は、則仁の體用全し、然れども、仁は百行萬善、かねそなはらずと云ことなし、此五つの者は、これ子張がたらざる所によりて、つげ玉ふなるべし、

恭則不侮、

此より又五つの者の效をとく、恭なる時は、人己をあなどらず、

寛則得衆、

寛なる時は、衆をうけいれて、失はず、

信則人任焉、

信なる時は、人たのみよりて、うたがはず、

敏則有功、

敏なる時は、事成りて、いさをしあり、

惠則足以使人、

惠なる時は、人なつきて、これをつかひ用るにたれり、一說に、五つの名目と、其效をの玉ふ言とを見れば、民の上に居る者を主として、云に似たり、これ子張すでにいで仕へたる時のこと歟と、○張氏の云く、よく此五つの者を、天下に行ふ時は、その心公平周偏なること知ぬべしと、蓋し人心をつねに存して、事理を失はざる者は、則その心を用ること、必おほやけに、たいらかにして、あまねく、ゆきわたらずと云となし、即これ仁なり、これ五つの者の、天下に行はるゝ所より、其心ををし知るの說なり、

○佛肸召、子欲往、

佛肸は、晉の大夫趙簡子が中牟邑の宰なり、その邑に據り、主にそむきて、夫子をよび、夫子ゆかまく欲する意、公山弗擾が事と同じ、

子路曰、昔者由也聞諸夫子、曰、親於其身爲不善者、君子不入

子路不說、

子路夫子のかの聘をうけ玉ふを見て、悅びず、

曰、末之也已、

云意は、今道すでに行はれずして、ゆく所なきに、きはまれりとぞ、

何必公山氏之也、

つとめて夫子のゆかんとし玉ふを、とゞむるなり、

子曰、夫召我者、而豈徒哉、

それ人われをよぶ者として、豈むだことならんやと、

云意は、必我を用ひんとなり、

如有用我者、吾其爲東周乎、

爲東周とは、周の道を、東方におこさんとぞ、周は中國の西にあり、魯は東海に近きを以て、かくいへり、

云意は、もし今我を用る者あらば、再周道をこゝにおこさんと、唯これ子路夫子のいで玉ふことを、するどにとゞめんとする意に、こたへてなり、その弗擾にゆかまく欲する意、かくの如しとの玉ふにあらず、○程子おもへらく、聖人天下にすることあるまじき時なく、亦過を改むまじき人なしと、思へるによりて、弗擾にもゆかまく欲す、然れどもついにゆかざること、その必改ることあたふまじきを、知るが故なり、

○子張問仁於孔子、孔子曰、能行五者於天下爲仁矣、

五つの目下に見えたり、これを天下に行ふとは、ゆくとして行はずと云所なきを云、なほ夷狄にゆくといふとも、すつべからずと云が如し、

請問之、

五つの者の目を、こひかけてとふ、

曰、恭寬信敏惠、

恭は、うや〳〵しきぞ、心はなたず、寬は、ゆたかなり心せは〳〵しからず、信は、まことなり、心いつはら

曰、君子學道則愛人、小人學道則易使也、

君子小人は、位を以て云、道とは、泛く云て、禮樂も亦其中にあり、これ蓋し夫子の常言ならん、子游これをひきて云意は、君子小人、みな道を學びずはあるべからず、よりて、小邑なりといへども、必教るに禮樂を以てすと、

子曰、二三子、

つれたる門人を、よびかけてなり、

偃之言是也、

道理正しければなり、

前言戲之耳、

雞をさくの言は、たはぶれていひつると、此二句子游が道を信ずることの篤きことをよみんじ、又門人のきゝまどひあらんことを恐れて、その實を明し玉へるなり、○それ政をするに大小あり、然れども、その大小にしたがひて、禮樂を用ることは、かはりなし、但衆人これを用ることあたはずして、子游よくこれを用ふ、夫子思ひかけず、絃歌の聲を聞きて、深く喜び玉ふ故に、其詞をうらがへして、これを戲れ玉ふ、然るに子游正道を以てこたへけるによりて、則其言を是なりとして、自その戲れを、明し玉へるなり、

○公山弗擾以費畔、

公山は姓、弗擾は名、季氏が費邑の宰なり、陽虎と共に、季桓子をとりこめ、自その邑に據り居て、季氏にそむけり、畔くとは、臣服せざるなり、

召、

夫子に聘使をつかはして、まねけり、

子欲往、

夫子その聘をうけて、ふせぎ玉はざるによりて、門人ゆかまく欲すとおもへり、必ゆかんとし玉ふにあらす、

○子曰、唯上知與下愚不移、

上知とは、上品の智者なり、下愚とは、下品の愚者なり、此はこれ上の章をうけて云、人性相近きが中に、又その美悪一定して習ひのよく移す所にあらざる者二つあることをの玉ふ、然れども、唯これのみうつらずとの玉ふ時は、その中等にある人は、みなうつるべきの意あり、蓋し中才の人、最多き故に、みなまさに、その習ふ所を、つゝしむべきことを知らしむるなり、或人おもへらく、此と上の章とを、合せて一章とすべし、子曰の二字は、衍文なるべしと、○程子おもへらく、人性もと善なり、その移られざる者あるは何ぞや、其性はみな善なりといへども、其才は則下愚の移らざるあり、下愚に二つあり、自暴自棄なり、人もし善を以て、自治る時は、うつられずと云ことなし、昏愚の至りといへども、みなひたりみがきて、すゝむべしたゞ自暴者は道を信ぜずして、これをふせぐ、自棄者は道を行はずして、これをたつ、聖人これと共に居るといへども、化して道に入ることあたはず、仲尼のいはゆる下愚なり、朱子おもへらく、下愚の移らざるも、只これ氣質甚をとりて、自移ることをうけごはざる者なり、氣質のをとれる故に移られざるには、あらざるなり、

○子之武城、聞弦歌之聲、

絃歌とは、絃は琴瑟なり、ことひきて、詩をうたふぞ、子游武城の宰たる時に、夫子門人をひきつれて、武城にゆく、子游もいでむかへて、したがへり、こゝに邑人、こゝかしこに、絃歌する聲あることをきけり、

夫子莞爾而笑曰、割雞焉用牛刀、

莞爾は、にことわらふ貌、牛刀は、牛をとくかたなゝり、雞は、邑の小さなるにたとふ、牛刀は、禮樂の敎大いなるにたとふ、云意は、かほどの小邑を治るに、なんぞ必しも、禮樂の敎を用るぞと、其詞はとがめ玉ふに似て、其意は喜び玉ふなり、

子游對曰、昔者偃也聞諸夫子、

らず、始終たゞ道理のことにこたへて、其事を論辨せず、貨が意をさとらざる者の如し、よりて貨も亦しゐて云とあたはずしてやめり、○朱子おもへらく陽貨夫子の德を賓として、あはまく欲する意善なりといへども、その趣、己を助けて、亂をなさしめまく欲するにすぎず、よりて夫子のあはざるは、義なり、その往て拜するは、禮なり、その亡きを時なてゆくは、事體の輕重、相かなはまく欲してなり、みちにあふて、これをさけざるは、かれ必しも化すまじきにあらざるが故に、いたくたゝざるなり、問にしたがひて答るは、理の直きなり、答て辨ぜざるは、言の孫ひて、亦かゝまる所なきなりと、もし他の人これにあはゞ、或は言孫ひて理をまげ、或は理を直くして害をとらん、たゞ聖人のみ、從容としてうけこたへ、自然に道に中れることかくの如し、

○子曰、性相近也、

性とは、人の天にうけ生れて心の體となる者なり、其本理にいづといへども、氣質によらざれば、成ることあたはず、氣質とは、陰陽五行の氣、こりかたまりて人の體質となる者なり、理はもと善なりといへども、氣質に淸濁美惡ある故に、性も亦これと共に成りて、智愚賢不肖、同じからず、然れども、その生るゝ初は、なほ相ちかくして、甚ことなるにあらず、

習相遠也、

生るゝ初に、性相ちかしといへども、生れて後の、ならふ所にそみて、人の品、日々に相とをくなるなり、性善なる者、善にならへば、いよ〳〵善なり、惡にならへば、いよ〳〵惡なるのみならず、善なる者も、惡にならへば亦惡なり、惡なる者も、善にならへば亦善なり、これ其初相近きが故なり○凡そ人性、其本體は善にして、氣質に美惡あり、只渾然として性を云時はみな理を以て氣質をかねて云、此章の如きこれなり、又理を主として云あり、天命性善の性これなり、氣質を主として云あり、犬牛と人との性、食色の性これなり、世にたゞ人の善惡天性にかゝれりとのみ思ひて、習ひによる所の、おもきことを知らず、よりて夫子、人幼少より、ならふ所をつゝしましめんとして、かくの如くの玉へり、

謂孔子曰、來、
貨夫子をわが前へ、よびつくるぞ、
予與爾言、
貨がふるまひ、詞づかひ、甚をごれり、
曰、懷其寶而迷其邦可謂仁乎、
寶とは、夫子の道德をさす、云意は、仁者は、民をあはれみ世をすくふを以て心とす、然るに道德をいだきおさめて、いで仕へず、其國を迷亂するまゝにして居るを、仁者と云べきかと、これ出で仕へられよと、諷してなり、
曰、不可、
これは仁者と、いはれずと、只その道理に、こたへ玉ふ、わか事にうけて、の玉ふにあらず、
好從事而亟失時、可謂知乎、
好從事とは、夫子の諸國をへめぐりて、君を求め玉ふことを云、これ云意は、智者は事の機會を知りて、はづれず、今かなたこなたすれども、しば〳〵時を失ひて、用ひられざるを、智者と云べきかと、これ今つかふべき時節なるに、いでられよと諷ず、
曰、不可、
意仁者の答と同じ、
日月逝矣、歲不我與、
日月は、すみやかにすぎさりて、年なみ、われと共にとゞまらずと、これ夫子すでに老ひ玉ふによりて、はやく出つかへられよと、すゝむるなり、
孔子曰、諾、
これ只こたへの詞なり、然りと云にあらず、
吾將仕矣、
將にとは、かくの如くせんとして、いまだ必とせざるの詞、蓋し夫子必しもいで仕へまじとは、思ひ玉はざる故に、かくの玉ふ、されど貨に仕へんとの玉ふにあ

夫人を寡小君と稱するなり、

異邦人稱之、亦曰君夫人、

他國の人來りて稱するも、亦本國の人と同じ、○吳氏の云く、凡そ論語にのする所、此類の如き者、何と云ことをしらず、或は古にこれあり、或は夫子みづからの玉へり、考ふべからずと、一說に、そのかみ諸國の君、嫡妾の稱謂、みだれて正しからず、夫子これをの玉ふは、亦これ名を正うするの意なりと、

陽貨第十七

陽貨欲見孔子、

陽貨は、魯の季氏が家臣、名は虎、季氏が勢、やゝおとろふ、貨季桓子をとりこめをきて、自國政をほしいまゝにす、時に夫子つかへずして居玉ふ故に、貨相見してときいれ、己につかへしめまく欲す、

孔子不見、

夫子をよびけれども、ゆきてあひ玉はず、

歸孔子豚、

禮に、大夫より士に物をくる時、もし外にありて、自うけざれば、明日大夫のもとにゆきて拜謝す、よりて貨、夫子の家にいまさゞる時をうかゞひて、豚をゝくれり、その來謝によりてあはんとの、はかりことなり、孟子の說によれば、かくの如し、然れども貨は實に大夫にあらず、玉藻の說によれば、大夫のをくり物は、家にうけても、又ゆきて謝す、同輩のをくり物は、家にてうくればゆかず、家にてうけさればゆく、この故に、貨夫子を必きたさんとして、そのなきをうかゞひてをくれり、

孔子時其亡也、而往拜之、

亡しとは、家に居ざる時を云、夫子貨が意をさとれる故に、亦そのなきを時として、ゆき玉ふ、

遇諸塗、

夫子謝しをはりて、かへれる時、貨とみちにてあへり、

教たる、恭倹荘敬なり、よりてこれを學ぶ者、品節詳明にして、外貌みだれず、德性堅定して、内心うごかず、この故によく立なり、

鯉退而學禮、聞斯二者、

云意は、異なる敎あらば、聞くべき時節、兩度に及びしかども、只詩禮を學ぶべしとの、雅言の敎、二つの者を、きけるのみにて、此外には、きくことなしとなり、

陳亢退而喜曰、問一得三、

異聞ありやの一問によりて、三件のことをきゝ得たりと、

聞詩聞禮、

詩禮の必學ぶべき故をきけり、

又聞君子之遠其子也、

聖人其子に敎玉ふも、門人に敎玉ふも、はじめより只一様にして、異ならず、なんぞことさら子に厚きことあらんや、又なんぞ其子に遠ざかるに意あらんや、陳亢これを聞て、喜ぶといへども、亦なをかくの如くおもへるは、私意ふるきによりて、かはらざるなり、

○邦君之妻君稱之曰夫人、

邦君は、國の君、諸侯を云、夫は、扶なり、たすくと云義あり、よく人君の德を、たすけ成すとなり、

夫人自稱曰小童、

夫人自へりくだれる詞、いまだ成人せざる、小わらはの如くに、無知なるとなり、

邦人稱之曰君夫人、

本國の臣民、稱する所、云意は、わが君たる夫人となり、

稱諸異邦曰寡小君、

本國の人、他國の人に對して、これを稱す、小君は、夫人の通稱なり、寡とは、謙詞、德すくなしとなり、君自稱して寡人と云、臣民他國に稱して寡君と云、よりて

有異聞乎とは夫子の敎に、人に異なる、聞きうけの事ありやと、これ陳亢己が私意を以て、聖人をうかゞひ、其子を敎る所、門人よりも厚かるべしと、思ひてなり、

對曰、未也、

異なる敎を、いまだきかずと、

嘗獨立、

ある時夫子、ひとり堂上に立り、

鯉趨而過庭、

尊者のまへをすぐれば、趨りてふるまはず、禮なり、云意は、これ異なることあらば、聞べきの時なりと、

曰、學詩乎、

たれにも常に敎へらるゝ詩學を、すでにしつるやと、とへるのみなり、

對曰、未也、

われこたへて云く、いまだまなびずと、

不學詩無以言、

これ夫子詩學をすゝめ玉ふ詞なり、蓋し詩は、人情に本づき、物理をかね、又その敎たる、溫柔敦厚なり、よりてこれを學ぶ者、事理通達し、心氣和平なる故に、よく物いふ、されどこれ亦人に異なる、示しにもあらず、

鯉退而學詩、

われ退いて、人なみに、詩を學びつるばかりなりと、

他日又獨立、

此より下の句義、みな上と同じ、他日は、餘の日と云義也、

鯉趨而過庭、曰、學禮乎、對曰、未也、不學禮無以立、

禮は、節文度數の、つまびらかなることあり、又その

未見其人也、

ふかく其人をのぞみ玉ふ意あり、そのかみ顔子の出處、これにちかけれども、かくれていまだいです、又はやく死んぬればなり、

○齊景公有馬千駟、

朱子の云く、此首に孔子曰の字あるべし、千駟は、四千疋なり、古は君大夫の富をは、馬をかぞへて稱すること多し、

死之日、民無德而稱焉、

民は、人なり、人の死する時は、これをしたふ故に、小善あれども、稱せずと云ことなし、景公の富かくの如くなれども、死せる時に、人その德として、一つも稱することなかりしなり、

伯夷叔齊餓于首陽之下、

夷齊のこと、前篇に見えたり、首陽は、山の名なり、武王を諫て後、首陽山にかくれて、ついに餓死せり、

民到于今稱之、

人死して久しければ、わすれやすし、然るに夷齊は、窮して餓死せられしかども、數百年の今に至るまで、人その操を稱して、やむことなし、

誠不以富、亦祇以異、

此詩の詞、第十二篇に出たるを、程子此章の錯簡なりとして、章の首にあるべしといへり、胡氏は又此間にあるべしとおもへり、今これに從ひて、此二句を補ふ、云意は、人の死後に稱する所、その富にあらずして、その人に異なる所にありと、

其斯之謂與、

詩の詞は、それ景公と夷齊の如くなることをいへるかと、

○陳亢問於伯魚曰、子亦有異聞乎、

て、省察せずと云ことなきなり、然れども、孔門の敎は、大抵日用事實の上につきて、其功を用ひしむ、よりて事にふれ時にしたがひ、各その則をたてゝ、これを示す、九容九思の類これなり、孟子の思誠と云も、亦これ獨を愼んで、以て意を誠にするの義、これを要するに、みな省察をきびしくして、存養の功を、間斷なからしめまく、欲するがためなり、

○孔子曰、見善如不及、

善を好むに誠ある人は、善人を見て、これと齊しからんことを思ひ、善事をきゝて、これに體せんと思ふ心、切なるによりて、常にその及ばずして、はてなんことを、恐るゝ意あり、

見不善如探湯、

惡をにくむに、誠ある人は、これをのがるゝこと急にして、熱湯をさぐらんとするが如し、そのいまだはなれざる內に、もしこれにふるゝことあらんかと、恐るゝ意ふかければなり、

吾見其人矣、

そのかみ顏曾閔冉の徒これをよくすべければなり、

吾聞其語矣、

語とは、古語なるべし、今その人ありて、もと聞いつることにあひたるを、悅び玉ふ意あり、

隱居以求其志、

天下道なき時は、隱居すといへども、たゞにかくれず、その達して行はんと志す所の、道を求めて、これを身に守るなり、以てとは、用にかなふるの意あり、下同じ、

行義以達其道、

天下道ある時は、いでつかへて、君臣の義を行ひ、かねて志し求めつる道を、通達して、世に施すなり、

吾聞其語矣、

たゞ伊尹太公の流のみ、これにあたるべき故に、此人を古語にきゝつるとなり、

き、わけずと云こと、なからんことを思ふ、

色思温、

平生の顔色は、温和にして、はげしからざらんことを思ふ、

貌思恭、

身の容貌は、つねにうや〳〵しくて、をごりをこたらざらんことを思ふ、

言思忠、

物云こと、必その心をつくして、のこすことなからんことを思ふ、

事思敬、

よろづのこと、必つゝしみて、あやまちなからんことを思ふ、

疑思問、

心にうたがはしきことあらば、則師友にとひ ほどきて、たくはへざらんことを思ふ、

忿思難、

一朝の忿に、其身をわすれ、其親に及ぶ、患難あらんことを思ひて、必これをこらしとゞむ、

見得思義、

凡そ得ることあるにのぞみては、必義不義をつまびらかにして、苟くも取らざらんことを思ふ、○程子の云く、九思をの〳〵其一つを専にすと、蓋し事にあたりて、必其心を専一にして、一つぐ〳〵思ふべし、かれこれとりまじへて、思ふことなかれとなり、又或人とふ、思慮多しといふとも、果して正きにいでば、亦害することなしや否、程子の云く、發するに時を以てせず紛然として度なければ、正といへども亦邪なり、謝氏の云く、いまだ從容として道に中るに、至らざれば、時として、みずから省察せずと云ことなし、存せざる者ありといへどもすくなし、これを誠を思ふと云と、蓋し省察の工夫は大學に顧諟天之明命と云一言、内外動靜をかねつくせり、いはゆる時とし

はぶれもてあそぶぞ、これみな天命を知らざる故に、義理の當然をわかずして、かくの如くなり、

○孔子曰、生而知之者、上也、

知るとは、行ふを兼て云、之とは、泛く道理につきて云、下みな同じ、凡そ學びず勉めずして、これをよくするは、これ生知安行の聖人、これ人の最上なり、

學而知之者、次也、

此はこれ學知利行の人、生知にをしつゞきたる、賢人なり、

困而學之、又其次也、

困むとは、通せずして、なやむ所あるを云、これよりつとめまなんで、ひらけすゝむことを得るは、即困知勉行の人、これ又賢人にをじつゞきたる、學者なり、

困而不學、民斯爲下矣、

民は、人なり、困んでも學びず、勉めて行はんともせざるは、人にをいて、只これのみを、下等とするなり、人の氣質の同じからざること、大約此四等ありとぞ、然れども、かの聖言を侮り、正學をそしる者は、又なを此外にあり、○楊氏の云く、生知、學知より、以て困學に至るまで、其質同じからずといへども、しかも其これを知るに及んでは一なり、この故に、君子はたゞ學ぶことを貴しとす、困んで學びず、然して後に下とすと、これ夫子人に學をせんことをすゝめ玉ふ詞なり、蓋し天下に只生知の人のみ、必しも學びずといへども、聖人の學、このむこと、ことさらに甚し、

○孔子曰、君子有九思、

君子日用動靜の間、常に思ひて、省察する所、大槩其目九つあり、

視思明、

凡そ目の視る所、外におほはるゝことなくして、明にてらさずと云こと、なからんことを思ふ、

聽思聰、

凡そ耳のきく所、内にふさがることなくして、さとく

これをやしなふの法は、即ち孟子の知言養氣の工夫、これなり、

○孔子曰、君子有三畏、

君子の常にをそれはゞかる所のこと三つあり、

畏天命、

天命とは、天より命じて、われにさづけられたる、正理を云、即徳性のことなり、君子はこれを、をそれはゞかりて、少しもそむきたがはざるぞ、即徳性を尊ぶの工夫なり、

畏大人、

大人とは、徳あり、位ある人を、通じて云、これを畏るゝは、徳ある人の、敎にしたがひ、位ある人の、法にたがはざるぞ、

畏聖人之言、

聖人の言とは、經典にのする所これなり、これをたつとひ、したがひて、常にわが身の、相そむくことあらんかと、畏るゝぞ、○人よくわが徳性の理を、畏るゝことを知る時は、をのづから戒愼恐懼して、しばらくも相はなれざる工夫、やむことあたはず、天よりうくる所の命、かろからざることを知て、これを失はざることを得るなり、大人聖言も、みな天命の、まさに畏るべき所なる故に、天命を畏ることを知る時は、又これを畏れざることを得ず、

小人不知天命而不畏也、

小人の趣き、物ごと君子と相そむく、その天命の、尊く重きことを、知らざるによりて、これを畏れ憚るの心なし、

狎大人、

狎るゝとは、尊ばざるぞ、賢者の敎を用ひずして、これをそしり、君長をあざむきて、ひそかに其法を犯す、

侮聖人之言、

侮るとは、無用のこととして、うちすて、又これをた

○孔子曰、君子有三戒、

君子身をゝふるまでの戒め、三つあるなり、

少之時、血氣未定、戒之在色

大やう年三十以下を少と云、血氣は、人の身によりて生る所の者、血は陰のうるほひ、氣は陽のいきほひなり、老少にしたがひて、さかりおとろふ、わかき時は、血氣うきたゞよひて、いまだ居さだまらず、よりてその好む所に、うつりやすく、うつれば必すぎやすし、中にも深く戒むべき所、色のこのみにあり、凡そ衣服器用居處等に、華麗を求るも、亦色を好むの類なり、これを戒ること、みな義理を以て、血氣の欲にかつことなり、

及其壯也、血氣方剛、戒之在鬪

三十以上を壯と云、方剛とは、時にあたりて、最中にこはくつよしとぞ、此時血氣こはくして、心力も亦つよし、よりて物ごと、人にまさらんことをこのむ、中にも人といさかひ、たゝかふことを、深く戒むべし、凡そ智をあらそひ、功をあらそふも、亦鬪の類なり、

及其老也、血氣既衰、戒之在得、

五十以上を老と云、得るとは、むさぼりうるなり、老いたりて、血氣すでにおとろふれば、精神も亦不足して、物ことあきたらず、よりてねがひ求る所多し、中にも物をむさぼり得ることを、深く戒むべし、凡そ身の後をあつくいとなみ、子孫のゆくすえまでを、おもんぱかるも、亦むさぼるの類なり、○范氏おもへらく、聖人人に同き者は、血氣なり、人に異なる者は、志氣なり、血氣は時として、おとろふることあれとも、志氣はこれと共にかはらず、君子は常に志氣をやしなふ、この故に、時にしたがひ、よく戒めて、血氣のうごかされとならず、こゝを以て、年いよ〳〵たけて、德いよ〳〵邵し、と、按ずるに、人の心は、一身の主にして、血氣はそのつかはしめなり、人志をたてゝ、血氣をひきゐること、あたはざれば、反てその德性を、そこなひやぶる、もしよく志をたてゝ、これをひきゐる時は、たゞこれがために、つかはるゝのみならず、又よく志に配して、これをたすく、これを志氣と云、

上の三事は、みな我に益ある、このみごとなり、

樂驕樂、

驕りて樂むことをこのめば、物ごとほしいまゝにして、節制することをしらず、即禮樂を節することをこのむ、うらなり、

樂佚遊、

佚りて遊ぶことをこのめば、人の善いふことを、このまざるのみならず、これをきくことをも、にくむなり、

樂宴樂、

宴は、さかもりなり、宴飲して樂むことをこのめば、おぼれしづみて小人に相なれ、賢友にとをざかる、

損矣、

上三樂の、己に損あること、明なり、みなまさに深くをそれて、遠ざかるべし、

○孔子曰、侍於君子有三愆、

君子とは、德あり位ある人を、通して云、君子のかたはらにはんべりて、物云に、あやまる所三つあり、いましむべしとなり、

言未及之而言、謂之躁、

躁は、さはがしきぞ、其いふ所の言、いまだ云べき時に及ばざるに、卒爾としていひいだす、此あやまちを躁と云なり、

言及之而不言、謂之隱、

隱は、かくすなり、其言いふべき時に及べとも、いはざるは、情をかくして、あらはさゞる故に、これを隱と云、

未見顏色而言、謂之瞽、

瞽は、めしひなり、もしいふべき時に及べども、いまだ君子の言語顏色を、みそなはさずして、いひいたすを、瞽と云なり、○此三愆は、平日心をたゞし、身をおさむるの功みたず、事にのぞみて、時をつまびらかにし、機を知るの智たらざる故に、かくの如し、

友便佞、

口才に便なるぞ、これ多聞のうらなり、これに友なへばわれも、口きゝいでゝ、見聞の實なきことを、云にいたる、

損矣、

上三つの友、みな己に損あり、○三つの益友は、友をとる人、其一つをも、かくべからず、三つの損友は其一つあれども、必以てわが徳をやぶるに足れり、又此六つの者は、蓋し夫子ほゞその大槩をあげ玉ふ、これによりて、をし求めば、凡そ友なふ人々の損益、みなきはめ知るべきなり、下の三樂亦同じ、尹氏の云く、天子より庶人に至るまで、いまだ友をまちて以て成らざる者あらず、而して その損益かくの如きことあり、つゝしまざるべけんや、

○孔子曰、益者三樂、

樂とは、このみねがふ義、人に益あるこのみごと、三つありどぞ、

損者三樂、

句義上と相反けり、而してその損益も、亦相そむく、

樂節禮樂、

節とは、物のよきほどを云、節禮樂とは、禮の儀制、樂の聲容の、ほどよき所を、わきしるぞ、これをこのめば、外には儀式拍子のあやによく、内には莊敬和平の徳をやしなふことを、得るなり、

樂道人之善、

人の善いふことをこのめば、これをよろこびしたひて、つとめはげむ意、日々に新たなるによりて、われもついには、其善に化するなり、

樂多賢友、

賢友は、即上の三益友の類を云、その多からんことをねがふぞ、

益矣、

人これと友なふ時は、ひたりそむ所あり、をそれはゞかる所あり、したひならふ所ある故に、おぼへず日々に、あしきことを改まり、及ばざる地にすゝみて、己がもとなき所をましそふるなり、

損者三友、

意義上と同じ、而して三つの者損益、みな相そむく、これに友なふ時は、己がもとある所を、おとしうしなふ、

友直、

此より益友三つをとく、直とは、すぐなるぞ、有を有といひ、無を無といひ、是を是といひ、非を非といひて、いみかくすことなき人なり、これに友なへば、常にわが過をきく、

友諒、

諒は、まことなり、立心制行、信實にして、すこしも僞りなき人を云、之に友なへば、わが心も化して、誠にすゝむなり、

友多聞、

道理事實を、きゝしること多き人を云、己に友なへば、わが智もひらけて、明になるぞ、

益矣、

上三つの友、みな己に益あり、

友便辟、

此より損友三つをとく、便辟とは、辟はひらくなり、威儀をしひらきて、いかめしく、しなすぞ、これに便なるは、よく其事になれて、手に入りたるを云、これ直友のうらなり、これに友なへば、われに質直なる所あれども、これをとり失ふ、

友善柔、

柔は、やはらかなり、色詞をやはらかにして、こびへつらふを云、これに善なりとは、そのたくみなるを云なり、これ諒友のうらなり、これに友なへば、わが信實を失ふ、

十世をすぐる者、あることなし、然れば聖言の、たがはざることを信ずべし、

天下有道、則政不在太夫、

大夫政をほしいまゝにせずとなり、これ只上文の意を、足せるばかりにて、そのかみ無道にして、此事あるを、歎き玉ふ意あり、

天下有道、則庶人不議、

上その政をあやまたざれば、民私に評議せず、いましめて、議せざらしむと、云にあらず、句の意は上に同じ、

○孔子曰、祿之去公室五世矣、

此兩章は、みな魯の定公の時の語と見えたり、此章は、前に政大夫より出れば、五世にして失ふと云につきて、そのかみ三家のおとろへたることをの玉ふ、祿は、賦役租税を以て云、公室は、公家なり、祿の去るとは魯の政おとろへて、賦税公家に入らずして、三家に入ることを云、文公はじめて政をうしなひてより、成襄昭定公を歴て、五世なり、されど只これ來歴の玉ふばかりにて、世數は義をとる所なし、

政逮於大夫四世矣、

大夫は、三家をさす、政大夫の家にくだり及ぶは、即祿公室を去るの時なり、前後なし、二句文を互にしていへるなり、三家は、季氏を主とす、季武子政をほしいまゝにせしより、悼平桓子を歴て、四世なり、

故夫三桓之子孫微矣、

三家みな桓公の後なる故に、三桓と云、三桓の家臣、しば〳〵そむき、陽虎季桓子を囚ふ、これ其おとろふべき時節なればなり、よりての玉ふことかくの如し、○蘇氏の云く、强は安に生る、安は上下の分定まるに生る、今諸侯大夫、みな其上をしのぐ時は、則以て下に令することなし、この故に、みな久しからずして失へり、

○孔子曰、益者三友、

人に益ある、三つの友これあり、其目下に見えたり、

伐ちて、季氏をはらはんとせられつること、出來れり、○謝氏の云く、この時にあたりて、三家つよく、公室よはし、冉求又顓臾を伐て、これにつけまさんと欲す、夫子深くこれを罪するゆへんなり、その魯をやさしめて、以て三家をとましむるがためなり、洪氏の云く、二子季氏に仕ふ、凡そ季氏がせまく欲する所、必以て夫子につげば、則夫子の言によりて、すくひ止る者、よろしく亦多かるべし、顓臾を伐のこと、經傳に見えず、それ夫子の言を以て、やむならんか、

○孔子曰、天下有道、則禮樂征伐、自天子出、

天下一統の時なり、禮樂征伐は、政事の大いなる者を以て云、

天下無道、則禮樂征伐、自諸侯出、

周の東遷の後、五覇かはる〴〵興るが如し、

自諸侯出、蓋十世希不失矣、

蓋しとは、大約の詞、十世とは、諸侯の世つきを以て云、大夫陪臣亦同じ、

自大夫出、五世希不失矣、

魯の三家、晉の六卿の如し、

陪臣執國命、三世希不失矣、

陪臣とは、大夫の家臣を云、陪は、かさなるぞ、臣の又臣なる故に、陪臣と云、執國命とは、國の命令を、自とり行ふぞ、魯の陽虎が如き者をさす、蓋し理にそむくこと、いよ〳〵甚しければ、則その失ふこと、いよ〳〵すみやかなり、大約その世數かくの如くなるにすぎず、○按するに、春秋の霸主、たゞ晉侯覇業を世々にす、文公より後、十世をまたずして、これを失ふ、大夫にして政を專にする者、魯の三家は、四世にしておとろふ、晉の六卿も皆久しからずしてほろぶ、趙韓魏、及ひ齊の田氏が、位をむはひて、諸侯となるも、亦みな十世ならずして滅す、陪臣命を執る者は、かそふるにたらず、又後世曹魏兩晉南北朝、及び隋氏五季の君、人臣より起りて、位をぬすみ、號を立る者も、亦

ことを云、

既來之則安之、

既に來服せしめたる時は、則よろしきやうに、安堵せしめて再そむく意、なからしむるなり、此二段季氏顓臾を服せんために、兵革をおこすまじきことをの玉ふ、

今由與求也相夫子、

此より正しく季氏が事につきて、二子がそれを相くること、みな上に云所に、そむきたることを、責め玉ふ、蓋し子路はかりことにあづからずといへども、義を以てすくひ正すこと、あたはざる故に、亦あはせてこれをせむ、

遠人不服而不能來也、

遠人とは、顓臾をさす、魯の邦域の內なりといへども、附庸にして、季氏に屬せざるを以て、亦遠人と云、二子文德を以て、來すことあたはずして、兵をうごかさんとするぞ、

邦分崩離析而不能守也、

分崩とは、われくづるゝなり、魯國を三家四分することを云、離析とは、はなれさくるなり、三家の臣、しば〳〵そむくことを云、これ平均ならず、和安せざるの甚しきに及べども、二子これをすくひて、國をたもちまほることあたはず、これ遠人を服せざるよりも、其罪甚おもし、

而謀動干戈於邦內、

干は、たて、戈はほこなり、國家危亂のうれへあらんとするに、又兵を國中より、おこさんと謀るぞ、

吾恐季孫之憂不在顓臾而在蕭牆之內也、

蕭牆は、即屏なり、說前篇に見えたり、季氏が屏あること、亦管仲が僭禮の如し、云意は、なんぢは季氏が子孫の憂、外の顓臾よりおこらんといへども、われ恐くは、この均和ならずして、分崩離析するを以て、子孫の世をまたずに、ほどなくまぢかき所より、憂患おこらんとなり、其後果して、哀公越の兵を以て、魯を

此より泛く理を論じて、季氏が非をたゞす、然れども、其意はみな暗にさす所あり、丘也聞りとは、わが今告る所、私言にあらずとぞ、有國は、諸侯、有家は、大夫、これ魯の君と季氏とをさす、患ふとは、みな上の憂の字にあたる、寡しとは、民のすくなきを云、均しとは、上下各、分にかなひて、共に其所を得ることを云、蓋し季氏顓臾を伐んとするは、わが民のすくなきことをうれへてなり、又季氏國に據り居て、魯の君民なきは、これ均しからざるなり、然るに季氏そのうれふまじきことをうれへて、そのうれふべきことをうれへざるなり、

不患貧而患不安、

貧しとは、財のとぼしきを云、安しとは、上下の心おちつきて、あやぶむ所なきことを云、季氏顓臾をとらんとするは、わが財をなを少しとすればなり、時に君よはく、臣つよくして、互にいみそばむる心あるは、安からぬなり、句義上に同じ、

蓋均無貧、和無寡、安無傾、

上下をの〳〵分定まりて、平均なる時は、君臣民庶、ともに足りて、財とぼしき患なし、よりて上下の人情相和く、人情やはらぎて、相そむくことなき時は、上たる人、民のすくなき患なし、よりて又上下の心相安んず、人心安んじて、あやぶむことなき時は、國家かたぶきやぶるゝの患なし、これよく平均和安なれば、亦をのづから、寡く貧き患なきことをの玉へり、

夫如是、

此三字、上の文をすへて、それかくの如くなれば、國の内よく治まると、いひかけて、かくの如くにして後に、遠人は服するぞと、云意を以て、下の文を起せり、一説に、これ云意は、それ國家をたもつ者は、まさにその内の均しく、安からんことをつとめて、外にはもとめざるべきこと、かくの如しと、いひとめて、この故に、もし遠人服せずばと、うつしたる詞なりと、

故遠人不服、則脩文德以來之、

遠人は、遠國の人、服は、したがふなり、文德は、禮樂教化を云、來之とは、文教に感化して、來服せしむる

且爾言過矣、

云意は、なんぢら臣職をつくさゞることは、さしをきて、夫子これを欲す、われ二臣は欲せずと云こと、まづあやまてりと、

虎兕出於柙、龜玉毀於櫝中、是誰之過與、

兕は、野牛、犀のことなり、柙はけものを入れをく牢を云、龜玉は、みな重寶、龜はうらなひに用る龜甲なり、櫝はひつなり、是誰之過與とは、柙と櫝とを守る者の、とがなりとぞ、云意は季氏この非をとげなんに、なんぢら宰輔の職たれば、その咎をおはざることを得ずと、

冉有曰、今夫顓臾、固而近於費、

固しとは城廓のかたきを云、費は季氏が本領の邑なり、

今不取、後世必爲子孫憂、

今の時節に、うちとらずば、後日にかれ時をうかゞひ、費ををかして、季氏が子孫の憂をなさん、よりて今うたんとのことなりと、蓋し冉有夫子のせめ、のがるゝ所なき故に、その詞をかへ、季氏がためにいひときして、わが咎をのがれんとす、されど此詞によりて、そのはじめより、顓臾を伐はかりことに、あづかりたること、明に見ゆるなり、

孔子曰、求、君子疾夫舍曰欲之、而必爲之辭、

此欲の字は、上文吾二臣者は欲せずと云に、あたりてなれども、其意さらに深くなれり、これは貪欲の欲なり、云意は、君子は人のそれ其利をむさぼると、あらはにいはずして、何事も必その詞をつくりて、これをかざることをにくむと、これ上段のいひほどきの、心をせめて、これをはぢしめ玉ふ、

丘也聞有國有家者、不患寡而患不均、

氏その二つをとり、孟孫叔孫各その一つをとる、たゞ附庸の國のみ、公家につけるなり、附庸はもと臣にあらざれども、此時は魯の君に臣服しつるなるべし、これその分の、まさに伐まじきことをの玉ふ、

何以伐爲、

何の詞かありて、以て伐ことをせんやと、此四段の義は、これ事理の至當不易の定體にして、一語を以て、その曲折をつくせること、かくの如し、聖人にあらずは、及ぶまじき者なり、

冉有曰、夫子欲之、吾二臣者皆不欲也、

夫子とは、季氏をさす、冉有孔子に責められて、咎を季氏におほせたり、

孔子曰、求、

冉有子路とつれあはんとすれども、夫子又ことに冉有をよびかけて、再びせめ玉ふ、

周任有言曰、陳力就列、不能者止、

周任は、古の良史なり、こゝに其語をひけり、人の臣たる者、その才力をのべしき、位につきて居る上は、力の及ぶかぎりは、これをつくすべし、力のあたふまじき時に至らば、やめ去りて、仕ふべからずと、これ冉有季子をいさむべきことなるに、いさめずして、そのまゝ居ることをせめ玉ふ、

危而不持、顚而不扶、則將焉用彼相矣、

これ又周任瞽者の相たる者にたとへて、上段の意を足す、云意は、瞽者の相、もしその危き時にも、たもちかゝへず、たふるゝ時にも、たすけおこさずば、かの相を、何の用にかたてんとする、用にたゝざる相なりとぞ、一説に、此三句は、夫子の言なりと、これ二子季氏が輔相として、その非法をする罪を、すくひとゞめざることを、責め玉ふ、

季氏第十六

洪氏の云く、此篇或人おもへらく、齊論なりと、蓋し聖語みな孔子曰と稱し、又三友三樂九思等の章、他の篇と、例同じからざるが故なり、

季氏將伐顓臾、

顓臾は、國の名、伏羲の後、魯の附庸なり、附庸とは、庸は功なり、國小さなるを以て、その政功を、大國に附けて、天子に達するを云、一説に、庸は、城なり、大國のつけじろと云義なり、此時顓臾魯の君に屬して、季氏がほしいまゝなるに、從はざるを以て、伐んとすると見えたり、

冉有季路見於孔子曰、季氏將有事於顓臾、

事とは、征伐の事なり、冉有時に季氏が宰たり、子路も此時、亦しばらく季氏に仕ふ、二子此事の心に安んぜざる所あるを以て、來りまみえて、夫子につげたり、伐といはずして、有事と云も、いひなしなり、

孔子曰、求、無乃爾是過與、

此時冉有季氏がために收斂して、尤事を用ふ、よりて夫子、とりわきこれを責めての玉はく、此事なんぢのしいだせる過にてはなきかと、

夫顓臾昔者先王以爲東蒙主、

東蒙は、蒙山、東方の地にあるを以て、東蒙と云、むかし先王、顓臾を此山もとに封じて、その山まつりを、主どらしむるによりて、東蒙の主と云、これその理にをいて、伐まじきをの玉ふ、

且在邦域之中矣、

邦域は、くにざかいなり、云意は、そのうへ魯の國方七百里の内にありと、これその勢の、必しも伐まじきことをの玉ふ、

是社稷之臣也、

社稷とは、公家と云義なり、此時魯國を四分して、季

子曰、階也、

古は瞽者必相ありてこれをみちびく、此時師冕たまく相なかりし故に、夫子これがためにつげ玉ふこと、かくの如し、下みな同じ、

及席、

堂にのぼりて、坐席にのぞむ、

子曰、席也皆坐、

冕が入る時、堂上にある人みな起つ、冕席につきて、亦みな坐せり、

子告之曰、某在斯、某在斯、

夫子坐中の人の姓名ならびに其居りところを、一々につげしらせ玉ふ、

師冕出、

事をはりて退出す、

子張問曰、與師言之道與、

樂師ともの云の道、かくの如くにすることかとゝへり、聖門の學者、夫子の一言一動にをける、心をつけて、察せずと云ことなきこと、かくの如し、

子曰、然、

かくの如しとなり、

固相師之道也、

かくの如くに云は、もとより師をたすくるの道なりと、蓋し聖人こゝにをいて、ことさらに心を加へて、ねんごろなるにあらず、只何事にも、其道をつくし玉へるばかりなり、尹氏の云く、聖人己を處し、人の爲にする、其心一致なり、其誠をつくさずと云ことなきが故なり、學に志ある者、聖人の心を求めんとならば、こゝにをいても、亦見つべし、范氏の云く、聖人鰥寡をあなどらず、無告をそこなはざること、こゝにをいて見つべし、これを天下にをせば、一物も其所を得ずと云ふことなし、

後にすとは、心にはからざる義なり、君子の君に事つること、官守ある者は、只その職事をつとむ、言責ある者は、只その忠諫をつくす、みな自わが事を敬するのみ、その俸祿は、君のはからひにまかせて、われこれをはかり求るの心なし、

○子曰、有教無類、

類とは、人に善惡の二類あることを云、蓋し人の性もとみな善なれども、其類に善惡のことなることあるは氣質の偏習俗の染めるなり、よりて惡人たりといへども、之を敎れば、みな善にかへるべし、この故に君子は、只われに敎化の道あるを知りて、人に善惡の類あることを、論せざるなり、

○子曰、道不同、不相爲謀、

道不同とは、善惡邪正の類を云、不相爲謀とは、何事も、互に談合せられぬぞ、若善と正との君子にも、その志の趣き甚異なる間には、相謀りがたきことあれども、畢竟一致に歸する所あり、邪惡の小人の如きは、君子これと共に、一つも相謀らるゝ所なきなり、

○子曰、辭達而已矣、

辭とは、辭命文意の類みな是なり、凡そ文辭は、其意を通達するばかりにとりてやむべし、必しもさかんにして多く、かざりてうるはしきことを、つとめざれ、多くてくだ〳〵しきは、其の意をまぎらはし、かざりてたくみなれば、其意くらくなるうれへあり、○黄氏おもへらく、これ學者言辭をたくみにする者のために、云玉ふといへども、辭の達すること、理に通ずる者にあらざれば、よくしがたきことなり、聖人の言かりにもかたおちなる所なし、

○師冕見、

魯の樂師瞽者、名は冕と云者、來りて夫子にまみゆ、

及階、

門より入りて、階にいたる、

仁而死者也、

蹈とは、あやまりておちいることを云、仁の水火よりも甚切なること、上に云如くにして、況や水火は、時として人を殺すことあり、仁は則いまだかつて人を殺さず、然らば何のはゞかる所ありて、仁をせざるやと、これ夫子人に仁をすることを、すゝめ玉ふ詞なり、〇君子身を殺して、以て仁を成すことあり、これ亦仁の人をおとしいるゝにあらず、われ仁の生より重きことを見る故に、此をとりて、彼を存するなり、されどもわがいける所の理にをいては、その全きことを得て、かくる所なきなり、

〇子曰、當仁不讓於師、

仁をすることに、うけあたりては、他にかへりみる所なく、いさみすゝんで、必これをなすべし、師父のためにも、よけのきて、ゆづる所なきことなり、蓋し仁は、人々の身にそなへたる者にして、各みづからこれをすることなれば、もとより人とあらそふことあるにあらず、又そのこれをすること、必己が力を用ひて、人の力を借られざることなれば、他にゆづるべき所あらんや、亦これ仁をすることを、すゝめ玉ふ詞なり、〇朱子の云く、譲らずとは、則なを程子のいはゆる、第一等の事を以て、別人にゆづりあたへて、なさしむべからずと云者なり、其事は、則顔子の曰く、舜なん人ぞや、予なん人ぞや、することある者は、亦かくの如けんと云、これのみなり、

〇子曰、君子貞而不諒、

貞とは、正うして固きぞ、諒に二訓あり、たゞ信と訓ずるは、諒を友とするが如きこれなり、必信と訓ずるは、此章の諒の如きこれなり、理の是非をえらばずして、たゞ信を必とす、これたゞ固きのみにして、いまだ正しからず、貞と相似て非なり、〇存疑に云く、大人は、言信を必とせず、行果さんことを必とせずして、たゞ義のある所のまゝにすと云は、貞なり、言信を必とし、行果さんことを必とす、硜々然として、小人なるかなと云は、諒なり、

〇子曰、事君、敬其事、而後其食、

動レ之も民をうごかすなり、動かすとは、これを感動して、興りいさましむることを云、知仁すでに內に得、威儀亦外にをごそかなりといへども、その民を感動鼓舞すること、こと〳〵く禮儀の節文にかなはざる所あれば、其事いまだ至善ならざるなり、〇朱子おもへらく、君子すでに仁に至れば、善すでに己にありて、大本立つ、これに涖こと、莊ならず、これを動すに、禮を以てせざることあるは、これその氣禀學術の、小き疵なり、然れども、亦善つくすの道にあらず、この故に、夫子あまねくこれを言て、德いよ〳〵全き時は、責いよ〳〵備はる、以て小節なりとして、これをあなどるべからざることを、知らしむるなり、

〇子曰、君子不レ可ニ小知一、而可ニ大受一也、

此章は、君子小人を見わかつの法を論ず、小知とは、小事を以て、その人となりを知るぞ、大受とは、大事をうけもつなり、蓋し君子細事の上にをいては、いまだその君子たることを、見られざることあり、然れども、その德量は、重きを任せらるゝ者なり、

小人不レ可ニ大受一、而可ニ小知一也、

小人は、器量あさくせばくして、大事を任するにたらず、されども小事にをいては、一つの長したる所あり、これ小知すべきなり、一說に、論語の一言、君子小人を、あはせ論ずる所、みなその趣向の、相そむけることを云、此小人の小知すべきも、小人は、小事の上につきて、すでにその小人たる所、しらるゝとなり、

〇子曰、民之於レ仁也、甚ニ於水火一、

民は、人なり、人の水火にをけること、此身のよりていける所にして、一日もなくては、かなはざる者なり、その仁にをけるも、亦然り、されども水火は外物にして、仁は己にそなはる、水火なければ、人の身の死するにすぎず、もし仁ならざる時は、その本心の德をうしなふ、これ仁は水火よりも、なを大切にして、尤人のしばらくもなくて、あるべからざる者なり、

水火吾見ニ蹈而死者一矣、未レ見ニ蹈

ことは、謀らざれども、徳業なる時は、をのづから祿を得んことも、亦其中にあり、蓋しはかれども亦得ざることあり、はからざれども亦得ることあり、得失すべて謀るにあづからず、但耕すが餒をとることは、時の變なり、學ぶが祿を得ることは、理の常なりといへども、ことさらに其詞を對して、君子の學は、祿を求る心、たえてなきことを明せり、

君子憂道、不憂貧、

これ上の句の詞をいひかへして、首一句の意に應ず、云意は、學ぶにも、祿その中にありといへども、君子の學ふこと、只道の得がたきことをうれへて、これをつとむるのみ、貧きことをうれへて、祿を得んがためにすべからずとぞ、

○子曰、知及之、仁不能守之、雖得之必失之、

此章は、君大夫士の學、内外本末、かねそなはるべきことを示す、之の字は、みな理をさして云、其智の明なること、道理を知るに及べども、心の德いまだ全からずして、これをたもち守ること、あたはざる所より、私欲まじはり、へだつることある時は、私欲なを主たり、道理なを賓たるを以て、或はこゝに得れども、亦かしこに失ひ、或は初に得れども、亦終に失ふ、この故に、その知る所の道理、いまだ實に身に得て、わが物とならぬなり、

知及之、仁能守之、不莊以涖之、則民不敬、

涖之の之の字は、民をさして云、智これに及び、仁よくこれを守れば、理己に得て失はず、然れども、氣稟習俗の蔽、いまだ變化せざる所ありて、その下にのぞむの、容貌威儀、或は莊嚴ならざることある時は、民敬畏すべき所を見ずして、これをあなどり、かろしむるなり、下の句義亦同じ、

知及之、仁能守之、莊以涖之、動之不以禮、未善也、

ざることを得ず、これ即實に天より人に命じて、のがるゝことあたはざる、職分なり、然れども、世の人これを知る者すくなし、此章聖人人をさとし玉ふ意、甚ふかし、

○子曰、過而不改、是謂過矣、

人わづかにあやまてりと、自さとりたる時、すみやかにこれをあらたむれば、其過いまだ成らずして、則過なきにかへる、もし其過すでに成りたれば、改ることを得るに、及ばざらんとす、況やこれをかざり、これをとげて、改ることをはゞかれば、則ながれて惡に入る、たゞこれを過と云のみに、あらざるなり、此章大意、たゞ人過をすみやかに改めんことをすゝむ、よく改むれば、過てるも害なしと云には、あらざるなり、

○子曰、吾嘗終日不食、終夜不寢以思、無益、不如學也、

此章は、人たゞに思ひて、學びざる者のためにの玉へり、思ふとは、心に思案して、其理をさとらんとするなり、學ぶとは、道にしたがひ、法によりて、其事をならはすなり、蓋し晝夜に寢食をわするゝほど、心をくるしめて、しゐて自得んと求るは、志をへりくだり、つとめ學んで、をのづから得ることあるに、しかざるなり、○季氏の云く夫子は思ひて學びざる人にあらず、只語をたれて以て人を敎るのみ、

○子曰君子謀道、不謀食、

此章は、人學に從事すといへども、亦利祿に心をかくることある者を、いましむ、食とは、祿を云、君子の學ぶこと、只道を得んことを、はかりいとなみて、祿を得んことを、はからざるなり、

耕也餒在其中矣、

耕すことは、食を得て、餒をふせがんことをはかれども、凶年にあへば、反りて餒ることも、亦その中にあり、

學也祿在其中矣、

學ぶことは、たゞ道を得んことをはかりて、祿を得ん

巧言は、たくみにときなして、人をひきしたがふる詞なり、そのよく是非を變亂する故に、これをきけば、人をしてその守る所の德を、うしなはしむ、これはきく人をいましめ玉ふ、

小不忍則亂大謀、

すこしのたへ忍びざる所より、大いなる謀をみだりて、やぶれすたるゝことあり、これは小不忍の人をいましむ、但小不忍と云に、忿にたへかねて、おこるあり、匹夫の勇これなり、愛にたへかねて、あらはるゝあり、婦人の仁これなり、

○子曰、衆惡之必察焉、衆好之必察焉、

たゞ仁者のみ、よく人を好惡して、その正きことを、得ずと云ことなし、君子といへども、いまだ仁ならざる人は、諸人の好惡するまゝにして、其實をよく撿察せざる時は、私意におほはれて、好惡あたらざることある故に、必察せよと也、

○子曰、人能弘道、

此章は、道に體して、これを行ふの責、たゞ人にあることをの玉へり、弘むとは、をしひらきて、これを大いにするなり、道もとすこしきなるを、今これを大いにすと云にあらず、只その分量を、みて極むるばかりなり、蓋し人は即道のありどころにして、道は即人の人たる所の理なれば、人の外に道なく、道の外に人なし、然れども人の心は知覺ありて、道の體はすることなし、この故に、人よく此道を大いにして、用ひ行ふなり、

非道弘人、

これは只上の句をうらかへしいひて、いよ〳〵其意を明せる、ばかりなり、○朱子の云く、人は天地の心なり、この人なき時は、天地すなはち人の管どるなしと、それ人萬物の靈として、天地の間に生れたれば、即これ天地の心なり、然れば、貴きとなく賤きとなく、各その分にしたがひて、この道をになひあげ、これを大いにし、これを行ひて、天地の化育を、たすけ

斯民とは、今の世の人をさして云、三代の政をとくによりて、人の字をかへて、民と云なり、直道とは、その善をよみんじ、その惡をにくみんじて、私曲することなきを云、これ云意は、わが人を毀譽することなき故、いかにとなれば、今の此人は、これ夏商周三代相うけて、これを以て、直道を行ひ來れる所の者なれば、我今私にその是非の實を、枉ぐることを得ずと、されども聖人の毀譽なきこと、公心の自然にいづ、古來の民の、まぐべからざるによりての故にあらず、只これいよ／＼毀譽せられざる道理を詳に明かせるなり、○春秋の一書は、はじめをはり、みな是非を正うして、一つも毀譽する所なし、夫子直道を以て、世綱をつなき、三代の王道を萬世に明にすまく欲せる意、隱然として、此章にあらはれたり、

○子曰、吾猶及史之闕文、

此章世おとろへて、風俗日々にうすくなるを、歎き玉ふ詞なり、史とは、事を記すの書、文は、字なり、史の舊文、うたがはしき所あれば、そのまゝにてこれを闕く、春秋桓公十四年、夏五の類、これなり、夫子の玉はく、かくの如きの古風われなをかつてこれあることを、見及びつるとなり、

有馬者借人乘之、

乘るとは、車をかけてのることなり、朋友の間、乘車の馬に、ことかきたる時には、馬もちたる者、これを借して、のらしめたり、車馬共にやぶつとも、悔なけんと云意の如し、これも夫子の見及び玉ふ古風なり、

今亡已夫、

時の風俗、ます／＼うすくなりゆくことを、なげき玉ふ、蓋し此二つは、細事なれども、そのわづかにのこりたる、古風なるに、これだもなくなりつると、の玉ふを見れば、事體の大いなる者の、世とともにかはりはてぬること、推て知ぬべし、されども此章は、必ためにする所ありて、の玉へるなるべしと、集註に見えたり、

○子曰、巧言亂德、

一言は、一字なり、一言の簡要なるを以て、身を終るまで、うけ行はるべきことありやと問へり、

子曰、其恕乎、

恕の一字、これ簡要の一言なり、

己所不欲、勿施於人、

説前篇に見えたり、これ恕を行ふの法なり、己を推て、物に及ほす時は、そのほどこし行はるゝこと、きはまりあることなし、よりて身を終るまで、行はるべきことゝして、これを以てつけ玉へり、○尹氏の云く、學は要を知ることを貴ふ、子貢の問は、要を知れりといひつへし、孔子告るに、仁を求るの方を以てす、推てこれをきはむれば、聖人の無我といへども、此をいでず、身を終るまで、これを行はんこと、亦むべならずやと、按ずるに、仁は人心の徳、もとをのづから、物を愛す、而して此心、我人みな相同じ、この故に、人よく物我の私を禁止して、相へだつることなからしむるは、即これ仁に體するの方なり、よりて孔門恕を教るに、みな欲せざる所を、ほどこすことなかれといひて、欲する所をほどこせと説かざるなり、

○子曰、吾之於人也、誰毀誰譽、

人を評論して、其實にたがはざるを、是非すと云、其實にすぎたるを、毀譽すと云、夫子みづから人を毀譽することなきことをの玉へり、

如有所譽者、其有所試矣、

われもし人を譽る所あるは、其人をかつてこゝろむることありて、此後必こゝに至らんずることを、よく見さだめたる所あればなり、みだりに一つもほむることなしと、然れば、その惡をにくみんずることは、ゆるくして、あらかじめ、其惡をしることありといへども、亦ついにそしる所なきぞ、一説に、これ亦此をあげて、彼をあらはすの詞なり、云意は、もしほむることあるだも、なをかくの如くなれば、況やみだりにそしることあらんやと、

斯民也、三代之所以直道而行也、

めて、人のしたがはざるも、よみんぜざるも、いみとがむる心、たえてなし、

小人求諸人、

小人のおもむき、物ごとに、君子と相そむくなり、○楊氏おもへらく、君子は人の己を知らざることを、うれへずといへども、亦世ををふるまで、名稱せられざることをにくむ、そのにくむ所なからんことを求むといへども、これを求る所、たゞ己に反りて、その稱せらるべき實を、求るのみ、人にむかひて、其ほまれを求るにあらず、小人は人に求ること、至らずと云所なし、此三つの者、文相かうぶらずといへども、意まことに相足す、これ亦記者の意なり、

○子曰、君子矜而不爭、

君子は、をごそかにして、己をたもつといへども、心にそむきもとる所なき故に、人とまさらんことを爭はず、

羣而不黨、

黨すとは、人にくみして、其非をたすくることを云、君子は和順にして、羣居すといへども、心におもねりつく所なき故に、人の私にくみするのことなし、○君子矜なれども、爭はざるは、己を守りて、人をも失はざるなり、羣すれども黨せざるは、人と共にして、己をも失はざるなり、

○子曰、君子不以言擧人、不以人廢言、

此章、人云所善にして、行ふ所、いまだ善ならざる者につきて云、いふ所よきまゝに、其人をあげ用ひず、又その用ひざる人にも善言あらば、すてずしてとるべしとなり、されど人を以て言をすてずと云には、又道同じからず、品いやしき者の云ことにも、とるべきことはあるなり、

○子貢問曰、有一言而可以終身行之者乎、

り、

の禮質なりたつ、すなはちこれを以て、質とするなり、

禮以行之、

事大概、義によりて立つといへども、その委曲の處をば、必禮義を以て、これをあやなして行ふぞ、之の字は、上の義の字をうけて云、下同じ、

遜以出之、

すでに行ひいだす時は、又必謙退遜順にして、をごりたかぶらぬなり、

信以成之、

始終必誠實にして以て其事をとげなすぞ、上の二つの者の外に、別に信あるにあらず、

君子哉、

上に云如くなるは、これ君子の道なる故に、其人を嘆美して、君子なるかなとの玉へり、

○子曰、君子病無能焉、

君子は只己に反り求めて、その德にすゝみ、業をおさむることの、能しがたきを以てうれへとなす、

不病人之不己知也、

人の己をしるしらざるは、少しも心にかけて、其うれへとせざるなり、

○子曰君子疾沒世而名不稱焉、

沒世とは、身を終るまでと云義なり、君子は人に知られんことを、求めずといへども、亦その身を終るまで、人にとなへらるべき、實なきことをにくむと、これ人の德にすゝみ、業を修ることに、時を失はざらんことを、勸め玉ふ詞也、

○子曰、君子求諸己、

求むとは、責るなり、君子は何事も、念々己に反り求

すとは、みづから己を責ることの重きを云、人を責ることの薄きは、只これすきてせめざるなり、蓋し己を責ることあつし、この故に身ます〱修まる、人を責ることうすし、この故に、人從ひやすし、自修ることあつき者は、すでに人を感ずるの機あり、又その人をせむることをすぐさず、よりて人これに從ふこと、やすきなり、かくの如くするは、みなこれ當然の理なり、人の怨に遠ざかるは、自然に得る所の効なり、この効を求るためにすと、云にあらず、

○子曰、不曰如之何如之何者、吾末如之何也已矣、

曰とは、心と口と、相はかるの詞なり、如之何、如之何とは、つら〱思ひて、つまびらかに、はからふ詞なり、凡その事、かくの如くせずして、妄にこれを行ふ者は、聖人も亦これをいかんともすることなし、その由りて教へをほどこすべき所なきをの玉へり、

○子曰、羣居終日、言不及義、

三人以上を羣居と云、終日とは、日をくらすと云詞なり、士の羣居は、これ道義を講論するの會なり、然るに、いつも、あだことをいひくらして、義理のさたに及ぶことなきぞ、

好行小慧、

小慧は私智なり、これ、上段の言に對して行を云、私智を用ひて調略することを好むぞ、

難矣哉、

言義に及ばざる時は、放ち僻み、邪に侈る心、日々にやまず、好んで小慧を行ふ時は、あやうきことをして、幸をもとむるのあやどり、亦日々に熟す、必その德に入ることなきのみにあらず、患害これにしたがひて、其身を保ちがたからんと、歎きての玉へるなり、

○子曰、君子義以爲質、

質とは、物の下地なり、君子の事を行ふには、まづ義を以てこれをはからひ、すでに其宜き所を得れば、事

ることありと、○蘇氏の云く、人のふむ所、足をいるるの外は、みな無用の地たり、然れどもすつべからず、この故に、慮り千里の外にあらざれば、則憂几席のもとにありと、按ずるに、凡そ慮りの及ばざる所あるは、理をいまだつくさゞる所あるなり、されども慮ることすぎて、いりほがなれば、私意おごりて、反りて理をさまたぐることあり、この故に、君子は事ごとに遠慮すといへども、亦よく果斷することを貴ぶ、

○子曰、已矣乎、吾未見好德如好色者也、

已矣乎とは、その德を好むことの誠ある者を、ついに見ずして、やみぬることを歎きて、まづ此詞を發し玉へるなり、

○子曰、臧文仲其竊位者與、

竊位とは、德その位にかなはずして、心にはづることありながら、これに居ること、ひそかにぬすみ得て、これに據り居るが如くなればなり、これ春秋心を誅するの法なり、

知柳下惠之賢、而不與立也、

これその位をぬすめることなり、柳下惠は、魯の大夫展獲、字は禽、柳下はその領地謚して惠と云、此時なほ仕へずして、下に居けると見えたり、不與立とはこれをあげて、共に朝廷に、ならびたゝざることを云なり、范氏おもへらく、臧文仲魯につかへて、政に從ふ、もし下に賢者あることを知らざるは、これ不明なり、知れどもこれをあげざるは、これ賢を蔽ふなり、不明の罪は小きにして、賢を蔽ふ罪は大いなり この故に、孔子此事を以て不仁とし、又以て位をぬすめりとし玉へり、○此時上には魯の君あり、下には季氏あり、然るに、ひとり文仲を罪すること、これ春秋責めを賢者に歸するの義なり、

○子曰、躬自厚而薄責於人、則遠怨矣、

責むとは、求むる義なり、とがむるにあらず、躳自厚

樂則韶舞、

韶の說、前篇に見えたり、その善つくし、美つくせるをとれるなり、これ禮によりて、樂に及ぶ、又これ舞をいへども、音調みな其中にあり、

放鄭聲、

鄭國の樂聲なり、韶舞によりて、これに及ぶ、これを放つとは、禁絕して、世にとゞめざるなり、

遠佞人、

佞人とは、こびへつらひ、口きく者を云、これ又鄭聲によりて、これに及ぶ、これに遠るとは、四夷にをひしりぞけて、中國を兵にせざるぞ、

鄭聲淫、佞人殆、

これその放ち遠るべき故をとく、鄭聲は淫にして、人をおぼらしやすく、佞人は人の悅をとりて、國家をあやうくするが故なり、○顏子天下を治るの道においては、平日すでに講究す、よりて夫子、たゞ制度を以てつげ玉ふ、而して歷代の制度の用ふべき者、たゞ時令車服音樂のみならず、その治道を害する者も、亦たゞ鄭聲佞人のみならず、ことに此數端をあげて、其餘の例とし玉へるなり、程子の云く、三代の制、みな時に因て損益す、その久きに及びて、弊なきことあたはず、周おとろへて、聖人おこらず、この故に、孔子先王の禮を斟酌し、萬世常行の道をたてゝ、此を發し、これが兆とするのみ、是によりて求めば、則餘はみな考へつべし、張子おもへらく、法たちてよく守る時は、則德久しかるべし、業大いなるべし、鄭聲佞人は、よく人をして、守る所をうしなはしむ、この故に、すでにその法度をつくれば、又必これを放遠せよと、の玉へるなり、

○子曰、人無遠慮、必有近憂、

遠き近きとは、必しも時と地との遠近を、云のみにあらず、凡そ慮る所、事いまだ至らざるさきまでに及ぶを、遠しと云、憂ること、慮りなき所より、ふとおこり出るを、近しと云、よりておもへらく、人の慮る所、遠からざれば、その思ひかけざる所より、近く憂は出來

孔子これに告るに、仁をするの資けを以てするのみと、蓋し孔門諸子仁を問は丶、即これ仁をするに志あり、故に夫子たゞちに、仁をするの方を以て、つげ玉ふ、子貢の此問ひ、仁を爲んことを問とあれば、なほしりぞけて、遠くとふ意あり、この故に、孔子その仁をする志を、すゝめはげまさんとて、これにつげ玉ふことかくの如し、

○顔淵問爲邦、

顔子は王者の輔佐たるべき才あり、この故に、天下を治るの道をとふ、邦をおさむと云は、謙詞なり、

子曰、行夏之時、

三代正朔の說、泰伯の篇に見えたり、蓋し萬物の生育、天は子の月に、はじめて生じ、地は丑の月に、はじめてやしなひ、人は寅の月に、はじめておさむ、よりて此三箇月、みな以て歲首とすべけれども、曆法月令は、みな人事の時を示すを以て主とす、もし夏の時令にしたがひて、寅の月をば、春の初とすれば、四時正しく、逐月の政令も、亦順に行はる、この故に、時主の制は、天正を用れども、今王道をおこさば、夏の時を行ふべしとなり、

乘殷之輅、

輅は、大車の名なり、古は只木を以て車つくる、商に至りて、貴人の乘る車を、輅となづく、木に漆ぬりて、其制を異にす、周の輅は金玉の類を以て、かざれるあり、それ輅は、いやしく用ひて、貴くかざれば、體にかなはず、いたく用ひて、盛にかざれば、やぶれやすし、商の輅の、すなはにして堅く、貴賤のしなわかてるが、質にして中制を得たるに、しかざるなり、

服周之冕、

周の冕五等あり、祭服の冠なり、冠上に覆あり、前後に旒あり、黃帝の時より、すでにこれありて、周に至りて、その制度最そなはれり、而してその物たる小きにして、衆體の上に加ふ、この故に華美にして、ついやす所あれども、奢れるに至らず、夫子これをとれるは、文にして、中制を得たりとすればなり、

らん、もし平生事に應ずる所、義理の當然を、うちやりにしてすぐさば、にはかに大節にのぞむ時、これがために、むばはれずと云こと、あるまじきか、朱子の云く然りと、まことに人平日深く性命の理をきはめて、堅く義理の正きを守る者にあらずは、なんぞ大節にのぞみて、實に是非を見さだめて、疑ひまどふことなく、怨みくふることなきことを得んや、朱子又おもへらく、人此章を解して云く、身を殺すは、性命の理を全うするゆへんなりと、人身を殺す時にあたりて、何ぞさらにこれを以て、性命の理を全うせんと云ことを、思ひはかるにいとまあらん、只死すれは即是なり、生くれば即非なりと見るがために、一箇の是を成すにすぎず、又云く、只これ義理まさに身を殺すべければ、即これ仁を成す、もし仁をなさんがために、身を殺さば、即只これ利心なりと、或人云く、人死生の上より、見をたつれば、生を貪るは、まことに仁にあらず、即生をすつるも、亦いまだ以て仁を全うするにたらず、君子は身を死生利害の外にをき、只理の是非を見て、まさにすべき所を、するのみなり、よくかくの如くなれば、則身を殺すも、身を殺さゞるも、倶にこれ仁なり、

○子貢問ㇾ爲ㇾ仁、子曰、工欲ㇾ善二其事一、必先利二其器一、居二是邦一也、事二其大夫之賢者一、友二其士之仁者一、

工匠その工作の事を、よくせんと思へば、必まづその斧刀などの、器具をとぐ、これその仁をするの志をとぎて、きびしく求めよとのたとへなり、

居二是邦一とは、所をさだめざる詞、いづくにても、その居る所にしたがひてと云、義なり、大夫は、その才德すでに政事にあらはるゝ故に、賢と云、士は只身を修るの德を以て、仁と云、大夫の賢も、亦仁德の、事に達する者なり、よくかくの如くすれば、をそれはゞかりて、切磋する所あり、これその仁をする志を、とぐの道なり、蓋し子貢己にしかざる者を悦の、失ある故に、これを以てつげ玉ふ、○一說に、程子の云く、子貢仁を爲んことをとふ、仁をとふにあらず、この故に、

あげて、ほめ玉ふはがりなり、されども其詞につきて見れば、君子とは、徳の全きを云、直はたゞ君子の一端なり、邦道なき時にも直なるは、其禍をまぬかるゝことかたし、必伯玉が如くにして後に、よく亂世にも、其身をたもつことを得る也、

○子曰、可與言、而不與之言、失人、

賢にして、共にかたるべき人に、われこれとかたらざれば、此人復われをかへりみざる故に、これをとりうしなふ、

不可與言、而與之言、失言、

不賢にして、共にかたられざる人に、われこれとかたれば、其言入らずして、むなしくすたる、これ言を失ふなり、

知者不失人、亦不失言、

よく人を見あかして、かたるべきとかたり、かたるまじきとかたらずして、人をも言をも失はず、これをば智者と云なり、

○子曰、志士仁人、

志士とは、守る所堅固にして、不仁の事をせず、仁人は、其徳すでに成りて、身即仁なり、

無求生以害仁、

志士は仁を利とす、仁人は仁に安んず、共に死生の變にのぞみても、其操をかふることなし、理のまさに死すべき所と見て、死せざれば、心これに安んぜざる故に、其生を貪るがためにして、心の徳を害するのことなし、

有殺身以成仁、

死すべき所と見れば、即その身をころしても、これを以て、心の徳を成して、全うすることはあるなり、○或人問ふ、死生はこれ大關節なり、されど學者の工夫は、全く此一段にあらず、只すべからく、日用の間事大小となくみな義理の安きに、就かまく欲すべし、然して後に、死生の際にのぞみて、たがはざるにちかゝ

に至りて、立てる時は、かの二つの者、わが前にありて、われと共に三つとなり、鼎の足の如くに、むかひたてるを、見るが如くなるぞ、

在輿則見其倚於衡也、

車にある時は、忠信篤敬、亦わが前にありて、くびきによりかゝりたるが如く見えるぞ、句義は上の如し、此二句、立つ時と、行く時とあげて、いづくにて、しばらくの間も、かれと相はなれまく欲すれども、はなれ得ざることを示す、

夫然後行、

上に云如くなる、熟境に至りて後、はじめて一言一行自然に忠信篤敬と、相はなれずして、ゆくとして、行はれずと云ことなかるべし、もしいまだかくの如くならざれば、行はれずと云ことを、得ずとなり、

子張書諸紳、

紳とは、大帶の前にたるゝ所を云、これにしるすは、常に見て、わするゝことなからんとなり、

○子曰、直哉史魚、

史魚は、衞の太夫、名は鰌、魚は字なり、其性行正直にして、邪曲なきことを、嘆美し玉ふ、

邦有道如矢、邦無道如矢、

これその直なることを、矢にたとへての玉ふ、國の有道無道を以て、其直を變ぜずと也、

君子哉蘧伯玉、

これ伯玉が君子の德あること、を嘆美し玉ふ、

邦有道則仕、

いでつかへて、其才をあらはす、

邦無道則可巻而懷之、

之とは、身をさす、身をおさめかくして、禍をまぬかるゝやうに、せらるゝとなり、これその出處、聖人の用る時は則行ひ、舍る時は則藏るゝにちかし、○衞國の賢太夫、此二子あり、よりて夫子、各その賢德を

當然の至極なる故に、これをすれども、することなきが如くなり、老子の無爲と云は、人道をしゐて、天道の自然に、かへさんとする故に、仁義を稱せず、禮法をたてず、只これ苟簡忽略を以て、無爲とするなり、聖人の無爲と、日を同うして、かたるべからず、

○子張問レ行、

身の行ふ所順利にして、ふさがりとゞこほることなき道をとふ、なほ達をとふ意の如し、

子曰、言忠信、

忠は、その云所、心をつくして、のこさず、信は、その云所、實に依りて、たがはず、

行篤敬、

篤とは、重厚にして、刻薄ならず、深沈にして、輕躁ならず、何事も、身に切に、實を着けてなし、少しもあからさまに、そゝりたることなきぞ、敬とは、整齊嚴肅、戒愼恐懼して、賓の如く、祭るが如くする心を、しばらくもわすれざるなり、此事四つなれども、つゞめて云時は、忠は信を以てかぬべし、篤は敬を以てかぬべし、さらに又これをすぶれば、只一つの誠なり、

雖二蠻貊之邦一行矣、

蠻は、南のゑびす、貊は、北のゑびす、言行をつゝしんで、身を修ること、かくの如くならば、中國は云に及ばず、蠻貊の國に居るとも、行はるべしとなり、

言不二忠信一行不二篤敬一雖二州里一行乎哉、

二千五百家を州とす、二十五家を里とす、言行のつゝしみなくば、近きわが國里の内にも、行はれんや、行はるましきとぞ、蓋し子張行はれんことを、外に求るによりて、その身に反りて、誠ある工夫を、つげ玉ふなり、亦その達をとふに、答へ玉ふが如し、

立則見二其參於前一也、

其とは、忠信篤敬をさす、參るとは、三つとなるなり、忠信と篤敬とを、念々心にわすれずして、工夫熟する

玉ふ、子貢つひに曾子の唯の如くなるうけなし、二子學ぶ所の淺深、こゝにおいて見つべしと、されども子貢二たびとふ所なければ、これも亦言下にさとれるなり、朱子おもへらく、夫子の子貢にをける、しば〳〵これを啓發することありて、他人はこれにあづからざれば、則また顔曾より外の諸子の、及ばざる所なり

○子曰、由、知レ德者鮮矣、

德とは、義理を心に得て、わか物となりたるなり、己レこの德あるにあらざれば、その意味の美なる所を、よく知ることなし、よりてこれを知る者すくなしとの玉ふ、○諸書を考るに、第一章よりこれまでを、皆一時の語とす、然ればこれは、蓋し子路慍り見るがために、發すらし、もしよく德を知る時は、あふ所の患難に、心をうごかされて、うらみいきどほること、なければなり、蔡氏の云く、夫子造次顚沛のうちにありて、門人弟子に告る所の者各そのおほはるゝ所にしたがひて開發す、洙泗雍容のつねにことならず、吁これぞの聖人たるゆへんか、

○子曰、無レ爲而治者、其舜也與、

無爲而治まるとは、聖人上にいまして、德その盛なることをきはむればなり、これ平生易簡にして、民おのづから善に化す、別に作爲する所ありて、其法をたくみにし、其令をむつかしくすることをまたずして治まるを云、凡そ聖人の平治、みなかくの如くなれども、舜は堯の後をつぎ、又諸賢を得て、官職につき玉ふによりて、とりわき有爲のあとを見ざればなり、

夫何爲哉、恭レ己正南面而已矣、

恭己而正南面すとは聖人の敬德のかたちを云、これ云意は、舜の治道、すでに有爲のあと見えざるによりて、人それ何をかし玉ふぞと見れば、只その容をうや〳〵しくして、衣裳をたれ、手をこまぬき、正く人君の位にいますを、見るのみなり、○按ずるに、天人の道、その理は一なりといへども、天道は全く無爲なり人道は裁成輔相することあれは、もとすることなきにあらず、然れども、聖人德さかんにして、上にあれば、民おのづからこれに化す、而してそのする所はみな

は窮すれども、かくの如くならずとぞ、○朱子おもへらく、聖人去就の間にをける、去るべき時と見れば、すみやかに去りて、うしろをかへりみ、前をおもんぱかることなし、身は困に居ても、其道は亨りて、いさゝかくひうらむ所なきこと、こゝにをいて見つべし、學者よろしく深くあぢはふべし、

○子曰、賜也、女以予爲多學而識之者與、

識すは、おぼゆるなり、子貢學ぶこと多くして、よくしるす、夫子その致知の功つもりて、かの萬理一本の處を、さとり得ることあらんとする、時節を見て、かくの如くに、とひおこし玉ふ、

對曰、然非與、

然りとは、平生の心にて、これを信ずる詞、非與とは、こゝにをいて、忽にみづから疑ふ詞なり、問ふ詞にあらず、云意は、今までは、多く學んで、識し玉へると思へり、まことにさにてはなきかよと、これ即その開悟の機發なり、

曰、非也、

さにはあらずとぞ、

予一以貫之、

われ事にふれて、其理を知ることは、只一理ありて、これにて萬理をつらぬけるなりと、蓋し一は多の字に對す、多は事物にありて、一は心にあり、貫は識の字に對す、事物の理、一つ〴〵しるすにはあらずして、たゞ心上の一理にて、萬理を貫き得ずと云ことなきぞ、餘は里仁の篇に詳なり、されど曾子は力行の功つもりて、さとり得ることあらんとす、よりて夫子、わが道との玉ふ、此章と知行の別あり、然れども、すでにこれ一貫すれば、知行相通ぜずと云ことなし、但二字の悟入の所、同じからざるばかりなり、曾子に一貫をつげ玉ふは、これより後のことなり、尹氏おもへらく、孔子の曾子におけるは、そのとひをまたずして、たゞちにこれをつく、曾子亦ふかくさとりて唯と云、子貢には、まづそのとひをおこして、而して後につげ

矣、軍旅之事、未之學也、明日遂行、

俎豆は、禮器なり、軍旅の武事に對して、文道を以ての玉ふ、蓋し靈公は無道の君にして、又戰伐のことに志あり、この故に、夫子かくの如く答へて、即國を去り玉ふ、○靈公の無道なる、夫子のあらかじめ知る所なり、されど其禮をよくして、まじはれるを以て、諸國周流の間、衛にいますこと最久し、その告げみちびき玉ふことも亦詳なり、然れども、其一つをだにも用ひず、あまつさへとふまじきことをとへるによりて、はやく去り玉ふなり、もしまことに夫子を用ひましかば、軍旅のことも、答へ玉ふまじきにあらず、夫子豈武事にくらからんや、此時も亦たゞに去らずして、俎豆のことを以てつげ玉ふ、靈公もしこれによりてさとらば、なほ必去り玉はん志にも、あらざるなるべし、

在陳絕糧、

夫子衛を急に去りて、陳にゆき玉ふ、おりふし又吳より陳をうちて、國みだれけるによりて、かくの如し、

從者病莫能興、

ともしたる諸子以下、うへつかれて、おきあがることあたはず、

子路慍見、

子路夫子の聖德ありながら、窮厄にあひ玉ふことを、いきどほり、いかれる色を以て、まみえたり、

曰、君子亦有窮乎、

君子とは、暗に夫子をさして云、君子たる人にも、困窮することありやと、

子曰、君子固窮、

君子者も、まことに窮する時ありと、一說に固窮とよむ、かたく窮をまほるとぞ、

小人窮斯濫矣、

小人窮する時は、則あぶれいでゝ、非理をなす、君子

るなり、陽貨にあふこれなり、これを惡みんじて、其罪をさし云は、これを親んじてなり、原壤にあふこれなり、

○闕黨童子將命、

闕黨は、黨の名、童子は、いまだ元服せざる者を云、闕黨より出たる童子、孔氏につきまなびけるが、賓主の命をつたへて、奏者しけるなり、

或問之曰、益者與、

命をつたふるは、成人のする事なれど、亦童子を用ふべきことも、あるによりて、夫子これをせさせ玉ふ、或人これをみて、此童子學業に進益する所ある者故に、成人の事をせさせて、これを寵み異にして、つかはるゝと思ひて、とひけるなり、

子曰、吾見其居於位也、

童子は席の隅に座して、其正位なき者なるに、われ此童子、正位に座して、成人と列を同うするを見つると、

見其與先生並行也、

先生は、即成人なり、童子は長者に隨ひ行くべきを、われ此童子、成人と並び行くことを見つると、

非求益者也、

謙益を受るは、理の常なり、此童子、謙遜ならざる故に益を求る者にあらず、

欲速成者也、

はやく成人せまく欲する者なり、かくの如くなる故に、これを使令の役につかひて、長少の序を見せ、揖讓の容を、しならはしむ、是抑へてこれを敎るが故なり、寵んでこれを異にするにはあらずとなり、

衞靈公第十五

衞靈公問陳於孔子、

陳とは、軍法の人數だてなり、

孔子對曰、俎豆之事、則嘗聞之

し、世きはめて治まれりといへとも、豈よく四海の内果して一物も其所を得ずと云ふことを知らんや、この故に、堯舜もなほ百姓を安んずるを以て病とす、もしわが治すでに足んぬと云時は、則聖人たるゆへんにあらず○程子の云く、君子己を修めて、以て百姓を安んずるは、篤恭して天下平なるぞ、たゞ上下恭敬に一なる時は、則天地おのづから位し、萬物おのづから育はれ、氣和がずと云ふことなくして、四靈ことごとく至る、

○原壤夷俟、

原壤は、夫子の舊友なり、母死したる時も、歌うたう、蓋し老氏の流にして、みづから禮法の外に、放てる者なり、夷とは、脛をたてゝ居るなり、夫子の來れるを見ながら、ありつけたる體を、あらためず、うづくまり居て、まちかけたり、

子曰、幼而不孫弟、

孫は、ゆづる、弟は、したがふなり、尊長に無禮なることを云ふ、

長而無述焉、

となへのぶべき、善行なきぞ、

老而不死、

幼より老に至るまで、一つのよみんずべきことなくして、久しく世にいけるなり、壤は夫子の後輩なる故に、かくの如くに責め玉ふ、老てとは、ゆくさきまでを、をしきはめていへり、

是爲賊、

賊とは、人をそこなふ者を云、上に云如くなるは、常をやぶり、俗をみだりて、人を害するを以て、これを賊と云、

以杖叩其脛、

夫子すでに壤をせめて、則又そのひく所の杖を以てかの脛をたゝき示して、うづゐせざらしめ玉ふ○鄭氏の云く、聖人の物にまじはると、各其情にかなふ、これを惡みんじて、其詞をしたがふるは、これを外にす

すべくゝりて、命を家宰にきく、この故に、君三年ものいはざることを、得るとなり、○胡氏おもへらく、それ父母のために、三年の喪は、天子より、庶人までに達す、子張これを疑ふにあらず、これおもへらく、人君三年もの いはずは臣下全くうくる所なくして、禍亂或は由ておこらんと、孔子告るに家宰にきくと云ことを以てすれば、則禍亂はうれふる所にあらす、

○子曰、上好禮、則民易使也、

上たる人、禮を好みて、身を修め、政にほどこし、法式下に達する時は、貴賤の分定る、この故に、萬民の志ことならずして、使ひ用ることやすし、

○子路問君子、

君子の君子たる道をとふ、

子曰、脩己以敬、

君子の道は、身に本づく、而して身の德は、敬に聚る、よりて己れを修るの道、敬の一字につゞまれり、此一言、子路に答る所、至れり盡くせり、

曰、如斯而已乎、曰、脩己以安人、

曰、如斯而已乎、曰、脩己以安百姓、

脩己と云内に、みな敬の意をかねてあり、以ては、これを以てなり、安んずとは、これを治めて、其所を得せしむるぞ、人とは、己に對して云、百姓とは、天下の人をすべて云、子路夫子の初答みじかきにより、不足なりとして、しきりにとひきはむ、夫子只その己を修るに、敬を以てする工夫の、つみゝてること盛にして自然に物に及ぶ者をあげて、これをつぐ、これより外の道なしとなり、

脩己以安百姓、堯舜其猶病諸、

これ又上に告る所より外に、加ることなきことを示して、子路がきさきを仰へ、その身に反りて、近き所に、求めしめまく欲してなり、蓋し聖人の心きはまりな

これそしる所の意をとく、云意は、世に己を知りて、用る者なくば、則その志す所をやめて、隱れんより外のことなきことぞ、

深則厲、淺則掲、

これ詩の衛風匏有苦葉の篇の詞なり、水をわたるに、衣をぬぎ、したもばかりになりてわたるを、厲と云、衣をぬがず、只もすそをかゝげてわたるを、掲と云、これ又夫子の世に處すること、時と共にし玉はずと云ことを、水わたる者の、淺深の宜きにかなふことあたはざるによせてそしれり、

子曰、果哉、末之難矣、

聖人の心は、天地と同じき故に、天下を視ること、なほ一家の内の如く、中國の民を視ること、なほ一箇の人の如くして、一日も忘るゝことあたはず、この故に荷蕢がそしりを聞きて、その世を忘るゝに果してみしかきことを歎き、又の玉はく、人の出處、もし只かくの如くすることは、則しがたきことなしと、蓋し荷蕢その己が見る所を、かたく守りて固きは、實に硜々乎として鄙しきなり、

○子張曰、書云、高宗諒陰三年不言、何謂也、

書に云所のこと、商書説命周書無逸に出たり、高宗は商王武丁の廟號なり、諒陰とは、天子喪に居るの名、其義いまた詳ならず、不言とは、號令を出して、下知せざることを云、

子曰、何必高宗、古之人皆然、

喪に居て三年ものいはざること、何ぞ必しも高宗のみならん、古の人君みな然りとぞ、

君薨、

諸侯の死を薨と云、君薨すと云時は、天子のみにあらず諸侯も亦然り、

百官總己以聽於冢宰三年、

冢宰は、太宰、治官の長なり、百官みな己が職事を、

子路曰、自孔氏、

氏は、家と云義なり、孔家より來れる者なりと、

曰、是知其不可而爲之者與、

晨門その孔子の徒たることを知りて云く、これ世のいかんともすべからざることを、知りながら、しゐてする人かと、蓋し晨門世の不可を知りて、せざる者故に、これを以て、夫子をそしれるなり、然れども、聖人はもしこれを用る君あれば、亂を變して治となすこと手をひるがへすが如くなれば、天下を視ること、すべからざるの時なしと云ことを、かれ知らざるが故なり、○黄氏の云く、晨門その聖人を云ことは非なり、自その身を處することは則是なり、亦賢人ならくのみと、蓋しその才德こゝにかぎれるが故なり、

○子擊磬於衛、

磬は、樂器の名、石音なり、夫子衛にいまして、ある時磬をうてり、

有荷蕢而過孔氏之門者、

蕢は、艸器なり、これをになひて、孔氏の門前をとをるぞ、

曰、有心哉擊磬乎、

夫子常に道を天下に行ひて、民をすくはんの志を、わすれ玉はず、此時の磬、何の樂章につけ玉ふとはしれねども、其志は磬聲の内にふくめり、然るを荷蕢、何とはなしに、其聲を耳にたて、たちとどまりて、心あるかなといへるは、まことに世のつねならぬ隱士なり、

既而曰、鄙哉硜硜乎、

すでにして、その聲中の志を、きゝとりて、其趣のひきくして、とる所のかたきと、思へるによりて、これをそしりて、かくの如くに云ぞ、硜々は、只石の聲なり、此聲を借りて、その志の專ら確きことをいへり、

莫己知也、斯已而已矣、

をける、これを命に決することをまたずして、おのづから泰然たり、

○子曰、賢者辟世、

此章賢者の出處去就に、樣々なることを、處ると去るとにつきて、その大小ことなることあるを云、辟世とは、天下無道にして、かくれ處るを云、伯夷太公の如きこれなり、

其次辟地、

世を辟るの次には、亂國を去りて、治國にゆくあり、これ地を辟るなり、

其次辟色、

色とは、泛く容貌を云、地を辟るの次には、君の禮貌おとろへたるを見て去るあり、

其次辟言、

色をさくるの次には、一言のいひたがへを見ても去るあり、衞の靈公孔子に陳をとへるが如き、その人にとふまじきことを、とへるによりて、即去り玉ふなり、世と地とは、地勢の廣狹なり、色と言とは、人事の淺深なり、これ遇ふ所の、同じからざるのみ、其德の優劣を云にあらず、

○子曰、作者七人矣、

位をすてゝたち去る者、今すでに七人に及べりとぞ、語意をあぢはひみれば、天地ふさがり、賢人かくるゝのいたみあり、此七人、たぞと云ことを知らず、從來その人をさす說多けれども、しゐてたづぬべからず、

○子路宿於石門、

石門は、地の名、子路いでゆくことありて、石門に一宿す、

晨門曰、奚自、

晨門とは、晨は、あしたなり、門を守りて、晨昏に開閉することをつかさどる、蓋し賢人にして、卑職に隱れたる者ならん、奚自とは、いづくより來れる人そとゝふ、

るに及ぶべきを以て、ことさらにこれを告げ玉ふ、されども子貢いまだ默してその旨に契ふ所なき故に、覺悟の詞いでず、これ惜むべきなり、

○公伯寮愬子路於季孫、

公伯寮は、魯人なり、子路を譖して、季氏にうつたへつげたり、朱子おもへらく、これ夫子子路をして、三都をこぼちて、その甲兵を、おさめしめられし時のことならんと、

子服景伯以告、

子服は氏名は何、景伯は諡と字なり、魯の大夫にして、亦學を夫子にうけたり、寮が譖言を知りて、夫子につぐ、

曰、夫子固有惑志於公伯寮、

夫子は、季氏をさす、寮が愬へに、まどへる志ありとぞ、

吾力猶能肆諸市朝、

肆は、のぶるなり、人を刑して、其尸をのべて、さらすことなり、大夫は朝に肆し、士庶は市に肆す、市朝とは、これつらね云なり、云意は、わが力勢ならよく子路が罪を明して、寮を誅することを得ん、いかゞあらんとあり、

子曰、道之將行也與命也、道之將廢也與命也、

道の行はるゝも、すたるも、みな天命にかゝりたることにて、人の能する所にあらずとなり、蓋しそのかみ夫子の一擧、道の興廢に、かゝりたること故に、かくの玉へるか、

公伯寮其如命何、

寮が愬る所の、行はるゝも、行はれざるも、命にかゝりたることなれば、彼が力の、よくいかんともすることにあらず、たとひその愬行はるとも、亦命なりと、これ景伯が憤りをとき、子路が心を安んじて、伯寮が奸を警す、聖人は義を以て命を制す、その利害の際に

は、直道を以て報ふべし、德はただ以て德ある方に報ひんのみと、○或人のおもはく、まことに厚からざるにあらず、然れども、聖人の言を以て、これを見れば、則その意ありてする、私にいでゝ、怨德の報ひ、みなその平かなることを得ず、必夫子の言の如くにして、然して後に、二つの者の報ひ、各其所を得たり、されども怨みに直を以て報れば、必しも讐をなさゞる所あり、德には必德を以て報れば、すべて報ひざるの德なし、然ればそれ亦厚からざるに、あらざるなり、此章の言明白簡約にして、其旨曲折反復す、造化の易簡なるを知りやすくして、微妙にして極まりなきが如し、學者よろしく詳に玩ぶべき所なり、

○子曰、莫我知也夫、

夫子自歎を以て子貢が問をおこせり、

子貢曰、何爲其莫知子也、

何とかしつる故にて、世に子を知ることなきぞと、

子曰、不怨天、不尤人、

時に遇はざれども、天をうらみず、人に合はざれども人をとがめず只己にかへりて、自修ることをするのみぞと、

下學而上達、

下學とは、上達に對して、當下の人事を、學ぶことを云、即自修る工夫の、考を下す所なり、上達には、下學の功をつむ內より、自然に向上の天理に、通達することを云、これは下學の効にして、工夫をすることにあらず、云意は、われを知ることなきは、われ外に向ひて、怨み尤むることなく、只己にたりて自修め、序にしたがひて、やうやくにすすむのみ、人に異にして世に知られんことを求めざればなりと、

知我者其天乎、

上に云如くなるによりて、われを知る者は、只天のみにして、人は知ることなきぞとなり、深くその語意あぢはひみれば、聖人は天理と一體なる故に、只天のみ聖人の心と相かなひて、人の知るとあたはざるの、妙處あり、孔門においては、只子貢の智のみ、これを知

ふを見て、なんすれぞ、かばかり栖々として、こゝによりかしこにより、へめぐりて、やまざる者なるやと、

無乃爲佞乎、

佞とは、口才を以て、人を悦ばしむることを云、これ云意は、佞は日比のにくむ所なるに、今栖々として人と説話するは、かの佞をするにてはなきかと、蓋し夫子道の行はれざることを知りながら、辨口にて人をみちびき玉ふと、思へるによりて、かくいへるなり、

孔子曰、非敢爲佞也、疾固也、

固しとは、見る所一すぢをとりて、他に通ぜざることを云、これ云意は、われあへて、佞をせんとには、あらざれども、かたおちに、とり守ることを、にくむ故に、かくの如しとなり、これ泛く事につきての玉なり、固を固しとの玉ふにあらず、又自固き所をにくむとにもあらず、聖人の達尊にをける、禮うや〳〵しくして、言なをきこと、かくの如し、而して固を警せる意も亦深し、○人を悦ばしめて、己あることを知らざるは、佞なり、ひとり己を守りて、人あることを知らざるは固なり、君子の道は内己を失はず、外人をもすてざるなり、

○子曰、驥不稱其力、稱其德也、

驥は、善馬の名なり、德とは、よくのりかたになれて、いぶりならず人をかみふむとなどせざるを云、驥を稱美すること、其力のつよきにあらずして、その調良の德にあり、蓋し世の人才力をおもんじて德をたつとばざる故に、此たとへをの玉へり、

○或曰、以德報怨何如、

德とは、恩惠を云、德を以て、怨むることに報ひば、いかゞあらんと、此語今老子の書に出たり、

子曰、何以報德、

わが怨ある方に、德を以て報ひば、われに德ある方には、又何を以てかこれに報ひんと、

以直報怨、以德報德、

直とは、至公にして、私なき道を云、それ怨ある方に

暇なきことを、思量すべし、此事自ふかく體察して後に、はじめて見得ることあるべしと、蓋し自治ると、人を方ぶると、二つの者、必ならび立ことなし、その自治るに、まことある者は、おのづから人を方ぶるに暇あらざるなり、

○子曰、不患人之不己知、患其不能也、

人の己が名を知らざることを、うれへずして、唯その知らるべき實あることあたはざることを、うれふべしと、凡そ章の旨同くして、文も亦ことならざる者はこれ重出なり、其文すこしきことなる者は、これしば〳〵の玉へるなり、聖人此一事をの玉ふこと、すべて四たび見えたり、その丁寧の意、知んぬべきなり、

○子曰、不逆詐、

詐とは、人の己を欺くことを云、これを逆へずとは、其事いまだ至らざるさきに、まづむかへとる意なきぞ、

不億不信、

不信とは、人の己を疑ふことを云、これを億らずとは其はしいまだ見えざるさきに、まづはかりみる意なきぞ、

抑亦先覺者是賢乎、

抑とは、上をうけてかへしたる詞なり、云意は、逆へず億らざれども、人のまことといつはりを、自然にまづさとり知るは、これ賢なりとぞ、蓋し世に億逆して、たま〳〵あたることあるを以て、先覺とする者、あるによりて、かくの玉へるならん、もしかく億逆せずしてつひに小人の欺かれとなる者は、亦見るにたらず、

○微生畝謂孔子曰、丘何爲是栖栖者與、

微生は姓、畝は名なり、夫子の名をよびかけて、其詞甚をごれり、蓋し齒たけ徳たかき、隱者なるべし、栖々とは、依々と云義なり、夫子諸國に歷聘せられ玉

けるを、記者上章に類するを以て、したがへて記せり、此章もと上章にあはせて、一章とす、然れば、上章は、もつぱら官にある者につきて云によりて、此章ひろく其理を論じて、これを釋するなり、

○子曰、君子恥其言而過其行、

君子の心を用ること、その云ことを、すぎやすきをはぢて、あへてつくさず、而して其行の、及びがたきをうれふる故に、すぐして餘りあらまく欲すと、これ只言行相かへりみて、見あはする意を、ことさらに抑揚して、緊切にの玉へるなり、

○子曰、君子道者三、我無能焉、仁者不憂、知者不惑、勇者不懼、

說前篇に見えたり、但これは夫子の謙辭、自せめて、人をすゝめ玉へり、

子貢曰、夫子自道也、

これは夫子の自の玉へる言なりと、只これ謙辭にして、實は能くし玉はざるに、あらざることをいへり、○此章と、前篇に記す所とに、仁と知との前後あり、尹氏の云く、德を成すには、仁を以て先とす、學にすゝむには、知を以て先とす、この故に、夫子の言、其序同じからざることあること、これを以てなり、

○子貢方人、

子貢人品を比方して、其長短をたくらぶることを好めり、

子曰、賜也賢乎哉、夫我則不暇、

云意は、賜が人を方ぶるは、その賢才と云者ならんか我は則これをするに、暇あらずと、蓋し人を方ぶるも理をきはむるのことなりといへども、つとめてこれをする時は、心外にはせて、自おさむる所の者をろそかなり、この故に、夫子これを求めて、其詞をうたがはしめ、又自おとしめて、以て深くこれを抑ふ、聖人の人を責ること、其詞迫切ならずして、意すでにひとり至れることかくの如し、○朱子おもへらく、聖人人を方ぶるに、暇あらずとの玉ふを、その何によりてか

曰、夫子何爲、
夫子は、伯玉をさす、何爲とは、何事をか、つとめとせらるゝぞと、
對曰、夫子欲寡其過而未能也、
云意は、夫子あやまちあることをまぬかれず、只そのすくなからんを欲して、つとめらるれども、なほいまだあたはざることを、うれへらるゝとなり、これその省察克治の工夫やまずして、常に及ばざるが如くなるの意を見つべし、使者の詞、いよ／＼卑約にして、主人の賢、ます／＼あらはる、
使者出、
しばらく退休す、
子曰、使乎使乎、
使乎とは、使者の使者たることをの玉へり、その深く君子の心を知りて、しかも辭令によきを以て、ふたゝびこれを云て、重くほめ玉ふなり、○莊子に云く、伯玉行年五十にして、四十九年の非を知る、又云く、伯玉行年六十にして、六十化すと、云意は、五十年の間、年々さきの非を知りて、これを改め、六十までに、六十度變化して、いよ／＼、上達しけるとなり、朱子此章の註に、これをひきて云く、その德にすゝむの功老ひてもます、こゝを以て、其行篤實にして、其光り宣著なり、只使者これを知るのみにあらずして、夫子も亦これを信せり、

○子曰不在其位、不謀其政、
すでに泰伯の篇に見えたり、

○曾子曰、君子思不出其位、
これ易の艮の卦の象辭、艮は、止なり、其所に止るの義にとれり、位とは、泛く身の居る所を以て云、云意は、君子は常にその居る所に、心を安んじて、まさにそのすべき所を、するのみなり、思ふ所のこと、其位より外にいでずとなり、曾子かつて此語を稱せられ

○子曰、君子上達、小人下達、

達すとは、やうやくにつゝんで、至極にいたる義なり、君子は、何事も、天理にしたがふ故に、日々に高明の域にすゝみのぼる、これ上達なり、小人は、何事も人欲にしたがふ故に日々に汙下の地に、おちくだるなり、○天理もと高く明なる故に上と云、人欲もと卑く汚なる故に下と云、上下のむきはせて、相去ると日々に遠けれども、其始は、たゞ一念の差によれるなり、

○子曰、古之學者爲己、今之學者爲人、

二つの者の字、　舊說には、只語の助けとなしてよめり、爲己爲人とは、學をする者の主意を云、工夫を云にあらず、其道を己に得て、自成るがためにするを、爲己にすと云、只人に其名を知られんがためにするを、人の爲にすと云へり、又人の爲にすと云に、己をおさむることをゝろそかにして、人の師たることを好むあり、その己が爲にする者は、只己を成すのみならずして、つひに又人を成すに至る、人の爲にする者は人をなさゞるのみならずして、つひに又己をあはせて、これを失ふに至る、○朱子の云く、聖賢學者心を用る得失を論ずる、其說多し、然れども、いまだ此言の切にして要なるが如き者あらず、こゝにおいて明にわきて、日々にこれのみそなはさば、則その從ふ所に、昧からざるにちかゝらん、饒氏の云く、後世刑名術數、記誦、詩章の學は、則まなぶ所、すでに古人と背き馳す、何ぞ必しも、更に其心を用ゆる所を論ぜん、

○蘧伯玉使人於孔子、

蘧伯玉は、衞の大夫、名は瑗、夫子衞に居玉ふ時に、其家を主とし玉ふ、よりて魯にかへれる時に、使者をつかはせり、

孔子與之坐而問焉、

尊者の前にて立つは、禮なれども、夫子伯玉が賢なるを、敬し玉ふによりて、その使者をも、座せしめて後に、とひかけ玉ふ、

して、われをして告げさせらるゝよなと、嘆きての玉へるなり、

之二三子告、不可、

三子は、魯の强臣、もとより君を君とせざるの心あり、齊の陳氏と、その氣勢あひよる所あり、この故に、夫子の謀を、きゝうけず、

孔子曰、以吾從大夫之後、不敢不告也、

夫子又これを以て、三子にこたへ玉ふ、其意は、かばかりの弑逆なれば、われ致仕の大夫だも、つげてかなはざることとなるを以て、討ぜんことをこへるに、況や位にあたれる大夫として、なんぞとりあへざることの、あるべきかやと、これ深く三家を警し玉ふ意あり、○そのかみ齊つよく、魯よはし、夫子も亦すでに、おとろへ玉ふ、勢を以てこれをみれば、齊をうつこといとかたし、されど聖人の妙用はかり知るべからず、もし哀公三子、みなゆるして、夫子の謀をきかば、齊にかつこと、必手にとるが如くなることあらん、夫子なんぞ其義ばかりを以て、つげ玉はんや、程子の云く、この時にあたりて、天下の乱きはまんぬ、これに因りて以てこれを正うすることあらば、周室それまたおこらんか、魯の君臣、ついにこれに從はず、あげて惜むべけんや、

○子路問事君

君に事つる道をとふ、

子曰、勿欺也、而犯之、

勿欺とは、心を以て云、犯すとは、君の顔色ををかすぞ、諌につきて云、凡そ君に事つるには、心必ず忠誠にして、少しも欺くことなかれ、而して その諌むべきことあるに至りては、あへて顔ををかして、これをいさめ、少しもはゞかることなかれとぞ、○范氏おもへらく、顔を犯して諌ることは、子路のかたき所にあらず、而して欺かざるを以てかたしとす、この故に、夫子欺くことなかれと云を、さきとしてつげ玉ふ、

せんと思ふ、志もなくして、自その能せんや否を、はからざるなり、この故にその云ことをのみ行はまく欲すとも、豈それかたからざらんや、○此章は、これをすることかたんず、これを云こと、訒んずることなきことを得んや、古の言を出さゞるは、躬の逮ばざらんことを、耻てなり、先その言を行ふて、而して後にこれに從ふと云章と、詞はことなれども、其意相ちかし、

○陳成子弑簡公、

陳成子は、齊の大夫、名は恒、成は謚なり、簡公は齊の君、名は壬、これ魯の哀公十四年のことなり、

孔子沐浴而朝、告於哀公、

沐浴は、齋戒につきて云、臣君に告るとあらんとする時は、あらかじめ齋戒すること、禮の常なり、夫子とりわき此事を重んじて、つげ玉ふ故に、これを云なるべし、此時夫子、すでに仕を致して居玉へども、國家の大事には、出る故なればなり、

曰、陳恒弑其君、請討之、

臣として君を弑すは、人倫の大變、天理の必ゆるさゞる所にして、人々たれとても、誅することを得るの法なり、況や隣國をや、よりて夫子すでに致仕し玉ふといへども、なほ哀公に、これを征討し玉へと、こひ玉ふなり、

公曰、告夫三子、

三子は、三家なり、時に魯の政、三家にありて、哀公自ほしいまゝにすることを得ず、よりて孔子をして、これを告げしめり、

孔子曰、以吾從大夫之後、不敢不告也、君曰告夫三子者、

孔子朝より出て、自の玉ふことかくの如し、云意は、君を弑すの賊は、法の必討する所、大夫は國のために謀る、われ義の告ぐべき所なればこそ、君には申しつれ、然るに君みづから、三子に命ずること、あたはず

たがひて、章をなし、其理のあきらかになることを、いへばなり、○洪氏の云く、家臣の賤き、而るをこれを引きて、己と並ばしむ三善あり、人を知る一つなり、己を忘る二つなり、君に事る三つなりと、蓋しこれ知と公と忠となり、

○子言衛靈公之無道也、

其言はし多き故に、記者つゞめてこれをいへり、

康子曰、夫如是、奚而不喪、

康子は、季康子なり、夫とは、靈公をさす、喪ふとは、位をうしなふを云、

孔子曰、仲叔圉治賓客、

仲叔圉は、孔文子なり、其職四方の賓客のことを、治めつかさどる、

祝鮀治宗廟、

祭祀の禮をつかさどる、

王孫賈治軍旅、

軍陣のことをつかさどる、軍旅とは、みなその人數なり、

夫如是、奚其喪、

上三つのこと、國家の大事なり、三人の臣、必しも賢なるにあらざれども、其才みな用ふべし、靈公これを用ること、亦各その可にあたれる故に、無道なれども其位をうしなふに至らざりしなり、よりての玉ふこと、かくの如し、○尹氏の云く、衛の靈公の無道なる宜く喪ふべし、而るによく此三人を用て、なほ以て其國をたもつに足れり、而るを況や、有道の君にして、よく天下の賢才を用る者をや、

○子曰、其言之不怍、則爲之也難、

人口にまかせて、大言をはき、心に羞惡の眞情さゞずして、これをはづることなき時は、ふりたちて、必

ることをねんごろにの玉ふばかりなり、○此二章、子路子貢、もし管仲を仁なりやとゝはゞ、夫子の答へ、これに異なるべし、然るに二子、管仲を仁者なるまじとして、とひけるによりて、夫子その功を以て云時は、仁なることをつげ玉ふ、然れば、その死せざる事は、いまだ仁たることを得ざるなり、されど亦これを不仁として、其罪をことはり玉はざるは、ふかき意あるべし、今しゐて其說つくるべからず、○程子おもへらく、桓公は兄なり子糾は弟なり、仲事る所に私して、共に國を爭ふは、義にあらず、桓公の殺すは、すぎたりといへども、糾が死は、實にあたれり、仲はじめ謀を同じうすれば、死を同じうせんこと可なり、その不義たることをさとりて、自まぬかれて、後功をはからんとするも、亦可なり、この故に、聖人その死をせめずして、其功を稱す、もし桓弟にして、糾兄たるに、桓其國をむばひて、これを殺さば、桓公は、管仲がために世を同じうせざるの讐なり、もしその後功をはかりみて、桓に事ることをゆるさば、聖人の言義を害することの甚き、萬世反覆不忠の亂を、ひらくことなけんや、と、されど春秋公羊穀梁二傳には、みな子糾にゆるして、小白をにくむ、又荀子韓非子莊子史記說苑等に皆子糾を以て兄とす、程子ひとり春秋經文に、桓公を齊の小白と書して、子糾を糾とばかりあれば、桓公は齊をたもつべき故なりとして、兄たりとおもへり、而して胡文定朱子、みなこれを宗とせらるゝによりて、今これに從ふ、

○公叔文子之臣大夫僎、與文子同升諸公、

文子が家臣、名は僎と云者、大夫となりて、文子と共に、衛の公朝に、すゝみのぼりて、同列となれりと、これ記者の詞なり、もと文子僎が、賢なるを見て、すゝめあげたり、

子聞之曰、可以爲文矣、

文子死して後、夫子此事を論じての玉ふ意、そのかみ衛人、文子が謚を議せし意、いかんとゝふまでもなく、只此一事につきても、その文明なる所を以て、文といふべき事ぞと、ほめ玉ふなり、蓋し文とは、理にし

此其の字、管仲をさすと、いひ來れども、只、上文功業の、仁たることをうけて、其功の仁と見るも、文義順なる歟、

○子貢曰、管仲非仁者與、桓公殺公子糾、不能死、又相之、

とふ意、大概子路に同じ、但云く、管仲が死せざるは、なほ可なれども、これに相たることは、甚不仁なりと一說に、不能死とあれば、死ぬべき時に、えしなざるのみならず、又つかへてこれに相たりと、一つらにいひたる詞なりとぞ、

子曰、管仲相桓公、霸諸侯、一匡天下、

霸は、長なり、諸侯のおさとして、令をくだす者なり、一匡天下とは、一切に天下を正くして、正しからずと云所なきぞ、周をたつとび、夷をはらふのこと皆これなり、

民到于今受其賜、

賜とは、恩惠と云が如し、當代のみならず、今の世までも、人みな其恩をうくとなり、

微管仲、吾其被髮左衽矣、

夷狄の俗、髮をゆはずして、かうぶり、衣のえりを、左りあはせにきる、云意は、もし管仲出る事なくば、わが中國の民みな夷狄とならんとなり、

豈若匹夫匹婦之爲諒也、自經於溝瀆、而莫之知也、

匹夫匹婦とは、匹は偶なり、夫婦さしむかひの庶人を云、諒とは、小信なり、經るとはくびくゝるなり、溝瀆は、みぞなり、小なるを溝といひ、大なる瀆と云、これ云意は、管仲ほどの者にて、庶民の小信を守るがためにみぞかはにくびれ死して、世に知る者なきが如くなる、無益の死をせんやとなり、舊說に、これを召忽が死にあてゝ云は非なり、只これ管仲が功の、大いな

つはらざる者なり、この故に、彼は此よりも善しとしてかくの玉へるなり、

○子路曰、桓公殺公子糾、召忽死之、管仲不死、

はじめ齊の襄公無道にして、國まさに亂れんとす、公の諸弟、禍の及ばんことを恐れて、みな國を去る、子糾は魯に奔り、小白は莒に奔る、管仲召忽は、みな子糾が輔なり、襄公の從弟公孫無知、襄公を弑して自立つ、齊人又無知を殺す、こゝにおいて、魯より齊をうち、子糾をいれて、立てんとす、小白莒よりまづ入て君たり、これを桓公とす、而して魯と相たゝかふ、管仲小白を射て鈎帶にあつ、されど魯のいくさまけたり、小白魯に告げしめて云く、子糾は親なり、請ふ君これをうて、管召は讐なり、請ふ自これをきらんと、魯すなはち子糾を殺す、召忽共に死す、管仲はとらはれんことを請ふて、齊にゆく、少白が輔鮑叔牙管仲が才を、知りける故に、君につげて相とす、ついに大功をなせり、

曰、未仁乎、

子路評して曰く、管仲が功業、さかんなりといへどもはじめ君をわすれて、讐につかふ、心德をそこなひて道理を害す、疑ふらくはいまだ仁たる事を得んや、

子曰、桓公九合諸侯、不以兵車、管仲之力也、

九合の九は糾に通ず、たゞすなり、時に周の王政おとろへて、諸侯服せず、夷狄をかし入る、管仲桓公に相として、王室を尊び、夷狄をはらひ、天下の諸侯を、たゞし合せて、盟約するに、兵車を出し用ひず、それこれを服するに、威力を借らざることをいへり、凡そ此功をなせるは、管仲一人の力なり、

如其仁、如其仁、

管仲いまだ仁者たることを得ずと云も、その利澤、人に及ことひろければ、仁の功あり、たれか其仁にしく者あらんと、再これをの玉ふは、深くゆるせるなり、

於魯、

防は、武仲が領じたる邑なり、これを以てとは、さしはさむ義なり、後とは、世つぎを云、魯の襄公の時、武仲罪を得て、邾に奔る、又邾より防にかへりて、後を立んことを、魯の君に請て云く、あへて私のために請にあらず、父祖の勳功を、わすれ玉はずば、ねがはくは、後を防にたてゝ先人をまつらしめ玉へ、邑をたちのかじとにはあらずと、これ君もし請ふ所をゆるさずば、邑に據りて、叛かんとすることを、示すなり、

雖曰不要君、吾不信也、

要すとは、さしはさむ所ありて物を求る義なり、武仲がしわざ、其詞は、君を要するにあらざるに、似たれども、分明にこれ君を要するなり、よりての玉はく、それ或は、君を要せずと云者ありといふとも、われはこれを信ぜずと○范氏の云く、君を要する者は、上をなみす、罪の大いなる者なり、武仲が邑、これを君にうく、罪を得て、いでわしる時は、後を立ること、君にあり、己が得てほしいまゝにする所にあらず、然るを邑によりて以てこふ、その知を好んで、學を好まざるに、よりてなり、

○子曰、晉文公譎而不正、齊桓公正而不譎、

晉の文公、名は重耳、齊の桓公、名は小白、二公はみな諸侯に覇として、會盟の主人なり、共に夷狄をはらひて、王家を尊ぶの功あり、その力を以て、仁を借る、心はみな正しからずと雖ども、その夷をはらふにつきていへば、文公の楚をうつには、楚より宋をせむる時楚にしたがひたる曹衛二國をうちて、楚の救ひを致さしめ、楚の兵晉のために宋の圍をとけば、晉又曹衛をゆるして楚と中をたゝしむ、かくの如きの類多し、これ譎りて、正しからざるなり、桓公の楚をうつには苞苴の茅を進貢せざるによりて、宗廟の供物そなはらざることを責め、又むかし昭王南征して、かへらざる故をとふ、楚すでに服すれば、陳を召陵にしりぞけて、來りちかはしむ、其他も多くこれに類す、亦みな覇術なりといへども、晉文に比すれば、なは正くてい

は名、亦衞人なり、夫子賈が來れるによりて、文子がことを問ひ玉ふ、

曰、信乎、夫子不言不笑不取乎、

夫子は、文子をさす、不取とは、人のをくり物をとらぬぞ、云意は、人文子がことを、かくの如くに稱す、これまことに然りやと、蓋し文子必廉靜の士ならん、この故に、人これを以て稱せしなり、

公明賈對曰、以告者過也、

云意は、これ其事を以てまうす者のあやまちなり、文子實には、かくの如くならずと、

夫子時然後言、人不厭其言、樂然後笑、人不厭其笑、義然後取、人不厭其取、

厭ふとは、人その多きことを苦んで、これをにくむ義なり、文子が物いひわらひ物をとること、みな其時にあたり、其節にかなう故に、人これをいとはずして、物いひわらひとることあるをおぼえざるによりて、此事を以てほめたるを、或人あやまりて、たゞに物いはす、わらはず、とらずといへるなりと、

子曰、其然、

其とは、文子をさす、下同じ、これ賈が答へをうけて、それかくあるよなと、の玉へる詞なり、

豈其然乎、

これは、なにとそれかくあるかと、疑へる詞なり、蓋し賈が云所、禮義內にみちあふれて、時にをくこと宜きを得る者にあらざればあたはず、賈人のいひすぎたるを、いひなをさんとして、いひすぎたり、文子賢なりといふとも、疑らくは、いまだこひに及ばじ、されど君子は、人の善することをたすけて、正く其非をいはまく欲せず、よりての玉ふこと、たゞかくの如し、

○子曰、臧武仲以防求爲後

り、然れども、亦と云時は、なほその至れる者にあらず、蓋し子路が及ぶべき所につきて、これをつげ玉ふならん、もしその至りを、論ずる時は、聖人の人道をつくせるにあらざれば、あたはざるなり、或人云く、四子みな魯人にしてことに莊子は、子路の邑人、冉求は、子路の朋友、これその近くして、知りやすきをあげて、つげ玉ふと、

曰、今之成人者、何必然、

曰くとは、すでに答て、又の玉へるなり、云意は、今において、成人をいはゞ、何ぞ必しも、かくの如くなるをいはんとぞ、

見利思義、

利にのぞむ時は、義を思ひて、みだりにとらず、

見危授命、

君の危きを見る時は、性命をおしまずして、これをあたふ、

久要不忘平生之言、

久要は、舊約なり、ほどへたる約諾を云、平生は、平日なり、云意は、平日約したる詞を、久くなれども、わすれずして、必ふみ行ふとなり、上の智廉等は、只資質の上につきて、泛く云、此廉忠信は、其事につきて云なり、されど只これその志す所、つねにかくの如くなることを云、

亦可以爲成人矣、

こゝに云如くなる、廉忠信の實ある時は、才智禮樂いまだそなはらざる所ありといへども、亦以て成人の次とすべきなり、一説に胡氏の云く、今の成人と云より以下は、すなはち子路の言なり、又きくまゝにこれを行ふの勇ならずして、身を終るまで、これを誦するの、固きことありと、朱子おもへらく、子路が言ならば、これ退出の後にいひけらしと、

○子問公叔文子於公明賈、

公叔文子は衞の太夫公孫枝、文は謚なり、公明は姓賈

不可以爲滕薛大夫、

滕と薛とは、みな小國なり、小國の大夫は、位高くして、責重し、公綽これには、たへがたかるべしとなり、然れば、公綽は性靜にして、欲すくなく、才にみじかき者ならん、夫子本國の大夫にして、かくの玉ふは、蓋し此人、その職にかなはざる所あるが、ためなるべし、而して、その詞意ははなはだ婉微なり、○楊氏の云く、これを知ること、あらかじめせず、其才をまげて、これを用れば、則人をすつとす、此れ君子人を知らざることを患るゆえんなり、これをの玉ふ時は、則孔子の人を用ること、知んぬべし、

○子路問成人、

成人とは、全人と云が如し、才德そなはりて、かくることなき義なり、

子曰、若臧武仲之知、

此若の字、下四句をつらぬく、句ごとの上にをきて見るべし、臧武仲は、魯の大夫、名は紇、武仲は、謚と字なり、

公綽之不欲、

廉なり、

卞莊子之勇、

莊子は、魯の卞邑の大夫、莊は、謚なり、

冉求之藝、

上四子の長を、かぬる時は、知以て理をきはむるに足り、廉以て心をやしなふにたり、勇以てつとめ行ふにたり、藝以て用に應ずるにたれり、

文之以禮樂、亦可以爲成人矣、

上の知廉勇藝は、大概氣質を以て云、よりて又これをほどよくするに、禮を以てし、これを和ぐるに、樂を以てすれば德內に成りて、威儀文章、外にあらはれ、その德全く才備れる所、渾然として、一善を以て名づくべきの迹なく、その中正和樂なる所、粹然として偏倚駁雜の蔽はれなし、而してその人たること成れ

彼哉とは、彼はかの人よと云が如し、これ外にして、とらざる詞なり、

問管仲、曰、人也奪伯氏駢邑三百、

伯氏は、齊の大夫家、駢邑は、その領地なり、伯氏つみありし故に、桓公その邑三百家を、うばひとりて、管仲にあたへられしなり、

飯疏食沒歯無怨言、

伯氏邑をとられて、困窮しけれども、みづから其罪を知りて、心管仲が功に、服しけれるを以て、疏食をくらひて、年をおへ、死するまでに、怨みの言なかりしなり、これを以て管仲が功を、あらはし玉ふ、○或人とふ、管仲子産いづれかまされる、朱子の云く、管仲が德、その才にかたず、子産が才、その德にかたず、然れども、聖人の學においては、則おほむね、それいまだ聞ことあらざるなり、○或人云く、春秋の人物此三人を、すぐれたりとす、この故にあげてこれをとふ、夫子ひとりは其惠を稱し、ひとりは其功を稱し、いまひとりは、これを外にすといへども、亦その失をさしいはず、聖人の心、正直忠厚なることかくの如し。

○子曰、貧而無怨難、

怨なきことは、義命を以て、自安んずればなり、難しとは、人情事勢を兼て云、下の易きも亦同じ、

富而無驕易、

をごることなきは、義理を以て、自守ればなり、○それ貧きに處すること難く、富みに處すること易きは、人の常情なりといへども、人まさに其難きをつとめて、其易きをあなどるべからず、

○子曰、孟公綽爲趙魏老則優、

孟公綽は、魯の大夫なり、趙と魏とは、晉の世卿の家、老は、家老なり、大家の老は、勢尊くして、官職のせめなし、公綽をこゝにをかばこれを任ずること、ゆたかにして、あらんとなり、

世叔討論之、

世叔は、游吉なり、又子太叔と云、討は、故實をたづねきはむ、論は、可否を講議す、蓋し此人典故に熟し、評論にくはしきが故なり、

行人子羽脩飾之、

行人は、使者の官、子羽は、公孫揮かことなり、修飾はおさめとゝのふ、蓋し此人使者になれたる故に、其詞の餘れるをはぶき、たらざるをますなり、

東里子産潤色之

東里は、子産の居地の名、潤色は、いろつやをつくるぞ、此時子産政をとる、辭命つくる時は、まづ上三人をして、各その長ずる所をつくさしめ、さてこれをとりて、ふるきを化して新にし、俚語をかへて雅言とす鄭國の辭命、必この四賢の手をへて成る、その詳にして、くはしきこと知ぬべし、この故に、小國を以て、大國の間にはさまり、財賦兵力共にたらざれども、たゞ辭命をよくして、諸侯に應對するを以て、あやまちすくなかりしなり、夫子のこれをの玉ふも、蓋しこれをよしとし玉へるならん、

○或問子産、

その人となりをとふ、

子曰、惠人也、

惠人とは、惠はめぐむなり、民を愛惠する人なりとぞ、子産が政、嚴なること多けれども、その主とする所はもつばら民を愛するにあるを以て、其重き所をあげての玉へり、

問子西、

子西は、楚の公子申なり、よく楚國をゆづり、昭王を立てゝ、其政をあらためたゞす、亦賢大夫なり、然れども楚に僭て王稱することを、あらためず、又昭王孔子を用ひんとするをとゞめ、後にはついに白公勝をよび入れて亂を致せり、その人となりかくの如し、

曰彼哉彼哉、

夫子不答、

夫子适が己をほむる意を察する故に、こたへ玉はず、

南宮适出、子曰、君子哉若人、尚徳哉若人、

君子は、其人を以て云、尚徳とは、其心を以て云、二意にあらず、夫子适に面對し玉はずといへども、その徳を尚ぶ君子たることとは、稱美せずしてあるまじき故に、その退出をまちて、かくの玉へるなり、

○子曰、君子而不仁者有矣夫、

君子は、仁に志すといへども、もし毫忽の間も、心存せざる時は、いまだ不仁たることをまぬがれず、有矣夫とは疑へる詞なり、

未有小人而仁者也、

未有とは、決したる詞なり、一説に此章は、小人にして、仁を借る者のために、の玉へりと、

○子曰、愛之能勿勞乎、

子を愛する心、まどはざる者は、又其子を勤勞させずしてをくにたへんや、必これを勞せしむるなり、愛して勞する時は、その愛たること深し、されど愛と勞と相そむきたることを以て、相なすと云にあらず、

忠焉能勿誨乎、

君に忠ある心、誠なる者は、又君を敎誨せずしてあるにたへんや、必これ敎るなり、忠あつて敎る時は、その忠たること大なり、餘は上に同じ、

○子曰、爲命、

これ鄭の君、諸侯にまじはる、辭命つくることを云、

裨諶艸創之、

裨諶より以下四人は、みな鄭の大夫なり、艸は、略、創は、はじむるなり、裨諶まづ艸藁を作りて、大略をつらね、文體を立つるなり、蓋し此人その性靜にて、はかりことをよくするが故なり、

たゞによく物云ばかりは、口才より出ることある故に、たとひ聞つべき所ありとも、これを以て、その必德あらんと云ことは、信じがたきぞ、

仁者必有勇、

仁者は、心に私欲のかゝづらひなき故に、義を見てするにいさむこと、必然なり、

勇者不必有仁、

たゞに勇なるばかりは、血氣よりすることもある故に、たとひ見つべき所ありとも、これを以て、その必仁あらんと云ことは、信じがたきぞ、蓋し德は泛く、仁は全し、言はやすく、行はかたきによりて、各その類にしたがへて、これをの玉へり、

○南宮适問於孔子曰、

南宮适は、即南容なり、

羿善射、

羿は、夏の時、有窮國の君なり、射をよくす、夏后相を弑して、王位をうばふ、其臣寒浞又羿を殺して、これにかはる、

奡盪舟、

奡は、寒浞が妻に通して、生む所の子なり、力つよくして、陸地に舟をおしやる、後に后相の子少康おこりて、奡を殺して、王業を復す、

俱不得其死然、

羿奡共に殺されて、その天年の死を得ず、

禹稷躬稼而有天下、

禹はみづから水土を平げて、稷と共に穀種をしき、稷は稼穡の事をみづからす、禹は舜のゆづりをうけて、天下をたもち、稷の後周の武王に至りて、亦天下をたもつ、适此事をあげて問ふ、其意は、時に權力ある者志を得て、聖人位を失へることを、いたみける故に、羿奡を以て權力に比し、禹稷を以て、孔子に比して、いへるなり、これ亦そのよく言をつゝしめる所を見つべし、

るに、程子答ておもへらく、己が私をかちのぞきて、以て禮にかへれば、私欲とゞまらずして、天理の本然なる者を得るなり、もしたゞ制して行はざるのみは、則これいまだ、病根を、ぬきすつるの意なくして、胸中に、ひそまりかくるゝことをゆるす、豈己に克て仁を求るのいひならんや、學者此二つの間を察せば、則その仁を求る所の功、ます〳〵親切にして、もるゝ所なけんと、按ずるに、學者まことに、四つの者行はれざるを以て至れることとすべからず、されども一過に病根をぬく、力たらざる者は、これを制して又制しひたすらつとめて、やまざる時は、亦ついに根をたつことを得べし、これ亦勉め行ひて、其功を成す者ならん歟、

○子曰、士而懷居、不足以爲士矣、

居とは、凡そ身の安んじ便する所の者を云、蓋し士は道を求るにつとめ、することあるにいさむべし、もし安便に意あれば、思ふ所みなとげず、よりてかくの如くなるをば、士とするにたらずとなり、

○子曰、邦有道、危言、危行、

危しとは、するどに高き義なり、道ある時は、言行共になり、分處まで、をしあげてつくすぞ、されど常理の外に、出ることあるにあらず、世俗より見れば、高きにすぎて、危きが如くなればなり、

邦無道危行言孫、

無道の時も、君子その身をとり守ることは、すこしも變ずべからず、たゞその云ことは、時としてあへてつくさずして、以て禍にとをざかることあり、孫ふとはたゞ謙恭を加るぞ、おもねりへつらふにあらず、

○子曰、有德者必有言、

有德者は、道理を内に得て、つむ所ある故に、その英華外にあらはれて、言となる、よりて其言たくみならねども、人に益あること必然なり、

有言者不必有德、

これ出處の正道なり、又原思の狷介、國道なき時に穀するが、恥つべきことは、これを知れり、國道ある時に、たゞ穀するが、恥づべきにをいては、いまだ必しも知らじ、よりて夫子、此二つをあはせつけて、其志をひろめ、それをして、自つとむべき所を知て、することあるの 地位にすゝましめんがためなり、〇孟子の云く、人せさることありて、而して後に、以てすることあるべしと、凡そすることある者は、必せざることある人に、あらざればあたはず、然るに原思は、せざることある所を、守るのみにて、することある志、たらざるによりて、夫子これをはげまし玉ふなり、されど學者は、まづせざることある志を、よくかたむべし、然らずは、進むことありとも、退くにかたきこと、あるまじきなり、

〇克伐怨欲不行焉、可以爲仁矣、

これ亦原思その能する所を以てとへり、克とは、人に勝つことを好む、伐とは、わが有る所にほこる、怨は、うらむ、欲は、むさぼるなり、克伐は、己が有る所より氣みちて生ずる病なり、怨欲は、己が無き所より、氣たらずして生ずる病なり、不行とは、四つの者身の用に行はれざるなり、可以爲仁と云ひて、疑ふ詞なきは、これを仁なりと、ほゞ自信したる故なり、

子曰、可以爲難矣、

四つの者あれども、よくこれを制して、行ふことを得ざらしむ、これまことに、難きことはすべきなり、

仁則吾不知也、

仁は則天理渾然と、まろらかにして、おのづから、四つの者のわづらひなし、その行はれざるは、以てこれを云にたらず、吾不知とは、われいまだ これを信せずと云意なり、夫子原思が自わがことを問と、知り玉へども、するどにたゝずして、仁はいかゞあらん、われこれを知らずとの玉ふは、かれをして深く思ひて、再び問はしめんがためなり、〇或人此四つの者の、行はれざるは、まことに仁たることを得ず、然れども、亦豈己に克のこと、仁を求るの方にあらずやと、問け

又兄弟とは同胞のみにかぎらず、古人は大槩總服以上の親類を皆兄弟と云、

○子曰、善人教レ民七年、亦可三以即二戎一矣、

善人は即前篇の善人邦をおさむるの善人なり、戎は、兵なり、善人民を教るに、孝弟忠信の行、農をつとめ、武をならはすの法を以てすること、七年に及ぶ時は、亦兵戰の事につけて、用ひらるべしとなり、蓋し民みな君長の德を信じ、恩をかうぶること、深き故に、事ある時は、死をかへりみずして、これにおもむくなり、○程子おもへらく、七年とは、聖人そのよく此の如くなるべきほどを、はかりみての玉ふ、凡そ朞月三年、百年一世、大國五年、小國七年の類、みな其作爲、いかやうにしてなるべしと云ことを、思ふべし、然らば益あらんと、

○子曰、以二不レ教民一戰、是謂レ棄レ之、

かねて敎へいれざる民をして、兵戰の事に用れば、必敗亡の禍をとる、これ益なきことに、むなしく民を死なしむるによりて、これをすつると云なり、此章は、上章と、必しも一時の語にあらざれども、記者その類を以て、相したがへ上をうけて、其意をば、うらがへしたるなり、

憲問第十四

胡氏おもへらく、此篇疑らくは原憲が自しるす所なるべしと、

憲問レ恥、

憲は、原思の名なり、恥を知ること、士行の重んずる所にして、原思亦己を行ふに、恥ある人なるを以て、これをとへり、

子曰、邦有レ道穀、邦無レ道穀、恥也、

穀は、祿なり、國に道行はれて、出てすることあるべき時に、何のすることもなくして、只祿をはみ、國に道行はれずして、かくれて獨よくすべき時にも、亦そのまゝ居て、只祿をはむことは、これ恥なりと、此は

りて、のびやかなり、小人の驕肆なるに、似たる所あれども、其趣は、はるかにことなり、

小人驕而不泰、

小人は、たゞ欲をたくましうして、わが富貴才力に、人のまされるをねたみ、をとれるをよろこぶ、この故にその氣象たかぶりほしいまゝなり、君子の安泰なるに、似たる所あれども、亦其趣、はるかにことなり、

○子曰、剛毅木訥近仁、

剛は、こはくつよし、毅は、かたくして、よく事にたへしのぶ、木は、すなほなり、容を主として云、訥は、にぶきぞ、言を主として云、人の資質、かくの如くなるは、仁を求るに其道近しとなり、仁者の氣象、これに近しと云にあらず、○人の資質やはらかにもろく、かざりをこのみ、辯をたくみにするは、剛毅木訥のうらなり、もしかくの如くなる者は必矯揉克治して、剛毅木訥に變して後に、はじめて仁は求めらるべきなり、

○子路問曰、何如斯可謂之士矣、

義前章に見えたり、

子曰、切切偲偲怡怡如也、可謂士矣、

切々とは情意のまことありて、ねんごろなるを云、偲々とは、つぐることの、つまびらかにして、すゝむるを云、忠告善道の意なり、怡々は、よろこばしきぞ、いろかたちにつきて云、又言語をかねて、共に情意より出る者なり、此三つを以て、人にまじはるを、士の道とす、又これ子路の足らざる所なるを以て、とりわきこれをつげ玉ふなり、

朋友切切偲偲、兄弟怡怡、

三つのこと、もしほどこす所、みだるれば、其ついえあるによりて、又これをつげ玉ふ、蓋し兄弟にひたすら切偲すれば、恩をそこなふ禍あり、朋友にひたすら怡々たれば、善柔のまじはりにて、益なきが故なり、

るべし、○按ずるに、凡そ士君子の世に處すること、只わがまさにすべき所を行ひて、郷人の善なる者に、はづることなからんことを求るのみにして足れり、更に又それに好んせられまく欲する心あるも、すでに不可なり、况や不善なる者にも譏せられまじく欲せば、前をかへりみ後をかへりみて、身を終るまで、道に入ること、决してあるまじきなり、

○子曰、君子易事而難説也、

君子の心は、公にして恕寛なる故に、事へやすき者なれども、其悅を得ることはかたし、

説之不以道不説也、

何事も、道理の正きを以てせざれば、其悅を得られざるによりて、これを悅ばしむること、いとかたきなり、

及其使人也器之、

器とは、人の才、各ことなること、うつはもの丶、用をなす如くなるを云、君子の人を使ふになりては、只これを其才器にしたがひて用ふ、この故に、事ることはやすきなり、

小人難事而易説也、

小人の心は、私にして刻薄なる故に、事へがたき者なれども、其悅をとることはやすし、

説之雖不以道説也、

小人は、其欲にだもしたがへは、道理を以てせざれども、悅ぶによりて、これを悅ばしむること、いとやすきなり、

及其使人也求備焉、

小人人を使ふになりては、人ごとに、何事をもせめそなへて使ふ、この故に、事ることはかたきなり、君子小人の心、その人にまじはる所物ごとに天理人欲の相そむけること、かくの如し、

○子曰、君子泰而不驕、

君子の心は、たゞ理にしたがひて、仰でも天に愧ず、俯ても人に怍ず、この故に、その氣象、つねにしづま

ること、郷人にしくはなし、而して一郷人多ければ、公論あるべしと、よりて問ふ、今一郷の人、みなよみんせば、これをよき人とせんやいかにと、

子曰、未可也、

いまだよき人とはせられずとなり、蓋し一郷の人に、善惡あり、善人は善をよみんじて、惡をにくみんずれども、惡人は惡にちなみて、善にそむく、而して善人小惡をばにくまず、又其人いやしくも合はす所あれば、惡人も亦これをいまず、この故に、郷人の善惡をわきて、檢察せざれば、一郷みな好んずとも、いまだよき人とはさだめられぬなり、

郷人皆惡之何如、

子貢又初とふ所のうらを以てとへり、云意は、もし郷人みな好ずるが、いまだ善人ならずは、郷人みな惡ずるも、亦いまだ惡人ならずやと、かやうなるにも、亦善類あるかと云、下意あり、

子曰、未可也、

これも亦いまだあしきとせられずとぞ、蓋よき人にても、その制行、流俗に同じからざれば、大やうたれもきらふによりて、これも郷人の善惡をわきて、かんがへざれば、一郷みなにくむとも、いまだ惡きとは、さだめがたきなり、

不如郷人之善者好之、其不善者惡之、

郷人の善なる者、みなこれを好んじ、その不善なる者みなこれを惡んずるか、眞のよき人とするに、しかずとぞ、然れば郷人の善なる者、不善なる者、ことごとくこれを惡んずるを、實に惡人とするなり、一説に子貢二つの何如は、人和にして衆に混りあふ者あり、淸にして物をたつ者あるによりて、此兩樣の人品をあげてとふ、この故に、夫子みな未可として、つひにその全くよき人をあげてつげ玉ふと、又これ夫子子貢がとふ所をうけて、善人を評論し玉へる詞なり、郷人の善なる者に、好んせられよ、不善なる者に、惡んせられよと、人に敎へ玉ふなりと見あやまることなか

用るなり、醫は、くすし、人の病を療じて、死生のかゝる所の者なり、此二つは、賤役なりといへども、とりわきつねある人をよしとす、この故に、人としてつねなき者は、巫醫のわざをば、せられずとなり、一説に、つねなき人は、巫醫とせられずと、此義反て註にあひたる歟、

善夫、

夫子南人の言を、ほめ玉ふ、

不恆其德、或承之羞、

此易恒の卦九三爻の詞なり、其身をつねにせずして、二つ三つにし、かれこれと、うつりかはる者には、たれとなく、羞辱をすゝめあたふることあるぞ、これを引て、又つねなきがあしきことをの玉へり、

子曰不占而已矣、

又子曰の字をいるゝは、易の文に、わかんためなり、その句義は、いまだ詳ならず、楊氏おもへらく、君子易にをいて、其占をもてあそばゝ此爻辭によりて、つねなきが羞をとることを知らん、今のつねなき人は、易占をもてあそばざるのみと、これにて其意はゝ通ず、

○子曰、君子和而不同、

和とは、そむきもとることなきを云、同とは、おもねりちかづくなり、君子義にあらざれば、人とまじはらず、よりて相まじはることあれば、其間和順せずと云ことなし、すでに和順にしてまじはれば、即阿比の同にあらず、

小人同而不和、

小人は、その私情同きことあれば、よろこびてちかづき、或は利とする所あれば、すなはちおもねりつく、これ同なり、すでに同してまじはれば、即和順することなし、一旦情にもとり、利を失ふことあれば、たちまちに相そむくなり、

○子貢問曰、鄉人皆好之何如、

子貢人を見る法を知らんとして、おもへらく人を知

子貢のとふ所、ひたすらくだれる故に、此言を以て、さとしてとゞめ玉ふ、

○子曰、不得中行而與之、必也狂狷乎、

中行は、中道なり、與之とは、道をさづくるにつきて云、これ云意は、われ過不及なき、中道の士を得て、道をさづけんとすれども、得がたし、今これを得ざる上には、必狂狷の士を取て、敎へなさんぞ、此外には、とるべき者なしとなり、

狂者進取、

此より狂狷を取らんの意をとく、狂者は、其志きはめて高き故に、その善と見たる所を、たゞちにすゝみ取て、身におはぬかと、はゞかる心なきぞ、

狷者有所不爲也、

狷者は、その守る力あまりある故に、すまじと思ふことをば、たちきりてせざる所あり、蓋し世の謹厚と稱するばかりの人は、つゝしみふかく慮りつぶさにして、中道に似たる所あれども、徳量ひきくせばくして又その才力、ふりぬきんでゝ、することあるにたらず狂者は其志高きにすぎたる故に、その行迹、いふ所に及ばざることあり、狷者はその操かたきにすぎたる故に、變通の智、その守る所に及ばざることあり、然れども、その志氣節操によりて、すぎたる所を抑へ、及ばざる所をはげますれば、これを以て、道にすゝむべきたのみあり、この故に、謹厚の士をとらずして、これをとらんとなり、只その狂狷の資質ばかりを、とれるにはあらず、そも〳〵此嘆は、それ顏子のすでに死し、曾子のなほ幼かりし時のことなる歟、

○子曰、南人有言曰、

南人は南國の人なり、

人而無恆、不可以作巫醫、

恒とは、其心つねあり、久きをへて、かはらざる人を云、俗に云たまかなる者、これに近し、巫は、かんなぎ、鬼神に交ることをしるによりて、禱り祝きに、これを

ちかくたやすき所を知らんために、其次の等をとへるなり、

曰、宗族稱孝焉、鄕黨稱弟焉、

宗族に孝をいひ、鄕黨に弟を云は、なを入ては孝、出ては弟の義の如し、こればかり其見つべき所なれば、本立て才たらざる士なるを以て、其次とす、

曰、敢問其次、曰、言必信、行必果、

その平生の志たゞ云ことを必ふんで、信をたがへじ、することを必とげて、果しをへんと思ふぞ、信と果とには、病なけれども、これを必とする心のみにて、初より、平心にして、義の是非を、つまびらかにせざるなり、

硜硜然小人哉、

硜は、小石のかたき者なり、硜々然とは、必信必果の意をかたどる、これ其見識度量ちさくせばくして、小きなる人たるを以て、小人なるかなと、いやしむ、眞の小人なりと云にあらず、

抑亦可以爲次矣、

これ自守る所ありといへども、その本末みな見るにたらず、士とはいひがたき者なれども、しゐて其次をいはゞ、抑亦これなるべしとぞ、これよりくだれるは則市井の人にして、士とはせられぬなり、

曰、今之從政者何如、

子貢夫子段々の答をきゝて、今の政に從ふ、三家者などは、士の類にてはあるまじく思ひける故に、又これをとへり、

子曰、噫、

心不平にして、無興なる聲なり、これとふにも及ばざることを、とふ故なり、

斗筲之人、何足算也、

斗筲之人とは、斗は今の一升餘いるますなり、筲もちいさき竹じたみの類なり、云意は、其等いといやしくちいさき人にて、人數にかぞふるに、たらぬとなり、

與人忠、

與人とは、人とまじはるを云、忠は心をつくすなり、
忠とばかり云時は、信をも、恕をもかねたり、

雖之夷狄不可棄也、

たとひ夷狄の禮義なき所に至れるとも、わが身においては、此三つの事を、固く守りて、失はざれとなり、蓋しよく恭敬にして、忠なる時は、内欲きざゝず、外物ひかずして、天理つねに流行す、ゆくとして、然らずと云ふことなき時は、その流行間斷なし、仁の道たる、いづれか此外に出じ、又此章を、仲弓仁を問の章と、合せ見るべきなり○程子おもへらく、此はこれ、初學より、成德に至るまで、上に通じ、下に通ずるの語なり、聖人はじめより、二語なし、これを内にみつる時は則面に睟ひ、背に盎るゝもこれなり、これを外に達する時は、則篤恭して天下平なるもこれなり、

○子貢問曰、何如斯可謂之士矣、

士は君子學者の通稱なり、

子曰行己有恥、

みづから己が身を行ひ用ること、すまじき所を、心に恥ることありて、たえてせざるなり、

使於四方不辱君命、

使者の詞をき、をごればくじかる、くだればあなどらる、凡そ應對のあやまり、みなわが受たる君命を、辱ることとなり、これなきを以て、よき使者とす、

可謂士矣、

上に云所、其志にせざる所ありて、其才することあるに足り、本末かねそなはりたる、士なるを以て、これを告げ玉ふ、才の品多き中に、子貢よく物いふ故に、使のことを以て告ぐ、使たるの難きこと、只よく物云のみを、貴ばずとぞ、

曰、敢問其次、

子貢上の士行をたやすからざることゝして、やゝ手

手もとへきたるを、かくして出さゞる義なり、證之とは、羊の主に告げてこれを證明するぞ、葉公此事を以て、孔子にほこる意あり、

孔子曰、吾黨之直者、異於是、

わか鄕黨にて、直き者と云は、此直きにことなりとぞ

父爲子隱、子爲父隱、直在其中矣、

これその直のことなる處なり、父子の間、その罪惡を互に相かくすは、天理人情の、至極する所なる故に、直を求めずして、直その中にあるなり、夫子の此答、これ事をまうけて、葉公にあたれるに似たり、○それ直とは理に順ふを云、人情をはかるも、理にかなはんがためなり、但經と權との別あり、經は常なり、權は變なり、是を是といひ、非を非といひ、有を有といひ、無を無と云は、常の直なり、もし常理の人情にもとる時、變通してこれにかなふることあり、これ權の直なり、父子相かくすの類これなり、されども人情の發するに、公私わかれて、理に合ふあり、理に違ふあり、情にもとりて行ふにも、亦この兩端あり、父子相かくすは、理に合へる情なり、霍光が夫婦相かくすは、理に違へる情なり、石碏が子を殺せしは、情にもとりて、理に合へり、父攘みて子證はすは、情にも戻り、亦理にも違へり、○邢氏の疏に、そのかみの刑律、大功以上の親族、罪を相かくすことをゆるし、父祖の惡を告ぐる者十惡に入るを引て、此章の意を得たりとす、朱子此說をよしとせり、

○樊遲問仁、子曰、居處恭、

居處は、みなをることなり、身の居る容につきて云、恭は、つゝしみの外にあらはるゝなり、これ居處とはかりいへども、行住坐臥を、皆かぬべし、又衣服飮食言語も、みな容につけることなり、

執事敬、

執事とは、事をとり行ふぞ、敬はつゝしみて、內に主たるなり、執る所の事、大小となく、これをおもんじて、あやまたずおこたらざるを云ふ、

○子夏爲莒父宰、問政、

莒父は、魯の邑の名、

子曰、無欲速、

凡その事、急に成したてんとすることなかれとぞ、

無見小利、

わづかの便利を、目にかくることなかれとぞ、

欲速則不達、

此より上二つの無れの意をとく、事すみやかにならまく欲すれば、いそがはしくて、次第なし、この故に、其事反て達せず、不達とは、俗に云はかどらぬなり、

見小利、則大事不成、

小利を見る者は、必大いなる所に、をろそかなる故にたとひすこしき成し得る所ありとも、多くは反て大事ならずして、これを失ふなり、○それ聖門の學、もとより義を正うして、利をはからず、道を明にして功をはからず、況や萬全の利あることをも、効を速に求むるによりて、これをすつる事あり、數世に害をのこす事をも小利を見るがために、これをかへりみざるとあるをや、又此二つの者、多くはかれ是相よりて、一つあれば、二つながら共にあり、○程子の云く、子張政をとふ、子の曰く、これをいて倦む事なく、これを行ふに忠を以てせよ、子夏政をとふ、子の曰く、速ならまく欲することなかれ、小利を見ることなかれと、子張は常に高きにすぎて、いまだ仁ならず、子夏の病は、常に近小にあり、この故に、をの〳〵己に切なる事を以て、これに告るなり、

○葉公語孔子曰、吾黨有直躬者、

吾黨とは、わが葉邑の郷黨なり直躬とは其身を行ふに、邪曲なる事なきぞ、

其父攘羊、而子證之、

これ躬を直くするのことなり、攘むとは、人の物わが

あらば、せめてそれを戒めんと思ひて、又これをとへるなり、

孔子對曰、言不可以若是其幾也、

句義上に同じ、

人之言曰、予無樂乎爲君、唯其言而莫予違也、

これ人君の詞なり、云意は、われ君たることをことに樂むことなし、只わが云ほどのことをば、人あへてわれにたがふことなし、樂しきことはこれのみぞと、

如其善而莫之違也、不亦善乎、

もし君善言ありて、これにたがふことなくば、亦よきことならざらんやと、上文の君言は、もとよからぬ話なれども、聖人の語氣ゆるやかなるによりて、ことさらに、此一段の意を入れ玉ふ、

如不善而莫之違也、不幾乎一言而喪邦乎、

句義上に同じ、范氏の云く、もし不善にして、これに違ことなき時は、則忠言耳に至らず、君日々にをごり臣日々にへつらふ、いまだ國をほろぼさゞる者あらじ、○朱子おもへらく、言不可以若是其幾也、又如其善而莫之違と云より以下の曲折聖人の平心やすらかにしてけはしからず、つぶさにしてあらけず、一毫のかたおちなき事を見つべし、

○葉公問政、子曰、近者說、遠者來、

近き者、その德澤をかうぶる時は悅ぶ、遠き者、その風聲をきく時は來る、然れども、必近き者悅びて、而して後に遠き者來るべし、これ政をすること、民心を得るにあることを示す、されどもこれは、只政をするの効にして、その効を得るゆゑんの者、則これ政なり、

其とは、政をさす、事とは、家事なり、これ季氏が家事ならん、國政にてはあるまじとなり、

如有政、雖不吾以、吾其與聞之、

この時に、季氏魯國をほしいまゝにして、その國政をも、同列と公朝に議せずして、ひとり家臣と私宅に謀ることあり、夫子それをば知らざる者の如くして、の玉ふことかくの如し、古は卿大夫すでに致仕すといへども、國に大政あれば、必共にはかることあればなり、此言、一つには名分を正うし、二つには季氏を抑へ、三つには冉有をさとす、其の意ふかし、

○定公問、一言而可以興邦、有諸、

一言は、一句の話なり、興邦とは、國をさかんにすることなり、

孔子對曰、言不可以若是其幾也、

幾は期なり、一言いひ出すばかりにて、かくの如く、たちまちに、其効を期せらるゝことは、なき者ぞと、

人之言曰、爲君難、爲臣不易、

そのかみ人の云ことにこれあり、

如知爲君之難也、不幾乎一言而興邦乎、

もし此の言を、口に云のみにあらず、これによりて、實に君たることの、難きことを知らば、必戰々兢々として、深き淵にのぞむが如く、薄き氷をふむが如くして、一事もあへてあなどることなけん、然らば此の一言を以て、國をおこすことをも、期せらる べしとなり、定公にこたへ玉ふによりて、臣には及ばざるなり、

曰、一言而喪邦、有諸、

定公夫子の言をきゝて、其事のたやすからざるを、はゞかれる故に、もし一言にして、國をほろぼすべき事

にさることなりと、ほめ玉ふぞ、程子おもへらく、漢の高恵より、文景に至りて、黎民の風俗あつく、刑をすてゝ、用ひざることを致せり、こひねがはくは、それこれにちかゝらん、

○子曰、如有王者、必世而後仁、

如有は、ねがひてのぞむ詞なり、王者は、聖人天命をうけて、天子となるを云、三十年を一世とす、仁とは、教化あまねくそみ入りて、人みな仁に化するを云、王者も必年をつみて後に、此しるしを得るなり、程子の云く、周文武より成王に至りて、而して後に禮樂おこる、即その効なり、○程子又云く、三年にして成すことあらんとは、法度紀綱、成ること有りて、化行はるゝことをいへり、民をひたすに仁を以てし、民をとぐに義を以てし、これをして肌膚にとをり、骨髓にいりて、禮樂おこらしむるは、いはゆる仁なり、これつむことゝ久きにあらずば、何を以てかよく致さん、

○子曰、苟正其身矣、於從政乎何有、

此の章註なし、もし晁氏の說によれば、從政とは、大夫となることなり、もしよく其身を正くする時は、則以て人をたゞさるべきによりて、政をするにをいて、かたきことなきぞ、

不能正其身、如正人何、

上文の意をかへして、其理を決したるなり、

○冉子退朝、

これ夫子仕をかへして家にあり、冉有季氏が宰となりたる時のことなり、朝とは、季氏が私の朝廷なり、冉有その私朝より、退出して來れり、

子曰、何晏也、

常よりもをそくかへりたる故をとふ、

對曰、有政、

政とは、國の政なり、國政を議せしによりて、をそかりつるとなり、

子曰、其事也、

て農桑の業をさづけて、その衣食をたし、力役租税をうすくして、以てこれをゆたかにす、

曰、既富矣、又何加焉、曰、敎之、

民生とげて、敎なければ、禽獸にちかし、よりて又必學をたて、師をたてゝ、これを敎へ、倫理を正うし、禮義を明にす、此の三つの者は、これ王者天命をうけて、世を治るの大綱、又その序ありて、大いに成す所なり、

○子曰、苟有用我者、朞月而已可也、

用ふとは、國をゆだねて、政をさづくるを云、朞月とは、朞は歳ひとめぐりなり、一歳十二月の間を云、可とは、わづかなる詞、これ紀綱法度の、しきをかるべきことをいへり、

三年有成、

成るとは、治功の成りて、其効見ゆるぞ、○尹氏の云く、孔子そのかみこれを用ることなきことを嘆けり、この故にしか云と、されども史記による時は、此言衞の靈公の夫子を用ひられざるがために發せり、然れば、その治功とする所、大槩富しめ敎るの二つにすぎざらん歟、

○子曰、善人爲邦百年、亦可以勝殘去殺矣、

善人とは、誠に仁に志して、惡なき人を云、爲邦とは、天下を治るにつきていへり、百年とは、善人世々相つぎて、又百年の久きをつむなり、勝殘とは、殘はそこなふなり、物を殘暴する人をば、こと〴〵く化して、みな惡をなさゞらしむるなり、去殺とは、民善に化して、死刑を用ひざるなり、善人は聖者に及ばざれども、世をつぎ、年をつむ時は、亦かほどの功は、成さるべきぞ、

誠哉是言也、

上文は古語なり、夫子その理勢をはかりみて、まこと

有とは、泛く家事につきて云、財帛器具の類なり、曰くとは、其心にかく思へりと、形容する詞、苟とは、これにても、おほかたと云義なり、始めて家事ある時は、いまだことゞ\くあつまらざれども、亦ほゞあつまれりと云ぞ、

少有曰、苟完矣、

つぎに、始より少し多くある時に、いまだ何にも、ことかけざるほどは、そなへざれども、亦ほゞそなはれりと云ぞ、

富有曰、苟美矣、

其後さかんにそなはれる時に、いまだ精好なることなけれども、亦ほゞうるはしといへる、これ漸々に物をそなへて、序をこえず、全きことをつとめ、美をつくすを以て、其心をわづらはさず、すべて其欲すくなくして、足れることを知ればなり、○楊氏おもへらく、つとめて全備を求むれば、物にわづらはされて、驕吝の心生ず、公子荊みな苟と云のみなれば、則外物を以て、心にかけず、其欲たりやすきが故なりと、蓋しそのかみの世家、多くは勢をたのみ、をごりをきはめて、かれひとり然らず、この故に夫子これをとり玉ふ、

○子適衛、冉有僕、

僕は、車を御するなり、

子曰、庶矣哉、

人民のさかんなることをの玉ふ、その庶きにつきて、德澤の遠くほどこさるべきことを、嘆き玉ふ意あり、

冉有曰、既庶矣、又何加焉、

冉有夫子の心を、はかり知れるによりて、政治のほどこしをとふ、すでに多きが上には、又何事をか加へほどこさんと、これより下も、衛のことにつきて出たれども、問答の詞は、ひろくかねたり、

曰、富之、

之の字は、庶きをうけて云、下同じ、すでに多くして、これをとましめざれば、民生さはまりてとげず、より

以て、よく政に達す、又其詞溫に厚く、和ぎ平にして、人によせごとして、さとし入るゝによし、こゝを以て、よく物いふ、とりわけ使者の詞にをいて、そのかゝる所おもし、くだりすぐれば、侮をとる、あがりすぐれば、はづかしめらる、只詞婉にして、理正く、よく事體にかなへるを以てよしとす、これ詩に得る所ある者にあらざれば、あたはざるなり、○程子の云く、經をきはむるは、まさに以て用を致さんとすればなりと、然れは詩學のみに、かぎらざるなり、馮氏の云く、書をよめば、必其理を明にす、理を明にすれば、必用に達す、書をよみて、其理を明にせざるは、記誦の末學なり、理を明にして、用に達せざるは、章句の腐儒なり、

○子曰、其身正、不令而行、

上たる人、其身を正うして、下をひきゆれは、號令をまたずして、事行はる、これ下の句の意を、おこさんために、まづ此詞をまうけり、

其身不正、雖令不從、

これ即令する所、その好む所にそむいて、民從はざるなり、○范寗が云く、上理を行ふこと僻て、而して下を制して、正しからしむるは、なを邪表を立てゝ、直影を責るが如し、年を終るとも得ざらん、

○子曰、魯衞之政、兄弟也、

魯は周公の後、衞は康叔の後にして、もと兄弟の國なり、而してそのかみ兩國、共に衰亂して、其政亦相似たり、よりて夫子これを嘆きて、かくの如くの玉へり、○蘇氏の云く、衞の政、父父たらず、子子たらず、魯の政、君君たらず、臣臣たらず、ついに哀公邾にのがれて、越に死す、出公宋にわしりて、亦越に死す、その相遠からざることかくの如し、

○子謂衞公子荊、善居室、

謂とは評せしなり、公子荊は、衞の大夫、諸侯の庶子を公子と云、これ蓋し公子はじめて大夫となりて、家を立る者なるべし、善居室とは、その家を治ることのよきを、ほめ玉ふなり、

始有曰、苟合矣、

の情をあらはさずと云ことなし、

夫如是則四方之民襁負其子而至矣、

襁とは、絲をあみて作り、小兒を背におひつくる物なり、云意は、上下の感應かくの如くなる故に、今も上たる人、禮義信を好む時は、遠近の民、大小共に來歸して、敬服し、情を用ひずと云ことなし、禮義信は、これ大人の事なり、

焉用稼、

大人の規模ひろく大いなること、上に云如くなれば、なんぞ小民のわざを事とせんとなり、○楊氏おもへらく、樊遲聖門にあそびながら、稼圃を以て問ひとす、其志すはなち陋し、この故に、夫子答へずして、其再問をまつ、然るにかれ又とはずして出づ、それ或はついにさとらずして、實に老農老圃を求めて、學ぶことあらば、其失いよ〳〵遠からんことををそる、よりて此言を發して、かれにつたへきかしめ玉ふ、

○子曰、誦詩三百、

誦すとは、よくおぼへて、そらによむことなり、

授之以政不達、

政をさづけてせさすれども不通にして、えせざるなり、

使於四方、不能專對、

使者には正使あり、副使あり、正使の詞、そなはらざる所あれば、副使これをたすく、然ればいづ方にゆきても、副使のたすけを借らずして、ひとり應對するを以て、よき使者とす、これ然ることあたはずとなり、

雖多亦奚以爲、

上二つのことをよくせずは、三百の詩を誦すること、多しとはいへども、何の用ることをかせんと、其詩學の用をなさゞることをいへり、それ詩は、ふかく人情に本づき、ひろく物理をかぬ、よりて古來の風俗の盛衰をかんがへ、すべて政治の得失を知る、こゝを

しなとやうの、無分明なる詞なしとなり、胡氏おもへらく、政をするの得失、夫子子路に告げ玉ふこと、かくの如く詳なりといへども、子路なをさとらず、この故に、輒につかへて去らずして、ついに其難に死す、これたゞ其祿をはめば、其難をさけざるが、義たることのみを知て、輒が祿をはむことの、非義たることを知らざればなり、

〇樊遲請學稼、

五穀つくるを稼と云、これ農業を、民に敎へんためにこひ學ぶなるべし、

子曰、吾不如老農、

老農は、農夫の老人なり、これ學者の正業にあらざることを、師門にてとひける故に、答へ玉はず、

請學爲圃、

圃は、はたなり、

曰、吾不如老圃、

はたつくる老人なり、問答の意上に同じ、

樊遲出、子曰、小人哉樊須也、

小人とは、小民を云、農圃等の小人の事に、意あるを以て、小人と云なり、蓋し樊遲粗鄙にして、利をはかるに近き、病ある故に、聖賢大學の道を、專一に學びずして、一旦これを問ひけるを以て、夫子これをそしり玉ふ、實に小人たりとの玉ふにあらず、

上好禮、則民莫敢不敬、

上たる人禮を好んで莊敬なれば、民これをあなどらず、敢て敬せずと云ことなきなり、

上好義、則民莫敢不服、

服は、したがうなり、上義を好む時は、事みな宜きにかなふ故に、民これにそむかず、敢て服せずと云ことなきなり、

上好信、則民莫敢不用情、

上信を好む時は、民これを欺にしのびず、亦敢てそ

を父と稱し、父を寇と云の類、其詞不順にして、口にいはれざるなり、

言不順、則事不成、

言不順なる時は名を以て實をよび出すこと、あたはざる故に、何事も行ひなされぬなり、

事不成、則禮樂不興、

禮は事の序、樂は物の和なり、不興とは、其道おこり行はれざるぞ、事成らざれば、物ごとその次第なく、相やはらがぬなり、これを禮樂おこらずと云、制度聲容をつくることにあらず、

禮樂不興、則刑罰不中、

禮樂おこらざれば、刑罰も亦其罪にあたらず、政事多き中に、此一端をあぐるは、其害最おもければなり、

刑罰不中、則民無所措手足、

刑罰あたらざれば、人何事をし、いつ方にゆきてよからんや、あしからんやを、知らざる故に、手足をほどこし用ひん所なきぞ、以上あまたのこと、其害一節一節よりもふかし、されど名の正しからざる一つより、みなしたがひて至る、必しも段々相うけ來れるにあらず、

故君子名之必可言也、

此より又、上文をうけかへして、必名を正しくせんの義を決す、君子は、政をする人を云、これ云意は、君子は名づくる所正き故に、其詞必順にして、口にいはるゝとぞ、

言之必可行也、

名正くて、言順なる故に、いふ所みな其實にあひて、事必行ひ成さるゝなり、禮樂刑政も、みな其中にあり、

君子於其言無所苟而已矣、

此句上文をすべむすんで、名を正くすることの、簡要なる義を示す、其言は即名づくる所の詞なり、苟もせざるは、即正くするなり、借りあはせ、いひすべらか

○子路曰、衞君待子而爲政、子將奚先、

これ夫子魯の哀公十一年、楚より衞にかへり玉ふ時のことなり、衞君とは、出公輒を云、子路云意は、今もし衞の君子を請待して、共に政をせば、何事をか先として、し玉はんとぞ、

子曰、必也正名乎、

衞の靈公の太子蒯聵、夫人南子が淫行をにくみて、殺さんとす、果さずして出わしる、靈公子郢をたてゝ、位をつたへんとす、郢辭してうけず、公卒して、夫人蒯聵か子輒をたてゝ、蒯聵をふせがしむ、よりて輒に其祖を父として、其父を寇とす、名實甚みだれたり、この故に夫子の玉ふ意、今衞の政、あるまゝにては、すべきやうなし、必定まづ名を正うして、而して後に、はじめてすることあるべしと、これたゞ衞國のためにの玉ふといへども、凡そ政をするの道、みなまさにこれを以て先とすべし、

子路曰、有是哉子之迂也、奚其正、

云意は、子の迂濶なること、かくの如くにおはしますや、今にあたりて、なんぞ名を正すことをせんと、事情にとをざかりて、急務にあらざることを、の玉ふと思へり、蓋し輒位に立てより、その時まで、十二年の間、國人みな從ひ居けるによりて、かくいへるなり、

子曰、野哉由也、君子於其所不知、蓋闕如也、

野は、鄙俗の義、君子は、野に對して云、闕如はうたがはしきさまなり、その知らざることに、疑を闕くことあたはず、卒爾として、みだりに對ることを責め玉ふ、

名不正、則言不順、

これより名の正しからざる害を、詳にとけり、これ云意は、名その實にあたらずして、正しからざれば、祖

と、かくの如くなる歟、

○仲弓爲季氏宰問政、

宰は、家老、或は邑の奉行なり、

子曰、先有司、

有司は、諸役人なり、宰は、衆職をかねすぶる者なり、よりて有司の才に應して、それ〳〵の職事を任じ、各その成功を考る時は、己勞せずして、事みなあがるなり、

赦小過、

過は、あやまちなり、過も大いなる者は、つみせざることを得ず、只そのすこしきなる者をゆるせは、刑法みだりならずして、人心よろこぶ、

擧賢才、

賢は、德ある者、才は、能ある者、これをあぐるは、下よりえらびあげ、又はふるきをぬきんでゝあぐるぞ、賢才多き時は、有司その人を得て、政ます〳〵修まる、

曰、焉知賢才而擧之、

こと〴〵く一時の賢才を知りて、あげ用ること、あたはじとなり、これ三事の内に、おもきことをあげてとへり、

曰、擧爾所知、爾所不知、人其舍諸、

まづ爾の知る所の者をあけよ、然らば人も亦各その知る所をあげて、すてをくまじきほどに、賢才のこることあらじとなり、○此章の問答を以て、仲弓と聖人と、心を用る大小を見つべし、凡そ政をするの公私も、亦此處よりわかる、もし我ひとり、賢才をあげ用ひんとせば、後世の宰相、私恩を賣りて、權位を堅めんとする謀にも、流るべきなり、范氏おもへらく、此三つの者は、政をするの大要なり、その一つをもかゝば、季氏が宰にだもなるべからず、況や天下を治るにをいてをや、

に當るの類、みなよくこれを道びくなり、

不ㇾ可則止、無ㇾ自辱焉、

上に云如くすべけれども、友は義を以て合ふ者なれば、もし忠告善道せられざる時は、則やめて告くべからず、なをしば〳〵告るがために、うとんぜられて、自はづかしめをとること、なかるべきなり、

○曾子曰、君子以ㇾ文會ㇾ友、

此章は、士君子學をする上につきて、その友にまじはる道を論ず、文學を講ずるを以て、友を會合すれば、其道ます〳〵明なり、

以ㇾ友輔ㇾ仁、

互に友の善を相とりて、以てわが仁をたすくれば、其德日々にすゝむ、上の句は知、下の句は行、これ亦學をするの序なり、一說に、此二句意きびしく相つらなる、云意は、文を以て友を會し、亦この友を以て仁を輔くと、よりて上の句其文をさかしまにす、

子路第十三

子路問ㇾ政、子曰、先ㇾ之勞ㇾ之、

先ㇾ之とは、民を教るに、身を以てみちびくことを云、凡そ孝弟忠信の行、上たる人、まづ、其身を修めて、以て民をひきゐる時は、令せざれども、民從ひて行ふ、勞ㇾ之とは、民を養ふことに、勤勞するを云、上たる人、より〳〵巡檢して、農桑のことをすゝめ、其利をおこし、其害をのぞけば、民つとめにくるしむといへども、ふづくみうらむことなし、

請ㇾ益、

夫子の答すくなきによりて、加增をこふ、

曰、無ㇾ倦、

只すでに告げたることに、うみをこたらざれとなり、蓋し子路剛勇にして、才をたのみ、氣を用ふ、或は法令條約を以て、人をかりつかひ、みづから先んじて、誠を推す意すくなし、又勇者は、よく事をし出せども、久きにたへがたし、よりて夫子これに告げ玉ふこ

夫子而問知、子曰、擧直錯諸枉、能使枉者直、何謂也、

樊遲夫子の再答を、たゞ智のことのみときけり、然れば人を知ること、只上一句にてたれるを、更に下の句をつけ玉ふ意、いまだ達せざるを以て、これを子夏にとふ、

子夏曰、富哉言乎、

其詞の内に、かぬる所の意ひろくして、只智をの玉ふのみにあらざることを嘆ず、

舜有天下、選於衆、擧皐陶、不仁者遠矣、湯有天下、選於衆、擧伊尹、不仁者遠矣、

子夏夫子の再答、智仁をかねての玉へることをさとる、よりて云ことかくの如し、衆をえらんで、皐陶伊尹をあぐるは、これ直きをあぐ、智なり、不仁者遠しとは、人みな仁に化して、不仁者あることを見ず、遠く去りたるが如くなるを云、これ枉れる者をして直からしむ、仁なり、一説に、子夏必しも夫子の智仁を兼ての玉へることはしらずして、只智の用ひろきことをいへるが、暗に夫子の意とあへるなりと、○程子の云く、聖人の語人によりて變化す、淺近なる者あるが如しといへども、而もそのかねふくむ所、つくさずと云ことなし、此章をみて見つべし、他人の言、近きをかたる時は、遠きをわすれ、遠きをかたる時は、近きを知らざるが如くんばあらざるなり、

○子貢問友、

友にまじはる道をとふ、

子曰、忠告而善道之、

友は互に仁をたすけなす者なれば、その告ぐべき所にをいて、心をつくし、思ふ所を、のこさずに告べし、しかのみならず、なを其說をよくいひなして、きく者の心にさかはず、きくにたのしきやうに、すべきなり、心平にして氣和ぎ、理明にして意つき、或は從容にして、ふかくあつく、或は親切にして、やすらか

の惡を、點檢することあれば、心地疎くなりて、其功たちがたし、

一朝之忿忘其身、以及其親、非惑與、

一旦しばらくの忿に、たへかねて、其身をほろぼし、わざはひ其父母に及ぶほどの大事をし出すは、これ甚き惑なり、これを思ふ時は、よく惑をわかちて、其忿をこらすことあり、蓋し樊遲が人となり、鄙俗粗暴にして、便利にちかづいて、此三つのことあらんを、患るによりて、かくの如くに告て、これを救ひ玉ふなるべし、

○樊遲問仁、子曰、愛人、

人を愛するは、仁のほどこしなり、されどもこれは、只よく人を愛する者をさして仁とす、

問知、子曰、知人、

人を知るは、智のつとめなり、されどこれも、亦よく人を知る者をさして智とす、

樊遲未達、

樊遲おもへらく、仁者の人を愛するは、あまねく及ばんことを欲す、知者の人を知るは、えらぶ所ありて、愛惡わかる、然れば仁と智と、相もとれることを疑ふ、一說に、こはこれ智の仁に妨あることを、疑ふのみなりと、

子曰、擧直錯諸枉、能使枉者直、

直き者ひとりをあげ用ひて、もろ〳〵の枉れる者を、そのまゝにてをくは、これ智なり、これによりて、その枉れる者をも、ついに化して、みな直くならしむるは、これ仁なり、然る時は、二つの者相もとらざるのみならずして、反て其用を相なすなり、上の一說の意なれば、これ夫子樊遲が疑ふ意を、をしはかりて、只智の仁に妨なきことをの玉へり、

樊遲退見子夏曰、鄕也吾見於

表裏ことなれども、自是なりとして疑はず、身をこゝにをきて、いみはゞかる所なきぞ、

在邦必聞、在家必聞、

上に云如くなるは、これ實をつとめずして、名のみを求む、よりて亦虛名はひろくあらはるゝなり、然れども、その實德は、甚病めり、○程子の云く、學者須くこれ實をつとむべし、名に近づかんことをもとめざれ、名に近づくに意あれば、大本すでに失ふ、さらに何事をか學びん、名のためにして學ぶ時は、則これ僞なり、今の學者は、大抵名のためにす、名の爲にすると、利の爲にすると、淸濁同じからずといへども、其利心は則一つなり、

○樊遲從遊於舞雩之下、

從は、夫子に從ぞ、舞雩の說、前に見えたり、

曰、敢問崇德脩慝辨惑、

崇德辨惑の義、前章の如し、慝とは惡の心にかくれて、根ふかきを云、これを修むとは、治めてのぞきすつるぞ、

子曰善哉問、

とふ所、身に切なることをほめ玉ふ、

先事後得、非崇德與、

先事とは、そのまさにすべきことを、すみやかに行ふぞ、後得とは、その得ん所の效を、はからざるなり、蓋しわがすべき所は、みな天職にして、左右なくせでかなはざることなれば、何のためにすと云所なし、これその德を修るに、專一なるを以て、日々にかさなりて、たかくなるなり、もしそれ道と見てしながら、又その效をはかることあれば、心ふた道になりて、其效を得ざるのみならず、又多くは、其事をもあやまるなり、

攻其惡、無攻人之惡、非脩慝與、

惡の本根、ふかくかたきを、のぞかんとするには、ひたすら內にのみ、ふかくせめ、他にかへりみる所なくして、はじめて其功を得べし、もしわづかにも、他人

ざらんことを知る、この故に、反てこれをとひなじり、其病をあらはして、これを藥さんとし玉へり、

子張對曰、在邦必聞、在家必聞、

外國にあり、內家にある、必その名譽あらはれて、世に聞えずと云ことなきを云と、これ名の廣くほどこすを以て、通達とするなり、

子曰、是聞也、非達也、

聞は、即名聞なり、聞と達と、相似てことなる故に、まづ明にこれを辨ず、聞は、名なり、達は、實なり、これ誠と僞との、よりてわかるゝ所なり、然れども、達はもとより名なきにあらず、聞も亦行ひ得て達する時あり、されど久しく遠きには、及ばざるなり、

夫達也者、質直而好義、

此より達と聞との實を、詳にとけり、質直とは、資性すなほにして、心術・事爲の、すぐなるを云、これ內忠信を主とするなり、好義とは、其行ふ所、たゞすくなるのみならずして、又各その宜きに、かなはしむるぞ、

察言而觀色、

その人にまじはるに至りては、又其詞を察にし、其色をみそなはす、これ仔細にして、粗率ならざるぞ、

慮以下人、

自をごりたかぶるや否を、慮りて、人に卑下す、

在邦必達、在家必達、

上に云如くなれば、たゞ自內にのみ修めて、外にしられんことを求めず、されども德己に修りて、人これを信ずる時は、その行ふ所、ふさがらずして、通達せずと云ことなし、

夫聞也者、色取仁而行違、

顔貌を以て、仁の模樣を、とりかざり、而して行實はこれと相違なり、

居之不疑、

無道以就有道何如、

康子もし無道の罪、明なる者を殺すことならば、何ぞ問ふをまたん、蓋し其意に、民の罪にかゝりてなを疑しき者をも、殺して衆をこらしめ、これを以て、有道者の妨をのぞきて、これを成就せば、いかゞあらんとなり、

孔子對曰、子爲政、焉用殺、

なんぞ刑殺を以て主とせんやと、

子欲善而民善矣、

子實に善を欲すれば、民も亦これに化して善なりと、これ上の句の意を明せり、

君子之德風、小人之德艸、

此より下は、又上二句のたとへをとく、君子小人は、位を以て云、德とは、その得る所の分際を以て云、風は感ずる所、草は應ずる所、此たとへば、書の君陳に、爾はこれ風、下民はこれ草と云より出づ、

艸上之風必偃、

上の位分、すでに下をひきゐやすき勢あり、又善は人々同く具へて共に好む所なれば、從ひやすき理あり、よりて感應の効、必然たることかくの如し、○此章康子が意は、威を以て、民を善にかり入れまく欲す、夫子は則身を以て、民を善にひきゐまく欲す、尹氏おもへらく、殺すと云ことは、もと人に上たる者の、いふべき所にあらず、古より身を以て敎る者は從ふ、言を以て敎る者はあらそふ、しかるを況や殺すことにをいてをや、

○子張問、士何如斯可謂之達矣、

士たる者、いかやうなるをか、達士と云べきぞとゝへり、達とは、其德人に信ぜらるゝによりて、行ふ所を、行ひ得て、通達せずと云ことなきを云、

子曰、何哉爾所謂達者、

爾が云所の達とは、いかやうのことぞと、蓋し子張外をつとむ、よりて夫子その問所の意、達の本義にあら

用ることの、相そむけること、かくの如し、○君子は人の善を視ること、なを己が善のごとし、この故に必これをなす、人の惡を視ること、なを己が病の如し、この故に、必これをのぞく、人の善をなす者は、ついに亦みづから善を成す、人の惡を成す者は、ついに亦みづから惡におちいる、

○季康子問政於孔子、孔子對曰、政者正也、

子帥以正、孰敢不正、

これ政の字の音訓を以て、その本意を示せり、子まづ其身を正うして、下を帥ゐるに、正きを以てせば、たれか敢て正しからさる者あらんと、蓋し己正しからずして、よく人を正うする、そのためしなければなり、○胡氏おもへらく、魯の國中比より、君の威おとろへて、政大夫より出づ、よりてその家臣、またこれに效ひ、宰たる所の邑をひきゐて、其主にそむく、不正なること甚し、この故に、夫子これに告玉ふとかくの如し、康子が竊借を改めて、自正さまく欲すれども、かれ利欲におぼれてあたはず、惜いかな、

○季康子患盜問於孔子、

國中に偸盗多きことをうれへて、これをのぞかん謀をとへり、

孔子對曰、苟子之不欲、雖賞之不竊、

賞は、俗に云褒美なり、云意は、子政をとりて、自貪欲することなくは、民にぬすみをせよ、褒美せんと云とも、かれ恥ることを知て、ぬすまじと、然れば、子むさほることをやまずば、民を刑罰すとも、亦ぬすむことやまざらんと云意、言外にあり○胡氏おもへらく、季氏世々君の權をぬすみ、康子嫡弟をころして、其家をつぐ、民これに效て、盜をすること宜なり、夫子不欲の二字、其意ふかし、

○季康子問政於孔子曰、如殺

われ國を治ることあらば、必訟のきくべきなからしめんかと、それ訟をきくことは、其末を治め、其流れをふさぐなり、もしよく民に常業あらしめて、孝弟忠信の道を敎れば訟をのづからなし、これ其本を正うし其源をきよむるなり、○楊氏おもへらく、子路よく片言にして、獄をさだむれども、禮讓を以て、國を治ることを知らざれば、いまだ民をして訟なからしむることあたはじ、この故に、門人又此言を記して、聖人訟をきくを以て、難きこととせずして、民をして訟なからしむるを以て、貴しとすることを示せり、

○子張問政、子曰、居之無倦、

之とは、政をするの道をさす下同じ、これをば常に心にをきて、うみをこたることなく、終をつゝしむこと、始の如くす、これ其本を立るなり、

行之以忠、

そのこれを事にあらはすには、忠誠を以てして、心必其事にかなひて、うらおもてなし、これ其用を達するなり、○程子おもへらく、子張仁心すくなくして、民を愛するの誠なき故に、必事にうみて、心をつくさゞる所あり、こゝを以て、これに告玉ふことかくの如し、と、蓋し子張外をつとむるに意あり、よりて夫子まづ政をする心を告げて、いまだその條目には、及はざるなり、

○子曰、君子成人之美、不成人之惡、

成すと云一字に、誘掖奬勸の意あり、其いまだ成らざる先に、これを迎るには、詞を以て誘き身を以て掖け、其まさに成らんとする時に、これを作すには、又すでによくする所を奬め、いまだよくせざる所を勸む、これ皆人の美を成すなり、人の惡を成さざるには、亦必ただしいましめ、おほひかくすなり、

小人反是、

その人の惡を成し美を成さざること、君子の美を成し、惡を成さざるが如し、蓋し君子小人の心に存する所、すでに厚薄のことなることありて、其情の好む所、又善惡の同じからざることあり、よりてその心を

景公夫子の言を善として、これを用ることあたはず、悦て繹ねさる者なり、よりて其後、はたして太子さだまらざるを以て、卒して後に、田釐子その君晏孺子を弑して、政をほしいまゝにす、釐子が子成子、又簡公を弑す、その三世の後、太公に及びて、ついに齊國をむばひとる、これ戰國の田齊なり、

○子曰、片言可以折獄者、其由也與、

片言は、半言なり、子路の人となり、忠信にして、決斷明なることを、人常にこれを信ず、よりて獄を裁許する時に、人その判斷の詞の、おはるをまたずして、はやくこれに服す、されども可以と云時は、子路必しも此事あるにあらず、只これ夫子詞をまうけ、贊美して、かくの如くにあるべき者は、それ由にてあらんかと、の玉へるなり、

子路無宿諾、

子路人と約諾するとあれば、しばしもとめをかずしてすみやかに行へり、これ記者夫子の言によりて、これをしるして、子路人に信ぜらるゝは、其忠信の心を養へることの、もとより積める故なることを明せり、○小邾國の臣射と云者、その君にそむき、句繹と云一邑をひきゐて、魯に奔り來れり、かやうの時は其ゆく所の國と、相したしむべしと云、誓盟をなす、この時に射子路をしてうけごはしめば盟をせざらんといへり、千乘の國、その盟を信ぜずして、子路の一言を信す、これその人に信ぜらるゝことを見つべし、それ忠信なれば、人欺くに忍びず、明決なれば、人敢て欺かず、忠信なれども明決ならざれば、まことに獄をさだむるにたらず、明決なれども、忠信ならざれば、敢て欺かざれども、なをこれを欺かんとする意わすれず、子路此二つをかねたり、人信ずることの深き故なり、

○子曰、聽訟吾猶人也、

人にこえたることなしとぞ、

必也使無訟乎、

者は、即よく其惑をわく者なり、蓋し子張のとふ意は、德をたかくし、惑をわきて、高明を致さまく欲す、よりて夫子內に向ひて、工夫を用ひ、善に誠あり、過を補ひて、私欲におほはれざらんがために、これを告玉ふなるべし、

誠不以富、亦祇以異、

これ小雅の詩の詞なり、舊說には、夫子これを引て、人の死生を欲すれども其心にまかせざることと、その富を求れども、とまずして、反りて人のあやしまれをとるが如くなることをの玉ふと、されども程子は、これ錯簡なり、第十六篇の、齊景公有馬千駟と云の上にあるべし、此下にも、齊景公の字あるによりて、誤れりと、今此說に從ふ、

○齊景公問政於孔子、

齊の君景公、名は杵臼、孔子魯の昭公の末に、齊に至り玉ふ時、景公これをとへり、

孔子對曰、君君、臣臣、父父、子子、

君君たりとは、君たる人、其德にかなひたる君なるを云、臣父子も皆同し義なり、蓋し夫子の景公に答玉ふ意は、君君たれは、臣臣たり、父父たれば、子子たる意おもし、此三つは、人道の大綱政事の根本なり、時に景公政あしく、又大夫陳敬仲私恩をほどこして、民をなづけしより、其權やうやくにつよし、陳氏を後に田氏と稱す、敬仲が五世の孫田釐子、景公につかふ、景公又色にまどひて、太子をたてず、君臣父子の間、みな其道を失へり、よりて夫子これに告ること、かくの如し、

公曰、善哉、

景公みづから國の治らざるを、知れるが故に、夫子の言に感じて、歎かれし詞なり、

信如君不君、臣不臣、父不父、子不子、雖有粟、吾得而食諸、

これ感嘆の意をのぶ、粟は、米穀なり、云意は、君臣父子の道たゝずは、ついに國を失ふに、至らんとなり、

國用たらずとも、民用たれる時は、國安穩にして、君の事とげずと云ことなし、百姓たりて、君ばかりたらざることなき故に、たれと共にか、たらずと云ことあらんとなり、

百姓不足、君孰與足、

國用たれりとも、民用たらざる時は、國危殆にして、君の位たもちがたし、百姓たらずして、君ばかりたれることなき故に、たれと共にか、たれりと云ことあらんとなり、蓋有子そのかみのいきほひ十二にしてもたらざることを、知らざるにあらされども、公の君民一體の意をさとりて、賦税を加ることを、やめられなんがために、かくいへり、一説に、此章は、ことあらかじめ、凶年に處するの、謀を論ず、眼前のことを、議するにはあらずと、

○子張問崇徳辨惑、

徳をつみて、たかくし、惑をわきて、疑はざらん道をとふ、此事子張樊遲みなあげてとへり、蓋しそのかみの學者、工夫を用ることに、此名目あり來れると見えたり、

子曰、主忠信徙義、崇徳也、

凡そ心をたて事を行ふに、忠信をむねとする時は、德のもとひたつ、義を見て即うつる時は、德日々に新なり、これ德を崇くするの道なり、

愛之欲其生、惡之欲其死、

これより惑をわく道をとく、それ愛惡は人の常情なりといへども、惑へる者は、人の死生の命ありて、わが思ふまゝに、ならざることを、愛する者は、そのながく生らんことをねがひ、惡む者をば、そのたちまち死せんことをねがふぞ、

既欲其生、又欲其死、是惑也、

愛惡によりて、人の死生を欲するは、これすでに惑へり、又一人の上にて、愛する時は、其生を欲し、惡む時には、其死を欲するは、惑へることの、甚きなり、これ人の知りやすき惑につきて、凡そ心に欲して、みだりなることは、皆惑なるとをさとす、よく其惑を知る

たき故に、朱子これを改めり、

文猶質也、質猶文也、

これより失言の故をとく、此二句は、文と質と、二つながらなくてかなはざることをいへり、

虎豹之鞟、猶犬羊之鞟、

鞟とは、皮の毛をけづりすてたるなり、云意は、虎豹の皮の貴きは、其文の美なるを以てなり、もしことごとく、其文をすてゝ、只質ばかりをのこさば、虎豹の鞟も、なを犬羊の鞟の如しと、これ詩の比體なり、もし質のみにして、文なければ、君子小人わくことなきことをいへり、蓋し記者の意は、たゞ子貢の論を、是なりとするのみならん、されども子貢子成が失をたゞさんとして、其詞文質の輕重本末のわけなきに似て、亦病あり、

○哀公問於有若曰、年饑用不足如之何、

有若とは、君に對して、名を稱するぞ、用とは、國の用途を云、饑饉によりて、國用たらねども、哀公の意は、なを賦税をまして、民より多くとらんとなり、

有若對曰盍徹乎、

徹とは、周の時の税法、十にして一をとることなり、夏には貢といひ、殷には助といひ、周には徹と云、其名はことなれとも、大槩みな十が一にすぎず、これ先生の通法、天下の中正なり、魯には宣公よりこのかた、十一の外、又その餘畝を十にして、一をとる、これ十か二をとるなり、されども有子は、たゞ公の用不足といへるにつきて、その國用をはぶきて、民生を厚くせんことをすゝむ、

曰、二吾猶不足、如之何其徹也、

二とは、即十か二なり、哀公有若がわがとふ所の旨を、さとらざる故に、これを云て、賦税を加へんの意を示す、

對曰、百姓足、君孰與不足、

子貢曰、必不得已而去、於斯二者何先、

食と信と二つの間いづれを先にすてんと、

曰、去食、自古皆有死、

此より食をすてんの義をとく、古より死と云者ありて、人のまぬかれざる所なれば、食をすてゝ、死せんとぞ、

民無信不立、

民たとひ食ありて、生けりとも、上たる人を信ずることなく、うたがひて、親しまれざる時は、一日も自立ることなし、食せずして死するが、安しとするにしかず、よりて上たる人、食なくして自死するとも、信をば下に失ふことなく、民をして、食なくして、死せしむるとも、亦信をば上に、失はざらしめよとぞ、蓋し政をする者は、みづから民をひきゐて、死を以て、相共に信を守るへし、危急にありとも、これをすつることなかれ、○程子おもへらく、孔門の弟子、問をよくして、たゞちにきはめつくす、此章の如きんば、子貢にあらずは、問ことあたはじ、聖人にあらずは、答ることあたはざらんぞ、

○棘子成曰、

子成は、衛の大夫なり、

君子質而已矣、何以文爲、

質と文とは、威儀言語の上につきて云、子成そのかみ、文の質よりすぎたることを、にくみて云く、君子の君子たる所は、質朴なるのみなり、何ぞ文華を用ることをせんやと、

子貢曰、惜乎、夫子之説君子也、駟不及舌、

夫子とは、子成をさす、駟は車をかくる四馬を云、子貢子成が失言を惜みて云ふ、夫子のいふ所は、君子の意なれども、言一たび舌より出る時は、四馬もをひ及ことあたはずと、舊説には、惜乎夫子之説君子也と、一句となしてよむ、されど惜乎の二字おちつきが

浸潤のそしりは、きく者その入ることをおぼへずして、これを信ずること深し、膚受のうつたへは、きく者思ひみる間なくして、これに應ずることすみやかなり、此二つは、人の察しがたき所なるに、よくこれを察して、かの事みな行はれざるは、其人の心、明なることを見つべし、也已矣とは、ほめなげく意あり、

浸潤之譖、膚受之愬、不行焉、可謂遠也已矣、

文義上に同じ、遠とは、その明なることの遠くして、近き所におほはれざることを云、これ子張が失によりて、告げ玉ふ故に、其詞丁寧にして、詳なる歟、蓋し子張外をつとめて、高きことを好む、この故に、事にをいて、必忽略にして、深密ならぬついえあり、よりて夫子その明を問につきて、これを警し玉ふなるべし、

○子貢問政、

政をする道をとふ、

子曰、足食、足兵、民信之矣、

之とは、君をさす、凡そ政をするには、まづ米穀を倉にみてゝ、食をたらしめ、次には、國家を守る軍兵をそなへをく、又民を敎るには、君まづ身を修めて、これをみちびき、食兵すでにたる時は、敎化亦をこなはる、こゝにをいて、民、君德を信じて、そむきはなるゝの患なし、

子貢曰、必不得已而去、於斯三者何先、

云意は、此三つの者、まことにその一つをもかくべからず、されども、し變にあひ、勢にせまり、必定やむことを得ずして、すつることあらば、三つの中にて、いづれをかまづすてんと、

曰、去兵、

食たり、信ふかければ、兵なけれども、國を守ること固し、

り、本これ自然に出て、そのしわざによらず、人その命を生るゝはじめにうけたり、故に今わが力を以て、うつしかへられず、たゞ己を修めて、順ひうけんのみ、死は必しも、うれふべきことに、あらずとなり、

君子敬而無失、

身をたもつに敬を以てして、間斷なきことを云、

與人恭而有禮、

與人とは、人にまじはるぞ、有禮とは、その恭まう所、禮節にかなふぞ、

四海之內、皆兄弟也、

海內の人、みなわれを愛敬して、兄弟のしたしみをなさんとなり、

君子何患乎無兄弟也、

君子すでに命に安んずれば、必しも兄弟なきことをうれへず、又よく恭敬なれば、人みなわれを親しむ、兄弟なきことを、うれふるまでもなしとなり、蓋し子夏牛が憂をとかんために、この言をなすといへども、四海皆兄弟の語、親疎の差別なきついえあり、よむ者詞を以て、意を害せざらんこと可なり、一說に、君子敬而無失と云より下は子夏の詞なりと、

○子張問明、

智の明なるとは、いかやうの人を云ぞと、

子曰、浸潤之譖、

浸潤は、ひたしうるほすなり、人の行迹をそしること、にはかならず、物を水にひたして、いつとなく、そみ入るやうにいひなすぞ、

膚受之愬、

膚は、身のはだへなり、人にをかされ、まげらるゝことを、すくはれんために、さまでもなきことをば、今身にひしと、せまり受たるやうに、あぢきなくうつたふるぞ、

不行焉、可謂明也已矣、

なけん、この故に、これにつけ玉ふことかくの如し、聖人の言、高下大小、同しからざることあれども、その學者の身に切にして、みな德に入るの要たることとは、則はじめよりことならず、よむ者それ思ひを致せとよ、

○司馬牛問君子、

君子の道をとふ、

子曰、君子不憂不懼、

牛が兄向魋、宋にて亂をおこさんとす、牛つねにかれが禍にかゝらんことを憂惧す、よりて夫子、これを以て告玉ふ、

曰、不憂不懼、斯謂之君子矣乎、

子曰、内省不疚、夫何憂何懼、

牛が再問の意、上章に同じ、よりて夫子の告玉ふことも、亦かくの如し、蓋し君子は平日のする所、其心にはづることとなし、この故に、内にかへりみてやましからず、外より來ることにをいて、何をか憂へ、何をか懼れん、たゞちにうけて安んずるのみ、憂へず懼れざるを以て、たやすきこととして、あなどるべからずとなり、○晁氏おもへらく、憂へず懼れざるは、其德全うして、疵なきによりて、入る所として、自得せずと云ことなきなり、憂惧のある時に、しゐてこれをば、はらひのくるに、あらざるなり、

○司馬牛憂曰、人皆有兄弟、我獨亡、

牛その兄ありて、しかいへること、かれ亂をなして、死せんとすることを憂てなり、

子夏曰、商聞之矣、

これ夫子にきけることならん、

死生有命、富貴在天、

命は、即天命なり、死生に命と云、富貴に天と云は、文を互にしていへり、されども命とは、一定したるをを云、天とは、はかりがたきことを云、これ云意は、人の死生貧富は、天の賦する所にありて、各その定命あ

の攻剤にて、をひはらふが如し、敬恕は、氣體やはらかなる者の病を、調護の藥にて、漸漸にへらしつくすが如し、顔冉の學力、高下淺深あること、こゝにをいて見つべし、されども學者よく敬恕に從事して、其力を得ることあらば、更に又己に克ことをまたずして、仁に至るへし、

○司馬牛問仁、

司馬牛は、孔子の弟子、名は犂、字は子牛、宋の司馬向魋が弟なり、

子曰、仁者其言也訒、

訒んずとは、たへしのびていはざるが如くなると、いひかねて、たやすく發せざるとの、二意をかぬ、蓋し仁者は、其心つねに存して、放たざる故に、其言をのづから、かくの如し、これ仁德の一端なり、夫子牛が詞のをほくて、さはがしきを以て、これをつゝしましめんためにかくの玉へり、

曰、其言也訒、斯謂之仁矣乎、

牛をもへらく、仁の道至りて大いなり、たゞ夫子のの玉ふ所の如きのみならじと、よりて又これをとふ、夫子仁者は其言かたんすとの玉ふに、牛其言かたんずるを以て仁とす、すでにこれきゝあやまれり、又これにつきても、牛が心におもひみずして、口に云ことのたやすきを見つべし、下章もこれに同じ、

子曰、爲之難、言之得無訒乎、

難んずとは、つゝしみおもんずる義なり、蓋し言行は華と實とにて、常にかれこれ相もちふ、仁者の心存して放たず、この故に、する所の事、いやしくもせずして、必その道をつくす、することいやしくもせざれば、いふ所の言も、亦たやすからずして、たへしのぶが如くならざることを得ず、しゐてとぢふさぎて、いださゞるにはあらざるなり、これその身に反りて、思ひみんことを、示し玉へり、○朱子おもへらく、牛が人となり、多言にしてさはがし、もしこれに告るのに、其病の切なる所を以てせずして、泛く仁をするの大槩を以てせば、彼必ふかく思ひみて、其病をのぞくことを知らずして、ついにみつから仁德に入ること

賓、

此より下二句も古語にして、左傳に見ゑたり、其詞は郷大夫たる上につきてとるべし、大賓とは、貴き賓客を云、見ふとは、出むかへてあふぞ、

使民如承大祭、

大祭とは、宗廟郊社などの祭を云、蓋し門をいで、民をつかふとは平日眼前のことにつきて云、門に出るは、かりそめのこと、民をつかふは、いとやすきことなるに、則大賓をむかへ、大祭につかうまつるが如くに、謹嚴を致す時は、何事においても、敬せすと云ことなきぞ、これ涵養のことなり、

己所不欲、勿施於人、

これ恕のことにして、推行の工夫なり、己が心にかへりみて、欲せざることをば、人にほどこしかくることを禁止す、これ即己において欲することを、人に推し及ぼすのことゝなり、兩樣あるにあらず、然れども仁は其德自然なる故に、すぐさまに言て、己たゝまく、欲して人を立つ、己達せまく欲して人を達すと云、恕は力をつけて、推す工夫なる故に、かくの如くさかしまに言て、これを禁止す、蓋し敬以て己をたもつ時は、私意きざす所なし、恕以て物に及す時は、私意ほどこす所なし、天理つねに流行し、表裏必一致にして、心の德全し、此すなはち仁なり、

在邦無怨、在家無怨、

敬恕の工夫、忘れざる時は、出て國中の人にまじはり、入て家内の人にまじはるに、みなやはらぎしたがひて、うらみらるゝことなし、これ亦その効をいひて、仲弓をして、自らその仁のなれるや、いまだしきやを、かんがへしめ玉ふ、

仲弓曰、雍雖不敏、請事斯語矣、

義上章に同じ、○朱子おもへらく、仁をする工夫、奮發して、するにいさむは、乾道なり、靜專にして、たもち守るは、坤道なり、顏子は高明强毅なる故に、克己復禮を以て告玉ふ、冉子は溫厚簡重なる故に、持敬行恕を以て告玉ふ、克復は、氣體つよき者の病を、一服

に、あらずと云ことなし、これ即全く體して、やまざるの仁なり、此四つの者の次第は、輕く小きなるより、重く大いなるに至る、動とは、内こゝろの動き、外身の動くを、かねて云、上の視聽言も、亦その中にあり、凡そ人私欲のをこる所三つあり、一つには、耳目口體の欲、二つには氣質の偏、三つには、人我のへだてなり、されども此視聽言動の四つにて、みなすべくゝる故に、これを以て、條目を立玉ふなるべし、

顏淵曰、回雖不敏、請事斯語矣、

不敏とは、とからぬぞ、明に健ならざるを云、これ古人師に答る謙辭なり、事とすとは、從事の義なり、其事にかゝりて、つとむるを云、われ不敏なれども、この語をこひうけて、從事せんとなり、蓋し顏子すでに聖言の旨をさとり、又その力量これにたふべきことを知る、この故に、たゞちにひきうけて、疑ひあやぶまず、○朱子おもへらく、此章の問答は、乃これ聖門にをいて、心法を傳受する、切要の言、至りて明なる者にあらざれば、その幾微の間を、察することあたはず、至りて健なる者にあらざれば、その決斷の力を、致すことあたはず、この故に、たゞ顏子のみこれを聞ことを得たり、されど學者も、亦これを勉とせずはあるべからず、又云く、發する時、まことにこれに克ことを用ふ、いまだ發せざる時も、亦すべからく精明を致すこと、烈火の犯すべからざるが如くすべくして、始めて得たりと、蓋し四勿はこれ學者において、克治の工夫なり、その靜なる時、涵養檢察することは、顏子亞聖の質にして、此工夫を用ざれども失はず、この故に、夫子これを告げ玉はざるならん、學者は必動靜互に養ひ、表裏こもゞ正すの敬を、すつべからず、凡そ敬を持するには、收斂提醒の四字を忘れざる、これ手を下しやすき方なり、蓋し私欲のきざすことも、陰陽の兩端にすぎず、心頭わづかにうきたゞよふことを覺ゑば、則これを收斂すべし、これ陽の失を救ふなり、心頭わづかにしずみくらむことを覺ゑば、則これを提醒すべし、これ陰の失を救ふなり、即是内外動靜の、涵養檢察を、合せたる工夫の内に、又克復の意思を兼たり、

○仲弓問仁、子曰、出門如見大

人よく一日も、克己復禮する時は、天下の人、みな其人にゆるして仁者と稱するなり、これその効の甚すみやかにして、至りて大いなることを、きはめ云なり一日の間に、必しもこの効あるにあらざれども、人々この仁をそなへて、又一人の仁、天下の仁をすぶる故に、必この効を得る道理あるを以て、かくの玉へるなり、

爲仁由己、而由人乎哉、

云意は仁をすることと、只みつからわが力を用るに、よることにして、他人の力によりて、することにあらずと、これ人みづからはけむべきことを示せり、又これによりてみれば、仁をするの機括、わが手にとれることにて、しがたきことにあらず、人よく其力を用ひ、日々に私欲にかちて、しがたきことゝせざる時は、則ついに私欲きよまりつき、天理ながれめぐりて、仁道の行はるゝこと、きはまりなかるべし、

顔淵曰、請問其目、

顔子の明睿、天理人欲のさひめにをいてはすでにこれをわき知れり、この故に、只克己復禮の條目をこひとふ、これを以て、工夫の手を下す處と、せんがためなり、

子曰、非禮勿視、非禮勿聽、非禮勿言、非禮勿動、

禮は、即上文の禮なり、非禮は、禮のうらにして、私欲なり、即上文の己の字なり、勿れとは、自いましめとゞむる詞、即これ人心よく主宰となりて、己に克て、禮にかへるの機括なり、禮に非ずは視ることなかれ、聽くことなかれとは、みきく所の非禮を、禁止することなり、非禮の聲色を、きくことなかれと云にあらず、淫聲美色は、もとわれにあづかることあるにあらず、只わがこれをみきかまほしき意きざすは、即非禮なる故に、これを禁止す、聲色の有無には、かゝはらぬなり、下の言ことなかれ動ことなかれも、非禮の言動きざゝんとするを、禁止することなり、人よく此四勿を以て、私欲に克つ時は、視聽言動、みな禮節にかなひて、凡そ日用の間、時とし事として、天理の流行

とゞく備れる者なり、

子曰、克己復禮爲仁、

これ古語なり、左傳に見えたり、己とは、身の私欲を云、私といはずして、己と云は、私欲萬端なりといへども、みな一身の形氣より起る故に、つゞめてこれを云なり、これに克つとは、はらひつくして、少ものこさゞる義なり、禮は天理の節文なり、これに復るとは、もとの如くにたちかへる義なり、蓋し人心の內、天理人欲、つねに勝負をなして、並び立つの時なし、理はもとよりある領主の如し、欲は外より來る寇賊の如し、寇賊ひとりもまじはる時は、領主みづから安んぜず、必これをかちつくしたる時、本領に安堵す、これをかへると云なり、理といはずして、禮と云こと、理は虛にして形なし、聖門の敎みなその事實ありて、人の手を下しやすきことをむねとす、これなを大學に、窮理の工夫を、格物と云が如し、事物の理を知る者は、即心の知なるが故に、事上につきて、其理をきはめしむ、禮は品節度數ある故に、禮文に從ひて其理をふましむ、格物は知なり、復禮は行なり、二つの者其理同じ、これ仁をする者必よく己の私欲に克て、禮にかへる時は、則其行ふことみな、理にかなひて、本心の德、天然のまゝに、我に全し、これ即仁になりたる時なるによりて、仁とすと云なり、蓋しはじめより、禮にかへらんがために、己に克つ、よく己に克つ時は、即禮にかへる、二段の工夫にあらず、すでに禮にかへる時は、即仁にして、亦一時のことなり、然れども、本文の正意は、たゞすでに克己復禮して、仁になりたる者を云なり、○謝氏の云く、己に克ことは須く、わが性のかたをちにして、かちがたき處より、かちもて去るべしと、これ亦其難きを先んずるの意なり、朱子おもへらく、己に克こと、別にたくみなるてだてなし、小勢の軍兵にはかに强敵にいであふが如し、只力をつくし死をすてゝまつさきにはせかゝるばかりなり、何のとひはかるべきことあらんや、又おもへらく、聖人この克の字を下すこと、たとへば人互に刄をとりて、相殺すが如し、われ敵を殺さゞれば、敵われを殺す、よりて必定かちおほせよとの義なり、

一日克己復禮、天下歸仁焉、

よりに、其道とたがへるを以て、これを哂へりと、然れば、その志す所にをいては、それ能せんと、許し玉へるならん、

唯求則非邦也與、

曾晳夫子の讓らずとの玉ふを、只國を治ることを、任じたることゝきけり、よりて冉有が云所も、亦國のことにして、わらはれざることを、うたがへり、

安見方六七十、如五六十、而非邦也者、

夫子の答なり、求方六七十、五六十と云時は、何ぞその國にあらずとすることを見ん、これも亦國のことなりと、こゝにをとしめの詞なし、蓋しその志す所は亦ゆるし玉へり、

唯赤則非邦也與、

曾晳上の問答にても、なをいまだ不讓の意をさとらざる故に、又子華か國家の禮を任じても亦わらはれざることをとへり、

宗廟會同非諸侯而何、

赤が云所も、諸侯の國事なりと、

赤也爲之小、孰能爲之大、

赤侯國の禮にをいて、小たらんといはゞ、たれかよくかれにまさりて、大となる者あらんと、これ赤に許し玉ふ詞なり、いまにをいて、曾晳子華が小相と云も、冉有が六七五六十と云も、みな謙讓の詞にして、子路は只その不讓を以て、哂はれつると、さとりける故に疑ふ所、はじめてとけたり、

顏淵第十二

顏淵問仁、

凡そ孔門諸子の仁を問ふこと、その文義はすでにみな知れり、只これ其德いかんしてか修る、其道いかんしてか行ふと云ことをとへり、此より下二章は、みな德をとへるなり、仁は、人心自然の全德、衆理萬善、こ

外にうかべり、則夫子の老者はこれに安んじ、少者はこれを懷け、朋友はこれを信ぜんの志と、相かなふ、三子の人の知るを待て後出でゝ、其才を事爲の末にほどこさんとするに比すれば、逈然としてひとしからず、よりて夫子歎息して、深く之を許し玉ふ、門人も、亦よく此をしれるにやとりわきこゝにをいて、其始末を、つまびらかに記せり、〇朱子の云く、聖人點に與すること、蓋しその見る所の高きと、存する所の廣きとをとれるのみ、學問の道、只此のみを、すなはち至極にして、また加ることなしと云にあらず、學者これを見ば、まさにこれを身に反さんとを要すべし、須くこれ曾點が見る所を見得、曾點が存する所を存し得て、日用己に克て、禮に復るの功は、却て顏子を以て、師とすべし、庶幾くは、足目ともに到りて、欠闕する所なけん、横渠のいはゆる、心は弘放ならんことを要し、文は密察ならんことを要すとは、亦此をいへり、又云く、曾點が學、聖人これが依歸たることなくば、をそらくは、老莊の意思あらん、又云く、道を傳るの任、其父にあらずして、其子にある時は、則その虛實の分、學者それ必以てこれを察することあらん、

三子者出曾晳後、

三子退出す、曾晳かの問答、疑あるによりて、あとにのこれり、

曾晳曰、夫三子者之言何如、子曰、亦各言其志也已矣、

三子みなその志す所を、いひおほせたりと、ほめ玉ふ詞なり、

曰、夫子何哂由也、

子路の云所、その才をたふべき所なるに、夫子のこれを笑へるを、疑ひてとふ、

曰、爲國以禮、其言不讓、是故哂之、

其言不讓とは率爾として對ると、自許す所の大いなるとを、すべて云、國を治るには、禮讓をむねとす、かれ政治のことを云に、その言ゆづらず、これまづさし

撰は、具なり、わが志は、三子の存する所と異なる故に、いひがたしとぞ、

子曰、何傷乎、亦各言其志也、

何ぞくるしからんや、汝のいはんことも、亦各その志を云となれば、人とことなりとも、たゞいへとなり、

曰、暮春者春服既成、

暮春は、今の三月なり、春服は、春の衣服、あはせひとへの物を云、時節の服出來りてぞ、

冠者五六人、童子六七人、

冠者は、成人を云、そのともなひ遊ぶ、人の長幼、數の多少にかゝはらずとぞ、一説に、これ即時の景、即席の人によりて云と、

浴乎沂、

沂は、川の名、魯の城南にあり、これに浴すとは、即今の上巳の祓の古風、水邊に出て、手足をあらうを云、一説に、沂に溫泉ありと、然れば、浴すとは、衣をぬぎてゆあびするなり、

風乎舞雩、

雩は、あまごひの祭、神樂をしてまふ故に、舞雩と云、これはその壇場をさす、樹木あり、これに風ずとは、すゞむことなり、

詠而歸、

遊びをはりて後共に歌うたひて、かへらんとなり、

夫子喟然歎曰、吾與點也、

喟は、即歎く聲、與すとは、同心するぞ、蓋し曾皙の學かの人欲はれつきて、天理ながれめぐり、ふるゝ處みな是なるヿを見得て、をのづから樂む所あり、この故に、その應對のふるまひ、從容たること、かくの如し、而してその云所の志は、則又その居る所の位に即て、日用の常を樂むにすぎず、はじめより位を出で、外をねがひ、己にある者をすてゝ、人のせしむる所に、從ふの意なし、而して胸中、悠然として、たゞちに天地の造化と、共にめぐり、萬物各その所を得るの趣詞の

焉、

公西華禮樂の事に志なり、冉有禮樂を以て君子に譲れり、今その志す所を云時は、君子を以て自居るに、うたがはし、よりてまづ謙辭を置きて云く、今云ことをわれ能せんとにはあらず、願くはこれを學びんと、

宗廟之事如會同端章甫願爲小相焉、

宗廟の事とは、諸侯の祭禮をさす、會同は、諸侯天子に朝覲するの名、天子征伐の事あらんとする時に、その方岳の諸侯、朝參するを、會とす、十二年に一たび、天子四方の國を巡る、もし巡り玉はざる時は、天下の諸侯、こと〲く來朝するを、同と云、端は、玄端の服、章甫は、禮冠の名、相とは、君禮を行ふ時に、たすけとなる者なり、小相とは、そのかしらにあらずして、末にたつ者を云、これも亦謙辭なり、○前篇に、孟武伯此三子を仁なりやと問ければ、夫子仁をゆるさずして、各その才の能する所をゆるせり、子路には兵賦冉有には政事、公西華には禮儀なり、此章に三子みづから云所の志と、みな同じ、然れば聖門の學、一つとして、實事にあらず、實用をなさずと云ことなし、後世俗儒の用なく、異端の實なきは、云にたらず、その實學に從事する者といへども、理を論ずること玄微に、事を議すること詳密なるのみにして、才德これと相かなはさるも、亦古人の學にことなり、

點爾何如、鼓瑟希、

希とは、まどをなる義なり、曾晳三子すでにみなこたへて、夫子のとひ、己に及ばんとする故に、瑟をちり〲とひきやむぞ、

鏗爾舍瑟而作、

夫子の言をきゝて、乃瑟ををしのけ、地にをきてたつ、其聲鏗然たり、凡そ先生とふ時に、起て答るは禮なり、上の三子も、皆たちつれど、曾晳がことをば、くはしく記すによりて、こゝにいへり、

對曰、異乎三子者之撰、

因るとは、かさぬるぞ、米穀のとぼしきを饑と云、菜蔬のすくなきを饉と云、兵革の上に、又かさなりて、饑饉にあふぞ、これ一節、一節よりも、かたきことなり、

由也爲之比及三年、可使有勇且知方也、

古は三年にして、事の効をかんがふる故に、子路冉有みな三年を以て云、方ふとは、義にむかふぞ、民を治め教え、その功をつむこと、三年に及ぶ比ほひには、民勇氣出來りて、又義に向ふことを、知らしむべしとなり、民義に向ふ時は、主君長官にしたしみ事あれば、死を致してはたらくなり、

夫子哂之、

哂ふとは、すこしき笑ふぞ、其意は下に見えたり、

求爾何如、

これ夫子の問ひなり、齢の序なれば、子路のつぎには曾皙にとひ玉ふべきを、瑟をひきて居けるによりて、まず求赤にとひかけ玉ふ、

對曰、方六七十如五六十、

四方六七十里は、小國、五六十は、いよ〳〵すこしきなり、

求也爲之比及三年、可使足民、

人々衣食ことたるやうに、しむけんとなり、

如其禮樂以俟君子、

禮は以て民情を節制す、樂は以て民心を和悦す、民を足らしめて後には此教ほどこすべし、されど禮樂は、その得ざる所なるによりて、此事は、君子のあるを待て、これをせんとなり、蓋し冉有が人となり謙退す、又子路大言して、わらはれし故に、其詞いよ〳〵謙り、國は小を任じて、大を任せず、政は治を任して、敎を任せざるなり、

赤爾何如、對曰、非曰能之、願學

子曰、以吾一日長乎爾、毋吾以也、

云意は、わが齡一日ばかり、汝等より長ぜることを以てすとも、われともの云に、はゞかることなかれと、蓋しこれをすゝめて、其言をつくさしめ、これによりて、其志を見玉ふぞ、此詞にて、又聖人溫和の氣、謙遜の德を見つべし、それ弟子を知ること師にしくはなし、況や聖人をや、然れども、これ各その志をいはせきゝて、其非を正し、其及ばざる所をすゝめんがためなり、

居則曰不吾知也、

居るとは、平居の時を云、不吾知とは、自負の意あり、世に怨る詞にあらず、

如或知爾、則何以哉、

もし汝を知てあげ用ることあらば、何事を以てか用をなさんやと、

子路率爾而對曰、

率爾とは、かろくにはかなる貌、尊者とふことあれば體を見あはせ、己をかへりみ、詞をゆづりて、對作法なり、子路の齡、諸子より長じたれば、先に對るは宜なり、されども氣質剛勇なる故に、言貌の體、粗忽なるぞ、

千乘之國、攝乎大國之間、

子路政治の才辯を以て對ふ、下二子の對も、皆その長ずる所なり、千乘の國、すでに大いにして、治めがたし、なをそれよりも、大いなる國々の中に、はさまり居て、これとたてあふこと、いよ〳〵かたし、

加之以師旅、

師旅は、軍徒なり、二千五百人を師と云、五百人を旅と云、國おさめがたきのみならず、又さし加へて、兵革のことあるぞ、

因之以饑饉、

たらしめんとす、

子曰、賊夫人之子、

夫人之子は、子羔をさす、子羔質美うして、厚きこと餘りあれども、いまだ學みたずして、習たらず、然るをにはかに民を治めさせば、内學業をすて、外政事をあやまらしめん、これ正に以て其身を害する所なり、

子路曰、有民人焉、有社稷焉、何必讀書然後爲學、

云意、民人を治め、鬼神に事るは、みな以て學をする所のことなり、何ぞ必しも書をよむばかりにて、然して後に、その學ぶことをせんやと、

子曰、是故惡夫佞者、

民を治め、神に事るは、まことに學者のすることなりといへども、必學をつとむる功成りて、而して後に出て、以てその學ぶ所を行ふべし、もし初より、いまだかつて學びざる者に、これをして即仕へて、これを以て學ぶことをせしめば、それ神をあなどり民をしへたぐるに、至らざる者、すくなからん、然れども、子路の此の言その本意にはあらず、只理かゝまり、詞つまれるまゝに、辯を口舌にとりて、人にあたれるのみ、その言をあやまるとがは、すこしきなり、心を欺く罪は、大いなり、よりて夫子其非をさしいはずして、只其佞をにくめり、されど此句は、これ子路のこたへをうけての玉はく、かやうのこと故に、かの佞する者をにくむと、これ泛く云詞にして、たゞちに子路をさして、佞者との玉ふにあらず、○輔氏の云く、これを學ぶことすでに成て、而して仕て以て其學を行ふも、なを動と靜とたがひ、用と體とそむきて、或は其宜を失ふとあらんことを恐る、況や初にをいて、いまだかつて學びず、しかるをにはかに即仕て、以て學ぶことをせさしむべけんや、

○子路曾晳冉有公西華侍坐、

曾晳は、曾子の父、名は點、字は子晳、侍坐は、孔子に侍して坐するぞ、

子曰、吾以子爲異之問、曾由與求之問、

異なりとは、常にかはりたることを云、云意は、はじめわれ子が問ふ所を、非常の問ひと思ひつるに、乃由と求とが ことをとへりと、その二子を輕んずるは季氏がをごりを、抑へんがためなり、

所謂大臣者、以道事君、

以道事君とは、出處の宜をつまびらかにし、難を責るの義をつくし、必わが正道を守りて、君の私欲に順ひ、悦ばるゝことをとらず、

不可則止、

道を以て事ふべからざれば、則やめてつかへず、身を奉じて退き、必己が志を行ふ、これ亦即身を以て道に徇る所なり、

今由與求也、可謂具臣矣、

具は、そなはるなり、たゞ一官をうけ一職を辨じて、家臣の數にそなふるほどの者ぞと、もし大臣と云者なれば、季氏がひとごろへるを見ながら、これに臣としつかへずと云意、亦その內にふくめり、

曰、然則從之者與、

子然又とふ、二子すでに大臣にあらずは、季氏がする所のまゝに、從はん者かと、

子曰、弑父與君、亦不從也、

二子大臣とするにたらずとはいへども、君臣の義は、これを聞ことを熟せり、弑逆の大惡には、必これに從はじと、蓋じふかく二子にゆるすに、死難も其志をうばゝれざる節義を以てして、又これを以て、季氏が臣として臣たらざるの心を折けり、一應答の間にして、强臣の僭竊をとゞめ、天下の綱常をたすく、眞に聖人の言なり、

○子路使子羔爲費宰、

子路季氏が臣たる時、子羔をすゝめあげて、費邑の宰

共にこれをば義理の中正に約して、過不及の患なからしむるのみ、

○子畏於匡、

説前篇に見えたり、

顏淵後、

匡人の圍を出て、のき玉ふ時、かれこれ見失ひて、顏子あとにさがれり、

子曰、吾以女爲死矣、

死すとは、匡人の難に死するぞ、師弟互に安否を知らざりし處に顏子の事なくして來れるを、夫子見かけて、喜び玉ふ意より、かくの玉ひしなり、その義をあやまりて死せんことは、蓋し夫子の慮る所にあらず、

曰、子在、回何敢死、

子かくています時は、回なんぞあへてたゝかひにおもむき、死を必とせんやとぞ、これいまだ子の安否つまびらかにせずして、みだりに死におもむかんやと云の意を、師に對して云詞なる故に、かくいへるなり、○胡氏おもへらく、先王の制民三つに生す、父なり、君なり、師なり、これに事つると一の如くし、たゞそのをる所にして死を致す、況や顏淵の孔子にをける、他人の師弟子たる者のみにあらず、もし夫子不幸にして難にあはゞ、回必生をすてゝ、之におもむかん、それ幸にして死せず、則必上天子に申し、下方伯につげ、討んことを請て、以て讎をむくひん、それたゞにはやむまじきぞ、然るに夫子のいますことを知ぬ、回なんすれぞ其死をおしまずして、匡人のほこさきををかさんや、

○季子然問、仲由冉求可謂大臣與、

子然は、季氏が子弟なり、其家に、二賢を得て臣とすることを、美目なりとして、これをとへり、大臣とは、人品を以て云、その位を云にあらず、されども子然大臣の實を知らず、只才辯氣魄ありて、よく大事をとりまはす者をば、これなりと思へり、

子曰、有父兄在、如之何其聞斯行之、

父兄の命をうけて、わがほしいままにせず、又その處置をきくべきなり、蓋し義を聞ては、するにいさむべしといへども、父兄につげずして行へば、反て義をそこなふことあればなり、事大小となく、皆つげよとにはあらず、

冉有問聞斯行諸、子曰、聞斯行之、

事必父兄につげて行はんとすれば、進退にまどひ、機會をうしなひて、義をかくことあればなり、これ亦何事をも必うけざれとにはあらず、

公西華曰、由也問聞斯行諸、子曰、有父兄在、求也問聞斯行諸、子曰、聞斯行之、赤也惑、敢問、

子路冉求問ひ同くして、對ことなるを見て、其の義にまどひける故に、これをとふ、

子曰、求也退、故進之、

冉求は資質柔弱にして、志向退くにかたおち、その聞く所を必しも行はじとす、よりてそれが命をうけざることを患へず、たゞそのすべき所にをいて、ゆいつもどりつ、をそれしゞまりて、これをすること、いさまざらんことを患ふ、この故に、聖人これをすゝむ、

由也兼人、故退之、

兼人とは、人にまさらんとすることを云、子路は資質剛强にして、志向進にかたおち、その聞く所を、必行はんとす、それ聞くことありて、いまだ行ふことあたはざれば、たゞ聞くことあらんことを恐る、よりてそのすべき所にをいて、えすまじきことを患へず、たゞそのこれをする意、すゝむにすぎて、命をうくべき所に、かくことあらんことを患ふ、この故にこれを退く、蓋し聖人ひとりはその過ぎたるによりて、これを退け、ひとりはその及ばざるによりて、これを進む、

亦その才識の明なる、心に思ひはかる所、あやまたずして、あたること多し、蓋しその貨殖することも、才もつてしば〳〵あたる故なり、諒氏の云く、子貢人をたくらぶることを好む、この故に、顔子を以てならべ云、そのこれを以て、自はげみまく欲してなり○程子おもへらく、子貢の貨殖するは、後人の財をゆたかにする、いとなみの如くばあらず、たゞ此の心忘れざるのみ、然れども、此亦子貢わかゝりし時の事ならん、性と天道とを聞に至ては、必これをせざらんぞ、

○子張問善人之道、

善人は、其質うるはしくして、いまだ學びざる者なり、道は、その存する所の道を云、

子曰、不踐迹、

踐迹とは、人の足あとをふみてゆくことを云、古人の成法顯然として、よりしたがふべき者あるを、いまだこれをば、學び歷ざるなり、

亦不入於室、

室とは、道の精微玄妙の處にたとふ、善人は其質よき故に、をのづから惡をするのことなし、されどもその學びざるによりて、未だ聖人の室に入らざるなり、

○子曰、論篤是與、君子者乎、色莊者乎、

論篤とは、言論の篤實なるを云、與すとは、同心する義なり、これその君子たることをゆるすぞ、色莊とは色は外面にあらはるゝことをすべて云、莊は、おごそかなり、亦篤き意なり、上の論篤きも、即色莊の內にあり、蓋し論あつくして、心あつからざるは、只これ色莊者なり、外莊重にして、心も亦あつきは、君子者なにして、君子者にあらず、言語容貌を以て、かろ〴〵しく人をとらざれとなり、

○子路問聞斯行諸、

聞とは、義理の行ふべきことにつきて云、斯とは、即なり、諸の字に、疑ふ意あり、

の才魯なり、この故に、其の學ぶこと確し、よく深く道に造るゆへんなりと、蓋し質魯の人、内を主として、外をかざらず、よりて其學誠篤なり、又その力を用ること苦む、よりて其學堅確なり、此の二つの者をかぬるが故に、よく深く道に造りて、ついに又これを得るなり、或る人云く、曾子一貫を唯するはこれ敏捷なり、魯と云べからず、蓋し其功つもり、力いたりてよく氣質を變化しつればなり、

師也辟、

辟は、便辟なり、外の容儀に、よくこなれて、内の誠實すくなきを云なり、

由也喭、

喭は、粗俗なる義なり、たゞちにすなをなるのみにて文采潤色のたらざるを云 ○凡そ人の氣質、偏なきことあたはず、況やみづからその偏處を知らずして、反てこれを愛護すること多きをや、もし明智の人、一々にその偏處をさしあらはせば、これを變化することかたからず、夫子四子の 偏處をつげ玉ふは自はけむことを、知らしめまく欲してなり、

○子曰、回也其庶乎、屢空、

庶乎とは、道にちかきぞ、屢空とは、貧乏にして、たくはへなく、全く空きに至ること、たび〳〵なるを云、これ亦道にちかき中の事なりといへども、顏子簞瓢の飲食、つぎがたきゆへに、屢むなしきに至れども、かつて其の心をうごかして、富を求るのわざなし、これ最人のたへがたき所なるによりて、夫子たび〳〵、此事をあげて、稱美し玉へるなり、

賜不受命而貨殖焉、

命は、天命なり、貨はたから、殖は、もゆるなり、うへものを地につくりもやす義にとりて云、人の貧富は、天の命ずる所、子貢その來れるまゝに、心を安んじて、これをうけず、つねに智を用ゐて、經營する所ある故に、その財貨もへさかるなり、

億則屢中、

子貢顏子の貧に安んじて、道を樂むにしかざれども、

小子鳴レ鼓而攻レ之可也、

小子は、門人をさす、鳴レ鼓而攻レ之とは、敵をうつこと、ひそかにをそはず、太鼓をうちたてゝあらはにせむることを云、云意は、冉求が罪ふかきによりて、ひそかにせむるは、これを警すにたらじ、其罪を諸人にとなへて、あらはにせめんこと、可なるべしとなり、蓋し聖人惡に黨して、民をそこなふことをにくめること、かくの如し、されど師は嚴にして、友は親し、よりてみづからたちすつといへども、なを門人をして、これを正さしむ、その人を愛することの、やむなきことを見つべし○朱子おもへらく、人は最その資質柔弱なることをいむ、もし剛强にすぎたるは、子路の其の死を得ざるが如きも、百世の下かの勇氣英風、なほ頑夫を起し、懦夫を立るにたれり、冉求がともがらは、自ふりたつことを得ず、かれ民をして足らしむべしと云時は、もと民を愛することを、知らざるにあらず、然るに反てその政事の才を以て、季氏がため聚斂することにほどこす、蓋し資質柔弱の人、その心術必明ならずして、これらの所にながれゆけども、自さとりしらぬなり、

○柴也愚、

此章夫子弟子四人の才質を評論す、首に子曰の二字あるべし、或説に、下の章の子曰を此章の首にうつして、共に一章とすべしと、四段の愚魯辟喭の四字、みな知、行を兼て云、柴は、孔子の弟子、姓は高、名は柴、字は子羔、愚とは、智たらずして、厚きこと餘りあるを云、蓋しその性純厚なる者は、事になづみて、變通しがたければなり、

參也魯、

魯は、にぶきぞ、蓋しその性つゝしみふかき者は、事に應ずると、をそくにぶりて敏捷ならざればなり、魯の蔽は、愚よりも輕し、愚は全く智のくらきなり、魯はほゞ時宜を見及べども、たやすくうつりかはらざるを云○程子おもへらく、曾子の學は誠にして篤きのみ、聖門の學者、聰明才辯、多からずとせず、然れども、ついに其道を傳るは、これ資質魯鈍の人なり、この故に、學は誠實を以て貴しとす、尹氏の云く、曾子

く云、蓋し子張は才たかく、意ひろくして、繁多にかゝり、させらぬしがたきことを、することを好む、よりて常に中道にすぐ、子夏はあつく信じ、つゝしんで守るのみにして、その規模せばくさみし、よりて常に中道に及ばず、

曰、然則師愈與、

子貢夫子のこたへを、中道に過不及の義とさとらず、只才の大小をの玉ふときゝて、過たるを以て、まされりと思へり、

子曰、過猶不及、

道は中庸を以て至れりとす、賢智のすぎたるは、愚不肖の及ばざるに、まされるが如しといへども、その中を失へることは、則一なり、よりてかくの玉へり〇尹氏おもへらく、中庸の徳たるそれ至れるかな、その過たるも、及ばざるも、其失相ひとしき故に、聖斷かくの如し、それ過不及の間もしこれを、毫釐もたがへばあやまるに千里を以てす、よりて聖人の教常にその過たるをさへ、及ばざるをひきて、これを中道に歸せしむるのみ、

〇季氏富於周公、

これ記者夫子冉求が罪をせめ玉ふによりて、まづその罪案をあぐ、周公は成王の叔父、周公功大いにして、冢宰の位にあり、その富ること宜なり、然るに季氏諸侯の卿にして、そのとみ周公よりもすぎたり、

而求也爲之聚斂而附益之、

上の之は、季子をさす、下の之は富をさす、聚斂は、みなおさむるなり、賦税をきびしくして、下より多くとりおさむることを云、附益は、つけますなり、それ季氏が富もと甚過當なり、上君の財をうばひ、下民の膏をかすむるにあらずば、何を以てかこれを得ん、然るに冉求その宰臣となりて、いよ〳〵賦税を急にして、其富をつけます、これ其罪のふかき所なり、

子曰、非吾徒也、

向後わが門徒にあらずと、これ冉求をたち玉ふなり、

るとの義なり、

子曰、夫人不言、言必有中、

夫人とは、閔子をさす、閔子の人となり、みだりにものいはず、ものいへば、必理にあたる所あり、有德の者にあらざれば、然ることあたはず○閔子ならびに夫子の言みな、老成人國のために謀りて、其非を深く憂るの、意味氣象あり、たゞ評論の詞のみにあらず、

○子曰、由之瑟、奚爲於丘之門、

子路の氣質剛勇にして、中和にたらず、よりて夫子のもとにて、瑟をひきけるに、其おもむき、調律にあらはれて、北方鄙野の氣、物をきりからすやうの聲あり、この故に、夫子これをそしりての玉はく、なんぢの瑟の聲、なんすれぞわが門下にをいて、これをするぞと、蓋し聖門のならはし、文雅にして、生育の仁を、主とすればなり、

門人不敬子路、

門人夫子の言によりて、ついに子路をあなどりて敬せず、

子曰、由也升堂矣、未入於室也、

古のやづくり、棟の下より、內外をへだてきりて、外を堂と云、內を房室とす、まづ堂階をのぼりて、堂より室に入るなり、これを以て、道に入るの次第にたとふ、夫子門人の不敬を釋きて、の玉ふ意、子路が學、すでに正大高明の域に至れり、たゞいまだ精微の奥に入らざるのみ、かの一事の失を以て、にはかにこれをあなどるべからずと、未入との玉へば、ついには亦入べきの意あり○夫子子路のためには、その短き所を諷じ、門人のためには、その長き所に表す、敎にあらずと云ことなし、

○子貢問師與商也孰賢、

子貢同門にて、子張子夏兩人の趣向、相そむきてことなるを見て、その優劣をわきがたき故に、之を問ふ、

子曰、師也過、商也不及、

過不及は、只その知る所、行ふ所の上につきて、ひろ

○閔子侍側、誾誾如也、
尊者の側にあるを侍と云、これ孔子に侍するなり、誾々は、外やはらかにして、内こはく、德氣深く厚き意、言語容貌みな其中にあり、

子路行行如也、
行々は、こはくつよき貌あらはにて、あらき意あり、

冉有子貢侃侃如也、
侃々は、つよくなをき貌、四子の氣象、ことなりといへども、みな疑ひあれば必問ひ、思ふことあれば、必吐きて、少も其情をかくさゞる意あり、

子樂、
夫子英才を得てこれを敎へ育ふことを、たのしめり、

若由也不得其死然、
これ夫子の詞なり、漢書に此句を引て、上に子曰の字あり、或説に、上文の樂の字、即曰の字の誤なりと云、蓋し子路の剛强、その天年を終るの死を得ずして、横死すべき道理あることを、うれへ玉ふによりて、これを戒め玉ふなり、然りとは、かくあらんとぞ、これいまだ定めざる詞にして、その然らざらんを、ねがふ意あり、されど子路果して衛の孔悝が難に死せり、

○魯人爲長府、
魯人とは、時に政をとる者をさす、長府は、藏の名、貨財をおさめをく所を云、これを爲るとは、あらためてつくりなをすなり、

閔子騫曰、仍舊貫如之何、何必改作、
舊貫とは、ふるき事なり、凡そ政をするには、大やうもとよりあり來れる事に、よりしたがひて、あらためざるをよしとす、如之何とは、いかゞあらんとぞ、不可なることもあるまじとの意あり、何必改作せんとは、これを改め作ると、民を勞し財をついやす、やむことを得ざるにあらずは、ふるきによるかよきに、しかざ

の玉ふは、貧に安んずるの義なり、蓋し情を以て、義に勝たしめず、所謂人を愛するに德を以てして、姑息を以てせざるなり、胡氏の云く、臣なし、而るを臣ありとするは、理にあらず、豈以て夫子を葬る所ならんや、家貧にして、厚く葬るは、理にあらず、豈以て顏子を葬る所ならんや、

○季路問事鬼神、

祭祀につかふまつる意、いかやうに存することぞと問るなり、

子曰、未能事人、焉能事鬼、

鬼神は幽暗なり、人は顯明なりといへども、其理に二つなし、これに事るの道、一つをよくすれば、二つながらよくす、されども之を學ぶには、必その序あり、人を先にし、鬼神を後にして、等をこゆべからず、よりて對ることかくの如し、蓋しその誠敬、いまだ以て人に事るにたらざれば、則必神に事ることあたはざればなり、然れども、これ汎くの玉へる詞にして、子路をしりぞけ玉ふにあらず、下の段も亦同じ、

敢問死、

人の死し去る情狀、いかやうなる物ぞとゝへり、

曰、未知生、焉知死、

生は物の始、死は物の終なり、始終亦二理なしといへども、これを學ぶこと、亦その序をみだるべからず、もしいまだ生れ來れる道理を知らざれば、必死し去るの道理を、知るまじければなり○舊說に、夫子子路の問ふ所に、みな對へ玉はずと云は非なり、蓋し子路鬼神に事らんことをとひ、又死をとへるは、人と生とを、そのすでに知る所とすればなり、然れども、幽明始終、すべて一理なれば、もしよく人と生とを知る時は、則必鬼と死とをも知るべし、然るに今これを問ふ時は、それいまだよく知らざるが故なり、すでに人と生とを知らずは、これに鬼と死とをつぐるとも、なんぞよくこれをさとらん、よりて只その事へやすく、知りやすき所より、これを導き玉ふ、是即親切の敎にして、こたへざるにはあらざるなり、

しなり、

非夫人之爲慟而誰爲、

夫人とは、顏子をさす、もしこの人のために慟せずばさらに又たがために慟せんと、云意は其死まことに惜むべければ、これを哭すること、よろしく慟すべし豈他人を哭するか如くならんやと、蓋し痛惜の至りにして、これに應ずると、をのづから其可にあたる、みな情性の正きよりいでゝ、すぎたるにあらざるなり

○顏淵死、門人欲厚葬之、

門人は夫子の門人をさす、顏子の朋輩なり、

子曰、不可、

禮に云く、喪の具は、家の有無に稱ふと、然れば、家は貧にして、厚く葬るは、理にしたがはず、よりて夫子これを止め玉ふ、

門人厚葬之、

門人夫子の敎に從はずして、厚く葬る、蓋し顏路が意をうけてなり、

子曰、回也視予猶父也、予不得視猶子也、

云意は、回がいける時、われをば父の如く視つるに、死して後、われこれを子の如く視ることを得ずと、これ伯魚を葬りて、理にかなひたるが、如くなることを得ざるとの、嘆きなり、一說に、猶父猶子とは、その道を相共にする所より云、たゞその情の親切なるを云のみにあらず、これを視ると猶子の如くするは、只これ死者をして理順ひ心安きことを、得せしむるを云と、此說長ずるに似たり、

非我也、夫二三子也、

われ回を視ること、子の如くなることを得ざるは、わがせしことにあらず、かの二三子の所爲によりてぞと、これ門人をせめ玉ふなり○黄氏の云く、門人厚く葬らまく欲するは、賢を尊ぶの情なり、子不可なりと

以吾從大夫之後不可徒行也、

これ車をうらざるの故をとく、從後とは、あとにつくと云義なり、夫子は魯にて、上大夫たり、此時仕をかへして居玉へども、なを大夫の列にしたがへり、後にしたがふとの玉ふは、謙辭なり、蓋し夫子の本意、家貧なれば、椁なきに安んずるが、當然たることを、示し玉ふにあり、されど顏路が父子の情、たゞちにふせぎがたきによりて、かくの玉ふ、其詞は迫切ならねども、意はすでに至れり、これ聖人の詞なればなり、

○顏淵死、子曰、噫、

噫は、かなしみいたむ聲なり、夫子はじめて顏氏の訃を聞て、嘆聲を發し玉ふ、

天喪予、天喪予、

顏子死する時は、夫子の道つたふることなし、この故に、天顏子をほろぼすこと、己をほろぼすが如くなることをいためり、再これをの玉ふは、痛惜することの甚きぞ、蓋し顏子いける時は、夫子沒すといへどもなをいますが如し、道ほろびざるを以てなり、顏子死する時は、夫子いますといへども、道をつたふる者なくして、ついに亦ほろぶべし、よりて顏子のほろぶるを以て、みづからほろぶとし玉へるなり ○胡氏おもへらく、夫子上文王の傳をつぐことを天いまだ斯文をほろぼさずして、こゝにありとの玉ふ、下顏子の傳を失ふことを、天予をほろぼせりとの玉ふ、然れば此道統のたゆるも、つぐも、みな天にかゝれることにしてあからさまなることに、あらざるとしるべし、

○顏淵死、子哭之慟、

夫子顏子の死を聞て、則その家にゆきて哭し玉ふ、慟すとは、哀みのすぎたるなり、

從者曰、子慟矣、

從者とは、門人夫子に從ひて、顏氏ににく者を云、これ夫子の慟し玉ふを見て、意をつけまいらせしぞ、

曰、有慟乎、

哀傷いたれる故に、慟しつることをおぼへ玉はざり

それ言はこれ華、行はこれ實なり、華實必あひよる故に、よく言をつゝしむ者は、亦よく行をつゝしむ、よりて夫子南容を、邦道ある時は、すてられじ、邦道なき時は、禍をまぬかれんとて、其兄のむすめを、めあはせ玉ふ、

○季康子問、弟子孰爲好學、孔子對曰、有顏回者好學、不幸短命死矣、今也則亡、

說前篇に見ゑたり、哀公康子問ひ同くして、對に詳略のことなることあるは、君につぐること、其說をつくさずはあるべからず、康子が如きは、ふたゝび問ことをまちて、つまびらかにつげん者なればなり、これ敎誨の道なり、

○顏淵死、顏路請子之車、以爲之椁、

顏路は、顏子の父名は無繇字は季路、亦かつて夫子に學をうけたり、椁は、外棺なり、棺の外を、材木にてとりまはしたる物を云、顏路顏子の賢才あるを以て、あつく葬らんとす、されど家貧にして椁つくることあたはず、よりて夫子の車をこひうけ、これを賣て、椁つくらんとす、

子曰、才不才、亦各言其子也、

子の才あるも、不才なるも、父より視れば、各その子と云ものにして、これを愛する情はことならずと、これ顏子と伯魚とのことに、あてゝの玉ふ。これを以て下文の意起せり、

鯉也死有棺而無椁、吾不徒行以爲之椁、

鯉は、孔子の子、字は伯魚、孔子よりさきに卒す、云意は鯉もわが子なれども、その死せる時は貧にして、棺あれども椁なし、されどわれ車をうり、かちだちになりて、そのために、椁つくらざりしとぞ、

道理、ひらけあらはるゝことなきを以て、我を助くる者にあらずとの玉ふ、子夏詩を聞て、發明する所あるをば、予を起す者は商なりとの玉ふが如きは、これたすけある者なり、

於吾言無所不說、

これ即たすくることなきの故なり、悅ぶとは、その聞く所を、欣然として領掌するを云、夫子顏子とかたること、終日にして、違はざること、愚なるが如く、又これにつぐるに、しかも惰らざるの類、みな其言にをいて悅びずと云所なき驗なり、蓋し夫子の道、人の助をまちて後、ひらくにあらず、これ亦夫子の謙辭にして、顏子に不足のうらみあるに似たり、されどもその實は、ふかくよろこびて、ほめ玉ふ所なり、

○子曰、孝哉閔子騫、

これ閔子の孝を、ほめなげき玉ふ、夫子門人にをいては、みな其名をよぶ、こゝに閔子騫と稱すること、此篇はこれ閔子門人の記せるによりて、名を字にいひかへしなり、

人不間於其父母昆弟之言、

これ閔子の孝の實なり、人は、外の人なり、昆は、兄なり、其家人孝行をほむるは、私愛に出ることある故に、外人必しもこれを信せず、閔子の孝は其誠至れるによりて、內につみて、外にあらはれ、さらにかくるゝ所なし、この故に、人みなこれを信じて、その父母兄弟の言を、誹議せざるなり、

○南容三復白圭、

三復とは、復はかへるなり、たびたびくりかへすことを云、詩の大雅抑の篇に云く、白圭の玷たるは、なを磨いつべし、斯言の玷たるは、爲しつべからずと、白圭は、白玉の圭なり、そのかけたるは、なをすりみがきて、なをすべし、失言すでに出れば、ふたゝびすくはれず、すべきやうなしとなり、南容ふかく言をつゝしむに意あり、よりて此詩をよみては、必くりかへしてやまず、

孔子以其兄之子妻之、

文その質にすぎて、繁華なるをば、反て文質彬々たる君子なりと云ぞ、

如用之則吾從先進、

用之とは、禮樂を用るぞ、夫子すでに時人の云所をのべて、又みづからの玉はく、われもし禮樂を用ひて政敎にほどこさば、先進の用る所に從はんと、蓋しそのすぎたるをさへ、たらざるをたすけて、中にかなはしめ、文武周公のふるきにかへさまく欲して、かくの玉へり、

○子曰、從我於陳蔡者、皆不及門也、

夫子むかし陳蔡兩國の間に、くるしめる時、弟子多くこれに從へり、然るに或は死し、或は離散して、後にはみな門下に來り及ばず、夫子その患難の內に、相從へることを思ひて、わすれ玉はざる故に、かくの玉ひしなり、

德行顏淵閔子騫冉伯牛仲弓、言語宰我子貢、政事冉有季路、文學子游子夏、

記者上の夫子の語によりて、陳蔡に從へる、弟子十人をあげ、各其長ずる所を名づけて、四科をわかてり、德行とは、道を心に得て、行事にあらはすを云、言語は、辭令應對の辯、政事とは、國家を治るの方、政は大綱、事は細目なり、文學は、詩書藝文の學、これ亦孔門人を敎ること、各その才質によりて、これを成し玉ふことを見つべし○夫子に陳蔡從へる者、たゞこれのみにあらざるを、中にもそのすぐれたるをば、こゝにあげたると見えたり、況や孔門の賢才、この外なを多し、然るにこればかりを、孔子の高弟として、十哲と稱するは、世俗の論なり、

○子曰回也非助我者也、

顏子夫子の言を聞ては、則默してさとりしる故にすべて疑ひ問ふ所なし、よりて夫子の胸中につみたる

山梁とは、山みちの橋なり、雌雉は、めきじなり、これ夫子たまく山梁のほとりなる雉の、十歩に一啄、百歩に一飲して、逍遙閑適なるを見て、雉の飲啄はその時を得、人は往々時を失ふことを、嘆き玉へる詞なり、

子路共之、

子路夫子の時なる哉との玉へる意に達せず、これその時にあたれる物なりとの玉ふと思ひて、雉を調味して、夫子に供へけり、

三嗅而作、

夫子雉を食せず、其氣を三たびかぎて立玉ふ、子路が達せざることをさとせり、一説に、石經の論語に、嗅の字を、戛につくる、これ雉のなくなり、又一説に、此字を狊に作るべし、鳥の翅を張るを云、爾雅に見えたり、もし此兩説によれば、共の字を、とらふとよむべし、これ子路かの雌雉を、とらへんとするを見て、たちされることをいひて、上の色斯擧の義に應づれども、亦夫子のことにあづからす、或説に、又此二段は、これ郷黨一篇の結語なり、記者上文にしるす所の夫子の言動、みな時中にかなへることを賛美せんとして、みづから詞つくらず、即亦夫子の語をとりて、其意をよせたりと、然れども、此必闕文あるべきなれば、しいて其義をとるべからず、

先進第十一

此篇多く、弟子の賢否を記す、この故に、これを以て、郷黨の篇、夫子言動の次におけり、

子曰、先進於禮樂、野人也、

先進とは、さきにすゝむぞ、先代に出來れる人と云義なり、文武成康の世の人をさす、周の末の人、そのかみの風俗、文にながれて、質を失へることをしらず、よりて古人の禮樂を用ひ行ふ所、文質中にかなひて、よろしきことを得たるをば、反て文たらずして、質朴なる野人なりと云ぞ、

後進於禮樂、君子也、

後進とは、先進に對して、當世に出來れる人を云、君子とは、士大夫の賢者を云、今人の禮樂を用ひ行ふ所

盛饌のもてなしに、あひ玉へば、主人の禮意おもきことを感じて、必かたちをあらため、立て敬し玉へり、

迅雷風烈必變、

急雷烈風は、天の怒氣なり、この故に、夫子必かたちを變じて、これを敬し玉ふ、玉藻に、もし疾風迅雷甚雨ある時は、夜といへども必をき、衣服し冠きて坐すと云、これなり、

○升車必正立執綏、

此より下は、夫子車にのるの容を記す、綏とは、車にのる時にひきてのぼる索なり、此索をとる時に、正しく立玉ふなり、蓋し君子は、時とし處として、莊敬ならずと云ことなし、車にのぼる時は、則こゝにあらはる、これ造次にもはなれざるなり、

車中不內顧、不疾言、不親指、

車中にてかへりみること、轂をすぐさゞるを法とす、これよりうしろへ、かへりみぬなり、此三つをかかせば、みな莊敬の容を失ひ、又人をまどはし、おどろかすを以て、君子は此ことなし、○此三句、一つはこれ首の容直きなり、一つはこれ聲の容靜なるなり、一つはこれ手の容うや〳〵しきなり、

○色斯擧矣、翔而後集、

色とは、人の顏色を云、擧るは、とびあがる、翔ふとは、羽をのしてかけりとぶ、集るとは、とまるなり、これ記者云意は、鳥人の顏色よからざるを見る時は、則とび去りて、かけりまはり、つまびらかに見さだめて後におりとゞまる、人の機を見てはやくたち、つまびらかに處る所をゑらぶと、かくの如くにすべしとなり、されど何の鳥によりていへるともしれず、又下の雉のこととも見ゑず、此上下に闕文あるべきなり、○凡そ人の世に處するに、すゝみがたくして、しりぞきやすからんこと、只かりそめの、相見會聚の時だも、なを然り、況や仕る者の、去就の際をや、色斯擧矣は去ることの速なるなり、翔而後集は、就くことの遲きなり、

曰、山梁雌雉、時哉時哉、

此より下は、夫子容貌の變を記す、凡そ人寢る時は手足をひきをさめて、身すこしかゞむるを法とす、尸の如くせずとは、しにたふれたる者の如くて、身體をうちのばして、ふさゞることを云、これ寢息の時といへども、惰慢の氣を、身體にまふけ玉はざるなり、

居不容、

居るとは、燕居することを云、容ぶりとば、顏貌を正くし、衣文をかいつくろふの類を云、燕居の時も、敬せずと云ことなけれども、祭祀に奉じ、賓客に對するが如く嚴肅にはし玉はざるぞ、申々夭々即これなり、

見齊衰者、雖狎必變、

狎とは、なじむ義なり、變ずとは、容貌をあらたむるぞ、前篇に云必作必趨の類、その喪あるを哀み玉ふ故に、なれしたしめる人といへども、必その容を變じ玉ふ、

見冕者與瞽者、雖褻必以貌、

褻とは、燕見の時を云、平日事なくてあることなり、以貌とは、敬を加へて、禮貌を致すぞ、これ位あるをたつとび、人と成らざるを、あはれみ玉ふによりてなり、前篇に詳なり、

凶服者式之、

凶服は、即喪服なり、式とは、車の前のよこ木、もし敬する所のことにあへは、うつぶきてこれによるを、式すと云、車上にて、凶服したる者を見玉へば、知るも知らぬも、みな式してこれを敬し玉ふ、

式負版者、

負は、もつなり、版とは、國の地圖、人民の數を、しるしたる版なり、それ人は萬物の靈にして、王者もこれを天として貴ぶ、よりて民數をたてまつれば、拜してこれをうけ玉ふ、況や其下なる者をや、この故に夫子これにあへば、則敬をなし玉ふ、

有盛饌、必變色而作、

盛饌とは、食味をさかんにそなへたるを云、變色と云も、かたちをあらたむることなり、夫子客となりて、

ば則まづ何にてもとりこゝろみて、膳夫の如くし玉へるなり、

疾君視之、

夫子の疾おもかりし時魯君來りて、見まひ玉ふぞ、

東首、加朝服拖紳、

天地の生氣、東方にはじまる故に、人のふすこと、常に東をまくらにして、生氣をうく、病者は意にかなへて、常にことなることもあるべけれど、君み玉ふによりて、東首の禮を、正くし玉へり、紳は、大帶なり、病臥裝束することあたはず、又病體を以て、君にあふことも、すまじきによりて、朝服を身に加へてき、大帶を上にひきかけさせ玉ふ、

君命召、不俟駕行矣、

駕はのりものなり、車を云、大夫はかちよりゆくことなけれども、君命にとく應せんために、駕をまうくるをまたずして、すなはち出ゆき玉ふ、車はあとよりをひつきて、のせまいらするなり、

○朋友死無所歸、曰、於我殯、

此より下は、夫子朋友にまじはるの義を記す、歸とは歸依してよりたのむ義なり、我とは、わが家を云、殯はかりもかりなり、入棺して、いまだ葬らざる間、其家にとゞめをきて、朝夕奠哭することを云、朋友は、義を以てあひむすぶ者なり、この故に、他人の尸柩をうけ入ること、人の甚いむことなりといへども、夫子もし朋友死して、その親族いまだなりおさめざる内は則わが家に殯せさしめて、其喪主となり玉ふなり、

朋友之饋、雖車馬、非祭肉不拜、

朋友ハ、貧富相たすけて、資財を通用するの義あり、この故に車馬の重きを、をくらるといへども、うくべき義あれば、則うけて、これを拜謝し玉はず、只その祭にそなへたる肉を、をくり致すことあれば、則これを拜受して、その祖考を敬すること、己が祖考の如くし玉へり、

○寢不尸、

かり云も、即國廐のことなりと、

子退朝曰、傷人乎不問馬、

夫子朝廷より退き、火の所にゆきて、人をそこなへりやと云て、馬のことをばとひ玉はず、蓋し人は貴く、畜は賤き物なる故に、聖心の發する所、をのづから道理のまゝに、かくの如し、はるかに常情の外に出たるを以て、門人謹てこれを記せり、然れども、これにつぎては、必馬をもとひ玉ふべし、此はこれ最初の一念より出たる、詞なるを以て、いまだ馬には及ばざりしなり、

○君賜食、必正席先嘗之、

此より下は、夫子君に事つるの禮を記す、君食を玉はる時は、まつなめて、後に拜すること、常の禮なり、聖人の席もと正しからずと云ことなし、されど今私宅へをくり玉はれる故に、一入敬を加へて、其席をしきなをして、これをなめ玉ふ、したしく君に對し玉ふが如し、なめて後、必使者に對して、拜謝し玉ふべし、註におもへらく、先なむとあれば、其餘は家衆にわかち玉ふべしと、されど先なむとは、只後に拜するに對して云詞なりと、云説あり、

君賜腥、必熟而薦之、

腥きは、なまなる肉なり、熟すとは烹とゝのふるなり、祖考にすゝめまつりて、君のたまものを、さかやかしあらはせり、上の段の食は、もし君のおろしにてもあるべきが故に、これをなめて、すゝめ玉はず、

君賜生、必畜之、

もしいき物を玉はれる時は、君のめぐみを、いつくしみて、たやすく殺し玉はず、祭祀賓客などの、重きことあるを待ち玉ふ、

侍食於君、君祭先飯、

侍食於君とは、君に相伴して、共に食するを云、古は人君食する時膳夫の官まいりて、君の祭り玉ふ物を、のりさづけ、しな〲に食をなめこゝろみ、而して後に君これを食す、夫子侍食の時は、客禮にあたり玉はすして、みづから食を祭り玉はず、君すでに祭り玉へ

東階は主人の階なり、朝服して立玉ふこと、儺は戯れに近けれども、實に古禮なるによりて、夫子亦誠敬を以てこれにのぞめり、一説に、これ儺のさはぎにより て、家廟の先祖及び五祀の神を驚かさんことを恐れ、その主人によりそひて、安んぜられまほしくて、かくの如くし玉へりと、

○問人於他邦、再拜而送之、

此より下は、夫子人に交り玉ふ誠意をしるす、問とは安否をしらべ他邦にとふは、子華齊に使し、商瞿衞に使するが如きぞ、僕者のをみづかひなどを云にあらず、その使を、命うけて出る時、うしろより再拜してこれを送り、したしく其人にあふが如くし玉ふ、これ亦古代の禮なり、

康子饋藥、

季康子夫子のやまひあることを知て、藥ををくりつかはす、

拜而受之、

凡そ尊者の玉はれる食物は、まづなめて後に拜す、これはなめずして、只拜してうけ玉ふなり、

曰、丘未達、不敢嘗、

これそのまづなめざるの意をのべ玉ふ、未達とは、此藥疾に應ぜんや否やを、いまだつまびらかにせずとなり、蓋しこれをうけてのまざれば、人のめぐみを、むなしくするによりて、たゞちにかくの如くつげ玉ふ、これをつまびらかにして後に、のむべくはのまんのむべからずばのまじとの意、みな其中にあり、上の段は、人のかげをあざむかず、此段は、人のまへをあざむかず、すべてこれ一つの誠意なり、

○廐焚、

此廐を、舊説にみな孔子の家の廐なりとす、一説に、此事論語雜記家語の記す所、もとみな一事なり、家語には國廐焚とあり、夫子大司寇となり玉ふ時、魯君の廐やけたるなり、論語雜記には、只廐とばかりあれども、凡そ馬をつなぐ所を廐と云は、天子諸侯のことにて、大夫は皁と云、又閑とも繫とも云、よりて廐とば

しなじく少しばかりをとりて、先代にはじめて飲食つくりたる人を祭る、本をわすれざるなり、酒は地にそゝぎ、食は豆間にをく、疏食菜羹は、きはめてうすき食なれども、亦必これを祭り玉ふ、その祭るとも、亦必おごそかにつゝしめり、然れば夫子祭らざるの食なく、敬せざるの祭なしと知べし、

○席不正不坐、

席をしくこと正しからざれば、これに居玉はず、此と割不正不食と、句意共に同じ、蓋し聖人の心、きはめて正き故に、凡そ不正のこと、すこしきなるにも、これに安んじ玉はず、たとへば目の明なる者、分毫のゆがみあるをも、甚みぐるしく思ひて、必これをなをすが如し、

○鄕人飮酒、

此より下は、夫子鄕黨に居玉へることを記す、鄕人飲酒とは、古は鄕黨に、歳會月會あり、衆あつまりて、さかもりしけり、

杖者出斯出矣、

杖者とは、老人を云、六十にして鄕に杖つくなればこれ六十以上の人をさす、鄕黨には歯をたつとぶ故に、禮をはりて退散の時老人の出るを、待あはせて出玉ふ、斯出とは、をくれずさきだゝざる義あり、

鄕人儺、

儺とは、疫鬼をかることなり、寒暑のうつりかはる時陰陽の氣すみやかにさらずしてとゞこふれる時は則邪氣となりて、疫癘をなす、よりて古より儺の禮あり、周禮には、方相氏の官これをつかさどる、仲春仲秋季冬、みたびあれども、民間までに、あまねくするは、除夜の儺なり、金眼の四つ目の面をあて熊の皮をかうぶり、玄衣朱裳をきて、戈をとり、盾をあげ、口に儺たり聲をなし、皷をうちて、屋の内をかり出す、鄕人の儺も人の家々にてかるなり、

朝服而立於阼階、

阼階は、東階なり、古は堂に兩階なり、西階は客の階

の者を得がたし、只なき時は必しも求めず、ありとも疑しきは食せざるなるべし、

不撤薑食、

薑は、人の神智を通じ、穢惡をはらふ、よりて食するごとに、これをすて玉はず、必食すと云にはあらず、

不多食、

凡そ食する所、みなよきほどにて、少も多きをむさぼる意なし、

祭於公、不宿肉、

此より下も、飲食の類を以て、あはせ記せり、祭於公とは、祭を魯君の廟に助くるを云、其日ひほろぎをうけて、かへり玉へば、一宿をへずして、すなはち家衆に、わかち玉へり、神のめぐみを、しばしもとゞめをかじとなり、

祭肉不出三日、出三日不食之、矣、

祭肉とは、家廟の祭肉を云、これ君の胙に比すれば、すこしきゆるぶべしといへども、亦必三日をすぐさずして、みなわけ玉ふ、もし三日をすぐれば、人これを食せずして、神のおろしをけがすればなり、

食不語、寢不言、

人にこたふるを語と云、自いふを言と云、されどもこれ文を互にすとも見えたり、但語はなかく、言はみじかし、蓋し聖人食するにあたりては食し、いぬるにあたりてはいね、言語は其時にあらざるを以てなり、然ればもしやむことを得ずして、云ふべきことあらば食をやめ、おき出て云なるべし、一說に、楊氏おもへらく、肺は氣をつかさどりて聲を出す、寢食する時は氣ふさがりて通せず、もし言語することあれば、肺をそこなふが故なりと、

雖蔬食菜羹瓜祭、必齊如也、

蔬食は、疏食と同じ、しらげざる飯なり、菜羹は、野菜ばかりにて、肉なきあつものなり、瓜の字は、必に作るべし、齋とは、嚴敬の貌、古人は食するごとに、まづ

不時不食、

不時とは、五穀のいまだ成らず、菓實のいまだ熟せざることを云、其時にあたらずして、生じたる物は、云に及ばず、以上三つの者は、みな人をそこなう故に謹んで食し玉はず、

割不正不食、

割不正とは、肉をきること方正ならざるを云、

不得其醬不食、

醬とは、今の醬油みその類なり、物ごとに、各よろしき所の醬ありて、其味をとゝのへ其性をやはらぐ、不得其醬とは、他の醬にてとゝのへたるを云、以上二つの者は、必しも人に害あるまじけれど、その備はらざるをいみて、食し玉はず、

肉雖多、不使勝食氣、

人の食物は、五穀を以て主とす、肉食は、たゞ滋味をたすけ、氣體を補ふがためなり、もし肉氣かちて、精氣とゞこほる時は、必人をそこなふによりて、たとひ肉味を多く食し玉ふことあれども、飯の氣にかつまでには、至らしめ玉はざるなり、又只肉のみにあらず凡そ菜菓の類も、みな穀氣にかたしむることなかれ、

惟酒無量不及亂、

酒は人のために歡を合す物なるにより、これのみその分量の多少、定めなし、されども亦いたく醉て、心志威儀を亂るには、及び玉はず、此はこれ聖人、心の欲する所にしたがへども、矩をこえざるによりて、をのづからかくの如し、常人は必ふかくいましめて、その氣血をみだるにも至るべからず、

沽酒市脯不食、

古人田祿ある者は、酒脯の類、みな家にてつくりたると見えたり、凡そ外にて人のつくりたる食物は、もし精潔ならず、或は人をそこなふ者もあるべきにより て、只祭具に用ひざるのみならず、亦食料にもこれをかはぬなり、されど庶民の家、行旅の時ならば、家造

必有寢衣、長一身有半、

此一段こゝにあるべし、

齊必變食、

常食を變して、酒をのまず、葷きを食はざるの類を云、これその精明の心を、くらまさんことを、をそれてなり、

居必遷坐、

必つねの居をうつして、齋室に坐す、安便のならひを以て、その對越の敬を忘れんことををそれてなり、以上晝夜居食の間、しばらくたえまなく、必敬し玉へることを見つべし、

○食不厭精、

此より下は、夫子飮食の節を記す、食は精にあかずとは、しらげたるよねの飯は、よく人をやしなふが故なり、されど精にあかずと云時は、只これをよしとするの義なり、必これを求むと云にあらず、

膾不厭細、

膾とは、肉をなまながらひへきりて、あへしほしたるを云、なますふとければ、人に害あり、よりてほそきにあかず、句義上に同じ、

食饐而餲、魚餒而肉敗不食、

饐而餲すとは、濕熱にそこねて、味のかはりたるを云なり、魚のたゞるゝとを餒と云、肉のくづるを敗と云、此等はたれも食せざる物なれど、此より下、淺きより深きことに段々をしきはめ云によりて、まづこれをあぐるなり、

色惡不食、臭惡不食、

此二つは、いまだそこねざれども、いろかの變じたるによりて食せず、

失飪不食、

失飪とは、飪はにるを云、なまじきとうみすぎたるとの、よきほどを得ざるを云、

裘は、親の喪をさす、古人は喪佩あり、玉をくさりて、おび物とす、事佩あり、火うち、小刀、といし、くじり筆、ゆがけ、ゆごての類を云、君子故なければ、玉身を去らず、玉は以て德に比す、又事佩なければ、用をかくことあり、よりて喪をぬきたる後は、又おび來れる者を、おびずと云ふことなし、喪後には、佩にことなることあるべき、疑あるによりて、これを記せり、

非帷裳必殺之、

凡そ裳は、前三幅後四幅、朝祭の服は、其裳みな正幅を用ひて帷の如し、よりて帷裳と云、帷は、たれぬのなり、其腰にひだめしてとりつゞむ、常にきる深衣の裳などは、正幅をたちゝがへ、せばき方を上にして、腰にひだめなし、みなそぎめにて、ぬひまつふ故に殺ぐと云、夫子必其制をことにして、そなふべき所をそなへ、はぶくべき所をはぶきて、各その宜きにかなへるなり、

羔裘玄冠不以弔、

喪服の色は、素きを以て主とす、吉服の色は、黒きを以て主とす羔裘玄冠は、其色みな黒し、弔する時に、これを變すること、かの死をかなしみてなり、されども、これは主人いまだ喪服を成さゞる内のことなり、成服の後弔するには、各その服すへき所の弔服あり、

吉月必朝服而朝、

吉月とは、月朔を云、朔は、蘇の字の義にて、よみかへるなり、月の光は、晦に死して、朔に生ずるを以て吉と云、朔は一月をすべたる故に、日といはずして、月ともいふなり、朝服は、朝參の服なり、時に仕をやめたる人多くは月朔にも、公に朝拜せず、夫子は致仕の後にも此禮をすて玉はず、服も必朝服をき玉へるなり、

○齋必有明衣布、

此より下は、夫子齋戒のつゝしみを記す、明衣は、白布にてつくる、もとをしの色、衣には緇きをし、裳には纁きをす、これを明衣と云ふ、明は、明潔の義なり、齋戒には必沐浴す、浴して後に、明衣をきる、身を潔くせんとなり、

はよそひにして、外に出し玉ふ、はだへをすきあらはさじとのためなり、此方にも、ふるき婦女はかたびらの内に、紅梅の下がさねをきたり、

緇衣羔裘、素衣麑裘、黄衣狐裘、

此三裘と、下の褻裘狐貉とは、皮の衣服を云、緇は、黒色、羔裘は、黒羊の皮にてつくる、麑は、鹿の子なり、其色白し、狐色は黄なり、三衣は、裼衣を云、裘の上にきて毛をかくす物なり、これみな裘と裼との色を、相かなはしめんとなり、朝祭の上のきぬは、此裼衣の上にくはふ、

褻裘長、短右袂、

はれの裘はその長さ膝までに至る、褻裘は、只あたゝかなるによりて、これよりも長くす、右の袂を短くするは、事をなすにたよりあればなり、一長一短、みなその宜きにかなへり、一説に褻の裘なりとも、かたそで短くして、事にたよりするは、聖人の氣象にあらず、此役を褻裘長短右袂とよむべし、右と有と、古字通す、褻の裘は、長くも短くもして、法式にかゝはらず、時の人或は袖をとりすつれども、夫子の裘は必袖ありと、

必有寢衣、長一身有半、

これは、下に齋服を記す所の錯簡にして、こゝにあり寢衣は、いぬる時の衣なり、一身有半とは、身ひとたけと、又なかばとなり、齋服の時は常の如くに、襦袴ばかりにていぬべからず、又明衣をきながらもいぬべからず、よりて別に寢衣を制し、その長さ身ひとたけ半にして、足までをおほへり、時の人略してこれをせざれども、夫子は必これあるなり、下明衣の條の必有の義も、これに同じ、

狐貉之厚以居、

狐貉は、毛ふかくして、あつくあたゝかなり、居るとは、燕居するを云、はれの裘は、かろきを以て貴しとすれども、燕居の褻裘は、溫厚にして、身にかなふにとれり、

去喪無所不佩、

ばしきぞ、聘享をはりて後に、別の日、使者自分のさゝげ物を以て、かの君にまみゆるを云、此時は、享禮よりも、又いよ〳〵やはらげり、

○君子不以紺緅飾、

此より下は、夫子衣服の制を記す、君子とは、孔子をさす、一説に此篇はこれ孔氏の遺書にして、古の曲禮をまじへ記す、只孔子の事のみにあらざるによりて、君子と云なりと、紺とは、こく青きに、赤みをうかべる色、今俗に云からすはなり、これ齋戒の服色なり、緅は、うす赤き色、これ三年の喪の、小祥の練服の下かさねに、もとをしする色なり、飾とは、えりとへりとを云、此二色を、飾にだもし玉はざれば衣裳とし玉はざること、云に及はず、これ齋喪の服色を、常服に用ひて、制法をみだり玉はざることを示せり、又考工記に三入爲纁、五入爲緅と云によれば、纁は、三入の赤色なり、其上を一入黒くそむるを紺と云、二入黒くそむるを緅と云、此二つ相近き色にして、衣裳領縁にさだまりて用る正色にあらず、時の人或はこれを用れとも、夫子は苟もし玉はずなり、

紅紫不以爲褻服、

紅は、今の桃色、赤白まじはりて、南方の間色なり、紫は、即今のむらさき、黒赤まじはりて、北方の間色なり、みな正色にあらず、又其色いづれとも艶麗にして婦人の服にちかし、よりて褻の服にだもし玉はず、朝祭などの、晴の服にし玉はざることは、云に及ばず、按ずるに、青黄赤白黒は、五方の正色なり、紅緑紫碧騮は、五方の間色なり、間色は、禮服にも用ることあれは、必しもいむべからず、紅紫は、只艶麗なるをきらひ玉ふこと、これその本意なるべし、又褻服を註に私居の服とあれとも、燕居の服に、紅紫を用るは、たれもせぬことなり、褻服は、衷衣なり、身に近きなれぎぬを云、時の人或はこれを褻服とすれども、夫子は用ひ玉はずと、此説長ぜるに似たり、

當暑袗絺綌、必表而出之、

絺綌は、葛布、古の暑服なり、ほそきを絺と云、ふときを綌と云、夏のあつきにあたりて、ひとへのかたびらをき玉ふ時は、必まづ下がさねをきて、かたびらをう

はじめ立玉ふ、堂下の東西兩班の位にかへるなり、此時になを踧踖たるは、敬のなごりなり、

○執圭、鞠躬如也、如不勝、

これは夫子君の使者として、隣國へ聘問し玉へる時の、禮容をしるす、執は、もつなり、圭は、天子より諸侯を封ぜらるゝ時に、しるしとして玉はれる瑞玉なり、朝覲の時は、君みづからこれをとる、聘問の時も、大夫にこれをもたせ、かの君の前にすゝめて、以て信を通ず、これ國の重器なるを以て、夫子聘禮に圭をとり玉ふ時の敬かくの如し、如不勝とは、圭は輕けれども、其重きにたへざるが如きぞ、

上如揖、下如授、

圭をとること、心にひとし、されどもあゆむ時は、少きあがりさがりあり、そのあがれる時も、人を揖するが如くなるにすぎず、そのさがれる時も、物をさづくるが如くなるにすぎず、

勃如戰色、

戰は、をのゝくなり、ふるふことを云、をのゝきをそれ玉ふが如き顏色あり、

足蹜蹜如有循、

蹜蹜とは、あしどりのせまりたるを云、循とは、物につきて、はなれざる義なり、其あゆみ蹜蹜とせまりて、まへをあげ、くびすをひきて、地をはなれず、物につきしたがふ所あるが如し、

享禮有容色、

享は、たてまつるなり、聘禮をはりて後、本國より、をくりたてまつらるゝ、玉璧を掌上につらね、進物を庭上にならべて、享禮を行ふ、此時は容貌顏色ゆるびやはらぎて、見つべき所あり、蓋し聘は君の命をたつとぶによりて、敬にあらざれば、其禮をつくすことなし、享は君の意を達するによりて、和にあらざれば、其禮をつくすことなし、

私覿愉愉如也、

私覿とは、わたくしにまみゆるなり、愉々は、よろこ

行不履閾、

行とは、門の出入を云、しきみは、俗に云しきゐなり、しきみをこえずしてふむは、無禮なればなり、此二句は、君門に出入する常式にして、夫子必これにしたがはせ玉ふなり、

過位色勃如也、足躩如也、

位とは、君外朝を視玉ふ時の位なり、古は門内についたての屏あり、此屏の前に、君立り玉ふ、此時は君内朝を視て、堂上にいませる故に、こゝは虚位なり、されども夫子その前をとをり玉ふ時は、必敬をおこしてかくの如し、

其言似不足者、

君の虚位をすき玉ふ時、同列の臣と、物の玉ふことあれば、つゝしみて、ほしいまゝならず、其詞たらざるに似たり、

攝齊升堂、鞠躬如也、

君もし夫子を堂上へ召しのほせ玉ふことあれば、階をのぼり玉ふ時かくの如し、兩手にてもすそをかゝぐるは、つまづかざらんがためなり、これ亦禮のつねなり、

屏氣似不息者、

堂上にて、至尊にちかづき玉ふ故に、いきさしをおさめて、鼻息せざる者に似たるぞ、

出降一等、逞顏色、怡怡如也、

一等は、階の一段なり、怡々は、よろこばしきぞ、君前より退出して、階一等をおり玉ふ時は、やうやく君に遠ざかれる故に、顏色をゆるへはなちて、やはらぎよろこばしく見え玉ふ、

沒階趨、翼如也、

階をおりつくして、もとの所へかへるには、とくわしるを以て敬とす、

復其位、踧踖如也、

左の人を揖する時は、手を左に出し、右の人を揖する時は、手を右に出し玉ふ、

衣前後襜如也、

襜とは、衣のたれとゝのひたる貌なり、威儀うや〳〵しくて、正しき故に、相揖し玉ふ時に、其身はねぢれども、衣の前後はたれとゝのひて、うごきちにのさるなり、

趨進翼如也、

翼とは、手を拱き、臂をはりて、正き貌、鳥のつばさをのべたるが如きぞ、これは賓主の命を、通じをはりて、主君賓を請じて入れらる、擯者もそのあとにつきて入る時に、とくわしりて、すゝみ玉へども、その威儀くづれずして、しかも閑雅なるぞ、

賓退必復命曰、賓不顧矣、

復命とは、反命なり、君にうけたる命を、つとめをはりて、返詞することなり、これは賓君退出して、館舍につかるゝ時、主君擯者に命じて、送らせらる、擯者賓の車をみをくりて、入て反命する詞なり、賓君すでに遠く去りて、かへりみ玉はずとぞ、顧みざるは、禮に殘る所なき故なり、此時まで、主君なを内に入り玉はざる故にかく申して、君の敬をゆるぶ、これ定りたる式なれども時の人多くは忽略す、夫子は必反命し玉へるなり、

○入公門、鞠躬如也、如不容、

これ亦夫子朝參し玉へる時の禮容をしるす、公門は、君門なり、諸侯に三門あり、これは内にある路門をさす、鞠躬は、身をかゞむるぞ、君門高大なりといへども、敬意至れる故に、身をかゞめて、入られざるが如くみえ玉ふ、

立不中門、

門の中央に闑と云つかばしらあり、古人はつねに東のとひらより出入す、その中ほどは、君の出入する所にして、臣は西のかたわきをとをる、よりて、夫子門下に立玉ふときも、その中ほどには、あたり玉はざるなり、

これは夫子朝廷にいまして、上につかうまつり、下にまじはり玉ふ所の、同じからざることをしるす、諸侯の卿を、上大夫と云によりて、次の大夫を、下大夫と云、時に夫子は下大夫なり、侃々は、つよくなをき義なり、朝參の時、君いまだ出て朝を視玉はざる間に、諸大夫と議論し玉ふことある時、その下大夫と物の玉ふには、詞をなをく、論を正くして、いみかくし玉ふ所なし、

與上大夫言、誾誾如也、

誾々は、和悦にしてあらそふ義なり、上大夫をうやまひ玉ふ故に、詞をやはらかにしてあらそひ正の意、その中にあり、

君在、踧踖如也、與與如也、

君在とは、出て朝を視玉ふ時を云、踧踖は、うやまひつゝしみて、やすんぜざる貌、與々は、威儀をのづから、中にかなへる貌、此二句は、即これ恭しうして安きの義なり、一說に張子の云く、與々は、その心君にむかふことを忘れざる義なりと、これ亦敬の至れるなり、

○君召使擯、色勃如也、足躩如也、

諸侯相朝會して、賓主となる時に賓君いたれる時は、主國の君、大門の外に出むかへて、その來れる意趣をとひきく、其時賓主の間に、立つらなりて、其命をうけつたふる役人あり、賓の方より出るを介と云、主君の方より出るを擯と云、君の位によりて、其數多少あり、上は卿、次は大夫、末は士なり、勃とは、色を變ずる貌、躩とは、たちもとほりてすゝみがたき貌、魯國へ、隣國の君來朝の時、魯の君夫子を召て、擯せしめ玉へば、君命を敬せらるゝによりて、その色かたちかくの如し、

揖所與立、左右手、

揖とは、手を拱き、さし出して、旨趣を通ずることを云、此時夫子次擯となり玉ふ故に、左右の擯者と共に賓主の命を、次第にうけつたへて、出し入れ玉ふ、よりて其身をなかばねぢりて、共に立つ所の人と相揖し、

鄕黨第十

楊氏の云ふ、聖人のいはゆる道は、日用の間をはなれず、かるが故に、夫子平日の一動一靜、門人みな審に視て、詳にこれを記す、尹氏の云く、甚いかな、孔門諸子の學を嗜めること、聖人の容色言動、謹んで書して、備にこれを錄して、以て後世に貽らずと云ことなし、今其言をよみ、其事につけば、宛然として、聖人の目にいますが如し、然りといへとも、聖人豈に拘々としてこれをする者ならんや、蓋盛德の至れる、動容周旋をのづから禮にあたれるのみ、學者心を聖人に求めまく欲せば、宜くこゝにをいて求むべし、楊維斗が云く、鄕黨の一編は、これ聖人心に從ふの矩、亦これ隱すことなきの致、只一つの時の字、これを盡せり、

孔子於鄕黨恂恂如也、

此節は夫子鄕黨と、宗廟朝廷とにいます時、その言語容貌の、ことなることをしるす、鄕黨の字義前に見えたり、これは夫子のすみ玉ふ鄕黨なり、恂々とは、信實なる貌、すなほにして、儀文なき意あり、恂々の二字にて、かたどりつくされぬ故に、又如の字をつくるなり、下の如の字みな同じ、

似不能言者、

其詞謙り順ひて、物をえいはぬ者のやうなるぞ、賢智を以て、人に先だゝざるを云、これ亦恂々たる内のことなり、蓋し鄕黨は、長者宗族の、まじはりなる故に、その言貌をのづからかくの如し、

其在宗廟朝廷、便便言、唯謹爾、

其とは、夫子をさす、宗廟は、魯君の廟、便々は、辯說の義なり、宗廟は禮法のある所なるを以て、其祭にあづかる時は、詳に問て、事を行ふべし、朝廷は政事の出る所なれば、議論の說をきはむべし、よりて皆明辯ならざることを得ず、されども只これをつゝしみて、ほしいまゝには、の玉はざりしなり、

○朝與下大夫言、侃侃如也、

すでにゆくすぢを知るといへども、此道にをいて、いまだあつく志し、かたく守り、ひとり立て、變ぜざること、あたはざるの人を云、

可與立、未可與權、

權は、はかりのをもし、物をはかりて、輕重を知る所の者なり、すでにより立つことありといへども、此道にをいていまだ精微の幾、變通の宜を、はかりさだむることあたはざる人を云○凡そ權と云に二義あり、經に對して云時は、經は萬世不易の常道なり、權は經のふさがりたる所を、變じて通ずる、一時非常の道なり、すでに變通する時は、又常經にもとらず、これ權の正名本義なり、又何事も、たゞ一法になぞみて、時宜にかなはざるに對して云時は、即これ中庸の道なり、日用常行の間、事にしたがひ、時によりて、其宜き所をはかり定むるを云、

○唐棣之華、偏其反而、

此より下二段は、今の毛詩に入らざる、逸詩の詞なり下の夫子の語この詞によりて、出たる故に、記者まづこれをしるす、唐棣は木の名、偏と反とは、即翩翻の字なり、此二句は興なり、別の意義なし、只これ唐棣の花、風にふれて、ひるがへりひるがへるを見て其心うごき、下に云爾と云人を、思ひ起せるによりて、これをば興の詞とするなり、

豈不爾思、室是遠而、

爾とは、たれをさすともしれず、云意は、我久くをとづれざるは、なんぞ爾を思はざるならんや、爾の家ほど遠ければなりと、これ詞をまうけて、いひわけしたるなり、

子曰、未之思也、夫何遠之有、

學者わが心に反り求ることあたはずして、常に道の遠きことを、うれへとす、よりて夫子、上の詩の詞を借り、これをうらがへしての玉はく、かれ爾を思ふとはいへども、實にいまだこれを思はざるなり、もしそれこれを思へば、彼すなはちこゝに至る、それ何の遠しと云ことかあらんと、即仁遠からんや、我仁を欲すれば、こゝに仁至ると云章と、同じ意なり、

松柏の性、かたきによりて、諸木のしぼむにをくれてときはの色あることを知るとぞ、これ小人も治世に居る時は、君子とことならず、見ゆることあれども、只利害にのぞみ、事變にあふに至りて後、君子の守る所のみさほ、貞固にして、かはらざること、明に見つべきとのたとへなり、

○子曰、知者不惑、

智者は、その明睿、以て道理をてらすにたれり、この故に、萬變にふれても、これに惑はず、

仁者不憂、

仁者は、その道德、以て私欲に勝つにたれり、この故に、窮難に居ても、これを憂へず、

勇者不懼、

勇者は、その氣力、以て道義をたすくるにたれり、この故に、大事にのぞみても、これを懼れず、これ三樣の人をとくといへども、知仁勇の三つは、又學者功を用るの次第なり、智以てこれを明にし、仁以てこれを守り、勇以てこれを行ふなり、○それ智仁勇の三德はもと身にそなはれる者なりといへども、學んでこれを修めざれば、成し得て其手に入ることあたはず、その學修の工夫にも、亦はじめより、此三つを、一つもかくことを得ず、三德成るに至る時は、其用廣大にして、きはまりつくることなしと知るべし、

○子曰、可與共學、

此章は、學者すでに一歩をすゝむとも、さらに又一歩をすゝみ、つとめはげんで、必その極に至るべきことを、の玉へり、與共にとは、其人と共になり、下の與の字も、共の字の意をかねたり、學適立權の四字、並に知行をかねて見るべし、これと共に學ぶべきは、此道にをいて、求る所を知て、專一にこれを求る人を云、

未可與適道、

すでに求る所を知れども、此道にをいて、いまだすゝみゆくすぢを、知らざる人を云、

可與適道、未可與立、

くらぶる意なきことをかたどる、必しも、實に此事ありと見るべからず、蓋し貧富を以て、心をうごかさゞる者は、道にすゝむにたれり、よりて夫子、かくの如くなる者は、それたゞ由ならんかと、とりわき稱美し玉へるなり、

不忮不求、何用不臧、

これ詩の衞風雄雉の篇の詞なり、凡そ貧き者、富たる者とまじはりて、貧きを恥る意あれば、そのつよき者は必そねみにくみて、これを害することあり、そのよはき者は、必うらやみねがひて、これをむさぼることあり、この故に、夫子又此詞を引きての玉はく、子路いまかくの如くならざれば、それ何を以てか、よからざらんや、あしきことあるまじとなり、

子路終身誦之、

子路夫子の稱美し玉へる故に、つねづね此詩の詞を口ずさみて、よろこべり、然れば、身を終るまで、こゝに止りて、又さらにすゝまんことを、求めざる志、見ゆる故に、記者終身誦之といへり、

子曰、是道也、何足以臧、

云意は、これ道なりといへども、道理きはまりなければ、なんぞこれのみを以て、臧しとするにたらんと、これ詩の詞をうら反して、子路をさとし、その道にすゝまんことを、勸め玉ふ詞なり、○謝氏の云く、惡衣惡食をはづるは、學者の大病、善心存せざること、蓋しこれに由る、子路の志かくの如し、その人にこえたること遠し、然れども衆人を以て、これを能する時は、則以て善しとすべし、子路の賢よろしくこゝに止らざるべし、然るを身を終るまで、これを誦する時は、則日新にすゝむゆへんにあらず、かるが故に、激してこれをすゝむ、

○子曰、歲寒、然後知松柏之後彫也、

松柏は、まつひのきなり、彫は、凋の字に作るべし、此章も比の體なり、春夏の間は、諸木みなみどりにして其性のことなる所、みへわかず、歲さむくなりて後、

說而不繹、從而不改、吾末如之何也已矣、

これにつげて達せず、これを拒てうけざるは、なをしも可なり、それ或はさとる時は、則よく改め繹ることもあるべし、もし從ひ悅ぶといへども、これを改め繹ねざれば、則終に改繹せずしてやむ、聖人といへども、それこれをいかんがせんや、

○子曰、三軍可奪帥也、

三軍の說、前に見えたり、帥は、大將なり、三軍の衆を以て、したがひまぼる將帥は、きはめてをかしがたしといへども、其勇衆の力にあるを以て、或はこれをうばひとるべし、

匹夫不可奪志也、

匹夫とは、夫婦さしむかひの民、共に布一匹をきる故に、匹夫匹婦と云、然れば匹夫と云は、一夫を云なり、一夫の身は、最あなどりやすき者といへども、よく志を守る時は、其勇己が身にあるを以て、その志す所は人これを奪はれぬなり、もしそれ奪はるへくは、亦これ志と云にたらず、これ人に志を立んことを、すゝめ玉へる詞なり、

○子曰、衣敝縕袍、

縕袍とは、袍は綿いれたる衣なり、縕とは、綿を用ひずして、麻のをゝうちくだきているゝを云、これ價のやすき衣なるに、又そのやぶれたるをきてなり、

與衣狐貉者立、

狐貉とは、狐はきつね、貉はむじな、其皮を以てつくれる裘を云、これ價のたかき衣なり、縕袍と狐貉裘とは、共に寒きをふせぐ物にして、その美惡はなはだことなるを以て、對してこれを云なり、立とは、共にたちならびてぞ、

而不恥者其由也與、

不恥とは、たゞ其貧きに安んずるのみにあらず、これ子路の志、きはめて高明にして人と貧富を、はかりた

後生とは、われより年わかき者を云、其ゆくさき、年富みかつよし、學を積んで、成すことを待にたれり、其勢まことに畏るべし、

焉知來者之不如今也、

來者とは、未來を云、云意は、この少年の人、いづくんぞ將來までも、わが輩の今日にしかざることを知らん、其すゝみますこと、はかるべからずと、これ即をそるべき所なり、

四十五十而無聞焉、斯亦不足畏也已、

もし此人四十五十までも、なを世にきこふる實なくば、こゝに至てくひなげき、後をあらためはからんとすれども、年すでにすぎ、力すでにをとろへて、以てすることあるにたらず、これ人まさに時を失はずして、學をつとむべきことを、すゝめ玉ふ詞なり、

○子曰、法語之言、能無從乎、

凡そ人をいさめみちびくに、二法あり、一つに法言なり、正くいひて、其心にさかふをも、はゞからざるを云、その言多くは、古の法語をひく故、法語の言と云なり、これをきく者、その道理正く明なるを以て、必つゝしみはゞかるべし、それたれか、これに從ふことなきことを得んや、

改之爲貴、

これに從ふ時は、則その行實の非を改るを以て、貴しとす、然らざれば、只これ面從にして益なし、

巽與之言、能無說乎、

二つには巽言なり、巽は、したがふぞ、巽順にして、これが與に委曲にみちびくを以て、巽與の言と云、これをきく者、その詞心にさかふ所なきを以て、必うれしく悅ばし、それたれかこれを悅ばざることを得んや、

繹之爲貴、

これを悅ぶ時は、則その旨趣をたづね思ふを以て、貴しとす、然らざれば、其詞の中に、よせたる意をしらずして、亦益なし、

譬如平地、雖覆一簣、進吾往也、

又平地の上に、今一簣の土をこほして、山つくりはじむといへども、必なさんの志あれば、そのすゝむは、わがすゝみゆくなり、人の力をからずして足れりと、此兩段は、詩の比體の如し、云意は、學者自つとめて、やまざる時は、則少をつんで多をなす、中道にしてやむ時は、前功こと〴〵くすたる、其やみ其ゆくこと、みな我にありて、人にあらずとなり、

○子曰、語之而不惰者、其回也與、

諸弟子夫子のつぐる所を聞て、多くはこれをさとりえず、その行ふことも、亦これをしゐつとむ、よりてそのきく所に、うみをこたることをまぬかれず、顏子は夫子の言にをいて、悅びずと云所なし、これを身に體すること拳々として、膺につけて失はず、なを草木の時雨にうるほひて、のびさかふるが如し、なんのをこたることかあらん、これ諸子の及ばざる所なり、夫子ことに顏子を稱するは、諸子をはげまさんがためなり、

○子謂顏淵曰、惜乎、吾見其進也、未見其止也、

これ顏子すでに卒するの後、夫子嘆惜し玉へる詞なり、進止二字の義、譬如爲山の章と同じ、蓋し全く體してやまざるは、仁なり、顏子すでに仁にたがはず、よりて亦やむことなかりけり、

○子曰、苗而不秀者有矣夫、

五穀の始めて生ずるを苗と云、その華をはくを秀づと云、いまだ秀ですしてかるゝ者あり、

秀而不實者有矣夫、

すでに秀るに至りても、亦みのらずしてかるゝあり、此も亦比の體なり、蓋し人學んで成るに至らざること、かくの如くなる者あり、こゝを以て、君子はみづから勉めて、これを成さゞればをかぬなり、

○子曰、後生可畏、

地の運化、ゆく者すぎ、來る者つぐことを、すべて云、川流も亦その中にあり、如斯夫、不舍晝夜とは、晝夜の時をすてをかずして、一息のとゞまることなきこと、かくの如くなるかなとぞ、一說には、晝夜にやまずとよむ、蓋し逝者かくの如くに、やまざること、これ即この道の體段にして、本來自然にかくの如し、中にもさしあてゝ、これを見やすき者は、川流にしくことなし、よりて此嘆を發して、學者をして、天道にのつとり、時々に省察して、存養の功夫毫髮の間斷、なからしめまく欲してなり、これより篇の終に至るまで、みな人に學をつとめて、やまざることをすゝむるの詞なり、

○子曰、吾未見好德如好色者也、

德は、己にあり、人にあるをかねて云、德を好むこと、色を好むが如くするは、これを好むに誠あるなり、それ人は、みな秉彝の性をそなへたる故に、懿德を好まずと云ことなし、只これを好むこと誠ある者、すくなきのみ、○史記に、孔子衞にいませし時、靈公夫人南子と、同車にのり、次の車に、孔子をのせて、市をとをる、孔子これをにくみて、かくの玉へりと、按ずるに、色を好むの情は形氣の私にいづ、この故に、その好むこと、切なりといへども、羞惡の心亦やむことあたはざる故に、本心にをいて、ついにこゝろよからず、德を好むの情は、性命の正きに本づく、この故に、仰ひで天にはぢず、俯しても人にはぢずして、ゆくとして快足せずと云ことなし、然るに賢を賢として、色にかふる者、幾人かある、省むべし／＼、

○子曰、譬如爲山、未成一簣、止吾止也、

書に云く、山つくること九仞なるも、功一簣に虧くと、夫子の言、蓋しこれより出たるならん、簣は、土かこなり、山をつくりて、なるになん／＼とする時に、只一簣の土をかきて、なさゞるあり、このやむこと、力たらずしてやむにあらず、われとをこたりてやむなり、

なんぞいやしきことあらんと、蓋し夫子の本意ある人につげがたき所あるを以て、只その詞について、答へ玉ふ、

○子曰、吾自衛反魯、然後樂正、雅頌各得其所、

夫子衛より魯にかへり玉ふは、哀公十一年の冬のことなり、樂は、音律歌舞をかねて云、夫子そのみだれをあらため玉ふによりて、正くなれるなり、

雅頌の詩は、すなはち樂の歌也、得其所とは、雅は、雅の詩となりて、朝廷に用ひ、頌は頌の詩となりて、宗廟に用るを云、詩に風雅頌の三體あり、夫子みなこれを正せり、こゝには只その重きをあげて、風を略せるなり、蓋し周の禮樂、みな魯にありけるが、後世詩樂かけうせ、ちりみだれて、とゝのはず、夫子四方に周流し玉へる間に、こゝかしこ、とりまじへて、考へはかり玉ふ、晩年に、道ついに行はるまじきを、知り玉ふによりて、魯に反りて、これを正しうして、後世にたれ玉ふなり、

○子曰、出則事公卿、

王朝には、公卿の官あり、侯國にていへは、公は即君なり、

入則事父兄、喪事不敢不勉、不為酒困、

酒にえひて、みだるゝことをせずとぞ、

何有於我哉、

説第七篇に見えたり、然れどもこれは則その事いよ〳〵ひきく〳〵して、意いよ〳〵切なり、輔氏の云く、此章學者を警して、みづから踐履の間に、みそなはして、卑近をあなどらず、微小にたがはざらしむるゆへんの意、ます〳〵深切なり、

○子在川上曰、逝者如斯夫、不舍晝夜、

夫子川のほとりにいまし、水の流るゝを見て、天道のやむことなきことを、嘆じ玉ふ詞なり、逝者とは、天

くしき玉、夫子の道にたとふ、

韞匵而藏諸、

云意は、かくれてつかへ玉はざらんかと、

求善賈而沽諸、

善賈はたかき價なり、云意は、禮を盛にして、請ひまねく君あらば、いで仕へて、其道を行ひ玉はんかと、

子曰、沽之哉、沽之哉、

云意はなんぞかくるゝにはたすべき、出てつかへんくとなり、

我待賈者也、

云意は、されどもわしは、人の求めを待ちて、出ん者なり、我よりこれを求ることはせじと、これ子貢の求の一字をやぶりてなり、又只賈をまつとの玉へば、必しもよき賈ならずとの意もあるべし、一說に、此三句一つらによむべし、只これ聖人道を以て世をすくふに皇々たるの意なり、待と云て求の字をやぶる意なしと、○范氏おもへらく、君子つかへまく欲せざるにはあらず、又其道によらざることをにくむ、必禮を待て出ること、玉の賈を待が如し、伊尹の野に耕し、伯夷大公の海濱に居るが如き、世に成湯文王なかつせば、則そのまゝにてをへなんのみ、必道をまげて人に從ひ、玉を衒ひて售れんことを求めざらんぞ、

○子欲居九夷、

九夷は、東方のえびすに、九種あるを云、これ夫子道行はれざるによりての嘆きなり、桴にのりて、海にうかばんとの玉ふが如し、

或曰、陋、如之何、

或人きいて、實に夫子の九夷にゆかんとし玉ふと、こゝろえて云く、夷狄の俗、禮義なくしていやし、いかんしてか居玉ふべきと、

子曰、君子居之、何陋之有、

君子とは、ひろくの玉ふ、自の玉ふにあらず、云意は、君子のをる所人すなはち其德に化し、夷狄と云ども、

久矣哉との玉へり、
無臣而爲有臣、
これその詐を行ふ所なり、
吾誰欺、欺天乎、
云意は、わが臣なきことかくれなきに、家臣を立て、臣ありとす、吾これを以て、たれを欺んや、人はあざむかれまじければ、天を欺んやと、それ人として天を欺くは、莫大の罪なり、夫子みづからこれにあたり玉ふは、ふかく子路が非をせめんとなり、
且予與其死於臣之手也、無寧死於二三子之手乎、
寧とは、うけてやすんずる詞、無寧と云も、亦寧一字の義に歸す、二三子は、弟子なり、云意は、又われ天を欺くまじきのみならず、その詐れる臣の手に、しなんよりは、むしろ親しき二三子の手に、しなんことこそあれ、これなしやと、

且予縱不得大葬、予死於道路乎、
大葬とは、君臣の禮をそなへたる、葬禮を云、云意は、又われ死して後、たとひ大葬せらるゝことを得ずとも、道路にしにたをれて、葬られざることあらんや、然らばかれといひ、これといひ、何ぞ必しも、家臣を立ることをせんとなり、○范氏おもへらく、曾子死せんとする時に、簀をかへて云く、吾正きを得て斃れなん、もし身を終るまでも、わづかに正きことをうしなへば、詐を行ひ、罪天を欺くに至る、君子の言動にをける、すこしきなりといへども、つゝしまずんばあるべからず、夫子ふかく子路を懲すは、學者を警さんがためなり、楊氏おもへらく、人知至りて、意誠あるにあらざれば、其智を私に用ひ、やゝもすれば、詐を行ひ、天を欺くにをちゐる、子路の失これなり、
○子貢曰、有美玉於斯、
これ子貢夫子の道をいだきて、つかへ玉はざることを、たとへをまうけて、疑ひとへるなり、美玉は、うつ

るかぎりを用ひて、すでに用ひつくるとなり、

如有所立卓爾、

卓とは、たてる貌なり、顔子すでに其才をつくしたる時に夫子の道を見ること、きはめて親切にして、かの方體なくして、とりとめがたき者、日用行事の間に、をの／＼卓爾として、眼前にたてる所あるが如し、

雖欲從之、末由也已、

その卓爾たる者と、相從ひて、身と道と、一つにならんと欲すれども、つとめて至る由るべなしとぞ、此四段は、顔子みづから其學の至る所をとく、然れども、こゝに至りて後、力及ばずとして、功夫をやむるにはあらず、蓋しこれより後は、大段に力をつくることあたはず、只細密に養ひ熟して、をのづから化するを待にあり、もし身と道と一つになる時は、則夫子の心の欲する所に從へども、矩をこえざるの地位に至る、これ顔子の聖人といまだ一間を達せざる所なり、

○子疾病、

字義前に見えたり、

子路使門人爲臣、

大夫は家臣あり、此時夫子すでに位を去り玉ふて、家臣なし、然るに子路聖人を尊ぶ意より、夫子もし沒り玉はゞ、家臣の役をそなへて、其喪ををさめんと、思へるによりて、門人をして家臣たらしむ、

病間曰、

疾すこしきいゆるを間と云、疾をもかりし間は家臣を立たることを、知り玉はず、少きいえたる時に、これを知て、とがめ玉へり、

久矣哉由之行詐也、

これ子路家臣を立たることにつきて、其平生の失まででを、責め玉ふ、子路心に私なしといへども、道理をあらくとりて、たやすく行へる故に、人をあざむくにをちゐる失あればなり、一説に只これ家臣を立る一事をせめ玉ふ、疾病なりしより、病間るまでは、しばらくの間なりしかど、子路をいたくさとさんために、

仰之彌高、

之とは、夫子の道をさす下同じ、これその高しと見る所を、あをいでしのがんとするに、のぼればのぼるにしたがひて、いよ〳〵高きこと、きはまりつくることなきを云、

鑽之彌堅、

鑽るとは、錐にてもみきる義なり、その堅しと見る所を、きりてすゝまんとするに、入れば入るにしたがひて、いよ〳〵堅きことも、亦きはまりつくることなきを云、

瞻之在前、忽焉在後、

そのとりとめがたき所を、目をすまして、見すべしとするに、今まで前にあるかと見ゆる者、忽に又うしろにありて、方所形體、いかにとさだめがたきぞ、蓋し際限なくして、きはめがたき故に、亦方體もなくして、とりとめがたし、もと二すぢのことにあらざるなり、これすべて夫子の道の、高妙にして學びがたきことを形容す、

夫子循循然善誘人、

循々は、次第ある貌、誘くとは、ひきすゝむることなり、夫子の道高妙にして、學びがたしといへども、人を敎へてみちびき玉ふ所循々として、ついであるによりて、たれも手をいれやすきなり、

博我以文、約我以禮、

これ夫子の己をみちびき玉ふに、次第あることをいへり、博文約禮の義前に見えたり、凡そ敎る所の、大綱細目、皆博約のついであるぞ、

欲罷不能、

夫子よくわれを誘き玉ふによりてをり々に得る所あり、これを悦ぶことふかき故に、その功夫をやめてやすまんとすれども、しばらくもやまれぬなり、

既竭吾才、

やまんとすれども、やまれざる故に、わが才力の、あ

上をうけて云、然ればわれこのまゝに、何のすることもなくて、やみぬるかなと、此はこれ夫子其道の、ついに行はれざることを、嘆き玉ふ詞なり、

○子見齊衰者、

齊衰は、喪服の名、布のかきめを、まつはざるを、斬衰と云、これをまつひたるを、齊衰と云、こゝに齊衰とあれば、斬衰をもかねたり、これを見るとは、衰服きたる者を、みかけてなり、

冕衣裳者、

冕は、冠なり、衣はころ、上にきる物を云、裳は、も、下にきる物を云、冠きて、衣裳をつけたる者は、貴人なり、

與瞽者、

めくらなり、

見之雖少必作、

上の三種の人と、相見し玉ふ時、みな其年わかしといへども、必たちて、敬をなし玉ふ、或人の云く、少の字を、坐に作るべし、坐して居玉ふ時も、必たち玉ふぞ、

過之必趨、

もし相見せずして、只その前をとをり玉ふ時は、とくわしり去り玉ふ、かれをして、われに禮する勞を、かけまじとなり、○范氏おもへらく、聖人の心、喪あるをかなしみ、位あるをたつとひ、人とならざるをあはれむ、よりて其作つと趨ると、自然に必然り、意をつけて、必かくするにあらず、尹氏の云く、此聖人の誠心內外一なる者なりと、蓋し內かくの如くならずして、外かくの如くするは、僞なり、內かくの如くにして、外かくの如くならざるは、誠のいまだ至らざるなり、聖人は內外になる、誠によりて、をのづからかくの如くなり、

○顏淵喟然歎曰、

喟は、なげく聲なり、これ顏子夫子の道を學んで、得る所あるによりて、嘆美せられたる語なり、一章みな喟然の嘆きをのぶ、

て、これに通ずることを得たりと、呉氏おもへらく、これ弟子夫子の上の語を記す時、琴牢かつて夫子にきく所の言、これに類する者ありと云によりて、あはせてこれを記せりと、又古本には、これを別に一章とす、然ればこれも記者牢がきく所の夫子の語、上に類するを以て、つらね記せるなり、

○子曰、吾有知乎哉、無知也、

これ人夫子を知識者なりと、ほめたるによりて、この謙辭を以て、うけ玉へると見えたり、云意は、われ知識ある者ならんや、知識なしと、有ると無きとは、多きと少きとを以ていへり、

有鄙夫問於我、空空如也、

鄙夫は、いやしきをとこ、匹夫の愚をいへり、空々とは、旨趣なくして、むなしき義なり、その問ふ所、問までもなきことなるぞ、

我叩其兩端而竭焉、

兩端とは、こなたの端より、かなたの端まで、のこさゞる義なり、云意は、われ知識なしといへども、もし人問ふことあれば、知る所をつくして、こたへずと云ことなし、或は鄙夫ありて、空々たるとひを發すといへども、亦そのしるべき所にをいて、事の始末、理の精粗の兩端を、たゝきをこし、其情をつくして、つげずと云ことなし、かやうのことを以て、われを知識ある者とするかとなり、

○子曰、鳳鳥不至、

鳳は、靈鳥なり、舜の時樂の庭に來儀し、文王の時、周の岐山になけり、これ明王出て、世おさまれる時の瑞祥なり、こゝには只これを以て、世に明君いで玉はざることを、の玉へるばかりなり、

河不出圖、

伏羲の時、河水より、龍馬圖を負ていづ、伏羲これによりて、八卦を畫す、これを河圖と云、亦明王の瑞なり、句義上に同じ、ど、

吾已矣夫、

る故に、謙りて、明に知らざる者の如くす、

又多能也、

聖人は天下の事にをいて、通達せずと云ことなし、この故に、をのづから多能なり、されど小々の事には、只その理に通じて、いまだ其事にならはざることもあるべし、周公孔子の如きは、これ聖にして又多能なる者なり、然れども多能は聖人の餘事にして、主とする所にあらず、大宰只その末を以て、聖人を論ずる故に、子貢その道德の大いなる所より、說き來りて、兼て多能に及ぶ、よりて又多能也と云、

子聞之曰、

太宰子貢が問答を、兼てきゝ玉ふ、

大宰知我乎、

よくわがことを知れりとぞ、

吾少也賤、

夫子少年にして、いまだ祿仕し玉はざる時のことをしめし玉ふ、

故多能鄙事、

卑賤にして、鄙き事をも、みづからし玉ふ故に、釣弋獵較などの事に、多能なり、太宰が多能と云は、かねる所ひろきを以て、夫子只鄙事の多能を以て、これをうけ玉ふ、

君子多乎哉、不多也、

これ又ひろく君子を論ず、云意は、君子と云者は、何ぞ必しも多能ならんや、必しも多能ならずと、蓋し、多能は、人に長たる道にあらざるを以て、かくの玉へり、

牢曰、

牢は、孔子の弟子、姓は琴、名は牢、字は子開、一つの字は子張、

子云、吾不試故藝、

云意は、われ世に用ひられざるによりて、藝に習ふ

曰、文王既沒、文不在茲乎、

道のあらはなる者を文と云、禮樂制度これなり、茲とは、夫子みづから身の上をさしての玉ふ、孔子以前の聖は文王なり、文王をはり玉ひて後は、其道つたはりて、夫子の身にあり、それ文王の文たる所は、道にをいてかねそなはらずと云ことなし、夫子實に全くこれをうけつぎ玉ふ、然るに今道との玉はずして、文との玉ふは、只その禮樂制度の文を以て、自任じ玉ふ、これ謙辭なり、

天之將喪斯文也、後死者不得與於斯文也、

文王さきにをはり玉ふによりて、夫子みづから後に死する者との玉ふ、云意は、天もし文王の文を、たちほろぼさまく欲せば、後世をして、此文に相あづかりて、うけつぐ者なからんとぞ、

天之未喪斯文也、匡人其如予何、

天いまだ此文をほろぼさまく欲せざればこそ、我此文にあづかり得て、今わが身にあり、かゝる者をば、匡人みだりにいかゞはせん、必天にたがひて、己を害すること、あたはじとなり、かくの玉ひて、以て門人の心を、安んぜしめ玉ふ、

○大宰問於子貢曰、

大宰は、官の名、呉にもあり、宋にもあり、いづれの太宰とわきがたし、

夫子聖者與、何其多能也、

何其多能也とは、何としてかやうには、多能なるとぞ、蓋し太宰夫子の藝能多きを以て、聖人と思ひける故に、これを賛美して、聖者かと問へるならん、

子貢曰、固天縱之將聖、

固天縱之とは、もとより天夫子の德をさむるにをいて、限量をたてず、心のまゝにして、大いに成さしめ玉ふとなり、將聖ならんとは、大かた聖人なるべしと云詞なり、弟子として、人に對して師のことを稱す

は、則從ふべからずと、凡そ事みなこれを例として、をし行ふべし、

○子絕四、毋意、毋必、毋固、毋我

絕四とは、意必固我の四つのこと、たえてなしとなり、すこしもかゝりたる所なきことを云、毋の字は、無と同し、意は、私意なり、心體むなしからずして、わづかにも、みづから主とするあるを意とす、必は事を期して、必とする意なり、固は、とどこほりて、化せざる意なり、我は、我執の成りて、自うたがはぬことなり、此四つの者、或は一事の上にもあり、或は衆事にちりてもあり、或はその輕重淺深、互にひとしからず、又一つ〳〵出て、その〳〵一病となることもあれども、大やうはこれ相よりて有る者なり、この故に記者此四つをついづる所、歷然としてうつしかへられず、はじめ意にをこりて、必にとげ、固にとゞまりて、我に成る、意必は常にことの前にあり、固我は常に事の後にあり、我に至る時は、又意を生じて、始終を相なし、私欲こも〳〵ひいて、循環いよ〳〵きはまりなし、それ聖人の至誠にして、息むことなきは、天地の道と同じ、この故に、其心廓然として大公に、物來て順應すること、天地の無心にして、四時行き、百物生るが如し、その事物に感應する所、はじめ理のまゝにいて、ついで理につれて行はれ、すでにして理と共に化し、ついに理にしたがひて止まる、至誠の理は、動靜をへて、かはらざるなり、こゝに四つの者なしと云は、これ凡心の病を以て、聖心の理にもつばらなることを、あらはせり、○楊氏の云く、知以て聖人をしるにたり、詳に視て、默して識るにあらずば、以て此を記すにたらじ、

○子畏於匡、

匡は、地の名、これよりさきに、魯の陽虎匡に入て、暴虐をなす、其後夫子衛より陳にゆかんとして、匡をとをる、匡人夫子の貌、陽虎に似たるを見て、陽虎又來れりといひて、これをとりかこむこと五日、匡に畏るとはこれなり、此時弟子みな夫子のために、これを惧れけるによりて、夫子これに告げ玉ふこと、下文の如し、

況や才藝を以て、これを名づけんや、黨人一向に聖人を知らざりし者なり、

○子曰、麻冕禮也、

此章夫子みづから世俗に處する道をとく、麻冕とは、麻はあさのを、冕は冠の總名なり、古の冠、みな緇きあさ布を以て、これをつくる、麻は女功のはじまりし所なる故に、これを用ひて本をわすれざる意を示す、禮は古禮を云なり、

今也純儉、

純は、絲なり、蠶をかひてとる所なり、儉は、つゞまやかなる義なり、蓋し冠の布は三十升、々ごとに八十すぢなり、その經すべて二千四百すぢ、麻にてこれを織る時は、細密にしてなりがたし、今の人絲にてこれを織る故に、人工をはぶきて儉なり、

吾從衆、

衆とは、今の世俗をさして云、これ古禮にあらずといへども、その儉時宜にかなへるを以て、吾は衆に從ふべしとなり、

拜下禮也、

臣たる者、君と禮を行ふ時は、みな常に下にて、再拜稽首す、君これを辭する時は、則堂にのぼりて、又拜すること初の如し、これ亦古禮なり、

今拜乎上泰也、

夫子の時君よはく臣つよきによりて、君の辭讓をまたずして、はじめより堂上にて拜す、これ分をこえて泰れり、

雖違衆吾從下、

世俗にたがふといふとも、われは下に拜する禮に從はんとぞ、此章兩段、詞たいらかなりといへども、意下の段にをもし、蓋し禮の制度は、時にしたがひて、其宜き所を、くみはかるべし、君臣の禮分は、萬世の綱常なれば、世俗にたがふとも、かへられぬ義を示せりと知るべし、○程子の云く、君子の世に處する、事義に害なき者は、俗に從はんこと可なり、義に害ある時

すれて、私欲にながるゝついえあり、命は、理氣をかねて云、天命流行して、物に賦する所、その理まことに隱微にして、いひがたし、又その氣數にうくる所は、人まさに己をさめて、以てその至るにまかすべし、もししば／＼命を云時は、則こと／＼く氣數にゆだねて、人事をすつるついえあり、仁道至大なり、必己に克て禮に復り、然して後にこれに至るべし、もしみだりに仁を云時は、人虚にはせ、等をこゆるついえあり、よりて皆これをの玉ふことまれなり、○朱子の云く、聖人利をいはずといへども、云所の者利にあらずと云ことなし、命をいはずといへども、云所の者命にあらずと云ことなし、仁をいはずといへども、云所の者仁にあらずと云ことなし、饒氏の云く、夫子つねに云者あり、詩書執禮これなり、いはざる者あり、怪力亂神これなり、まれに云者あり、利命仁これなり、叙にあらずと云ことなし、かるが故に門人つゝしんで、これをしるす、

○達巷黨人曰、

達巷は、黨の名、その人の名、つたはらず、

大哉孔子、

これ夫子の多藝なるを以て、大なりとす、その大なるを云にあらず、

博學而無所成名、

ひろく藝術を學びしるといへども、何をよくするかと一藝を以て名をなさゞるが、惜きとの意なり、

子聞之、謂門弟子曰、吾何執、執御乎、執射乎、吾執御矣、

夫子黨人の己をほむるをきゝて、その博く學ぶと云ことを外にして、只名を成すところなしと云をうけての玉はく、われに一藝をとりて、自なづけよとならば、われ何をかとらん、御をとらんか、射をとらんか、われは御をとりて、名とせんとなり、御は人僕のとる所にして、尤いやしきわざなる故に、これを以てうけ玉ふ、これ全く謙辭なり、○聖人は道全うして、德そなはる、もとより一偏の長を以て、名づくべからず、

矣は、只詞のたすけなり、

菲飲食、而致孝乎鬼神、

此より下、間然することなき内について、三事をあげて、以て其大概を示す、致孝乎鬼神とは、宗廟に孝饗する牲牢を、さかんにいさぎよくすることを云、凡そ人の奉養に、みづから美を求むること、衣食居の三つを、最切なりとす、禹は常の飲食を、菲薄にして、祭祀の供物に、豊潔をきはめ玉ふ、

惡衣服、而致美乎黻冕、

黻は、ひざをほひ、冕は、玉の冠、みな祭服なり、禹は常の衣服を粗惡にして、祭禮の衣冠に、華美をきはめ玉ふ、

卑宮室、而盡力乎溝洫、

卑宮室とは、其みやづくり、堯の土階三尺、茅茨不剪の制を、あらため玉はざるなるべし、溝洫は田間水道、溝は小にして、洫は大なり、これ田地のさいめを正うし、又旱には水をいれ、潦はこれをもらさんがためなり、禹水ををさめ玉ふ時より、天下の溝洫を正しうすることに、其力をついやして、宮室の制は、後までも其卑陋に安んじて居玉へり、

禹吾無間然矣、

再これをの玉ふは、深く嘆美してなり、○大禹衣食居の自奉をうすくして、宗廟の禮を盛にし、農畝の事をつとめ玉ふ、これ亦以てその天下をたもちて、あづからざることを見つべし、

子罕第九

此篇は、述而の篇と相類す、多くは聖人己を謙りて人を誨るの詞と、その言行交際出處の類とを記す、

子罕言利與命與仁、

夫子利欲の利にをいては、全くの玉はず、時ありての玉ふ所は、義の和する所なり、凡そ心をもつはらにして、義にかなふ時は、事をのづから順利なり、もし多く其利を云時は、人まづ利をはかる意ある故に、義をわ

才は、徳の用なり、されどこゝには、徳をかねて云、夫子まづ古語をひきての玉はく、人才得がたしと云こと、それ然らずや、まことに然ることなりと、

唐虞之際、於斯爲盛、

斯とは、周をさす、云意は、古來人才の盛なること、唐堯虞舜、聖々相つげるあひだのみ、周よりも盛なり、夏商より以下は、みな周に及ばずとなり、記者舜の五人を以て、周の十人よりも盛なりと云に、あはすこと、その人才、周の十人よりも、まさりたる、多ければなり、

有婦人焉、九人而已、

人才虞の後、周ばかり盛なりといへども、十人の内一人は婦人にして、丈夫はたゞ九人なりと、これいよいよ人才の得がたきことをの玉へり、

三分天下有其二、以服事殷、

これ夫子が、武王の語によりて、又文王のことをひき玉ふ、服事とは、したがひつかふるなり、古は天下をわきて九州とす、殷の末に、荆梁雍豫徐楊六州の人、みな紂にそむきて、文王につく、只靑兗冀三州のみ、紂にしたがへり、これ文王すでに天下三分の二をたもつ、すなはち天下を以て、天これにあたへ、人これに歸する、勢なりといへども、これをとらずして、なを殷に服事せり、

周之德、其可謂至德也已矣、

文王のことを、周と云て、文王といはざること、上殷の字に對してなり、至德の義上に見えたり、文王の德、商に代りて、天下をとるにたれども、これをとらずして、君臣の大義を存す、これ泰伯の三たび天下を以て讓ると、同じ意なるによりて、共に嘆美して、至德との玉へるなるべし、或人の云く、三分天下と云より下を孔子曰を以てはじめて、別に一章とすべしと、

○子曰、禹吾無間然矣、

間とは、物のひまかけめなり、大禹の德周全なる故に、その間隙をさしあてゝ、そしるべき所なしとなり、然

これ帝堯の徳を、すべて賛美し玉へり、これより下は、みな其大いなる所をかたどる、

巍巍乎、唯天爲大、唯堯則之、

物の形體、巍々として高大なる者は、たゞ天のみにして、他物の比すべきなし、然るにたゞ堯の徳澤、及ぶ所の、廣遠なるのみこれになずらへて、ひとしかるべしとなり、

蕩蕩乎、民無能名焉、

蕩々は、即廣遠の義なり、上をうけて云、この故に、其徳蕩々として、人の名狀しがたきことも亦天の巍々として高大なるが、言語を以て、形容しがたきが、如しとなり、

巍巍乎、其有成功也、

成功は、功業の成れるなり、

煥乎、其有文章、

煥は、光明の貌、文章は、禮樂法度なり、云意は堯の徳ついに名づくべからずして、人の見つべき所の者は、たゞ功業文章の、巍然煥然たるばかりなりとぞ、

○舜有臣五人、而天下治、

これは門人下の夫子の語を明さんために、まづ此句を着く、五人は、禹稷契皐陶伯益なり、

武王曰、予有亂臣十人、

これ夫子書の泰誓の語をひき玉ふ、亂は、治なり、天下を治むるの臣、十人ありとなり、十人は、周公召公太公畢公榮公太顚閎夭散宜生南宮适、今一人は武王の后邑姜なり、九人は外をさめ、邑姜は内をさむ、

孔子曰、

これ武王の語について、論じ玉ふ詞なり、孔子と稱するは、記者その武王の語につけるを以て、君臣の分をつゝしめり、

才難不其然乎、

悾々は、無能なる貌、信は、すなほにして、いつはりなき義なり、

吾不知之矣、

蓋し眞實の狂は、必直なり、眞實の侗は、必愿なり、眞實の悾々は、必信なり、然るに今かくの如くなるは、その何等の人物たりと、こゝろえがたきによりて、吾これを知らずとの玉ふ、これ甚しくこれを絶の詞にして、又いたくいましめ玉ふ教なり、

○子曰、學如不及、猶恐失之、

たとへば人を追が如し、いそげどもなほをいつかれまじきかと、恐るゝは、これ及ばざるが如くするなり、いまだをひつかざる内に、もし其人を見うしなひて、ゆくかたしらずならんかと、恐るゝは、これなをこれを失はんことを恐るゝなり、學をつとむる者に、まさにかくの如くせよとの、さとしなり、○一說に、學は日々に新にすることを貴ぶ、日々に進まざれば、必日々に退く、とゞまりて中立するの理なし、たとへばながれにさかのぼる舟の如し、一かいをこたる時は、即ながれ下る、及ばざるが如くするは、日々に進むことあたはざらんを、恐るゝなり、なほこれを失はんことを恐るゝは、その反て日々に退かんことを、恐るゝなり、これ正義にあらずといへども、學者をさとす意は、いよ／＼ふかゝるべし、

○子曰、巍巍乎、舜禹之有天下也而不與焉、

巍々は、高大の貌、其德たかく大いにして、萬物の表にのびいでゝ、をさるゝ所なきことを云、有天下而不與とは、富貴を以て樂とせずして、己と相あづからず、いまだ天下をたもたざるさきと、同じやうなるを云、これ其德の高大なる内について、最身に切なる一事をあげての玉ふ、古の帝王、みなかくの如くなるに、只舜をあげての玉ふこと、其匹夫を以て、天子のゆづりをうけ、一旦に天下をたもち玉へるによりて、とりわきこれを稱賛し玉へるなるべし、

○子曰、大哉堯之爲君也、

大臣たる者、其位によりて、うくる所の政事を、專一につとむべし、もし其位にをらずして、其政をはかり思ふこと、己その政を任ずるが如くするは、これ己が職分をわすれて、人の職分ををかすなり、すなはち其職に、心をつくさゞる、不忠なるを以て、これを戒め玉ふ、○官に居る者、己が職分をつとめて、其暇ある時、他職の是非を議して、その施爲の當然をはかるも、仕へて優なるの學なれば、これは不可なるにあらず、又程子の云く、もし君大夫問て告ることは、則ありと、按ずるに、君もしわが位にあらざる政をとはれば、これ一時の職分なり、つげずと云ことなかるべし、同朝の臣とふ時は、つぐべきあり、つげざるべきあり、

○子曰、師摯之始、關雎之亂、洋洋乎盈耳哉、

師は、太師、瞽者の樂官、摯は其名、樂藝の達者なり、始とは、その官に居りしはじめなり、關雎は、詩篇の名、亂は、樂譜のをはりなり、今關雎の詩は、始に只音樂ばかりにあらずて、詩を歌ふ時は、みな亂章なり、或説に、歌の末一章を亂と云、洋々は、うるはしく、さかんなる意、盈耳とは、きくにたれる義なり、夫子衞より魯にかへりて、樂を正し玉ふ時、たま〳〵師摯が官に居る時に、あたれるによりて、一時の音樂、みな美盛なり、師摯齊にゆきて後、つぐ者みなこれに及ばず、この故に、夫子師摯がありつる時、關雎の亂を奏したるが、洋々として、耳にみちて、をもしろかりしことを、思ひいだして、かく嘆美し玉へるなり、

○子曰、狂而不直、

狂は、志の高大なるを云、直は、たゞちにして、委曲ならざるぞ、凡そ狂なる者は、必直なり、今狂者と見えて、直ならざる者あるを云、下の句義みな同じ、

侗而不愿、

侗とは、無知なる貌、愿は、謹厚にして、常を守り、輕浮ならざるを云、

悾悾而不信、

道を全くするを云、蓋し死を守るは、信にあつきのしるし、道を善くするは、學を好むのしるしなり、此四つの者、用を相なして、一つをもかくべからず、これ士たる者の本領なり、

危邦不入、

國の勢すでに危き時、其國に居る者は、去るべき義なし、外にある時は、則入るべからず、

亂邦不居、

國の政すでに亂れて、をさまらざる時は、機を見てはやく去り、其國に居ざるなり、

天下有道則見、

有道とは、治まりて道行はるゝを云、見はるとは、世に出るぞ、天下の勢、治平にむかふ時は、いで仕へて、其道を用にほどこす、

無道則隱、

無道とは、亂れて道ふさがるを云、一世危亂にちかき時は、かくれひそまりて、其身をたもつなり、以上四つの者にをいて、皆其道をつくすこと、たゞ篤信好學、守死善道者のみ、これをよくする故に、上文につぎて、の玉ふことかくの如し、

邦有道、貧且賤焉、恥也、

此より下二句は、上の天下有道二句を、うら反してとく、邦とは、即天下を以て云、上の邦の字と同じからず、世治まれる時、見して行ふべき道なき故に、すてられて、貧賤に居ることは、恥なり、

邦無道富且貴焉、恥也、

世亂れる時、かくれて守るべき節なき故に、不義の富貴に居ることも恥なり、天下有道無道の出處かくの如くなれば、邦國危亂の去就も、亦義にかなはざることを知ぬべし、これ士たるの本領なくして、只碌々たる常人なり、恥づべきの甚きにあらずや、○晁氏の云く、學あり守あり、而して去就の義いさぎよく、出處の分あきらかにして、然して後に、君子の全德なり、

○子曰、不在其位、不謀其政、

盛なるも、又一行の長、一事の善あるも、みな取るにたる者なき故に、これをみるにもたらざるのみ、○程子の云く、驕は氣の盈てるなり、吝は氣の歉ぬなり、朱子おもへらく、此二つの者、其意ことなりといへども、其勢つねに相よる、蓋し驕は吝の枝葉なり、驕るにあらざれば、その吝む所をかゞやかすことなし、吝は驕の本根なり、吝むにあらざれば、その驕る所をたもつことなし、この故に凡そ天下の人をこゝろむるに、驕にして吝ならず、吝にして驕ならざる者、いまだこれあらずと、按ずるに人の才能、もと天命にうけたれば、これを公にして、人の不足をたすけ、共に天下の用をなすべし、然るをひとりわが私とせば、必天誅をうけて、凶禍をのがるべからず、凡そ富貴權勢の類も、みなこれに同じきなり、

○子曰、三年學不至於穀、不易得也、

此至の字を、志に作りて見るべし、穀は、祿なり、人學ぶこと三年を積む時は、功を用ることやゝ久くして、ほゞ得る所あり、然るになほ利祿を求るの志なきは、道に志すことあつし、かやうの人も、得やすからずとなり、○三年まなんで、祿に志ざゝずと云に、只自奉ずる所の美を、求めざるのみにあらず、積學三年に及が時は、則世用に應じて、自こゝろみまく欲する意あり、然るにいまだ仕を求むるの志あらざるは、大いに成して、大いに用んとする志なれば、これはいよ〳〵得がたかるべし、輔氏の云く、後世の士は、祿を求るの志、みな學をするの先にあり、然らざる時は、則學びずと、

○子曰、篤信好學、

篤信とは、道を信ずることあつくして、つとめまなび、他にうつる意なきなり、好學とは、其信ずる所、ひらに信ぜずして、其理をくはしくきはめ、體を明にして、用にかなふるを云、

守死善道、

守死とは、死難の節を守りて、其志をたがへざるなり、善道とは、其死すること、たゞに死せずして、其

道理の然るゆへまでは、凡民にさとし知らしむることあたはず、只これに由らしめんこと可なりとぞ、〇それ聖人の教をまうくること、天下の人ごとに、道理の本を、さとさまく欲せざるにはあらず、然れども、其勢ことごとくには、さとすことあたはざるなり、後世法を巧にし、令をしつらひて、民を愚にしてつかふ術あり、此は意ありて、これを知らしめぬなり、其義はなはだことなり、

〇子曰、好勇疾貧亂也、

これ勇者を戒め玉へるなり、勇は凶徳にあらざれど、もしわが貧きを、いとひにくむ時は、其分に安んぜざる意ありて、ついに悖亂をなすに至るなり、

人而不仁、疾之已甚、亂也、

これ小人をおさむる者を戒しむ、人の不仁をにくむこと甚きに、二つあり、其不仁いまだふかゝらざるに、これをにくむことのすぎたる、又かれをとりひしぐ力をはからずして、急にこれをせむる、みなかれが亂逆を致して、反て己に害あり、此二つの者の心、善悪ことなりといへども、その亂を生ずることは、同じき故に、とりあはせて、の玉へるなるべし、〇勇を好んで、貧きを疾むの亂、勇者を戒むといへども、勇者をやしなひつかふ人も、亦此戒を知て、これを御する道を思ふべし、

〇子曰、如有周公之才之美、

此章詞をまうけて、人の驕吝を戒め玉ふなり、古人才能技藝の盛なる、周公にしくはなし、よりて其才の美を、これにたとふ、

使驕且吝、

驕るとは、わが長じたる所をかゞやかして、人にたかぶるなり、吝なるは、其長ををしみて、人にあたへず、人の長をそねみて、その短を幸とするなり、これ才能のみならず、凡そ功業富貴の類にも、皆あることなり、

其餘不足観也已、

人もし驕吝の病ある時は、其餘の才能功業富貴等の

○子曰、興於詩、

此章は、學者藝に游ぶ上について、平生學習する所の驗をうる、次第淺深をとく、それ詩は人の性情に本づきて作り、邪なるもあり、正きもあり、其詞和平にして、知りやすく、これを吟咏して、あげさげ、くりかへす間に、人心を感動すること又やすし、その本人情に出たるが故なり、この故に、學者の初得る所の驗に、善を好み惡をにくむ心を、ふりをこして、自やむことあたはざることをば、必詩を誦する上にをいて、これを得るなり、よりて詩に興ると云、

立於禮、

禮は、恭敬辭讓を本とし、外には節文度數を詳にして、以て恭敬をおこなふ、又此節文によりて、威儀容貌を正うし、肌肉筋骨をかためて、以て恭敬を存す、内外こもごも相養ひて、此身よくひとりだちす、此故に、學者の中比得る所の驗に、卓然と自立して、事物にうごかし、むばゝれざることをば、必禮を習はす上にをいて、これを得るなり、よりて禮に立つと云、

成於樂、

樂は五聲十二律をそなへて、調をなし曲を作り、高下清濁、たがひにとなへ、かはるがはるこたへて、歌ふ者、舞ふ者、金石絲竹を奏する者の、音調節度をなす、これを歌ひ、これを舞ひ、これを奏で、これを聽く者、共に其性情をやしなひ、其體貌をやはらぐ、これを以て、氣質の査滓をけし、習俗の邪穢をすゝぐべし、この故に、學者の終りに得る所の驗に、義精く仁熟し、しゐつとめずして、道德に和順することをば、必樂を作す上にをいて、これを得るなり、即是樂の成就なるによりて、樂に成ると云なり、

○子曰、民可使由之、

民とは、凡民を云、之の字は道理をさす、下同じ、それ君として、凡民ををさめ敎ること、只道理の當然なる所に、由りしたがひて、行はしむることは、これをせらるべきぞ、

不可使知之、

可以寄百里之命、

寄するも、あづけをく義なり、百里とは、諸侯の大國を云、其地方百里なればなり、命とは、政敎號令を云、これ亦上の遺託の上に加へてなり、

臨大節而不可奪也、

大なる節義にのぞんでも、死を以てこれを守りて、人にむばゝれうじなはぬぞ、これ亦上の寄託にたふる才ある上に、又此節操の守りあるなり、舊說には、大節を、大難とす、なを大關節と云が如し、此義長ぜるに似たり、

君子人與、君子人也、

君子は、才德かねそなはるの稱なり、與は、疑ふ詞、也は、決する詞、云意は、かやうの臣は、君子たる人歟、一定君子たる人なりと、問答の詞をまうくるは、ふかく其必然たることを、あらはせるなり、

○曾子曰、士不可以不弘毅、

弘は、德量のゆたかにひろきぞ、毅は、節操のかたくつよきぞ、云意は、凡そ人士と名づくるからは、弘にして又毅ならざることあたはずと、

任重而道遠、

任は、荷と云義なり、其負ふ所の任をもくして、又ゆく所の道とをきぞ、これ士のまさに弘毅なるべき故をとく、蓋し弘ならざれば、其重きにたふることなし、毅ならざれば、其遠きに致すことなし、

仁以爲己任、不亦重乎、

これ任重き實をとく、仁は、人心の全德にして、萬善をすべたり、然るを己が任として、必これを身に體して、つとめ行はまく欲す、これ其任の重きにあらずや、

死而後已、不亦遠乎、

これ道遠き實をとく、仁を心體力行する志、必死に至りて後にやむ、一息なを存すれば、しばらくもをこたることを得ず、これ其道の遠きにあらずや、

これ曾子、顏子の德をのべていへり、能とは、學力の至る所を以て云、顏子の心、義理のきはまりなきことを知て、人我のへだてなし、よりてすでに能することも、なを心にみたざる所ある故に、これをきはめんとして、人にとひはかること、或は己が能する所に、及ばざる者にも、これをとへり、

以レ多問二於寡一、

その學び得る所、すでに多しといへども、なをつくさゞる所ある故に、識ることすくなき人にも、これをとへり、

有若レ無、

能を以て不能にとふことを、かさねとく、

實若レ虛、

多を以て寡にとふことを、かさねとく、一說に、能すると、多きとをすべて、無に對して云時は有なり、虛に對して云時は實なり、不能と寡とは、無と虛となり、

犯而不レ校、

人非理を以て、我を犯せども、其心うごかずして、共に是非曲直をはからず、これ亦人我のへだてなきなり、

昔者吾友、嘗從二事於斯一矣、

昔者吾友とは、顏子の死後にいへばなり、嘗從二事於斯一矣とは、つとめ行へること、嘗てみな此道にしたがひて、歷わたりつるとなり、○程子おもへらく、人の犯すこと、もし校るべき大事ならば、理にしたがひて、これに應ずべしと、

○曾子曰、可三以託二六尺之孤一、

此章大臣の才德を論ず、託くるとは、たのみをく義なり、六尺とは、周禮二十五歲の男子を云、六尺は今の四尺餘なり、孤は、父なきの稱、云意は、こゝに一人の臣あらんに、其才先君卒する時、幼君をもりたてゝ、其身をたもち、其德をなすことを以て、遺託せらるべきぞ、

人は萬物の靈なるによりて、死にのぞむ時は、氣きえ欲つきて、其物云こと善なり、これ曾子謙退の詞ながら、今敬子をして、わがつぐる所のことを、よくきゝ入れて、わすれざらしめんがためなり、

君子所貴乎道者三、

君子とは、位にある人を云、これ敬子がためにつぐればなり、道はあらずと云所なけれども、なかんづいて、君子たる人の、貴とび重んずべき所、三つあるとなり、其目下にあり、

動容貌、斯遠暴慢矣、

容貌は、一身のかたちをすべて云、これをうごかすといへば、しづまるをもかねたり、暴は、粗草なる義なり、慢は、ほしいまゝなるぞ、斯これに遠るとは、わづかに容をうごかすことあれば、すなはち暴慢にとをざかりて、をも〳〵しく、うや〳〵しくすべしとなり、下の句義、みなこれに同じ、

正顏色、斯近信矣、

顏色に心をつけて、とゝのふる時は、すなはち内心と一致にして、信實なる方にちかづき、外をいつはりて、心とことにすべからす、

出辭氣、斯遠鄙倍矣、

辭は、ことば、氣は、いきづかひなり、辭は必氣によりて出る故に、氣をおびて云、鄙は、俗にしていやし、倍は、理にそむくなり、物云ことは、則鄙倍にとをざかりて、必典雅順正なるべし、此三つは、皆是身を修るの要、政をするの本、學者常に省察して、存養することに、間斷なかるべし、亦これ内外一致の工夫なり、

籩豆之事、則有司存、

籩豆は、みな祭禮に供物をもる器なり、有司は、役人、存すとは、つかさどり知ることなり、道の全體は巨細かねずと云ことなけれども、其分際を云時は、君子のをもんずる所、上の三つにあり、籩豆の細事は、有司のつかさどるわざにして、君子の職分にあらずとなり、

○曾子曰、以能問於不能、

詩を引ていへらく、われ常に戒愼恐懼して、身を守ること、深き淵にのぞんで、をちんことををそれ、薄き氷をふんで、をちゐらんことををそるゝ如くしてとなり、

而今而後吾知免夫、

今死にのぞむ時までに、かくの如くに戒懼して、而して後に、われ此身の毀傷を免れたることを、知れるかなとぞ、

小子、

小子は、即門弟子なり、すでにつげをはりて後に、又門人をよびかけて、くりかへし、ねんごろなる意を、知らせり、その門人をさとせる意深切なり、○凡そ人の子たる者、父母にうけたる身體を、そこなひやぶらずしてをはること、まことにこれかたし、况やその行實をけがして、親をはづかしめざることをや、もし行實にきずつけることあらば、臨終の時、身體全きのみを以て、人に示して、教とせらるべけんや、されど古人の學は内外一致なり、外を云時は、内すなはち其中にあり、更に心を云ことをまたず、曾子の手足をひらかせられたるは、其行にかくることなき上にてのことと知べし、

○曾子有疾、

義上章の如し、

孟敬子問之、

孟敬子は、魯の大夫孟孫氏、名は捷、敬と謚す、孟武伯か子なり、曾子のもとにゆきて、其疾をとひうかがふ、

曾子言曰、

言とは、わが方よりいひ出すぞ、

鳥之將死、其鳴也哀、

鳥は死ををそるゝ故に、死なんとする時は、其のなくころ哀む、

人之將死、其言也善、

に同じ、

愼而無禮則葸、

葸とは、物にをぢをそるゝ貌なり、

勇而無禮則亂、

亂とは、上ををかし、物をそこなふを云、

直而無禮則絞、

絞とは、緊急迫切にして、委曲の理をかへりみざるを云、

君子篤於親、則民興於仁、

君子は、上にある人をさす、君子その親族に、恩愛をあつくすれば、下民これに感じて、亦仁道ををこしをこなふ、

故舊不遺、則民不偸、

故舊は、朋友臣屬のふるきよしみある者を云、その舊好をわすれずして、ながくすてをかざる時は、民亦これに化して、風俗うすからぬなり、これ上文の恭愼勇直、みなよく禮にかなへば、勞葸亂絞のついえなきと、同じ理なるによりて、あはせ記せり、又呉氏おもへらく、此章君子と云より以下を、別に一章とすべし、曾子の言ならんと、まことに其文義、上と相うけずして、曾子の愼終追遠、民德歸厚矣といへるに、意相類す、呉氏の說然るべしと、集註にもいへり、

○曾子有疾、

これ疾をもりて、死せんとする時なり、

召門弟子曰、啓予足、啓予手、

手足ををほへる、衾をひらかせ、身體を全ふして、毀傷をまぬかれたる、孝行を示せり、

詩云、戰戰兢兢、如臨深淵、如履薄氷、

詩は、小雅小旻の篇の詞、戰々は、恐懼の義、兢々は、戒愼の義、曾子身を保つことのかたきをいはんとて、此

泰伯は、商の時周の君古公亶父の子なり、古公を後に太王と追號す、太王三子あり、長は泰伯、次は仲雍、次は季歷、そのかみ商やうやくにをとろへて、周日々に强大なり、季歷又子昌を生で、聖德あり、太王商をほろぼし、周ををこさんの志あり、泰伯君臣の常道を守りて、其志にしたがはず、太王ついに位を季歷につたへて、孫昌に及さんとす、泰伯これを知て、弟の仲雍と、共にのがれ去り、荊蠻にゆきてかへらず、こゝにをいて、太王すなはち季歷を立てゝ、國をつたへ、昌に至て、天下を三分して、其二つをたもつ、これを文王とす、文王崩して、子發立つ、遂に商紂をうちて、天下をたもつ、これを武王とす、此章夫子泰伯を賛美して、至德と云、其德至極して、さらに加ふべきことなしとなり、義は下文に見えたり、其とは、必然の詞、已矣とは、他なきの詞、至德といはんに、さはりなしとなり、

三以天下讓、民無得而稱焉、

三たび讓とは、只かたくゆづる義なり、三の字になづむべからず、讓と云は、只とらずして、のがるゝなり、民は、只人なり、それ泰伯の德を以て位をつぎ、商をとろへ、周さかんなる時にあたらば、よく諸侯をすべ、天下をたもつにたんなん、然るにこれをとらずしてのがるゝは、これ國をゆづれりといへども、實は天下を以てゆづるなり、又臣君のためには、犯すことありて、隱すことなし、よりて武王商をうつ時は、伯夷叔齊君臣の大義を以て、あらはに諫ることを得たり、泰伯の太王にしたがはざる、其心はこれにことならざれど、父のためには、かくすことありて、をかすことなき故に、只太王の病のために、藥を採るとて、のがれ去て、其跡をあらはさず、よりて人只其實は季歷に位をゆづれると知るのみなり、其ゆづりの、天下にあづかることを知り得て、これを稱美する者なし、こゝを以て、これを至德といへるなり、此事夫子にあらざれば、後世ながく知ることなきによりて、ことさらにこれをの玉へるなるべし、

○子曰、恭而無禮則勞、

恭は、善行なりといへとも、禮節にかなはずして、すぐる時は、自苦勞するついえあり、下の句義みなこれ

奢はすぎ、儉は及ばすして、皆中道を失す、されど、奢は禮法を犯して、禍にかゝらんとす、固は固陋に止るのみ、よりての玉ふことかくの如し、○晁氏の云く、やむことをえずして、時の弊をすくへり、

○子曰、君子坦蕩蕩、

坦とは、心體のやすらかなるを云、蕩々は、ゆたかにひろき貌なり、君子は只道理にしたがひて、得失を心にかけず、この故に、其心平易にして、常に寛廣なり、

小人長戚戚、

長とは、常久の義、戚々は、うれへいたむなり、小人は外物につかはるゝ故に、時として得失をはからずと云ことなし、よりて常に戚々たるのみなり、○君子は憂患の中にも、樂む意あり、小人は安樂の中にも、亦常に憂戚をわすれず、

○子温而厲、威而不猛、恭而安、

温とは、顏色を以て云、威あると、恭きとは、一身をあげて云、此三つは、其うち見る所より、いひたてゝ、厲なると、不猛と、安きとは、各其中より、くはしく見いだして、これをいへり、凡そ人の德性、もとそなはらずと云所なし、然れども、氣質のしく所、人ごとに偏なり、只聖人のみ、陰陽德を合せて、其質偏ならず、全體渾然として、其德かねそなはる、よりて中正和順の氣、をのづから容貌の間に、あらはるゝこと、かくの如し、門人つぶさにみそなはして、詳にこれを記せり、亦その心を用ることの、縝密なることを見つべし、抑知以て聖人を知るにたりて、よく德行を云者にあらずは、これを記すことあたはじ、この故に、程子おもへらく、曾子の言ならんと、學者よろしく反復して、心にもてあそぶべき所なり、○或人とふ、此章はこれすべて聖人の容貌を云、鄕黨はこれ事上を逐て說や否や、朱子の云く然り、

泰伯第八

子曰、泰伯其可謂至德也已矣、

疾病のために、いのりをするの理ありやと、問かへし玉ふ、子路自其理を察せまく欲してなり、

子路對曰、有レ之、誄曰、禱二爾于上下神祇一、

誄とは、人の死をかなしんで、その行跡をのぶる、文章の名、上下は、天地なり、天神を神といひ、地神を祇と云、誄には其人の病る時、神祇にいのりつることを云、子路これをひきていへらく、祈禱の理あればこそ、古の誄詞に、かく云へることありとなり、今夫子を天地の神にいのらんとにはあらず、

子曰、丘之禱久矣、

子路夫子の意をさとらざる故に、かくの玉へり、それ禱と云ことは、災禍をのがれんために、過をくひ、善にうつりて、神の佑を、ねがひもとむるを云、然れば聖人いまだかつて過あらず、又善のうつるべきこともなし、その平常の行ふ所、をのづから神明の心にかなへる故に、丘が禱ること久しとの玉へるなり、されど古禮に、疾病なる時、鬼神にいのることあり、これは只臣子たる者、憂にせまりたるまゝに、君父の命をのべんことを、いのるなり、病者の心をうけてすることにあらず、よりて夫子たゞちに子路の請ふ所をふせがずして、但今にあたりて、禱を事とする所なきの意を、つげ玉ふなり、一説に、夫子平常戒愼恐懼して、鬼神に罪を得ざらんとすること、時として然らずと云ことなき意をば、丘が禱ること久しとの玉ふ、然れば今ことさらに、又禱るべきやうもなしとの意ありと、此説長ぜるに似たり、本註は孔安國が説をとれり、

○子曰、奢則不レ孫、

不孫とは、ほしいまゝにして、違逆をかへりみざるなり、

儉則固、

儉は、儉約なり、固しとはやぶさかにしていやしむべきぞ、

與二其不一レ孫也寧固、

聖は、大いにして化するの稱、蓋し德その盛なることをきはめて、また其跡のみえざるなり、仁は、心德の内に全うして、人道の外にそなはれるなり、されど仁には高下ある故に、聖とわきていへるなり、豈敢んやとは、あへて此二つにをらずとなり、

抑爲之不厭、誨人不倦、則可謂云爾已矣、

抑とは、上文をかへして、下にうつる詞なり、その、爲ぶと誨るも、亦仁聖の道を、學び敎るなり、可謂云爾已とは、かくいひたる者と、いはるゝばかりぞ、これより上は、及ばずとなり、

公西華曰、正唯弟子不能學也、

即此たゞ此ことこそ、弟子たる者の、學ぶことあたはざる所なれとぞ、蓋し夫子われは仁聖の道を、學び敎るばかりぞとの玉へとも、その厭はず倦ざることは、身に仁聖の德あるにあらざれば、あたはざることなるによりて、公西華これをきゝとりて、贊嘆しけるなり、○晁氏おもへらく、そのかみ夫子を聖にして又仁なりと、稱する者あり、この故に夫子これを辭す、されども只これを辭するのみなれば、天下の才をすゝめ、天下の善をひきゐるに由なし、人をして聖と仁とを虛器として、ついによく至ることなからしめんとす、よりて夫子の玉ふことかくの如く、公西華も亦此意を知てこれを嘆ずと、又前章に學で厭はず、誨て倦ざるを以て、何か我にあるとの玉ふは、只泛く謙退し玉へる詞なり、こゝに又此二つを以て、自ゆるし玉ふは、人仁聖を以て、われに歸するによりて、第一二等の、仁聖を辭し、第三等のことを以て、自うけあたり玉ふ、其義ことなれども、皆を人すゝめんがためなり、

○子疾病、

病とは、疾のをもくなることを云、

子路請禱、

鬼神に祈禱して、病をすくはんと、夫子にこひたり、

子曰、有諸、

司敗又其事をあらはさずして只禮知れりやと問ける故に、夫子の咎玉ふ所むべなり、司敗黨するとありやと云に及んで、直にうけて過とす、而して亦そのあやまてる故を辨せず、これ其盛德、時に中して、可ならずと云所なし、まことに以て萬世の法とすべし、

○子與人歌而善、

夫子人と共に歌うたひて、人の音曲、優柔平中にしてよければぞ、

必使反之、

其人をして又ひとりうたはせて、かのよき所を、つぶさにきゝとり玉ふ、

而後和之、

すでにきゝ得て後、夫子ひとりこれにこたへて、うたひ玉ふなり、これその詳なる所を得ることをよろこび、又人のよきことをたすけて、いよ〳〵すゝめしめ玉へるなり、○此章聖人の氣象、從容にしてせまらず、謙遜にして人の善をほはす、誠意ねんごろにいたり、善をとること審密にして、かろく信せず、たやすくよろこばざるの意を見る、一事の微にして、衆善のあつまること、あげてつくすべからず、よむ者つまびらかにこれを味はふべし、

○子曰、文莫吾猶人也、

文は、言語のあやなせるを云、莫らんかとは、疑ふ詞、吾猶人とは、われ人にこえざれども、なを人に及ぶべきことを云詞、これ下の吾未之有得と、相よびこたへていへり、

躬行君子、則吾未之有得、

躬行君子とは、君子の道を、一々これを身に體し、これを事にあらはすを云、これを得る時は則君子の德成れるなり、未之有得とは、全くいまだ得ざるを云、此章も亦聖人の謙辭なり、而してその言は易く、行は難うして、難きを急にし、易きを緩くすべきことを、見るにたれり、人をして、其實行を勉めしめんがため也、

○子曰、若聖與仁、則吾豈敢、

昭公威儀の禮節に習へるを以て、禮しれりと答へ玉ふ、

孔子退、

其席より、退出し玉ふ、

揖巫馬期而進之曰、

巫馬期は、孔子の弟子、姓は巫馬、名は施字は子期、揖而進之とは、両手を拱きひいて、人をわが前にすゝむることを云、

吾聞君子不黨、君子亦黨乎、

君子は、孔子にあてゝいへり、黨すとは、人をたすけて、其非を相かくすことを云、

君取於呉爲同姓、謂之呉孟子、

君は、昭公をさす、これ昭公の禮法にそむきたることをあぐ、周の禮同姓は百世婚姻を通せず、魯は周公の後、呉は泰伯の後にして、みな姬姓なり、然るに昭公呉女をめとれり、稱して呉姬と云べきを、その禮を犯せることをいみ、これを呉孟子と云て、宋女の子姓の者の如くならしむ、一説に、そのかみ魯人は、只孟子と云はかりなるを、呉の字をつけたるは、世にこれをそしりての、ことなへなりと、

君而知禮、孰不知禮、

昭公とありて、禮知れりとせば、世にたれか禮しらずとせらるゝ者あらんとぞ、

巫馬期以告、

司敗がそしりを以て、夫子につぐ、

子曰、丘也幸、苟有過、人必知之、

人わが過をきかざれば、あらためずしてすぐるを、丘は幸ある者なり、もしあやまつことあれば、人必これをしりて、われすなはちこれを聞ことを得とぞ、これわれ君の惡をいみて、あらはさずともの玉はず、又同姓をめとるを以て、禮しれりとはせられざる故に、只そしりをうけて、わが過とし玉へるなり、○呉氏おもへらく、魯は夫子の父母の國、昭公は魯の先君なり、

與其進也と云の前にをきて見るべし、潔己とは、進見を求めんために、其身をさめとゝのへて、つゝしめることを云、保すとは、俗にうけあうと云義なり、往は、前日なり、云意は、人もし己をさめて、以て進來すれば、其をさむる所にゆるして、これにあふ、前日の善惡までを保任して、これにあふにあらず、又今進來の一見を、ゆるすのみにて、退出の後、不善をすることをも、ゆるしてあふにあらずとなり、唯の字の上下にも、亦疑らくは闕文あらん、大抵已甚きことをせざるの意なり、此句上をうけて云、然るに今の一見をしも、ゆるさずは、これはなはだしきふるまひなり、何ぞ、かくの如くならんとぞ、聖人人を接待すること、其己往をとはず、其將來をむかへず、この心を以て至れば、すなはちこれを受るのみ、德量の寛洪なることかくの如し、

○子曰、仁遠乎哉、

仁德得がたき故に、人これを遠き者とすれども、もと遠き者にあらずとなり、

我欲仁、斯仁至矣、

仁は人心の德にして、外にある者にあらず、放て求めざる故に、遠き者と思へり、もし我その身に反り、自求めて、實にこれを得まく欲すれば、即此にしてあり、豈それ遠き者ならんや、一たびうしなひたる者、忽然として、即こゝにありて、外より至れるが如くなる故に、至るとは云なり、朱子おもへらく、我仁を欲すれば、仁こゝに至る、何ぞかくの如くに易き、顏子だも三月違はざるのみ、其餘の諸子は、皆これに及ばず、何ぞかくの如くに難き、論語を見る者、かやうの所にをいては、わが身を以て實に體認して、まさにはじめて得たり、

○陳司敗問、昭公知禮乎、

陳は、國の名、司敗は、官の名、陳楚二國には、司冦をよんで、司敗と云なり、昭公は、魯の君、名は稠、昭公禮しれりと云名あるを、司敗信せざるによりて、夫子の陳にいませし時、これをとへり、

孔子曰、知禮、

し、その物にをけること、かくの如くなれば、その人にをけることも知ぬべし、小事かくの如くなれば、大事も亦知ぬべし、

○子曰、蓋有不知而作之者、我無是也、

云意は、蓋し世に其理を知らずして、妄に事を作す者もあるべし、我にをいては、此ことなしと、これ人に知識を求めんことをすゝめ、又妄作することを戒め玉ふ意あり、されど夫子一生のなせることとそこばく、皆しらずして、し玉ふことなき時は、その理にをいて、知り玉はずと云ことなきを見つべし、

多聞擇其善者而從之、多見而識之、知之次也、

聞くと見るとは、互に相通ず、その從ふ所は、よくえらぶべき故に、善をえらぶと云、其識すことは、善惡みな存して、參考にそなふべき故に、これをえらぶといはず、かくの如くなるは、いまだ上知にはあらざれど、亦以てこれに次ぐべし、これ人に知識を求るの道を示し玉ふなり、

○互鄕難與言、

互鄕は、鄕の名、その一鄕の人、みな不善にならひて、共に善をいひがたし、

童子見、

ある時互鄕の童子來りて、夫子にまみゆることを得たり、

門人惑、

諸弟子、夫子のこれにあひ玉ふべからざることを、うたがへり、

子曰、與其進也、不與其退也、唯何甚、人潔己以進、與其潔也、不保其往也、

此段疑らくは錯簡あるべし、人潔己と云より末を、

ゝむべければなり、

子曰、善人吾不得而見之矣、

此子曰の二字は、衍文なるべし、善人とは、仁に志して惡なきを云、これ資質を主としていへども、亦全く學びざる人にもあらず、善人よく學ぶ時は、則其德を成して亦以て君子たるべし、

得見有恒者斯可矣、

有恒とは、其心を二つにせずしてかはらざる義なり、これ亦以て上達すべき、もとひあるによりて、斯可なりとの玉へり、

亡而爲有、虛而爲盈、約而爲泰、難乎有恒矣、

亡しとはたえてなきぞ、虛しとは、いまだみたざる義なり、此二つは、學の至る所と、事を能くする所とをかねて云、約しきと、泰なるとは、貧富貴賤を以ていゝへり、これみな內に其實なくして、外をかざり、人にをごるの事なり、かやうの類は、其常を守ることあたはずして、かはりやすし、よりてつねあることかたしとの玉へり、此段は、上に聖人よりしなぐ\にくだり、有恒に至りては、最下等なるに、これさへ得がたきによりて、その得がたき故を、かさねての玉へるなり、

○子釣而不綱、

綱あみすとは、つなを綱につけ、川の流れを横さまにはりきりて、魚をのこさずとることを云、

弋不射宿、

弋すとは、矢に絲をつけ、鳥にいかけて、まとひをとすことを云、宿とはよるとまりて居る鳥なり、此二つは、物を取る中にも、物を愛する意あることを云、○洪氏おもへらく、孔子わかゝりし時、貧賤なり、この故に、祭祀にそなへんがため、又は老をやしなひ、客をもてなさんがためには、漁獵し玉へることあり、されど物をつくしてとり、其知らざるをうかゞひて、とることなどは、し玉はず、これ仁人の本意を見つべ

それかくしてあらはさゞる所あるかと疑ふ、これ聖人の動靜語默、すべて敎にあらずと云ことなきを、知らざればなり、この故にこれを以て、つげさとし玉ふ、云意は、なんぢら我を以て、隱せる所ありとするか、われ汝らに少しも隱す所なしと、

吾無行而不與二三子者、是丘也、

吾はつねづねのする所、一つとして、なんぢらに、あらはし示さずと云ことなき者なり、此外に何かあらんや、是丘が丘たる所なりと、これその隱すことなきの實をとけり、○それ道は虛にして形なし、聖人これが形體となり、動靜云爲を以て、この道をあらはし示し玉ふ、なを日月星辰の上にかゝり、山川草木の下につらなり、寒暑晝夜のかはるがはるめぐりて、天地の道昭然として、かくれなきが如し、人みづからこれを察せざるのみ、程子おもへらく、聖人これをの玉ふこと、たゞ資質庸下なる者をしてつとめて思ひ、くはだて及ばしむるのみにあらず、又才氣高邁なる者をも亦あへてこえあなどりてすゝまざらしめんとなり、

○子以四教、文行忠信、

夫子の人に敎るに、文を學び、行を修めて、忠信を存する、四つの者を以てす、忠信は其もとひなり、但忠は實心、信は實事、首尾本末の如し、二言なれども、兩端にあらず、○それ文を學ぶは、此理をきはめんとなり、行を修るは、此理をふまんとなり、忠信を存するは、此理を心に根づけんとなり、孔門の敎博文約禮を以て、手を下し、功を用るの常法とす、文を學ぶは、博文なり、行を修るは、約禮なり、此二つの者、又忠信を主とせざれば、知る所みな虛見にして、行ふ所みな虛文なり、よりて每々忠信の訓を深切にして、知行とならびをもんぜり、

○子曰、聖人吾不得而見之矣、

此章世くだりて、よき人のまれなることを嘆けり、聖人は、其德神明にして、はかられざるの稱なり、

得見君子者斯可矣、

君子は、才德衆にぬきんでたるの名なり、斯可なりとは、これにでもよしと云詞なり、君子は聖人にもす

○子曰、三人行必有我師焉、擇其善者而從之、其不善者而改之、

三人行ふとは、三人事を共にするの義なり、三人の內一人はわれ、他の一人は善、一人は惡なれば、われその善をえらんで、これに從ひ、その惡をかへりみて、これを改む、これ二人みなわが師なり、賢を見ては齊しからんことを思ひ、不賢を見ては內に自かへりみると云義に同し、但三人は、もとすくなきことを云、されどこれよりすくなくして、一人の善惡、又をほくして千萬人の善惡、亦みなこれを師とすべきなり、○書に云く、能く自師を得る者は貴しと、然ればわれ自師を取り得ることを以て、主とすべし、もしまつ善をなし、惡を改めんと期するの念なくは、たゞ不善を見て、改ることあたはざるのみにあらず、日々に善人と共に居るとも、亦これに從ふことあたはじ、况や同行のしばらくをや、朱子の云く、人もし自修るを以て、心とする時は、天下の萬物をあげて、凡そ前に感ずることある者、わが義理の正きを發するに、たらずと云ふことなし、

○子曰、天生德於予、桓魋其如予何、

桓魋は、宋の司馬なり、夫子宋にいませし時、私の怨ありて、夫子を害せんとす、夫子しのひて宋を去り玉ふ、其時供したる弟子、はなはだをそれて、夫子にいそいで去らせ玉へといひけるによりて、此語を以てこれに答て、衆の心を安んせしめ玉へるなり、云意は、天すでに我に賦生する、かくの如くなる德を以てする時は、則桓魋それわれをいかゞせん、一人の私を以て、天にたがひて、己を害することあたはじとなり、

○子曰、二三子以我爲隱乎、吾無隱乎爾、

二三子とは、諸弟子をよびかけての詞なり、諸子夫子の道、高妙深遠にして、はなはだ及びがたきを見て、

及ばれざる所あることを見る、凡そ夫子のみづから身のうへをの玉ふこと、をほむねかくの如くなり、學者よろしく思ひを致すべきなり、

○子曰、我非生而知之者、

生れながらにして知るとは、氣質清明、義理昭著なる故に、學ぶことを歷ずして、をのづから知ることを云、云意は、わが物を知ること、かくの如くならずとなり、

好古敏以求之者也、

敏くして求むとは、汲々として、急に求るなり、云意は、心に古の道を好み、力を用ること急速にして、これを求め得たる者なりと、○尹氏の云く、孔子生知の聖を以て、つねに學好むとの玉ふこと、たゞ人をすゝむるのみにあらず、蓋し生れながらにして知るべき者は、義理のみなり、かの禮樂名物古今事變の如きは、必學ぶことを待て後に、以て其實をこゝろむることあればなりと、按ずるに、生れながらにして知るべき者は、義理なれども、これ亦此によりて彼にをし、近きによりて遠きにをし、答問辨難によりて發せざれば、聖人といへども、義理の趣、いまだひろまらざる所あり、これも亦學なり、聖人の知、豈全く學によらずして、これを得る者ならんや、

○子不語怪力亂神、

怪は、物怪のことなり、力は、勇力のことなり、亂は、悖逆のことなり、此三つは、みな義理正しからざることなるによりて、聖人つゝしんでかたらず、鬼神は、天地造化のあとなれば、正しからぬに、あらざれど、理をきはむることとくはしからざれば、いまだ明らめやすからず、この故に、亦かろがろしく、人につげ玉はず、○謝氏の云く、聖人常をかたりて怪をかたらず、德をかたりて力をかたらず、治をかたりて亂をかたらず、人をかたりて神をかたらず、朱子おもへらく、聖人もし怪力悖亂のことを語ることあれば、必その訓戒を垂る、鬼神にをいては、其理を論して、人のまどひをさとす、されども皆これに及ぶことまれなり、

これを記す、朱子又おもへらく、古の儒者、只これ詩書禮樂を習ふ、こゝに禮をいへば、樂も亦其中にあり、易は大卜の官これを掌る、春秋は史官これを掌る、學者兼をさむといへども、其正業にあらずと、凡そ聖人の敎は、日用常行の事を以て主とす、かの性と天道と、利と命と仁との如きは時により、人によりてこれをの玉ふ所にして、常の敎にあらざることと知べし、

○葉公問孔子於子路、

葉公は、楚の葉縣の尹、姓は沈、名は諸梁、楚子潛して王稱する故に、臣も亦僭して公稱せり、

子路不對、

葉公もとより孔子の德を知らず、これその問べき所にあらずしてとへる故に、子路こたへざるならん、或は聖人の德、名づけかたどりやすからざるによりて、こたへざる歟、

子曰、女奚不曰、其爲人也、發憤忘食、樂以忘憂、不知老之將至云爾、

發憤忘食とは、學んでいまだ得ざる時は、これを得まく欲する意切にして、食することをも忘るゝなり、樂以忘憂とは、學んで求る所、すでに得ることある時は、其樂む意ふかゝして、憂ることをも忘るゝなり、不知老之將至とは、上二つのことを以て、日々につとめてやまず、わが老衰の至りて、年數のたるまじきをも、知らずとなり、これ自その學好むことの、篤きことをの玉へり、云爾とは、爾はかくの如くなり、かういひたることと云詞なり、云意は、汝なんぞこれに對へて、その人となり、學このむことしかく〳〵、しかいひたる者ぞと、いはざりつるとなり、蓋し聖人の人となり、もとより人と共に知りがたきことなし、よりてこれを告げずして、人の疑をひらかまく欲せず、又これを告て、人の學好むことを、すゝめまく欲す、よりての玉ふことかくの如し、されども深く此言をおちはへば、その德全體をきはめ、至極をつくし、天理もつはらにして、やむことなきの妙、聖人にあらざれば、

ば、げにもかゝるべきことにて、めでたきためしなりと思ふべし、されど亦うらやみ求る意なし、世の人人の富貴を見て、うらやむにあらざれば、則これをそねむ者とことなり、もし又わが居るべき富貴に居る時は、ながくこれをたもたん道を守りて、亦これをにくむ意なかるべし、

○子曰、加我數年、五十以學易、可以無大過矣、

加は、假の字と、音相近くして、あやまてり、五十は、卒の字と、書相似たる故にあやまりてわかてり、夫子晩年までに、易を學びて、なを其理の窮りなきことを、見玉ふによりての玉はく、もし天われに今數年の命をかして、以て易まなぶの功をへしめば、われこれを以て、大なる過なきことを得べしと、蓋し易は陰陽消長の理をつくして、人事の進退存亡の、これに應ずるの故明なり、人其理にくはしき時は、よく凶をさけ、吉にをもむく道を、知るによりて、過なきことを得るなり、これをの玉ふこと、人をして易の必學ぶべく、又たやすく學ばれざることを、さとし知らしめんがためなり、○朱子の云く、聖人一生の學問、いまだかつて自過なしと說かず、此境界に至りて、わづかに大過なしとの玉ふ、なを小過あることあるに似たり、是謙辭なりといへども、しかも道理眞實に窮り盡る期なし、說者まさに此等の聖人の氣象たることをみるべし、

○子所雅言、詩書執禮、皆雅言也、

詩は、人情の委曲をつくす、これを詠ずる者をして、其情性の正しきことを知らしむ、書は、帝王の政事を述ぶ、これをよむ者をしてその治道心法を知らしむ、禮は、節文度數を詳にす、これを習ふ者をして、よく威儀をつゝしみ、等級を犯さゞらしむ、みな日用の事實に切なり、よりてつねにこれを言て、人に其文を學ばせ玉ふ、禮に執の字を加ること、禮は人の執り守る所にして、只其文を誦說するのみにあらざればなり、○謝氏の云く、これ易學ぶの語によりて、類して

も、其心にをいて、少しも悔る所あれば、今輒が罪も、やゝなだむべき所ある故に、又これをとふ、

曰、求仁而得仁、又何怨、

仁は、人心の德、天理のもつはらなる者なり、伯夷は父命をたつとび、叔齊は天倫をゝもんして、其國を相ゆづれるは、みな天理の正きに合て、人心の安きにつき、すでに各其志を遂たり、これ則仁を求めて、仁を得たるなり、然ればその國をすつること、なをやぶれたるわらうづの如し、さらに又何の怨むことかあらん、此によりてみれば、今衞輒が國に據て父をふせぐは、其不孝不仁の罪、分明なり、

出曰、夫子不爲也、

子貢出て、その聞得たる意を以て、冉有に答ることかくの如し、

○子曰、飯疏食飮水、

此より下三句、たれとなく、貧窮にして樂む者のことをの玉ひて、自己の志を、其内によせられたり、疏食は、しらけざるよねのいひなり、くひ物には粗飯、のみ物には水をしてとぞ、

曲肱而枕之、

又枕席の安きを得ずとなり、

樂亦在其中矣、

かゝる困極の境界も、其志をうつすことあたはずして、樂む所は、亦をのづから其中にあり、

不義而富且貴、於我如浮雲、

これ夫子みづから貧賤に居て、不義の富貴を見玉ふ時の、こゝろばへとなしてとく、如浮雲とは、をほぞらに、うき雲のたゞよふ如くにて、これを見る者、そのために、心のはたらくことなきを云、○凡そ貧窮にして、樂その中にある人は、富貴に居ても、これを視ること、粗食水飲にことならず、蓋し其樂む所、貧賤のために減せず、富貴のために加はらず、すべて今其境界と相あづからぬなり、但不義の富貴を視ることは、則浮雲の如くにて、その義にあたれる富貴を視

そ、自その嘆美の深きことを、おぼえずしてかくの玉へるなり、されども聖人にあらずは、たれか其美を知ることかくの如くならん、○按ずるに、此三月不知肉味と、大學の食而不知其味と、詞相似て、意大いに異なり、よむ者これを覺るべし、

○冉有曰、夫子爲衛君乎、

衛君は、出公輒なり、はじめ衛の靈公の世子蒯聵、夫人南子が淫行をにくみて、これを殺さんとす、事ならずして出奔る、靈公卒して、夫人蒯聵が子輒を立つ、後に晉人蒯聵を衞に入る、輒兵をつかはして、之をふせぐ、此時夫子幷に冉有子貢みな衛にあり、衛人多くはおもへらく、蒯聵罪を父母に得たり、輒は嫡孫なり、まさに立べしと、冉有もこれを疑ひける故に、夫子の評斷を以て、決せんとす、よりてまづ子貢に問て云く、夫子今衛の君にしたがひて、其する所をたすけんやと、

子貢曰、諾、吾將問之、

諾とは、只をうとこたふる詞なり、われもこれをば、夫子にとはんとすとぞ、

入曰、伯夷叔齊何人也、

入とは、内に入て、夫子に問ぞ、禮法其國に居ては其大夫をもそしらず、況や其君のこと、あらはに評じがたきによりて、古人によせてこれを問ふ、伯夷叔齊は、古の孤竹の君の二子なり、其父卒するにのぞんで、弟叔齊を立つ、父卒して、叔齊天倫みだるべからざるを以て、兄伯夷にゆづる、伯夷は父の命そむくべからずと云て、のがれ去る、叔齊も亦たゝずしてのがる、今衛の君は、父子國をあらそふによりて、相そむきたることをあげて、夷齊の人となりを、こゝろみとへるなり、

曰、古之賢人也、

夫子夷齊を賢人なりとの玉へは、衛輒が不孝すでにほゞしられたり、

曰、怨乎、

怨むとは、悔る義なり、夷齊國を相ゆづれりといへど

も得べからず、もし富とありて、求めらるべき者ならは、たとひ賤役の事なりとも、亦われこれをして、求めんとなり、

如不可求、從吾所好、

もしそれ求めらるまじくば、なんぞたゞに自はづかしめをとらん、只わが好む所の義理にしたがひて、其まづしきに安んぜんとなり、これ夫子自その志をのべ玉ふにはあらず、只此言をまうけて、世の富貴をむさぼる者を、警し玉へるなり、○それ富と貴きとは、人の欲する所なり、聖人もこれをにくみ玉ふにはあらず、只これを求るに意なきなり、なんぞ可求と不可求との、可不可をはかることあらんや、只その決して求むまじきことをの玉へるなり、

○子之所愼、齊戰疾、

齊は、祭をせんとてのものいみなり、散齋は七日、致齊は三日、凡そわが誠敬の至らざると、神の祭をうくると、うけざると、皆これにかゝれり、兵戰は、衆の死生國の存亡のかゝれる所、疾は又わが身の死生存亡のかゝれる所、みな大事なる故に、をもんじてこれをつゝしめり、○聖人事にをいてつゝしまずと云所なし、されど從容として道にあたれる故に、人これに心つかず、但此三事は、其つゝしめること、最をもきが故に、門人さとりて、とりわきこれをしるせり、

○子在齊聞韶三月、

韶は、舜の德業にかたどりて、美つくし善つくせる樂なり、夫子の時、此樂すたれて、只齊國にのこれり、夫子齊にいませし時、これを聞ことを得て、よろこび玉ふ、史記に韶を聞てこれを學ぶこと三月とあり、これに從べし、

不知肉味、

其心樂にもつぱらにして、肉味のよしあしを、おぼえ玉はず、

曰、不圖爲樂之至於斯也、

其詞にの玉はく、韶樂をつくれるが、美なること、かほどまでに至らんとは、かねてはからざりつること

に、その必とする所にあらず、もしそれ用ひらるゝ時は、世の治亂をとはず、則いでゝ道を行ひ、天下を兼て善くす、捨らるゝ時は、することを得ずして、かくれてひとり善くするのみ、

惟我與爾有是夫、

顏子の德、聖人にちかきによりて、夫子上に云所の者あること、今たゞ我と爾とのみなりと、ゆるし玉ふ、これ顏子をいよ〳〵すゝめて、又これによりて諸子をはげまし玉はんとなり、

子路曰、子行三軍、則誰與、

萬二千五百人の衆を一軍と云、天子は六軍、大國には三軍あり、子路その勇を自負す、夫子のひとり顏子を稱美し玉ふを見て、われ德こそ顏回に及ばずとも、夫子もし三軍の武事を行ひ玉ふ時は、必われにくみせられんと、思ひける故に、これを以て問へり、

子曰、暴虎馮河、死而無悔者、吾不與也、

暴虎とは、空手にて、敵にあたるを云、馮河とは、舟なくして、川をわたるを云、これ只いさみたけりて、無益の死をもかへりみざる者の志に、たとへての詞なり、云意は、大軍をつかふには、勇をたつとぶといへども、亦かやうの者には、われくみせじとなり、

必也臨事而懼、好謀而成者也、

臨事而懼るとは、其事ををもんじて、つゝしむとを云、好謀而成すとは、計略を好んで、又よく其はかる所を、成しをほするを云、わがくみせん者は、必かやうなる者なりとぞ、是子路の剛にすぎたる所を、をさへんために、の玉ふといへども、大軍を行ふの要、實はこれにすぎざるなり、

○子曰、富而可求也、雖執鞭之士、吾亦爲之、

執鞭の士とは、人君の出入に、鞭を執て、人ををひはらふ役人なり、云意は、富有は天命あり、求めて必し

舉一隅不以三隅反則不復也、

隅は、すみなり、まづ其大略をあげて、つげ玉ふに、聞く人これによりて、其詳なる所を、つくし得ざること、四隅ある物の、一隅をあぐるに、三隅を以てこれにかへして、相證明するが如くならざれば、はしをあらためて、又別の事をつげ玉はず、蓋し憤悱をまたずして、あはてゝこれをひらけば、かれきゝ得てこれをしるすこと、堅固ならず、三隅を以て反さゞるに、かさねて又告ることあれば、さきに聞つること、ついに分明ならず、上の章すでに聖人人を敎て、倦ざるの意をしるし、よりて又此言をあはせしるすこと、聖人は敎てうみ玉はずといへども、學者には、力を用ることをつとめて、敎をうくるのもとひを、なさしめまく欲してなり、

○子食於有喪者之側、未嘗飽也、

人の喪にのぞんでは、必哀む意ある故に、をのづから食をあまんずることあたはず、

子於是日哭、則不歌、

是日は、今日なり、人の喪を弔して、哭しつる日の内は、餘哀いまだわすれざる故に、をのづから歌うたひ玉ふことあたはず、蓋し哭は哀みの至り、歌は樂みの至りにして、其情はるかにことなればなり、○謝氏の云く、學者此二つの者にをいて、聖人の情性の正きを見つべし、聖人の情性を識て、然して後に以て道を學ぶべしと、蓋し此事、聖人は皆つとめてせず、自然にして然り、學者これを法として、これを勉むれば、亦以て忠厚の心を、養ふにたれり、陳氏をもへらく、是日歌うたひて、もし哭すべきことにあはゞ、其哀やむべからざる故に、これを哭すべきなり、

○子謂顏淵曰、用之則行、舍之則藏、

聖人世をすくふの心、切なりといへども、われを用ると捨るとは、時にあたれる、人君のはからひなる故

たえまなきなり、工夫こゝに至りて、しばらくの間も仁と相違ふことなき時は、則存養の功成熟し、適として天理の流行にあらずと云ことなし、

游於藝、

游ぶとは、物を玩て、情にかなふるを云、藝は、則禮樂の文、射御書數の法、みな至理のよる所にして、日用の闕くべからざる者なり、行なつて餘力あるを、いたづらにせずして、又こゝに游んで、以て其義理の趣をひろむれば、用に應ずるに事たりて、心も亦放つ時なし、○此章四つのこと、其先後の序を失はず、輕重の等をみだらすして、これを勉る時は、本末かねあがり、内外こもゞ養ひて、日用の間、しばらくも間隙なく、涵泳從容にして、しらずをぼえず、聖賢の域に入るべきなり、

○子曰、自行束脩以上、吾未嘗無誨焉、

脩は、ほしじゝなり、十脡を一束とす、古人はじめて人と相あふに、必贄を執て以て禮とす、束脩は、贄の至りて輕き者なり、蓋し人の生ある、同く此性理をそなふ、又先覺は必後覺をさとすこと、もとより當然の義なり、この故に聖人天下の人にをいて、同く善に入らまく欲せずと云ことなし、されども來りて學ぶことをせざれば、往て敎るの法なし、よりての玉はく、もし束脩の禮をしも、行ふより以上の、來て敎を求る者あれば、たれとなく、吾むかしより、これを敎ることあらざるはなしと、

○子曰、不憤不啓、

憤とは、心に通ぜんことを求めて、いまだ思ひ得ざるを云、夫子人を敎へ玉ふに、其人道理に通じかねて、憤然たるを見玉はざれば、其意緒をひらきて、これをさとさず、

不悱不發、

悱とは、口にいはまく欲して、いまだ說き得ざるを云其人道理をときかねて、悱然たるを見玉はざれば、其詞端をあげて、これにつげず、

其形貌ののびやかなるを云、

天天如也、

其容色のよろこばしきを云、これ弟子、夫子燕居の容貌をかたどりて、其妙をつくせる者なり、○凡そ人燕居の時は、大槩みな怠惰放肆なり、又意をつけて嚴肅なるも、燕居の體にあらず、只聖人のみ、をのづから此氣象あり、これその人にことなる所なり、

○子曰、甚矣吾衰也、久矣吾不復夢見周公、

これ自その老衰の甚きことを、嘆き玉へるなり、夫子盛年の時、周公の道を行ひ、天下の人を濟はまく欲す、よりてをり〳〵、夢に周公と相見することを見玉ふ、年老て後、其道を行ふこと、あたふまじきが故に、心にまた此事を思はず、よりて又此夢もなし、此夢なきこと、今すでに久きによりて、わが衰への甚きことを、自知り玉ふなり、

○子曰、志於道、

此章聖學全備の工夫を論ず、それ學は志を立るより先なるはなし、よりてまづ志を云、志すとは、心ゆきむかふ所ありて、必これに至らんことを期するなり、致知力行、みな其中にあり、道は即人倫日用の間、當に行ふべき所の者これなり、此道あることを知て、必これにをもむく時は、其ゆく所のすぢ正うして、かなたこなたと、うたがひまどうことなし、

據於德、

據るとは、執り守りて失はざる義なり、德は、得なり、道を行ひて、心に得る所あるを云、其心に得る所をば、よく執り守て、常に失ふことなき時は、始終一定してかはらず、よりて日々に新なるの効あり、

依於仁、

依るとは、常に相よりそひて、そむきはなるゝことなきを云、仁は、これ心の私欲はらひつきて、天理もつはらになれるを云、即德の圓熟して、かけめなく、

これに答へ玉へるならん、然るに記者時人の詞を失へる故に、只夫子の自言となして記せり、又聖人此等の語、みなこれ自くだりて、人を敎るなり、蓋し聖人の見る所、はなはだひろき故に、自かへりみて、なをいまだあきたらざる處あり、よりて其言つねにかくの如し、全く事實なきことを、人を敎へんためにとて、詞をまうけて、これをの玉ふにあらず、

○子曰、德之不脩、

德を修むるとは、わが心の私欲をのぞき、天理を存して、全くすることなり、德は必修めて後に成る、これ夫子自其德を、いまだ修成せざることをの玉ふ、

學之不講、

學を講ずるとは、考究辨論して、其理を明にすることなり、學は必講じて後に明なり、これ亦夫子自其學を、いまだ講明せざることをの玉ふ、

聞義不能徙、

義を聞て徙るとは、わが見る所より、少しもまさりたる義をきけば、即己をすてゝ、これに從ふなり、此より下二句の意も、上二句に同じ、

不善不能改、

不善を改るとは、われに不善のあることを知れば、則すみやかにこれを改めて、少しもなやむことなきを云、

是吾憂也、

此四つのことを、われいまだ能せず、これわが常に憂とする所なりと、○此章四つの事、德を修るを以て本とす、學を講ずるも、德を修めんがためなり、義に從ひ、不善を改るは、德を修る中の、緊要のことなり、すべて皆日々に新にするの簡要たり、もしいまだ能せざれば、聖人だもなをこれを憂ふ、况や學者にをいてをや、

○子之燕居、

燕居とは、閑暇にして事なき時を云、

申申如也、

信而好古、

述て作らざるは、即これ古代の道を信じて、篤く好むのことなり、これ只上の句の意を、いひ足せるばかりなり、

竊比於我老彭、

竊に比すとは、これを尊ぶ詞、我とは、これを親む詞、老彭は、商の賢大夫なり、これ古を信じて、傳述しけると見えたり、蓋し制作は、聖人にあらざればあたはず、傳述は、賢者も及ぶべし、然るに夫子たゞ作者の聖に、あたり玉はざるのみにあらず、傳述の賢にも、あらはにをしならばずして、ひそかに比すとの玉ふ、徳いよ〳〵盛にして、心いよ〳〵ひきく、みづから其詞の謙れることを、をぼえずしての玉へるなり、○凡そ夫子以前の聖人の作、各其時によりて、其宜き所を制す、夫子は群聖のあとを、あつめ考へ、こと〴〵く其中正をさだめて、法を萬世にたれ玉ふ、其事は述ぶといへども、其功は作るよりもまされり、これ又知らずんばあるべからず、

○子曰、默而識之、

識すとは、をぼゆる也、己が得る所を、もだしていひ出さず、只心中に存して、常にわすれず、拳々として、これを守るとなり、一說には、默してしるとよむ、口にて問辨することをまたず、心にさとりて、疑なきことを云、

學而不厭、

學を好んであかず、

誨人不倦、

人ををしふることにつかれず、

何有於我哉、

上のあまたのこと、何か我が身にあるぞ、一つもなしとなり、此等のこと、すでに聖人の至極にあらず、然るをなをあへて自これにあたらず、謙りて又謙れるの詞なり、○朱子おもへらく、此章疑らくは時の人此三つを以て、夫子をほめたるによりて、此詞を以て、

者は心をほやけにして、人我のへだてなし、己が立こと、わが欲する所なれば、人のたゝざるをも、たすけてこれを立ること、わがためにすると同きなり、

己欲達而達人、

達すとは、内に思ふ所、得ずと云ことなく、外に行ふ所、とげずと云ことなきを云、句義上に同し、此二句の義を以て、仁道を觀れば、わが心の天理周流して、至らずと云所なく、偏からずと云所なきことを見る、仁の體段をかたどること、これより切なるはなし、

能近取譬、可謂仁之方也已、

方は、術なり、上文をうけて云、仁の體かくの如くなる故に、今仁を求んとならば、よく近くわが身にとりて、己が欲する所を以て、これを他人にたとへて、人の欲する所も、亦かくの如くなることを知て、然して後に、己が欲する所を推て、以て人に及ぼすべし、則これ恕のことにして、仁を求るの術なり、こゝにをいてこれを勉めは、その人欲の私にかち、その天理の公なるを全うして、仁に至ることを得べしとなり、

子貢仁に志ありといへども、事功についてこれを求めて、高遠の地にはす、夫子その己に反り、自求めて、實に其効を得せしむるを欲するによりて、これに示し玉ふことかくの如し、それ仁を求ること、恕をつとむるよりも近きはなし、かく博く施て、よく濟こと衆きも、亦これによりて進むべきなり、

述而第七

此篇多くは、聖人己を謙りて、人を誨るの詞、又は其容貌行事の實をしるす、

子曰、述而不作、

述るとは、もとよりある制作を、のべしるして、後世につたふることを云、作るとは、はじめて新に制作することを云、夫子より以前、歴代の聖人出て、詩書禮樂等の制作、ほゞそなはれり、夫子詩書を删り、禮樂を定め、周易を賛じ、春秋を修むるの類、みな舊章をつたへて、制作し玉ふ所なき故に、自かくの如くの玉へり、

す、此道を身に體すれば、徳と云、其徳たること、至善にして、上なき故に、至れりと云なり、

民鮮久矣、

世をとろへてより、民に此徳ある者すくなきこと、今に至るまで、すでに久しと、これ慨嘆の意なり、

○子貢曰、如有博施於民、而能濟衆何如、可謂仁乎、

子貢問をまうけて云く、もし今ひろくめぐみを民にほどこし、これを以てよくすくふ所の者をほきことあらば、これをいかなる徳とかいはん、すなはち仁者といはるべけんやと、仁者と云には、これにてもなを不足なりとする意あり、

子曰、何事於仁、

云意は、その問ふ所の如くならば、何ぞさらに仁と云ことをしも事とせん、仁者といひても、なを餘ありとぞ、

必也聖乎、

これ必聖人にして後に、これを能せんかと、蓋し仁は道理を以て云、心德渾全にして、天理周流するなり、されど其德に高下あり、全く體してやまざるは、聖人の仁なり、又只一時心德の全きをも、仁と稱することを得たり、聖は地位を以て云、其德必極處に至れるの名なり、

堯舜其猶病諸、

上に云所、聖人にして能すへしといへとも、堯舜の聖を以て、天子の位に居り、下には臣良く俗美しうして、至治の運にあたり、德業その盛なることをきはめたりといへとも、かやうの所までは、なを其御心にたらずとして、これをやみ玉ふとぞ、かくの如くに事功の上について、仁を求むれは、いよ〳〵得かたうしていよ〳〵相たがうなり、

夫仁者己欲立而立人、

立とは、内其志をたて、外其身を安することを云、仁

まじきとぞ、これ孔門敎をまうくるの常法、萬世につたへて、易べからざる者なり、○朱子の云く、博文は、事にこゝろむるゆへんなり、約禮は、身に體するゆへんなり、かくの如くに功を用れば、則博き者は、中を擇んで、これに居ること、偏ならざるべし、約なる者は、物に應して、動くこと皆則あるべし、かくの如くなる時は、則內外こもごも相たすけて、博は汎濫して歸くことなきに至らず、約は流蕩して中を失ふに至らず、

○子見南子、

南子は、衞靈公の夫人なり、淫行あり、夫子衞に至れる時に、南子あはんと請ふ、古は其國に仕る者、其夫人にまみゆるの禮あり、南子これを以て詞とす、夫子辭謝すれども、やむことを得ずして、これにあふ、夫人帷中にあり、夫子門に入て、北面稽首す、夫人帷中にて答拜す、史記にのする所かくの如し、

子路不說、

子路夫子の淫亂の人にあへるを以て、辱めとする故に、これを悅びず、

夫子矢之曰、予所否者、天厭之天厭之、

否者とは、禮に合はず、道に由らざることを云、云意は、今わがすることにすまじきことあらば、天わが身をすてたつべしとなり、蓋聖人は、道大いなる故に、いれずと云所なく、德全き故に、物にうつされず、よりて惡人にあふこと、聖人にありては、權にしたがはんも可なり、これ子路の及べき所にあらず、その悅びざるは宜なり、且子路意氣あらく、見る所せばくして、委曲の説、入りがたきによりて、夫子これがために、かさねちかへること、かくの如し、しばらく此誓言を信じ、深く思ひて、其理を明かさしめんとなり、

○子曰、中庸之爲德也、其至矣乎、

中は、過不及なきの稱、庸は、平常なり、凡そ中正にして、過不及なき道は、平常にして、いつまでもかはら

まうけて云く、仁者につぐる者ありて、井にをちたる人ありといふとも、すなはち井の人にしたがひ、入てこれを救はんかと、

子曰、何爲其然也、

云意は、仁者まことに人を救ふに切にして、其身を私にせずといへども、なんすれぞかくの如くに愚ならんやと、

君子可逝也、

君子は、即仁者なり、君子をば、すなはち其所にゆきて、これを救はんはかりことを、せしむべし、

不可陷也、

共に井に入ては、其人を救ふべき、道なきによりて、井にはをとし入れられぬぞ、

可欺也、

實なきことにても、理のある所を以てせば、欺かるべし、

不可罔也、

理のなき所を以て、しゐくらますことは、せられましきとぞ、此二句は、上の井に從ふことについて、ひろくの玉へるなり、

〇子曰、君子博學於文、

此君子は、學者の稱なり、文とは、詩書六藝の文、凡そ前言往行と、事理の當然なる者と、皆これなり、君子學んで知を致すには、天下古今の文にをいて、ひろく考へずと云ことなし、

約之以禮、

約にすとは、とりしめて、内にむかふ意あり、之とは、即まなぶ所の文をさす、禮は、道理に執り守るべき所ある、節文を云、君子はすでに學びたる所を、ひきついめて、其見る所守る所、みな簡要にして變せず、動くに必禮を以てするなり、

亦可以弗畔矣夫、

上に云如くに、工夫を用ひば、道にそむくこと、ある

言欺詐をこのむ、これを正して一變せば、やうやく今の魯ほどになるべきぞ、

魯一變至於道、

道は、先王の道なり、魯は禮敎ををもんじて、先王の風なをのこれり、只賢君たえて、政すたれり、もしこれををこして一變せば、すなはち先王の道に、かへすべきぞ、○程子おもへらく、夫子の時、齊つよく魯よはじ、たれか齊を魯にまされりとおもはざらん、然れども魯はなを太祖周公の法を存す、齊は桓公の霸たりしより、簡にしたがひ、功をたつとぶばかりにて、太公のとりたてられし政、みなかはりはてたり、この故に、一變して只魯に至るべし、魯はその廢墜を、をさめあぐるのみにて、一變せば、則先王の道に至るべきなり、

○子曰、觚不觚、

此章古器の其制を失へることを歎けり、觚は、器の名、觚とは、かどなり、此器かどあるによりて其名とす、或人の云く、古のさかづきなり、今の人用ひて花瓶とす、腰にひれある銅器なり、或人の云く、木簡なり、木を六角にけづり、吏人これを執て、事をかきしるす者なり、夫子の時、觚がどつくらざる故に、觚不觚との玉ふ、

觚哉觚哉、

云意は、觚にしてかどなければ、名にをはずして、觚たることを得ずとなり、○程子の云く、觚にして、其形制を失へば、觚にあらず、一器をあげて、天下の物皆然らずと云ことなし、かるが故に、君としてその君たる道を失へば、則君たらずとす、臣としてその臣たる職を失へば、則虛位たり、范氏の云く、人として仁あらざれば、則人にあらず、國として治らざれば、則國ならず、

○宰我問曰、仁者雖告之曰井有仁焉、其從之也、

有仁の仁の字を、人の字となして見るべし、宰我道を信ずること篤からざる故に、仁者の人を愛するにすぎて、害にをちいらんことをうれへとす、よりて此問を

り、朱子おもへらく、これ夫子智仁のことにつきて、只一すぢの大道を以て、人にさし示し玉ふ、されど人却て此道によらず、わづかによる時は、すなはち又これを以て、福をもとめ、効をはかる意あり、皆是一偏にをちいる、人よく常に此理を以て省察すれば、常に其心正きことを得るなり、

○子曰、知者樂水、

此章知者仁者の模様を、三段にとき玉ふ、智仁は内に得たる德なり、其餘はみな智仁の外にあらはるゝ所を、さまぐ\に形容して、ときつくされぬ意あり、樂ふとは、このみてねがふなり、それ智者は事理に通達して、とゞこほる所なし、水の周流するに似たることあるによりて、これをこのむなり、

仁者樂山、

仁者はをのづから義理に安んずる故に、厚重にして、かれこれへ、うつりつかず、山の安鎭に似たることあるによりて、これをこのむなり、

知者動、

智者の體段、すべて活動してむすほれず、

仁者靜、

仁者の體段すべて安靜にして常なり、

知者樂、

智者動いてむすほれざる故に、常に歡樂す、

仁者壽、

仁者靜にして常ある故に、よく壽考なり、○此三段主とする所、動くと靜なるとの體段にあり、その水を樂ひ山を樂ふの情も、これによりて生し、樂むと壽き効もこれによりて致せり、程子の云く、智仁に體することの深き者にあらずは、かくの如くに形容することあたはじ、

○子曰、齊一變至於魯、

これそのかみ齊魯の政、共にをとろへたることを歎して、又其間に優劣あることを論じ玉ふ、此時齊の俗、覇者のならはしなをのこりて、功利を急とし、大

○樊遲問レ知、

智者のことをとへり、

子曰、務二民之義一、

民は、只人なり、義は、當然の理なり、智者は只人道の當然なることのみを、つとめ行ひて、他をかへりみる念なし、

敬二鬼神一而遠レ之、

遠るとは、鬼神をたつとびて、なれけがさゝることを云、即亦敬する中のことなり、鬼神の理は、幽微にしてはかり難し、されども智者は其の意誠なれば、をのづから鬼神のしかめなきことを、明らむる故に、只遠きを追ひ、功に報る祭を、つゝしめるのみにして、此外に福をもとめ、禍をはらふ、わざなどをして、これをなれけかす惑なし、

可レ謂レ知矣、

上に云如くなるは、智者といはれたる者ぞとなり、

問レ仁、

樊遲又仁者のことをとふ、

曰、仁者先レ難而後レ獲、

仁者は事の當然と見る所は、いかほどしがたきことをもこれを先として、勞苦をはゞからず、いさみ行ひ、行ひなせる、功の得る所をば後にして、少しもはかりみる意なし、

可レ謂レ仁矣、

句義知に同し、それ仁智の行、一端にかぎらず、此はこれ樊遲が不足なる所について、つげ玉ふなるべし、

○凡そ禍福を以て、是非をみだらざるは、これ智者のまどはざるなり、功利を以て、學問にまじへざるは、仁者の欲なきなり、又按するに、義を務る者は、必鬼神を敬して、これに遠る、鬼神に惑へる者は、必義を行ふに、をろそかなり、難きを先ずる者は、必効を計るに暇なし、効を得まじきかの疑ある者は、必しがたきことをはゞかる、大抵二つの者、常に相よりてあ

知ることふかくして、すきこのみ、これを求ること切なり、されどもいまだ已に得ざるなり、

好レ之者、不レ如ニ樂レ之者一、

樂レ之者は、はじめて得る所ありて、心理と共にとけあひ、ゆく所として、さはることなき故に、ひとり樂みて、憂をわするゝなり、此はこれ人の資質學力の、高下あることを論じて、學者をすゝめ玉ふ意詞の外にあり、○張敬夫の云く、これを五穀にたとふ、知る者は、その食すべきことを知る者なり、好む者は、食してこれを嗜む者なり樂む者は、これをたしみて飽く者なり、知て好むことあたはざるは、則是知ることのいまだ至らざるなり、これを好て、いまだ樂むに及ばざるは、則是好むことといまだ至らざるなり、これ古の學者、みづからつとめて、やまざるゆゑんの者歟、

○子曰、中人以上、可ニ以語一上也

大抵人の天性學力を、上中下三等にわけて、中等よりかんつかたの人には、向上の道理を以て、つげ示さるゝとぞ、凡そ性命の微なる所、神化の妙なる所の類、みなこれを上と云、

中人以下、不レ可ニ以語一上也、

舊說に、二たび中人をあぐるは、その上なるべく、下なるべきを以てなりと、然れば中人に、上つぐべきあり、又上つぐべからざるありとす、今按するに、上の句は、中人も上つぐべき内にあることを云、此中人以下は、只中人の下にある、下等の人をさし云に似たり、此章云意は、人を教る者、其人の高下にしたがひて、つげみちびく時は、其言いりやすくして、しなをこゆるの、ついゑなしとぞ、○張敬夫おもへらく、聖人の道、其理に精粗の二致なしといへとも、教をほどこすには、必其人の才質による、もし中人以下の質にあはてゝはなはだ高きことをつぐれば、たゞきゝ入ることなきのみにあらずして、みだりにしなをこえて、身に切ならざるのついゑあり、それながく下等にをへなんとす、この故に、其及ぶべき所について、これをつく、是すなはち學者をして、たしかに問ひ、近く思ひて、漸く高遠の地に、すゝましめんがためなり、

文質彬彬、然後君子、

彬々は、文采のはへあひたる貌なり、君子たる人は、文質かねそなはりて、よきほどに相かなへり、よりて文質彬々たることを得て後に、君子とは稱するなり、もしその一偏にかたをちなるは、すなはち野人書史の風なれば、學者有餘ををとし不足を補ひて、各わが偏なる所を正すべし、其德成るに至る時は、文質をのづから彬々たり、○楊氏おもへらく、文と質と、相あつからずといへども、質の文にかちたるは、なほ甘きがあへしほをうけ、白きがいろへをうくるが如し、もし文かちて、質をけす時は、其本すでにほろびぬ、文采ありても、ほどこさん所なし、然れば其史ならんよりは、むしろ野ならんと、蓋し本を先にし、末を後にするは、まことに聖人の本意なり、然ればこの文質彬々との玉ふも、二つの者必相半すと云にはあらざることと知べし、

○子曰、人之生也直、

それ人の身は、天地生物の道理を、うけ來れる故に、その生るゝ所の理、きはめて正直なり、

罔之生也幸而免、

罔るとは、人心術言行邪曲にして、其生の理の直きを、しゐをさへて、のびたゝせざる義なり、人身今日生るは、すなはち初生の理の相續するを、たもち得たるばかりにて、二つのことにあらず、この故にその生理をしゐる者は、人品の善惡を論ずるまでもなく、すなはち壽命をそこなひて、必死すべき所の者なるに、なほいけりてあることは、これ幸にして、死をまぬかれたる者なりと、人の不直を、いたくさとし玉へる詞なり、○按ずるに、樹木の生ずるも、其本性は皆直なり、然るを作り木する者、さま〲にねぢたはむるは、即生理をしゐて、枯るべき道理なる故に、これによりてかるゝもあり、もしかれずしてあれども、材木とならざる者なれば、木にてはありながら、木の用は全くほろびたり、人の性もこれにことならず、戒むべし〲、

○子曰、知之者、不如好之者、

知之者は、只此道あることを知るのみなり、好之者は、

は、天下にをほふべき、大功ありといへども、我がなすべき職分とする故に、をのづから人にほこらず、少しもためにする意なし、其心を用る公私の辨、よくあきらむべきことにこそ、

○子曰、不有祝鮀佞、

祝は、宗廟の官、鮀は、其名にて、字を子魚と云、時に衞の大夫たり、佞は、口才なり、

而有宋朝之美、

宋朝は、宋國の公子、美男なり、

難乎免於今之世矣、

そのかみ風俗くだりて、人みな諛をこのみ、色をよろこび、忠正の人世に身をいれがたし、よりての玉はく、祝鮀が口才ありて、又宋朝が美色ある者にあらずば、今の世に居て、人にいみにくまるゝことを、のがれがたからんと、是世のをとろへを、ふかくいたみての、なげきなり、

○子曰、誰能出不由戸、何莫由斯道也、

それ道は、人の身の、必よりしたがはずして、かなはざる所なり、又よりがたきことあるにあらず、この故に、人のいで入り、必戸によることを借りての玉はく、たれ人か、よく戸によらずして、出入する者あらん、然るになんぞ此道によることなきと、これ道人に遠からねども、人みづからそむき去ることを、あやしみて、これをなげゝるなり、

○子曰、質勝文則野、

質は、すなほにして、かざりなき義なり、文は、禮儀のあやあるを云、それ人の言行、質朴なる所多くして、禮儀の文にかけたる、鄙俗粗略にして、野人の風なり、

文勝質則史、

史は、文書をつかさどる者なり、事を知り、禮にならひて、誠實たらざる所あり、この故に、文その質にかちたるを、書史の風とす、

楊氏おもへらく、後世の人、もしいつも大路をゆきて、徑よりせざる者あらば、必事情にかなはずといはん、公事にあらざれば、邑宰の所へゆかざる者あらば、必禮奉にをろそかなりといはん、孔氏の徒にあらずは、たれか滅明か公方なるをよみんして、これをとることあらんや、朱子おもへらく、身をたもつに滅明を以て法とする時は、事をいやしくもするのはぢなし、人を取るに子游を以て法とする時は、へつらひにかたぶくのまどひなし、

○子曰、孟之反不伐、

孟は姓、之反は字、其名を側と云、魯の大夫なり、不伐とは、わが功にほこらざるぞ、

奔而殿、

奔とは、にぐるなり、殿は、しつぱらひなり、敗軍の時、あとにひかへて、をひくる敵を、ふせぎとゞむるを殿と云、軍法にをいて、功とすることなり、魯の哀公十一年齊人郊にたゝかひける時に、右師がたまけて、にげ反る、此時之反殿して、齊人をふせぎしりぞく、

將入門、策其馬曰、非敢後也、馬不進也、

後たるとは、即軍の後にありて敵をはらふことなり、之反魯の國門に入らんとする時に、魯人いでむかへて、軍功を我に歸せんとするを見て、こなたよりまづ此詞をかけて、其功ををほへるなり、すなはち其乘車の馬に、鞭をあてゝ云く、我あへて殿せんとにはあらざりしが、馬すゝまざるによりて、せんかたなくあとにさがりたるとなり、一說に、今軍やぶれて、君うれへ、臣はづかしめらるゝ時に、我又なんぞこの一功に居らんやと、忠厚の心より、かくいへりとぞ、○謝氏おもへらく、それ人よく人に上たらまく欲することなき心を、とりまぼりて、わすれざる時は、人欲日々にきゑ、天理日々に明にして、凡そ己をほこり、人をかろしむること、皆いふにたる者なしと、されど之反が功にほこらざるを、善行なりとして、夫子これをとり玉ふといへども、其實は老氏の道を、たつとびてのことと見えたり、老氏の謙遜は、意ありてこれを行ひ、身やすく久しからん、謀のためにす、聖人の道

ををさめ、人ををさむるの外なし、これを君子儒と云、

無爲小人儒、

凡そ利のためにし、名のためにし、外にしたがひ、末をつとむるは、皆小人の事なり、人もし學をしながら、少しもこれらの心あれば、是小人儒なり、○子夏の人となり、謹嚴細密にして、小々の事にかゝはり、心を用ること委曲にして、人情にあひ、時俗にかなはんとする弊ありて、小人の趣に近き處あり、この故にこれを以て戒め玉へる歟、

○子游爲武城宰、

武城は、魯の邑の名、宰は、邑の奉行なり、子遊魯に仕へて、武城の邑宰となれり、

子曰、女得人焉爾乎、

人とは、才德ある者をさす、凡そ政をするには、よき人をえらび用ることを先とす、よりて夫子人を得たりやと問ひ玉ふ、されど必しもこれをあげて、下官とするのみにあらず、只よき人と往來して、互に事をとひはかるも、亦これ人を得るなり、

曰、有澹臺滅明者、

澹臺は姓、滅明は名、字は子羽、武城の人なり、後に孔門の弟子となる、

行不由徑、

徑とは、路のほそくして、ちかき者なり、滅明つびに大道をゆきて、徑よりゆかず、此事によりて、其うごくこと、必理の正きにしたがひて、小利を目にかけ、速功を求る意なき事を知べし、

非公事未嘗至於偃之室也、

公事とは、鄕飲酒禮、鄕射禮、又は鄕人をあつめて、法令をよみきかするの類、凡そ公儀にかゝりたることを云、偃とは、子游みづから名いへるなり、滅明公用にあらざれば、邑宰の所へいでいりして、こびへつらふのことなし、此事によりて、其よく守る所ありて、已をまげ、人にしたがふの私なきことを見つべし、○

あれども、これを樂ばず、顔子の貧、かくの如くなれども、これに處ること泰然として、其樂む所を、少しもこれがためにあらためず、此二句只顔子の賢なることの、一端をあげての玉ふ、

賢哉回也、

再の玉ひて、ふかくこれを嘆美す、○周子かつて程子をして、仲尼顔子の樂み、其樂む所何事ぞと云ことを、たづねしむ、朱子おもへらく、學者よく博文約禮のをしへをつとめて、其才をつくせる時に、これを得ることあらんと、按ずるに、今の人その憂とすることによりて思ひみば、ほゞうかゞひ知ることもあるべきなり、

○冉求曰、非不說子之道、力不足也、

冉求夫子につげて云く、子の道をよろこびしたひて、得まほしく思はざるにはあらず、されども精力たらずして、及ばれざるとなり、

子曰、力不足者、中道而廢、

中道は、道のなかばなり、云意は、力のたらざると云者は、進まんとすれども、これにたへず、中途にして、其事をすつとなり、

今女畫、

畫るとは、地にすぢひきて、かぎりをする事なり、云意は、今なんぢは、力たらざるにはあらざれども、つとめてすゝむことをせず、自ゆくさきをかぎりて、すゝまざるなりと、○胡氏おもへらく、夫子顔回が其樂を改めざることを稱す、冉求これを聞り、よりてこの言あり、然れども、夫子の道をよろこぶに、誠あること、口に芻豢の味を、よろこぶが如くならば、必其力をつくして、これを求めん、なんぞ力たらざることあらん、かぎりてすゝまざれば、日々にしりぞくのみ、これ冉求が、藝にてをはれるの故なり、

○子謂子夏曰、女爲君子儒、

儒は學者の稱なり、君子の學は、道のためにす、己れ

牛が家人、此禮を以て、夫子をたつとぶ、夫子これにあたらずして、室に入らず、只牖より手をさし入れ、伯牛がふしたる手をとりて、永きわかれをし玉ふなり、舊說には、伯牛あしき病ゆへ、人にあふことをいむによりて、牖より手をとり玉ふといへり、

曰、亡之、

舊說に、此より以下を、伯牛かそばにて、の玉へることなりといへども、うたがはし、これ夫子すてにしりぞきて、の玉へることなるべし、亡之とは、その病勢のせまりたることをの玉へり、

命矣夫、

天命なれば、せんかたなきことと、なげき玉へる詞なり、語意下の文にひきつゞけり、

斯人也而有斯疾也、斯人也而有斯疾也、

かゝる人にして、かゝる疾のあること、命なるかなとなり、蓋し其あるまじきことある故に、これを天命に歸す、これ伯牛の疾をつゝしまずして、自致せるにあらざることと明けし、再これをの玉ふは、ふかくいたみてなり、○伯牛の德行、顏子閔子につげり、この故に、夫子其死をいたくをしみ玉へり、

○子曰、賢哉回也、

顏子の德行を、ほめなげきての玉へり、

一簞食、一瓢飮、在陋巷、

簞は、竹にてあみたる器、食は、飯なり、瓢は、ひさごを二つにわりたる器、飮は、のみものなり、陋巷はせばき小路なり、顏子陋巷に居り、一簞一瓢の飮食にて、朝夕を送れり、是その甚貧なることをの玉ふ、

人不堪其憂、

世上の人は、かゝる貧苦の憂に、皆たへかぬるぞ、

回也不改其樂、

樂みは、憂に對して云、人貧苦あれば、樂むべきこと

曰、求也藝、於從政乎何有、

藝とは、才能多きことを云、○凡そ人ごとに、其長ずる所を取るは、人を用る大法なり、よくかくの如くすれば、三子のみにかぎらず、人皆用ふべきなり、

○季氏使閔子騫爲費宰、

閔子騫は、孔子の弟子、姓は閔、名は損字は子騫、費は、季氏が本領の邑、宰は、邑の奉行なり、季氏閔子が賢なるを以て、其邑宰とせんとす、

閔子騫曰、善爲我辭焉、

閔子季氏が無道にして、其君をなみすることをにくみて、これにつかまく欲せず、よりて其使者に對して云く、わがために此事をば、よきやうに辭退しくれよと云ぞ、

如有復我者、

もしわれを二たびめすことあらばなり、

則吾必在汶上矣、

汝は、川の名、魯の北齊の南のさいめにあり、云意は、もし二たびめすことあらば、われ必汶のほとりに出て、ついに齊に入らんと、本國をたちのきて、必つかへまじきの意を示すなり、○それ亂邦に居り、惡人にあふこと、聖人は害なし、其外の人剛なれば必わざはひをとる、柔なれば必辱しめらる、子路衛輒が難に死し、冉求季氏が富に附益するの類これなり、然る時は、閔子の處置、それ賢なるかな、

○伯牛有疾、

伯牛は、孔子の弟子、姓は冉、名は耕、伯牛は其字なり、此疾を舊説に癩なりと云、

子問之、

夫子伯牛のもとにゆきて、病勢をとひ玉ふ、

自牖執其手、

古人の室、南に牖あり、病者は北の方にふせれども、君もし病をとひ玉へば、床を南牖のもとにうつして、君の南面して、病者にのぞみ玉ふやうにするぞ、時に伯

れば、これにさへらるゝが故に、仁と相はなれて、二つとなる、人よく私欲に克つ時は、天理もつぱらなる故に、心即仁、仁即心にして、つねに相はなれず、性は即心の理、仁は即性の綱なればなり、かくの如くなれば、即聖人の仁、渾然として、永く間斷なき者なり、顏子も三月にして違ふの地位一段をこゆれば、即亦聖人なり、張子の云く、始學の要、まさに三月違はざると、日月に至れると、內外賓主の辨を知べしと、蓋し三月違はざる者は、我すなはち主人にして、常にわが家にあるが如し、時ありて心外に出れども、外に安んせずして、やがて又內にかへる、日月に至れる者は、われ賓にして、常に外にあるが如し、時ありて心內に安んせずして、やがて又外に出るなり、されども賓はもとこれ主人なり、その外にある時多きを以て、これを賓と云ばかりなり、人よく敬して存養する時は、仁これわが安宅なることをさとり、心つねにこゝにありて、外に出去るの時なし、

○季康子問、仲由可使從政也與、

從政とは、政事に就きて、これをとり行ふぞ、季氏夫子に問ふて云意は、仲由か才、大夫となして、政をとらしむべき者かとぞ、

子曰、由也果、

果は、果斷なり、事にのぞみて、其謀る所を、よくはたしさだむることを云、

於從政乎何有、

何有とは、難からぬ義なり、政に從ふにをいて、何の難いことかあらんとぞ、下二段の句義亦同し、

曰、賜也可使從政也與、

康子又子貢が才をとへり、

曰、賜也達、於從政乎何有、

達とは、事理に通達して、智のさとき事を云、

曰、求也可使從政也與、

求は、冉有なり、

るを以て、夫子論じて、これをほどき玉へり、

犂牛之子、騂且角、

犂牛とは、黄黒色のまじりたる牛、祭祀の牲には、ひたい口をとりて、まだらをきらふ、騂は、ひたあかの色、周には赤色を尙ひて、牲に騂牛を用ふ、角ありとは、其角全くしてかけず、正くしてもとらざるを云、騂牛にして角あるは、これそのかみの犧牲のえらびに、相かなひたる牛なり、

雖欲勿用、山川其舍諸、

用とは、祭りに牲をころして、そなふることを云、山川は、山川の神なり、云意は、犂牛のうみたる、こうじなりとも、祭祀の牲にあたらば、すなはちこれを用ふべし、人の心にきらひて、用ることなからんとおもふとも、神は必其祭をうけて、すて玉はじとなり、これを以て、人の親の惡、其子の善をすつることあたはず、仲弓が如きの賢は、をのづから世に用ひらるべきに、たとへての玉へるなり、○范氏の云く、瞽瞍を父として舜あり、鯀を父として禹あり、古の聖賢、世類に係らざること尙し、子よく父の過を改め、惡を變して善とせば、則孝と謂ふべし、

○子曰、回也、其心三月不違仁、

三月は、四時の一時なり、只これ其間の久きことを云、三月の字になづむべからず、仁は、人心の全德なり、不違仁とは、其心仁と一體になりて、相はなれざるなり、心たがはずと云時は、內外動靜、みなたがはずと知るべし、蓋し顏子の德純粹にして、聖人にちかし、よりて其心つねに仁にたがはず、三月ほどの間には、一たびつまづきて、わづかにたがふことあれども、卽時に仁にかへりて、又相たがはざるなり、三月つゞきて後は、一向にたがふと云にあらず、

其餘、則日月至焉而已矣、

其の餘とは、顏子の外の諸弟子をさす、日月に至るとは、或は日に一度或は月に一度、仁の境界に至れども、其至る時さだまらず、又至れども卽去りて、久く居ることあたはざるなり、○それ仁は、人心自然の德にして、もと此心と一體なり、されども心に私欲生ず

赤が家富て、不足なきに、これをつぐこと、理にあらずとなり、

原思爲之宰、

原思は、孔子の弟子、姓は原、名は憲、字は子思、夫子は魯の司寇たりし時、原憲その宰臣たり、

與之粟九百、

九百は、宰臣の俸祿なり、その量かず分明ならず、

辭、

原憲が人となり、淸廉なる故に、此祿を辭したり、されども只その多きを辭して、全く辭するにはあらざるべし、

子曰、毋、

宰臣の常祿なれば、辭することなかれとなり、

以與爾鄰里鄕黨乎、

五家をならべて鄰ト云、五鄰を里として、二十里を黨とし、萬二千五百家を鄕とす、すべて其國里と云義なり、云意は、なんぢの祿あまりあらば、これを以て、其國里の貧窮をめぐむべしと、隣鄕は互に相すくふ道あればなり、〇此章の兩段、一時の事にあらざれども、記者あはせしるして、辭受取予の義を明せり、朱子をもへらく、聖人義を以て事を制すること、謹嚴なりといへども、寬裕廉退の意、亦從容として其間に行はる、この故に、富るをつぐべからずといへども、冉有がこふ所をふせがず、益をこふ時は、又あたへさせ玉ふ、原憲が俸祿、辭すべからずといへども、義を以てこれを責め玉はず、されども其餘りを、たくはへけとの玉はずして、人をめぐむの道をつげ玉ふ、此事學者にありて、いまだ時中の義に、くはしからずは、むしろあたふるとも、をしむことなかるべし、むしろ廉なりとも、貪ることなかるべし、然らば聖人の意を、失はざるにちかゝらん、

〇子謂仲弓曰、

謂とは、評しての玉へるなり、蓋し仲弓の父賤くて行あしかりける故に、時の人、これを仲弓の不足としけ

○子華使於齊、
子華は、公西赤が字なり、ある時夫子のために、齊へ使にゆけり、
冉子爲其母請粟、
粟は、米なり、冉求赤が家にある母を、めぐまんために夫子に米をこひたり、
子曰、與之釜、
釜は、ますかずの名、六斗四升なり、今此方の八升にたらず、これほどあたへよとの玉ふ、
請益、
冉求夫子のはからひを、少なしと思ひて、これを益んとこふ、
曰、與之庾、
庾は、十六斗、亦今の二斗にたらず、一説に、庾を二斗四升と云、然れば釜と共にしても、八斗八升なれば、今の一斗に少しあまれり、
冉子與之粟五秉、
五秉は、八十斛なり、今の十斛に少したらず、冉求庾にてもなを少しと思ひけれど、かさねて益をこひかたきによりて、わが米を五秉をくれり、
子曰、赤之適齊也、乘肥馬、衣輕裘、
此より下は、冉求か米多くあたへたることを、そしれる詞なり、こえたる馬に、車かけてのり、輕くして貴き裘をきたるは、皆その富たることをの玉へり、
吾聞之也、
これその學び知る所をひく詞なり、
君子周急不繼富、
急とは、貧にして、つまりたることを云、急は、不足、富は、有餘なり、君子の心をほやけなる故に、不足を補ひ、有餘をつがざること、親疎にかゝはらず、云意は、

仲弓夫子の可の字の義を、了せざれども、其簡を論ずる所、本意にかなへるを以て、其言を然りとゆるせるなり、

○哀公問、弟子孰爲好學、

哀公夫子にとへり、弟子の中に、孰をか學好む者とするぞと、

孔子對曰、有顔回者好學、

これ顔子の死後に、其名を以て對玉ふ、

不遷怒、不貳過、

これ顔子學このむ所の見つべき驗なり、それ顔子は、資質明睿剛健にして、工夫精密謹敏なり、こゝを以て、或は人に對し、事に當りて、其怒るべきことを怒ることありといへども、其怒り他にうつることなし、これ克己の工夫きびしくして、心機つねにとゞこほらざる故なり、わづかに過つことあれば、必これを知る、知れば必すみやかに改めて、ながく又をかすことなし、これ克己の工夫つよくして、一たびかつ時は、其根すなはちぬけたえて、二たびきざすことなき故なり、學好むに、篤き驗、これにすぎたるはなし、よりてこれをあげての玉へり、

不幸短命死矣、

不幸は、さいはひあらぬなり、まさに得べくして、失ふことを云、短命は、いのちみじかきぞ、人壽の長短は、生るゝ初に受る所の、天命にあるを以て、人のいのちを命と云、顔子三十二にして卒せり、これ其短命にして、不幸なる所なり、

今也則亡、

今は弟子の中に學好む者なしと、曾子後に夫子の道統をつぐといへども、此時なをわかゝりし故に、かくの玉へり、

未聞好學者也、

世間にも亦學好む者あることを、いまだきかずと、皆これ顔子の死をゝしみ玉ふ意ふかくして、の玉へることかくの如し、

したがひて北にそむき、南にむかふ故に、人君の位を南面と云、仲弓資質ゆたかにして、おもく／＼しく、ことずくなるによりて、人君の位に、をらしむべき者と、ほめ玉ふなり、

仲弓問子桑伯子、

子桑伯子は、魯人なり、胡氏の云く、莊子がいへる桑戸と云者なるべしと、蓋老氏の流なり、仲弓夫子の已に南面をゆるせること、易簡の所にありと知る、時に子桑伯子と云者も、簡なる者たるを以て、これを擧て其意をとひうかゞふ、

子曰、可也簡、

可とは、わづかによくしていまだつくさゞる所ある詞なり、簡は、ことむつかしくなき義なり、伯子を可なりとする所、簡易なる故に、此一字をそへて荅玉ふ、

仲弓曰、居敬而行簡、以臨其民、不亦可乎、

仲弓夫子の可なりとの玉ふを、わづかによしとある義とはしらず、伯子簡なりといへども、其簡わが意にかなはざるを以て、此うたがひをあげてとへり、云意は、わが身まづ敬に居る時は、内に主宰ありて、自をさむること嚴なり、而して外には易簡を行ひて、其民にのぞまば、政むつかしからずしてをさまり、民うごきみだるるのうれへなからん、かくの如くなるは、これ可なるにあらずやと、これ仲弓ひそかにわが簡を以てとへり、

居簡而行簡、無乃大簡乎、

大簡は、はなはだ簡にして、簡にすぎたるなり、云意は、もしまづ自處するに簡を以てすれば、其内主宰なし、而して外又簡を行ふ時は、己ををさめ、人ををさむること、皆法度なし、政すたれて、民もてあそぶ、すなはちこれ大簡にてはなきかとぞ、これ伯子が簡にあてゝいへり、家語に、伯子夫子あふ時に、衣冠せずして居けるを見て、人道を牛馬に同くすと、そしり玉ふことあり、かれが大簡、この類なり、

子曰、雍之言然、

○子曰、已矣乎、
此下に云所の人を、ついに見ずしてやまんかと、まづ嘆きをこしての玉へり、

吾未見能見其過而內自訟者也、
其過を見るとは、自わが過を知ることなり、自訟とは、口にはいはずして、心みづからせめとがむることを云、凡そ人過あれども、自これを知る者すくなし、過あることを知れども、內に自せむる者尤すくなし、もしよく內に自せむる時は、悔ひさとること深切にして、これを改ること必せり、夫子かやうの者を、ついに見ずしてやまんかとの玉ふは、學者をさとし玉ふ意ふかし、一說に、自訟るを、自うつたふとよむ、人と對決する如くに、自その過をせめて、少しもゆるさず、きはめつくして必たゞすことを云と、此義學者の工夫に、尤剴切なり、

○子曰、十室之邑、必有忠信如丘者焉、
十室の邑とは、家十軒ばかりある、ちいさき邑のことなり、云意は、小邑の人多からぬ中にも、必忠信の生れつき、われほどの者は、あるべしとなり、

不如丘之好學也、
忠信の人ありといふとも、わが學を好んで、いとはざるには、しくまじとなり、蓋し資質の美なる者は、なを得やすし、學を好て、道を聞くことは、いとかたし、資質よき人學ぶ時は、聖人にも至るべし、學びざる時は、鄉人たることを免れず、よりて夫子これを以て、人に學つとむべきことを、すゝめ玉へるなり、

雍也第六

此篇第十四章以前は、大意前篇に同じく、人を評論することとなり、

子曰、雍也可使南面、
南面とは、人君政をきゝて、下を治る所、天地陰陽に

き者なり、輕裘は、かろきかはごろも、衣服はかろきを以て貴しとす、云意は、われ車馬輕裘あらば、朋友と共に、これを用ひて、そこなひやぶりはたすとも、心にうらむことなからんと、是その志高く、義にいさみて、よく人我の私を、かちのぞく者なり、

顏淵曰、願無伐善、無施勞、

善とは、わがよくする所を云、勞とは、わがなせる功なり、これをほいにすとは、わが功を、われと大いにもてなすを云、一說に、施勞とよむ、勞は、勞役なり、勞は己にほどこして、欲せざること故に、亦人にもほどこすと、なからんとなり、蓋し顏子の德純粹なるによりて、その人我をほやけにする意をも、共にあとなくわすれんとするなり、子路はじめに人と共にすることを以て、其志をいひけるによりて、顏子も亦かくの如くにいへり、

子路曰、願聞子之志、

子路顏子の志す所、われより大いなるをきゝて、思はす心ひやゝかになりければ、夫子の志す所は、いよいよたちあがりたることならんと、思へるによりて、これをこひとへり、

子曰、老者安之、朋友信之、少者懷之、

これ亦人と共にすることについての玉へり、凡そ天下の人、老少同輩の三つにはなれず、安之信之懷之とは、各其人にをのずからかくの如くなるべき道理、あるにより、此理を以て、これに應じて、みな其所を得せしむ、是天地の造化萬物にあまねくして、心なきに同じ、一說に、安之信之懷之とよむ、これ三つの之の字を、夫子みづから其身をさしての玉へる詞とす、義亦相通ず、〇程子の云く、夫子は仁を安んず、顏淵は仁にたがはず、子路は仁を求むと、蓋し此章三等の志、大小ありといへども、皆仁のことなり、子路の仁を求るは、これなを仁と我と二つなり、顏子の仁にたがはざるは、これ我が身仁に居て、つねに相はなれず、夫子の仁を安んずるは、心すなはち仁、仁すなはち心、安んじてこれを行ひ、ゆくとして仁にあらずと云ことなし、

事、みな直なりといふとも、只此一事の不直あれば、これを直とは、名づけられぬなり、よりてかくの如く評して、人に細行をつゝしむべきことを示せり、

○子曰、巧言令色足恭、

巧言令色の義、前篇に見えたり、足恭とは、恭をたすなり、人を恭敬するほどよき所をば、我いまだ足らずとして、これにくはへて、すぐすことを云、

左丘明恥之、丘亦恥之、

左丘明はいにしへ世にきこえたる人なり、夫子わが心に恥ることを、古人に比しての玉ふは、謙退の意なり、竊に老彭に比すと云が如し、

匿怨而友其人、

我その人に、うらみあれども、をしかくして、これとしたしみ、まじはることを云、

左丘明恥之、丘亦恥之、

句義上に同じ、此二つのこと、皆その人に求る所ある故に、外にいつはり、よろこびをとりて、わが思ふ所に、をとしゐる、その心底を論ずれば、穿窬盗をするよりもなほはづかしきことなる故に、これを以て學者をいましめ、つねに省察して、其心を立ること、直からしめんとなり、○凡そ論語を記しついづると、大抵其類にしたがふ、蓋し上章の微生が如くなる心あらためずして、久しければ、かやうの甚はぢつべき不直の事も、出來る故なり、

○顔淵季路侍、

季路は、子路なり、兄弟のついで、季なる故に、亦季路と云、二子ある時、夫子のかたはらに侍立せり、

子曰、盍各言爾志、

なんぞはゞかりなく、各その志す所をいはざると、すゝめ玉ふなり、

子路曰、願車馬衣輕裘、與朋友共、敝之而無憾、

願くはとは、師に對して云謙詞なり、車馬は器用の重

正し、これにつたへまほしく思ひて、かくの玉へり、

○狂者は志氣高遠にして道にすゝむべけれども、中をすぎ正をうしなへる故に、異端にながれやすし、よりて夫子之を裁せまく欲す、狂に次げるは、狷なれども、狷者は只一分の志を守りて、自是なりとする故に、開きて勸めがたし、よりて只狂者をとれるなり、

○子曰、伯夷叔齊不念舊惡、怨是用希、

伯夷叔齊は、孤竹の國の二公子なり、其みさほ甚いさぎよし、惡人の朝につかへず、惡人とものいはず、鄕人と立ならびて、其冠のゆがめるを見るにも、わが身をけがさんとする如くにて、望望然としてのがれ去る、この故にその度量せばくして、うけいるゝ所なしと、いひつたふれど、さにあらず、蓋し其志操のいさぎよきこと、かくの如くなりといへども、胸中もつばら道理のみにて、一點の私意なきによりて、その惡をにくむこと甚しとはいへども、人これをあらたむれば、舊の惡をわすれて、少しも念にかけず、こゝを以て、其にくまるゝ人これを怨むことすくなし、すくなしとは、ふかゝらぬなり、聖人にあらずは、たれか二子の心を知ること、かくの如くならん、

○子曰、孰謂微生高直、

微生は姓、高は名、魯人なり、直は、すぐなり、高そのかみ直なりと云名あり、されども直ならざる所なる故に、たれか直なりと云ぞとそしりて、其事を下にあぐ、

或乞醯焉、乞諸其鄰而與之、

ある人來りて醯をこひけるに、をりふしなかりしかば、其鄰にこひうけて、これにあたへけり、それ直とは、是を是とし、非を非とし、有るを有りとし、無きを無しとするを云、高が此事、わづかなる、かりそめごとゝいへども、わが乞ふ所の人、その乞よしをしらず、わがあたふる所の人、そのあたふるよしをしらず、これ其意をまげて、直ならぬ所、甚大いなり、凡そ一言を以て、人に名づくること、其人全體ことぐく名にをいて、少しもたかふ所なき故なり、高が他の

○子曰、甯武子、

衞の大夫、名は兪、

邦有道則知、邦無道則愚、其知可及也、其愚不可及也、

上二句は案なり、下二句は斷なり、これ武子その國艱難ある時に、愚なるが如く、よく其忠をいたせることを、ほめんとして、其智の及ぶべきことを、ならべあげて、其愚の及ぶべからざることをあらはせり、有道無道は、只治亂を以て云、武子其國無事にして職務に智をはたらかす時、さして見つべきわざもなければ、其智はたれも及ぶべき所なり、君國を失ひ、流浪せられし時、智巧の士は、みな其難をのがれてせざることに、武子よくこれにたへて、其間にたちまはり、力をきはめ、謀をつくして、しかも其君をすくひ、其身をたもてり、是その愚の及ぶべからざる所なり、

○子在陳曰、歸與歸與、

夫子四方をへめぐり玉へども、これを用る君なくして、其道をこなはれず、よりて陳より魯にかへらんとして、此嘆きをの玉へり、

吾黨之小子狂簡、斐然成章、不知所以裁之、

是かへらんことを思へるの故なり、吾黨は、わが魯の鄕黨、小子は、門人をさす、狂簡とは、狂はその志願高きにすぎたるの稱、簡はをろそかなり、其志す所大いなるによりて、事に簡略なるを云、斐然は、あやなせる貌、章は、即あやなり、その狂簡の器量を成就して、文段條理の見つべきを、斐然として、成章と云、裁はたつなり、不知所以裁之とは、みづから其大過の所を、たちふづくりて、これを正しくするすべを、知らずして居るとなり、蓋し夫子道を世に行ひて、時をすくはんとし玉へども、其志のとぐまじきを、見玉ふ故に魯にかへり、門人をえらびて、此道を後世につたへんとす、これにとりては、中道の士に、しくことなければども、これも得がたきによりて、次には狂簡の士の知識才量、まにたりて、此道を任ずるにたれるを、裁

るさず、蓋し子張の云く仁矣乎とは、全體の仁を以て云、夫子の未知焉得仁とは其一事の仁をしもなをゆるし玉はざるなり、○朱子をもへらく、われかつて是を師にきけり、云く、理に當りて私心なきは、則仁なりと、今是を以て二子が事を見れば、其制行の高きこと、及ぶべからざるが如くなりといへども、いまだその必理にあたりて、眞に私心なき所を見得ず、子張いまだ仁の體段をしらずして、苟くも難きことするを、よろこべる故に、ついに其小なる者を以て、其大いなる者を信ず、夫子の許し玉はざること、宜なるかな、此書をよむ者、こゝにをいて、更に上章の不知其仁、後篇の仁則吾不知の語と、並に三仁夷齊の事を以て、これを合せ見ば、則かれこれ相きはめて、仁の義たること知ぬべし、又他書を以て考れば、二子がしわざ、理にあたらざること多し、然れば其人のいまだ仁ならざること、明に見つべし、

○季文子三思而後行、

季文子は、魯の大夫季孫、氏名は行父、文子凡そ一事を行はんとすれば三たび思慮をねりて、さて後にこれを行へり、

子聞之曰、再斯可矣、

文子は夫子より先代の人なれば、聞とはつたへきゝてなり、云意は、思慮再に至れば、すでにつまびらかなる故に、これにてよしとなり、蓋しはじめ其事の是非を、つら〳〵思案して、其是を思ひ得る時は、これ一思なり、されどもいまだつくさゞる所ありやと、かさねてこれを思案して、はじめにかはることなき時は、これ再思にして、其是いよ〳〵きはまれり、然るを又くりかへして、思案すること、三たびに及ぶ時は、私意をこりて、或は利害のたくらべにながれ、或は氣習の偏にひかるゝ故に、かへりて惑を生ずるなり、こゝを以て夫子これをそしれり、○文子事を慮ること詳悉なれば、つねにあやまちなかるべき者なれど、今その跡を考れば、利害のために、義を失へる所あり、これその私意をこりて、反てまどへるの驗なり、こゝを以て學者、理をきはむることは、細思熟玩にありといへども、事を行ふにのぞみては、敢決果斷して、はたしさだむることをたつとぶなり、

人欲の私なきことを、知らざればなり、

崔子弑齊君、

崔子は、齊の大夫崔氏、名は杼、齊君は、莊公、名は光、崔杼亂をおこして、莊公を弑せり、

陳文子有馬十乘、棄而違之、

陳文子も齊の大夫陳氏、名は須無、馬十乘は、四十匹、車十兩をかくる所なり、古は馬乘の數を以て、國家の富を稱せり、文子その力、崔杼が亂を討ずることあたふまじきを知る故に、十乘の富をすてゝ、國を去りしなり、

至於他邦、則曰猶吾大夫崔子也、違之、

本國を去て、他國に至りても、其國亦亂れて、君臣の分たゝざる故に、こゝもなを吾國の大夫崔子が如くなりと云て、又のがれ去る、

之一邦、則又曰猶吾大夫崔子也、違之、

始ゆく所の他邦を去て又別に一國にゆきても、なを亂逆はじめの如くなる故に、又これを去る、

何如、

句義上に同じ、

子曰、淸矣、

其身をいさぎよくして、亂をのがるればなり、

曰、仁矣乎、

句義上に同じ、

曰、未知焉得仁、

句義亦上に同じ、蓋し文子がする所、いさぎよしといへども、その心果して義理の當然を見さだめて、脫然として少しもかゝづらふことなき歟、そも／＼又利害のためにやむことを得ずして、のがれ去り、心にをいて、なほ悔ひ怨むことを、免れざる所あるか、これいまだ知られざる故に、只其淸をゆるして、其仁をゆ

時の人文仲を智ありと云によりて、これを以てそしれり、蓋し人倫の義をつとむることを、先とせずして、鬼神の幽遠なるにこびへつらひ、しかも其分にこえたることは、禱りても其福なきを知らずして、これをかせることゝ、不智なるにあらずや、

○子張問曰、令尹子文三仕爲令尹無喜色、

令尹とは、楚國の上卿として、政をとる官の名なり、子文姓は鬬、名は穀於菟、子文は其字なり、子文楚に仕へて、三たび令尹にあげられしかど、いまだかつて喜べる色を見ず、

三已之無慍色、

三たび令尹の官をやめられし時も、亦いかりふつくめる色なし、

舊令尹之政、必以告新令尹、

上に云くなるのみならず、其交替の時には、わが舊令尹たりし時の政令を以て、必新令尹につげ知らせけり、

何如、

かくの如くなるは、いかやうの人品ぞとゝへり、

子曰、忠矣、

子文黜陟のために、喜怒あらはれず、交替にのぞんで、人我のへだてなきは、これ國のためにすることのみを知て、身のためにすることを知らず、其忠たること盛なり、

曰、仁矣乎、

子張が心、始より子文を仁なりとして、問けれども、夫子只その忠ばかりを、ゆるし玉ふによりて、直に本意を以て再とへるなり、

曰、未知焉得仁、

いまだそれ何を以てか仁の名を得んことを、知らざるとなり、蓋し子文が行尋常の及びがたき所なりといへども、いまだ其心底、みな天理より出て、少しも

義とは都鄙貴賤の禮節、よろしきにかなひ、各その分を守りて、相をかすことなからしむるを云、これ亦民を養の惠を濟す所なり、〇吳氏をもへらく、凡そ人の善をかぞへて、これを稱するは、其外の善は、なを議すべき所ある故に、その善にきはまりたる事のみを、あぐるなり、子産君子の道四つあるの類これなり、又人の惡をかぞへて責ることも、其外の惡は、なをなだむべき所あればなり、臧文仲不仁なる者三つ、不知なる者三つの類これなり、今の人一言の是非を以て其人の一身をほひ、一事の得失を以て、其人の一代ををほふは、皆ひがことなり、

〇子曰、晏平仲善與人交、

晏平仲は、齊の大夫晏氏、名は嬰、平は謚、仲は字、即孔子の友なり、これその人と交る道のよきことをほめ玉ふ、

久而敬之、

是よく人と交るの實なり、敬は、心のつゝしみと、貌のうやまひを兼て云、凡そ人の交ること久しければ、其敬をとろへやすし、然るに晏子よくかくの如くなるを以て、これを稱せり、一説に、これ夫子晏子が死後の評論なりと、

〇子曰、臧文仲居蔡、

臧文仲は、魯の大夫臧孫氏、名は辰、文仲は、謚と字なり、蔡は、大龜の名、うらなひに用る所の寶なり、古の禮、諸侯は室つくりて、大龜ををさめをく、これを守龜と云、大夫は龜を寶とすることを得ず、然るに文仲此禮をひところふ、

山節藻梲、

節とは、俗に云ますがたなり、柱の上にあり、これに山えるとは、山の形をきざみて其かざりとするぞ、梲とは、梁の上にある、短柱の名なり、これに藻かくとは、藻は水草なり、これをゑがきて、かざりとするぞ、是みな天子の宗廟の飾なるを、文仲龜ををく室にほどこせること、其僭越いよ〳〵甚し、これ鬼神にへつらふ意深きによりて、これをかせり、

何如其知也、

○子貢問曰、孔文子何以謂之文也、

孔文子は、衛の大夫、孔氏名は圉、文子は謚なり、其行迹に非義の事多し、然るに死して文と謚しけるを以て、子貢疑ひてとへり、

子曰、敏而好學、

敏とは、智のときことを云、

不恥下問、

下問とは、己より下にある者に問ことを云、

是以謂之文也、

凡そ敏なる者は學を好まず、位高き者は下問にはづ、然るに孔圉よくかくの如くなるを以て文と謚す、これ謚法に、學をつとめ問ことを好むを文とすと云に、あへばなり、○按ずるに、これ夫子たゞ衛人そのかみ孔圉に謚せし時の議定の説を以て、つげ玉ふばかりなり、必しも其議を然りとし玉ふにはあらじ、亦これ聖人の心、人の惡云ことを、好まざるが故なるべし、

○子謂子產有君子之道四焉、

謂とは、評詞なり、子產は、鄭の大夫公孫僑、これ鄭の穆公の孫名は僑、子產は其字なり、君子の道四つ、其目下に見えたり、

其行己也恭、

行己とは、其身を行ふことを云、恭は、うや〳〵しくへりくだるなり、

其事上也敬、

君親及び凡そ己が上にある人に事ること、つゝしみてをこたらず、これ亦己を行の恭の推す所なり、

其養民也惠、

惠は、みぐみなり、これを愛し、これを利することを云、子產政をとりて、民を養ふに、恩惠ふかゝりしなり、

其使民也義、

子、子貢の及ぶべき所にあらずとし玉へり、○程子の云く、我人の我に加へまく欲せざることを、吾も亦人に加ることなからまく欲すと云は、仁なり、己にほどこしてねがはざることを、亦人にほどこすこと勿れと云は、恕なり、恕は則子貢よくこれをつとむることあらん、仁は則及ぶ所にあらずと、蓋し欲無と云は、自然になき者なり、勿れと云は、自いましめて止むる詞、これ乃仁と恕との別なり、然れども其道は二すぢにあらず、恕によりて、即仁に至るべし、只生熟のとなるばかりなり、この故に、仁を求ること、恕よりもちかきはなし、學者のむねとして、つとむべき所なり、

○子貢曰、夫子之文章可得而聞也、

文章は、威儀容貌、文字言語をすべて云、是皆外にあらはれて諸弟子たれども聞ことを得る所なり、聞とは、見るをかねて云、

夫子之言性與天道不可得而聞也、

性は、人のうけて生るゝ所の天理、天道は天理自然の本體なり、其等は其旨深微なる故に、其人にあらざればつげ玉はず、これをの玉ふことまれにして、學者の聞ことを得がたき所なり、然るに子貢始めてこれを聞ことを悦び、其理のむまきことを嘆美して、かくいへるなり、

○子路有聞、未之能行、

子路善言をきゝて、すみやかに行はんとすれども、或は擬議いまだ成らざる所あり、或は時勢にさはることありて、いまだ行ひ及ほさゞる所あればなり、

唯恐有聞、

前事をいまだ行ひはたさゞる内に、もし又更に聞く所あらば、これを行ふ力たるまじきかと、たゞこれのみをそれて、前事をすみやかに行ふとなり、○范氏をもへらく、子路善を聞ては、必行ふに勇む、これぞの勇を用ることのよき者なり、孔門弟子、みな及びがたきことゝする故に、これをあらはせり、

れを待て後に、これを能するにあらず、只これによりて教を立て丶、諸弟子をさとして、各其言をつ丶しんで、其行を敏くせしめ玉はんとの、ためばかりなり、

○子曰、吾未見剛者、

剛者とは、剛はこはきぞ、其守る所堅く強くして、たはみか丶まる所なき者を云、蓋剛者はよく道學の力をたすけ、風教のをとろへをつなぐ、これ最人の能しがたき所にして、貴とび重んずべき者なり、この故に夫子其いまだこれを見ざることをなげ丶り、

或對曰、申棖、

申棖は、弟子の姓名なり、ある人夫子の語に對て云く、門下に申棖あり、是即剛者なるべしと、

子曰、棖也慾、焉得剛、

慾とは、私欲多きぞ、慾ある者は、必剛ならず、よりて夫子の玉はく、棖は慾あり、いかでか剛なることを得んと、○それ人の剛强なるは、天理純全なるが故なり、慾に品多けれど、一つもこれある時は、則理をさまたぐる所ありて剛ならず、此故に剛なる者は、常に萬物の上に伸ぶ、慾ある者は、常に萬物の下に屈まる、たとへば氣血全くして、壯實なる者、外寒暑にをかされず、内飲食にやぶられず、されど一つもひかる丶所あれば、則氣血とゞこほりて、必病を生ずるが如し、棖が人となり、審ならねども、をもふにそれ悻々といぶりにして、人とあらそひ、勝ことを好む者ならん、よりて或人これを剛なりとすれども、是即亦人我の私欲にして、却て不剛の病根なることを、知らざるなり、

○子貢曰、我不欲人之加諸我也、吾亦欲無加諸人、

欲すとは、ねがふ意なり、加ふとは、ほどこす義なり、欲無とは其すでに至れる所をば、自許す詞なり、

子曰、賜也非爾所及也、

人の我に加んことを、ねがはざる事をば、我も亦人に加んと、なからまくねがふは、是即仁者の事、しゐつとむることをまたずして、をのづから然り、よりて夫

くちたゞれたる木には、物をえりつけらざるぞ、

糞土之牆、不可杇也、

糞土は、あくたづち、牆は、ついぢ、杇は、土をぬることなり、糞土にてつきたるかべは、其上をなでぬりて、平にせられぬなり、宰予が學力をこたりて、敎をほどこすべき、もとゐのなきことをば、此兩事を以てたとへての玉へり、

於予與何誅、

かゝるしわざの宰予にをいて、これをせむること、何かせんとぞ、是却てふかくせめ玉ふ詞なり、

子曰、始吾於人也、聽其言而信其行、

夫子すでに宰予をせめて、又の玉ばく、そのかみわれ人にをいて、その言語のよきを聞ては、その行實もかくあらんと、信ぜしとなり、一説に胡氏の云く、子曰の二字、疑らくは衍文ならん、然らずは、則一日の言にあらじと、

今吾於人也、聽其言而觀其行、

人の言行同じからざることある故に、今われ其言を聞てよけれども、又其行を見ざることあたはずと、蓋宰予よくものいへども、其行及ばざる故に、かくの玉へり、

於予與改是、

言を聞て行を信じつるあやまりを、今宰予にをいて、これを改めたると、これ亦宰予を、いたくさとせるなり、〇范氏の云く、君子の學にをける、たゞ日々に孜々として、斃て後にやむ、たゞをそらくはその及ばざらんことを、宰予晝いねたり、自棄いづれかこれより甚しからん、かるが故に、夫子これを責む、胡氏をもへらく、宰予志を以て、氣をひきゆることあたはず、安然として倦たり、是宴安の氣かちて、儆戒の志をこたれるなり、古の聖賢も、をこたりすさむことを以てをそれとし、つゝしみはげむことやまずして、以て自つとめざるはなし、これ孔子ふかく宰予を責玉ふ故なり、されども言を聞て行を見ること、聖人の智、こ

らす所、始について、即その終までを見る、夫子そのわが言にをいて、悦びずと云ことなしとの玉ふを以て知ぬべし、

賜也聞一以知二、

二は一に對する所なり、子貢の智はをしはかりて知る、只此によりて彼を識るかばりなり、夫子の往をつぐるに、しかも來を知るが如き是なり、されども二子の知る所はひろく云、只夫子にきくとのみにあらず、

子曰、弗如也、

汝の云如く、回にしかずとなり、これその云所をあたれりとす、

吾與女弗如也、

これ其自知る所明にして、回にしかずとすることをほめて、ゆるし玉ふ詞なり、○胡氏をもへらく、子貢つねに人を比方することを好む、夫子すでにそれ我はいとまあらずと云て、これを戒め玉ふ、然れども、その自わが分をしること、いかゞあると、顏子にたくらべて、問ひこゝろみ玉ふに、答る所かくの如し、それ一を聞て十を知るは、上智の生れつき、生智につげる者なり、一を聞て二を知るは、中人以上の生れつき、學で知るの才なり、子貢平日己を以て、顏子にたくらべて、そのくはだて及ぶべからざることを知る、この故にこれをたとふることかくの如し、夫子その自知ることの明にして、又自屈るにはゞからざるを以て、すでに其言を然りとして、又ふたゝび其云所の志をゆるせり、是そのついに夫子のゝ玉ふ性と天道とを聞ことを得て、只一を聞て二を知るのみにをはらざりし故なりと、蓋し人自知るにくらければ、進まん所をしらず、自屈むにはゞかれば、進まんことを求めず、然るに子貢のこたへかくの如くなるを以て、その進む所あるべきをとりて、これをゆるし、只その云所を、あたれりとし玉ふのみに、あらざるなり、

○宰予晝寢、

晝寢たりとは、いぬべき時にあらずして、いねたることを云、

子曰、朽木不可雕也、

可使爲之宰也、

宰とは、邑の奉行、家の執事をすべて云、其宰たるべきは、よく政をおさめ、事をとり立て、家をとましめ、民をゆたかにするの類を云、

不知其仁也、

句義上に同じ、

赤也何如、

赤も孔子の弟子、姓は公西、名は赤、字は子華、これも其仁をとへり、

子曰、赤也束帶立於朝、可使與賓客言也、

隣國より、諸侯の來朝するを賓と云、大夫の來聘するを客と云、赤が才、禮儀言語に、よくなれたるによりて、はれの賓客ある時に、束帶して朝廷に立てゝ、其あひしらひを、せさしむべきぞ、

不知其仁也、

句義亦上に同じ、〇それ兵財禮樂は、國の大政なり、三子みないまだ仁ならずといへども、其才をの〳〵此事を任ずるにたれり、此章夫子の三子にゆるす所かくの如く、又先進の篇、諸子志を云章に、三子自ゆるす所もこれに同じ、然れば聖門の人物學業みな實用に施すべきことを見つべし、後世の人、經義にくはしく、記覽のひろく、文詞にとみたるのみは、實用の學にあらず、德行はなほ其外にあり、

〇子謂子貢曰、女與回也孰愈、

これ夫子二子の智の品を以て、子貢の自知る所をば、こゝろみとへるなり、

對曰、賜也何敢望回、

子貢その天資學力、顏子に及ばざること、甚とをきことを云て、此下に其意をのぶ、

回也聞一以知十、

一は數の始、十は數の終なり、顏子の智は、明睿のて

勇このむことは、我よりもすぎたり、されども事の理にとりて、はかりみる所なしとの玉ふ、これ一つにはほめ、一つにはそしり玉へるやうに見ゆれど、實はみな子路の思量つまびらかならずして、義にかなはざる所あるを、戒め玉ふなり、

○孟武伯問子路仁乎、

子路はこれ仁者なるかととふ、

子曰、不知也、

子路全く仁なきにはあらざれども、その仁に至ること、或は日に一たび至り、或は月に一たび至りて、有無さだめがたき故に、仁たることはいがゝあらんも、知らざる所なりと、答へ玉ふ、

又問、

夫子の知り玉はざること、あるまじく思ひて、かさねてとへるなり、

子曰、由也千乘之國、

千乘は、大國なり、其義前に見えたり、

可使治其賦也、

賦は、軍兵を云、賦はもと田地にかけてとる役錢なり、古は田賦を以て兵を出しける故に、兵を賦と云なり、これを治むとは、大軍をすべつかさどりて、よくならはしつかふことを云、

不知其仁也、

子路は其才こそ、かくの如くにはあれ、其仁はこれを知らずなり、

求也何如、

これ亦武伯冉求が仁をとへり、

子曰、求也千室之邑、

家千軒はかりある大邑なり、

百乘之家、

鄉太夫領地ありて、兵車百兩出すほどの大家なり、

みやづかへせよと、ゆるさるゝなり、

對曰、吾斯之未能信、

斯とは、道理をさして云、信ずとは、明に知り、眞にさとりて、其手に入れて、とりまはすこと、日用飲食の如くにて、少しも疑なきことを云、開その自信ずることといまだかくの如くなること、あたはざる故に、いまだ以て人を治るにたるまじく思ひて、仕へを辭しけるなり、

子說、

說は、悅と同じ、夫子開が志す所、篤く大いなること、思の外に出たるによりて、これに感じて、悅び玉ふなり、○漆雕開其才すでに仕官すべしといへども、志す所あつく、期する所大いなる故に、學みち、德なりて後、大いにこれを用ひまく欲す、今すこしきに試ることをねがはず、然れば、其他日の至る所、はかるべからざるによりて、夫子これを悅ばせ玉ふ、

○子曰、道不行、乘桴浮于海、

夫子天下に賢君なくして、其道行れざることを嘆じて、かくの玉へり、云意は、海外の地、中國の政令及ばざる所にゆきて、をらばやとなり、

從我者其由與、

由は、子路の名なり、子路の人となり、義に勇めるによりて、夫子又の玉はく、かゝる時、よく我に從ひて、共にゆかん者は、誰かあらん、只それ由なるべしとなり、

子路聞之喜、

夫子海に浮ばんとの玉ふは、世を嘆きての餘りに、詞をまうけて、かくの玉ふを、子路その旨をさとらず、實に夫子のかくせまく欲すと思ひて、其ひとり己にくみし玉へることを喜ぶ、

子曰、由也好勇過我、無所取材、

材は、裁と同じ、聖人世をすて玉ふ時なし、又桴は海をわたるべき者にあらず、然るを子路たゞ己と共にせんとの玉ふを、聞くまゝに悅ぶ、よりて夫子、汝の

○或曰、雍也仁而不佞、

雍は、孔子の弟子、姓は冉、名は雍、字は仲弓、佞は、口才なり、口のきゝたるを云、仲弓の人となり重厚にして軽薄ならず、簡默にしてことばすくなし、されども時の人、口才を以て賢とする故に、仲弓その德ゆたかなれども、才のみじかきことををしみて、かくの如くに評せしなり、

子曰、焉用佞、禦人以口給屢憎於人、

人の口才、何の用をかなすぞとなり、

禦人とは、人の詞に、こたへあひしらふことを云、口給とは、給は辯なり、辯舌を云、人をあひしらふに、只辯舌のみをはたらかして、心に其まことなき者は、しば〳〵人のにくみを得ることあり、○凡そ口才ある者は、正直を好む人、もとよりこれをにくむ、又わが無辯なる故に、かれにいひふせられて、其をもはくのとをらざる者も、これをにくむ、又一過はかれにあざむかるれど、後に其僞をさとる者も、これをにくむ、これ人の口のみを服して、心を服することあたはざればなり、

不知其仁、焉用佞、

云意は、かれを仁なりとすることは、いかゞあらん、我いまだこれを知らず、不佞は却てよきことにこそはあれ、すこしも不足なりとすべからずと、再び焉用佞との玉ふは、深く或人の非を、さとさんとなり、○それ仲弓は德行の賢者なり、然るに夫子いまだ其仁をゆるし玉はざること、仁の道至りて大いなり、道に體すること全くして、しばらくもやむことなき者にあらざれば、仁者と云にたらず、顏子亞聖の大賢なれど、仁にかなへること三月の後には、なほいさゝか相たがふことをまぬかれず、況や仲弓賢なりといへども、いまだ顏子に及ばざるをや、これ夫子たやすく仁をゆるし玉はざるの故なり、

○子使漆雕開仕、

漆雕開は、孔子の弟子、漆雕は姓、開は名、字は子若、仕へしむとは、其才用るにたれるを以て、夫子出でゝ

記したるにてもあるべきなり、

○子謂子賤、

此謂も、評してなり、子賤は、孔子の弟子、姓は宓、名は不齊、子賤は其字なり、

君子哉若人、

君子は、成德の稱なり、家語によりて見れば、夫子の卒し玉へる時、子賤わつかに二十四歲なり、然れば其弱年の時より、聖人君子を以て稱嘆し玉へること、其德の尋常ならざることを知るべし、

魯無君子者、斯焉取斯、

子賤は魯人なり、云意は、子賤賢なりといふとも、魯國に君子者なくば、この人なんぞこの德を取て己に成すことを得んやと、蓋し子賤よく賢をたつとび、友に取て、其德を成しつる故に、かくの玉へり、又人の善稱して、其父兄師友の德に、本づけて云は、懇厚の至れる心なり、

○子貢問曰、賜也何如、

子貢夫子の君子を以て子賤にゆるせるを見て、わが人品をいかにととふ、

子曰、女器也、

器とは、其才成りて、用をなす者を云、されども其用諸事にあまねからぬなり、この故に君子は器ならず、其德をむねとするなり、子貢達才なりといへども、其德たらざる故に、いまだ君子なることあたはず、

曰、何器也、

器には品多き故に、又その何の器たることをとふ、

曰、瑚璉也、

瑚璉とは、宗廟の祭に、黍稷の飯をもる器、玉を以て之を飾る、夏には瑚といひ、殷には璉といひ、周には簠簋と云、これ器の貴重にして、華美なる者なり、子貢の才、郷大夫となして、政にしたがへしめつべし、又言語文章の見つべき所あり、これいまだ器ならざるの君子にはあらざれど、器中の貴くして、見事なる者なれば、かくの玉へり、

謂とは、評論の詞なり、公冶長は、孔子の弟子、公冶は姓、長は名、或說に、其字子長なりと、妻すとは、むすめを人にゆるして、其妻とすることを云、長が人となり、審ならねども、夫子それ妻すべしとの玉へば、其性行のよきこと知ぬべし、

雖在縲絏之中、非其罪也、以其子妻之、

縲とは、黒き繩、絏は、つなぐなり、古は罪ある者を、牢獄に入れ、黒繩を以てつなげる故に、獄にかけらるゝことを、縲絏の中に在ると云なり、長むかし獄にかけられしことありつれども、其罪ならざりしことなれば、これを以て其人ををとしむるにたらずとて、則そのむすめを以て、これに妻はさせ玉ふ、

子謂南容、

これも南容を許し玉ふ詞なり、南容も孔子の弟子、南宮氏略して南と云、名は縚、又の名は适、卒して敬叔と謚す、孟懿子か兄なり、

邦有道不廢、

有道とは、道の行はるゝ時を云、不廢とは、あげ用ひられて、すてをかるまじとなり、

邦無道免於刑戮、

無道とは、道の行はれざる時を云刑は刑罰戮は、はづかしめなり、

以其兄之子妻之、

南容つねによく言行をつゝしむ、この故に、有道にして治れる國に居ては、必あげ用られ、無道にして亂れたる國に居ては、其禍をまぬがるべきことを、知るによりて、其兄の子を以て、これに妻あはさせ玉ふ、○或人云く、南容か德、公冶長にまされり、この故に、其兄のむすめを容にめあはせて、其むすめを長にめあはせ玉ふと、是ひがことなり、聖人の心は至公なる故に、もとより嫌を避るのことなし、況や此兩人と女子との年數、いかゞありつるもしられず、又これ必しも一時の事にあらざるを、其相類するを以て、合せ

なし、

○子曰、君子欲訥於言而敏於行、

欲すとは、みづからねがふなり、訥しとは、にぶき意あり、敏しとは、すみやかなるぞ、言はすぎやすき故に、訥からまく欲す、行は及びがたき故に、敏からまく欲す○胡氏をもへらく、言に訥き者は、その德をたくはふること固く、人につぐればこれを信じ、事をはかればもれいでず、その訥からざる者はこれに反す、行に敏き者は、その善にうつることをすみやかに、過を改ることいさみ、つとめて應ずる力たる、その敏からざる者はこれに反す、○以上十章は、みな孝敬篤實の事なり、恐らくはこれ曾子門人の記す所ならん、

○子曰、德不孤、必有鄰、

鄰とは、したしみと云義なり、人の德には、必その類を以て、これにしたがふ者あり、ひとり立つの理なし、居處の必となりあるが如し、これ世の德を修る者、獨立して相たすくる者なからんを、うれふる心あるをば、いましめ玉はんとなり、

○子游曰、事君數、斯辱矣、

數すとは、しきりにいさむるを云、臣たる者、君をいさめてきかれざる時は、そのいさむべきほどに止りて去るべし、すぎてしば〳〵いさむるを以て、罪を得る時は、これみづからはづかしめらるゝなり、

朋友數、斯疏矣、

朋友相たゞすことも、亦よきほどに止るべし、すぎてしば〳〵する時は、きく者いとふ故に、かへりてこれにうとんぜらるゝなり、蓋し君臣朋友はみな義を以て合ふ者なるによりて、其の道同きなり、

公冶長第五

此篇は古今の人物の賢否得失を評論す、これも亦格物窮理の一端なり、胡氏をもへらく、これ多くは子貢門人の記す所ならんと、蓋し子貢好んで人を比方しける故に、かくいへるなり、

子謂公冶長可妻也、

故に孝子は常に父母の心を以てわが心として、少しも他念あることなし、よく此旨をしる時は遠遊のみにかぎらず、凡そ父母わがために心づかひをせられんこと、みなあへてせざるなり、范氏の語最つゞまやかにして、其要をえたり、

○子曰、父母之年不可不知也、

知とは、これをおぼへて、つねにわすれざるを云、父母の年のかず、子たる者、しらではかなはざることなりとぞ、

一則以喜、一則以懼、

父母の年をば、知る時は、よはひかさなるにしたがひて、一つにはこれを以て、其いのちながきをよろこび、一つにはこれを以て其をとろへゆくことををそる、よろこびをそるゝは、これ一時の事にして、をそるゝ意をもし、其よろこぶも、亦をそるゝに歸するなり、之ををそれて忘れざる時は、日をしみて、奉養をつとむること、やむにやまれざる誠あり、

○子曰、古者言之不出、恥躬之不逮也、

世の人のもの云こと、かろくたやすきをたゞさんがために、古人の風をのべ玉ふ、古人の言をみだりに出さゞるは、身に行ふ所、言に及ばざらんを耻てなり、これを耻ることふかければ、いはんとすること、をのづからいでがたし、行ふに及ばざるだも、なをこれをはづ、況や其いふことをふまざるは、甚はづかしきことぞ、○范氏をもへらく、人云ことのかたきにあらずして、行ふことこれかたし、たゞそれ行はんことををもはず、こゝを以て云とかろきなり、言行つねに相かへりみる時は、言口より出ると、必たやすからず、

○子曰、以約失之者鮮矣、

約とは、つゞまやかにしてすごさゞる義なり、心をさまりしゞまりて、何事もほしいまゝにせざるを云、只倹約簡約を云のみにあらず、失すとはあやまつなり、者は、事なり、凡そ人、事々節約を以て心に存する時は、則本にちかづく意あり、其事いまだ時中にかなはずといへども、これを以てあやまつことは、則すく

るなり、不違とは、敬してしばらく止むといへども、親のいかりをはゞかりて、其意ををこたらず、をりをうかゞひ又いさめて、幾諫の志にたがはざるなり、これ即内則にいへる、諫もし入れられざれば、敬ををこし孝ををこす、悦ぶ時はまた諫るなり、

勞而不怨、

勞すとは、つかれくるしむなり、諫きかれずといへども、くりかへしねんごろに諫て、親のいかりにあひ、杖をうくることなどあるを云、こゝに至りても、なほ孝敬ををこして、少しもうらむる意なきなり、これ即内則にいへる、その罪を鄕黨州閭に得んよりは、むしろ熟いさめん、父母怒り悦びすして、これをうち血を流すとも、敢てにくみ怨みず、敬ををこし孝ををこすなり、親もし其過をとぐれば、國里人に罪を得る故に、然らんよりはわれ怒りにあふといふとも、くりかへして純熟するやうに諫めんとなり、よりてこれを熟諫ともいへり、

○子曰、父母在、不遠遊、

親います時、其の旁を去て、遠くいで遊ぶ時は、久くほどをへて、朝夕のうかゞひをすて、相をとづることををろそかなり、只われ親を思ひてやまざるのみならず、親も亦我を思ひてわすられまじきを恐るゝによりて、遠遊せざるなり、

遊必有方、

遠遊せざる意、上に云如くなる故に、もしやむことを得ずして、遠遊する時は、必さだめたるゆく方ありて、そこより又よそへゆかず、親つねにわがをり所を知て、うれふる心なく、もし我をよぶことあれば、則必かへりきて、事にはづるゝことなからんとなり、その近くいで遊ぶにも、出る時は必つげ、かへる時には必まみへて、そのゆく方をかへざること、みなこれに同じ○范氏の云く、子よく父母の心を以て心とする時は孝ありと、それ父母と我との身は、氣血骨肉もと一體にして、よろこびかなしみ、いたみわづらふこと、地をへだてりといへども、自然に相感通する者なり、されども其形わかれて、ことなるが故に、私欲にさへられて、人我の心出來ること、甚しき不孝なり、この

けるが如し、たゞそれふかくさとる、こゝを以てあつく好むと、あつく好むとは、これをはかるごとくはしく、これを求ること切にして、これを得てもなほあくことなきを云、好むこといよ〳〵あつければ、さとること又いよ〳〵ふかし、楊氏をもへらく、君子生をすてゝ、義をとる者あり、利を以てこれをいへば、人の欲する所、生よりも甚きはなし、惡む所、死よりも甚きはなし、されど君子のさとる所は、たゞ義のみにして、利の利たる味ひをしらざるが故なり、小人はこれに反す、

○子曰、見賢思齊焉、

學者人の善を見る時は、我もひとしく此善あらんことをねがひて、はげみつとめてすゝむなり、

見不賢而内自省也、

人の不善を見る時は、我も此惡あらんことを恐れてもしある時は、則その力をふるつて、かちのぞくなり○胡氏の云く、人の善惡同じからざるを見て、身に反らずと云ふことなき者は、たゞに人をばうらやますして、自棄ることを甘んぜず、たゞに人をば責ずして、自せむることをわすれず、

○子曰、事父母幾諫、

此章は、父母の過を諫るの法をとく、内則に云所と、其意相通ず、幾諫とは、ひそ〳〵と、しづかに諫めて、あらはにつよくいさめざるぞ、これ即内則にいへる、父母過あれば、氣を下し色をよろこばしめ、聲をやはらかにして以て諫るなり、されどたゞこれのみにあらず、或はことばをとをくしてこれを諷じ、或は機會を見あはせてこれをみちびき、或は委曲にとりなして、人の知らざるやうにさとし入るゝも、皆これ幾諫なり、

見志不從、又敬不違、

親の志、わが諫めに從はれまじきを見ればとぞ、志を見ると云時は、詞と色とにあらはるゝをまたざるなり、又敬すとは、始より敬していさむれども、これをきかざる時は、はらあしくなりて、親の氣にさかひやすし、よりて又敬意をふりをこして、しばらくひかゆ

一つに貫くことをしらず、夫子その會すべき時節をうかゞひて、これを以て告げ玉ふ、曾子果してよくさとり得て、即これにこたふること、すみやかにしてうたがはず、時雨の草木を化し、果實のほぞをちすると、同じくなるによりて、一唯の外に、又感嘆することもなく、稱賛することもなし、

子出、

夫子つげをはりて、たち出玉ふ、

門人問曰、何謂也、

曾子の外、自餘の門人、一貫の道理をきゝとらざる故に、これを曾子にこひとふ、

曾子曰、夫子之道、忠恕而已矣、

忠とは、己が心をつくして、のこす所なきを云、恕とは己が心を以て人の心をはかり、己を推て人に及ぼすことを云、而已矣とは、つき〳〵て、餘なきの詞なり、蓋し夫子の一理渾然としてあまねく應じ、つぶさに當ること、たとへば天地の道、誠いたりて、しばらくもやむことなく、萬理をのづから生成して、各その所を得るが如し、至誠にしてやむことなきは、道の體なり、萬殊の一本なるが故なり、萬物をの〳〵其所を得るは、道の用なり、一本の萬殊なるが故なり、聖人の道、たゞかくの如くなるのみにして、此外に又別のことなし、曾子よく此旨をさとれども、詞を以てのべがたし、この故に學者の己をつくし、己を推す工夫の名目を借りて、其義を明す、人のさとりやすからまく欲してなり、學者の忠は、聖人の一なり、その恕を以て萬事にをすは、これ聖人の萬を貫くなり、但聖人は力を用ひてこれをつくさゞれども、をのづから誠なり、力を用ひてをすことをまたずして、只己が心を以て人に及ぼすのみ、其理は二つあるにあらず、

○子曰、君子喩於義、小人喩於利、

義は、天理の宜き所、利は、人情の欲ふ所、これを喩るとは、そのなれそむことの久うして、其味のいふにもいはれざる所までを、ふかく知り得たることなり、○程子の云く、君子の義にをけると、なほ小人の利にを

これを行はん、況や國ををさむることを望まんや、

○子曰、不患無位、患所以立、

此章は、世の人の祿をもとめ、名をもとむるの非をたゞせり、今日位なきは、うれふべきことにあらざれば、これをうれへざれ、他日もし位を得ん時に、其位に立つ所の才德たらざるは、甚耻づべきことなれば、これをうれへて、常に自修むべし、

不患莫己知、求爲可知也、

今日名をしられざるは、うれふべきことにあらざれば、之をうれへざれ、他日もしほまれを得ん時に、才德その名にかなはずば、甚耻づべきことなれば、これをうれへ、その知らるべき實をさめて、これを得んことを求むべし、○程子の云く、君子は其己にある者を求るのみと、蓋し君子の學は、己がためにのみする故にをのづから名利を求るの心なし、されども學成りて己に得る所あれば、求めざれども祿其中にあり、

○子曰、參乎、

參は、曾子の名、夫子曾子に告ることあらんとして、まづ其名をよびかけり、

吾道一以貫之、

此道は事物當然の理をさす、下の之字も亦道なり、云意は、わが道千緒萬端にして、すべくゝることなきが如くなれども、只一つの理ありて、以てこれを貫けるのみと、蓋し聖人の心、其體を以て云時は、渾然たる一理のみ、其用を以て云時は、事物の感ずるにしたがひ、あまねく應じもらさず、つぶさに當りてたがはず、これ一以て萬を貫き、萬理各々に具足す、即萬物すべて一太極にあひ、一物をの〳〵一太極をそなふるなり、

曾子曰、唯、

唯とは、こたへのすみやかにして、うたがひなき者なり、曾子つね〴〵萬理の上にをいて、一々くはしくこれをあきらめ、つとめてこれを行ふ、その誠を存することのつもり、力を用ることの久き、萬理の間に、ほゞ相てらし、相かよふ所ありといへども、未だ其たゞ

小人懐土、

土は居處をさす、居處のたよりを、したひをぼれて、遷りかはるの義をかたんず、

君子懐刑、

刑は、法なり、法をわすれずして、敢て不善をせず、德をもふに及ばずといへども、亦これ君子の類なり、

小人懐惠、

惠は、利なり、順利をむさぼることをわすれず、これ亦土をもふの小人よりもをとれり、

○子曰、放於利而行多怨、

人常にわがため順利にして、たよりよき方に依りつき、これに由て事を行ふ時は必人に害ある故に人の怨をとること多し、○凡そ義に依て行ふは公なり、利に依て行ふは私なり、君子小人のわかるゝ所たゞ、義利公私の間にあり、禁虚齋をもへらく、利に放て行ふ時は、豈たゞ怨多きのみならん、怨みざる者なからんとす、たまく\うらみざる者あるは、これその私愛する所、或はその同類ならんのみ、もし義に放て行ふとも、必怨なきにはあらず、されども道理をしる者は、これを是なりとす、怨む者ありとも、亦うれへとするにたらず、

○子曰、能以禮讓爲國乎、何有、

讓は、恭敬辭遜の義、禮の實なり、こゝに禮讓とつらねいへども、讓の字を主とするなり、何有んはし難からずと云義なり、凡そ上行ひて下效ふこと、讓ると爭ふとの二つにあり、此二つの者まさしく相そむけり、上禮讓を好む時は、下亦これにならひて、爭奪の風とをざかる、よりて其國をさむるに、かたきことなし、

不能以禮讓爲國、如禮何、

此禮は、禮文を以て云、これを如何とは、行ふことあたはじとなり、もし上禮讓を好まずして、民の利をあらそふことあれば、必下に爭奪をこりて、國すなはちみだれんとす、禮文法度ありといふとも、なんぞよく

るにあらずと、かのいまだ道をきかざる者は、久く生きても、其益なしと云ことを、ふかくさとせる意あり、○程子をもへらく、凡そ天下の事物、實理あらずと云ことなし、人よく知てこれを信ずることかたし、死生も亦大事なり、もし眞實にさとり得る所あるにあらずは、なんぞ夕に死するを以て可なりとせんや、朱子をもへらく、それ道はきはまりなし、これを聞とは、必しも巨細幽明しらずと云ことなきを云にあらず、大要人の人たる道理を、さとり得る時は、則可なり、

○子曰、士志於道、而恥惡衣惡食者、未足與議也、

士たる者道を求るに志ありといへども、なほわが衣食の人より惡きを恥る意あるは、其見識はなはだひきし、これと共に、道を議論するに足らざるなり、○道に志す所眞實なる者は、必內をもくして外かろし、然るに反て其心外物につかはれなば、なんぞ共にはかるにたらん、かの食にあき、衣をあたゝかにせんと求る者は、なほ口體をやしなふがためにす、衣食の惡きをはづる者は、耳目をよろこばしむるがためなれば、抑又飽煖を求る者の下にあるなり、

○子曰、君子之於天下也、無適也、無莫也、義之與比、

此章は中庸の德ある君子を、評論する詞なり、天下とは天下の事なり、適と莫とは、凡そ事に應じ、物にまじはる上にをいて、あらかじめわが意見をたて、必かくの如くせんと思ふは適なり、必かくの如くはせじと思ふは莫なり、義は理の宜き處なり、云意は、君子は天下の事にをいて、適莫の意見なく、只常に義と共に相したがひて、何事もみな理の宜きにかなふとなり、○適莫は死物の如し、その偏着する所うごかず、義は活物の如し、自由にうごきうつりて、事の至善理の至當にかなふ、これを義と共にしたがふと云なり、

○子曰、君子懷德、

此章は、君子小人の趣向、公私の同じからざることを論ず、懷ふとは、思念してわすれざる事を云、君子はわが德性を存して、失はざらんことをわすれず、

云意は、我仁を好み不仁を惡む者を、いまだ見ずといへども、人もし果してよく一旦ふりたちて、其力を仁をするに用ることある時は、我又其力の仁をするにたるまじき者をも、亦いまだこれを見ずとなり、蓋し仁をすること己にありて、人の力をかることをまたず、これを欲する時は、則こゝにありて、志の至る所は、氣必至る、この故に、仁は能しがたしといへども、これに至ること亦やすし、

蓋有之矣、我未之見也、

蓋しとは、疑ふ詞なり、云意は、人の氣質さま〴〵なれば、もしくは甚柔弱にして、仁をする力の、たらざる者もありなん、然るを我たま〳〵いまだこれを見ざるなるべしとぞ、蓋し仁道至りて大いなれば、ついにたやすきこととし玉はざる故に、かくの玉ふといへども、仁者をいまだ見ざるのみならず、試に仁をして見る者をさへ、亦まだ見ざることをば、嘆き玉へる意あり、

○子曰、人之過也、各於其黨、

人のあやまちに、もとより道理をしらずして、これにたがへるあり、ほゞ道理をばしれども、忘れてしちがへるあり、みな心からせざること故に、共に過と云、凡そ人のあやまつこと、各その性質のたぐひに、したがふによりて、其間になだむべき事あるを、世の人こゝに察を加へずして、みな一樣にこれをせむるを以て、かくの玉へるなり、

觀過斯知仁矣、

君子は慈愛にすぐるを以て、常に厚き方にあやまる、小人は忍刻にすぐるを以て、常に薄き方にあやまる、然れば人の過を見るにつきても、其仁不仁は、知らるべしとなり、人の仁不仁を、必その過を見て、これを知ると云にはあらず、

○子曰、朝聞道夕死可矣、

道は、事物當然の理をさす、これを聞とは、心にさとる義なり、朝夕とは、その近きことをば、甚しくいはんとなり、云意は人よく道を聞き得るときは、たとひ即時に死すといへども亦可なり、これむなしく生きた

貴貧賤の取捨のきはより、終食造次顛沛の間に至るまで、時とし處として其力を用ひずと云ことなし、然れども取捨のわけ明にして而して後に存養の功きびしくして、仁に違ふの時なし、存養の功きびしき時、則其取捨のわけます〱明にして、毫釐のまどひなきなり、

○子曰、我未見好仁者、惡不仁者、

此章世に仁を求る者の、まれなることを嘆けり、夫子みづからの玉はく、今の世に我いまだ仁を好む者、不仁を惡む者あることを見ずと、下三段に、此兩樣の人となりをときて、其見がたき故を明せり、

好仁者、無以尚之、

人眞實に仁を好む者には、天下の物を、何にても上にかつけて、其好む心を、むばひとるべき者なしとなり、

惡不仁者、其爲仁矣、

仁不仁ならびたゝず、不仁を惡む者のしわざも、即亦その仁をする所なり、

不使不仁者加乎其身、

眞實に不仁を惡む者はその惡むこと切にして、必これをたちすつる故に、凡そ不仁なることをして、其身にふれちかづくこと、あたはざらしむるなり、○朱子をもへらく、仁を好み、不仁を惡む者は、みな仁を利とするものなれども、共に成德の君子なり、二つの者大いなる優劣なし、但仁を好む者は、資質渾厚にして、惻隱の心稍多し、不仁を惡む者は、資質剛毅にして、羞惡の心やゝ多し、資質を論ずれば、不仁を惡む者は、仁を好む者の、まろらかなるにしかざれども、工夫を以て云時は、仁を好む者は、不仁を惡む者の力あるにしかず、學者いまだ仁を好むことあたはずは、且つ不仁を惡む上より、なしもて去べし、然らば其志かたくして、德にすゝむことやすかるべし、

有能一日用其力於仁矣乎、我未見力不足者、

富貴はたれとても、みなねがふ所なり、

不レ以二其道一得レ之不レ處也、

これ君子の衆人にことなる所を云、下の貧賤も亦同じ、君子富貴に處ては、其義をつまびらかにす、この故に、もしうくべき道を以てこれ得る時は、則うけてこれに處り、もしうくべき道を以てせずしてこれを得る時は、則たちさりて處らぬなり、

貧與レ賤、是人之所レ惡也、

句義富貴に同じ、

不レ以二其道一得レ之不レ去也、

君子貧賤にをいては、つねに其命に安んず、この故にその得べき道にて得るをば、いとふ心なきのみにあらず、得べき道ならずして得るをも、亦これを去りて、富貴を求るの心なし、

君子去レ仁、惡乎成レ名、

これ上をうけて云、君子の君子たる故は、その心德を全うして仁なるを以てなり、もし富貴をむさぼり、貧賤をいとはゞ、仁道にはなれ去りて君子たるの實なし、なんぞ君子の名をなす所あらんや、

君子無二終レ食之間違一レ仁、

終レ食之間とは、一飯の間を云、違ふとは、はなるゝ義なり、これ亦上をうけて云、君子の仁を去らざると、たゞ富貴貧賤の間に、かれを取りこれを捨ることあるのみならず、常々仁に體して、しばらくの間も相はなるゝの時なし、

造次必於レ是、

造次とは、いそがはしき時と、かりそめなる時を云、是とは、仁をさす、必於レ是とは、かやうの時にも、必仁をはなれずとなり、

顚沛必於レ是、

顚沛とは、不慮の變ある時、流浪の難ある時を云、句義上に同じ、此二句は、尤仁に違ひやすき時をあげて、終食不レ違の意をたせり、○君子の仁に體すると、富

りて存することなけれども、をのづから失はず、其用をさめてついでざれども、をのづからみだれず、目に見て耳に聞き、手にとりて足にゆくが如し、智者は見る所ありとは云べし、いまだ得る所ありとはいはれず、存する所ありて後に失はず、をさむる所ありて後にみだれず、仁に安んずるは、仁と我と一つなり、仁を利とするはなほ仁と我と二つなり、仁に安んずることは、顔閔以上、聖人を去ること遠からざる者にあらざれば、此味を知らず、其餘の諸子は、人にこえたる才ありといへども、道を見てまどはずとはいふべし、いまだ仁を利とするの地位は、まぬがれぬなり、

○子曰、惟仁者能好人、能惡人、

善人を好じ、惡人を惡んずるは、人情の同き所なりといへども、たゞ仁者のみ、これを好ずることをもよく好じ、これを惡んずることをもよく惡んず、衆人は然ることあたはざるなり、蓋し仁者は其心の體、少しも私をまじへずして、きはめて公なるを以て、其用の行はるゝ所、かりにも理にたがはずして、みな正きが故にかくの如し、○朱子をもへらく、仁道は愛を主とす、この故に、物の好ずべきにをいては、則よろこびてこれを好ず、その惡むべき者は、かれ仁道をさまたぐる故に、やむことを得ずして、いたみながらもこれをせめ、これをたゞすことあり、然ればその惡んずる間にも、愛の理は亦をこなはれずと云ことなし、

○子曰、苟志於仁矣、無惡也、

志とは、心のゆきむかふ所なり、仁は人心の全德にして、萬善をかねそなへ、人を愛し物を利することを主とす、人よく仁に志して、これに體せんとする者は、道を求るの本領立つ、況やその志す所まことにして、かはることなければ、必惡をするの事なし、○凡そ心なくして理をうしなふを過りと云、心ありて理にもとるを惡と云、もし過りを改ずして、これをほふ時は亦をちゐりて惡となる、まことに仁に志す者は、必心からなる惡をすることはなけれども、なほいまだ過ちあることをまぬかれず、されどあやまつ時は、則あらためて、惡にはかつておちいらぬなり、

○子曰、富與貴、是人之所欲也、

て、これを是非する所あらんやとなり、

里仁第四

子曰、里仁爲美、

人の居る里は、仁厚の風俗あるを以てよしとす、仁里に居る時は、共にすむ人となれそむによりて、其德をなすべし、又互に相めぐみ、相すくひて、其身をたもつべし、然れば人の生涯、里の仁否にかゝる所、かろからず、

擇不處仁、焉得知、

人もし居處をえらむとて、仁里に居ることを知らずば、これ是非の見やすき所にをいて、すでにくらし、外に何ほどのたよりを求むるとも、なんぞ智ありとすることを得んや、

○子曰、不仁者、不可以久處約、

約しとは、困窮の義なり、不仁の人は、其本心の德を失ふ、よりて困窮のさかひに、しばしはたへしのびて居れども、久しく居ることあたはず、もし久しく居る時は、必その志をすてゝ、非ををかす、

不可以長處樂、

安樂の所に、しばしは事なくて居れども、ながく居ることあたはず、もしながく居る時は、必をごりて、ほしいまゝなり、

仁者安仁、

仁は本心の德にして、萬善をかねたり、この故に仁者は富貴貧賤、安樂患難、いづれに居ても、をのづから仁道に安んぜずと云ことなし、

知者利仁、

利とすとは、むさぼるの義なり、智者は理に明なる故に其欲する所仁にまさりたることなし、この故にいづくに居ても、仁道をむさぼり求めて、其志をたがへず、よりて仁者に比すれば、其得る所淺けれども、亦よく外物にむばゝるゝことをせざるなり、○謝氏をもへらく、仁者は其心內外精粗のへだてなし、其體まも

へり、封人夫子と一見の間に、感得すること深きによりて、すなはち稱賛することかくの如し、

○子謂韶盡美矣、又盡善也、

謂とは、評論する義なり、韶は、舜の樂の名、古の帝王、天下を得る時は、必樂をつくり、天地鬼神を祭て、その成功をつぐ、よりて歴代命をうくる天子は、みな其德にかたどるの樂あり、韶は詔の字の義にて、つぐなり、舜堯の位をつぎて治を致し玉ふ故に、其樂を韶と名づく、盡美とは、樂の聲、舞の容、共にその盛なることをきはめたるぞ、善とは、その美とする所の事實のよきを云、舜は天生自然の聖德あり、又堯の讓位をうけて、天下をたもてるが故に、其樂の聲容、みな揖讓の氣象さかんにして、其德の尊きこともをのづから見ゆるなり、よりて善なる所も、亦つくしたるぞ、

謂武盡美矣、未盡善也、

武は、武王の樂の名、武事を以て紂をうち、民をすくへるによりて武と名づく、武王は自らをさめて、性にかへるの聖人なり、又武功を以て天下をたもてるが故に、其樂の聲容、みな武をあけ、暴をのぞくの氣象さかんにして、亦美つくせり、されども征伐のこと、讓禪にしかず、また其德の舜にしかざることも、これによりて見ゆるなり、この故に其事の實は、いまだ善つくさゞる所あり、○程子をもへらく、成湯桀を放て、德にはづることあり、武王も亦然り、かるが故にいまだ善つくさず、され共堯舜の讓禪、湯武の放伐は、みな理にあたり、時によろしき故に、其道は共に一つなり、湯武のふるまひは、其欲する所にあらざれども、遇ふ所の時然るによりて、やむことを得ずして、非常の大權を行へる者なり、

○子曰、居上不寛、爲禮不敬、臨喪不哀、吾何以觀之哉、

人の上に居る者は寛仁にして刻薄ならざるを以て本意とす、禮をとり行ふには恭敬にして傲惰ならざるを以て本意とす、人の喪にのぞんでは哀戚して和易ならざるを以て本意とす、これらの事、もし其本意を失ふ時は、さらに何事を以てか、其行ふ所の得失を見

さどる官の名、封疆は、此方に云どてのことなり、夫子衛に至れり、時に儀邑封人來りて、まみえんことをこふ、蓋し賢にして下位にかくれたる者なるべし、

曰、君子之至於斯也、吾未嘗不得見也、

君子とは、そのかみの賢者を云、斯とは、衛の地をさす、こゝに至れる時、みなこれにあふとを得るとは、それよりさきも、賢者にたゝれざることを云、これ封人わか下賤なるを以て、夫子の門人、こふ所を通せざらんかと思ひて、かくいへるなり、

從者見之、

從者とは、門人夫子にともして來れる者を云、夫子に通聞して、封人をまみえしめたるぞ、

出曰、

封人すでに謁見をとげ、しりぞきいでゝいひけり、

二三子何患於喪乎、

二三子とは、門人をさす、喪ふとは、位をうしなひて、國を去ることを云、これ夫子魯の君臣齊の女樂をうけて、政にをこたりける故に、司寇の官をすてゝ、衛にゆき玉ふ時のことなり、封人云意は、夫子の位を失へることを、患とせざるべしとなり、

天下之無道也久矣、

天下に道をこなはれざること久しければ、亂きはまりて治にかへるべしとなり、

天將以夫子為木鐸、

鐸は、鈴なり、其舌を金にてしたるをば金鐸と云、木にしたるをば木鐸と云、凡そ敎令をふるゝ時は、これをふりて諸人をさとす物なり、武事には金鐸を用ひ、文事には木鐸を用ふ、云意は、世運治るに及ぶ時は、天必夫子をして位に居て、敎をまうけしむべし、久しく位を失ひて居玉はじとぞ、木鐸は文敎をほどこす物なるによりて、これによそへていへり、一說に、木鐸は道路にふれめぐる物なり、天夫子をして位を失ひ、四方にめぐりて、敎を行はしめんとのことをとい

りといへども、管仲死し、桓公薨じてより、すなはち覇業を失ひて、諸侯また齊を宗とせずなんぬ、

○子語魯大師樂曰、

太師は官の名、これ魯の瞽人たる樂官の長なり、時に音樂の正法すたれて、知る者なかりける故に、夫子樂師にあひてこれをつげ敎へ玉ふ、

樂其可知也、

其法をつげんとして、まづの玉はく、凡そ樂を奏するの法、それかくの如くなる者としるべしとなり、

始作翕如也、

此より下翕純皦繹みな八音の樂器のこゑを以て云、五聲十二律はみな其中にあり、作すとは奏するなり、翕はあつまりあふ意、如とは、上の字を以て形容する詞なり、樂を奏する始め、金石絲竹みな、調子をあはせ、拍子をそろへてゆるくすぼらかに、仕いだすことを云なり、

從之純如也、皦如也、繹如也、以成、

從つとは、をしひらきて奏することを云、純は、あひやはらぐ義なり、衆音のかさなりうけあひ、すみにごりはへあひて、五味の調和するが如くなることを云、八音よく諧る是なり、皦は、わかれてあきらかなる義なり、純如としてよくやはらぐといへども、亦一つ〳〵分明にして、各その正き所を守り、他をゝかさず他にうばゝれざることを云、倫を相うばふことなき是なり、繹は、相つゞきてたえざる義なり、純如皦如の間に、衆音あひよびこめて、文をなしたるが、はじめをはりかはらずして、たゆみなく相つゞくことをいふ、成とは樂一くさりの終ることなり、上四項をすべて云く、かくの如くにして以て成るをは、よしとすることと知るべしとなり、凡そ作樂始終の變、節奏の妙、わづかに數字の間にて、つぶさに盡せることかくの如し、聖人にあらずは、それたれかこれにあづからん、

○儀封人請見、

儀は、衞國の邑の名なり、封人は、國堺の封疆をつか

曰、邦君樹塞門、管氏亦樹塞門、

邦君はくにのきみ、諸侯をいへり、樹とはついたて障子のやうなる小かべなり、塞門とは、此屏を門の内にたてゝ、内外ををほひさへぎるなり、これ諸侯の禮なり、大夫は簾を用る作法なるに、管仲僭して屏をたてたり、

邦君爲兩君之好有反坫、管氏亦有反坫、

爲兩君之好とは、諸侯、隣國の君といであひて、好をあはすることを云、反坫は、堂の正面兩楹の間に、土を以て小臺をつき、賓主たがひに酒をくみて、獻酬する時に、飲をはれば爵を其上に反しをく、よりて反坫と云なり、蓋しそのかみ桓公天下の霸主にして、管仲その國政をとりける故に、諸侯齊に朝する時は、必管仲が家にもゆきて、相見せられけるによりて、管仲これをまうけて、あひしらへると見えたり、されどこれも亦僭禮なり、

管氏而知禮、孰不知禮、

上の兩段をすべて云く、かやうの非禮をなせる管氏にて、それが禮しれるならば、別に誰を禮しらずとせんとなり、その甚禮しらざることをの玉へり、○それ夫子管仲に仁をゆるし玉ふは、只その王室をたつとみ、夷狄をしりぞけたる功を以てなり、されども王佐の才にあらざりし故に、其功たゞ霸業をなすのみにてをはれり、よりて其器を小きなりとす、時の人ひとへに功利をたつとみて、世に管仲よりまさりたる者なしと、思ひけるを以て、夫子の評を疑ひ問てやまず、夫子只その儉と禮しれるとをば、皆然らずとして、いまだ器小の故をの玉はず、されど器の小きなる者はみちやすき故に、必あふれて儉ならずして、禮をこゆるに至る、然ればこれによりても、其器の小きなることを見つべし、漢の楊雄此事を論じて云く、大器はなを規矩準繩の如し、まづ自治めて、而して後に人を治むと、此語まことに是なり、管仲が三歸反坫、桓公の内嬖六人、みな己を正うすることあたはずして、其本すでに淺し、よく諸侯に霸として、一たび天下をたゞせ

とは、器量を云、管仲其君桓公の相となりて、諸侯の覇となし、一たび天下をたゞしつる大功あり、されども聖賢大學の道をしらざるによりて、内にそなへたる識量せばくあさく、外にほどこせる規模、ひきくさみし、是その器の小きなる所なり、この故に其功、略も、たゞ覇業を成すに止り、身を正うし、德ををさめて、君に王道を行はしむることと、あたはざりしなり、

或曰、管仲儉乎、

或人夫子の語を聞て、器小の義をさとらずして、凡そ儉約なる者は、其心しゞまり、其しわざつゞまやかなる故に、これを器小といへるかと、疑ていへるなり、實に管仲を儉なりと見て、問にはあらず、

曰、

夫子のこたへなり下の曰の字亦同じ、

管氏有三歸、

三歸は、臺の名、其事說苑に見えたり、管仲たかき臺をつきて、遊觀の所としけるなり、

官事不攝、

官は、職なり、大夫の家臣は、一人にあまたの職事をかねしむ、然るに管仲が家、臣多くして、一人各一事をつかさどる、是諸侯の制ををかせるなり、

焉得儉、

上兩事を以て見れば何儉なりとすることを得んや、

然則管仲知禮乎、

これ又或人のとひなり、蓋し禮このむ者、大やう儉約ならず、この故に或人又儉ならざるは、禮しれるによりてかと疑ひてとへり、其意儉ならざるによりて一轉す、器小の義とは、相よらぬなり、一說に、或人常に管仲がをごりを、禮文の盛なることと思ひけるに、夫子器小のそしりを聞て、甚うたがひつるによりて、まづ儉なりやと、うらより問ひをこし、夫子焉ぞ儉を得んどの玉ふをまちて、然る時はすなはち禮しれりやと、わが見る所をあげて問へるなりと云、語意かくの如くなるに似たり、

かにして、其性情の正きを、求めしるべしとの敎なり、

○哀公問社於宰我、

社は、社稷なり、これ社壇にうゑて、主とする所の木、種々同じからざることをとへり、宰我は孔子の弟子、名は予字は子我、

宰我對曰、夏后氏以松、殷人以柏、周人以栗、

これ三代の制同じからざるを以て、社主の木の異なることを云、されど只これ王土の社をあげて、國社民社に及ばず、夏に后氏と云は、后は、君なり、位を君に受たればなり、氏とは、世をかさねたる家の稱なり、殷周は人のをもむきしたがふを以て、位を得たる故に、人と云なり、

曰、使民戰栗、

戰栗は、をそれをのゝく貌、これ周人栗を用る意をとく、然れども其本說はかくの如くならず、社主は只其社を立る所の地に、宜き所の木をうゝるなり、宰我かくいひたるは、蓋し古は人を刑すること、社にをいてせし故に、これをつけあはせていへる歟、或は世俗のいひつたふる所なるべし、

子聞之曰、成事不說、遂事不諫、既往不咎、

此みな宰我が失言を責め玉ふ、其こたふる所、社の本意にあらざるのみならず、君の刑殺の心をひらけばなり、此三つ次第を以て云時は、遂るは成るよりも前にあり、其事いまだならずといへども、其勢やめられざるを云なり、云意は、すでに成り定りたる事は、その是非をとくまじ、すでにとげなん事は、いさめてとゞむまじ、すでにすぎたる事は、をひとがむまじとなり、段々かさねての玉ふは、ふかくこれをせめて、後日の失言をつゝしましめ玉はんとなり、

○子曰、管仲之器小哉、

管仲は、齊の大夫、姓は管名は夷吾、仲は其字なり、器

かふまつること、只臣禮の當然をつくすばかりにて、少しもまし加る所あるにあらず、よりて此語を以て其志を明し、亦以て世の失禮をすくひ玉ふ、○程子をもへらく、もし他人此事をいはゞ、我君につかへて禮をつくせば、小人以て諂へりとすと云べきを、聖人の詞たゞかくの如し、其道大いに、德ひろきこと、これにつきても亦見つべしと、

○定公問君使臣臣事君如之何、

定公は魯の君、名は宋、君と臣との間、各その道のよろしき所をとへり、

孔子對曰、君使臣以禮、臣事君以忠、

君の臣をつかふには、下の忠、たらざることをとがめずして、只其禮の至らざらんことをうれふ、臣の君に事るには、上の禮たらざることをとがめずして、只其忠の至らざらんことをうれふ、これ君道臣節の當然なれば、各みづからこれをつくすより外のことなし、

○子曰、關雎樂而不淫哀而不傷、

關雎は、詩の國風周南の首篇、文王王季の世子たりし時、その妃太姒の德を、宮女の咏じたる詩なり、蓋し文王聖德ありし故に、宮人みな賢なり、よりて其詩の性情正しきことを得たり、はじめ君子のために其德の相かなへる女子を求めて、得がたかりし故に、ねてもさめても思ひ〳〵、ふしまろびいねかへりて、これをうれへ、其後窈窕の淑女を得て、君子に配しけるよろこびを、又琴瑟をひき、鐘鼓をならして、これを樂しめることをのべたり、君子とは文王、淑女とは太姒なり、淫るゝは、樂みのすぎて、正きを失へることを云、傷るゝは、哀みのすぎて、和をそこなへることを云、此詩の意德を思ふがためにして私情よりいでざる故に、其憂へふかけれども、傷るゝに至らず、其樂みさかんなれども、淫るゝに至らず、よりて夫子これをほめ玉ふ、學者其詞をもてあそび、其音をつまびら

爲力不同科、

夫子禮の意を釋しての玉はく、射禮の皮を貫くことを主とせざるは、人の力强弱、みな同じからざるがためなりと、

古之道也、

周をとろへて後、諸國に兵革しげくなりて、又みな武射をたつとみける故に、皮を主とせざるをは、古の道なりと云て、今の失禮を嘆き玉へり、

○子貢欲去告朔之餼羊、

告朔とは、毎月の朔を、祖廟に告げ祭りて、其日の政を命令す、これを告朔の禮と云、其政は即月令なり、諸侯は毎年の末に來年の曆を天子よりうけて、これを本國の祖廟にをさめをき、亦月の朔ことに廟につげ、請うけて、月令を行ふ、其牲に天子は牛を用ひ、諸侯は羊を用ふ、餼羊とは、いまだころさゞるいけにえの羊なり、魯國には文公の時より、告朔の禮すたれて行はれず、然るに有司なほ此羊をそなへをきける故に、子貢無用の物なりとして、其まうけを、すてまほしく思へり、

子曰、賜也、爾愛其羊、我愛其禮、

二つの其の字は、みな告朔をさして云、そのかみ告朔の禮すたれたりといへども、なほ羊をそなへをかば、其禮またこれによりてをこることあるべし、もし其羊をも共にすてなば、此禮ながくすたるべきぞ、よりて夫子子貢に告ての玉ふ意、なんぢは只其羊のついえををしむ、我はすなはち其禮のほろびんことををししむとなり、○諸侯の告朔の禮、その重きこと三つあり、一に正朔を奉ずるは、天子を重んずるなり、二つに宗廟に告るは、祖考を重んずるなり、三つに月令を修むるは、民事を重んずるなり、この故に夫子其すたれんことを、をしみ玉へり、

○子曰、事君盡禮、人以爲諂也、

そのかみの人、下をごり上をかろんじて、失禮多し、夫子ひとり人臣の禮をつくし玉へるを見て、かへつて君をへつらへるとそしれり、されど夫子の君につ

代の法なればなり、若それ制作の位に居玉はゞ、大抵周により玉ふとも、なほ損益の宜きをはかりて、夏の時を行ひ、殷の輅にのり、樂には韶を舞の類あるべきなり、

○子入大廟每事問、

大廟は、魯の周公の廟なり、これ蓋し夫子始て魯に仕へ、大廟に入て、祭を助け玉ふ時、器物儀節の類、みな人に問て行ひ玉ふことをいへり、

或曰、孰謂鄹人之子知禮乎、入大廟每事問、

鄹は、邑の名、古は邑を治る大夫を、某邑人と云、孔子の父叔梁紇さきに鄹邑の大夫たりしによりて、孔子を鄹人の子と云、これ下輩のわかき者を稱する詞なり、蓋夫子わかゝりしより、禮しれりと云きこえあるによりて、或人これを以てそしれり、

子聞之曰、是禮也、

君の祭を助る時、何事もみな先達にとひきゝて行ふ、此つゝしみをもんずる意、即これ禮の禮たる所なる故に、是禮なりとの玉へり、○それ敬謹は、禮の實なり、知るといへども亦とふは、つゝしみの至りなり、或人反てこれを禮しらずと云は、孔子を知る者にあらず、況や孔子禮にくはしといへども、いまだ其場をふまずして始てこれにあづかり玉ふ時は、何事もとはずして行ことを得んや、

○子曰、射不主皮、

此は儀禮の鄕射禮の文なり、本文に、禮射不主皮とあり、大射賓射燕射は、みな禮樂を以てゆみいる故に、通してこれを禮射と云、大射の的は布の侯をはり、中央に革を置きて、これを鵠と云、其外は只侯の中に的をえがきて、正と云なり、主皮とは、武射の法、只獸の皮を張て的とし、射とをすことをむねとして、これを主皮の射と云、古は革にて鎧を作りける故に、革を貫くを以て、弓勢のためしとしけるなり、蓋し古人はゆみいて以て德を觀る故に、禮射は只あたることを主として、皮を貫くことを主とせざるなり、

れを祭る、祭る時に、まづ神主をかまのまへに立てゝこれを祭り、後には其尸をむかへ、奧に入れてこれをもてなす、竈は祭の主とする所、奧は尊者のある處なり、凡そ人願ふ所ある者、貴人にこびもとめんよりも、時にあたりて、事を用る者にこびもとむれば、其ねがひ得やすしと云ふことを、そのかみの俗語にかくいへり、神を祭るは、福を禱ることなればぞ、蓋し王孫賈は、衞の權臣なり、夫子の衞に來れるをば、仕を求めらるゝと見て、然らば君にとりよらんよりも、われにしたがひちなまれたらば、よからんと云意を、此俗語によせ、其義をしらざるやうに問ひかけて、夫子を諷じさとしけるなり、

子曰、不然、

夫子賈が意をうけずして、不然と答へ玉ふ、物の道理、かくの如くにはあらずとなり、

獲罪於天、無所禱也、

これ不然の意をのべ玉ふ、それ天の尊きことは、餘にたぐひなき者なり、人もし罪を天にうる時、これを免れんとするに、禱りどころなし、奧竈などの、すくふべきことにあらず、其優劣は論ずるまでもなし、かくの玉へる意は、天は理の體にして、其みち理にもるゝことなし、何事も人にこび求ることは、みな理にかなはず、天にそむきて、罪をうることなれば、とかくにせざることぞとなり、〇夫子の此こたへ、王孫よく其旨をさとらば、わが非を知るべきによりて、彼にをいては其益あり、もしそれさとらずとも、これを以て夫子をうらむまじければ、此にをいても其害なし、凡そ論語をよむ者は、聖人の氣象を觀て、これを玩ぶべし、此章の如くなるは、中にも聖人の氣象をみるによしと、先儒の說に見えたり、

〇子曰、周監於二代、郁郁乎文哉、吾從周、

郁々は、文の盛なる貌、周の體は、夏殷二代の制を見くらべて、これを損益す、其文盛にして又備れり、よりて夫子これをほめて、したがひ玉ふなり、〇周の禮、夫子これに從へるは其文大いにそなはりて、又當

かたき故を、さとし玉ふ所なり、○それ祭祀に誠敬をいたして、感應をうること、其父祖などの、近く親しきにはやすく、其遠く疎きにはかたし、禘は極めて疎遠なる祭にして、よく其感應を得る人は、知いたり誠つくせるによりて、天地神人の心を、動かし和らげずと云ことなし、天下の泰平安穏を致すにをいて、などかはかたきことあらん、

○祭如在、

これ門人夫子の祭禮の誠意をしるしたる詞なり、此祭は、父祖の廟祭をさす、父祖いまさずといへども、其誠敬の氣象まさしくいませるに事へ玉ふが如くし玉へるとぞ、

祭神如神在、

祭神とは、家の五祀、又は山川社稷などの祭に、あづかり玉ふ時を云、目に見えぬ神靈をも、まのあたり其位にいますか如くし玉ふとなり、

子曰、吾不與祭如不祭、

是又夫子の語を引て、上文の如在するの義を明せり、夫子家廟を祭る時にあたりて、或は疾あり、或はやむことを得ざるのことある故に、他人をしてかはりて祭らしめらるゝことあれば、みづから其いますが如くするの誠を、いたし玉はざるによりて、其禮はつとまるといへども、其心のたらざる所、いまだかつて祭を行はざるが如く、思ひ玉ふ故に、かくの玉へるなり、○それ祭祀に、神明來格の福をなすことは、必然の理なり、されども其祭をつかさどる者、もし誠敬いたらざる時は、其感格を得ることなし、禮をそなへて行ふといへども、皆虛文にして、神これをうけず、深くつゝしまざるべけんや、

○王孫賈問曰、

王孫賈は、周の靈王の孫、名は賈、時に衛に仕へて大夫たり、

與其媚於奥、寧媚於竈、何謂也、

媚るとは、したしみしたがふ義なり、奥とは、室の西南のすみを云、竈は、かまなり、五祀の一つにて、夏こ

○子曰、禘自既灌而往者、吾不欲觀之矣、

禘は、魯の禘祭を以て云、これもと王者の大祭の名なり、其元祖の廟にをいて、元祖より其の帝たる君を祭り、元祖をこれに配して祭る、天下の富貴を以て奉祀する志を、遠祖までにも、推し及ぼさんがためなり、周には帝嚳を禘とし、后稷を祖とす、成王魯に天子の禮樂を玉はりしによりて、魯の君禘祭を行ふことを得て、文王を遠祖の帝になずらへ、始祖周公の廟に祭りて、周公を以て配祀す、灌は、そゝぐなり、祭の始に、鬱鬯の酒を地にそゝぎ、其香を以て神をくだすことを云、蓋し魯の禘祭すでにこれ失禮なり、されども時の君臣祭りにのぞみて、いまだ灌せざるさきは、敬意なほ存す、既に灌してよりのちは、敬意散して、やうやくにうみをこたる、是失禮の中の又失禮なれば、これを見るにしのびずして、われこれをみまく欲せずとの玉へるなり、

○或問禘之說、

禘祭の意、その說いかんと問ふ、

子曰不知也、

先王本に報ひ、遠きを追ふ意、禘祭よりも深きことなし、仁孝の德、誠敬の心、至極せる人にあらざれば行ひ得ることあたはざる故に、或人の知るべき所にあらず、又魯にこれを行ふこと、王たらざれば禘せざるの法にそむきぬれば、其國の人、いみて云まじきことなる故に、只知らずと答へ玉ふ、實に知らざるにはあらざるなり、

知其說者之於天下也、其如示諸斯乎、指其掌、

知とは、行ふをも兼て云、天下とは、天下を治るの事なり、斯の字は、即下の句の掌なり、其掌をゆびさせるは明にして見やすきを以て、天下を治ることの、分明にして難からぬ意を示さるゝなり、蓋しよく禘の說を知る時は理明ならずと云所なく、誠いたらずと云所なし、天下を治るほどの大事をも、能せざることあらんや、是即その知りがたきによりて、人につげ

を以てとへり、○禮器に云く、甘きは和を受け白きは采を受く、忠信の人は、禮を學ぶべし、もし忠信なき人は、禮虚しくをこなはれずと、即此義なり、

子曰、起予者商也、

商は、子夏の名、子夏よく夫子の詞の內にふくみて、あらはれざる志意を、開きをこせる故にこれをほめ玉ふ、

始可與言詩已矣、

これ前章の子貢にゆるし玉へる詞と同じ、蓋し子貢は詩の說を借りて、學問の義理、きはまりなきことを明し、子夏は詩の說を聞て、忠信の實、禮の本たることをさとる、皆これ共に詩を論ずるに足れる故なればなり、

○子曰、夏禮吾能言之、杞不足徵也、

杞は、國の名、夏の大禹の後胤を、封じたる國なり、徵は、證據とする義なり、夫子生知の聰明を以て、博學多聞なりしかば、古代の法に通じて、よく夏の禮を說き玉ふ、されど杞國その故實を失ひたる故に、そのかみの傳ふる所、夫子の說を證するにたらぬぞ、

殷禮吾能言之、宋不足徵也、

宋國は、殷の成湯の後なり、句義上に同じ、

文獻不足故也、

文は文書、獻は、賢人なり、上文徵とするにたらざるの義をのべ玉はく、二國の文籍のしるす所と、賢者のしるす所と、不足なるが故なりと、

足則吾能徵之矣、

もし二國の文獻、ことたりなば、吾よくこれを以て、わが說を證して、古禮をそのかみにあらはし、後世につくすべき者をと、嘆き惜み玉へり、蓋しるしなければ、人信せざる故に、つゝしみて仕出し玉はざるなり、

り、天子は六つがひ、それより下差等あり、的を庭にたてゝ、堂上よりこれを射る、まづ左右一つがひづゝ出合て揖し、階にあたりて揖し、階に及びて揖し、又堂に升りてより射をはるまでに、度々の揖あり、互に四矢づゝ射て、勝負すでに決す、後のつがひも、相つゞきて升り射ることかくの如し、皆射をはりて、又相揖して堂を下る、こゝにをいて、勝つ者負たる者を揖してまづ升る、負たる者もつゞいて升り、たかつきの上に盛りみてたる觶を、ひざまづきてとりあげ、立てこれをほす、是負たる者に罰盃を飲ましむるなり、

其争也君子、

射にをいて勝負を争ふといへども、かくの如くに、はじめをはり、禮讓をたがへず、勝つ者も負たる者にをごる意なく、負たる者も、勝つ者をうらむる意なし、是その争は君子の争にして、小人の争、氣をこし力をたくらふが如くには、あらずとなり、

○子夏問曰、巧笑倩兮、美目盼兮、素以爲絢兮、何謂也、

是今の毛詩にはづれたる逸詩の詞なり、巧笑とは、わらひがほのよきぞ、倩とは、口もとのうつくしきを云、美目は、目つきのよきぞ、盼とは、目の内の黒白わかれて、すゞやかなるを云、素は、畫がく下地に、胡粉をぬりたるを云、絢は、采色なり、詩の本意は婦人もとむまれつきたる、美色ある上に、粉黛衣裳のかざりを加ること、畫の粉地の上に、いろへをほどこすが如くなりと云たるを、子夏あやまりて、素を以て直にいろへをなすといへるかと、うたがひてとへるなり、

子曰、繪事後素、

繪事とは、即采色を以て、ゑがくことなり、いろへの事は、まづ粉地をまうけて、其後にすることと、兩事にわけて答へ玉ふ、

曰、禮後乎、

此禮は、只儀文を以て云、人忠信の質ありて後、禮儀を行ふべし、もし、忠信ならざる人は、禮を行ふといへども、皆虚文にして、其實なし、子夏夫子の詩をとける一言によりて、此道理をさとりける故に、又これ

○季氏旅於泰山、

旅は、山まつりの名なり、泰山は、山の名、魯の境内にあり、其境内の山川を祭るは、諸侯の禮なり、然るに季氏大夫として、此禮を僭して、泰山を祭らんとす、

○子謂冉有曰、女弗能救與、

冉有は、孔子の弟子、姓は冉名は求字は子有、時に季氏が宰臣なり、夫子季氏が僭禮の罪におちゐるを見て、冉求に、なんぢ此事をいさめとゞめて、其罪を救ふことと、なるまじきかと問玉ふ、

對曰、不能、

冉求すくふ力の、及ぶまじきをはかりて、あたはじと對ふ、

子曰、嗚呼、

夫子いたみて嘆き玉ふ詞なり、

曾謂泰山不如林放乎、

これ夫子嘆きの意をのべ玉ふ、それ神は非禮をうけず、もし泰山の神、此祭をうけば、これ非禮を知らざるなり、林放すら禮の本を問ふことを知れり、然らばすなはち泰山の神を、林放にだもしかざる者といはるべきかとぞ、かくの玉ふは、聖人の心、ほいなく人を見すてず、季氏もしくはこれを聞て、思ひとゞまるべきか、又林放をほめて冉求をはげまし、なをよくいさめて、これをとゞめよかしとなり、

○子曰、君子無所爭、

君子は何事も、恭敬遜順して人と相あらそふ所なし、

必也射乎、

君子の爭ふ所、他事には皆これなし、必射禮の時にのみ、其勝負を爭ふ所あるなり、

揖讓而升、下而飮、

揖とは、手をこまぬき、首をたれて、禮することを云、讓は、ゆづるなり、互に式體して、相ゆづることを云、こゝに云所は、祭禮に用る士をゑらむ、大射の禮式な

みを事とするを見て、其本のあるへきことを思ふによりて、孔子に禮の本をとふ、

子曰大哉問、

夫子そのかみの人、みな禮の末につきしたがへる中に、林放ひとり本に志あるを以て、其とふ所を大いなりとして、これをほめ玉ふ、

禮與其奢也寧儉

冠昏喪祭は、皆禮なれども、下に喪禮別にあがれる故に、これは吉禮ばかりをさせり、奢とは、華奢にして文のすぎたるを云、寧とは、さあらんよりもかくせんと、願ひたる詞なり、儉とは、儉約にして文たらざるを云、奢の失は分をこえて上ををかす、儉の失は分かたづまりて野體なり、二つながら禮の中制にあらず、されど萬の物、まづ質地ありて、後に文采をほどこす、禮の本は敬にして、文は其末なり、奢は末にながれて、敬意にそむく、儉は質がちなりといへども、敬意を失はず、即その本のある所なり、この故に、其奢らんよりは、寧儉なれと、告玉ふなり、

喪與其易也寧戚、

易るは、こなるゝ義なり、喪禮の易るとは、よく其節文にならひて、いたみかなしむ實を失へるなり、戚とは、かなしむ心もつぱらにして、禮文のたらざるなり、喪の本は即戚にして、文は亦其末なり、句義上と同し、○周の世をとろへ、禮文繁多にして、其質をけす、然るに林放ひとり、禮の本を問ふによりて、夫子稱美して、これを告玉ふ、

○子曰、夷狄之有君、不如諸夏之亡也、

是亦周の末に、下をごり上をひとごろひて、君臣の分明ならざることを、なげきての玉へるなり、諸夏とは、夏は大なり、中國を稱して夏と云、これ諸侯の國をさして、諸夏と云なり、云意は、夷狄すら君長ありて、人民をすべつかさどる、諸夏は禮義の地にして、君臣の分、きはめて嚴明なる者を、今の世の僭亂、君あれどもなきと同じければ、これ君なきなり、夷狄もなほかくの如くならずとなり、

りて、をしなべて三家者と云なり、以雍徹すとは、雍は、詩の周頌の篇の名、徹は、とりのくる義なり、周の天子の宗廟の祭禮、まつりをはりて、牲の俎をおろす時の樂に、雍の詩をうたふ、此時三家、をの〳〵此樂を僭用したりしなり、

子曰、相維辟公、天子穆穆、奚取於三家之堂、

是夫子三家の僭禮をそしり玉ふ詞なり、相るはこれ辟公とは、辟公は、みな君なり、祭にたすくる諸侯をさす、穆々は、ふかくとをき意、天子の容貌のたつときことを、かたどりていへり、これ雍の詩の詞なり、云意は、今三家の廟堂には、並に此事のなきを、何によりてか、其義をとりてうたへるやと、かれらが其わけしらずして、只をごりにまかせて、みだりにこれを用ひ、天子の禮樂を、犯しぬすめる罪をとることをば、評してそしり玉へるなり、○程子をもへらく、周公の功まことに大いなり、されど皆臣子たる者の、たれもなすべき、當然の事にして、少しもすぎたることあるにあらず、なんぞ身の後の祭に、ひとり天子の禮樂を用ることを得んや、しかるに成王これを魯に玉はり、魯公伯禽これをうけたること、皆非なり其流のついえ、季氏八佾をまはし、三家雍徹するの、僭亂あるに至る、よりて孔子これをそしり玉ふと、

○子曰、人而不仁、如禮何、人而不仁如樂何、

仁は、人心全體の德なり、此禮樂は、禮樂の文を以て云、それ禮は人心の敬を行はんがためなり、樂は人心の和をのべんがためなり、敬和は禮樂の本にして、即みな仁の發用なり、この故に人として不仁なる者は、すでにその心德を失ふ、玉帛をつらねて禮を行ひ、鐘鼓をならして樂をこすといへども、本なき文なる故に、皆其人の用とならず、よりてこれをいかんとの玉へり、用ひなすことを得じとなり、○此章を上二章のつぎにしるすこと、これも夫子世の禮樂をひとごろふ者のためにの玉へる歟、

○林放問禮之本、

林放は、魯人なり、世の禮を行ふ者、もつぱら儀文の

てすることなり、一つはすべくしてせざることとなればなり、又常に鬼神にこびへつらふ者は、そのたすけをたのむによりて、義を見て必しもこれをせず、利を見て必しもこれをすてず、又義を行ふことをこたりて、其とがを畏るゝ者、自かへりみて、其非をあらたむることはせずして、只祈禱を以てこれをまぬかれんことを求む、これ皆己が一身を私にする、病根のぞかずして、禍福利害に、まどへるが故なり、後世道士の禱禳の法、釋氏の因果の説、さかんに行はるゝことは、まさしくこれがために非ずや、

八佾第三

此篇は、上篇の末二章よりつゞきて、禮樂のことを論ず、

孔子謂季氏、八佾舞於庭、

謂とは、評論する義なり、季氏は、魯の太夫季孫氏なり、佾は、舞人の行列なり、八佾なれば、八人づゝたてよこに、六十四人ならび立つ、是天子の舞樂なり、諸侯は六佾、六人づゝ六ならび、大夫は四佾、四人づゝ四ならび、士は二佾、二人づゝ二ならびなり、一説に、佾ごとに皆八人づゝなりと、蓋し魯は周公の國なり、周公天下に大勳勞あるを以て、天子の禮樂を玉はりて、魯公の廟祭に用ふ、而して大夫は各その家を立たる人を以て祖として、公孫たりといへども、諸侯を以て祖とせず、然るに魯の三家は、皆桓公の末なりとして、ひとごろひて、各桓公の廟を家にたて、又ついに公廟の禮にならひて、八佾を家廟の庭にまはせたり、よりて孔子其事を評じ玉ふ、

是可忍也、孰不可忍也、

云意は、これほどの僭上を、たへしのびてをかすうへは、何事をするにか、たへしのびざらんとぞ、一説に、忍を、容忍の義にとりて云く、此とがをしも、ゆるすにたへましかば、何のとがかは、ゆるされまじきぞと、深くにくみたる詞なり、

○三家者以雍徹、

三家とは、魯の大夫孟孫叔孫季孫が家なり、そのかみ三家の人皆一樣にをごりて、禮をひとごろへるによ

り、父は子の綱たり、夫は妻の綱たるを云、五常は、仁義禮智信の道なり、文質とは、夏の禮は忠を尙ぶ、忠はまことなり、すなをにして、かざるなきを云、殷の禮は質を尙ぶ、質はかたちなり、其制度はゞそなはりて、やうやくに形をなす、周の禮は文を尙ぶ、文はあやなり、制度つまびらかにして、事々文采を加るなり文すぐる時は、又をのづから忠にかへり、又質文と、次弟にかはるなり、三統とは夏の正は寅の月を用ふ、これを人統とす、殷の正は丑の月を用ふ、これを地統とす、周の正は子の月を用ふ、これを天統とす、萬物の生育天生じ、地やしなひ、人をさむること、此三月にある故に、皆以て事のはじめとすべし、統は、すぶるなり、此三つ各時の制度をすべて、諸事みな其類にしたがへばなり、古は三正も、忠質文の如く、代々にかはれり、漢よりこのかたは只夏正を用て、これを改めず、

其或繼周者、雖百世可知也、

往を見て、來を明すこと、かくの如くせば、百世の遠しと云ども、知らるべし、只十世を知るべきのみにあらずとぞ、周はその時代なる故にたつとびて其或との玉ふ、今の世のすゑ、かぎりあるまじけれど、若これにつぐ者あらばとなり、○子張は苟難を好み、人の知りがたきことを知らんと求るによりて、此先知のことをとへり、聖人の大智は、其來を知るの道、只かくし如し、後世術を以てはかり、數を以て推して、未來を知るの類には、あらざるなり、

○子曰、非其鬼而祭之諂也、

鬼は、鬼神なり、其鬼に非ずとは、其人の祭るべき所にあらざる者なり、宗廟社稷、又は其領地にある、山川の神などに非ざる、外の鬼神、或は淫祠邪魅などの一時の靈應をたつとび、その祟を畏れて祭るの類をさす、これを祭るは其鬼にこびへつらひて、福を求るなり、

見義不爲無勇也、

すべき所の義と見ながら、利害生死をはゞかりてせざるは、これ勇なきの人なり、○此兩句その類にあらざれども、これを對しての玉ふと、一つはすまじくし

なんぞ其いふ所の、位に居て政をするのみ、政をするならんと、蓋し孔子の仕へ玉はざること、季氏君を逐ひ、陽貨亂ををこして、國道なき故に、出玉はず、其旨あらはにいひがたき故に、此詞に托して答へ玉ふ、されど凡そ政をするの本、孝弟にあり、これを以て民に推し及ぼすに、すぎざるなり、

○子曰、人而無信不知其可也、

信とは、言行みな信實にして、かれこれ相たがはず、平生人にも信任せらるゝを云、云意は、人として信なくんは、其可ならん所を、意得がたしとぞ、何事もなるまじとなり、

大車無輗、小車無軏、其何以行之哉、

車に大小あり、大車は荷ぐるまなり、牛にかく、轅二つにして、其端に横木あり、これを輗と云、小車は大夫以上の乗車、又は狩と軍に用る所なり、四馬にかく、轅一つにして、又其端に横木あり、これを軏と云、車この輗軏なければひかれず、それ何を以てか行んや、人として信なければ、何事も行はれざること、なをかくの如くなる故に、これにたとへての玉へり、

○子張問十世可知也、

世は、代なり、王者世に出で、姓をかへ、命をうくるを五世とす、夏殷周三代の如きこれなり、子張今より後十世までの事をも、あらかじめ知らるべきかといへり、

子曰、殷因於夏禮、所損益可知也、周因於殷禮、所損益可知也

三綱五常の類は、禮の大體にして、萬古を歷ても、移し易へられざる故に、殷をこりて夏に代り、周をこりて殷に代るといへども、亦相因りて、これを改めず、文質三統の如きは氣運人情の變ずるにしたがひ、其過ぎたるを損し、其及ばざるを益して、時と共にこれに宜くす、その因る所損益する所、みな已往のあとなれば、明に知らるゝとなり、三綱とは、君は臣の綱た

莊は、をごそかなり、上たる人、威儀容貌莊嚴にして、これを以て下にのぞめば、民すなはち、をそれて上を敬す、

孝慈則忠、

上の人、みづから孝を行ひて、下をひきゐ、諸人を慈愛して、其恩をむすぶ時は、民これに感化して、亦其上に忠をつくす、

擧善而敎不能則勸、

下に善なる者あれば、則これをあげ用ひ、其いまだ善なることあたはざる者をば、敎へて善にをもむかしむ、かくの如くなれば、民すゝんで、善をすることを樂しむ、〇此章三つのことみな人に上たる者のつゝしむべき、當然の道理なり、民をして、敬忠ありて、勸ましめんがためにとて、するにはあらず、されど君長よくかくの如くなれば、民の應ずるしるし、期せずして然り、

〇或謂孔子曰、子奚不爲政、

魯の定公のはじめの比、孔子出仕へずして居玉ふ故に、或人うたがひて、なんぞ政をせざると云、是たゞ仕へて位に居るを以て、政をすると思へばなり、

子曰、書云孝乎、

周書の君陳の篇を引て、答へんとして、まづの玉はく、書に孝を云ことかくの如しと、但書の本文は、孝弟共にいへども、略して孝とばかりの玉へるなり、

惟孝友于兄弟、施於有政、

友とは、兄弟と中よきことを云、有政の有は、そへ字にて、別の意なし、是周の成王の臣君陳、よく其親に孝あり、兄弟に友ありて、又よく此心を推しひろめて一家の政をなしつることをいへり、書の本義は、國政をいへども、こゝに引ては、家政となしての玉へり、

是亦爲政、

かくの如くに、其家を齊ふるも亦これ政をするなり、

奚其爲爲政、

しむの敎なり、何義並に上に同じ、見ると聞くとは、文を互にしていへり、尤を言に屬し、悔を行に屬するも只其多き所にしたがひて云、必しも其わけなし、

言寡尤、行寡悔、祿在其中矣、

凡そ言ふことにつきて、外より來るとがなく、行ふことによりて、内より出る悔なきは、これ德の修れる人にして、をのづから世に用られ、爵祿もとめずして至る、よりて祿その中にありとの玉ふ、これ求めずしてをのづから至るの詞なり、蓋し子張外をつとめて、身に求る工夫少なし、この故に夫子その失を救ひて、これを進め玉ふ、

○哀公問曰、何爲則民服、

哀公は、魯の君、名は蔣、哀は謚なり、服すとは人の事をよしとして、心これにしたがふ義なり、哀公の時民その政に服せざるによりて、これを服せしむる術をとへり、

孔子對曰、擧直錯諸枉則民服、

理に順ふを直と云、理に逆ふを枉と云、諸人の中にて、直き者をえらびあげて、其餘の枉れる者を、すてをく時は、民その人を用ひらるゝ所、義にあたれるによりて、これに服從す、

擧枉錯諸直則民不服、

上文のうらなり、蓋し哀公の心は、民を服せしめんことを、民にほどこす事について、これをもとむ、よりて夫子君みづから其身に求めらるべきことを、告玉へり、

○季康子問使民敬忠以勸如之何、

季康子は、魯の大夫、名は肥、康は謚なり、民をして上を敬ひ、忠をつくし、善をするに、いさみすゝましむること、いかんしてかこれを得んといへり、

子曰、臨之以莊則敬、

知らざる所をしゐて知れりとすることを免れず、この故に夫子、子路が名をよびかけて、汝に物を知る道を敎へんとなり、

知之爲知之、不知爲不知、是知也、

自心に檢察して、よく知ることを、知れりとし、いまだ知らざることを、知らずとす、かくの如くなれば、知不知のさびめ、分明にして、心の內了々たり、自欺のさはりなくして、意の出る所、只其知る所の如し、是知る所いまだ多からずといへども、其知る所眞知なれば、知る所ありとするに害なし、よりて是知れるなりとの玉ふ、物を知るの道、これによりて會得すべし、又其知らざる所をも、知らざるに安んせずして、必これを知らんことを求めて、其知を致す道あり、

○子張學干祿、

子張は、孔子の弟子、姓は顓孫、名は師、子張は其字なり、祿は、仕官する者の俸祿なり、是子張祿位を求る術を問へり、

子曰、多聞闕疑、愼言其餘、則寡尤、

學はまづ其聞く所多きを以てよしとす、是學ぶとの博きなり、聞くこと多き內に、疑はしき所あれば、これを闕きをきて、其信ずべき者をとる、是擇ぶことの精きなり、其餘は、即疑はしきをかきたる外の、信ずべき者なり、これを愼んで言とは、えらぶことすでにくはしけれども、口にいひ出すことは、又必これを愼んで、みだりにこれをいはず、是守ることの約なるぞ、かくの如くなれば、人のとがめすくなきなり、こゝに至りても、なを尤なしとの玉はずして、只すくなしとの玉ふ、聖人言をつゝしむの敎へ、深密なることかくの如し、

多見闕殆、愼行其餘、則寡悔、

殆しとは、心に安んせざることを云、此段は行をつゝ

は、よのつねの人わきがたし、この故に聖人、周比和同驕泰の類、常に相對して、君子小人をわき玉ふ、これ學者をして自かへりみて、其心の公私を、つまびらかに檢察せしめんとなり、

○子曰、學而不思則罔、

學は、知行をかねて云、思ふとは、其理を心に求るなり、學ぶ所を思ひみざれば、其心くらくして、ついに得ることなし、

思而不學則殆、

此學は、其事を身に習はすを云、其理を思へども、又其事をならはさゞれば、あやうくして、たしかならず、一説に、此學も亦知行をかねて見るべし、凡そ經をよみ、史を考て、其思ふ所を證驗すること、其内にありと、○程子の曰く、博く學び、審に問ひ、愼で思ひ、明に辨へ、篤く行ふ、五つの者、其一つをすつるも學にあらずと、學ぶと行ふとは、學の始終なり、問ふと辨るとは、思の始終なり、

○子曰、攻乎異端、斯害也已、

攻とは、もつばら此事を治めて、他の事をせざる義なり、異端とは、はしをことにするぞ、聖人の道にあらずして、別に一端の説を立つ、楊氏墨氏が類これなり、楊氏が爲我にするは、君なきに至る、墨氏が兼愛するは、父なきに至る、この故に、專その道を治むれば、心術を害すること甚し、○程子をもへらく、後世佛氏の説、古の楊墨に比すれば理にちかし、この故に其害尤甚し、學者淫聲美色の、人をぼらしやすき者の如くにいましめてこれに遠ざかるべし、しからずば、則駸々然として、をぼえず其中に、はせ入るべしとなり、朱子をもへらく、異端の説、たゞ專治むまじきのみならず、略これを治ることをも得ざれ、もし自家の學、定見ある後に、他の病痛を見出すことは、得たり、

○子曰、由誨女知之乎、

由は孔子の弟子、姓は仲、由は其名なり、字は子路、子路勇を好んで、人を兼る豪氣あり、よりて、其いまだ

學は、以て人の師たるにたらずと云と、互に相發明すべし、記問とは、記はをぼゆる義なり、古書をよみをぼえて、學者の問ことを待となり、

○子曰、君子不器、

器は、只各一つの用にかなひて、他事に通ずることあたはず、成德の君子は、其德の體となる所、そなはらずと云ふことなし、よりて其才の用をなす所も、亦あまねからずと云ことなし、たゞ一才一藝をなすのみにあらず、○凡そ人才藝あれども、其德全からざれば、多才多藝なるも、亦器たることをまぬかれず、況や才其德にかつ時は、反て德を害すること多し、かの小人にして才ある者は、必世のさまたげとなり、身の禍をまねくにたれり、

○子貢問君子、子曰、先行其言、而後從之、

凡そ人口に云ことはやすく、身に行ふことはかたし、この故に君子の人は、其いはんとすることを、まづこれを行ひて、其云ことは、常に行ふあとにつく、これを後從之と云なり、いはんとすることを、まづ行ひて、これをこゝろみ、すでに行ふ後に、必これを云へしとにはあらず、蓋しすでに行ふ時は、これを云にも及ばざることあり、又行ひて後、言には出すべからざることもあるべし、○子貢は言語に長じて、實行及ばざる患あり、よりて夫子これを以て告玉ふなるべし、

○子曰、君子周而不比、小人比而不周、

周は、あまねくをよぶなり、比はかたをちにくみするなり、これ皆、人とまじはりしたしむことにつきて云、君子は心をほやけなる故に、只善なる人には、則これをしたしみて、其をもむきの異同を論ぜず、是周なり、小人は心私なる故に、只わが心と合たる人にくみして、其行の善惡をえらばず、是比なり、○それ君子小人の所爲同じからざること、陰陽晝夜の相そむけるが如し、されども其わかるゝ所の端は、心の公と私と、わづかなるたがひにあり、但其わかれてあらはなる所は、たれとても見やすし、其相似て非なる所

は、愚にあらずして、尤賢なる所なり、始うたがひて、後に信ずるにあらず、只ことさらに此詞をまうけて、深く顏子をほめ玉ふなり、

○子曰、視其所以、

此章はすべて、人を見るの法なり、凡そ人を見るには、まづ其する事の善惡を見て、善をするをば君子とし、惡をするをば小人とす、

觀其所由、

觀も、みるなり、但視の字に比すれば、詳なるぞ、所由とは、其する事の由て來る所を云、蓋しする事の惡なるは、さらに見るまでもなし、する事善なりといへども、其由る所或は利のため名のためにこれをするは、なを君子にはあらざるなり、一說に、由は、行なり、其善の行ひやうを見るなり、これを見れば、則其由る所しるゝなり、然れば二義一意に歸す、

察其所安、

察は、又觀よりもさらに詳なり、安は、心の樂む所なり、善事をするの由る所はよしといへども、心底のたのしむ所、若こゝにあらざれば、なをいまだ眞實ならずして、僞あることをまぬかれず、久き後は、其守り變じやすきなり、

人焉廋哉、人焉廋哉、

上に云如くに人をみば、人其情をかくすことあたはじとなり、詞をかさねての玉ふは、必見えんとぞ、○此章の語、たゞ人を見るのみにあらず、又これを以て自かへりみば、其誠僞の際をみそなはして、深密に工夫を用ることを知るべし、

○子曰、溫故而知新、可以爲師矣、

溫故とは舊聞つる事を、くりかへして、精き所を、たづねもとむるなり、學者より〳〵舊聞をならはして、ならはすごとに、新き所を得ることあれば、其學ぶ所わが物となりて、事に應ずる所きはまりなし、この故に以て人の師となるにたれり、此章と、學記に記問の

一說には、父母の顏色にうけしたがひて、さからはざること難しと云、

有事弟子服其勞、有酒食先生饌、曾是以爲孝乎、

事は、家事なり、弟子は、子弟と同じ、服すとは、執り行ふ義なり、食は、飯なり、先生は、父兄なり、饌すとは、飲食する義なり、云意は、家内に事あれば、子弟たる者、その苦勞に服事してなやまず、酒食あれば、父兄まづこれを飲食して子弟共に同くせず、是はたゞ服勞奉養の常なり、誰か曾てこれのみを以て、孝とせんや、色を以て養ふにあらざれば、孝とするにたらずとなり、○以上の四章、孝を問ふこと同くして、其答の異なること、懿子武伯は、人なみの才なる故に、大概の孝を告玉ふ、子游子夏は、才高き故に、深切の孝を告玉ふ、又各其身の失をすくひ玉ふ所あり、又上兩人は大夫なる故に、答の詞婉なり、下兩人は弟子なる故に、答の詞直なり、論語を記す者、此四章をつらねあぐること、一つは理にしたがふ、一つは身をつゝしむ、一つは敬、一つは愛、人の子たらん者、四つながら兼つとむべきことを示せり、

○子曰、吾與回言終日、不違如愚、

回は、孔子の弟子、姓は顏、回は其名なり、字は子淵、顏子は亞聖の大賢なる故に、夫子の告玉ふこと、終日に及べども、只きゝうけたるまゝにて、即默してしり、心とけて、いさゝかも相そむかず、よりて一つも問ひなじることなき故に、全く愚人の問ことを知らざる者に似たり、

退而省其私、亦足以發、回也不愚、

私とは、事なくて、ひとり居る時を云、夫子顏子に告玉ふより退きて、顏子の獨處の體を、みそなはし玉ふに、その動靜語默の間、みな夫子に聞く所の道理を、發明するにたりて、やすらかにこれに由て行ひ、少しもあやぶみ疑ふ所なし、然れば其愚なるに似たる所

子曰、父母唯其疾之憂、

父母の子を愛する心、至らずと云ことなきが中にも、只その身のやみなんことを、切にうれふるとなり、子たる者、其心を以てわが心として、常々これを忘れざれば、凡そ身をよくたもち守りて、もしくはけがしそこなはんかと、をそれつゝしむ心ふかし、これ孝なるにあらずや、一説に、子よく父母をして、其身の不義にをちゐらんことを、うれへしめず、つゝしみの上にも來る疾は、せんかたなきことなれば、これのみ父母の憂とせしめて、其外には、一つもうれふることなからしむといへり、

○子游問孝、

子游は、孔子の弟子、姓は言、名は偃、子游は其字なり、

子曰、今之孝者、是謂能養、

今の世俗に孝と云は、只よく父母の身の奉養をだにすればこれ孝ありと云なり、

至於犬馬、皆能有養、不敬何以別乎、

家にある犬馬に至るまでも、人の養ひをうくる故に、皆至りて賤き者なりといへども、亦よくこれを養ふことあり、若父母の奉養をつとむとも、これを尊び敬ふことをしらずば犬馬を養ふと、何を以てかわくべきと、是はなはだ不敬の罪をいましめ玉ふなり、○凡そ人子の、父母につかふまつること、これを親愛すること深き故に、必つゝしんでこれををもんず、つゝしみをもんずるが至りは、必たつとびてこれをうやまふ、若よく養へども、敬することのたらざるは、其愛いまだ深からざるが故なり、其或は父母の恩愛をたのみにして、なれあなどるに至れるは、是不敬の甚しき者なり、

○子夏問孝、子曰、色難、

人子の親につかふまつる時、そのつとむべきこと多しといへども、只わが色かたちをよろこばしくして、親の心を樂しましむること、とりわきて難しとなり、

孟懿子は、魯の大夫仲孫氏後に孟孫と改む、名は何忌、懿は謚なり、孝道を孔子にとへり、

子曰、無違、

親につかふまつる所、道理にたがふことなきを以て、孝とするとなり、

樊遲御、

樊遲は、孔子の弟子、姓は樊、名は須、字は子遲、孔子懿子が問に、答へ玉ふ後、樊遲孔子の車を御することありしぞ、

子告之曰、孟孫問孝於我、我對曰、無違、

懿子違ことなしの語を、再とひきはめざる故に若ききあやまりて、何事も、只た親の命ずるまゝに、從ふを以て、孝とせんかと、恐れ給ふによりて、樊遲に告て、其旨を明さんとし玉へり、

樊遲曰、何謂也、

樊遲も違ふことなき旨をさとらずしてとへり、

子曰、生事之以禮、死葬之以禮、祭之以禮、

禮は即理の節文なり、それ生事葬祭は、子として親につかふまつるはじめをはりの事そなはれり、これをみな禮にしたがひ、理にかなへて、一つもあからさまにせざるは、親を尊ぶの至りなり、よりてこれを以て孝とす、凡そ孝子の親につかふること、其心はきはまりなけれども、其分は則かぎりあり、然れば此三つの事、其分際の禮法に、せらるべきことをば、しつくさゞるも不孝なり、せられざる所を、犯してするも亦不孝なり、時に三家強大にして、天子の禮樂をひとごろひ用ふ、この故に、夫子これを以て告玉ふ、されどひとへに三家をいましめ玉ふのみにしもあらざるやうに聞えて、ひろく世の教となれること、聖人の詞なればなり、

○孟武伯問孝、

武伯は、懿子が子、名は彘、武は謚なり、

三十而立、

立とは、みづからふみ立て、其守る所かたまり、欲にひかれ、物にうばゝるゝの患たえてなし、其志す所、すでに成れるなり、

四十而不惑、

不惑とは、知識きはめて明なる故に、凡そ道理の當然にをいて、いさゝかも疑ふ所なし、守りの力をかることなきぞ、

五十而知天命、

天命とは、天理の流行して、事物にしくの源、凡そ道理の然るべき、其故なり、これを知る時は、知識精きことをきはめて、惑はざることは、又云にたらず、

六十而耳順、

耳順ふとは、一身すべて道理に化して、聲わづかに耳に入れば、心即道理と融通して、思慮を用る所なし、たとへば利劍の毛を吹き、淸琴の風に鳴るが如し、是知ることの至りにして、思はずして得るなり、耳すでに順ふ時は、百體亦共に順ふ、

七十而從心所欲、不踰矩、

矩は、法度なり、此境界に至る時は、其心即理なる故に、凡そ心の欲するまゝにしたがひて行へども、をのづから法度の外にこえ出ることなし、たとへば珠の盤中に走るが、ひねもす轉回すれども、盤を出ざるが如し、是安んじて行ひ、勉めずして中るなり、○それ聖人は生れながらにして知り、安んじて行ふ、學問の功をつむことをまたず、然れども道理もときはまりなき故に、聖人の上にも、その日用の間に、ます〳〵進みゆくことを、ひとり心にをぼへさせ玉ひて、他人はこれを知ることなし、よりて學者の次第を歴て、すゝむ所の名目によそへ、此段々の詞を立て、凡そ道を學ぶ者、優游涵泳して、等をこえてすゝむべからず、又日々になり、月々にすゝんで、半塗にしてやむべからざることを、示さるゝ者なり、

○孟懿子問孝、

の道びく所の事、法制をたてゝ、これに示し、禁令をまうけて、これをいましむるの類を云、

齊之以刑、

齊るとは、かきならしてそろゆる義なり、刑は、五刑なり、民もし法令を犯して、したがはざる者あれば、刑罰を以て、其罪をたゞして、これを一律にするなり、

民免而無恥、

法を犯して、私を行ふ者、只その刑罰を免るゝはかりごとを、たくみにして、わが義にたがひて悪きを、恥る心なし、或は刑ををそれて、しばらく惡をせざれども、その惡をする心は、そのまゝにて、忘れぬなり、

道之以德、齊之以禮、有恥且格、

人君民をひきゐるに、其身の德を以てする時は、民これを見るに感じて、亦みなをこり行ふ、其感與する所に、太過あり、不及あれば、又貴賤親疎の禮制を以て、其過不及をとゝなふ、かくの如くなれば、民不善を耻てをかさず、其上に又化して善人に至ることあり、一説に、格を正しとよむ、心の正くなることを云、蓋し政刑は治をするそなへなれば、すつべきにあらず、されども德禮は、治を出すの本にして、德は又禮の本なり、政刑はこれ末務なり、人君よろしく其本をたづねて、たゞに其末のみを、たのまざれとなり、○按ずるに先王の禮典、其全體を云時は、凡そ政法の紀綱條目は、みな禮のかぬる所なり、刑律は、政治の一端にして、治をたすくるのそなへなり、三つの者、みな人君の德に本づきて出れば、各理にあたらずと云ふことなし、是本末かねそなはるの治道なり、

○子曰、吾十有五而志于學、

志とは、心のゆきむかふ所なり、古は十五にして大學に入る、然れは孔子の學び玉ふも、大學の道なり、聖人の志す所、その弘毅をきはむること、はかりしるべし、下に云段々も、只此學を成すばかりなり、すでに此學に志す時は、念々こゝにあつて、これを學んでいとふことなし、

て、これにをもむきむかふ、人君德に本づきて政をすれば、其外別にするとなけれども、民みなこれに歸向して、其德に化すること、かくの如しとなり、若たゝに政法を用るのみにて、君德に本づかざる時は、民の其法にしたがふことだにも、必とせられず、況や化して善となすことを得んや、

○子曰、詩三百、

詩は、即今の毛詩三百十一篇の經、その大數をあげて三百と云なり、

一言以蔽之、

一言とは、一句の詞、即下の思無邪の三字をさす、云意は、三百篇の詞、多しといへども、凡そ詩の敎となる所は、只此一言を以て、其義ををほひつくすに、たれるとなり、

曰、思無邪、

曰くとは、其一言に曰くなり、是詩の魯頌駉の篇の一句をとり云、それ詩の敎たる所、もと人情をのべたる詞なる故に、これを詠吟すれば人の心思にうつりやすし、よりてその善を云たる詩は、人の善念ををこすべし、惡を云たる詩は、人の惡念をこらすべし、大むね人の心思の邪なるをいましめて、正きに歸せしむるにあり、されども其詞、多くはをぼろかにて、たゞちにさしいはず、又は只一事のためにいひて全體に通せず、その直指して明かに、全體にして盡せる者、これにしけるはなし、この故に、詩の敎たる所、只この一言を以て、これををほへりとす、蓋し心に思ふ所、をのづから正くして邪なきは、是誠なり、其思ふ所を正くして、邪なからしむるは、是誠を思ふ道にして、學者のつとむべき所なり、凡そ民行の邪なるは、政法を以てこれを正すべし、人の心思の邪なる所、詩にあらざれば正すべき道なし、是其敎の貴ぶべき所にして、又思無邪の一言を以て、其大意を領得すべきなり、

○子曰、道之以政、

此章は、すべて治道を論ず、道びくとは、ひきゐしたがふる義なり、之とは、民をさす、下同じ、政は、即そ

に、等あること是なり、來は、未來なり、いまだいはざる所をさす、義理のきはまりなき、少しき得てたんぬべからざる是なり、されど此意は、すでに上の答の內にこもれり、只そのいまだあらはれざるを、子貢よくさぐり出せるによりて、來とはの玉へるなり、凡そ詩の言は、義をふくむことふかくして、或は近きによりて遠きを明し、或は彼をあげて此をさとす、往を告るに來を知る者にあらざれば、共にかたられず、よりて此事を以て、子貢にゆるせり、○此章の問答、その學ぶ所の淺深、見る所の高下、辯說をまたずして明けし、然れども切琢せざれば、磋磨をほどこす所なし、學者小成に安んぜずして、道の極致を求むべしといへども、亦虛遠にはせずして、身に切なるの實病を察して、これをのぞくべきなり、

○子曰、不患人之不己知、患不知人也、

人われを知らざるは、人の不明なり、われ人を知らざるは、わが不明なり、人まさに人の不明をうれへずして、わが不明をうれふべしとなり、世の人の患る所、多く顚倒す、この故に、聖人これを以て、世をさとし玉へり○輔氏の云ふ、人己を知らざるは、其病人にあり、己人を知らざるは、其病己にあり、君子の學は己がためにす、人の病をやまずして、己が病をやむなり、

爲政第二

子曰、爲政以德、

政とは、正の字の義なり、人君法令を設けて、人の正しからざるを、正くすることを云、德とは、得の字の義なり、道を行ひて、心に得ることあるを云、即われ此道を得て、實にわが物となりたるなり、云意は、凡そ政にほどこす所、何事もみな其君の德に本づきて、出ればなり、

譬如北辰居其所、而衆星共之、

北辰は、北極星なり、天のめぐること、晝夜にやまざれども、北辰は車輪の軸の如く、常に其所に居て、うごくことなし、一天のもろ〳〵の星、みなまはり居

の詞、それもよしと云ほどの義なり、

未若貧而樂、富而好禮者也、

人貧き時は、樂むべきことあれども、心のびずして樂ます、貧うして樂む者は、其貧きをわすれて、心ひろく、體ゆたかなり、富る時は、氣たかぶりて義理を犯しやすし、富て禮このむ者は、自その富をしらず、恭敬節儉にして、善にをることを安んじ、理にしたがふことを樂む、蓋し諂ふことなく、驕ることなきは、只貧富の中にありて、自守ることを知るのみなり、樂み禮このむ者は貧富の外にこえいでゝ、守ることを用ひず、よりて未若との玉へり、これ子貢のすでに能する所をゆるして、其いまだ至らざる所をすゝめ玉へるならん、

子貢曰、詩云、如切如磋、如琢如磨、其斯之謂與、

詩は、衛風淇澳の篇の詞、切ると磋るとは、角細工する者のすでにきり作りて、又これをすることを云、琢つと磨くとは、玉細工する者の、すでにうち作りて、又これをみがくことを云、これ學をすること、すでにくはしくして、ます〳〵くはしきことを求るにたとへり、子貢はじめ諂ふことなく、をごることなきを以て、すでに得たりと思ひけるに、夫子の答をきゝて、又義理きはまりなきこと、少しき得る所ありとも、にはかに自たるべからざることをさとれり、よりて此詩を引いて、其意を明す、其の字は、詩に云所の義をさす、斯の字は、夫子の可也未若の四字をさして、其意かぬる所ひろし、云意は、此詩の意、かやうのことをまうすかとなり、

子曰、賜也、始可與言詩已矣、

始めてとは、今こそと云義なり、夫子子貢が其答の旨を、さとりたることを、ゆるし玉ふ故に、其名をよびかけての玉はく、今それでこそ汝と共に、詩の義はかたらるべけれとなり、

告諸往而知來者、

往は、已往なり、すでにいふ所をさす、貧富に處する道

行ふ事は、たらぬがちなる故に、とくつとめてをこたらず、いふ詞は、すきやすき故に、つゝしんでこれをつくさず、

就有道而正焉、

凡そ道と云は、事物當然の道理にして、人の共に由る所なり、有道とは、道德ある人を云、上に云如くに、道を求ることをつとめて、得る所あれども、なを自是なりとせず、又必有道の人につきて、其是非をとひたゞすなり、

可謂好學也已、

上文を結で云、上にいふ如くなるは、實に君子の學好むと、いはれたることぞとなり、〇朱子をもへらく、此章の言、反覆して其意を見るべし、もし只安飽を求めざるのみにて、言行ををさめざれば、なんの意思もなし、又たゞ言をつゝしみ、事をとくすといへども、有道につきてたゞさゞれば、たがひあることをまぬかれず、されども其工夫いたらざれば、有道につくといへども、亦其たゞしをとらんものなし、聖人の言、あまねくしてかけざること、大むねかくの如しと、今按ずるに人道に志すこと深ければ、學を好むこと篤し、をのづから言行をつとめつゝしんで、安飽を求るに暇なし、學いよ〳〵くはしければ、心いよ〳〵みたずして、有道にたゞさゞることを得ず、好むこといよ〳〵あつければ、意味いよ〳〵深長なる故に、孜々勉々として、やんなまく欲すれども、やむことあたはざるなり、

〇子貢曰、貧而無諂、富而無驕何如、

諂ふとは、人に對して、くだりかゞまるなり、驕るとは、たかぶりほしいまゝなるを云、蓋し子貢わかゝりし時、貨殖のいとなみあり、始貧くて後に富めり、常人は貧富の中にをぼれて、自守ることを知らず、子貢はよく諂ふことなく、をごることなきを以て、自これを守る、よりて得たりとして、これを問ふなるべし、

子曰可也、

可とは、わづかによけれども、いまだつきざる所ある

○有子曰、信近於義、言可復也、

信とは、人と約諾することなり、義は、事のよろしき所を云、復むとは、行ふ義なり、云意は、人と信約すること、始に其義不義をはかるべし、其事義にかなふ時は、いひつること、後にふみ行はる、もし不義なれば、行はれずとなり、有子は氣象ゆるやかなる故に、義にかなふと云ふことを、近づくといへるなり、下の禮に近づくも同じ、

恭近於禮、遠恥辱也、

人に恭敬を致すこと、其禮節にあたれば、恥辱に遠ざかる、もしすぐる時は、自はぢをとる、及ばざる時は、人にはおしめらる、共に恥辱あり、此二字、わきて云時は、心より生ずるはぢを恥と云、外より至るはぢを辱と云、

因不失其親、亦可宗也、

因るとは、よりちなむなり、不失とは、あやまたぬなり、宗とすとは、われ客となりて、人を主とする義なり、云意は、他所にてよりちなむ所、その親むべき人を、見そこなはざれば、後までも主人として、たのまるゝとなり、此章云意は、人の言行交際の間、何事をみな其始につゝしんで其終りをもんぱかるべし、もし然らずば、あり來れるにしたがひ、かりそめの事として、其あやまちの後悔、たへがたきことあらんとぞ、學者あらかじめ、理をきはむることくはしく、見聞くこと多ければ、事にのぞみて、其えらびまどはず、後のくやみをまぬかるゝことを得べし、

○子曰、君子食無求飽、居無求安、

是君子の人となり、かくの如くなることを云、君子は其志道を求るにある故に、飲食も、美きに飽んことを求めず、居處も便に安んぜんことを求めず、これ其志す所ふかきによりて、居食の身に切なる物といへども、其安飽を求むるに、いとまなきなり、只その淡朴に安んずることを貴ぶにあらず、

敏於事而愼於言、

三年はまたるべきほどのことをいへり、大やう父の道を改るには、父を死せりとして、あなどるに似たる所あり、又父のひがごとをば、あらはすに似たる所あり、この故に、孝子はいつとても、これを改むに忍びざる心あり、此心ある時は、たとひはやく改ることあれども、亦其孝に害なし、もし此心なくして、只改めざるのみにては、ついに其孝を見る所なし、

○有子曰、禮之用和爲貴、

禮は、天理の品節文章にして、人事の容儀法則なり、和とは、ゆるやかにして、せまらざる義なり、蓋し禮の制作、天理自然の節文にいでゝ、人事當然の儀則となる、この故に、其禮の立つこと、尊卑大小の等、きびしけれども、其用の行はるゝ所、やはらぎしたがひて、少しもしゐつとむる意なし、これ禮の貴ぶべき所なり、

先王之道斯爲美、

先生の道とは、即今日の禮をさす、凡そ禮法はみな先王の制する所なり、道は即禮にして、やゝひろくいひたるぞ、斯の字は、和をさす、云意は、先王の道をよしとすること、其和するを以てぞと、

小大由之、

之の字は、道をさす、道よきによりて、今小事大事、これに由りて行はれずと云ふことなし、

有所不行、

小大この道によりて行はるといへども、又行はれざる所あり、其義は下に見えたり、

知和而和不以禮節之亦不可行也、

もしたゞ和の貴きを知るまゝに、ひたすら和するのみにして、本然の禮を以てこれをほどよくせざる時は、亦行はれざるなり、蓋し禮の本然はつねに其體の嚴を失はず、これを用る時は、和すといへども、亦をのづから節制する所あり、然るをたゞに和のみに從ふ時は、和にながれて、行はれざる所あるなり、之の字は、ひろく禮の行はるゝ所の事物をさして云、

政を以て、夫子のもとにつきて、これを問ふ、よりて必これをきく〻ことを得玉ふとなり、

夫子之求之也、其諸異乎人之求之與、

云意は、凡そ人物を得ることは、必求ることありて後に得るなり、夫子の政をきくことを得玉ふは、これを求るの意なし、唯この德光人に及ぶ所、その求め物となりて、をのづからこれを得玉ふなり、他人詞を用ひ力を用ひなどして、これを得んことを求るに異なりと、然ればそのあたふるにあらざるは、云にも及ばざるなり、〇それ學者聖人の容貌威儀を見るも、亦以て德にすゝむことあり、此五つの者、今よりこれををもんみるに、聖人を去ること、はかるに久きといへどもなをよく人を感起することあり、況やそのかみあひしたしめる者をや、これ亦子貢の智聖人を知るにたりて、よく德行を云所なり、

〇子曰、父在觀其志、

父います時は、子たる者、心のまゝに事を行ふことを得ず、されど其志のむかふ所につきてみれば、其善惡しるゝなり、

父沒觀其行、

父をはりて後は、子の行實、明にみゆるなり、

三年無改於父之道、可謂孝矣、

父の道とは、父の事なり、事といはずして、道と云は、父をたつとびてなり、三年は、喪の間なり、云意は父をはりて子の行ふ所、父のしをきしことに、改むべき所ありと雖ども、三年の間は、これを改ることなきを以て、其孝は見ゆるぞ、然らずば、たとひ行ふ所よくとも、孝とはせられぬとなり、〇此書舊說には、人の子の善惡を見る法とす、集註にはひろく人を見ることなりとするに似たり、うたがふべし、それ父のしをけること、善なれば、一生改めずしてよし、もし善ならざることあれば、或は三年すぎて後改めて、よきこともあり、或は甚やむことを得ざれば、三年の內にも、改めずしてかなはざることもあり、こゝに三年改ることなしとは、道理にをいて、改むべけれども、なを

追遠とは、遠きは親をはりて後のことを云なり、これを追ふとは、祭りにをひしたつて、其誠をつくすことを云、蓋し祖先の來格は、祭をとる者の、誠意の至ると、至らざるにかゝれるが故なり、

民德歸厚矣、

民德とは、たゞ人民の心を云、蓋し終りは人のかろしめやすき所なり、然るをよくこれを愼む、遠きは人のわすれやすき所なり、然るをよくこれを追ふ、これ懇厚の道なり、人よくこれを以て、自行ふ時は、民俗これに化して、其心亦厚き道にをもむき、各その喪祭にをいても、これを愼み、これを追ふことを知る、

○子禽問於子貢曰、

子禽、姓は陳、名は亢、子禽は其字、子貢、姓は端木、名は賜、子貢は其字、みな孔子の弟子なり、或說に、子禽は子貢の弟子なりと、

夫子至於是邦也、必聞其政、

夫子とは、孔子をさす、古は大夫たる人を夫子と稱す、孔子も魯の大夫たりし故なり、云意は、夫子いづくにても、この國に至り玉へば、必其國の政をきゝて、議定のはかりごとに、あづかり玉はずと云ことなしとなり、

求之與、抑與之與、

抑とは、上をうけて、かへしたる詞なり、云意は、其必これをきゝ玉ふこと、夫子これを求めてきゝ玉ふか、さはなくて、其國の君、夫子にあたへて、これをきかせて見らるゝかとぞ、子禽は、夫子の求め玉ふこともあるべきの意をもし、

子貢曰、夫子溫良恭儉讓以得之、

溫は、やはらぎあつし、良は、やすらかになをし、恭は、つゝしみてゆるます、儉は、をさまりてすぎず、讓は、へりくだりてをごらず、此五つは、夫子の盛德の光り、人にまじはり及ぶ所なり、云意は、夫子の德容かくの如し、この故に、時の君恭敬信仰して、自その

主とすとは、本とする義なり、萬事のたのみどころとなることを云、此忠信は、只これ信實の心をさす、蓋し人の心は、影形なき物にて、出入存亡の機、はかりがたし、只一つの誠たちて後、萬善はじめて根づく所あり、もしいまだ誠ならざる時は、何事もみな夢幻の如くにて、有といへども、無きにひとしきなり、忠信を主とするは、これ誠を立る工夫、忠信の至りは、即これ誠なり、

無友不如己者、

無れとは、自いましめとゞむる詞なり、聖人人をいましめ玉ふにあらず、下の勿の字も、これに同じ、人もし我にをとれる者を、友とすれば、益なくして損あり、或はその我にしかざる者、來りて教を求る時は、つゝしんでこれをみちびくべし、もししひて己にしたがはしむる時は、我人共に損あり、

過則勿憚改、

過をあらたむるに、はゞかりなやむことは、しばらく氣にもとるが如くなることを恐れ、又は其過を人のしらんことをはぢてなり、まづ此はゞかる意を、きとかちのぞいて後に、工夫の力をつくる處あり、程子の云く、學問の道他なし、其の不善を知る時は、則すみやかにあらためて、以て善に從ふのみ、胡氏の云く、心なくして理をうしなふを過とす、心ありて理にもとるを惡とす、自治ること勇なる時は、過かへりて善となすべし、自治ること勇ならざる時は、過必流れて惡となると、然る時は、過を改るに、はゞかるとは、善にすゝみ、惡にながるゝの、ちまたなり、いさみはげむべきことなり、○此章の義、田を作るにたとふべし、威重は、田地なり、忠信は、物だねなり、まされる友なぞは、土かふが如し、過をあらたむるは、草きるが如し、

○曾子曰、愼終追遠、

愼終とは、終は喪を云なり、これを愼むとは、喪をあからさまにせずして、其禮をつくすことを云、蓋し先王の喪禮、人の子たる者をして、其孝をつくさしめんがためなり、禮をつくすにあらざれば、其哀戚の情をのべ、其殯葬の事をそなふること、あたはざるなり、

致すとは、まいらする義なり、わが一命を、君にゆだねをきて、これにつかふるなり、其忠誠のこゝろざしをいへり、

與朋友交、言而有信、

朋友の道は、信にあり、言をいへば、行も亦推て、しるべし、又倫理を以て云時は、上の賢を賢とするも、朋友に屬す、これをはじめに云こと、まづ善を好むに誠ありて、然して後に下三つのことをよくすればなり、

雖曰未學、吾必謂之學矣、

上四つのこと、是人倫の大いなる者にして、これを行ふに皆その誠をつくせり、人の學をすること、たゞかくの如くならんと、求るの外なし、今よくかくの如くする人あらんを、たとひこれ生れつきのよきにて然り、いまだかつて學びざる人なりと云者ありとも、我は必これを、すでに學びたる人と、いはんとなり、然れども、子夏の意は、只これ言をうけて、人に實學をすゝむるなり、人のすでに學びたると、いまだ學びざるとを、論ずるにはあらず、○子夏孔門にをいては、文學の名あり、然るに其實をたつとべることかくの如し、三代の學、みな人倫を明にする故なればなり、されども其詞、浮華をさへて、誠實をあぐることすぎて、流のする學をすつるに至らんの、恐れあり、必上の章夫子の行て餘力あれば、則もちひて文を學ぶとの玉ふが如くにして、ながく其ついへなき者なり、

○子曰、君子不重則不威、

これ君子の道、大むねかくの如くなることを云、君子たる人を論ずるにあらず、不重とは、氣象のをも〱しからざるを云、資質の浮躁にして、厚重ならざると、沈潜涵養の功なきと、皆是なり、不威とは、氣象の身にあらはれ、人にまじはる所みな威嚴ならずして、をかしあなどらるべきを云、

學則不固、

學は知行を兼て云、知る所も、行ふ所も、皆堅固ならずして、失ひやすきなり、蓋し威重は學をするのもとひなり、此より下は、みな學をするの要を示せり、

主忠信、

ことまことにして、かりにもいつはらず、しるしなきことをいはぬぞ、

汎愛衆而親仁、

衆は、もろ／＼なり、慈愛の心を、ひろく諸人に及ぼし、中にも仁者にはちなみよるなり、

行有餘力、則以學文、

餘力とは、つとめのあまりなり、ひまある時を云、文とは、詩書の義、禮樂射御書數の法を云、云意は、子弟たる者の職とする所、家の出入り、身の言行、人と應接するの間に、孝弟謹信、衆を愛し、仁に親くことを、つとめ行ひて、少しも其ひまあれば、たゞにすぐさず、則このひまを用ひて、詩書六藝の文をまなぶとなり、○凡そ子弟たる者。行實をさきとして其いとまに、文藝を學ぶべし、かくの如くなれば、其本末の前後を知て、道に入り、徳にすゝむことを得るなり、もし行實をつとめずして、文藝を以て先とするは、これ己がためにする學にあらず、されども又文藝を學びざれば、聖賢の成法をかんがへ、事理の當然を知ることなうして、其行ふ所、私意に出ることあり、この故に、行實をせめて、いとまあれば、必又文藝を學ぶべきなり、

○子夏曰、賢賢易色、

子夏は、孔子の弟子、姓は卜名は商、子夏は其字なり、賢賢の上の賢は、たつとびをもんずる意、下の賢は、賢者をさす、易色とは、其色を好むの意にかゆるぞ、これ外より、その人の善を好むに誠あることを、かたどれる詞なり、其人みづから色を好むの意にかへて、賢をたつとぶと云にはあらず、又賢を賢とすること、只現在の賢者のみにかぎらず、古人の言行をたつとぶも、同じことなり、

事父母能竭其力、

力をつくすとは、其力の及ぶかぎりを、きはめつくして、のこす所なきを云、蓋し子の身は父母の遺體なれば、父母のため、身をしまざるのみは、孝とするにたらず、只よく其力をつくすを以て、孝とするなり、

事君能致其身、

節用而愛人、

節すとは、ほどよくする義なり、財用を節制して、みだりについやさゞるを云、愛人とは、人民を愛護して、くるしめそこなはざるを云、

使民以時、

民とは、農民をさす、時とは、耕作のひまある時を云、公役を以て民をつかへども、農の時をばさまたけぬなり、蓋し國を治るの要、此五つの者にあることを示す、これ亦本をつとむるの意なり、○胡氏の云く、此あまたの者は、又みな敬を以て主とす、朱子をもへらく、五つの者上より下にうつし、下より上にかへりて、相因るの義あり、蓋し事を敬して後に、民に信あることを得べし、然らざれば、其信たちがたし、民に信ありて後に、用を節することを得べし、然らざれば、上利をこのみ、財をつむの疑あり、用を節して後に、人を愛することを得べし、然らざれば、ついに民財をかすむるに至る、人を愛するによりて、則よく民をつかふに、時を以てすることあり、是下上に因るなり、又事を敬すといへども、しば〳〵法令を變じて、民信せざれば、必其事に害あり、法令すでに信ずべけれども、國用を節せざれば、常制にすぎて、税ををもくすることをまぬかれず、用を節して、國とめりといへども、人を愛して、其困窮をすくはざれば、亂をこりて、財くづれちる、人を愛する心あれども、これを使ふに時を以てせざれば、民その恩をかうむらず、是上下に因るなり、

○子曰、弟子入則孝、出則弟、

弟子は、子弟なり、人の子たり、弟たる者を云、こゝにては、大むね小學生のともがらをさせり、入ては孝、出ては弟とは、凡そ内外の出入りに、孝弟をつとむることを云、されど兄につかふること、父母に比すれば、少きうとし、又なべての長者にも、弟順するによりて、出るにかけて云なり、

謹而信、

謹むとは、行ふことをつゝしむなり、守りて變せず、つとめてをこたらぬことを云、信ありとは、もの言ふ

すことたがへざるを云、忠と信とは、首尾本末の如し、二つあるにあらず、己をつくすを忠と云、實を用るを信と云、共に言行をかぬ、心をつくさゞれば、事その實にあたらず、事その實にたがはざるは、心をつくす故なり、蓋し忠信は、いづれの交りにも、かくべからず、中にも朋友の間は、只信を以て立つ故に、とりわきこれを省るなり、

傳不習乎、

傳ふとは、師に受るを云、習はすとは、己に熟するを云、業をうけても、これを習はさゞれば己にをいて得る所なく、師に對して其敎をむなしくす、よりて又これを省るなり、○それ孔門諸子の學、みな聖人に出づといへども、ながれのするゐいよ〳〵遠くして、いよいよ其旨をうしなふ、只曾子の學のみ、もつぱら心を内に用ひて、誠を身にこゝろむ、この故に、其うけつたへのついえなし、子思孟子相つゞきて、道の正統を得ること、これがためなり、朱子をもへらく、曾子晩年德にすゝむの工夫、只此等の事のみに、いさゝかつきざる所あればなり、學者にをいては、事々みな省察すべし、只此三つにかぎるべからずと、

○子曰、道千乘之國、

千乘の國とは、諸侯の大國、四方三百餘里にして、兵車千乘を出すべき者を云、車一兩に四馬かくるを、一乘と云なり、

敬事而信、

敬事とは、政事に大小よく、つゝしみをもんずるなり、されど此書に敬を云こと、こゝに始まるによりて、註に主一無適と、ひろく訓ず、それ敬は動靜をかね、内外をつらぬき、存養の主とする所にして、聖學の至要なり、一とは、心を純一にして、一念の雜ることなきを云、これを主とすとは、もつぱらこれをむねとして、他なく忘るゝことなきを云、適くことなしとは、心常に内に存して、一息の離るゝことなきを云、適くことなき故に、よく一なることを得るなり、信とは、民に信あるなり、命を下し、法をまうくること、誠實明白にして、少しもあざむきたばかることなき時は、民上を信じてうたがはず、

よく内にむかひて、存養する時は天理流行し、人欲消盡して、本心の德まつたし、これ即仁なり、もし巧言令色を以て、もつばら外をかざる時は、人欲ほしいまゝにして、本心の德ほろぶ、聖人の詞ゆるやかなり、それすくなしとの玉ふ時は、たゑてなきこととしるべきなり、〇それ人の一身にあらはるゝ、言語動作、みな心のありどころに、あらずと云ことなし、この故に、君子容貌辭氣ををさめとゝのふるは、内にむかひて工夫を用るによりて、即亦存養のことなり、かの小人、人の私をあばきて、これを直とするは、巧言にあらざるに似たり、色をごそかにして、内やはらかなるは、令色にあらざるに似たり、されどもみな外にしたがひて、情をたはめ、僞をかざる故、まことには巧言令色の甚き者なり、又凡そ聖門の學は、仁を求るを以て要とす、此書はじめに時習を以て、學をするつとめを示し、次に孝弟を以て、仁を求るの本をたて、又次に巧言令色を以て、仁をそこなふの戒をたる、これ記者の心を用たる所なり、

〇曾子曰、吾日三省吾身、

曾子は、孔子の弟子、曾は姓、名は參、字は子輿、三たびとは、只これしば〳〵することを云、三度とかぎらざるなり、省は、省察なり、念慮事爲のはしについて、善惡をかんがへ、みそなはすことを云、こゝには人に對して、吾身と云によりて、省をかへりみるとよむなり、其事目下に見へたり、

爲人謀而不忠乎、

忠とは、心底をつくして、のこす所なきを云、人のために事をはかりて、わがためにはかるが如くするは、其心底をつくして忠なり、いまだかくの如くに忠ならざる所あるかと省察して、ある時は則これをあらため、なき時は則ますます〳〵これをつとむ、凡そ省察の工夫、たゞ察するのみにして、則やむにあらず、其惡は必これを克治し、其善は必これを擴充す、下二句の省察もこれに同じ、

與朋友交而不信乎、

朋友の二字、わきて云時は、朋は同門、友は同志なり、朋友と交るの信は、たがひに相あざむかず、いひかは

亂とは、道理にそむいて、人をしいたげいさかふの類を云、わづかに上を犯すことだにも、好まずして、逆亂をおこすことなどを好むことは、いまだかつて其ためしあらず、必なしとなり、

君子務本、

務むとは、力をもつぱらこゝに用ひて、他に用ひざる義なり、本とは、末に對して云、君子たる人は、何事にも、力を本とする所に用ひて、これをつとむとなり、

本立而道生、

本立とは、木の根に土かひかためて、其木のうごかざるやうにすることを云、道とは、由る所なり、此理の由りて行はるゝ所をさす、生るとは、出來る義なり、木の根かたまる時は、枝葉生々してさかゆるが如く、何事も本立つ時は、其道をのづからいで行はれて、ふさがらず、つきざるなり、此二句は、ひろく道理をときて、下二句の意をおこせり、

孝弟也者、其爲仁之本與、

仁はもと性の名、心の德、愛の理なり、それ人は、天地生物の理をうけ生れ、此身生るによりて、其本心の德、をのづから生を好み、物を愛せずと云ことなし、性を以て云時は、則其心の德として、物を愛するゆゑの道理心中にそなはれる所これなり、されどこゝには、仁道を以て云、即親をしたしんで、民をいつくしみ、民をいつくしんで、物をあはれむこれなり、蓋し孝弟の人は、其心和順にして、上を犯し、亂をおこすのことなし、この故に、人よく父母兄長に孝弟なる時は、其心をのづから人民に及びて、これをいつくしみ、又をのづから萬物に及びて、これをあはれむ、其道行はれゆくこと、きはまりなし、是孝弟立ちて、仁道生々す、こゝを以て孝弟をは、仁を行の本なりとす、與とは、うたがふ詞、謙退してさだかにいはざるなり、

○子曰巧言令色鮮矣仁、

巧言令色とは、言語顏色をつくろひて、德ある者の如くに、見することを云、蓋し人の心は一つなれども、理にねざして出るは、本心の用なり、氣にひかれてをこるは、私意の欲なり、天理人欲つねに勝負をなす、人

かなひ、又天職をつとむる効あり、其悦ぶ所ふかくして、樂みあるに至らざらんや、下の句義上の段に同じ、

人不レ知而不レ慍、不二亦君子一乎、

慍るとは、心平かならずして、ふづくむ義なり、怒る意の、内にふくみたるを云、君子とは、其德すでに成りたる人の稱なり、それ學すでに己を成すに至れるは、もし時にあはす、勢にさへられて、信從する者なけれども、みづからかへりみて、實に善なり、人の知る知らざるは己にをいて、かくることなきによりて、少しも天をうらみ、人をとがむるの意なし、なんのいきどほることあらんや、蓋し其德人に及んで、樂むに至る時は、まことに成德の人なり、されども、これは順境界なれば、君子の實、いまださだかならず、只人に知らるべき實ありて、知られざる、逆境界に居れども、さらにいきどほることなきを以て、眞實の君子たること、明にしるゝなり、この故こゝにをいて、不亦君子乎と云、此句義も亦上に同じ、かの君子の德の成る故も、亦他法あるにあらず、只その學ぶ道の正しく、習すわざの熟して、悦ぶ意ふかくなる、其功をやめず、これを積こと久きにあるのみなり、

○有子曰、其爲レ人也孝弟、

有子は、孔子の弟子、有は姓、名は若、其爲レ人とは、其人の人たる所なり、其人がらを云、よく父母につかふまつるを孝と云、よく兄長につかふまつるを弟と云、これ人の行實の名なり、即その人たる所の實をさして云、

而好レ犯レ上者鮮矣、

犯すとは、かろしめあなどる義なり、上とは、我より上にある人、すべて尊者長者をさす、蓋し孝弟の人は、其心和順にして、をのづから上にある人をば、輕忽することまれなり、それ心和順なる人は、下に居る者をも亦暴虐せず、されどこゝには、孝弟に就てとく故に、只上を犯さずと云なり、

不レ好レ犯レ上、而好レ作レ亂者、未二之有一也、

つくせるは聖人なり、聖人の德性、たれも天よりうけそなへたる故に、人學びざれば、學びぬなり、すでに學ぶと云よりは、必聖人を目あてにして、其德性を成し、天性本來の初にかへるべし、君子の學ぶ所、大むねかくの如し、而とは、上をうけて、下をおこすの詞、時とは、しば〳〵して、やまざる義なり、習はすとは、ならすなり、其まなぶ所を、時々くりかへし〳〵て、わが身になれそますことを云、之とは、學ぶ所の業をさす、それ學びざれば、習はすべき事なし、學んで習はざれば、學ぶ所を得べき道なし、習へどもより〳〵せざれば、その習はす所熟せずして、亦ついに得ることあたはず、この故に、學んでは、又必より〳〵に、これを習はすべし、然れば時習は學をするの本なり、此一句五字、聖人の詞、きはめて周密なることを見るべし、

不亦說乎、

說は、悅と同じ、悅ぶとは、うれしき意なり、學んでより〳〵これを習はす時は、いつとなく其意味を會得して、いまだ知らざることを知り、いまだ能せざることを能する故に、をのづから、うれしき意出來るなり、亦とは、餘の事のこれに類したるより、うつりて云詞なり、是も亦悅ばしくはあらざらんやと、疑ふに似て、必とす、必定うれしかるべき道理ぞとなり、この悅びは、其學ぶ所を得て、道に入り德にすゝむの始なり、

有朋自遠方來、不亦樂乎、

朋は同類なり、我とをもむき同じ者を云、遠方より來ると云時は、近き者は云に及ばず、樂むとは、悅ぶ意內にあまりて、外にあらはるゝを云、悅びのふかきなり、それ天地は、萬物を生育するを以て、其德とす、人その生物の德をうけ生れ、これを心にそなへて、仁性とす、この故に、人心本然の德、人を愛し、物を利することを、好まずと云ことなし、況や人は萬物の靈なれば、天地の生育及ばざる所を、裁成輔相して、成したつる職任、のがれがたし、己を成し、物を成すも、皆この職分の內にして、本末の次第、まづ己が德を成すべし、今我すでに得る所の善ありて、則これを人に及ぼし、しかも信じて從ふ者多き時は、わが本心の願ひに

論語 字義序說に見えたり

學而第一、

學而とは、此一篇の題目なり、只これ卷頭の二字をとる、別の意なし、論語二十篇にして、是その第一なり、これ此書の首篇なるによりて、其記す所、本をつとむるの意多し、すなはち是れ道に入るの門、徳をつむの基にして、學者の先として、つとめ學ぶべき所なり、又此篇をよくよみ得れば、餘の篇も亦あきらめやすきなり、

子曰、

子とは、孔子をさす、子はもと男子をたつとびてよぶ詞、古は師を稱して子といへり、若孔子曾子と、姓をかうふりて云時は、亦他の師にも通ずる故に、まさしくわが師を稱して、只子とばかり云なり、曰とは、口をひらきて、詞を出す義なり、孔家のともがら、孔子の語をしるす故に、子曰と云なり、

學而時習之、

學は、論語の開卷第一義なれば、よく其意を得べきなり、學の字をまなぶとよむは、まねぶなり、知ると能することを兼て云、凡そわがいまだ知らず、能せざることを我より先に、これを知り、これを能する人の、其得たりつるわざを、まねびとりて、わが身にこれを知り得、能し得ることを云、いづれの業をまなぶも、皆かくの如くなりといへども、こゝに云學は、儒者の學なり、かの詩賦をよく作るを、詞章の學と云、經書にひろくわたるを、記誦の學と云、此二つは俗儒なり、皆儒業の兼る所といへども、君子のむねとする所は、道を學び、徳を成して、常人より聖人に至るの學なり、蓋し人は萬物の長なれば、己を成し物を成す、天職の任をもき故に、天下の道理を知り、天下の事務を能せではあるべからず、少しも名のため、利のために學ぶにはあらず、よく其道をきはめて、其任を

となきぞ、蓋し其深長の意味を、をぼへて後に、よく好んで樂むに至る、其よくかくの如くなることを得る故は、亦たゞをりひたりて、つら〳〵よむこと久きにあり、別の術なし、これ論語をよむの要法なり、よりて此説を以てをへたり、○程子又一説にをもへらく、論語の書は、其辭ちかくして、其旨とをし、辭は盡ることあり、旨は窮りなし、盡ることある者は、訓語を以て、もとむべし、窮りなき者は、心神を以て會すべし、たとへば人を觀るに、きのふは只其面を知り、けふは則其心を知る、我にをいては、色をかへ、貌をあらためて、これをうやまへども、其人は只もとの人なるが如しと、此説を合せて見るべきなり、面をしるは、これ其文義をさとるが如し、意味深長なるを覺るは、其心をしるが如し、

これ其意味を知て、喜ぶことふかき故に、これを好んですてざるなり、

有讀了後、直有不知手之舞之、足之蹈之者、

これ樂んで舞ふ者、その身心のまゝにしたがひ、手をあげて體をまはし、足をあげて地をふむを、みづからおぼへざることを借りて、此書をよむ者の、喜び內にあまりて、樂み外にあらはるゝことをいへり、右四等の中に、一兩句を得て喜ぶは、是心に得る所ありて、德にすゝみ入るはじめなり、これによりて、其功をつむ時は、則喜んで好み、好んで樂むに至るなり、

○程子曰、今人不會讀書、

不會とは、こゝろえぬと云義なり、今の人書をよむといへども、其書の益にたつやうによむことを、會得せざるなり、

如讀論語、未讀時是此等人、讀了後又只是此等人、便是不曾讀、

凡そ聖賢の書をよむこと、義理を心に得て、氣質變化の、益をとるためなり、中にも論語の書は、道をまなぶに、最深切なる者とす、然るをいまだよまざる時も、これつらの人、すでによみをはりて後も、亦これつらの人にて、少しも其よみたるしるしなきは、即是いまだかつてよまざると云者なり、蓋し其よむことを會せざるには、かの全然に無事なる者もあり、もしよむことを會する時は、則これを知て喜び、これを好んで樂み、よく其氣質を變化して、德にすゝむことかぎりなし、よりて此說を以て、上の條につげり、

○程子曰頤自十七八讀論語、當時已曉文義、讀之愈久但覺意味深長、

これをよむこと、いよ〳〵久しければ、たゞ意味いよ〳〵深長なることをおぼへて、文義は初にかはるこ

二篇、其二十篇中、章句頗多於魯論、

齊の論語は、齊人の傳ふる所なり、二十篇の外に、問王知道の二篇多し、其二十篇の題目次第は、魯論と略同じ、頗とは、俗によほど、云義なり、

古論出孔氏壁中、分堯曰下章子張問、以爲一篇、有兩子張、凡二十一篇、篇次不與齊魯論同、

古論は、古文字の論語なり、孔氏とは、孔家と云が如し、秦の始皇が經書をやきし時に、孔子の子孫、尙書孝經論語を、孔子の舊宅の壁中につきこめて、かくしをきけるが、漢の世に出たり、是古文の尙書孝經論語なり、漢の安昌侯張禹、魯論に從ひ、齊論を合考して二十篇の定本とす、鄭玄又張侯論を本とし、齊論古論と參考して、これに注す、即今の論語なり、

○程子曰、論語之書、成於有子曾子之門人、故其書獨二子以子稱、

程子の此語、唐の柳子厚が說より出づ、又龜山楊氏をもへらく、此書首に孔子の語をしるし、次に有子曾子の語をのす、これ其師を尊ぶこと、孔子につげる故なりと、此外に閔損冉求を、或は閔子冉子と稱することあるも亦各その門人のしるせるをとりて、いまだ改めざる者歟、

○程子曰、讀論語、有讀了全然無事者、

此書をよみをはりて、まつたく何事もなき者は、いまだかつて其意味を知らざるなり、

有讀了後、其中得一兩句喜者、

これ少し其意味を知る所あるなり、

有讀了後、知好之者、

丑なり、本朝懿德天皇三十二年にあたれり、其年の數、公羊の生年によれば、七十四歲なり、

葬魯城北泗上、

泗上とは、泗水のほとりなり、其墓の林を、後に聖林と名づく、又孔林と稱す、

弟子皆服心喪三年而去、

心喪とは、身に衰麻をきずして、心のいたみをなすこと、本服の如くするを云、蓋し師は朋友の類にて、其恩も亦淺深ある故に、服制のさだめなし、孔子の喪には、諸弟子みな父の如くに、三年の喪をとりて後家にかへれり、

唯子貢廬於冢上凡六年、

冢上は、つかのほとりなり、子貢三年の喪をはりて、なを師をしたふ心、わすれがたかりし故に、又三年の心喪して、冢上に廬をむすび居けること、凡て六年に及べり、これによりて、諸弟子喪をはりてかへる時に、みな子貢にわかれをつげて、なきつくし、聲を失ひて後に分散す、其後弟子幷に國人、孔子の德をしたひて、墓のほとりにすむ者百餘家、一むらの里をなしけり、これを名づけて孔里と云、

孔子生鯉字伯魚、先卒、

孔子より先に死せり、

伯魚生伋字子思、作中庸、

孔子の歿し玉へる時子思の年三十ばかりなりしとぞ、

○何氏曰、

何氏、名は晏、字は平叔、三國魏人なり、論語集解を作れり、

魯論語二十篇、

魯の論語は、魯人の傳ふる所なり、其二十篇の次第、今世に行はるゝ論語と同じ、

齊論語別有問王知道凡二十

人にえられて、見しる者さへなきことをば、其身によそへて、かなしませ玉ふ、よりて我を知る者ないかなとなげき、我を知る者は、それ天かとの玉へり、

孔子作春秋、

春秋は、もと魯の史官世事を記したる書なり、孔子帝王の道をいだき、大いに世に行ひ民をすくはんと期し玉ひて、天下を周還し玉へども、これを用る君なかりしかば、衛より魯にかへりて、經典をたゞし、敎を後世にたれ玉ふ、しかるに又麟出て時ならざるに感して、いよ〳〵王法のすたれゆくことをなげき玉ふによりて、魯の史記をとりてこれを筆削し、天子の賞罰を明にして、百王の大法を立玉ふ、この故に、其書魯の隱公の世に、平王東にうつりて、周の道をとろへたる時にはじまり、哀公十四年の、獲麟の一句にとゞまれり、蓋し王者にかはりて、世法をたゞされし故に、我を知る者は、それたゞ春秋なるべし、我を罪する者も、それたゞ春秋なるべしとの玉へること、孟子の書に見えたり、又齊の陳恒其君簡公を弑しけると聞て、即哀公につげて、これをうたんと請ひ玉ひけるも、今年なり、それ先王の敎は、詩書禮樂のみなりつるを、孔子すでにみなをさめて正し玉ふ、易は卜部の官に、つかさどりける書なるをば、孔子贊して、其精義をみがき、又春秋を作りて、王法を存す、學者此六經を、うけつたへし故に、後世の道學、孔子の敎によりて、大いにそなはれり、

明年辛酉、子路死於衛、

衛の世子蒯聵、外よりをし入り、國の執政孔悝をとらへて、己を立んとちかはしむ、時に子路孔悝が邑宰たり、これを聞てはせ來り、孔悝をすくはんとして、うたれけり、

十六年壬戌四月己丑孔子卒、年七十三、

歷術によりて考れば、此月には、乙丑ありて、己丑なし、乙と己と字相似て誤たると見えたり、今諸書を以て考るに孔子の卒、周の敬王四十一年魯の哀公十六年壬戌の歲、周の正四月、夏の正二月癸卯、十八日乙

あるを以て、をし知るべしと答玉ふ、又周は二代を監みて、郁々乎として文なるかな、我は周に從はんとの玉へり、

刪詩正樂、

詩は、人情の邪正を以て、風俗を觀、勸戒を示す、古詩多くつたはりけるを、孔子けづりつゞめて、只周の詩を取り、魯と商との頌を末にをきて、三百餘篇となし玉ふ、即今の毛詩、漢の毛氏が傳する所なり、樂は、帝王の德にかたどり、敎化のたすけをなす、古の樂制、そのかみ散亂したるをば、孔子考へをさめて、これを正しくし玉へり、よりて魯の太師に奏樂の法をつげ、又われ衞より魯にかへりて、然して後に樂正しく、雅頌をの〳〵其所を得たりとの玉へり、

序易彖繫象說卦文言、

易は、伏羲はしめて卦爻を畫し、文王周公ことばをつけ玉ふ、うらなひの書なり、孔子又諸傳をついでゝ、其義を明し玉ふ、彖傳象傳繫辭傳各二篇、說卦文言、その外に序卦雜卦各一篇、共に十翼と云、老の後まで、このみもてあそび玉ひて、冊のあみがは、三たびきれしかども、其理なをふかき故に、天われに今數年を借して、易まなぶことををへしかば、大いなるあやまちなかるべしとの玉へり、

弟子蓋三千焉、身通六藝者七十二人、

六藝は、六經なり、孔子の門下に、敎をうくる者、三千人に及べりといへども、其身六經の義に通ずる者は、七十二人のみなり、中にも顏回もつとも賢なりしが、短命にして死す、後に只曾參ひとり、孔子の道を傳ることを得たり、

十四年庚申、魯西狩獲麟、

哀公十四年の春、魯國の西に狩して、叔孫が下人、異獸をとりえて、うちころしけり、見しりたる者なかりしかば、不祥のことなりと思ひけるを、孔子見て是麟なりとの玉へり、それ麟のあらはるゝこと、聖王世に出玉ふ瑞應なるに、かゝるすゑの世にいで、かひなく

をか先んすべきと問ひければ、必名を正さんと答へ玉へり、

而冉求爲季氏將、與齊戰有功、康子乃召孔子、

此より終りまでは、孔子晩年魯にかへり玉ひて、六經をさため玉ふこと、並に卒し玉ひて、後までのことをしるす、魯の哀公十一年に、齊より魯をせめし時、冉求季氏が一方の大將となり、齊とあひ戰ふて、其功あり、季氏なんぢの軍法、たれに學びつると問ければ、我これを孔子に學びたりと云、これによりて、季氏孔子をよびむかへけり、

而孔子歸魯、實哀公之十一年丁巳而孔子年六十八矣、

哀公は、定公の子、定公死して位をつげり、此段の書法、孔子四方を周流して、魯にかへり玉ふ時、いたく老玉へることを、嘆きたる意あり、凡そ哀公及び康子が、孔子と問答のこと、皆此時にあり、

然魯終不能用孔子、孔子亦不求仕、

孔子をよびかへしけれども、魯の君臣、ついにこれを用ることあたはず、孔子も亦つかへを求め玉ふべき道なきによりて、則致仕し玉ふに及べり、

乃叙書傳禮記、

書傳は、古を傳る書なり帝王の政道心法をしるす、上古よりこのかた、三墳五典等の書、數多く、をぼつかなきことある故に、只唐虞より周に及ぶまでの書をついでゝ、百篇と定め玉ふ、即今の尙書なり、秦火にそこなはれて、只其なかばのこれり、禮記は、經禮三百曲禮三千の法を、記せる書なり、今の漢儒のあめる禮記にはあらず、古の禮經周禮儀禮の外、今は見えず、孔子古禮を考へ玉へども、詳ならざりし故に、只周の禮をむねとして用ひ傳へらる、是によりて、我より夏殷の禮をいへとも、杞宋の文獻しるしとするにたらずとの玉ひ、又子張今より後十世までの事、知らるべきかと問ければ、三代の禮、あひより損益する所

ゝめければ、康子かつやめて、まづ其門人冉求をよびとれり、孔子陳にいましまして、歸與の嘆ありしは、此時のことなり、

孔子如蔡及葉、

蔡は國の名、葉は、もと楚國の縣なれども、楚王其臣を封して、亦侯國の如し、凡そ孔子葉公と問答し、葉公孔子を子路に問ひけるをこたへず、又長沮桀溺に津を問ひ、篠をになふ丈人、子路を宿する等のこと、皆此時にあり、史記には、此時孔子楚の昭王の聘に應じて、ゆかんとし玉へるを、陳蔡の大夫、かこみてとゞめける故に、糧たゆることありといへども、論語とあはず、蓋し孔子陳蔡葉楚の間をへ玉へること、すべて四ケ年ばかりにて、君臣のまじはりみなをろそかなりしゆゑに、困窮し玉へること、一次にあらず、共にこれをば、陳蔡の間のくるしみと云なるべし、

楚昭王將以書社地封孔子、令尹子西不可、乃止、

史記の本文に、書社地七百里とあり、其義は、明ならず、一説には二十五家を一里として一社をたて、其人名を籍に書す、是七百社の地を云なり、四方七百里にはあらずと、令尹は、楚の上卿、政をとる官なり、子西は、其名なり、楚王の聘によりて、孔子ゆき玉へば、即孔子を一方の地に封じて、諸侯の如くにせんとしけるを、子西さゝへて其事やみぬ、此比楚の狂者接輿が歌あり、

又反乎衞、時靈公已卒、衞君輒欲得孔子爲政、

はじめ靈公の世子蒯聵南子をにくみて、殺さんとしけるに、事ならずして、いでわしる、公死して後、南子蒯聵が弟公子郢を立んとしつれども、郢辭してたゝず、こゝにをいて、蒯聵が子輒を立てゝ父をふせがしむ、國人輒にくみする者多し、輒孔子を手にをきて、政をせんと、ねがへるによりて、門人孔子のこれを許し玉はんや否の疑あり、此時孔子魯衞の政は兄弟なりとの玉ひしことあり、又冉求季衞の君をたすけんやと、子貢に問ひければ、子貢伯夷叔齊を孔子にとひて、此事をこゝろむ、又子路衞の政をせば、何事

孔子たび〳〵衛に居玉へども、靈公ついに用ること あたはず、

晋趙氏家臣佛肸、以中牟畔、召孔子、孔子欲往亦不果、

趙氏は、即趙簡子、晋の世卿なり、中牟は、其私邑、佛肸は、邑宰なり、孔子佛肸がよぶに應ぜんとし玉へども、亦ゆくことを果さずしてやみ玉ふ、此時も、子路其ゆかんとし玉ふをとゞめしかば、孔子みがけどもうすらかず、涅にすれどもくろまずと云の答あり、又孔子衛に居て磬をうち玉ひければ、蕢をになふ隱者これを聞て、評じける事あり、

將西見趙簡子、至河而反、

晋の趙簡子、聘禮を孔子につかはしければ、孔子西の方晋にゆきて簡子にあはんとし玉ふ、しかる處に、河水のほとりに至り玉ふ時、簡子其國の賢大夫を殺しけると聞て、即ひきかへしてかへり玉ふ、

又主蘧伯玉家、

衛に反りて、又伯玉がもとに居玉ふ、

靈公問陳、不對而行、

靈公孔子を用ひざるのみならず、却て軍陣の法をとはれしかば、孔子俎豆のことは則嘗てこれを聞けり、軍旅の事はいまだこれを學はずとの玉ひて、其明日衛を去り玉ふ、

復如陳、

孔子衛を去り玉ふこと急にして、何の用意もなかりければ、陳にいまして糧たえたり、從者つかれてたつことあたはず、子路いかりまみえて、君子も亦窮することありやの問あり、又子貢に一貫をつげ玉ふことあり、

季桓子卒、遺言謂康子、必召孔子、其臣止之、康子乃召冉求、

季桓子死する時に、其子季康子に遺言して、必孔子をよびかへせと云けるを、其臣公之魚と云者これをと

御す、顔刻後に孔子の弟子となる、今孔子匡をとをり玉ふ時に、顔刻又御たり、さきに陽虎と共に、かしこより入りけるとて、むちをあげて、其道をさし示したるを、匡人顔刻を見しり、又孔子のかたち、陽虎に似たりしかば、すは又陽虎が來れるとて、孔子をとりまきてやらず、五日をへてときたり、此時顔淵あとにをくれけるが、をひつきたる時に、孔子顔淵の詞あり、又その難にあひたる時、ともの諸弟子、孔子のためにをそれしかば、文王すでに沒ぬれども、文こゝにあらずやの語を以て、其をそれをゆるべ玉へり、

既解還衛、主蘧伯玉家、

伯玉は、衛の賢大夫なり、

見南子、

南子は、靈公の夫人なり、古の禮、諸侯にまみゆる者は、亦其夫人にもあふことあり、南子此禮を以て、孔子にあはんと請ふ、孔子辭し玉へども、やむことを得ずしてあひ玉ふ、南子簾中にて答拜せり、しかるに南子は淫行の婦人なるを以て、子路此事をよろこひず、孔子われすまじきことをせば、天にすてらるべしと、子路がためにちかひ玉ふ、又靈公南子と同車して、次の車に孔子をのせて、市まちをとをれり、孔子これをにくみて、我いまだ德を好むこと、色を好むが如くなる者を見ずとの玉へり、

去適宋、司馬桓魋欲殺之、

孔子衛を去て宋にゆく、宋の司馬向魋孔子にうらみありて、これを殺さんとす、向魋が先、宋の桓公より出たるによりて、亦桓氏をも稱せり、此時弟子亦をそれしかば、孔子天われに此德を生しつれば、桓魋それ我をいかんと、の玉ひて其をそれをとき玉ふ、されど、此害をさけんために、賤者の服をきて、ひそかに宋をのき玉ふこと、孟子の書に見えたり、

又去適陳、主司城貞子家、

貞子は、もと宋の卿なり、宋にては、司空を司城と云、此時は、陳侯の臣となり居けれども、なを其舊爵を稱せり、

居三歲而反于衛、靈公不能用、

少正卯は、魯の大夫、國政をみだりつる者なり、孔子相の事を行ひ玉ふこと七日にして、即これを誅し、其かばねを、三日朝にさらせり、此の事荀子が書に出たるをこゝにとれり、

與聞國政三月、魯國大治、

國政を聞くにあづかりて、議定し玉へること、季桓子これにしたがひて、行はれしかば、三月の間に、國風大いにかはりて、治平の驗、すみやかに見えたり、

齊人歸女樂以沮之、

女樂とは、美女をあつめて、歌舞するを云、沮は、とゞむるなり、齊人いよ〳〵魯ををそれ、女樂をしたて、魯にをくりて、孔子を用ることを、さゝへとゞむ、

季桓子受之、

季桓子女樂をうけて、魯君と共にこれを見ること三日、朝政をすてたり、

郊又不致膰俎於大夫、孔子行、

郊は、祭の名、郊外にて、天地を祭ることなり、膰は、祭肉のをろし、ひほろぎと云なり、禮をはりて後、祭にあづかれる大夫のもとへ、膰の俎ををくり致すこと、これ禮のつねなり、此時南郊の祭は、をこなはれしかども、女樂にをぼれて、これををくらず、孔子の方へも、膰いたらざりければ、即官をすてゝ、國を去り玉ふ、其義は孟子の書に詳なり、

適衞、主於子路妻兄顏濁鄒家、

此より爲政と云までは、孔子諸國をへめぐりて、道を行ひ、世をすくはんとし玉へることをしるす、主とは、其人を主人として、其家に客たることを云、此時衞の靈公孔子を尊び、禮をあつうしてもてなされしかば、孔子しばらく逗留し玉へり、

適陳過匡、匡人以爲陽虎而拘之、

匡は、宋國の邑の名なり、これよりさきに、魯の陽虎匡に入て、暴虐をなす、時に陽虎が臣顏刻と云者車を

す、これを以て魯侯ををびやかして、思ふまゝにせんとす、孔子すゝみ出て、其非禮を正されしかば、齊侯をそれて、其樂をしとゞむ、穀梁傳には、此つぎに、齊より、又淫樂を奏しけるを、孔子その君をまどはす罪をせめて、即樂人を誅せられしとあり、

齊人歸魯侵地、

齊侯國にかへりて後、それよりさきに、魯を侵てとりたる、汶陽の地をかへしいれて、會にての過を謝したり、

十二年癸卯、使仲由爲季氏宰、墮三都、收其甲兵、

仲由は、子路なり、三都は、三家の私邑、季孫が費、叔孫が郈、孟孫が成をさす、甲は、よろひ、兵は、刄ある物なり、これよりさきに、季孫叔孫が臣、たび〳〵其邑によりて、そむきければ、これをうれへて、孔子にはかりとふ、孔子答ての玉はく、是かた〴〵の私邑、城がまへ大いにして、武具多きが故なりと、季氏げにもと思ひて、城をこぼたんとす、是孔子三家をゝさへて、君の勢をはらんとの謀なり、則又君にまうして、子路をば季氏が宰となし、三家の城をこぼちて、其甲兵をとりをさめしむ、叔氏まづ郈をこぼちて、次に季氏費をこぼてり、

孟氏不肯墮成圍之不克、

孟氏成をこぼつことを同心せず、定公成をとりまきて、こぼたんとせられしかども、えしをほせずしてやめり、是孟氏孔子のはかりごとをさとりて、季叔にも亦心をつけたるによりて、其事とげざりしなり、されども春秋の月を以て考れば、成をかこむは、孔子すでに魯を去り玉ふ後のことなり、

十四年乙巳、孔子年五十六、攝行相事、

相は、國の宰相として、政務をつかさどる職なり、是孔子司寇の官を以て、相の事をば、かね行へり、

誅少正卯、

公山は氏、不狃は名、亦季氏が臣なり、以ては、ひきゐてなり、不狃季氏が本領費邑の奉行なりけるが、其所の人民をひきしたがへ、季氏にそむきて、たてゞきけり、

召孔子、欲往而卒不行、

不狃孔子をよびて、わがかたうどにせんとす、孔子はじめはゆかんとし玉へども、ついにゆき玉はず、其義は陽貨の篇の本章に見えたり、此時子路孔子のゆかんとし玉ふをとゞめしかば、もし今我を用る者あらば、東方より周の道ををこさんをとの玉へり、

定公以孔子爲中都宰、

中都は、魯の邑の名、宰は、奉行なり、是よりさきに、陽虎三家をはらひのけて、我ひとり政をとらんとす、三家これをきゝて、陽虎とたゝかふ、陽虎まけてにげ去る、これによりて、季桓子政をとりをこなふ、孔子も出つかへて、中都を治め玉ふ、

一年四方則之、

一年の間に、中都大いに治まり、風俗よくあらたまりしかば、四方の政をする者、皆これを法則とす、

遂爲司空、

司徒司馬司空は、諸侯の三卿なり、司空は、田地をわり、人民をすえ、凡そ造作の事をつかさどる、唐の工部尚書、此方の宮内卿なり、

又爲大司寇、

司寇も、司空の兼官なり、刑罰をつかさどる、今の刑部なり、官に大小あり、

十年辛丑、相定公會齊侯于夾谷、

相とは、君をたすけて、禮をつかさどる役なり、會は、兩國の君、よしみを合する會盟なり、夾谷は、魯の地の名、齊侯魯に孔子を用ひ、其國つよくなることをいみて、此會をもよほし、魯侯をとらへんとはかれり、會のはじまる時、齊より夷狄の樂を出して、劔戟を舞

爲高昭子家臣、以通乎景公、

孔子齊の卿高昭子が家臣となる、これを以て、時の君景公にも通じてあひ玉ふ、景公政を孔子に問ふ、又齊にいまして韶の樂をきゝ玉ふも、此時のことなり、

公欲封以尼谿之田、

景公孔子を尊びて、尼谿と云所の田地を領分として、孔子を封ぜんとす、

晏嬰不可公惑之、

晏嬰は、齊の大夫晏平仲なり、孔子の封爵を、同心せずして、さゝへとめければ、景公まどひて、其の事をとげず、魯の季孫ほどには、及びがたし、季孫孟孫が間を以て、孔子をかゝへをかんといひ、又我老たり、用ることあたはじといへるは、此時なり、

孔子遂行、反乎魯、

齊にても道をこなはれざる故に、たち去て魯に反り玉ふ、

定公元年壬辰、孔子年四十三、

而季氏强僭

定公は、昭公の弟なり、昭公齊にて死せられし故に、魯人定公を立て君とす、季平子いよ／＼勢强なりて、君の權を僣へり、僣ふとは、上ををかす義なり、

其臣陽虎作亂專政、

陽虎は、即陽貨なり、季平子死して、季桓子が時に、其家臣陽虎、又亂をゝこし、桓子をとりこめをきて、國政をわがまゝにす、

故孔子不仕而退、修詩書禮樂、

弟子彌衆、

陽虎が亂によりて、孔子朝につかへずして、家に退きをり、詩書の文、禮樂の法を、をさめたゞして、弟子にさづけさせ玉ふ、これによりて、弟子いよ／＼多し、

九年庚子、孔子年五十一、公山不狃以費畔季氏、

木柴薪等をつかさどる官の名なり、料は、物料なり、事にあて用る所の物を云、量は、ますなり、平なりとは、物かずも、ますかずも皆平均にて、たがはざるなり、

爲司職吏、畜蕃息、

司職吏とは、祭の牲に用ひ、又は車をかくる、牛を飼ふ奉行なり、畜は即牛をさす、蕃息とは、蕃はしげく、息は生ずる義なり、畜のかひやうよき故に、數多くなりて、用にことかけぬぞ、右二職は、孔子わかゝりし時、家貧なる故に、いでつかへ玉ふ、小官微祿なれどもあなどり玉はざるによりて、皆よくとゝのへるなり、

適周問禮於老子、

周は、そのかみの王畿なり、老子は、即老聃、周の柱下史と云官にて、文庫をつかさどり、禮文をよく知る人なるによりて、これにつきまなび玉ふ、こゝに老子とはいへども道德經をつくりたる李耳にてはなしと云説あり、是孔子三十歳以上、師友を四方に求めて、博くまなび玉ふ時の事なり、

既反、而弟子益進、

魯に反り玉ひて後、其道いよ〳〵尊かりしかば、弟子信從して、すゝみ來る者、ます〳〵多かりき、

昭公二十五年甲申、孔子年三十五而昭公奔齊、

此記の例、孔子他國より魯に反り玉ふ時は、其年數をしるす、もし公羊傳による時は、皆一年づゝくはへてとるべし、然れば是も實は孔子年三十六の時なり、此より下の年紀も皆かくの如し、昭公は、襄公の子なり、其時魯の卿季平子罪を得たり、昭公いくさをひきゐてこれをうつ、平子孟孫叔孫と、三家一味になりて、共に昭公をせむ、昭公まけて、齊ににげたり、

魯亂、於是適齊、

魯の三家の亂によりて、孔子も魯を出で、齊にゆき玉ふ、

じめて魯にうつりて、陬人となれり、孔子は金父六代の孫、微子よりは十五世なり、

父叔梁紇、

叔梁は字、紇は名、魯大夫として、陬邑の奉行なり、

母顔氏、

名は徵在、

以魯襄公二十二年庚戌之歳十一月庚子、生孔子於魯昌平鄕陬邑、

孔子の生年、春秋公羊穀梁二傳には、皆襄公二十一年とあり、史記は春秋の月、夏の正月を改ずして、只十一月を歳首とすると云説にまどひて、其歳の末と十二月を明年に入る、孔子は十一月の生れなる故に、二十二年と記せり、されど史記には、年ばかりにて月日を記さず、朱子公羊傳の月日を以てこれを補ひ、其年はしばらく史記の舊文のまゝにて、改られぬなり、又暦法を以て考れば、此十一月に庚子の日なし、本是十二月なるを、轉寫の誤れると見えたり、今諸書によりて通考すれば、孔子の生實に周の靈王二十年、魯の襄公二十一年、己酉の歳、周正の十二月、夏正の十月乙亥、二十二日庚子なり、本朝綏靖天皇三十年にあたれり、魯の陬邑は、今の山東省兗州府泗水縣の地なり、

爲兒嬉戲、常陳俎豆設禮容、

此より孔子行と云までは、孔子をさなだちより、成長して魯につかへ玉ふ、始終のことをしるす、爲兒とは五六歳ばかりの時を云、嬉戲とは、あそびたはぶるゝなり、俎豆は、みな祭禮に用る器、俎は、牲をのするつくゑ、豆は、食をもる者、即今の豆子の類、設とは、ほどこしをこなふ義なり、禮容は、禮の儀節、身の容貌なり、孔子兒たりし時のあそびことに、祭禮をまねびて俎豆をつらねをき、禮容をまふけほどこし玉ふ、

及長爲委吏、料量平、

此下二節は、孔子二十歳以上、すでに、奉公し玉へる時なり、委吏とは、野外よりをさめいるゝ倉かた、材

論語示蒙句解

中村惕齋講述

論語序說、

論とは、えらびついづる義なり、孔子の門流の人、孔子幷に諸弟子の語を、えらびつらねて、論語と名づく、朱子此書に注せられたる時に、孔子一代の履歴と、諸儒の此書を論じたる說をしるして、序說とす、蓋此書の序とすべき說を、とりあつめて、いまだ其文をなさゞるが故なるべし、

○史記世家曰、

史は、事をしるす書なり、漢の司馬遷、五帝の時より、漢までの事を記錄して、史記と名づく、其例天子の傳を本紀と云、諸侯の傳を世家と云、其外を皆列傳と云、世家とは、其家世々うけつたへて、國をたもてばなり、孔子は諸侯にあらざれども、其德さかんにして、子孫にも賢者多き故に、これをたつとび、列傳に入れずして、世家につらねしなり、

孔子名丘、字仲尼、

此より陬邑と云までは、孔子の氏族出生のことをしるす、凡そ人の名は、生れし初に、父のなづくる所、字は元服する時に、加冠の人これに命ず、孔子は仲子なる故に仲と稱せり、

其先宋人、

周の武王紂をうちて後、紂か庶兄微子啓を、宋國に封じて、殷のあとをつがしめ玉ふ、其後五代襄公の子弗父何よりわかれて、世々宋の卿となる、何が玄孫孔父嘉、宋公と親つくる故に、別に宗族を立て、孔を以て氏とす嘉宋の華氏が難におひしより、其子木金父は

論語示蒙句解目次

愼獨して、中和を致し、天地位し、萬物育はるゝの大功に至る、此章を一篇の要を擧ぐと云は、己か爲にし、內にむかふ、初學の淺き工夫より、漸々に深く入りて、聲もなく臭もなきの妙處に至る、首章、一篇の指をかねくゝりて、のこす所なし、此章は一篇の指をとりをさめて、亦のこす所なし、始末兩章の意、實に相表裏する者なり、

其反覆丁寧示人之意、至深切矣、

反覆丁寧の義、前に見えたり、深切は、ふかくたしかなり、始末兩章の示す所、かくの如くなり、

學者其可不盡心乎、

中庸示蒙句解終

これは詩の大雅文王の篇の詞、載とは、道と云義なり、詩の云意、天道は聲も臭もなくして、法になりがたし、たゞ文王を法とすれば、即これ天道なる故に、人みなこれを信ずと、こゝには只聲もなく臭もなきの詞をとりて云く、聲臭の二つは、氣ありて形なし、その物たる最微妙なり、而るをこれさへなしと云時は、只これのみ不顯の德の至りなりと、されども上三つの詩は、只これ不顯の德を、くりかへし贊嘆するばかりなり、此三等を歷て後はしめて其妙處に至ると云にあらず、

右第三十三章、子思因前章極致之言、反求其本、

極致の言とは、聖人天道の極處に、極め致すの言をさす、本とは、初と云が如し、極致の處より、引き反りて、初學のことを、たづねもとめてとなり、

復自下學爲己謹獨之事、推而言之、以馴致乎篤恭而天下平之盛、

復は、ふたゝびと云義なり、馴致とは、馴はなるゝなり、なれはじむるより、漸々になれそみて、極處にきはめ致すことを云、下學する者の己が爲にし、獨をつゝしむは、即本としてはじむる處なり、これより推し去り、いひたてゝ、漸々に馴致し、篤恭して天下平なるの盛なる地位に至る、これは、上達のことなり、下學上達とは、下人事を學ぶによりて、をのづから上天德に達するを云なり、

又贊其妙至於無聲無臭而後已焉、

又上達の微妙を贊美して、聲もなく臭もなしと云に、きはめ至りて後にやむ、

蓋擧一篇之要而約言之、

要は、簡要、約は、つゞむるなり、首章を一篇の體要と云は、内天命の本原より、外にとき出し、戒

して云、天子不顯の德あれば、諸侯法にとりて、これに倣ふとなり、

是故君子、篤恭而天下平、

これ亦詩意をうけて、これをのぶ、篤恭は、あつくつゝしむなり、心をざまり、内にむかひて、恭敬外にあらはれず、即これ不顯の德なり、諸侯みな其德に化するを以て、萬民に及び、天下平なるに至るなり、蓋し上文の民勸め、民威るゝも、敬すでに深くして、效亦遠し、これは其敬いよ〳〵深くして、其效いよ〳〵遠し、これ聖人の至德、靜深微妙なるに、自然の應驗ある所、即中庸の功を致せる至極處なり、以上五つの詩を引きつらねたる意は、始學より成德に至るまで、疎密淺深の次第なり、

詩云、予懷明德、不大聲以色、

詩は、大雅皇矣の篇の詞、明德は、文王の德をさして云、聲は、號令、色は、威儀なり、詩人天帝の文王につげ玉ふ詞をつくりて云く、われなんぢの内に明德を深くして、外に號令威儀を大いにせざることをば、心にかけてわすれずと、これを引て、上文の顯れざる德の意を明す、

子曰、聲色之於以化民、末也、

子思又夫子平日の語を引て云く、號令威儀をつゝしむは、民を敎化することなりといへども、これは抑その末なることにして、其本とする所は德にありと、然れば今たゞ聲色を大いにせずと云のみなるは、なほ聲色と云者あり、これいまだ不顯の妙處を、擬するに足らざるぞと、

詩云、德輶如毛、

詩は大雅烝民の篇の詞、これ德の輕細玄微なることを、毛にたとふ、これは不顯の妙を擬するにちかし、

毛猶有倫、

子思又云く、詩に毛の如しといへば、なを比してたくらぶべき者あり、然ればこれも亦いまだ其妙をつくさずと、

上天之載、無聲無臭、至矣、

幾を省察して、その私に克つのみにあらず、常々戒愼して、存養の工夫、間斷なかるべしとなり、一說に、屋漏に、愧ぢざれとは、其時目前にある所をとりて云、立つ時は影にはづることなかれ、寐には衾にはづることなかれと云意の如しと、

故君子不動而敬、不言而信、

詩意をうけて云、この故に君子は、動作の時恭敬し、言語の上に忠信あるのみにあらず、動かざる時にも亦敬し、ものいはざる時にも亦信あり、これ即首章の睹ざるにも戒愼し、聞かざるにも恐懼すと云意と同じ、これ存養の工夫なり、こゝに至りて、君子己が爲にするの功、ます〳〵精密なるによりて、下文に其效をあはせて、これをとく、○首章に存養を先にして、省察を後にするは、天命の本原より、とき出すによりて、內より外に及ふ、こゝに省察を先にして、存養を後にするは、下學の立心より、ときをこすによりて、疎よりして密に入るなり、

詩曰、奏假無言、時靡有爭、

詩は、商頌烈祖の篇の詞、假は、格と同じ、至るなり神の來格を云、これ云意は、君子祭祀にのぞみすゝみまいりて、神明を感格するの時、誠敬をきはめて、言說あることなし、されども祭を助くる人、みなこれに化して相爭ひ、そむきもとるの失禮なしと、

是故君子不賞而民勸、不怒而民威於鈇鉞、

鈇は、なた、鉞は、をの、みな死刑を行ふの具なり、これ詩意をうけて云、君子自修るの效、上に云如くなるによりて、勸賞を行はざれと、民上の事につとむ、怒らざれとも、其命に服して、鈇鉞を見るよりも、これをおそると、

詩曰、不顯惟德、百辟其刑之、

詩は周頌烈文の篇の詞、これ文武をほむるの詩なり、不顯は、もと前章の於乎不顯と、同じ義なりといへども、こゝには借り引きて、おくふかくして、はるかにとをき意とす、百辟とは、辟はきみなり、諸侯をさ

すでに己が爲にするの心ありて、又よく此三つの者を知る時は、則そのつゝしみどころを知るによりて、此人とは、共に德を成す道に、入らるべきぞ、この故に、下の段に獨をつゝしむことを、詳にとく、此より下、八たび詩を引く、其意次第に緊切也、

詩云、潜雖伏矣、亦孔之昭、

此より下二段上文德に入ると云をうけて、獨をつゝしむの工夫をとく、これ德に入ることの、最緊要なる處なればなり、詩は、小雅正月の篇の詞、云意は魚沼にありて、しづみひそまりたるは、かくれたるやうなりといへども、水すきとをりて、人の見ること、はなはだ昭なりと、これを以て、隱れたるよりも著れたるはなし、微きなるよりも顯なるはなしと云の意を明す、

故君子內省不疚、無惡於志、

君子はつねに內にむかひ省察して、わづかに私意あれば、則克ちのぞき、みづからやましからずして、心志にはぢにくむべきことなからしむ、これ即獨を愼む者の、自欺くことを禁止して、自慊くするの工夫也、

君子之所不可及者、唯人之所不見乎、

衆人にかはりて、君子の及ばれざる所の者は、それたゞ人の見ざる所にをいて、內に省るの工夫を用る上にありと、これ上段の意を詠嘆する詞なり、

詩云、相在爾室、尙不愧于屋漏、

詩は、大雅抑の篇の詞、これ衞の武公みづから詩を作り、瞽者をして常に誦して、己をいましめさせられしことなり、爾とは、瞽者より武公をさす詞、室は、をくのまなり、屋漏とは、室の西北の隅を云、その屋の邊に、日光の漏れ入る、まどあればなり、云意は、今みれば爾の室にをれり、その屋漏の、人なくして、をくふかき處に居ればとて、しばらくも戒愼恐懼に、をこたるの愧なからんことを、こひねがへど、蓋し念頭事

外に一分をませば、必内に一分を減ず、よりて其德日々にほろぶるなり、

君子之道、淡而不厭、

此より下三句は、上の闇然として自修るの君子、その德日々に章なることを嘆美す、此君子の氣象、さしよりには淡薄にして、このましきこともなきやうなりといへども、とり入る時は、いつまでも、あきいとはざる味あり、

簡而文、

威儀容貌を、かざりつくろはずして、簡略なるやうなりといへども、德光をほはれずして、自然の文彩見つべき所あり、

溫而理、

外にまじはる所、溫厚にして、えりわくことなきやうなりといへども、其內井々として、條理のみだれざる所あり、これ皆外には絅をくはふれども、內には錦の美あるが故なり、

知遠之近、

此より下三句は、人實に己が爲にするの心あれば、必善惡のきざしを、つゝしむことを知て德に入ること の得やすきことを云、遠しとは、かしこにまじはる所の者をさす、近しとは、こゝにある己が身云、かれが己に從ふと、從はざるは、わが身よりする道理の得失によることを知るぞ、

知風之自、

風とは、己より出でゝ、物に及ぶ所を云、風の物に加はるが如くなればなり、其よりて出る所の者は、即わが心なり、これ上に身を以て云よりは、其意きびし、

知微之顯、

これ微しきなるよりも顯なるはなしと云義と同じ、內にあること、心外にあらはるれば、これ微即顯なり、上句にかれと己とを云よりも、其意いよ〳〵きびし、

可與入德矣、

へるなり、

右第三十二章、

これ前章をうけて、大德の敦化をのべとく、亦これ天道なり、蓋經綸立本知化の類、みな源頭のことを以て、すべてとくによりて、大德の敦化とするなり、上章には至聖の德を云、此章には至誠の道を云、至誠の道至聖にあらざれば、これを知ることあたはず、至聖の德、至誠にあらざれば、これを爲ることあたはず、實は亦二物にあらざるなり、此章聖人天道の極致を云こと、こゝに至りて以てまた加ることなし、

詩曰、衣錦尚絅、惡其文之著也、

此詩の詞衛風碩人の篇、鄭風丰の篇、兩處に出でゝ、みな衣錦褧衣と作れり、褧は、絅と同じ、ひとへぎぬなり、子思此より上に、至誠の功用の妙を、とき極むるによりて、これを學ぶ人、心を高遠にはせんことを恐る、この故に、又下學の人、心を立るの始より、いひ出して、終りに又その極め處に、とき至れり、こゝにまづ詩をひき、これを釋して云く、詩に錦をきて絅をうはをそひに加ふると云は、その文彩の甚あらはなることを、にくみてぞと、古人の學、内にむかひて、實をつとむることをいはんとして、まづこれをいへり、

故君子之道、闇然而日章、

君子は、學者をさして云、道とは、その心を立る所をさす、蓋し古人の學をすること、其心を專一にして、たゞ己がためにす、この故に、外より見る時は、闇然として闇きが如し、これ絅を加るなり、されどもその内にむかひて、自修るの功やまずして、德をつむことます〳〵あつきによりて、その光色日々にあきらかにして、をほはれず、これ外には絅を加ふるといへども、内には錦をきて、華美の實あればなり、

小人之道、的然而日亡、

的とは、明なる義なり、小人は君子の立心と、うらちがひなる故に、外を明にかざりて、人をかゝやかす、

の全體にをいて、毫の人欲の僞まじはらざるを以て、天下の道、千變萬化、みなこれに由りて出づ、是これを立るなり、

知天地之化育、

聖人は、天地と共に至誠無妄なるを以て、其化育の道と默して相かなふ、これを知ると云、たゞ見聞の知のみにあらす、聖人よく人物の性を盡して、化育を賛け、天地に參るはこれ故なり、

夫焉有所倚、

上文に云所、みなこれ至誠にして妄なき、自然の功用なり、なんぞ物に倚りかゝり、賴む所ありて後に、これを能するならんや、少もよる所なくして、をのづからかくの如しとなり、

肫肫其仁、淵淵其淵、浩浩其天、

これ肫々淵々浩々の三つの疊字を以て、上三段の德の盛なることをきはめて形容す、仁淵天の三字は、上章の詞によりて出といへども、其意は各別なり、首の句は經綸のこと、云意は、その經綸の仁、肫々たりと、下の句義みな同じ、肫々は、懇至の貌、これを仁と云こと、蓋し至誠の懇切なる處、即これ仁にして、五倫の道、みな仁のことなれば也、次の句は立本のこと、淵々は、靜に深き貌、これを淵と云こと、蓋至誠の内につみたくはへて深き處、天性の本、こゝに立てばなり、末の句は知化のこと、浩々は廣大の貌、これを天と云こと、蓋し至誠のかねひたす處、ひろくして、かねつくさずと云となければなり。又其淵其天と云時は、直にその一致なることを示す、上章に如天如淵と云のみにあらざるなり、

苟固不聰明聖知達天德者、其孰能知之、

聖は、通なり、亦睿の字と義同し、達天德とは、かれこれ一致にして、へだてなきことを云、その仁義禮智の德、元亨利貞の運と、共に行はるゝの類を云、これ亦實に至聖の人のことなり、たゞ聖人のみ聖人を知ることを云、これ至誠の德の絕妙なることを賛して云

はめて、ひろくいひたつるにすぎず、人力とは、舟車をめぐらすにつきて云、凡そ血氣ある者と云も只人類を以て云なり、尊とは、其道をあがむるなり、親とは、其光をあがむるなり、此二字も、亦上の敬信悦の外にいでず、

故曰配天、

配天とは、其德の及ふ所の廣大、天の如くなることを云、然れば故曰と云は、子思の詞なり、一説にこれ前章の高明配天と云句に應ずと、

右第三十一章、

これ上章をうけて、小德の川流をとく、亦これ天道なり、蓋し天道聖道二つあらざる故に、此より下の兩章、聖人の德を以て、天の小德大德をのべとく、天を云ことは、即聖人を云所なり、又此章聰明睿智よりして、仁義禮智の目をわけ出し、溥博淵泉の發見、をの〳〵其可に當るしるしに、見はして敬し、言て信し、行て悅ぶの箇條をわく、よりて小德の川流に屬するなり、

唯天下至誠、爲能經綸天下之大經、

此爲能の二字も亦下三句をつらぬく、天下之大經とは、五品の人倫を云、經は、常なり、これを天下の大常法とする時は、天下の事、みなこれを法として、又萬世までも、常にして易へられざる所の者なり、これを經綸すとは、絲を治ることを借りて云、經とは、たてをへることとなり、綸とは、ぬきを以て、をり合すことなり、條理をわかちてみだれず、比類を合せてすきまなき義にとる、これをわかてば、父の慈、子の孝となり、これを合すれば、父子の親となる、これを分てば、君の禮、臣の忠となり、これを合すれば、君臣の義となるの類を云、蓋し聖人の德至誠無妄なるによりて、五つの人倫にをいて、各その當然の實を盡して、みな以て天下萬世の法としつべし、是これを經綸するなり、聖人を人倫の至と云もこれなり、

立天下之大本、

天下之大本は、即天命の性なり、聖人その性とする所

あきらかに、わかつなり、別とは、よしあしをよく見つくるぞ、これ智なり、睿智の智は、資質を以て云、此智は、事をはからふの智なり、

溥博淵泉、而時出之、

溥は、あまねく、博は、ひろきぞ、淵は、ふち、泉は、いづみ、これは借用の字なり、淵はそのしづかにふかき意にとる、泉は、いづみ、その本ありてつきざるの意にとる、出とは、發見の義なり、此段は、至聖の人、上文五つの徳、靜深にして本あるを以て、其內にみなつもり、發見すべき時にしたがひて、外に發見することを云、

溥博如天、淵泉如淵、

これ天と淵とを以てかの溥博淵泉のみちつもること、もとかくの如くに、きはめて盛なることを贊美す、

見而民莫不敬、

見すとは、威儀動作にあらはるゝことを云、

言而民莫不信、

言とは、號令にほどこすことを云、

行而民莫不說、

行ふとは、政事にしくことを云、此三句は、かの溥博淵泉の時に出すこと、各その可にあたるを以て、これを民にこゝろみて、かくの如くなることを云、

是以聲名洋溢乎中國、施及蠻貊、

聲名とは、ほまれなり、洋溢は、遍滿する義なり、中國は、中華、施くとは、ひろごる義なり、蠻は、南のゑびす、貊は、北のゑびす、

舟車所至、人力所通、天之所覆、地之所載、日月所照、霜露所墜、凡有血氣者莫不尊親、

首六句は、只これ夷狄のすゑまでのことをは、をしき

これ天地の道、細大かねそなへずと云所なし、その大いなりとする所の實かくの如しと、天地の道の大いなる所は、即聖人の道の大なる所なり、

右第三十章、

此章ハ天道ヲイヘリ、

唯天下至聖、爲能聰明睿知、足以有臨也、

至聖とは、聖德の至極、こゝにては聖人天子の位にある人を以て云、爲能の二字、下の四句をつらぬく、皆至聖の能する所なり、聰とは、きくことのさときを云、明とは、見ることのあきらかなるを云、睿は、思ふことの通せずと云ふことなきを云、智は、知ることの至らずと云ことなきを云、即これ生知安行の資質なり、臨むことあるに足るとは、上に居て下にのぞみ、民を治るにたれるの德あることを云、

寬裕溫柔、足以有容也、

此より下、上文臨むことあるにたれる內に就て、仁義禮智の四德をわきてとく、寬は、ゆたかなり、裕は、ゆるやかなり、溫は、をだやかなり、柔は、やはらかなり容ることは、ひろく人をうけいるることを云、これ仁なり、

發强剛毅、足以有執也、

發はをこる也、ふりたつを云、强は、つよし、立てしをれざるを云、剛は、こはし、直くしてたはまざるを云、毅は、かたくして、事にたへしのぶなり、執るとは、とりさだまりて、宰制する所あるを云、これ義なり、

齊莊中正、足以有敬也、

齊とは、心純一なり、莊とは、容端嚴なり、中は、かたをちならず、正は、よこしまならず、共に內外をかねて云、敬むとは、天理をつゝしみ、民事をつとむるなり、これ禮なり、

文理密察、足以有別也、

文は、あやありて、くらからず、理は、をちくありて、みだれず、密は、つまびらかにつぶさなり、察は、

理萬善、かねそなはらずと云ことなきを見る、皆身の内外、事の大小をかねていへり、

辟如天地之無不持載、無不覆幬、

此より下は、又天地の道を以て、聖人の德にたとふ、持載は、たもちのするなり、これ地をとく、覆幬は、皆おほふなり、これ天をとく、其たとへをとるの意は、下文に見えたり、下の段も亦同じ、

辟如四時之錯行、如日月之代明、

春夏秋冬各別にして、かはる〴〵ゆくを錯行と云、日は晝月は夜、相かはりてらすを代明と云、

萬物並育而不相害、道並行而不相悖、

此より下、上のたとへをとる意をとく、天地は萬物を覆ひ載せて、各その所を得せしむる故に、種々みな其間に並びやしなはれて、一つも相そこなふことなし、四時日月、運行變化の妙道もかれこれ並び行はれ、各そのついでにしたがひて、少しも相もとるとなし、

小德川流、大德敦化、

小德大德も天地につきて云、小德とは、全體より萬殊にわかれたる者なり、大德とは、萬殊を一本にすべたる者なり、川流とは、川の流派のすぢみち分明にして、其ゆくことやまざるを云、化とは、即川流する所の者を造化することをさす、これに敦しとは、其本盛大にして、出ることときはまりなきを云、かの並び育はれ並び行はるゝ者の、相そこなはず、相もとらざるは、これ小德の川の如くに流るゝ所なり、小德の雜はりてみだれず、逝てやまざるの間に、一つの渾淪たる者ありて、その主張となり、かの並び育はれ並び行はるゝこと出できはまりなきは、これ大德の化に敦き所也、

此天地之所以爲大也、

これより下、詩を引て上段の意を賛美す、詩は、周頌振鷺の篇の詞、此二句、君子當時後世の法則となりて、華夏夷狄に安じしたはるゝの意に應ず、

庶幾夙夜以永終譽、

庶幾は、ちかゝらんと云詞、夙夜は朝夕なり、上文をうけて云、かくの如くなる時は、あけくれ人によみんせられて、今のほまれをすえながく、とげをふるにちかゝるべしとなり、

君子未有不如此而蚤有譽於天下者也、

これ子思の言なり、不如此の此の字は、上文の本諸身と云より以下六つの者をさして云、蚤くとは、先と云義なり、かくの如くなる實なくして、まづ天下にほまれあることは、いまだかつてあらずとなり、

右第二十九章、

此章も亦人道をいへり、蓋し章内に、聖人の地位を云ことあるは、君子の法とする所にして、大意は制作をつゝしんで、人事をつくす上にあるを以て、亦人道とするなり、又上章は下位にある者より云を以て、其重きこと位にあり、此章は上位にある者より云を以て、其重きこと德にあり、

仲尼祖述堯舜、憲章文武、

憲は、法、章は、あらはすなり、孔子の聖、遠くは堯舜を祖師として、その道徳をつたへ述べ、近くは文武を成法として、その典則をあらはしひろむ、

上律天時、下襲水土、

天時は、四時なり、水土は地なり、此四字は天地のことを借りて、聖人の道に用ふ、律るとは、法律の如くにして、分毫もそむかざるなり、襲るとは、もと衣をかさぬるの稱、こゝにはよりそひて、相たがはざるの義にとる、蓋し聖人時にしたがひ變易して、各その可にあたること、これ天時自然の運にのつとる所なり、その遇ふ所にしたがひて、これに安んぜすと云ことなきは、これ水土一定の理による所なり、此二段すべて夫子の群聖の大成を集め、天地と其德を合せて、衆

今の制をこゝにたてゝ天と地と三つを相むかへて見るに、彼道理とそむきもとる所なし、

質諸鬼神而無疑、

鬼神は、天地の功用造化の迹、これ天地の中より、ぬき出していへり、鬼神の德、幽にしてあらはならずといへども、制作の變通損益の宜き所、其理と相たゞして、疑ふ所なし、

百世以俟聖人而不惑、

制作の善、みづから信ずる所ある故に、只當世のみにあらず、又これを以て百世の後、聖人ふたゝび出る時をまちても、いかゞあらんと、惑ふ所なし、

質諸鬼神而無疑、知天也、百世以俟聖人而不惑、知人也、

此段上文の中に就て、最知りがたきこと兩端をあげて、これを賛美す、天を知り、人を知るとは、よく其理を知るを云、疑ひ惑ふのうらなり、よく人を知る時は、即亦天を知る、其實は兩項あるにあらず、

是故君子動而世爲天下道、行而世爲天下法、言而世爲天下則、

是故とは、上の天を知り、人を知るをうけて云、三句一頭兩脚なり、下の言行は、上の動の字をわけて云、法則は上の道字をわけて云、行は迹ある故に、以て法式とすべし、言は據ある故に以て準則とすべし、而して其行ふ所、言ふ所、上にうけ來れば、三重にはづれずといへども、語の意はひろくかねたり、

遠之則有望、近之則不厭、

遠しとは、夷狄をさす、近しとは、華夏をさす、遠きは、其澤のひろく及ぶを悦ぶによりて、くはだて望んで、これをしたふ、近きは其德の常あるに習るを以て、安んじ居りて、これを厭はず、

詩曰、在彼無惡、在此無射、

不信民弗從、

此より下は、三典をもきことなるによりて、もし位あり、徳ある人、時にとりて、作りたてられたるにあらざれば、行はれざることを云、上焉者とは、時王より以前、夏商等の禮典をさす、その制作よしといへども、今徵とするに足るほどのことなし、徵なければ、民の信をとるにたらず、信あらざれば、民あなどりて、これにしたがはず、

下焉者雖善不尊、不尊不信、不信民弗從、

下焉者とは、下位に居る者をさす、夫子の聖の如きは、制作するによしといへども、尊位に居玉はざるによりて、民亦信從せざる也、されども此は詞をまうけていへり、夫子もし民信從せば、制作し玉はんと云にあらず、又上焉者と云を、制作の上世より出る者とし、下焉者をば、制作の下位より出る者として、二つの善の字を、制作の善つくせる義にとるも亦通ず、

故君子之道、

此より下は上をうけて、三典必聖人天子の位にありて後、まさに制作の善つくすことを得と云ことを明かす、此君子は、天下に王たる人をさす、道は、即禮を議し度を制し文を考るの事なり、

本諸身、

其身の德に本づくことを云、此句最をもし、

徵諸庶民、

庶民は、もろ〱の民なり、すでに民にほどこして、その信從をこゝろみたるぞ、

考諸三王而不繆、

三王とは、夏の禹、商の湯、周の文武を云、不繆とは、たがはざる也、三王の制に考へ合せて、たがふことなし、されども時に宜しく、理に順ふことは、一々あはざれども、亦繆らずとする也、

建諸天地而不悖、

じ、一つの亦の字を見て、意の重きこと、此段にあることを知るべし、凡そ禮樂作ることとは、必聖人天子の位にいまして、これを得る也、

子曰、吾說夏禮、杞不足徵也、

杞は、國の名、夏禹の後孫これに封ぜらる、夫子三代の禮をかね學べり、この故に、よく夏の禮をとく、されども年代久きを以て、杞國の記錄と、その賢者のしる所と、みな以て證據とするにたらず、しるしなければ人これを信ぜず、

吾學殷禮、有宋存焉、

宋は、殷湯の後孫封ぜらるゝの國なり、云意は、われ又かつて殷の禮を學び、宋國にも其禮ののこりて存せる者あり、されども亦當世の法にあらずと、

吾學周禮、今用之、吾從周、

周の禮は、時王の制にして、今世の用る所なれば、吾は周禮に從はんと、蓋し夫子其德ありといへども、其位なきによりて、禮樂作り玉はざるのみならず、古禮をひろく學び知るといへども、たゞ當時の禮に從へり、子思此語を引て、今の世に居る者、敢て古の道に反らざるの意を明せり、

右第二十八章、

此章も亦人道をいへり、

王天下有三重焉、其寡過矣乎、

此章は、上章をうけて、前章の上に居て驕らずと云の意をのべとく、三重とは、即禮を議し、度を制し、文を考ることをさす、此三つの者は王政のあづかる所重きことなる故に、重典としてたゞ天子のみ、これを行ふことを得たり、其とは、必とするの詞、過とは、人民の過を云、蓋しよく三重典をたて定る時は、國々の君、其政を異にせず家々の人、其俗を殊にせずして、分をこえ、私をいるゝ所なし、よりて過をなし咎を得ること、をのづからすくなし、

上焉者、雖善無徵、無徵不信、

も、又今の世に生れながら、時の禮法を守らずして、古の制度に反りてすることを、好む者あり、

如此者、栽及其身者也、

これ明哲にして、保ずる者にあらざることを云、

非天子不議禮不制度不考文、

これより下は、子思の言なり、禮とは、親疎貴賤の間、相まじはる事體の法式を云、これを議すとは、はかるなり、其よきほどをはかりなすぞ、度は、禮中の制度品節を云、これを制すとは、つくり定むるぞ、文は、文字也、これを考ふとは、校へ正して諸國を一様にするぞ、此段上をうけて云、凡そこれらは、只天子たる人の事にして、下に居る賤民の、得てせざる所なりと、

今天下車同軌、書同文、行同倫、

今とは、子思當時を以て云、軌とは、車輪の迹のひろさを云、周の制車の廣さ六尺六寸にして、その轍迹みな同じ、これ天下度同くするなり、書同文とは、物にかきしるす文字、一様なるを云、これ天下文を同くするなり、行とは、人の行ふ所、倫とは、ついでなり、即親疎貴賤の相まじはる事體に、その次第あることを云、此段上をうけて云、この故に今の世、此三つの者天下一統にして、時王の制にそむかずと、

雖有其位、苟無其德、不敢作禮樂焉、

其位とは、禮樂作るの位、これ天子をさす、其德とは、禮樂作るの德、これ聖人をさす、禮樂を云時は、上の度文も亦その中にあり、此段上の愚にして自用るの句に應ず、蓋し天子といへども、聖德あるにあらざれば、敢て禮樂を制せず、その敢てせざること、栽身に及ばんことを恐れてなり、

雖有其德、苟無其位、亦不敢作禮樂焉、

此段賤しうして自專にするの句に應ず、句義上に同

ざるなり、

國有道、其言足以興、國無道、其默足以容、

國道ありて治まれる世には、其いひたつる所の言、與り出て爲ることあるに足れり、國道なくて亂れたる世には、ものいはず默して、身を容る所あるに足れり、これ道あると道なきとを以て、凡そ遇ふ所の時をつくす、もの言は、すゝみいで、いさみなすの類、みな是なり、默すは、ひきしりぞき、かくれひそまるの類、みな是なり二つの不の字、其みづから主張する所ありて、ながれをぼれ、まけしたがふにあらざることを見る、二つの足の字、其旁につみたくはへたる道德あることを見る、

詩曰、既明且哲、以保其身、其此之謂與、

詩は大雅烝民の篇の詞、明なりとは、理に明なるを云、哲しとは、事につまびらかなるを云、保ずとは、上下治亂共に安きを云、此とは、上下治亂みな宜きを云、

右第二十七章、

此章は人道をいへり、

子曰、愚而好自用、

此章は、上章をうけて、其下となりて、そむかざるの意をのべとく、愚とは、聖人にあらざる者を通じて云、自用ふとは、わが私智を、はたらかすことなり、此句夫子の意は、下二句とひとしけれども、子思こゝに引ては、其意かろし、

賤而好自專、

賤しとは、天子にあらざる者を通じて云、自專にすとは、上の法令にはづれて、わがまゝに制作することあるを云、

生乎今之世、反古之道、

道とは、制度の類をさす、賤者自專にせずといへど

なることを盡して、毫釐のたがひなからしむべし、此二つの者も、亦大と細と、相たすけ相なすの義あり、下三句みなこれに倣ひて見るべし、

極高明而道中庸、

極高明とは存心の類、それ人心の體、もと高明なり、一つも私欲にわづらはさるゝことあれば、則くだりけがるゝによりて、必私欲に克て、高明の量を極めつくすへし、道中庸とは、致知の類、蓋し事の處置、ひとかたにをちやすき事あるによりて、これを處すること、必中庸をえらびて、毫釐の過不及なからしむべし、

温故而知新、

温故とは、存心の類、温はもと燖温の義なり、すでに煮とゝのへたる食の、一たび冷たるをば、かさねてあたゝむることを云、こゝにては、故まなびてすでに知りたることを、より〳〵又これを習はして、心と理とひたりあはすることを云、知新とは、致知の類、問學にをこたらずして、日々にいまだ知らざる新きことを、會得することなり、

敦厚以崇禮、

敦厚とは、存心の類、すでに能して厚くなりたることを、ます〳〵これを敦くして、大いに成就する所あるを云、崇禮とは致知の類、禮文の繁多なるをば、漸々に講習して、そのいまだつゝしまざりしことをば、いよ〳〵これをつゝしむ、即これ禮をあがめて、崇くするのことなり、蓋し心を存するにあらざれば、よく其知を致すことなし、而して心を存する者は、又知を致さずしてかなはざることなり、よりて此五句、みな大小相たすけ、首尾相應ずるの義あり、聖賢人のために徳に入るのみちを示すこと、これより詳なるはなし、學者よろしく心を盡すべき所なり、

是故居上不驕、爲下不倍、

此より下は、上文の如くに道を修し得て、大小かねそなへたる者の、ゆくとして宜しからずと云ことなき事を云、これ上に居ると下と爲るとを以て、凡そ居る所の位をつくせり、倍かずとは、上に從ひて、そむか

のかたどるべき所、これ曲禮の細目たる者を云、其數三千條あり、これ禮の一端を以て、すべて此道の至小に入りて少き其すきまなきことをいへり、これ亦道の大なる所なり、

待其人而後行、

其人とは、聖人をさす、聖人は物の發生養育をつかさどり、經禮曲禮をなしたつる人なるによりて、必此人あることを待て後、此道はじめて行はるゝことを得たり、

故曰、苟不至德、至道不凝焉、

此故曰は、子思のわれかるがゆゑに云くなり、古語にあらず、至德とは、至極の德ある人、即聖人のことなり、至道とは、至極の道、即はじめ二段にとく所是なり、これ上の段をうらがへしいひて其理を決定す、蓋し道は即德性に率ふ所なり、この故に、必至德の人にして後に、此道まさに凝ることあり、凝るとは、あつまりてあらけず、成りてやぶれざる義なり、それ道は德にあらざれば凝らざるによりて、下の段に乃德を修ることをとく、

故君子尊德性而道問學、

此段は下四句の綱領にして、尊德性は又其本なり、德性とは、上の至德をうけて云、天命の性は即德の本體なるを以て、相つらねて德性と云なり、これを尊ぶとは、つゝしんでさゝげもち、其すたれけがれんことを恐るゝの意なり、これ敬をたもちて心を存し、道體の大いなることを極むるの工夫なり、問學とは、凡そ學ぶには、問ふを以て先とすればなり、これに道るとは、とりしたがひて、失はざる義なり、これ學をつとめて知を致し、道體の細なることを盡す工夫なり、此二つの者、即德を修めて道を凝すの大端なり、

致廣大而盡精微、

致廣大は、存心の類、それ人心の體、もと廣大なり、一つも私意にをほはるゝことあれば、即せまり小きなる故に、必私意をのぞきて、廣大の量をきはめ致すべし、盡精微は、致知の類、蓋し義理の眞妄、わきがたきことあるによりて、これをわくこと、必精詳微細

これも前詩の次の詞なり、純とは、ひたすらにして、まじりなきを云、これ文王の純一不雜の德、あきらかにして、をほはれざることを、嘆美していへるなり、

蓋曰文王之所以爲文也、

これも釋言なり、爲文とは、文王たるとぞ、句義上に同じ、

純亦不已、

詩の純の字に、やまざるの理、をのづから其中にあれども、見えがたきによりて、更に此一句を補ふ、云意は、天道至實の運やます、文王の德も、純一にして亦やまずとなり、

右第二十六章、

此章は、天道をいへり、

大哉聖人之道、

これ上章をうけて、亦道の大いなることを賛嘆す、その大いなるの實は、下二段にとけり、蓋し聖人は此道の管領なる故に、聖人の道と云、聖人行ふ所の道と云義にはあらず、

洋洋乎、發育萬物、峻極于天、

洋々乎とは、道理のいづくまでもみち〳〵て、至らずと云所なきことをかたどる詞なり、發育は、發生養育也、萬物の中に、人をもかねたり、これ天道を以て、聖道をとく、此事聖人にありては、人の愚蒙をひらきみちびき、物の發生をたすけのべ、すでに發したるをば、敎育成就し、人物をして各其所を得せしむることを云、即これ裁成輔相の道、上章の高明物を覆ひ、博厚物を載せ、悠久物をなすの功用なり、峻きこと天にいたるとは、其高大なることと、地より天に至るまで、皆これなることを云、此段すべて此道の至大をきはめて、さらに其外なきことをいへり、

優優大哉、禮儀三百、威儀三千、

優々とは、ゆたかにみち足りて、なほ餘ある意なり、禮儀とは、禮の儀制、これ經禮の大綱たる者を云、其數三百條あり、威は、禮容のをそるべき所、儀は、禮容

載華嶽而不重、振河海而不洩、萬物載焉、

一撮土とは、ひとつまどりの土なり、華嶽は五嶽の西嶽大華山、河は、黄河なり、これ地中の最大いなる者をあげて云、

今夫山、一巻石之多、及其廣大、艸木生之、禽獸居之、寶藏興焉、

一巻とは、ひとまちなり、少の處を云、寶藏とは、重寶して藏めたくはふる物、金玉の類を云、興るとは、發出する義なり、

今夫水、一勺之多、及其不測、黿鼉蛟龍魚鼈生焉、貨財殖焉、

一勺とは、ひとすくひなり、不測とは、水の多くして、きはまりなきことを云、黿は、鼈の類、大にして海に生す、鼉は、形蜥蜴に似て、大いなる者なり、蛟は、みづち、龍の類にして角なし、鼈は、かはがめなり、貨財は、珠貝の類を云、古はこれを交易のたからとする故に、貨財と云、殖るとは、もえて多くなる義なり、此二段は、山と水とを、地の中よりわけ出して云、山水は天地の間の至大なるものにして、亦その物を生ずること多きを以て也、

詩曰、維天之命、於穆不已、

此より下は、詩を引きこれを釋して聖人の德、至誠にしてやむことなきが、天と一致なることを明せり、詩は、周頌維天之命の篇の詞、天之命とは、元氣運行して、造化の主宰となる者を云、於とは、ほめなげく詞穆とは、深く遠き義なり、天ものいはず深遠にして、その運化しばらくもやむことなきは、其理至實なるが故なり、

蓋曰天之所以爲天也、

これ子思、詩を釋するの詞、天の天たる所の實かくの如くなることをいへりとぞ、

於乎不顯、文王之德之純

其爲物不貳、則其生物不測、

其爲物とは、天地の天地たると云義なり、不貳とは、純一にしてまじりなきを云、不貳なる故によく誠なり、誠なる故に亦やまずして、物を生ずることの多きこと、其然る故いかにとはかりしられぬなり、

天地之道、博也厚也、高也明也、悠也久也、

これ至誠の徳を以て、天地の道を詳にとく、蓋し聖人もとより天地と徳を合せたるによりて、前には天地の道を以て、聖人の徳を擬し、こゝには聖人の徳を以て、天地の道を語る、その差別なきが如くなることを嫌はず、地の道の博きは、その造化萬變にして、一端を以てきはむべからざるを云、その厚きは、根本ふかくして、發用きはまりなきを云、天の道高きは、其氣升降して、さはりとゞこほることなきを云、その明なるは、其光てりとをりて、くまもにごりもなきことを云、悠きと久きとは、天長く地久くして、其道萬古やむことなきを云、蓋し天地の道、誠一にして貳ならず、この故に、天は高くして又明かに、地は博くして又厚く、天地悠遠にして又常久各その盛なることをきはむ、よりて下文に云所の物を生するの用ある也、

今夫天、斯昭昭之多、及其無窮也、日月星辰繫焉、萬物覆焉、

斯とは、一處をさして云、昭々は、少き明なる義なり、辰は、玄枵星紀等の十二次を云、これ云意は、今それ天を云時は、この昭々の多き者なり、然れども其全體のきはまりなきに及では、日月星辰も、これにかゝれり、而して萬物の生々、皆これに覆はると、されども天の體、小をつみて以て大をなす者にあらず、只その道貳ならず、やまざるによりて、盛なることを致して、よく物を生ずるの意を明せるなり、下の段々皆同じ、

今夫地、一撮土之多、及其廣厚、

道なり、

博厚配地、高明配天、悠久無疆、

配すとは、其德を合する義なり、それ至誠の博厚は、即地の物を載するの道なれば、其德地に配せり、その高明は、即天の物を覆ふの道なれば、其德天に配せり、博厚高明の悠久にしてやむことなきは、即天地覆載の道、長久にして疆なき所なり、此はこれ聖人天地と體を同くすることを云、蓋し高厚悠は、もと至誠の功用なりといへども、覆載成の、天地の用たるに比して云時は、高厚悠は、又天地と德を合する處にして、其體也、

如是者、不見而章、

此より下三句は、又至誠の功用、自然に妙なることを賛美す、上の段をうけて云、かくの如くなる者は、外をかざりて見せざれども、その德化自然に物に及ぶの迹、あらはにして見つべしと、蓋し地の成功は其迹あるによりて、これを以て其德地に配することをいへり、

不動而變、

たゞきうごかす術なけれども、自然に風俗大いに變化するによりて、これを以て其德天に配することを云へり、

無爲而成、

爲ることなしとは、即見さず動さゞるの意、成るとは、德化の成就するを云、蓋し至誠の德、やむことなきを以て、よく無爲の化を成すによりて、これを以て、天地自然の功用疆なきに比していへり、

天地之道、可一言而盡也、

此より下、却て天地の道を以て、聖人至誠にしてやむことなき功用を明せり、天地之道とは、即下の句に其爲物と云意なり、其道一言にしていひつくさるゝことありと、蓋し誠と云一言をさしていへるなり、

少しもいつはりにせたる所なきを以て、をのづからやまずして、しばらくのたえまなし、

不息則久、

其德やまざる時は、則その內に存する所、をのづから常にして久し、

久則徵、

內にやまずして久しければ、則その外に及ぶ所に、をのづから見つべきしるしあり、

徵則悠遠、

悠遠は、はるかにとをきなり、內に存する者久しければ、則外に徵ある者も、亦久くして悠遠なり、萬世永く賴ると云の類これなり、

悠遠則博厚、

其及ぶこと悠遠なる時は、其つもること博くあまねくして、深く厚し、聲敎四海にいたり、肌にいり髓にとほるの類これなり、

博厚則高明、

つむこと博厚なる時は、又そのひらけをこること、高大にして光明なり、巍乎たる成功、煥乎たる文章これなり、此三句は、皆その外に徵あることの盛なるを云、

博厚所以載物也、

此より下三句は、聖人の功用、天地の造化と同きことを明す、云意は、至誠の博厚は、即地の萬物を生じて、載せずと云ことなき所のみちなり、

高明所以覆物也、

これ天に同じきことを云、句義上の如し、

悠久所以成物也、

博厚高明の德、その本內につむこと、ますます常久にして、外に徵あることの、ますます悠遠なること、とこしなへにやまず、よりて乃よく物をして各その所を得せしむ、これ即天地のよく物を成したつる所の

是故君子誠之爲貴、

上をうけて云、この故に君子は誠を以て貴きことゝして、必これに體して、須臾も道にはなれずと、蓋し人心まことならずと云ことなき時は、則以て自成ることある故に、その道の我にある者も、亦ほどこし行はれずと云ことなし、

誠者非自成己而已也、所以成物也、

此誠の字は、たゞ人心の實理を以て云、物の字は、人物をかぬ、それ誠は自成る所なりといへども、すでに自成れる時は、其徳をのづから物に及びて、道も亦彼に行はる、この故に、誠はみづから己を成すのみならずして、亦よく物を成す所なり、己を成すは、其性を盡すなり、物を成すは、人物の性を盡す也、

成己仁也、成物知也、性之徳也、合外內之道也、

誠は天性本然の徳なり、わかちて云時は、其よく己を成すは仁なり、內に存するの體なり、其よく物をなすは智なり、外に發するの用なり、皆わが性のもとよくある所の徳にして、己と物と內外を合せて、渾一なるの道理なり、

故時措之宜也、

措くとは、ほどこし行ふ義なり、それよく己を成す者は、亦よく物を成す故に、凡そ行ふ所の事にあらはるゝ者、その宜き所を得ずと云ことなし、これ即君子にして時に中すと云者なり、

右第二十五章、

此章人道をいへり、前の三章みな誠の功用を云によりて、此章はまづ誠の本體をいひて、而して後に又其功用を云なり、

故至誠無息、

上章は誠の理を主としてとく、此章は至誠の人の身につきて、其功用をとく、よりて故の字を以て、これをうけたり、それ至誠の徳は、きはめて眞實にして、

先知之、

此禍福は、上をうくといへども、其さす所ひろし、善不善は、即禍福を以て云、一説に、其きざしのよしあしと云も亦通ず、凡そ禍福の至らんとする時に、其よきをも必まづこれを知る、これを知る時は、いよ〳〵善を修してまねき致すの道あり、其あしきをも必まづこれを知る、これを知る時は、則をそれつゝしみ、祓ひのぞくの方あり、

故至誠如神、

至誠の人、事のきざしを、必まづ知ること、鬼神の未來を知るが如し、一説に、只神明の如しと云、此義まされる歟、

右第二十四章、

此章天道をいへり、

誠者自成也、而道自道也、

此誠は、實理を以て云、物のみづから物と成り立つこと、此實理あるを以てなり、これ人物をかねとくといへども、其意、人心に具はる實理を主としていへり、而して道は此理の流行する者なれば、則亦人の自をこなはずしてかなはざる所なり、道くとは、即行ふ義なり、二つの自の字、其意相うけてつらぬけり、蓋し誠は心を主として云、道の本領にして、體用をかぬ、道は只その發用處につきて云なり、一説に此の二句を、共にたゞ人につぎて云、尤直截にして見やすし、

誠者物之終始、不誠無物、

これ上文の誠者自成也と云義をのべとく、もし上の自成を人ばかりにて云時は、此段その然るゆゑを推し本づきて、人をいましめさとす詞なり、物の終始とは、前章二物に體して遺すべからずと云意の如し、凡そ天下の物、その始をなし、終をなすは、みな實理のする所なり、必此理を得て、然して後に此物あり、此理のする所ならざれば、初よりして此物あることなし、この故に、人の心一つも實ならざることある時は、則する所の事ありといへども、亦あることなきが如くなり、

變は、かはるなり、物すでに感動する時は、其惡變じて善となるなり、

變則化、

化とは、變じてことごとくなりかはるなり、こゝを以て、化をうくる者、その何によりてかくなれると云ことを知らず、此三句は、物に及ぶの德化、次第に深きことをいへり、

唯天下至誠爲能化、

たゞ天下至誠の人のみ、物の化することをよくすれば、曲を致すの功つもりて後は、亦聖人の妙用と、ことならぬなり、

右第二十三章、

此章人道をいへり、

至誠之道、可以前知、

道とは、妙用を以て云、至誠の人、よく人物の性を盡す時は、其妙用、又よく事より前に、その幾を見て、禍福等の來らんとすることを知らるゝなり、蓋し其心きはめて虚明なるが故なり、

國家將興、必有禎祥、

此より下、前知の實をのべとく、禎祥とは、福のきざしを云、國家の興亡は、大事なるによりて、其をこりてかへんとする時は、必福の前表あり、

國家將亡、必有妖孽、

妖孽とは、禍のきざしを云、句義上に同じ、

見乎蓍龜、動乎四體、

蓍は、めどぐさ、筮のうらなひに用ふ、龜は、かめの甲、卜のうらなひに用ふ、四體は、手足也、人の威儀動作を云、蓍龜にあらはるゝ所吉凶あり、四體にうごく所得失あり、此二つは、必しも國家の興亡のみならず、其他の禍福も、これによりて、其幾あらはるゝことあり、

禍福將至、善必先知之、不善必

ず、こゝを以て、又天地人を稱して三才と云、各その才を以て、共に相成すが故なり、首章の中和を致して、天地位し、萬物育はると云も、亦此事なり、

右第二十二章、

此章天道をいへり、此より下も、天道を云章は、みな自然にして、段々の次第なし、人道を云章は、みな工夫の節次あり、

其次致曲

其次とは、上章をうけて、至誠のつぎ、大賢より以下、凡そ誠のいまだ至らざる者を通じていへるなり、曲とは、一偏の義、其徳性の善端、眞實無妄なる所、ひとかたに發見するを云、これを致すとは、此發見の端ごとに、即これを推しひろめて、これを明にし、これにしたがひ、各その至極處に、きはめ至るを云、其工夫は、亦善を擇で固く執るにすぎず、

曲能有誠、

曲を致して、誠之の功つもる時は、則又よく誠あるに至る、

誠則形、

うちに誠のつむ時は、そのうるはしき色、容貌にあらはる、

形則著、

その形るゝ者、日々にあらたに、月々に盛にして、ます〳〵、あらはなるを著しと云、

著則明、

著きによりて明なるは、其精光てりかゝやきて、物に加はり及ぶ也、此三句は、己にある德容、次第に盛なることを云、

明則動、

誠の光輝、物に及ぶ時は、則よく感通して、物これがために動きいづ、

動則變、

半には中をとく、後一半には誠をとく、中は以て道の體にかたどり、誠は以て道の實をさせり、

唯天下至誠、

これ聖人の德、誠實の至極にして、天下に又其上に加ふべきことなきを云、畢竟天下至誠の四字は、聖人の尊號なり、

爲能盡其性、

此より下、至誠の能する所をば、推しきはめ云、其次第あるにあらず其性を盡すとは、德實ならずと云ことなきによりて、少も人欲の私なく、天性の我に具はれる者、これをつまびらかにし、これにしたがひて、事物にまじはる、大小精粗の理、みな毫髮の盡さずと云ことなきを云、

能盡其性、則能盡人之性、能盡人之性、則能盡物之性、

人物の性も、亦わが性と一理にして、只そのうくる所の形氣同じからざるが故に、彼此の異なるばかり也、この故に、よくわが性を盡す者は、亦よく人物の性をつくして、其理を知ること、明ならずと云所なく、其性にしたがひて、これを處置すること、當らずと云所なし、

能盡物之性、則可以贊天地之化育、可以贊天地之化育、則可以與天地參矣、

化育は、造化と同じ義なり、物の終始を云、又化生長育の義にも取るなり、それよく物の性を盡すに至る時は、則よく天地の化育をたすけて、天地とならび立て、三つとなるなり、蓋し天地人物を生ずるに、各その性を賦與すといへども、それをして各その性を盡さしむることあたはず、この故に、聖人天命をうけ、天に代り極をたてゝ、よく人物の性をつくす、即これ化育の及ばざる所をたすくる也、然らざれば、天地の功用、とげざる所あり、人の功かくの如くなるによりて、其體甚すこしきなりといへども、天地と並立て三つとなり、鼎の足の如くにして、其一つをかくべから

らんと、云意を示せるなり、論語に夫子子張政を問に答へ玉へる語を以て、歷代帝王の治道につぎ、孟子に夫子の春秋を修め玉へるを以て、堯舜禹周の統をつぐといへるも皆同じ意なり、又此章道の大小をかねとく、これ皆費の兼る所にして、隱の理即その內にあり、これを以て、第十二章の費隱の意を、とき終へたり、而して章內に誠をとくこと、はじめて詳なり、誠は實に此篇の樞紐なり、よりて此より以後、其意をますく詳にとけるなり、

自誠明謂之性、

其德まことならざる所なきによりて、其智もてらさゞる所なきは、誠即その體、明即その用、これを聖人の德、天性のまゝにて、自然にかくの如くなる者と云、これ天道なり、

自明誠謂之敎、

まづ善を明にするによりて、其善を實にして、以て身を誠にするに至るには、これを賢人の學、敎によりて得る者と云、これ人道也、

誠則明矣、

聖人德すでに誠なる時は、もとより智も亦明ならずと云ことなし、

明則誠矣、

賢人明善の功も、ついには亦聖人の誠に至るべきなり、蓋し上章すでに誠明の二字をとき出せり、こゝには只それにつきて、性のまゝなると、敎によるとをわけつけて、人必敎によりて學をつとめ、其本性にかへるべきことを示せるなり、

右第二十一章、子思承上章夫子天道人道之意而立言也、自此以下十二章、皆子思之言、以反覆推明此章之意、

反覆とはくりかへす義なり、○凡そ此書さき一

己千之

人よりも我その工夫を百倍にしてつとむ、即これ上文の能し得ざれば措かざるの意なり、其功成ることを期するは、これ勇のこと、其等は困んで知り、勉て行ふの工夫なり、

果能此道矣、雖愚必明、雖柔必强、

果してとは、志を決定してする義なり、此道とは、百倍の功をうけて云、果然としてよく此道をしをほすれば、愚昧なりといへども、必明敏なり、柔弱なりといへども、必剛强なり、明かなるは、善を擇ぶのしるし、强きは、固く執るのしるしなり、蓋し天氣質を以て、人をかぎるといへども、人は萬物の靈なる故に、氣質を變化することは、人力の必とする所なり、其要たゞ百倍の功を用るのみにあり、以上の五段、夫子哀公のために喫緊してつげさとし玉ふ所なり、されども博學之と云より以下の文、家語これなきを以て、或はこれ子思の補へる所なる歟ともいへり、○呂氏をもへらく、それ君子の學をすること、何のためぞとなれば、只その氣質を變化せんがためなるのみ、蓋しひとしく善にして、惡なき者は、人性の同き所なり、昏明强弱ことなることあるは、皆氣質のしからしむる所なり、誠之にすることは、其同きにかへりて、其異なるを變ずるの道なり、人もし不美の氣質を以て、變じて美ならんと求ること、其功を百倍するにあらざれば、これを致すにたらず、今あからさまにて、くはしからざる學業を以て、ある時はなし、ある時はやみ、かくの如くにして、其不美の質を變せんことを求む、變ずることあたはざるに及では、則天質の不美なるは、學力のよく變する所にあらずと云、これ自その德性を棄て、愚不肖の境に、をちいることを果す、其不仁なること甚し、

右第二十章、

此章夫子政を論すること、尤詳なりとす、子思これを引て、大舜文武周公の事につぐ、これその傳ふる所の道一致にして、夫子もし政をせん時は、あげてをき玉はんこと、亦かくの如くなるのみな

れ學ぶ所は博くして、事物の道理を、かねそなふべし、よりて其中より、問ひきくべき所あり、問ふことは、又これを審にして、師友の情をきゝつくすべし、すでに問ひ得たることは、又これをみづから思ひみるべし、愼むとは、をろそかならず、あなとらざるを云、すでに思ひの熟する時は、其是非邪正の間を、分明に辨へて、毫末の疑なからしむべし、學問思辨して知り得たる時は、則これを行ひ出すべし、篤くとは、志を專一にして、つとめてやまざることを云なり、學問思辨は、善を擇ぶのことにして、智に屬す、其等は、學んで知るの工夫なり、篤く行は、固く執るのことにして、仁に屬す、其等は、利として行ふの工夫なり、程子の云く、五つの者、其一つを廢るも、學にあらずと、蓋し高明なる者は、五つの等をこえやすし、卑下なる者は、五つの目をかくことあり、皆これ學をする道にあらず、

有レ弗レ學、學レ之弗レ能弗レ措也、

君子の學をすること、必その功を成さまく欲す、この故に、學びずと云ことはあり、すでに學ぶと云からは、よく其理に通じ、其すべを知る所なければ、しばらくもすてをかぬなり、下の句義みなこれに倣ふべし、

有レ弗レ問、問レ之弗レ知弗レ措也、

知とは、よく問ふ所の理をさとる也、

有レ弗レ思、思レ之弗レ得弗レ措也、

得るとは、思ひ得てわが物となるを云、

有レ弗レ辨、辨レ之弗レ明弗レ措也、有レ弗レ行、行レ之弗レ篤弗レ措也、

學ぶこと博くして、なを能くせざる者あり、問ふこと審にして、なを知らざる者あり、思ふこと愼みて、なを得ざる者あり、この故に能知得の三字にかへてとく、辨ふることすでに明かに、行ふことすでに篤ければ、更に向上のことなし、よりて其字をかへぬなり、

人一能レ之、己百レ之、人十能レ之、

ざる義にとらんためなり、これいまだ眞實無妄なることあたはずして、眞實無妄ならんと求る者のこと、人の道なりとは、人たらん者の、かくの如くせで、かなはざる道理なり、

誠者、不勉而中、弗思而得、従容而中道聖人也、

これかさねて誠なる者のことをとく、従容とは、ゆるやかなる貌なり、云意は、誠なるとは其行ふ所、つとめずして、をのづから道理にあたり、其知る所、思はずしてをのづから道理を得、従容閑暇にして、自然に道にあたる、かくの如くなる聖人のことなりとぞ、従容は、即勉めず思はざる意、道にあたるは、即理に中り、理を得るなり、此はこれ天道なり、

誠之者、擇善而固執之者也、

これかさねて誠之者のことをとく、それいまだ聖人に至らざる者は、人欲の私あることを免れずして、其徳いまだ眞實無妄なることを得ず、この故に、いまだ思はずして得ることあたはざれば、なを人欲をとめて、天理とすることあり、よりて必善をえらぶことくはしくして後に、以てよく善を明にすべし、いまだ勉めずして中ることあたはざれば、なを人欲にうばゝるゝことあり、よりて必これを守ること固くして後に、以てよく身を誠にすべきなり、此はこれ人道なり、蓋し思はずして得るは、生知なり、勉めずして中るは、安行なり、善を擇ぶは、學知困知のこと、固く執るは、利行勉行のことなり、夫子哀公をみちびき玉ふは、善を擇て固く執る人道に重し、天道聖人は、其至極の法則を示し玉ふなり、

博學之、審問之、愼思之、明辨之、篤行之、

此段は、誠之者の工夫を用るの目なり、凡そ學ぶとは、これを人に效ひ、これを己に考へて、其理を明めて、其事を能せんと求るのことなり、之の字は、泛くその學ぶ所の事をさす、もし上文をうけて云時は、即その擇ぶ所の善なり、下皆これに倣ひて見るべし、そ

順ふとは、心なびきあひて、そむかざる義也、朋友も外の人なるによりて、其人家に居て、親族と和順なるを見ざれば、其善の實、信じがたければなり、

順乎親有道、反諸身不誠、不順乎親矣、

親族は、あけくれ同居する者なるによりて、少しも外をとりつくろふ所あれば、つねぐ〵和順なることを得がたし、只みづからわが身にかへりみて、凡そ心の存する所、發する所、みな眞實にして、あからさまなる所なき實ある者のみ、よくこれを得べきなり、

誠身有道、不明乎善、不誠乎身矣、

其身を誠にせんと思はゞ、まづ徳性の善なる所をつまびらかにし、實に事理の至善なる所を知るにあらざればあたはず、然れども、明善はこれ誠身の端をひらく道なるを以て、こゝに其前に定るの意にとるばかりなり、明善を以て誠身の實を得る所なりとするにはあらず、以上の五段、民を治るのことより、をしきはめて、身を誠にし、善に明なるに至る、これ夫子哀公に告げらるゝ大意なり、されども君に對しての玉ふによりて、下位に居る者を以て、ときをこし玉へり、又身を修るの大要、その心の主とする所、誠を立るにあり、その事の先とする所、親に事るにあり、内外のわかちなり、されどこゝには其効のついでを以て云によりて、まづ身に誠ありて、後親に順ふべしといへるなり、

誠者、天之道也、

これ、上文身を誠にすと云をいへり、誠とは、眞實にして妄なることなき義なり、天理の眞實幻妄なきを云あり、心理の眞實にして、欺妄なきを云あり、こゝには實心を以て、實理をかねてとけり、云意は、それ人の徳、眞實無妄なる者は、即天然のまゝなる道理にして、人爲を借りてなれるにはあらずとなり、

誠之者、人之道也、

誠之者と、之の字をつけたるは、上の誠の字を、わ

前定るとは、即豫する義なり、云意は、口に云こと、まづ誠たちて前定する時は、則つまづかずしてつい
であり、誠たゝざる時は、則とゞこほりてゆかずと、下の句義みなこれに同じ、

事前定則不困、

此事の字は、一事につきて云、困むとは、ふさがりて、とをらぬなり、

行前定則不疚、

行とは、身に行ふ所を云、疚とは、心にかへりみて、義に虧たる所あるを云、

道前定則不窮、

道とは、上三つの者行なはるゝ所をすべて云、窮らずとは、あまねく應じて、つくることなきを云、蓋し道きはまらざるに至る時は、言々みなとをり、事々みななをく、行々みな明にして、可ならずと云所なし、

在下位不獲乎上、民不可得而治矣、

此より以下、又下位にある者の上より、段々本を推しきはめて、前に定る實なければ、其事一つもならざるの意をとけり、これ云意は、下位に居る者、信任を君にえざれば、民を治ることと思ふまゝにすることを得ずと、蓋し君に信任せられざる者は、人臣たる名ばかりにて、其實たゝず、よりて其職行はれがたきなり、下の句義みなこれに同じ、

獲乎上有道、不信乎朋友、不獲乎上矣、

道とは、由る所なり、下同じ、人臣の性行、その朋友の信孚する、實あるに由らざれば、君の信任をえず、蓋し人君の臣下にをける、朋友の信孚を見ざれば、其人の善知りがたければなり、

信乎朋友有道、不順乎親、不信乎朋友矣、

あらはし用ひ、不能なるあれども、せめとがめず、あはれみてこれを敎るなり、

繼絕世、擧廢國、治亂持危、朝聘以時、厚往而薄來、所以懷諸侯也、

絕たる世をつぐとは、世つぎのたえたる國あれば、其親族を以て、位をつがしむるなり、廢れたる國をあぐとは、世つぎの人はあれども、國をとろへすたれたるあれば、これをとりあげて、土地をはじめの如くに封ず、亂れたるを治むとは、政法みだれたる國あれば、あらためをきて、上下を安堵せしむ、危きを持つとは、或は變亂いできたり、或は夷狄にせまられて、國ほろびんとするあれば、隣國に命じて、すくひたもたしむるなり、朝聘時を以てすとは、諸侯來りて天子にまみゆるを朝と云、太夫を使者として來れるを聘と云、みな定れる年數ありて、時ならずしてめすことなきぞ、往とは、天子よりのたまものと、もてなしの禮とを云、來とは、諸侯の、みつぎ物を云、

凡爲天下國家有九經、所以行之者一也、

天下國家ををさむる九經も、これを行ふ所の者は、亦たゞ一つなり、一つとは、即亦誠をさす、もしこれを行ふに、誠意なき時は、九つの者みな虛文なり、然れば此はこれ九經の實物なり、蓋し三德を行ふの誠は、其德を實にせんがため、九經を行ふの誠は、其事を實にせんがため也、

凡事豫則立、不豫則廢、

豫すとは、事にさきだちて、もとより定まれる義なり、これ上文達道達德九經等を行ふ所の者、只一つあるによりて、其事みな行はるゝと云意をうけて云く、凡の事、あらかじめ誠意に根ざす時は、則よくふりたつ、もし誠意に根ざさゞれば則たゝずしてすたる、何事も必まづ誠をたつべしとなり、此二句をかしらとして、四句はみな其意をのべとく、

言前定則不跲、

尊其位、重其祿、同其好惡、所以勸親親也、

君その親族を親愛すること、厚きによりて、親族も亦君を親愛すること深し、これ互に親々の道を勸るのこと也、

官盛任使、所以勸大臣也、

大臣には、政をゆだぬるによりて、細事をみづからとらしめず、其下官を多く盛にして、つかはしめを任ずるにたらしむ、これ大臣をゆたかにして、其をきてを心にまかせ、すゝましむるのことなり、

忠信重祿、所以勸士也、

忠信は、實心なり、下位に居る者は、情意へだゝりて、上に通ずることかたし、この故に、君身を以てこれに體して、その上にのぞむ所をみそなはし、實心を以てこれを待して、疑ひ畏るゝことなからしめ、俸祿ををもくして、内に不足のうれへなからしむ、よりて士の奉公すゝむなり、

時使薄斂、所以勸百姓也、

時に使ふとは、民をつかふことあれば、必農事のひまある時を以てす、斂は、をさむるなり、免除をはからひて租税を薄くをさむるなり、

日省月試、既稟稱事、所以勸百工也、

既は、餼と同じ、餼稟とは、月別の給米なり、百工のつかさ〴〵、日ごとに其つとめをこたりをみそなはし、月ごとに、其よしあしをこゝろみて、俸給をあてをこなふこと、其事のよきほどに稱也、

送往迎來、嘉善而矜不能、所以柔遠人也、

賓客商旅のかへりてゆくを送るには、わり符をあたへて、關のとゞこほりなからしむ、國に來るを迎るには、館舍に米薪等をゆたかにそなへをき、四方より遊官に來れる士は、その善なるを嘉賞して、これを

をきて正くして、まよひうたがはぬなり、

體群臣、則士之報禮重、

士は、即群臣也、諸士君の恩禮にむくふることをもくして、手足の心腹をまもるが如くなり、

子庶民、則百姓勸、

耕作をつとめ、公役にをこたらぬなり、

來百工、則財用足、

財用とは、錢貨絲帛器械、凡そ百工のいだして、用をなす物をすべて云、足るとは、上下の用たりて、事かけぬなり、

柔遠人、則四方歸之、

四方の人、よりどころとして、これにをもむくなり、

懷諸侯、則天下畏之、

君恩のほどこす所ひろきによりて、威勢のかゞやく所とをきなり、

齊明盛服、非禮不動、所以修身也、

此より以下は、九經を行ふの事なり、すでに其目をあぐれば、事はをのづから其内にあり、然るに家語を考れば、哀公又九經を行ふこと、いかゞはすると問へるによりて、夫子其事をあげて、つぶさに答へ玉へり、齊明盛服の義上に見えたり、これは人君平常の恭敬、齊戒を致し、祭祀につかふまつるが如くなることを云、身を修るのこと、これより切なるはなし、

去讒遠色、賤貨而貴德、所以勸賢也、

讒とは、讒言する小人を云、色は、色欲、貨は、財利なり、德とは、小人にあらずして、君子、欲にあらずして理、利にあらずして義、すべてみな德なり、彼をさけすていやしんずれば、必此を貴びをもんず、君かくの如くなれば、賢者則其志を得て、其德をあらはす、これ賢者を勸る所なり、

くするなり、大臣を敬すとは、宰相たる人をうやまひて、なれかろしめざるを云、羣臣とは、百官を云、これに體すとは、其身と一體になりて、情意のへだゝらざるやうにするぞ、庶民は、農を主として云、これを子とすとは、父母の子を愛するが如くにして、これをそこなはんことをゝそるゝぞ、百工とは、諸道の工匠をさす、これを來すとは、處置をよくして、みな來あつまるやうにするぞ、遠人を柔んずとは、四方の賓客商旅の人に、心をかけて、たよりよきやうにするぞ、諸侯を懷とは、諸國の君に、恩德を厚くして、なつきしたがはしむるなり、すべてこれ王者仁愛の德、ひろくをほひ、つぶさにかなひて、天下一體の氣象なり、○それ天下國家の本は、たゞ君の一身にあり、この故に、以上の段々みな君の身を修るための敎なり、此九經も、亦まづ身を修るを最初のことゝして、それより次第に、推しひろめとけるなり、されど人君必師にちかづき、友をとりて後身を修るの道すゝむ、この故に、賢を尊ふこれに次ぐ、德化をほどこすこと、家人よりさきなるはなし、この故に、親をしたしむこれに次ぐ、家内によりて、朝廷に及ぶ、この故に、大臣を敬し、羣臣に體するこれに次ぐ、朝廷によりて、國中に及ぶ、この故に、庶民を子とし、百工を來すこれに次ぐ、國中によりて、天下に及ぶ、この故に、遠人を柔じ、諸侯を懷くこれに次ぐ、是九經のついでなり、

修レ身則道立、

此より九經を行ひての、效をあげてとけり、道立つとは、道は即達道なり、道の法式君の身に立て、民の親ならひとなるぞ、

尊レ賢則不レ惑、

賢者の敎化によりて、義理を見ること明なる故に、人にまどはし、あざむかれざるなり、

親レ親則諸父昆弟不レ怨、

諸父昆弟とは、伯叔兄弟の親族をすべて云、怨みずとは、各その願をとぐるぞ、

敬二大臣一則不レ眩、

大臣に政務を任ずる故に、外のさまたげなく、物ごと

者は其知る所を、みづから是なりとす、よりて學このんで、知を明にすることは、此愚をひらくに足れり、自其身を私にする者は、人欲にながれて、返ることを忘る、よりて力め行ひて、しりぞかざることは、此私を克ちのぞくにたれり、懦くつたなき者は、人の下に居ることを甘んず、よりて耻を知りてふりたつことは、此懦をこすにたれり、この故に三の者を以て、智仁勇に近づけりとす、

知斯三者、則知所以修身、

斯三者とは、上の三近をさして云、これを知るとは、其よく德を成すべきを知て、これをつとむることを云、これを知るによりてよく德にすゝみ、德を以てよく道を行ふ故に、則其身を修るすべを知るなり、

知所以修身、則知所以治人、

達道達德は人々同き所なる故に、身を修るすべを知る時は、則亦人を治るすべを知る、

知所以治人、則知所以治天下國家矣、

人とは、我に對して云詞、天下國家とは、人を盡して云詞なり、其理一つにして、多少遠近のことなるのみなれば、次第を以て、推しひろめらるべきぞ、これ即大學の身を修め、家を齊へ、國を治め、天下を平にするの道也、これまで人君まづ其身を修むべきの意を、段々にときつくし、此三段を以て、上文を結びとめて、又これを以て、下文の天下國家を治る、九經の端をときをこせり、

凡爲天下國家有九經、曰修身也、尊賢也親親也、敬大臣也、體羣臣也、子庶民也、來百工也、柔遠人也、懷諸侯也、

經は、つねなり、天下國家ををさむるの常法その目九つあり、身を修むとは、人君その身ををさめらるゝなり、賢を尊ぶとは、師傅たる人をたつとびて、其教をうけらるゝなり、親をしたしむとは、宗族の恩愛を深

勉強は、みなつとむる也、それ道を行ふにも、亦三等あり、上等はしゐつとめずして、安んじてこれを行ふ、中等は小人の利にわしるが如く、むさぼりてこれを行ふ、下等はたへがたき所を、しゐつとめてこれを行ふ、されど、利とするも勉るも、修行の功成るに及ぶ時は、亦安んじて行ふと、三つながら一つなり、此二段哀公資質くらくよはき故に、夫子これを以て、ひきすゝめ玉ふなり、もしこれを三德に比して云時は、三知のよく知る所の者は智なり、三行のよく行ふ所の者は仁なり、これを知りこれを行ひて、よく其功をなす所の者は勇なり、其知行を合せ、三等にわかちて云時は、生知の人は必安行す、これ智の類なり、學知の人は必利行す、これ仁の類なり、困知の人は必勉行す、これ勇の類なり、○それ人の性もと善なりといへども、その氣質ひとしからざる故に、道を知ることはやきあり、をそきあり、道を行ふこと、難きあり、易きあり、されどよく勉めてやまざる時は、其至る所一致なり、至る所の一致なるは、亦此道の至極處、同く中庸なるが故なり、然るに愚不肖の人は、生知安行を及ばざる所として、これをはゞかる、賢智の人は、困知勉行を、益なきことゝしてこれをせず、是道の明ならず、行はれざるの故なり、

子曰、好學近乎知、力行近乎仁、知恥近乎勇、

子曰の二字は衍文なり、此段は、未だ達德を成すに及ばずして、之を成さんことを求る者の事なり、それ學問をすき好むことは、まだ智と成らざれども、亦すでに智に近づけり、篤實にして力め行ふことは、いまだ仁とは成らざれども、亦すでに仁に近づけり、人にしかざる恥を知て、ふりはげむことは、いまだ勇とは成らざれども、亦すでに勇に近づけり、蓋し哀公はなはだ昏弱にして、三知三行の說を聞くといへども、なほ退縮してはゞかれる意ある故に、夫子又此三近を告て、みづから其質をいかにとかへりみず、只すゝんで力めらるべきことを、示さるゝなり、又上二段に合せて、三德に比す時は、三知は智、三行は仁なり、學知、困知、利行、勉行より功を成して、生知安行と一つになるは、勇の至りにして、此三近は、なを其成功を求る者のことなれば、勇の次なり、○呂氏をもへらく、愚

り、夫婦の配偶、君臣の統屬も、亦天然に出づ、只朋友のみ、同志同門の交りによりて、其道立つが故なるべし、孟子に各その道の名をあらはして云く、父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信ありと、其父子をはじめとするは、敎よりしていへばなり、こゝに君臣をはじめとするは、政よりしていへば也、凡そ古今の政敎とする所、學行とする所、此五つの外に出ることなし、

知仁勇三者、天下之達德也、所以行之者一也、

智仁勇の三德は、即五達道を行ふ所の三つの目なり、これを達德と云ふことも、亦天下古今の人、通じて同く生れ得て、身に具へたる者なればなり、智は此道を知るの德、仁は此道に體するの德、勇は此道を强るの德、中にも仁は、これ道を行ふの主とする所にして、智は此初をひらき、勇は其終をきはむ、もと三頭の事にあらず、又此三德は人の同く得る所なりといへども、人欲これをさまたぐれば、五つの道を行ふことあたはず、この故に、三德を賴みて道を行ふ所の者一つあり、これ誠をさして云なり、誠とは、只その行ふの着實にして、あからさまならず、專一にしてまじりへだつる所なきことを云、三德の外、別に一つの誠あるにあらず、

或生而知之、或學而知之、或困而知之、及其知之一也、

之の字は、みな達道をさして云、下同じ、生れながらにして知るとは、氣質上等の人、其理を知ること、天生のまゝにて、人力の工夫を借らぬなり、學で知るとは、氣質中等の人、學問によりて、これを知るなり、困んで知るとは、困はふさがりて通せざる義なり、氣質下等の人、窮理の功をつみて後、そのふさがれる所、はじめてひらくる也、されど學知も困知も、其功なりて、知ることを得るに及ぶ時は、則生和の知る所と三つながら一つなり、

或安而行之、或利而行之、或勉强而行之、及其成功一也、

ぬるなり、

思事親不可以不知人、

親をしたしむの仁は、賢をたつとぶの義によりて明なり、この故に、親に事へんことを思はゞ、かねて又人の賢否をわき知りて、師友をえらびとらずして、かなはざることなり、

思知人不可以不知天、

此人の字は、親と賢とをかねて云、天とは、天理をさす、蓋し親をしたしみ、賢をたつとぶの等殺は、みな天理のある所なり、この故に、人を知てこれを處置せんと思はゞ、かねて又天理を明らめしらずして、かなはざることなり、以上の四段、其詞は亦次第に本を推し出だすやうなれど、本意は只人君その身を修んとならば、必仁に體し、義を行ひて、道理にしたがふべきことを、明にするにすぎず、

天下之達道五所以行之者三、

達道とは、達は通なり、天下古今の人、共に由りしたがひて、通行する所の道路なり、蓋し身を修るに道を以てす、其緊要は親に事るにありといへども、つぶさに云時は、其目五つあり、五つの目下に見えたり、道を修るには、仁を以てす、道は我人共に由る所といへども、徳に本づかざれば行はれず、而して道を行ふの徳、仁を以て大要とすれども、つぶさに云時は、其目亦三つあり、三つの目下に見えたり、○首章に和を以て天下の達道と云は、人情の通行する所よりしていへり、此五つの達道は、人事の通行する所なり、情は常に事の内にあり、情の正きは、即其事は和する所なり、

曰君臣也、父子也、夫婦也、昆弟也、朋友之交也、五者天下之達道也、

これ即五達道の目、堯舜の時、契司徒となりて、つかさどる所の五教五典これなり、其目はじめてこゝにあらはる、即みな達道の在る處なり、昆は兄なり、朋友に交の一字そひたること、父子兄弟は、骨肉の親な

に對して云時は、仁は陽に屬す、義は陰に屬す、義は、宜と云意なり、事の理を處置して、各その宜き所あるを云、即心以て事を裁制する所なり、賢は、師友の賢者をさす、人よく賢をたつとびて、これにつきまなぶ時は、内にして親戚、外にして君臣、凡そ應事接物の宜き所、みな次第に明なり、よりてこれを以て其大なることとす、

親親之殺、尊賢之等、禮之所生也、

殺は、そぐなり、上より下へ、段々にそぎくだす、分際あることを云、等は、しなゝり、即段々の次第を云、生るとは、發見する義なり、蓋し禮法の條目、多しといへども、もと親をしたしみ、賢をたつとふの間、その淺深大小の、ことなるにしたがひて、これをほどよくし、これをあやなす所より發見して、推し行はるゝことなるによりて、此二つの降殺等級を以て、禮のなる所と云なり、此三段、仁によりて義を推し出し、仁義によりて、又禮を推し出すといへども、其本意は、只身を修るの大要、仁義禮法にあることを、つまびらかに示さんとなり、

在下位不獲乎上、民不可得而治矣、

此一段は、上文の重出なり、こゝにては用なし、

故君子不可以不修身、

是より下四段は、上文の意をうけ來り、哀公の身の上へとりかけて、すゝめらるゝ詞なり、君子は、位を以て云、蓋し政をすること、人を得るにあり、人を取るには身を以てす、この故に、人君はまづ其身を修めずして、かなはざること也、

思修身、不可以不事親、

身を修るには道を以し、道を修るには仁を以てして、仁は親をしたしむより大いなるはなし、この故に、人君その身を修めんと思はゞ、よく其親につかへずして、かなはざることなり、此親の字は、父母をさして云、親々の中に就て、至切なる者をあげて、其餘をか

故爲レ政在レ人、

これ人道は政にとしと云ふをうけて云、されど此句を孔子家語には、爲レ政在レ得レ人と作れり、然れば、人とは、賢臣をさして云、かくの如くなれば、下の句にとりつゞきて、其意尤そなはれり、

取レ人以レ身、

身とは、君の身をさす、賢臣をえらびとるには、又君身の賢德を以て、法とするなり、

修レ身以レ道、

身をさめて、德をなすには、又よく道を行ふにあり、道は、即下文に出たる、天下の達道五倫の常經をさしていへり、

修レ道以レ仁、

仁とは、人天地の物を生ずる心を、うけむまれて、各其心にそなへたる、本然の德なり、五倫の常道は、みな仁德のつらぬく所なる故に、道ををさむるには、又仁を以てす、人君よく其仁を成す時は、道をこなはれ、身おさまりて、人を取るに、其法たつ、こゝにをいて、其君あり、其臣ありて、政あげ行はれずと云ことなし、一説に此仁も、三達德の主とする所を以て云、智は仁の始をひらき、勇は仁の終をなすことなるによりて、仁一つを以て、これをかねたりと、

仁者人也、親レ親爲レ大、

人とは、人の身をさして云、蓋し人天地生物の心を、うけむまれたる故に、即其身に此生々の理をそなへて、をのづから生を好み、死を惡み、人を愛し、物を利する、慈愛惻怛の意あり、即これ仁なり、よりて人の字を以て、其義を釋す、仁道至りて廣けれども、各其親族をしたしむを以て、大いなることとす、蓋し人よく其親をしたしむ時は、慈愛の心、五倫にあまねく、萬物に及ぶ故なり、

義者宜也、尊レ賢爲レ大、

義は、仁の對なり、仁は元氣の理なるによりて、一つをあげて云時は、義禮智信をもかねたり、されど、義

哀公は、魯の君名は蔣、これ夫子晩年魯にかへり玉ふ時に、人君政を行ふ道をとへるなり、

子曰、文武之政、布在方策、

方は、木のいた、策は、竹のふた、皆いにしへ事をしるす物なり、事すくなければ、方にしるす、事多ければ、策をあみてこれにしるす、蓋文王武王の政、その條目、方策にしきつらねて、今にありとぞ、こゝにとりわき文武の政を以て答へ玉ふは、凡そ三代の政、周に至りて大いになそはり、ことに魯の祖宗の家法なればなり、

其人存、則其政擧、其人亡則其政息、

息とは、火のきゆるが如くに、ほろぶることを云、これ云意は、政の法は、方策にしきて、明なりといへども、其行はるゝと、行はれざるとは、これをつかさどる君臣の人にかゝる、この故に其人ある時は、則其政あげをこなはる、もし其人なくなる時は、則其政もたちまちに、きえほろぶとぞ、蓋し哀公のとふ意は、法を以て人をたゞすにあり、よりて夫子はじめをはり、只人君まづ自修めて、己を正くすることを主として答へたまふ、

人道敏政、地道敏樹、

道とは、事物の用の行はるゝ所を以て云、上をうけて云く、其人ある時に、人の作用によりて、政のとくをこなはれやすきこと、なを地の功用を以て、草木をうふるに、發生のすみやかなるが如しとなり、」

夫政也者蒲盧也、

蒲は、がま、盧は、あし、皆水草にして、中にも生じやすき者なり、これを以て、人道の尤政にときたとへとす、蓋し文武の政もと天理をきはめ、人情をつくし、人をしてほどこしやすく、成しやすからしめ玉ふによりて、其人だにあれば、あげ行はるゝこと、尤すみやかなるべきなり、一說に、此二句は、只これ上の敏樹と云意を、うへもの一つをあげて、これをたとふ、二重の意なしと、

人はじめてをはる時を死と云、すでに葬れる時に亡と云、亡は、なきなり、葬りて形のなくなるを云、存は、いますぞ、亡に對するの詞なり、此二句は、又祭禮によりて、喪禮に及ぶ、敢て先王を死せりとせず、亡しとせざるの孝意なり、

孝之至也、

これ上七句をすべて云、みな繼述の孝の至極なりと、蓋し孝の己につくせるを以て至れりと云、人々通ずるを以て達すと云、其實は二つにあらず、

郊社之禮、所以事上帝

是より下は、又凡そ內外の祭禮に及びて、繼述の孝意を、ますく\ひろくとけるなり、郊とは、國門の外を云、上帝は、天帝なり、冬至の日、南郊に壇をつき、天子自天帝を祭らるゝ禮なり、社壇は宮中にあり、春秋兩度后土を祭らる、后土は、地神なり、こゝに后土をいはざること、文をはぶけるなり、

宗廟之禮、所以祀乎其先也、

先とは、祖考なり、

明乎郊社之禮、禘嘗之義、治國其如示諸掌乎、

禘とは、天子五年に、一度、太祖の廟にて、其よりて出る所の帝を祭り、太祖を以て合せ祭らるゝ大禮なり、周の先は帝嚳より出るによりて、帝嚳を禘祭して、后稷を以てこれに配す、嘗とは、宗廟の秋の祭の名、一時をあげて、四時をかぬるなり、禮に必義あり、こゝにわけたること、文を互にするぞ、掌をみるとは、見やすきことをいへり、これ宗廟の秋嘗によりて、禘祭に及び、禘祭によりて、又郊社に及ぶ、此四祭の義、深遠なるによりて、もと宗廟天地の祭禮なりといへとも、よく此義に通ずる人は、天下國家を治むることも、亦其理に達すること、いとやすきなり、

右第十九章、

章旨は、上の章に見えたり、

哀公問政、

也、

旅酬下爲上、所以逮賤也、

旅酬とは、旅は、もろ〳〵なり、酬とは、人に酒すゝむる時に、まづ自のみて後、又くみて獻ずるを云、これ神に供ずることをはりて後、御酒のながれを、諸人相すゝめて、神の惠をあまねくひきわたす禮なり、下とは、即賤者をさす、此賤は年わかき者を云、上の貴賤の賤と同じからず、上とは、長者を云、蓋し旅酬の時、まづ主人の方と、賓客の方より、わかき子弟一人づゝいでて、爵をとりあげ、各その長者に酬す、長者その爵を以て、賓主兩方互に相酬して、末々までに至る、こゝにをいて、下輩の賤者、上輩の長者のために、事を執り行ふ所あり、凡そ宗廟の中には、事を執て、自敬意をのふるを以て、榮へりとす、よりて此禮を以て、事にあづかることを、賤者までに及ぼす、これ幼を幼とするの義なり、

燕毛、所以序齒也、

燕毛とは、燕はさかもりなり、毛は毛髮の色を云、旅酬の後、賓客みなたちさりて、主人の黨ばかり、廟のうしろの寢にあつまり、昭穆の間に、爵位をわかず、只毛髮の黒白を以て、老幼の座次として飲燕す、よりて齒を序るの故と云、これ老を老とするの義なり、以上の五段、武王周公の禮を制する所、情文をつぶさにして、あまねくつくせることを見つべし、

踐其位、行其禮、奏其樂、

是より下は、上文に春秋修其祖廟と云より下の段々の意を、ひきむすびとく、其とは、みな先王をさす、下同じ、位は、先王の祭に、神明にむかひたまふ位なり、蓋し今日の禮樂は、みな先王のために其意をうけて、制せられたる故に、其ふむ所の位を、即先王の位とす、其禮其樂も亦此義に同じ、

敬其所尊、愛其所親、

先王の尊べる所は、其祖考なり、先王の親める所は、其子孫臣民なり、此二句は、祭禮に就きて、ひろく平時に先王の意に體することをも、かねてとく、

事死如事生、事亡如事存、

陳其宗器、

宗器とは、宗はたつとぶ義なり、先祖よりつたはれる重寶の物を云、祭時にこれをつらねをくは、子孫世をつぎて、よくこれを守る事を示す、

設其裳衣、

衣裳も祖考の遺物なり、祭の時にまうけをき、各その尸となる人にきするぞ、尸とは、神のよりなり、各其孫をたてゝ、これをもてなす、

薦其時食、

四時の祭供、幷にその調和する所の物も、みなさだまりてあるを、かゝずたがへずして、これをすゝむるぞ、

宗廟之禮、所以序昭穆也、

是より下は、祭禮の內につきて、祭を主る人、祖考の意をうけて、其祭にあづかる衆を、處置するの禮意をとく、宗廟にして、歷代の神を合せまつる時、太祖は中位にあり、其次よりは、左右二行にならべて、左を昭と云、右を穆と云、世ごとに、左右くみちかへて、父子は相むかひ、孫はみな祖のつぎにあり、廟をたてならぶる序も、亦かくの如し、而して祭にあづかる子孫も、亦これを以てその位次とする故に昭穆を序づと云、序づとは、次第するとなり、蓋し宗族一體にして、世系みだれざるは、子孫たる者、其親を親として、祖考につかふまつる、大義のある所也、

序爵所以辨貴賤也、

爵は、くらゐなり、祭をたすくる異姓の人をば、その爵位をついでゝ以て貴賤をわく、蓋し同姓の人は、その昭穆の行の內にてこれをわく、是尊とするの義なり。

序事所以辨賢也、

これも同姓異姓をすべて云、事とは、祭禮の諸役なり、事の大小を以て、其才に應して、これをさづくるをば、序事と云、これ衆の中より、賢者をえりわきて、有司とせんがためなり、これ賢を賢とするの義

士庶人より、上天子に達して、同じことなり、

父母之喪、無貴賤一也、

これ上の句の意を釋す、父母生育の恩は、貴賤ことならざる故に、其服も亦一様なり、以上は文武の孝を以て天下を治められつる德を成せるなり、

右第十八章、

此より下二章も、子思聖語を引き來り、周の君孝を以て、先世の德を成し、禮樂をそなへて、大平を致せることによりて、費の大いなることを示せり、

子曰、武王周公其達孝矣乎、

是又上の章の意をかさねてとく、達孝とは、達は通なり、其孝行を、天下の人、通してこれを孝とすればなり、其事は下文に見えたり、

夫孝者善繼人之志、善述人之事者也、

此段武王周公の達孝なる故をとく、人とは、親をさして云、其志のおもむきつることを、うけつぎてこれをとぐ、其事の端いでたるをば、うけつたへてこれを述ぶ、されど志をも事によらざれば、つがれず、事をも志に體せざればのべられず、二つの者つねに相よる、又これを善くつぎ、善くのぶると云は、只そのありつるまゝに、守りなすのみにあらず、變通すべき所あれば、則變通するも、亦これを善くする也、蓋し上の章に見えたる、武王周公の所爲、これその志をつぎ、事をのぶるの、大いなる者り、

春秋修其祖廟、

是より下は、繼述の内より、祭禮をあげて、詳にとく、亦みな天子上にこれを行ひ、下諸侯大夫士庶人までも、其意により通行して、その〳〵隨分の孝を、つくさしむるのとなり、春秋とは、四時みな祭れども、これは二時をまじへあげて、冬夏をかぬるなり、其とは、ひろく祭禮にある所をさす詞、下同じ、祖廟は、祖先の廟宇、貴賤の品によりて、其數多少あり、これを修むとは、修理掃除すること也、

先公とは、周の太祖后稷より、大王の父組紺に至るまで、二十餘代の先君を云、これ亦大王王季の意を推て其先代に及ぼし、追王せずといへどもこれを祭るには、亦天子の禮を以てして、尊敬し玉へるなり、以上は文武の孝を以て、先祖に奉せらるゝ德を成せるなり、

斯禮也、達乎諸侯大夫、及士庶人、

斯禮とは、追王と天子を以て先公を祭る禮をさす、此禮意を、下に通達して行はしむ、其事下に見えたり、

父爲大夫、子爲士、葬以大夫、祭以士

葬禮に死者の爵位にしたがふは、其身につきたることなればなり、祭禮に生者の官祿を用るは、敢て其分をこえざるなり、此段は、周以前より、あり來れる法なれども、下の段の意をおこさんために、まづいへるなり、又葬禮を合せて云は、祭禮の義を相あらはさんがためなり、其意おもからず、又大夫士をいひて、庶人に及ばざるも、例を以て推し知るべければなり、

父爲士、子爲大夫、葬以士、祭以大夫、

祭に大夫の禮を用るは、即上の禮意の下に達する所なり、

期之喪、達乎大夫、

凡そ喪祭の二禮は、相はかりて制する者なるによりて、祭禮のついでに、又これに及べり、期は、年一めぐりの喪を云、これは士庶人より、上大夫までに通達して、みな同じことなり、大小功緦麻の喪は、大夫その位貴きによりて、みな一等づゝくだしてきる、天子諸侯は、いよ／＼貴きによりて、正統の期に服するの外、旁親の期、幷に大小功緦の服、すべて、皆これをたつ、されども、天子の臣とせざる所の人、諸侯大夫その位同き人のためには、皆これに服す、

三年之喪、達乎天子、

武王纘大王王季文王之緒、

是より武王の事をとく、大王は、王季の父なり、緒は、いとぐちなり、事の端を云、大王王業のもとゐをはじめて、王季これをつとめ、文王に至りて、天下三分の二をたもつの類をさす、武王三世の德業の端をつぎて、大いにこれを成せり、下の文即其事なり、

壹戎衣而有天下、

戎衣とは、戎は、兵なり、甲冑の類を云、武王たゞ一たびのいくさにて、殷紂が暴虐をうち、則天下をたもてる也、

身不失天下之顯名、

武王の聖德、その身もとより、天下に顯かなる名譽あり、今其君をうつといへども、亦その名を失はず、蓋しその征伐、天の命ずる所に順ひ、人の願ふ所に應ずればなり、

尊爲天子、富有四海之內、宗廟饗之、子孫保之、

文義みな上の章に同じ、蓋し武王も罪をうち、世をすくふの大功あるによりて、亦此天命をうけ玉へり、

武王末受命、周公成文武之德、

是より周公の事をとく、周公は、武王の弟なり、武王八十七歲にして、天下を得玉ふ故に、おいて命をうくと云、其後わづかに六年にして崩ず、よりて周公成王に相として、禮樂を制し、武王に代りて、文王の志を成せり、この故に、すべて文武の德を成すと云、其事は下文に見えたり、

追王大王王季、

追王とは、其死後に追ひて王號を加ることを云、蓋し大王王季は、みな殷の諸侯たりといへども、周の王業のおこる所を推したづねて、皆これに追王す、文王も追號なれどこゝにのらざること、武王の時すでに追王せる故なりと云、

上祀先公以天子之禮、

義なり、顯然たる美德ありて、よみんじ樂むべき君子とぞ、

宜民宜人、受祿于天、

民は、庶人、人は、官人なり、君の恩愛、下にあまねくして臣民と相よき故に、福祿を天にうくるぞ、

保佑命之、自天申之、

天より此君を保じ佑けて、福祿の命を、かさねぐくだすぞ、上には天命の才によりて篤きことを、物につきて云によりて、次に又詩を引て人の上に及べり、

故大德者必受命、

受命とは、天命をうけて、天子となることを云、これ上の天意と詩意とをうけむすびて、故大德必得其位の節に應ず、祿位名壽みな命の內にあり、一說に、此句は只これ上二句をうけて云、大德の君は、必保佑の命を受と、此說も然るべし、

右第十七章、

此章子思の聖語を引き用らるゝ意、孝は庸行の一事なりといへども、その至極は、大德を成し、大命を受くるに至るを以て、費の用の大いなることを示す、而して其然るゆへんの者は、體の隱なり、後の二章も皆此意なり、

子曰、無憂者其惟文王乎、

無憂とは、よろづ思ひのまゝなることを云、此事下に見えたり、

以王季爲父、以武王爲子、父作之、子述之、

王季は、文王の父、武王は、文王の子、王季仁德をつみて王業をつとむ、これ父なす所あり、武王天下をたもちて文王の德業をひろむ、これ子述る所あり、蓋し文王道をつくせる聖人なりといへども、王季を以て父とせざれば、其作せる所として述べき事なし、武王を以て子とせざれば、わが作す所を、よく述る者なし、文王倶にこれあり、よりてたゞこれのみを憂なき人とす、これまで文王のことをとく、

宗廟饗之

宗廟ノ神霊、天子の祭りをうけ玉ふは、舜其親のために、先世を奉ずるの禮至れり、

子孫保之、

子孫トハ、虞の君思、陳の胡公の類をさす、皆舜の後たる諸侯なり、世々封爵をうけやすんじて、居れり、これ舜其親のために、徳澤を後人に及ぼし玉ふこと至れり、以上皆大孝のことなり、

故大徳必得其位、必得其祿、必得其名、必得其壽、

これ大徳舜の如くなる人あれば、必其相應の福祿を得る道理あることを云、位は、即天子の位、祿とは、天子四海の富、天より命ずる祿なればなり、名とは、聖徳のほまれ、天下後世にあきらかなることを云、壽とは、舜のみとし百有十歳なりけるぞ、蓋し聖人は天に代り極をたて、世を治め民を安じ玉ふ人なるにより て、天よりかくの如き福をあたふること、必然の理也、

故天之生物、必因其材而篤焉、

材は、才質なり、物の器量を云、凡そ天萬物を生育すること、其才のすぐれたる物には、必その才に應して、命をほどこすこと、亦篤く大いなり、これ又自然の天命を以て、聖人福祿をうくることの、必然なることを明せり、

故栽者培之、傾者覆之、

これ又草木の生意を以て、其材によりて篤うする驗をとく、凡そ草木の其根をかたくうへたてたる者は、生氣をいやまして、これをさかやかす、もし其根のかたぶける者は、則からして、たをしくつがへす、これは只上の句をうらがへしたるばかりにて、其意かろし、

詩曰、嘉樂君子、憲憲令徳、

詩は、大雅假樂の篇の詞、君子は位を以て云、憲々を、今の毛詩に顯々に作る、あきらかなるぞ、令は、よき

と、はかられざれば、時として敬畏せざることを得ず、しかるを況やこなたより、いとひをこたりて敬せざることを得んやと、是即人をして齋明盛服して、祭祀につかふまつらしむるの意なり、

夫微之顯

微は、即視れどもみえず、聽けどもきこえざる意、顯なりとはその物に體してのこされず、洋々として在すが如くなる事を云、

誠之不可揜如此夫、

誠とは、道理の眞實にして妄なきを云、凡そ陰陽の造化實理のなす所にあらずと云となし、この故に其發見のあきらかにして、おほはれざること、かくの如しと、則此二段を以て、上文の意を、すべてむすべるなり、

右第十六章、

此章の內、見えず聞えざるは隱なり、物に體し、在すが如くなるは、則亦費なり、此より前三章は、費の小きなる者を云、此後より下三章は、費の大いなる者を云、此章に費隱をかねときて、費の大小も亦其內にふくめり、

子曰、舜其大孝也與、

大孝とは、世のつねの孝にあらずとぞ、其事實は下文に見えたり、

德爲聖人、

舜聖人の德をたもち玉ひて、人其父を聖人の父と稱するは、これ親を世に顯はすの至りなり、

尊爲天子、

これ舜攝政として、天子の位をあづかり玉ふ時のことを云、其尊きこと天子となりて、父を天子の父と稱するは、親を尊ぶの至りなり、

富有四海之內、

其富海內をたもち、天下のあらゆるを以て、其父に奉ずるは、これを養ふの至りなり、

り、

視之而弗見、聽之而弗聞、

鬼神は、體なきによりて、これを視れども其形見えず、これを聽けども其聲聞えず、

體物而不可遺、

體物とは、物の體となるぞ、蓋し鬼神は、體なしといへども、よく萬物の體となりて、凡そ物の首尾、本末、始終、生死鬼神の體せざる處なし、少もこゝは體せざる處と、のこして外にせられざるなり、

使天下之人齋明盛服、以承祭祀、

齋明とは、ものいみするぞ、齋は、心をむらなくととのへて、專一にする義なり、明は、いさぎよきぞ、身心をきよむることを云、盛服とは、衣冠を盛にして、美をきはむるを云、鬼神よく天下の人をして、みな其本を思ひ功に報ることをすてをかせず、其祭るべき時に及べば、必齋明盛服して、其禮につかへまつらしむ、

洋洋乎如在其上、如在其左右、

洋々は、めぐりうごきて、みちみてる意なり、祭祀の時鬼神の聲形はなけれども、洋々として其上にもあり、其みぎひだりにも、あるやうにて、かろしめあなどられざるなり、此二段は、祭祀の鬼神、よく人をして、をそれつゝしみて、これにつかふまつらしむることをいひて、其物に體して、遺すべからざることの、あきらかなる驗とす、

詩曰、神之格思、不可度思、矧可射思、

詩は大雅抑の篇の詞、これを引て、上文の意を明す、云意は、鬼神つねにわが身の上にのぞみ居て、我わづかに感ずることあれば、則必來りてこれに應ず、その感應の機、はかりしりがたし、是即洋々として、其上と左右に、在すが如くなるの意なり、又云其きたるこ

これ平常の理、共に初學德に入るのことをさす、遠と高とは、これ君子德をなすのことをさす、

詩云、妻子好合、如鼓瑟琴、

詩は、小雅棠棣の篇の詞、其妻子と相よみんじやはらげること、琴瑟をしらべあはせて、ひきならすが如しとぞ、

兄弟既翕、和樂且耽、

兄弟あつまりあひて、共に相やはらぎ、たのしむと也、

宜爾室家、樂爾妻孥、

宜しとは、中よきを云、爾とは、只其と云義なり、室家とは、一家の人を云、孥は、子孫なり、是上をうけて云、かくの如くなれば、これよく其家人によく、其妻子をたのしむと、子思此詩をひき、家を齊る一事をあげて、邇く卑きよりするの意を明す、

子曰、父母其順矣乎、

夫子此詩を誦して、これを賛美しての玉はく、人よくその妻子にやはらぎ、兄弟によきこと、かくの如くなれば、則その父母これを安樂して、和順なるべしと、子思又此語をひきて、遠きにゆき、高きにのぼるの意を明す、

右第十五章、

以上の三章は、みな費の小をとく、

子曰、鬼神之爲德、其盛矣乎、

鬼神とは陰陽の氣の靈妙にして、よく造化をなす處より、これに名つく、わかちて云時は、陰の靈を鬼と云、陽の靈を神と云、されども陰陽は、もと一氣にして、つねに往來相推す、其氣の來りて伸るは、これ陽の時にして、神と云、即伸の字の義なり、歸りて屈るは、これ陰の時にして、鬼と云、即歸の字の義なり、蓋し此鬼神は、陰陽の造化をなす德を以て云、鬼神即その德の名なり、されども爲德と云時は、人の爲人處を云が如し、其往來屈伸して造化をなす性情と、其功なれる効とをさして云なり、其盛なる義は、下文に詳な

所あるも、なほ人を尤る意あり、君子はたえて此念なし、

故君子居易以俟命、

これ上文をすべて云、君子其位に素して行ふ、當然の道は、をのづから平かにして、やすらかなり、よりて易きに居ると云、居るとは、安んずる意あり、而して其あふ所の吉凶禍福は、天命の來るにまかせて、これをまちうく、是其外を願はざる也、

小人行險以徼幸、

險しとは、患難危險のみならず、凡そすまじき所をするは、みな險なり、此句は上の句と字々みな相反す、只これ小人の行を以て、君子の德をうらがへしあらはす、其意かろし、

子曰、射有似乎君子、失諸正鵠、反求諸其身、

正鵠は、みな弓いる的の名、布の侯にえかくを正と云、賓射にこれを用ふ、皮の侯にをくを鵠と云、大射にこれを用ふ、云意は、射の法は、君子の道に似たることあり、もし、其的にはづるれば、わが身に反り求むと、蓋し君子は己を正うして、外に求めず、その行なはれざることあれば、己に反り求めて、自みそなはし、其いまだ足らざる所あれば、これを盡すと云意を以て上文をむすべるなり、

右第十四章、

此章は、子思の言なり、凡そ章首に子曰の字なき者同じ、これ上の章をうけて云、道すでに人に遠からざれば、君子たゞ其居る所によりて、當然の道をつくし、外をしたふの意なかるべしとなり、

君子之道、辟如行遠必自邇、辟如登高必自卑、

これ上の道の費をうけて云、それ道は在らずと云所なけれども、そのこれにすゝむことは、必次序ありとなり、たとへの意、邇とは、これ目前の事、卑きとは、

素は、現在の意、君子は只其居る所の位に現在して、其位にてすべき所の事を行ひ、少も其外を願ふの心なし、心は、即事の中にあり、兩頭にあらず、此二句を一章の綱として、下文にこれを詳にす、

素富貴行乎富貴、素貧賤行乎貧賤、素夷狄行乎夷狄、素患難行乎患難、

是より其位に素して行のことをとく、富貴貧賤等は、これ其居る所の位なり、これを行ふとは、その富貴貧賤等を處置する道を行ふぞ、

君子無入而不自得焉、

入るとは、身の入りて居る處、上の富貴貧賤等の外をも、かねて、ひろく云なり、君子の其位に處置すること、ひとり自その道を得て、その居る所のまゝに安んぜずと云ことなし、此句亦すでに、其外を願はざる意あり、

在上位不陵下、在下位不援上

是より其外を願はざるのことをとく、又これ上位と下位とをあげて、其居る所の位をつくす、陵下とは、下にある者の我に順はんことを求めて、威をほどこして、これををどすぞ、援上とは、上にある者の我をめぐまんことを求めて、其勢をひきたのむぞ、君子はかくの如くせざるなり、

正己而不求於人、則無怨、

此段は、只これ上二句の意を足す、下を陵がず、上を援かずして、ひとり己が身を正くするは、即亦其位に素して其道をつくすの意あり、人に求めざるは、即其外を願はざるなり、人に求めざる時は、則怨むべき所なし、兩層あるにあらず、

上不怨天、下不尤人、

これ亦怨なき意をかねとく、もしそれ人に求めずといへども、その志を得ざる時、命にゆだねて安ずるも、なほ天を怨る意あり、己を是とし、人を非とする

庸德之行、庸言之謹、

庸は平常なり、庸德とは、即上の人倫をさす、庸言も、亦其間にて云ことなり、これを行ふとは、よく其事實をふむ、これを謹むとは、よく其可なるをえらび、不可なるをいましむ、これ上をうけて云、かくの如きの庸德を行ひ、庸言をつゝしむと也、

有所不足、不敢不勉、有餘、不敢盡、

凡そ行は足りがたくして、言はすぎやすし、よりて德を行ふといへども、心になを足らざる所ありとして、必これをつとむれば、行ふ所ます／＼すゝむ、言を謹むといへども、心になを餘ありとして、必つくさじとすれば、謹むことます／＼至る、

言顧行、行顧言、

顧るとは、彼と此と見あはす義なり、君子これを顧るにはあらず、蓋し言をつゝしむの至りは、言より行をかへりみるに、足らざる所なし、行をつとむるの至りは、行より言をかへりみるに、餘ある所なし、すべて言行相應じて、少もたがはざることを云、

君子胡不慥慥爾、

慥々は、篤實なる貌なり、云意は、君子の言行かくの如し、豈慥々たらずやと、これを賛美してなり、蓋し凡そ事みな實心よりいでゝ、少もうきたるところなきを云、

右第十三章、

上の章に、道の用廣大なることを説く故に、人これを高遠に求んことを恐る、よりて此章に、又道の人に遠からざることを云、然れども道人に遠からざるを以て、夫婦の愚不肖も、まことに能する所あり、而して又丘いまだ一つをも能せずとの玉ふは、即亦聖人の能せざる所なり、すべてこれ彼の費なりとする所にして、其然るゆゑんの隱は、則其中にあり、下の章も亦これになずらへて見るべし、

君子素其位而行、不願乎其外、

はんとならば、その手を下す工夫、忠恕にしくはなし、よりて此二字を、こゝにさらにあげ示す、道は即人に遠からぬ道なり、忠恕をつとむる時は、此道を得るに近し、此より彼に至まで、相さるの間遠からぬなり、

施諸己而不願、亦勿施於人、

是即恕のことなり、勿れとは、自いましむる詞、施すとは、しかくる義なり、蓋し己が心を以て人の心をはかりみるに、同じからずと云ことなし、これ道の人に遠からざることを見つべし、この故に、己が身にかけて、願ふまじきことをば、人にもしかけじと、自いましめとゞむるは、即亦人に遠からずして、道を行ふことなり、

君子之道四、

此より章の終に至るまで、みな人に遠からざる道に體する者の事としてつとむる處を説く、四つとは、下文の父子君臣兄弟朋友をさす、人の大倫也、

丘未能一焉、

これ夫子の謙詞なり、されども聖人の心は、いまだかつて、自滿りとし玉ふことなき故なり、

所求乎子、以事父未能也、

此より下四句、みな忠恕の意をうけ來り説く、求むとは、責る義なり、云意は、人の子たらん者に、せめ行はしむる所、これを以て、わが父につかふまつること、われいまだこれを能せずとなり、凡そ人に責る所は、みな道の當然なり、これを己に反して自せめ修むるは即恕の意なり、

所求乎臣、以事君未能也、所求乎弟、以事兄未能也、所求朋友、先施之未能也、

句義みな上に同じ、同門を朋と云、同志を友と云、先施すとは、わが方より、まづしかくる義なり、五倫の目、夫婦をの玉はざることは、婦に求る所、以て夫に事ふといはざる故なり、

道は、これ人の道なり、もと人の本性にしたがふ、事理の當然にしてたれもよく知りよく行ふ所の者なり、豈それ人情に遠き者ならんや、

人之爲道而遠人、不可以爲道

人もし道を行ふとして、平常なることを、するに足らずと思ひ高く怪しくして、人情に遠く、行ひかたきことをつとむるは、則これ異端の法にして、君子の道とはせられざる者なり、

詩云、伐柯伐柯、其則不遠、

詩は豳風伐柯の篇の詞、柯は斧の柄なり、則は、法なり、人木を伐て、斧の柄を作ること、其長短の法則、すなはち其きる所の斧の柄にありて、遠からぬなり、

執柯以伐柯、睨而視之、猶以爲遠、

睨とは、しりめに見ることなり、柯をもちて、柯をきれば、其法ちかきにありといへども、亦彼と此との異なるによりて、きる者これをすがめ見て、心になを遠しと思ふ也、

故君子以人治人、

人の道とする所は、即人の身にそなはりて、彼此のへだてなし、この故に、君子の人を敎ること、即其人の道を以て、還して其人の身をおさむ、

改而止、

其人よく非を改る時は、やめて治めず、蓋しこれ亦人を責るにをの〳〵其よく知りよく行ふ所を以てして、人に遠き道をば、行はまく欲せざるなり、

忠恕違道不遠、

忠とは、わが心をつくして、のこす所なきを云、恕とは、わが願ふ所を、人にをし及ぼして亦その願ひの如くなさしむることを云、忠にあらざれば恕をなされず、恕にあらざれば、忠を推されず、形と影との如し、體用の分あるのみなり、それ人と、人と、此心同じく、心と心と此道同じき故に、人に遠からずして、道を行

と、すでにつくせり、されどもいまだ化育の流行活動のをもむきを見得ず、又此詩を引て、其意を明す、これを以てたとへとするにあらず、蓋し鳶と魚とは、即化育の一物飛と躍とは、即化育の一機なり、只これ上と下とにをいて、此二つをあげて、凡そ天地の間に充満する所、洋々として皆かくの如くなることを示せり、

言其上下察也、

これ子思詩を釋するの詞、其とは、道の體段をさす、云意は、此詩の詞、凡そ道體の流行活潑すること、上みをきはめ、下をきはめて、其あきらかなること、かくの如くなることをいへりとぞ、

君子之道、造端乎夫婦、

此より下二段、上をうけ來り、君子道に體するの工夫をいひて、上文をむすぶ、造端とは、端は、はじめの義也、云意は、君子の道、これに體するのはじめをなす所は、夫婦日用の、近小なる所を、つゝしむにありとぞ、

及其至也、察乎天地、

至れるに及ぶは、上の義と同じ、天地に察なるは、即上下察なるの意、されども上には、道の流行の明なることを云、こゝには、道の充満の明なることを云なり、

右第十二章、子思之言、蓋以申明首章道不可離之意也、

上に中庸の義を論して、すでにをはれり、これより又子思費隱大小の論をたてゝ、此道の廣大なる、在らずと云所なく、至らずと云所なきことを、いひて、かさねて首章の道離るべからずと云の意を明せるなり、

其下八章、雜引孔子之言、以明之、

下の八章は、子思自言の間に聖言をまじへ引て此章の意を發明す、

子曰、道不遠人、

なり、其用の廣大なることかくの如し、而して其然るゆえんの體は、隱微にして見聞の及ぶ所にあらず、よりて費にして隱なりと云、本意は費をとく方に重し、

夫婦之愚可以與知焉、

道の費は、大小遠近、かねつらぬかずと云所なし、もしその近小なるを以て云時は、匹夫匹婦の愚癡なる者といへとも、亦知る人なみにあづかりて、聖人の知るところにも、させるかはりなし、

及其至也、雖聖人亦有所不知焉、

至れるとは、全體をあげて、きはめつくすことを云、聖人といへども、人は人なるによりて、全體盡頭に及では、亦其間に知らざる所あり、

夫婦之不肖、可以能行焉、及其至也、雖聖人亦有所不能焉、

句義並に上文に同じ、

天地之大也、人猶有所憾、

聖人此道にをいて知らず能せざる所あるのみにあらず、天地の德の大いなるといへども、その氣運造化の間には、なを人の心に足らずして、うらめしき所あり、

故君子語大、天下莫能載焉、

この故に、君子の道、其大いなる所を語る時は、天下の至大なる故に、これをのせて其外に出ることあたはず、

語小、天下莫能破焉、

其小さなる所を語る時は、天下の至小なる故に、これをわりて其内に入ることあたはず、蓋し道は、もと大小のわけなし、これを語るによりて、大小わかるゝなり、

詩云、鳶飛戾天、魚躍于淵、

詩は、大雅旱麓の篇の詞なり、上文に道の費を云こ

なさず、聖人こゝにをいてやまざること、つとむる所ありて、敢てやまざるにはあらず、只これ至誠の德息ことなくして、をのづからやむことあたはざるなり、

君子依乎中庸、遯世不見知、而不悔、唯聖者能之、

君子中庸の道によりて、常に相はなれず、もし時を得ずして、世をのがれ、人に知られずといへども、身を終るまで、くひうらむことなし、それ君子にしてかくの如くなることは、たゞ聖者のみこれを能して、他人の及ぶ所にあらずと也、蓋しよく中庸によるは、これ索隱行怪にあらず、世をのがれて知られざるとも、ついに悔ることなきは、これ半塗にしてやむことあたはざるなり、これ則中庸の成德、聖人の地位、智の盡き、仁の至り、勇によらずして、自然にゆたかなる者なり、これまさしく吾が夫子のことなれども、なほ自これに居玉はずして、たゞ聖者のみこれを能すとの玉へるなり、

右第十一章、

子思夫子の言を引て、首章の義をのべらるゝこと、此章に止る、蓋し此書の大むね智仁勇の三達德を以て、道に入るの門とす、この故に、篇のはじめにをいて、即大舜の智、顏淵の仁、子路の勇を以て、これを明せり、それ中庸の道、至精至微なる故に、智者にあらざれば、これを知るにたらず、至正至大なる故に、仁者にあらざれば、これに體するにたらず、又その須臾もはなるべからず、すみやかになしがたきを以て、必勇者にして然して後に、以て自つとめて息まざることを得べし、この故に、もし此三つの者、一つをもすつる時は、則よく道にいたり、德を成すことなし、

君子之道、費而隱、

それ道は、天と人と相通じて差別なし、されどもよく此道に體する者は、たゞ君子人也、この故に、凡そ道を論するには、往々君子の道と云なり、費とは、物を用ること、きはまりなき義なり、蓋し道の發見流行する所ゆくとしてあらずと云ふことなく、時としてつくることなし、凡そ言語の稱說形狀すべき所みな是

國道なくして、窮難にあふ時も、平生守る所の志を、死に至るまで變せずこれ貧賤にもうつされず、威武にもかゝめられざることを云、それ强は、其力人に勝ことあるよりも、よく自勝を以て難しとす、此四つのこと、自その私欲に勝者にあらざれば、能せず、君子の强、いづれかこれより大いならん、夫子これを以て、子路につげ玉ふは、その血氣の勇を、をさへて、德義の勇に、すゝましめんがためなり、

右第十章、

此章は、上をうけて、かの中庸の能すべからざることをば、必この君子の强の如くして後に、よくえらんでこれを守るに、ちかゝるべきことを示せり、すべてこれ勇のことなり、

子曰、索隱行怪、後世有述焉、吾弗爲之矣、

索隱とは、かくして人の知りがたき理を、うがちもとめて、知ることを云、行怪とは、ことやうにて、人のたへがたきわざを、しゐつとめて行ふことを云、かくの如くなる者は、世をあざむき、名をぬすむに足れるを以て、後世或はつたへのべて、稱美することあり、されども吾はこれをすまじとなり、蓋し索隱は、知ることのすぎて、善をえられざるなり、行怪は、行ふことのすぎて、中を用ひざるなり、知行共にすぎながら、これに居て、自うたがはざるは、これ强なるまじきことに、强なるなり、それ知るは、智のこと、行は、仁のこと、其勇を用ること、あたらざるによりて、智仁もみな中を得ず、聖人豈それかゝることをせんや、

君子遵道而行、半塗而廢、吾弗能已矣、

此君子は、ひろく學者を以て云、下同じ、半塗は、中塗なり、君子は、道にしたがひよりて行ふ、これよく善をえらへばなり、されどもこれを守るにたへずして、中塗にしてやむ者あり、吾は、やむことをばえせじとなり、蓋し其知ることこれに及べども其力たらずして、行ふ所及ばず、これ强なるべきことに、强ならぬ也、只それ勇なき故に、仁も其功成らず、智も其用を

にすぎて、剛に及ばざれども、亦忠厚の道なるを以て、君子の居る方に屬す、

衽金革、死而不厭、

これより北方の强をとく、衽とは、しきて坐臥する者なり、金は、戈兵の類を云、革は、かはなり、甲冑の類を云、古は、革にてつくればなり、これを衽にすとは、常に武具をはなたずして、これとなれ安んずることを云、かくの如くにしてその平生の志、死におもむくことにあかず、

北方之强也、

北方は、風氣嚴肅なるによりて、其人剛勁なり、この故に果敢の力、人に勝を以て强とすること、上に云がごとし、

而强者居之、

此强は剛にすぎて、柔に及ばず、もつぱら血氣の强を事とする者の居る處なり、

故君子和而不流、

上をうけて云、南北の强は、風氣のならはしにて、かくの如くに偏なり、かるが故に、學者のたつとふべき君子の强は、云々となり、此君子は、成德の人を以て云、君子は人と相やはらぎて、これと共に流れず、是人に接るの强を云、

强哉矯、

矯は、即つよき貌、其强つよきことかくの如くに矯たりとぞ、すべてほめなげきたる詞なり、下みな同じ、

中立而不倚、强哉矯、

中立とは、獨立の義なり、中間にひとり立て、四旁によりかゝる所なきぞ、これ己れを持の强を云、

國有道、不變塞焉、强哉矯、

塞は、ふさがるなり、下に居て、いまた達せざる時を云、國道ありて、いでつかふる時も、いまだ達せずして、守りつる志を變せず、これ富貴におぼらされざるなり、

國無道、至死不變、强哉矯、

此章は、上に必舜の智の如くして後に、道行はるべく、必顔子の賢の如くして後に、道明なるべしと云意を見れば、中庸の能しがたきことを見る、よりて又此聖言をひきて、中庸の尤能しがたくして、勉めずはあるべからざることを示す、又これを以て、下の章子路强を問の意をおこせるなり、

子路問强、

子路は、孔子の弟子仲由が字なり、强は、つよし、子路勇を好む故に、强をとふ、されども强と勇との字義、精粗の不同あり、勇は只いさみすゝむ意なり、强は自立つ處つよくして、道を任ずる意あり、

子曰、南方之强與、北方之强與、抑而强與、

南方とは、中國をさす、北方は、北狄なり、北に對して云によりて、中國を南方と云なり、抑とは、さにあらずしてこれと、語をかへして、重き方を云詞なり、而か强とは、なんぢら學者のたつとぶべき所の强なり、蓋し南北の强は、土地の風氣によりて異なり、學者の强は、風氣にかゝはらずして、道を以て主とす、夫子此三つをあげて、子路をして自えらばしめ玉ふ、其義は、みな下の段々に見えたり、

寬柔以敎、

是より南方の强をとく、寬は、ゆたか、柔は、やわらかなり、その人を敎へさとすこと、寬にしてえらびふせぐ所なく、柔にしてさかはずしゐず、

不報無道、

人すぢなきことを以て來れども、ただちにうけて、これをむくひず、

南方之强也、

凡そ强とは、其力人に勝ことある の稱なり、南方は、風氣和暖なるによりて、其人柔弱なり、この故に含忍の力、人に勝を以て、强とすること、上に云が如し、

君子居之、

此君子は、ひろく善人をさしていふ、南方の强は、柔

蓋し顏子は眞に道理を知れる故に、よく中庸をえらんで、一事の善を得れども、亦よく之を守て、失はざることかくの如し、それよく中庸をえらんで、之を用るは、賢者の過にあらずして、其知る所眞なり、よく服膺して失はざるは、又不肖の不及にあらずして、其知る所を發するにたれり、則これ中道明なるゆゑなり、

右第八章、

此章は仁のことなり、

子曰、天下國家可均也、

均は、平なり、天下國家を治め平かにすることを云、可均とは、これ天下の至て難きことなれども中庸の能しがたきに比すれば、なを能せらるべしとぞ、蓋しそれ必しも中庸に合はすともなれば、其事一方にかたづきたる故に、才質これをするに近くして、其力よくつとむる者は、則以て能するにたれり、下三句の意も、皆これになずらへて見るべし、

爵祿可辭也、

爵位の高く、俸祿の多きをもなを辭してうけざるべきぞ、

白刃可蹈也、

白刃は、しろきやいば、劍戟のぬき身を云、蹈とは、わが身を以て、これに當ることを云、兵刃をゝかしてゆくことは、なをせらるべきなり、

中庸不可能也、

上兩章の中庸は、毎事の上につきて云、此中庸は、全體を以て云、それ中庸は、義理の精微の至極なれば、其義くはしくして、知ること至り、其仁熟して、行ふことも至り、一毫の人欲なき者にあらざれば、及ふべからず、此三つの者は、難きやうなれども易し、中庸は、易きやうなれども難し、よりて民これを能することすくなし、又此三つのこと、をのづから三德のついであり、首一句は智のことなり、次句は仁のことなり、又次の句は勇のことなり、よりて子思、これを引けり、

右第九章、

世の人みな自いふ、われ智ありと、これ事のきざしを、あらかじめよく知ると、云意を以ていへり、

驅而納諸罟擭陷阱之中、而莫之知辟也、

これ下の段をいはんために、まづ此詞をまうく、詩の興の如し、驅て納るとは、をひいるゝぞ、罟擭陷阱は、みな鳥獸をとる所の者なり、罟は、あみ擭はをりゆいて、内に入れば、出られず、陷阱は、をとしあなゝり、財利色欲等の、みなよく人を害することを知りながら、なをこれにかゝりて、禍をとるは、則その ために、をひ入れらるゝが如くなれども、常に戒めて、其禍をのがれさくることを知らぬ也、

人皆曰予知、

これは自義を知て、えらぶこ とゞはしきと云意を以ていへり、

擇乎中庸而不能期月守也、

期は、めぐるなり、月一めぐりを期月と云、中庸の理を、えらび用ふとは、口にいへども、一月の間も、これを身に守ることあたはず、蓋し眞に中庸を知る者は、必よくこれを守る、これは自擇といへども、いまだ眞に知らざるがゆゑなり、

右第七章、

此章は、上の大智をうけて、人自われ智ありとはいへども、禍をさくることを知らず、中を守ることあたはず、かくの如きの智は、用をなさずして、行をたすくる所なきを云、則又これを以て、道の明ならざる故の端をあげて、必下の章、顏子のよく擇びて、又よくこれを守るが如くにして後に、道明なるべしと云意を、おこせるなり、

子曰、囘之爲人也、擇乎中庸、得一善、則拳拳服膺、而弗失之矣、

回は、孔子の弟子顏淵の名、擇乎中庸と云より下、みな其人となりの實なり、善は、即中庸の理をさして云、拳々は、即さゝげもちて、膺につくるの貌、膺につけて失はずとは、よく守てわすれざることをいへり、

ちかきなり、淺近の詞を云、蓋し舜道理を人に問ことを好み、淺近の言といへども、必察を加へて、善あれば則これをとることを好む、然れば其きゝのこせる、善言なきことを知るべし、されどもこれ舜其意をつけて、かくの如くし玉ふにあらず、又皆外の人より見たてゝいへる詞なり、蓋し聖人の心は、道と一つなり、この故に、見聞感觸する所に、至理あらはれずと云ことなし、よりて自然に問ことを好み、察することを好みたまふ、下の段々も、皆此心を以て見るべし、

隱惡而揚善、

人にとる所の言、もしいまだ善ならざる者あれば、をしかくして、あらはさず、これ其量の廣大なることを見るべし、其言の善なる者は、則あげほどこして、かくすことなし、これ其德の光明なることを見るべし、この故に、人善を以てこれに告ることを樂しむ、よりて善を得ること、ます〳〵多きなり、

執其兩端、用其中於民、

諸人の議論、善なりといへども、亦その事を處置するのおもはく、なを大小厚薄、ひとしからざる所あり、その一端は大のきはまり、その一端は小のきはまりにて、自餘の大小も皆その間にあるを、兩端と云、これをすへとりて、かんがへはかり、其的中の處をあげて、民をおさむる政に、ほどこし用ふとなり、これ其えらぶこと精審にして、行ふこと至極せり、然れども、わが心の權度、くはしくたしかにして、たがはざるにあらざれば、及びがたき所なり、

其斯以爲舜乎、

それかくの如きの大知を以て舜と稱して、其聖德をあふぐとなり、蓋しよく問ひ察することを好み、兩端を執て其中をえらび用るは、愚者の不及にあらず、必その中を得て用るは、又智者の過にあらず、即これ中道行はるゝの故なり、

右第六章、

是より下六章は、知仁勇の三德を骨子となしてとく、此と下との二章は、智のことなり、

子曰、人皆曰予知、

飲食は日用の道にたとふ、味は道の中處にたとふ、それ道は、日用常行の間にありて、しばらくも離るべからざる者なれども、人の資質の偏なるによりて、日々に此道に由りながら、その時中のある處を察せず、こゝを以て、事を處置する所、つねに過不及のついえあり、蓋し人の飲食にをける、全く味を知らざるにはあらざれども、よく五味の中正を知る者は、調和みな宜き所を得て、少も偏勝なし、これなを人よく義理の中正を知る者は、其情發して、皆節にあたるが如し、よりて此たとへをとれり、此段の知の字は、行ふ意をも兼たり、

右第四章、

此章は、又聖言を引て、人中庸をよくすることなき故を、くはしくとけるなり、

子曰、道其不行矣夫、

此語は、もと夫子只世のおとろへて、人道に志ざゝざることを歎きて、かくの如くならば、道はそれついに行はれまじきかとの玉へるを、子思これを引て、世の人道を明にせざるによりて、行はれずと云意にとれり、

右第五章、

此章は上章の道明ならざるによりて、行はれざるの意をうけ來り、道行はれずと云話頭をあげて、下の章舜の大知の如くに、過不及なくして後に、行はるべしと云意ををこせるなり、一説に、此章第二章より下をすべむすびたる詞なり、行はれずと云内に明ならざる意をもふくめり、よりて第六章より十一章まで智仁勇の三德をのべて、此道の行はるべき方法を示せりと云、此說も、よく大意を得たるに似たり、

子曰、舜其大知也與、

大知とは、智慧の大いなるを云、

舜好問而好察邇言、

是より下、舜の大知たる所の實、自その知を用ひずして、人にとりて用ることを云、邇言とは、邇は

知者過レ之、

智者とは、智慧のさとすぎたる者を云、智者は道を求ることと、ふかくあなぐり、日用平常の道を、行にたらずとして、これをあなどり、只知ることのみをつとめて、虚遠にはせ、隱怪を求るに至る、これ知ることの過たるなり、

愚者不レ及也、

愚は、智のくらきを云、凡そ人、智にあらざれば、則愚なり、愚者は、もと道あることを知らず、よりて亦これを行はんことを求めず、これ知ることの及ばざる也、智者のすぎ、愚者の及ばざる、これ中道行はれざるのゆゑなり、

道之不レ明也、我知レ之矣、

句義第一句に同じ、

賢者過レ之

賢者とは、力行のいさみすぎたる者を云、賢者は道を行ふことと、するどにはげしく、學問窮理のことを、するにたらずとして、これをかろしめ、只行ふことのみをつとめて、心まかせにいさみゆき、しがたきことを、このみてするに至る、これ行ふことの過たるなり、

不肖者不レ及也、

不肖とは、似ざるなり、其をとりてあしきこと、たぐひ似ることなき者を云、凡そ人、賢にあらざれば、則不肖なり、不肖一つにあらず、大やう自棄してかぎれる者は、道を行ひがたきこととす、自暴にしてほしいまゝなる者は、初より道を信せず、よりて皆道を講明して、これを知ることを求めず、これ行ふことの及ばざるなり、賢者のすぎ、不肖者の及ばざる、これ中道明ならざるのゆゑなり、此六段、智愚の過不及によりて、中道の明ならず、賢不肖の過不及によりて、中道の行はれざるは、たれも知りやすきことなる故に、これをくみちがへて、人の知りがたき所を發す、されども此意は、章旨の重き所にあらず、

人莫レ不ニ飲食一也、鮮ニ能知一レ味也

小人の中庸にそむくこゝとは、其人すでに少人の質にして、しかも其する所、忌憚ることなくて、私意妄行ほしいまゝなる故に、何事もをのづからみな、中庸と相そむくなり、いみさくることなきは、戒愼のうらなり、をそれはゞかることなきは、恐懼のうら也、

右第二章、

首章の中和は、性情の德を以て云、此章の中庸は、中和の德行を以て云、しかも中庸の中の字は、體用を兼て、中和二字の義其中にあり、ことに中庸と云時は、性情德行の外、事業までを兼得て、其意最も全し、よりて此書の題號篇首の中和をとらずして、二章に出たる中庸をとれるなり、

子曰、中庸其至矣乎、

凡そ人の資質、ひとしからずして、過たる者は中を失ふ、及ばざる者は中に至らず、この故に、只中庸をば、德の至極とするなり、

民鮮能久矣、

民とは、ひろく人をさして云、それ中庸の德は、天性に得る所、たれもことならずして、人のしがたきことにあらず、されども後世教化おとろへて、人行實をつとめず、この故に、よく此德に體する者すくなし、かくの如くになり來れること、すでに年久きとなり、世を嘆き玉ふ詞なり、

右第三章、

此章は、上の章をうけて、中庸の德、たゞ小人これにそむけるのみならず、諸人もこれに體する者すくなきことをいひて、下の章、道の行はれず、明ならざるの意をおこせり、これ子思こゝに聖語を引き用ひらるゝ意なり、聖語の本意、かくの如くなるにあらず、是より下もみななずらへて知べし、

子曰、道之不行也、我知之矣、

道は、天理の當然、即ち中庸の道なり、これ上をうけて云、世に道の行はれざることを我其故をしれりとぞ、

こひねがふべし、

楊氏所謂一篇之體要是也、

體要とは、體は實なる義なり、詞の質實にして、かざらず、簡要にして、つゞまやかなるを云、中庸一篇の大意此一章にすべたる故に、かくいへるなり、

其下十章、蓋子思引夫子之言、以終此章之義、

下第十一章までにして、此章の義を、發明しをはれり、

仲尼曰君子中庸、

君子の德その心術制行、みな中庸なり、蓋し中庸は、倚偏ならず、過不及なくして、平常なるの理、乃ち天命の性にしたがひ、日用事物の當然にして、精微の至極なる道なり、よりて只君子たる人のみ、よく此道に體して、其德身にそなはれるなり、

小人反中庸、

小人は、心わたくしにして、行ほしいまゝなる故に、何事もみな中庸と、うらちがひにそむけり、

君子之中庸也、君子而時中、

君子の中庸なることは、其人すでに君子の德ありて、しかも其する所、又よく時々にしたがひ各其事の中正を處置して、少も過不及なきを以て也、蓋し中道には、一定の體なし、時にしたがひて其事の上へにあり、こゝを以て、其理平常にして不易なり、權衡を以て、物をはかるに同じ、其權一處になづまずして、かなたこなたへうつる故に、その輕重の中正を得て、其常法をあらためかへられざるが如し、君子は其道我にありて、離るべからざることを知る、この故に、よく戒愼恐懼して、其行ふ所、時として中ならずと云ことなし、

小人之反中庸也、小人而無忌憚也、

といへども、わが性これが實體となる故に、應用きはまりなけれども、その條理みだれざるなり、則此性己が心にそなはりて、凡そ身をおさめ、事に應ずること、これに由らざることあたはざる故に、しばらくも相はなれがたき也、

次言存養省察之要、

戒懼は、存養の簡要、愼獨は、省察の簡要、存養とは、存はとゞめをく義なり、心をとゞめ養ひいれて、義理と混一ならしむるなり、其工夫、動靜をつらぬきて、しばらくも間斷せず、省察は、心をつけて、みそなはす義なり、事爲念慮の微をかんがへみそなはして、必私欲をのぞきすつ、其工夫、動のはしにありて、少も粗略にせざるなり、

終言聖神功化之極、

神とは、聖德の微妙にして、はかりがたきを云、聖人の上に又神人あるにあらず、蓋し天地位し、萬物育はるは、聖人功業をなして、風化のさかんなる至極なり、

蓋欲學者於此反求諸身、而自得之、

此より下二段は、子思此章を記せること、學者のかくあらまほしきがためなることをとく、云意は、學者道の體用、已にそなはることを知らば、則此道にをいて、外にむかひて求めず、これをわが身にかへり求めて、われと自會得することありてとぞ、

以去夫外誘之私、而充其本然之善、

外誘の私とは、外誘は、ほかよりみちびくなり、耳目口體の欲、富貴利達の願を云、本然の善とは、本來自然の德、これ天命の性をさす、外誘の私をのぞくは、省察のくはしきにあり、本然の善を充るは、存養のきびしきにあり、人よく私欲の外誘をのぞきて、性善の分量をみつる時は、則致化われより行はれて、位育の功業もやうやくに

義なり、民安く、物さかんにして、鳥獸魚鼈みな若の類を云、蓋し天地萬物は、もとわが身と一體にして、天地の心は、化育の主なり、天地の氣は、化育の具なり、人身の心氣、つねに天地の心氣と相通す、よりてわが身の管領する所の事、つねに心に思ひはかりて、氣にうごきあらはるゝ故に、天地これと相感ずる所、その邪正災祥をのをの類を以て相應す、これ必然の理なり、この故に天下をつかさどる人其心中正なる時は則天地の心も亦正くして、其本位に安んず、其氣和順なる時は、則天地の氣も亦和ぎて、萬物其生育を遂ぐ、中和を致すの效かくの如く大いなるに至る、これ學問の極功聖人の能事なり、これに次では、國家の内、上下の分定り、政事萬端よくとゝのひ、一身の上には、天君泰然として、百體令にしたがふも、亦みな位育の事なり、各その分際にしたがひて、其効を得すと云ことなし、はじめ敎によりて、道に入るものも、戒懼愼獨して、よく中和を致すときは、則敎われによりて立つ、上には中と和と、兩段にわけてとくといへども、體用動靜、もと合一の事にして、中を致さゞれば、よりて和を致すことなし、和を致すにあらずは、亦何を以てか中を致さん、この故に、こゝには中和を合せいひて、上文の意をひきむすぶなり、

右第一章、子思述所傳之意以立言、

子思の傳る所は、即堯舜禹より孔子につたはり、曾子うけて子思にさづけられし所の心法なり、その傳授する意を、のべひろめんために自言をいひたてゝ、これを記せるなり、

首明道之本原出於天而不可易、

本は、木の本、原は、水の源なり、此道天命性よりいで、萬世の通法となりて、あらためかへられず、

其實體備於己、不可離、

實は、虛に對するの稱なり、それ道は、事物當然の理、處にしたがひ發見して甚虛活なる者なり

のしみ、皆情の名なり、情とは、性の發動する者を云、其いまだ發せずして、靜なるは、卽性なり、中とは、卽不倚不偏の義、只これ性のことなれども、其德にかたどりて、中と名づくるなり、

發而皆中節謂之和、

節とは、物のよきほどを云、和はやはらぐなり、喜怒哀樂、發見するときに、皆おの〳〵其節にあたりて、過不及なき時は、相共にやはらぎあひて、少もそむきもとる所なく、まさしく五味の調和するが如し、よりて和と云なり、これ情の正き者にして、亦その德を以てこれに名づく、

中也者、天下之大本也

天命の性は、天下の理みなこれに由りて出る故に、天下の大本と稱す、これ道の體なり、是又性の德について、その事實をさし出せり、

和也者、天下之達道也、

達は、とをる義あり、達道は卽性にしたがふの道、天下古今の事、みな此和によりて、通行する故に天下の達道と云、これ道の用なり、これ亦情の德について、其事實をさし出す、以上四段は、人にそなはり、事に行はるゝ、性情の德を稱して、天下古今の道理、これによらざれば、出る所なく、行はるゝ事なきことを示して、いよ〳〵道はなるべからざるの意を、明せるなり。

致中和、天地位焉、萬物育焉、

致すとは、をしきはむる義なり、戒懼の工夫、つゞまやかにして、動より靜の內に至りて、少もゆがみかたよる所なく、又これを守ること、しばしも忘るゝことなき時は、則その性をきはめつくす、これ中を致すなり、愼獨の工夫、くはしくして、事に應じ、物に接る處少もたがひあやまらず、又ゆくさきも、皆然らずと云ことなき時は、則その情の德をきはめつくす、これ和を致すなり、位すとは、其位に安んじて、おちつきたる義なり、日月星辰のめぐり、其度を失はず、風雨寒暑、其時を以て至り、山くづれず、川つきざるの類を云、育はるとは、その生育をとげて、そこなはれざる

ずと云ことなき故に、時としてのかるゝ事を得、やむことを得べき者ならねば、必つねにこれと共に相そふべし、しばらくの間も相はなして、安んぜらるゝ者にあらざるなり、もししばらくもはなるべくは、性にしたがふことゝせられず、たゞにこれ外物のみ、豈それ道と云者ならんや、

是故君子戒愼乎其所不睹、恐懼乎其所不聞、

戒愼は、いましめつゝしむなり、恐懼は、みなをそるゝなり、上文をうけて云く、この故に君子は、日用動靜の間つね〲つゝしみをそるゝことをわすれず、此心を守り養ひて、天理の本然を失はず、その目に見、耳に聞くことあるときは、云に及はず、見聞く所のなき時までも、敢てあなどりかろしめずして、しばらくの間もわが身をして、道と相はなるゝことなからしむるなり、

莫見乎隱、莫顯乎微、

隱れたるとは、人の見ざる居處を以て、人の知らざる心底をかねて云、微きなるとは、事爲のすこしきなるを以て、念慮のきざしをかねて云、それ隱はいまだあらはれず、微はいまだあきらかならずといへども、すでに其端いで來れる故に、我これを、けし、くらますことを得ずして、即天地に通じ、神人に感ず、よりて萬人の見る所、知る所と少も異なることあらず、これより外に、まして見はれ顯なりと云ことなし、

故君子愼其獨也、

獨とは、人いまだ知らずして、我ひとり知る處なり、上二句をうけて云、君子つね〲戒愼恐懼して、その天理を存養すといへども、事端念慮のわづかにきざして、只我ひとり知る處に最つゝしみを加へて、これらつまびらかに省察し、少も私欲ある時は、必すみやかにかちつくすなり、もし此處にをいて、人いまだ知らずとして、少しもあなどる意ある時は、しらずをぼへず、私欲增長して、必道をはなるゝこと、遠きに至るべし、

喜怒哀樂之未發謂之中、

喜は、よろこび、怒は、いかり、哀は、かなしみ、樂は、た

率レ性とは、性の條理にしたがふなり、率ふは、只そのまゝに、まかする義にて、人これによりしたがふと云にあらず、蓋し性の理もと混然として一つなれども事に應じ、物に接る時は、千條萬派にわかれをこなはる、これ亦性中自然の條理なり、道は、道路の義と同じ、凡そ何事をも、各その當然のなすべきすぢありて、これををこなふは、則をもむく方に、ゆくべき道あり、これをゆくが如し、をこなふは、即ゆく義なり、中華には、行の字に、ゆくとをこなふと、二つの訓なし、それ人のなす所、只その性の條理のまゝにしたがへば則日用事物の間各その當然の道あらずと云ことなし、よりて性にしたがふを道と云なり、

修レ道之謂レ教、

修むとは、品はかち、程よくする義なり、性と道とは、たれも異なる所なけれども、うくる所の氣に清濁あるによりて、其性の理のひらけて通ずるあり ふさがりて通せざるあり、これによりて聖人凡そ人の行ふべき、當然の道を、おさめわけ、あとかたをつけて、たれもとりをこなはるゝやうにし玉ふ、禽獸草木の類は其の性はなはだふさがりて、自教によることあたはざる故に、聖人これを制し、これを用ひて、各その道にしたがはしむ、これも亦教なり、凡そ國家の政も、みな教のためにまうけらるゝなり、此三段、性道教の三字の名義を釋するに似たれども、全篇の大むね、只道を明さんがためなり、よりて上二句は、まづ此道の本原天理の自然にいでゝ、人性にそなはることを示す、人これを知るときは、此道己がもとよりある所にして、外にもとむる事をまたず、只わが本性にしたがひて、わが身をおさむることなりとさとる、又下一句をよむときは、聖人の政教みな人物の本性にしたがひ、各其道を行はしむることにして少もしゐたることにあらざることをしる、然れば三句の主意、只道の一字を發明するにすぎず、

道也者不レ可ニ須臾離一也、可レ離非レ道也、

上文に道を發明する意をうけて云く、それ道は、日用事物の間、つねに行はでかなはざる理にして、もと天性に得て、人心にそなはり、物とし事として、あら

くて、すきまなき義なり、それ道の体段至大にして外なく、至小にして内なし、この故にその功用、これををし放つ時は、六合の廣大なる間にみちふさがり、これをまき收る時は、一心の深密なる内に、かくれこもるなり、

其味無窮皆實學也、

道理くはしく、ふかき故に、これをよめば、其味きはまりつくることなし、これをまなぶときは、みな身を修め、世を治むる、實用をなす、學術にして、一つもむだごとにあらず、盖し虚無寂滅の教へは、理味あるやうなれども、實用にたゝず、權謀術數のしわざは、實用あるに似たれども、理味あることなし、みな聖人中庸の道にあらざればなり、

善讀者玩索而有得焉、則終身用之、有不能盡者矣、

此一篇の書、文字多からずといへども、よくよみとる者、其詞を玩び味ひ、其理を究め索めて、心にさとり得ることあらば、身を終るまで、其道を受用するとも、得つくすまじき所あらんとぞ、

天命之謂性、

天と稱するに、あまたの義あり、或は形體を以ていひ、或は主宰を以ていひ、或は道理を以て云、此天の字は、造化の主宰を以て云、命は、令と云が如し、上より下へ事をいひ付る義なり、性とは、人物の天にうけて生ずる所の理なり、心に付たる物なるによりて其文字、生を心に从へて作れり、それ天の人物を生ずること、陰陽五行の氣を以て、形體をなし、其理をも亦これにしたがひて、しきあたふ、その命令の如くなる故に天命と云、人物をの／＼其賦する所の、陰陽五行の理によりて、健順五常の德をそなふ、これをば性と云なり、天の賦すると人にそなはれるとによりて、性命の名異なるといへども、其實は只理の一つなり、

率性之謂道、

して、天下の定れる道理なり、これふたゝび正道定理を以て、不偏不易の義を明せり、

此篇乃孔門傳授心法、

傳授とは、つたへさづくるぞ、此中庸の一篇にのする所は、孔氏の門下にて、夫子これを曾子につたへ、曾子これを子思にさづけられたる心法なり、それ中庸の道、事々物々に應ずる所をの〳〵ことなるといへども其簡要たゞ一心にすべたるを以て、心法と云、法も亦道なり、

子思恐其久而差也、故筆之於書、以授孟子、

筆すとは、かきしるす義なり、子思この道の異端にさまたげられ、年代久き後に、たがひあらんことを恐れて、この故に、これを書にかきのせてつたへらる、これ今の中庸の書なり、而してこれを孟子に授けられたるによりて、孟子もよく孔子の心法をつげり、

其書始言一理、

一理とは、只一つの道理なり、これ天命の性をさす、性は天下の萬里混一の本體なり、

中散爲萬事、

萬事とは、智仁勇の三達徳、君臣父子夫婦昆弟朋友の五達道、並に天下を治る九經等の目をさす、これみな一理の萬事に散在するところなり、

末復合爲一理、

此一理は、上天の載は、聲もなく臭もなしと云、これなり、蓋し天道の精微にして聲も臭もなきは、これ中道の至極にして、萬事に散じたる道理、又みな相ひ合ふて、此一理に歸す、

放之則彌六合、卷之則退藏於密、

天地四方を六合と云、合は、對なり、上下東西南北みな相對する故に、六合と云、密とは、きびし

中庸

中とは、物のまんなかにありて、前後左右にかたよらず、すぐさまに立て、かたぶきゆがまざる義なり、これ人心いまだ物に應ぜずして、靜なる時の模樣なり、これを未發の中と云、中道の體なり、此心動きて物に應ずるとき、をの〱其當然の理にあたりて、過もせず、及ばずもあらざるは、已發の中にして、中道の用なり、中庸の中は、もと過不及なき義なれども、必其體あるによりて、其用をこなはるゝ故に、まづ體の中をこゝろえて後に、用の中をあきらむべし、庸は、つねなり、只常にて、平なる道にして、ことやうに、あやしき所なきを云、蓋し中道は、をのづから平常にして、少も差異なる事なき故に、又庸の字をつけて、中庸と云なり、この中庸の道、其身にそなはりたるを、中庸の德と云、されども道を以て云事、其本義なり、

子程子曰、不偏之謂中、

不偏とは、かたよらざる義にして、又かたぶかざる意をも兼ね、體用を混じていへり、

不易之謂庸、

不易とは、かへられざるぞ、庸の本義は、只これつねなれども、其道平常なれば、必萬世を歷てもあらためかへられざる故に、亦不易の意にも取るなり、されどもこれは一轉したる義なり、

中者天下之正道、庸者天下之定理、

天下とは、いづくにあり、いかなる事につきてもと云義なり、道と理とは、只これ文を互にしていへり、必しも其わけなし、蓋し中と云時は、不偏にして天下の正き道理なり、庸と云時は、不易に

て略をひつさげ、略によりて詳を致せるあり、巨細畢學とは、巨は大、細は小なり、その道を論ずること、外は大なることをきはめ、內は小さなることをつくす、又漸々に大をきはめ、小をつくせる處あり、これ巨細ことごとくあげてのこさゞるなり、凡そかくの如くなること、みな章句によりて、これをしるなり、

而凡諸說之同異得失、亦得以曲暢旁通而各極其趣、

これ或問の書たる意をとく、同異得失とは、諸說のかれこれ同じきと、異なると、義理を得たると、失なへるとを云、曲暢は、つぶさにのぶるなり、旁通はあまねくとをるなり、その同異得失の意趣、つぶさにのびて、至らざる所なし、これ竪にとく、あまねく通じて、及ばざる所なし、これ横にとく、凡そかくの如くなること、或問によりて、各その趣を、きはめつくすなり、

雖於道統之傳不敢妄議、然初學之士、或有取焉、則亦庶乎行遠升高之一助云爾、

議とは、擬議なり、なずらへはかりみる意あり、行遠升高とは、此書に行遠必自邇、登高必自卑と云を、とりていへり、云意は、中庸は聖賢道を傳るの書なり、然るを今章句或問つくること、敢て妄に、みづから道經の傳を任ぜんと、擬議するにあらず、只初學の士、とりて見ることあらば、遠きにゆき、高きにのぼる、一かたの助けになるべきがとぞ、云爾とは、かくいひたる者ぞと云詞なり、然れどもみづから立つ所、卑く近くば、いかんとしてか、人を遠きに致し、高きに引くことを得ん、これ其詞は、謙りといへども、みづから任ずるのをもきこと、のがれがたき所あり、此段も大學序の終と、其意大槩相似たり、

淳熙己酉春三月戊申、新安朱熹序、

注解みな大學の序に見えたり。

先儒の諸説を、よせあつめて、其或はすぎ、或は及ばず、或は左右へそれたる間にて、一つの中處を、こゝぞとさしさだめて、既に此書のために、章句一篇を定めあらはす、而して其いまだ是ならざる處は、今より後の君子の、修め正すことをまつと、これも亦謙詞なり、

而一二同志、復取石氏書、刪其繁亂、名以輯略、

同志は、志を同うするの友也、實は其門人をさして云、石氏が書は集解なり、繁亂は、其説のおほくして、入りみだれたるを云、これはけづりすてゝ簡略にするなり、よりて輯畧と名づく、あつめて畧することなり、

且記所嘗論辨取舍之意、別爲或問、以附其後、

又輯畧の諸説の是非を、論じ辨きて、此を取り彼を捨たる意趣をしるして、或問とす、其書の體、或人の問をまうけ、それに答て其意をつくせる故に或問と云、これを以て、輯略のあとにつけをくぞ、

然後此書之旨、支分節解、脉絡貫通、詳略相因巨細畢擧、

此一段章句の書たる趣をとく、此書とは、中庸の本文をさす、支分とは、ゑだわかるゝなり、節解とは、ふしとくるなり、脉絡とは、血のかよふみちを脉と云、即ち二經なり、經脉の間にまとひてあるを絡と云、即ち五絡なり、是みな人身にたとへて云、凡そ中庸の一篇四大支にわかる、人の手足四體を四肢と云が如し、首十一章は中和、次九章費隱、又次十二章は天道人道、其卒一章は、一篇の總要、共に、三十三章にして、三十三節に解けたり、四肢にをの／＼骨節あるが如し、而してその意義の終始に貫けるは、脉絡の四肢を共に貫けるが如し、よりて又脉絡貫通と云なり、詳略相因るとは、四大支をの／＼初の章に大略をあげ、次々の章これを詳にす、これ詳は略により、略は詳による、又段々の相うくる間にも、或は詳により

是以大義雖明而微言未折、

門人の記したる程説にて、此書の大段の義は、明なりといへども、その精徴にしてふかき詞は、いまだわきほどけず、

至其門人所自爲説、則雖頗詳盡、而多所發明、然倍其師説、而淫老佛者、亦有之矣、

門人所自爲説とは、程子門人の自つくれる中庸の説なり、頗とは、俗によほどゝ云詞、詳盡は、つまびらかにつくせるぞ、發明は、ひらきあかすなり、

熹自蚤歲即嘗受讀、而竊疑之、

蚤歲とは、わかきとしなり、受讀とは、師に受てこれをよむぞ、竊疑之とは、謙詞なり、聖人道を傳るの書なれども敢てひそかに疑ひをたてゝ、これを明さんとするなり、

沈潛反復、蓋亦有年、

沈潛は、皆しづむなり、其理をふかく求るをば、魚のみなそこに、しづみゐることを、かりて云、反復は、皆かへすなり、くりかへして、もてあそぶことを云、有年とは、年比ありて久きぞ、

一旦恍然、似有以得其要領者、

恍然はほのかなる意、要は、こし、領は、ゑりなり、衣をあぐる者、領と腰とをとれば、あげやすきを以て、物の簡要の處を知ることをば、要領を得ると云なり、云意は、工夫年つもれる後に、一旦恍然として、その要領を得ることあるやうになるとなり、蓋し此道にをいて、とりとめたる形象はなけれども、かくぞと見すへたる所あるによりて、しかいへり、さればこれも亦謙退の詞なり、

然後乃敢會衆説、而折其衷、既爲定著章句一篇、以俟後之君子、

會は、あつむるぞ、衆は、諸なり、衷は、中の字と同じ、

程夫子兄弟は、程明道、程伊川、二先生なり、載も年なり、緒は、いとくちなり、云意は、道統たえ、異端盛なること、上に云如くなりといへども、なを幸に此中庸のほろびずして、のこれるあり、この故に、宋朝に至りて、二程子出られたる時に此書を以て考ることありて、かの孟子の後、千歳たえて傳はらざる、道統の緒を、つぐことを得。又此書を以て據りどころとすることありて、かの老佛二家の是に似て非なる説を、さしゝりぞくことを得たり、

蓋子思之功、於是為大、

子思道統の傳たえなんを憂へられしこと、今再これをつぐことあり、異端をこりて、聖道の眞を失はんを、懼れられしこと、今その是に似たる非を、しりぞくることあり、是みな中庸の書あるによりてなれば、子思の此書を作られたる功を、こゝにをいて大いなりとするぞ、

而微程夫子、則亦莫能因其語而得其心也、

中庸の書ありといふとも二程子出ることなくば、亦よく其語によりて、其語の心を得る者なかるべし、蓋し程子より先にも、此書をよみもてあそぶ者、多くありしかど、皆いまだ其心を得ず、程子は則其心を得られたる故に、よくこれによりて、道統をつぎ、異端をひらくことをなせり、

惜乎、其所以為説者不傳、

二程の中庸の説、明道はいまだ書つくるに及ばず、伊川は書ありつれども、後につたはらず、或説に、伊川は其書すでに成りつれども、心にみたざるを以て、やきすてられたりといへり、

而凡石氏之所輯錄、僅出於其門人之所記、

石氏は、會稽の石塾なり、輯錄とはあつめしるすぞ、石氏周程張子及び程門諸弟子の語をあつめて、中庸集解をつくれり、其のする所の二程の説は、わづかに其門人の聞き記したる語ばかりにて、程子の自記しをける語にあらず、

て、又つくせるものはなきぞ、

自是而又再傳、以得孟氏、爲能推明是書、以承先聖之統、

子思より後、又再傳して、孟子の出ることを得たり、孟子すなはち子思の門人に、學をうけ、よく中庸の書を、推し明めて、先聖の道統を、うけつぐことをなせり、今孟子七篇の中に、中庸の書と同意の所、多きを以てしるべし、

及其沒而遂失其傳焉、則吾道之所寄、不越乎言語文字之間、

孟子沒して後、世に道を知る人なくて、道統の傳ついにたえ失せたり、然れば吾が聖道の、たのみ寄る所、たゞ凡そ經書の言語、文字の間にあるのみなり、これを越いでゝ、外にある所なし、

而異端之說、日新月盛、以至於老佛之徒出、則彌近理、而大亂眞矣、

日新月盛とは、漸々に新しくたてかへ、盛にして多くなるとぞ、按ずるに、漢の黄老の術、晉の清談の俗は、みな老氏よりいでゝ、ほゞ情に近く、やゝ盛に行はる、佛法は、後漢の時、はじめて西域より入りけるに、そのかみ、いまだ盛ならず、南朝に至りて、台敎禪學、ならび起れる後、佛氏の說、いよ〳〵理に近くして、盛に行はる、よりて吾道の眞を亂ること、亦甚大いなり、而して老氏は却ておとろへたり、こゝに老佛をつらね云こと、文勢かくの如くならざることを得ざればなり、蓋し異端起りて、正道を妨げ、道統たえて、異端ます〳〵盛なり、みな子思のあらかじめ憂懼せられたるがごとくなり、

然而尙幸此書之不泯、故程夫子兄弟者出、得有所考、以續夫千載不傳之緖、得有所據、以斥夫二家似是之非、

失はざらしむるなり、
蓋其憂レ之也深、故其言レ之也切、
其慮レ之遠、故其說レ之也詳、
此書にしるす所、後世のために、道の明ならざらんを、憂ること深し、この故に、其いふ所、親切にしてたしかなり、道の行はれざらんを、慮ること遠し、この故に其とく所、詳悉にしてつまびらかなり、
其曰二天命率一レ性、則道心之謂也、
此書の首に、天命之謂レ性、率レ性之謂レ道とあるは、即道心をいへるなり、其義は上に原二於性命之正一と云所より推てしるべし、
其曰二擇レ善固執一、則精一之謂也、
又擇レ善而固執レ之と云、擇レ善は、即惟精なり、固執は、即惟一也、執は、守を云、
其曰二君子時中一、則執中之謂也、
又君子而時中すとは、君子の道、時に隨ひて、其中をはかる、即これ執二厥中一と云の義なり、

世之相後千有餘年、而其言之不レ異、如レ合二符節一、
符節は、みなわりふなり、孔曾子思の時、堯舜の世にをくれたること、千年にあまれども、その道を論するの言同きこと、上に云如くに、符節を合するが如し、然れば歷聖の道一致にして、中庸の至極たること、いよ〱知るべし、
歷二選前聖之書一、所以提二挈綱維一、開二示蘊奧一、未レ有レ若レ是之明且盡者也、
歷は、ふる、選は、えらぶなり、提挈は、みなひつさぐるなり、綱は、すぶる所、維は、つなぐ所、蘊は、つむ所、奧は、ふかき所なり、凡そ前代聖人の書を歷わたり、選びかんがへ見るに、此道の廣大にしてすべつなぎたる所を、ひつさげあらはし、精密にして、つみこめたる所を、開き示すこと、此書の如く明かにし

道を得る者を云、宗は、正なり、源流のすぢめ正きことを云、蓋し孔門の諸子、見て知る者、あまたある中に、顏子は博文約禮の敎へによりて、立つ所の卓爾たるを見るに至り、曾子は格致誠正の功をつみて、一貫の旨を悟るに至る、これ二子のみ聖道の宗的を得て、他人の得てあづからざる所なり、

及曾氏之再傳、而復得夫子孫子思、則去聖遠、而異端起矣、

曾子傳る所の道、子思を得て、再びこれを傳へつる時は、聖人の世を去ること、すでに遠くして、楊子墨子が如き、異端の說、やうやくに起れり、異端とは、聖人の道より外に、異なる端を立てゝ、人を敎ることを云、

子思懼夫愈久而愈失其眞也、

子思今より後、異端なを盛んになりて、此道をまぎらはし、いよ〳〵久きにつれて、いよ〳〵正眞の旨を、とり失はんことををそる、

於是推本堯舜以來相傳之意、質以平日所聞父師之言、更互演繹作爲此書、以詔後之學者、

質すとは、證據とする義なり、父師とは、夫子曾子を通じてさす、更互とは、かはる〳〵たがひにするぞ、演は、のべひろむる義、繹は、しきつらぬる意なり、子思堯舜以來の聖賢道統相傳の執中の意を、推しきはめ、たづね本づきて、其證據には、つねにきく所の夫子曾子の語をひけり、されども篇内に、曾子曰くと云語のなきは、蓋し曾子の言も子思の自いふ所も、みな夫子の意を、發明するの外なきによりて、曾子の語は子思の自言の内に、混じ入れられたると見えたり、凡そ此書の體、聖言自言、かはる〴〵とりつゞけて、一篇の文字となし、或はまづ自言をたてゝ、聖言を引てこれを證し、或はまづ聖言を擧て、自言を以てこれを明す、これ更互なり、その更互する所は、みな執中の旨をのべしく、これ演繹なり、かくの如くにして、此書を作りたて、後來の學者につげ示して、此道の眞を

受之際、丁寧告戒、不過如此、則天下之理、豈有以加於此哉、

丁寧とは、人に事を付屬して、くりかへし、ねんごろに云ことなり、告戒とは、戒も告る義なり、蓋し天下の大聖人、天下の大事を、授け受けたまふに、堯すでに舜につげ玉ふことを、舜も亦再ねんごろに、禹につげたまふ所、みな厥中をとることにすぎず、然れば中は、これ至極にして精微の理なり、天下の理は、何事か此上にをきて、まされりとする者あらん、それ中の一字は、聖々相傳の道、これにすぎず、精一の二字は、聖々相傳の學、これにすぎず、

自是以來、聖聖相承、若成湯文武之爲君、皐陶伊傅周召之爲臣、既皆以此而接夫道統之傳、

商王成湯、周の文王武王は、みな聖人の君なり、虞の皐陶、商の伊尹傅説、周の周公召公は、みな聖賢の臣なり、既の字は、下文に孔子の道統をいはんためにまづをきたる詞なり、此の字は、中を執ることをさす、此あまたの聖賢、中を執れること、其語經傳の内、こゝかしこに見えたり、

若吾夫子、則雖不得其位、而所以繼往聖、開來學、其功反有賢於堯舜者、

吾とは、これを親むの詞　往聖とは、それより前の聖人、來學とは、それより後の學者なり、夫子は氣運のおとろへたる時に、出玉ふによりて、王侯の位に居て、世を治め、民を救ふことを、得玉はず、然れども已往の聖人の道統をつぎて、その大成をあつめ、將來の學者の、道を求る方を開示して、萬世の師表となり玉ふ、この故に、堯舜の一時を治め玉ふよりも、其功反て、まさりたる所ある也、

然當是時、見而知之者、惟顏氏曾氏之傳得其宗、

見而知之とは、聖人と世を同うし、直にあひて、其

人欲の心は身のためばかりなるを以て私と云、上に形氣の私と云は、飢て食を欲し、渇して飲を欲するの類なれば、いまだ私欲にあらず、此人欲の私は、天理の公に對して云なれば、これ私欲なり、

精則察夫二者之間而不雜也、

是より精一の工夫をとく、精は、くはしきなり、惟精とは人心道心の二つの間を、きはどくつまびらかにわきて彼此と、まじへ、まぎらはさゞるなり、

一則守其本心之正而不離也、

一は、もつぱらなり、本心の正きとは、本來心の正理に、もとづきて出る道心をさす、云意は、すでに人と道との間を、辨察する時は、則その道とする所を、專一に守りて、しばらくも相はなれずとなり、精は致知のこと、一は力行のことなり、

從事於斯無少間斷、

從事とは、其する事にかゝりて、つとむる義なり、斯とは、精一の工夫をさす、間斷は、たえま也、

必使道心常爲一身之主而人心每聽命焉、

精一の工夫をつみて後、道心常に立て、一身の主宰となり、人心何事をも、每事その命令をうけて、これにしたかへばなり、聽と云も、したがふと云義なり、

則危者安、微者著、而動靜云爲、自無過不及之差矣、

こゝに至りて、かの危き人心、やすんじておちつき、微かなる道心、あきらかにしてかくれず、其身心の動く時、靜なる時、口に云こと、身に爲すわざ、をのづから過ぎ及ばざる差なく、しゐつとめずして、みな中道にかなふなり、是までにて、人心惟危きの義をとき終れり、

夫堯舜禹、天下之大聖也、以天下相傳、天下之大事也、以天下之大聖、行天下之大事、而其授

すれば、いかほどの放逸に至らんも、はかりがたき故に、人心は危殆にして、安からずとは、おちつかざる義なり、

或微妙而難見耳、

微妙は、みなかすかなるぞ、蓋し道心はよく人心の主宰となりて、これを節制する者なれども、私欲にまぎれやすくして、宰制する所さだかならず、見えつ隠れつ、かすかにして、見さだめがたきなり、

然人莫不有是形、故雖上智不能無人心、

上智とは、聖賢をさす、

亦莫不有是性、故雖下愚不能無道心、

亦とは、上の人の字をうけてとく、下愚とは、自暴自棄の小人をさす、

二者雜於方寸之間、而不知所以治之、

方寸とは、四方一寸なり、人の血肉の心の內、せばく、ちいさき者なるを以て、方寸と云、人心道心二つの者、常に方寸の間に、相まじはりてあり、これを治めて、道心を、たすけたて、人心ををさへとゞむるすべを知らざればなり、

則危者愈危、微者愈微、而天理之公、卒無以勝夫人欲之私矣、

人心いよ〳〵危くして、悪におちいらんとす、道心いよ〳〵微かにして、熄るになん〳〵とす、天理は、即性命の理、人欲は即形氣の欲、蓋し道心主となりて、人心これに命をうくれば、其する所みな天理にかなふ、人心事を用ひて、道心これに服従すれば、其する所みな人欲にながる、こゝを以て、天理は、本主宰なれども、ついに人欲にゑかたずして、まげられ、したがふなり、天理の心は、我人に通ずるを以て公と云、

嘗にとは、謙退の詞なり、上文舜の三言の義を、論釋して見んとなり、

心之虚靈知覺、一而已矣、

虚とは、むなしくして、ふさがらぬなり、靈は靈妙にして、さときぞ、事物に感應せずと云ことなきを云、此二字は、すべて心の模様をとく、體用をかねたり、知は、物をわきしる處、覺は、物にふれておぼえあり、氣のつく處、此二字は、もつぱら心の發用をとく、一而已矣とは、かやうの處は、たが心も皆一樣にして、かはりなしと、いひつくして、のこりなき詞なり。

而以爲有人心道心之異者、

心の虚靈知覺は、一つなるに、人心道心異にして、二すぢありとするは、いかなる義ぞなればとぞ、

則以其或生於形氣之私、

これ人心をとく、形氣とは、形體氣血也、凡そ耳目鼻口の聲色臭味につくの類、みな人の形氣より發するを以て、人心と云、これを私と云は、みな我ひとりの、ためにする心なればなり、又此心は形氣のはたらきによりて、湧き出る者なる故に、生ずといへるなり、

或原於性命之正、

これ道心をとく、道とは、當然の理なり、わが性命の理にもとづきて出る心は、行はれて、事の當然にかなふ故に、道心と云なり、性命とは、心に具りたる、仁義禮智の本性、生るゝ初に、天より命ぜられたるものなるを以て、性命と云なり、此仁義禮智の性發して、惻隱羞惡辭讓是非の情となるは、本來の正き理を源として、すぐさまに流れ出るを以て、その正きに原づくと云、原は即源の字の義なり、

而所以爲知覺者不同、

心の知覺する所、人と道との不同あると也、人心道心は、みな心の發用をさす故に、唯知覺を以てときて、虚靈に及ばざる也、

是以或危殆而不安、

危殆は、みなあやうきぞ、形氣の欲を、ほしいまゝに

人の道德、天下の法則となることを云、是即道を修むるの教なり、道統とは、統は系なり、聖賢かはるく世に出でゝ、此道を受け傳ることなり、祖宗子孫の系譜の如くなる故に、道統と云、自來とは、由來の義なり、此段上古の聖人、道統の祖となり玉ふより、由來ありて、後世に此道つたはることをとけり、

其見於經則允執厥中者、堯之所以授舜也、

是より古の聖人道統の傳授經典の内に見えたることをとく、此堯の語は、今論語の末にあり、允とは、信實の義、中は、義理の精微にして過不及なき處、即中庸の道なり、これを執とは、とりて用るぞ、聖人天につぎ、極をたてゝ、世を治め教へたまふこと、此道によらずと云ことなし、この故に帝堯天下を舜にゆづり玉ふ時、此語を告て、其道をさづけたまふ、

人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中者、舜之所以授禹也、

此亦舜の天下を禹にゆづり玉ふ時につげ玉ふ詞、今書の大禹謨に見えたり、其義は下に詳なり、

堯之一言、至矣盡矣、

一言とは、允執厥中と云一句をさす、至れりとは、此上なき意、盡せりとは、かねすべざるところなきことを云、

而舜復益之以三言者、

三言とは、人心惟危の三句をさす、

則所以明夫堯之一言、必如是、而後可庶幾也、

庶幾とは、ねがふ詞なり、云意は、人欲の心はあやうく、道理の心はかすかにして、中道とりがたし、唯精察に理欲を明し、唯專一に道理を守り、必かくの如くの工夫を用ひて後に、何とぞ信實に其中を執ることは、なるべしとなり、

蓋嘗論之、

中庸示蒙句解

中村惕齋講述

中庸章句序、

中庸は、此書の名、其義篇題の下に見えたり、章句は、註の異名なり、章は、語のをはる處、句は、詞のきるゝ處、まづ章句をわけて、其間に訓釋を入るゝによりて、註を章句と云、序は、書のはじめにしるして、下篇の大意を示す詞なり、朱子中庸の書に註して、中庸章句と名づけ、よりて其章句作れる義を、此序にのべられしなり、

中庸何爲而作也、子思子憂道學之失其傳而作也、

これ自問自答の詞なり、子思は孔子の孫、伯魚の子、名は伋、子思は其字なり、下の子の字は、學者先儒を師とあがめて、稱する詞なり、道學とは、道を求る學術なり、此書はもつぱら道を明にする書なるによりて、序にもはじめより、道學道統のことを、主として說けり、蓋し子思何のためにか此書を作れるとなれば、夫子の時は、異端の說ありといへども、いまだ盛ならず、子思の時には、やうやく盛になりて、正道を妨ることあるによりて、後世いよ〳〵盛にして、道學の相傳、たえ失せんことを憂て、其ためにこれを作れるとなり。

蓋自上古聖神繼天立極、而道統之傳有自來矣、

上古聖神とは、大抵伏羲神農黃帝堯舜の五帝をさす、聖神とは、聖人の德、神妙にして測られざることを云、聖人の上に又別に神人あるにあらず、繼天とは、天道につぎ代りてぞ、立極とは、極は法なり、聖

中庸示蒙句解目次

上の第九章の齊家治國は、修身よりうけ來れる故に、むねと敎化のことをとく、此章は、國より天下に推し廣むるの道にして、其處置の得失、公私の利害まで、其端多きによりて、其說長し、されども、大要のつとめとする所は、民の好惡を同うして、其利をほしいまゝにせざるにあり、みな絜矩の意をのぶる者なり、もしよくかくの如くする時は、親賢樂利、をの〳〵其所を得て、天下平かならずと云ふことなし、

凡傳十章、前四章、統論綱領指趣、後六章、細論條目工夫、其第五章、乃明善之要、第六章、乃誠身之本、

明善は、格致のこと、要は簡要なり、誠身の本とは誠意の工夫、修身の本たればなり、蓋意を誠にするによりて、心を正うし、身を修る時は、其身に誠ありて、眞實无妄なり、是致知力行の兩端、十傳の至要、此二章にあることをさとし、又中庸孟子に出たる、明善誠身の語をとり、大學の格致誠意に分貼して、孔曾思孟相傳の宗旨なることを示せり、

在初學、尤爲當務之急、讀者不可以其近而忽之也、

此書初學の急務たること、其學をする次第を知て、聖學の全功を明にするにあり、讀者其語の平近にして、玄妙ならざるを以て、これを輕忽することなかるべし、

大學示蒙句解　終

ば仁と云、民と利をあらそはざるよりいへば義と云ふなり、

長國家而務財用者、必自小人矣、

長は、人君官長をすべて云、國家は只國と云ふことなり、小人は、聚斂の臣をさす、凡そ人の上に居て、財用をつとめてもやすことは、必聚斂の小人、これをみちびくによるとなり、

彼爲善之、小人之使爲國家、菑害並至、

彼爲善之四字、其義通せす、恐らくは此句の上下に、文のかけ、字のあやまれる所、あるべしとなり、一説に、彼とは、君をさし、之とは、政をさして、彼これをよくせんとしてとよむ、一説には、上の四字をけづりすつ、一説には、之を小人として、彼これをよしとしてとよむ、一説には、爲の下に、不の字を入れて、彼不善をするの小人とよむ、皆うたがはし、強てとくべからず、小人之の句も、よめがたけれど、本意は聚斂の小人に、國家をさめしむればなり、菑害は、皆わざはひなり、菑は、天よりくだる、害は、人より生ず、蓋財は天の生す所、人の欲ふ所、もし聚斂を事とする時は、必ず其怒ををかし、人の怨をつむ、この故に菑害ならび至るなり、

雖有善者、亦無如之何矣、

事をよくする才辨の者ありといへども、小人のしそこなひたるあとは、これをいかんともすべきやうなきぞ、

此謂國不以利爲利、以義爲利也、

此結語、ことばは上文と同じけれども、上は只義と利の辨を明にす、こゝにはふかく利を利とするの害をさとす、其丁寧の意切なり、

右傳之十章、釋治國平天下、

伐氷之家、不畜牛羊、

伐氷の家とは、郷大夫以上をさす、伐は、うつなり、喪祭の用に、氷室より氷をきりとることを云、喪には尸牀をひやし、祭りには、膳具をひやすためなり、士庶人は、氷を用ることを得ざる故に、郷太夫これをさかへりとして、伐氷の家と云ふなり、牛羊を畜はざるの義、上に同し、鷄豚のすこしきなるを、畜はざることは、云に及ばず、

百乗之家、不畜聚斂之臣、

百乗とは、四方十里の地より、軍役に兵車百兩出すを云、これも卿太夫、百乗の地方の祿をとる者をさす、聚斂は、あつめをさむるなり、定りたる租税の外に、種々のてだてをなし、民の利をかすめて、君の利とする者を、聚斂の臣と云、上の鷄豚牛羊を畜はずと、いひたて來れるも、此臣を畜ひをくまじきを、いはんためなり、

與其有聚斂之臣、寧有盗臣、

寧とは、うけてやすんずる詞、盗臣は、ぬすみする臣なり、君子は己が財をうしなへども、民の利をかすに忍びず、この故に、聚斂の臣あらんよりは、寧盗臣あるべきぞ、されども是は聚斂の臣を、甚にくみてのことなり、實に盗臣あるべしと、ゆるすにはあらず、

此謂國不以利爲利、以義爲利也、

此傳者成語を引て、獻子が言を釋せり、凡そ利と云は、事順利にして天理人情にさはりなきを云、この故に、君子は、只義の安んずる所を以て利として、必しもその成敗をはからず、小人は、ひたすら用の足り、便のよきことを以て、利として義をそこなひ、害をまねくことを、かへりみぬなり、こゝを以て云、國を治るの道は、私利を以て利とせずして、義の安んずる所を以て利とするなり、蓋上文仁者は財を以て身を發すと云より下五段、義の利ありて、利の利あらざる意、すでに明なり、獻子が語を引より下は、又上文の意をくりかへして、ねんごろにとく、上に仁といひ、下に義と云も、亦一理なり、民の利をかすめざるよりいへ

てと云にあらず、仁君はたゞ大道によりて、國用をたし、天下の財を、上にのみあつめず、これを以て、身常に尊榮なることを得るなり、されども、身のさかへんために、かくの如くするにあらず、只これ仁政のしるしをいへるなり、

不-仁者以レ身發レ財、

不仁の君は、身をわすれて、財をつむ故に、爭奪の事をこりて、わざはひ身に及ぶことあり、これたゞ上の句に反して、其意を發明するばかりなり、

未レ有ニ上好レ仁而下不レ好レ義者也、

此より下三段は、仁者財を以て身をおこすことの、必然なる故をとく、上仁を好みて、其下を愛すれば、下必義を好みて、其上に忠なり、

未レ有ニ好レ義其事不レ終者也、

其の字、君をさす、下同じ、下義を好む時は、君の事をへて、とけずと云ことなし、

未レ有ニ府-庫財非ニ其財一者也、

府庫は、皆くらなり、財寶ををさむるを府と云、武具をたくはふるを庫と云、下義を好む時は、又府庫の財もながく君の用となりて、くづれ出る時なし、蓋本を外にし、末を内にすれば、財しばらく聚るといへども、亦悖て出づ、德を愼み、仁を好めば、財散ずといへどもつひに失はず、聖賢ねんごろに、人を警す意、こゝに至りて愈切なり、

孟-獻-子曰、畜ニ馬-乘一不レ察ニ於雞-豚一、

孟は、氏、獻は諡、その名は蔑、魯の賢太夫なり、馬乘とは、車をかくる、四つの馬を云、雞は、にはとり、豚は、ゐのこなり、これを察すとは、家の用に畜ひをきて、多くなすしつらひすることを云、乘車にのる者は、太夫なり、太夫の家には、羊をも用れど、これは、はじめてもちひられて、太夫となる者のことを云によりて、まづ雞豚のことを云ふなり、蓋鷄豚牛羊のいけにゑは、民これを畜て産業とす、太夫は祿をもき故に、用ふることあれば、これを買ひとりて、民の利を、をかさぬなり、

たゞ切にして、意いよ〳〵ふかし、且忠信驕泰は、人心の天理存亡の幾、こゝに決して、此上には、更に云べきことなき故に、得失を論ずることと、こゝに止るなり、

生財有大道、

此より終りまでは、又上に財用をとくをうけて、其本を外にし、末を内にすると、德を愼み仁を好むとの利害を、きはめいふ、此大道は、上の大道中の一端なり、それ土あれば此に財ありといへども、財を理めて、國用をゆたかにすることも、亦これ政の要務なれば、其方法を知るべきなり、然れども、財を生ずるにも、大道あり、或は聚斂して下をかすめ、或は小智を以て、法をたくみにして、これを得べきにあらず、其事下に見えたり、

生之者衆、

農蠶をつとむる者多くして、遊民なきを云、

食之者寡、

食むとは俸祿を以て云、寡しとは、祿を功用なき者に出さず、功用にすぎてもあたへぬなり、

爲之者疾、

民をつかふに、耕作の時をさまたげざれば、つくり出す節にをくれず、

用之者舒、

其入りあしをはかりて、用ることをつゝまやかにし、みだりについやすことなきを云、

則財恒足矣、

上に云如くにすれば、財用つねにたりて、もし饑饉兵革のことありても、事かくことなきぞ、財を生ずるの、大道此四つの外なし、本を外にし、末を内にする者の、よくする所にあらざるなり、是國用をたすことゝいへとも、民財のつきざること、亦其中にあり、

仁者以財發身、

發すとは、さかやかす義なり、財を以てとは、財を用ひ

見不善而不能退、退而不能遠、過也、

文義上に同じ、過つとは、此人を罪にをきやうの、あやまりを云、此二段は、君子にしていまだ仁ならざる人なり、この故に、好惡を公にすることを知れども、其極をつくさゞるなり、

好人之所惡、惡人之所好、是謂拂人之性、菑必逮夫身、

善を好み、惡をにくむは、人之天性なり、もしこれに反する時は、則これ人の性にもとりて、不仁の甚き者なり、これも、成語をひけり、菑必かの身に及ぶは、子孫の世をまたざるぞ、即これ天下の僇となる者なり、その天罰をうくること必然なる故に、必と云、是好惡を私にするの極なり、

是故君子有大道、

此君子は、位を以てこれを云、大道は、即その位に居て、己を修め、人を治るの方法なり、蓋君子の大道、その實は亦大學の道なり、よく此道體する人は、仁者なり、其心至公にして、其政も、好惡の正きことを極む、

必忠信以得之、驕泰以失之、

忠信は、まことなり、何事にも、わが心底を、われにつくして、少ものこす所なきを、忠と云、即此心を事に用ひて、その物體に、少もたがふことなく、言ひもし、行ひもするを、信と云、一物にして、首尾本末あるが如し、わが心より、事にうつして云時は、忠なり、其事より、心にもとづきて云ときは、信なり、驕泰は、みなをごりにして、驕は、たかぶる、泰は、ほしいまゝなり、驕は忠に反し、泰は、信に反す、二つの之の字は、大道をさす、これを得ること、一念の忠信にをこり、これを失ふことも、亦一念の驕泰よりはじまるぞ、此二段は、上の文王康誥の例によりて、亦これを以て、上文を結ぶ、凡そ章内に、三たび得失をいへり、はじめに天下の得失は、民心にかゝるといひ、次に民心の得失は、君身の善否にかゝるといひ、こゝに又君身善否の得失は、其心の忠信驕泰にかゝることを云、其語いよ

人之彥聖、而違之俾不通、

德ある人に、すりちずひて、其することをさまたげ、思ふきさきを、通らざらしむるぞ、是才ある人よりも、亦一入にくむなり、

寔不能容、以不能保我子孫黎民、亦曰殆哉、

是みな上文の義に反す、亦殆しといはん者かなと云も、はじめの若し有りてに、應していへるなり、蓋人の上に居る者、好惡を公にすれば、天下の善を合せて、ながく天下の利をなす、好惡を私にすれば、天下の善をやぶりて、たちまち天下の禍を生ず、利害のわかるゝこと、甚あひ遠きなり、

唯仁人放流之、迸諸四夷、不與同中國、

此仁人は、天下を平にする君を以て云、放流は流罪なり、放は、一所にこめをきて出さず、流は、とをくやりて、かへさず、四夷は、四方のえびすの國、中國は、中華の地なり、只仁人のみ、其心至公にして一毫の私なき故に、もし上に云如くなる、娼疾の者ありて、賢をさまたげ、國をやましむる時は、必これをふかくにくみ、いたくたちて、四夷の遠きに、をひながし、中國の人と、共にをかぬなり、是惡みを公にするの極りを云、其好みを公にするの極りも、これによりて見るべし、

此謂唯仁人爲能愛人、能惡人、

是孔子の語を引て、上文の義を明せり、二つの能の字は、即好惡の極をつくす義なり、

見賢而不能擧、擧而不能先、命也、

此命の字を、一說には、慢に作て見る、一說には、怠に作て見る、皆をこたるなり、人君賢者を見て、あげ用ることあたはず、あぐれども、急にまづあぐること、あたはざるは、心のをこたりなり、

斷斷兮無他技、

斷々とは、誠にしてもつばらなる意、他は外、技は、才なり、誠一の德あまりありて、他の才あれども、なきやうに見ゆるぞ、

其心休休焉、其如有容焉、

休々は、ゆたかなる意、容ることあるが如しとは、其内ひろく大いにして、よくうけいるゝ器のやうなるとぞ、

人之有技、若己有之

此より下は、容ることあるの實をとく、人の才能を、わが身にあるやうに思ひて、必そのある所を、つくさしむるぞ、

人之彥聖、其心好之、不啻若自其口出、

彥聖とは、衆人よりも秀でゝ、通明ある者を云、是上の才あるに對して、德ある者をさす、これを一入珍重して、心にふかくよみんずること、只その口にてほむるやうなる、のみにてはなきぞ、

寔能容之、

上の容ることあるは、なをかたどりたる詞なる故に、是は即その身につきて、まことにかくの如くに、よくうけいれてとぞ、

以能保我子孫黎民、尙亦有利哉、

黎民は、庶民なり、利は、さいはひなり、上に云如くなる大臣その德を以て政をとり、よくわが子孫衆庶を、安穩ならしめば、國家のさいはひあるに、ちかゝらんかなとぞ、是はじめに若し有りてと、ねがひかけたるに、應じて云詞なり、

人之有技、媢疾以惡之、

此より下は、わろき大臣のことをとく、一々上に云所のうらなり、媢疾は、そねみ、きらふぞ、

を以て云、こゝに善不善と云は、たゞちに君の徳をさして云、其ねんごろに、くりかへしたる意、ます〳〵深切なり、

楚書曰、楚國無以爲寶、惟善以爲寶、

楚書は、即國語の楚語なり、一說に、楚書はもと楚の國史なり、左氏諸國の史をあつめたるをば、國語と名づくともいへり、云意は楚國には、金玉を以て寶とせずして、たゞ善人を以て、寶とするとなり、此又上文の財貨と善不善とをうけて云、其意は本を外にし、末を内にせざるの義なり、

舅犯曰、亡人無以爲寶、仁親以爲寶、

舅犯は、晉の文公の舅狐偃、字は子犯、亡人とは、亡は、にぐるなり、をちうどたる者の、自稱する詞なり、仁むとは、愛慕する意なり、此語は、今禮記の檀弓に出たり、文公時に公子たり、驪姫が讒言をさけて、たちのき、翟の國にあり、文公の父獻公薨じて、國さだまらず、秦の穆公使をつかはして、喪をとふらひ、且はやく國にかへりて、位に立つはかりごとを、せられよと、すゝめられける時に、舅犯公子にかはりて、使者にこたへける詞なり、云意は、亡人今にあたては、位を以て寶とせず、たゞ喪をとりて、親を思慕することそ、をもんじて寶とすることなれとぞ、此語楚書に類せるによりて又これをひけり、其意も亦上文と同く、本を外にし、末を内にせざるの義なり、又上文康誥の段、すでに上を結びて、又此二書をひくこと、なを詩を引て、餘意を咏嘆するが如し、

秦誓曰、若有一个臣、

此より下十六段は、好惡の公なると、私なるとを、いひきはめて、天理の存亡するきざしを、決斷せり、此より亦曰殆哉と云までは、大臣をえらぶにつきて、これを論ず、上文の惟善以爲寶と云をうけ來れり、秦誓は、秦の穆公、群臣に對して、政のいひさだめする詞なり、一个は、一つと云が如し、もし一人の臣、此下に云ごとくなる者ありてと、ねがひたる詞なり、

とを欲るなり、蓋財はわれ人同く欲する所なれども、天地の間に財あること、上下をの〳〵自然の分數あり、人君絜矩することあたはずして、ほしいまゝに、上にあつむる時は、下則たらずして、必爭奪のことをこるなり、

是故財聚則民散、

財聚るとは、上にあつまるなり、本を外にすと云に應ず、民散ずとは、所を得ずして、散亂するぞ、民を爭はしめて、奪ことを施すと云に應ず、

財散則民聚、

此は只上の句に對して、うらかへしたるばかりにて、をもからず、其意は、德あれば此に人あるの義なり、財散ずとは、只あるまゝにちらしをきて、上にあつめぬなり、民あつまると云も、只そむき、はなれぬ義なり、

是故言悖而出者、亦悖而入、貨悖而入者、亦悖而出、

是故とは、亦本を外にし末を內にすと云段を、うけ來りとく、此又言の出入を以て、貨の出入を明せり、悖ふとは、理にさかふぞ、云意は、われ非理なる詞を、人にいひかくれば、人も亦非理なることを、我にいひかへすが如くに、貨も非理にして上にあつむれば、亦非理なることによりて出るとぞ、蓋民あひ爭奪して、やまざる時は、ついに亂逆をこりて、府庫の財、くづれ出るなり、

康誥曰、維命不于常、

人君天命をうけて、位に居ること、常ある方にはあらで、失ひやすき方にありとぞ、

道善則得之、不善則失之矣、

二つの之の字は、命をさして云、善なればこれを得るとは、德あれば人あり土ある義なり、不善なれば、これを失ふとは、本を外にし、末を內にすれば、民散じ悖て出る意なり、此二段は、上の文王の詩をひく意によりて、又これを以て上文を結ぶ、されども其得失のかゝれる機關、上に衆を得、衆を失へばと云は、民の心

うけて、とくといへども、徳を愼むと云ことは、上文の愼まずはあるべからずと云詞より、うけ來れり、云意は、人君の愼むことは、まづ宗として徳を愼となり、徳は即明徳なり、これを愼むとは、常に明にして、くらまさゞるぞ、

有徳此有人、

此とは、即徳をさす、下の此の字も、皆この義に同じく、上にあげたる者をさして云、明徳身に明なる時は、よく絜矩して、衆を得る故に、をのづから、これにつきて人あり、

有人此有土、

土地は即人につきたる者なる故に、人あれば、をのづから此に土あり、即衆を得れば、國を得るなり、

有土此有財、

凡そ此章に財と云は、みな米穀を主としてとく、財は土地より生ずる者なる故に、土あれば、をのづから此に財あり、

有財此有用、

用とは、財の用にたつ所を云、財は即用をなす者なる故に、財あればをのづから此に用あり、以上あまたの者は、もとより人君のある所なれとも、徳をつゝしむによりて、これあれば、實にわが物となりて、根づきかたまるなり、

徳者本也、財者末也、

徳あれば、即人、土、財、用、これにつきてあり、然れば、徳は、天下を平にするの本領なり、この故に、まづこれを愼む、財を理るは、政の末務にして、急とする所にあらずとなり、徳は財の本、財は徳の末と云義にあらず、

外本内末、爭民施奪、

外にすとは、すてゝつつしまざる義なり、内にすとは、求めてしたしむ意なり、人君もし徳を以て外とし、財を以て内とする時は、民則財をあらそひて、うばひとるに至る、是その民をあらそはしめて、奪ふこ

り、僇は、刑戮なり、又はづかしめと云説もあり、云意は、國をたもちて、民の目をつくる人はふかく愼むべきことぞ、もし絜矩して、好惡を民と同くすることあたはず、我ひとりのまゝにして、偏辟なる時は、ついに天下の大戮となりて、身ころされ、國ほろぶるに至るとぞ、

詩云、殷之未喪師、克配上帝、

詩は、文王の篇、これ殷の世ほろびて後、周公これを作りて、成王を戒め玉ふ詩なり、師は、諸人なり、これをうしなふとは、民のそむきはなるゝことを云、配すとは、對揚する義なり、上帝は、天帝、天の神明を云、上古の天子を帝と云も、其德のたつときこと、天の如くなればなり、されどもこゝには、其位のたつときことをいへり、云意は、殷の天子、いまだ、人民をうしなはずして、天下の君たりし時は、其たつときこと、よく、上帝に對揚したりとぞ、

儀監于殷、峻命不易、

監るとはみそなはす意あり、峻は大なり、王位をたもつ天命を、峻命と云、不易とは、たもちがたきぞ、云意は、上帝に配して、めでたかりし王位も、紂が世に民をうしなひて、たちまちにほろびたれば、これを見て、ふかく戒め玉へ、王位にいます天命は、きはめて保ちがたき者ぞとなり、

道得衆則得國、失衆則失國、

傳者詩の詞によりて云く、國を得ると、失ふとは、衆民を得ると、失ふとにかゝるとぞ、天下をたもつ人、常に此心を存して、わすれざる時は、よく絜矩して、民と好惡を同くすることをのづから、やむことあたはざるなり、此二段を以て、上文に兩詩をひける意を結ぶ、

是故君子先愼乎德、

此より下十三段は、財貨のことによりて、よく絜矩すると、あたはざるとの、得失を明して、其得失の機をいましむるなり、蓋財貨の用は、絜矩のあづかる所、をもきことなるによりて、此より下に、くれ〳〵此事をとけり、此句は、上の段衆を得國を得るの意を

べて、長く短く、廣く狹きに、すぎたる所なく、四海のすえ〴〵まで、人々みな其所を得て、平均ならずと云ことなし、これ天下を平にするの要道なり、この故に、章内の意、みな此よりして、これを推せり、

詩云、樂只君子、民之父母、

此より下五段は好惡を民と同くすると、あたはざるとを以て、絜矩の意をのべて、其得失のしるしを示す、此詩は、小雅南山有臺の篇、これ亦宴享の樂の歌なり、云意は、見れば心に樂あり、此君はこれ民の父母なりと、ほめたる詞なり、

民之所好好之、民之所惡惡之、此之謂民之父母、

これ傳者、民の父母と云を釋する詞なり、好之とは、其ために求めてほどこすぞ、惡之とは、其ためにふせぎのぞくぞ、かやうに民の心を以てわが心として、これを愛すること、子の如くにするを、民の父母と云となり、然れば、民も亦君を思ふこと、父母の如くにして、國家太平ならずと云ことなし、

詩云、節彼南山、維石巖巖、

詩は小雅節南山の篇、これ周の天子、尹氏を用ひて、政をみだりしことを、そしりたる詩なり、節は、きりたてたるやうに、高大なる貌、南山は周の都の南にあたれる終南山をさす、巖々は岩石のつもりたる貌、此山を見て、尹氏が位たつとく、勢をもきことを興す、

赫赫師尹、民具爾瞻、

赫々は、あらはれさかんなる貌、師尹とは、尹氏その時、三公の官、太師なればなり、民ともに爾をみるとは、民みななんぢひとりに、目をつけて、のぞみをかくる所ぞと、せめかけたる詞なり、天子の非をさしいはざるは、詩人の忠孝なり、

有國者不可以不愼、辟則爲天下僇矣、

これ釋言なり、凡そ此より下に國と云は、みな天下に通して云詞なり、辟は、偏にしてかたをちなる義な

此より下は、皆天下を平にすることを云、君子も、天下に君たる人をさす、蓋上の孝弟慈に、國民をこりて、ならふを、かげひゞき、よりもすみやかなれば、天下の心もみな同じことゝ、しられたり、然れば、これを天下の人にも、推しひろめて、各その分際のねがひを得せしめずはあるべからず、こゝを以て、天下に君たる人は、絜矩の道と云者ありて、此心を行ふなり、絜は、はかる、矩は、工匠のまがりがねなり、物をはかるに、矩を用ひて、正く平かにするが如くに、國を治る道を推て、天下に及ぼすをば、絜矩の道と云なり、國はせばく、天下は廣き故に、此たとへあり、木匠たゞ一つの曲尺を以て、宮殿をも、方正にするが如し、即これ己が心を以て、人の心をはかり、己を推て、人に及ぼすの、恕のことなるを、天下を平にするの、政とする故に、絜矩とは云なり、

所惡於上、毋以使下、所惡於下、毋以事上、所惡於前、毋以先後、所惡於後、毋以從前、所惡於右、毋以交於左、所惡於左、毋以交於右、此之謂絜矩之道、

此一段は、上文絜矩の道の模樣を釋する詞なり、上下前後左右は、六面方正の形象にとりて云、必しも、天下を平にする人のすることとなして、見るべからず、毋れと云は、絜矩する人の、自いましむる詞なり、蓋上下の分は、下たる時に、上の無禮をきらはゞ、則我之を以て、又その下の心をはかりて、無禮を以て、之をつかはず、上たる時に、下の不忠をきらはゞ、則我これを以て、又その上の心をはかりて、不忠を以て、これにつかへず、前後の間は、前なる人の、わがためにあしきことをば、我これを以て、後なる人のさきにならず、後なる人の、わがためにあしきことをば、我これを以て、後なる人のさきにならず、後なる人の、わがためにあしきことをば、我これを以て、前なる人のあとにつかず、是は奉行の役がはりする時の如し、左右の交も、此義に同じ、是は右も左も、人と相隣りたる地に居る者の如し、蓋天下をたもつ人、此心を以て、推し行ふ時は、貴賤親疏の間、かれこれ相たぐら

家齊りて、而して后に國治まると云意の如し、されども其本の末より先にすべく、厚きを薄きより先にすべき意は、ことならざる故に、結語の詞は、上と同きなり、

右傳之九章、釋齊家治國、

此章齊家治國を一傳に合せて、身を云ときは、家その中にあり、一家を云處は、皆身に根さし來れり、すべてこれ身を脩ることは、本となりて、家をとゝのへ、國ををさめ、天下を平にすることは、只是一道にして、大小遠近の、ことなるばかりなることを、見るべきなり、

所謂平天下在治其國者、上老老而民興孝、上長長而民興弟、上恤孤而民不倍、

此一章は、經文に國を治め、天下を平にすと云の釋文なり、此より下三段、人君國を治めて、天下に推し行ふに、絜矩の道あることをとく、こゝにはまづ家とゝのほりて、國をさまるのことを云、即上の章一家仁あれば、一國仁を興すと云一段の意なり、老老とは、わが老を老とするなり、家の老人に、よく奉養することを云、長長と云義も、これに同じ、わが長者を、よくうやまふなり、民は、國の民を云、孤は、みなしご、幼少にして、父なき者を云、倍くとは、目をかけずして、すてをく義なり、倍かざる時は、その慈すべき者を、よく慈するぞ、一説には、上の慈の如くして、相そむかずともいへり、老老長長恤孤と云も即孝弟慈のことにして、只ひろくいひたるばかりなり、蓋上の章には、人君身をさめて、家とゝのほるは、即其國のをさまる道なることを明す、其意上にをもき故に、孝弟を君にかけて、したしく云、此章には、人君よく倫理を上に明にすれば、下すなはちをこりたちて、各その身を以て、これにならふことを云、其意下にをもき故に、孝弟慈を民にかけて、したしく云、民孝弟慈を興すときは、則忠順恵國に行はれて、よく治まらずと云ことなし、

是以君子有絜矩之道也、

之子とは、女子をさす、歸ぐとは、嫁するぞ、家人は、家內の人なり、女子文王の化をかうぶりつれば、嫁してゆく所の家人と、相やはらぎて、其なかよからんとなり、

宜其家人而后可以教國人、

傳者只詩の其家人に宜からんと云一句をとりて云く、人君まづ其家人によくして後にこそ、國人をば、敎へらるべけれとなり、

詩云、宜兄宜弟、

詩は、小雅蓼蕭の篇、周の諸侯天子に朝覲のとき、饗宴の樂に、此詩をうたふなり、其意は、諸侯よく家を齊へて、其兄弟と中よしとほむるぞ、ほむるは亦戒る意なり、

宜兄宜弟、而后可以教國人、

傳者の云意、上に同じ、

詩云、其儀不忒、正是四國、

詩は、曹風鳲鳩の篇、其儀とは、君子の身、人の儀表となりて、見ならはしむる處をさす、不忒とは、あやまりなきぞ、此儀表のたがはざるを以て、四方の國たみを、正うするとなり、其人詩にてはさす所あれども、それ誰ともしれず、

其爲父子兄弟足法、而后民法之也、

傳者詩を釋して、をもへらく、君子まづ其家にをいて、父となりての慈、子となりての孝、兄弟となりての友弟、みな人の法則となるに足りて、さて後に、國民これに法とりて、其の敎に化するとなり、

此謂治國在齊其家、

以上三たび詩をひき、詩ごとに其意をのべ、くりかへし咏吟嗟嘆して、又これを結ぶこと、かくの如し、其意味深長なり、最ふかくもてあそふべし、又此章上の結語よりさきは、經文に、其國を治めまく欲せば、まづ其家を齊ふと云意の如し、此三詩の段は、經文に、

の暴虐と、相そむきたることなる故に、民これに従はずして、却て暴を好む、是即古語にいはゆる、上の命ずる所に違ひて、其好む所に従ふと云者なり、

是故君子、有諸己而后求諸人、無諸己而后非諸人、

己に有りとは、わが身に、善あるぞ、人に求むとは、人にも善をせよと、せゝがむを云、己に無しとは、わが身に悪なきぞ、人を非とすとは、人の非をとがめて、これを罪することを云、此二句、上文の意をうけて正しくいひかへせり、堯舜の令する所は、其好む所と同き故に、民即これに従ふと云意、これにてよく見ゆるなり、

所藏乎身不恕、而能喩諸人者、未之有也、

身に藏る所とは、わが身にある所と云義なり、恕は、己を推て、人に及ぼすことを云、不恕とは、わが身にある所、人にをされぬなり、喩すとは、人に領掌せしむる義なり、是又上をうけて、うらかへしいふ、わが身にある所、不善にして、人にはをされざるに、よく人に善せよと、さとしいるゝ者は、昔より、いまだこれあらざるとなり、

故治國在齊其家、

これまで上文必先の義を明すこと、意すでにたれるによりて、此句を以てこれを結ぶ、されども其餘情いまだつきざる故に、又此下に三詩を引て、これを詠嘆す、

詩云桃之夭夭、其葉蓁蓁、

詩は、周南桃夭の篇、夭夭は、わかくうつくしき貌、木を以て云、蓁蓁は、うるはしく、さかんなる貌、是興の詩なり、文王の風化、家より國に及び、男女の禮正しく、嫁娶の時たがはざることを、ほめんとして、夭々蓁々の桃を以て、わかき女子の、嫁の時に及ことを興す、仲春桃のはなさくは、そのかみ嫁娶の時節なればなり、

之子于歸、宜其家人、

人、亦これにならひて、相あらそひ、亂逆ををこすなり、仁讓に一家といひ、貪戾に一人と云こと、善は必つみて後に成る、惡はすこしきなりといへども、をそるべしと云意もあり、又此句は、上二句の義を、うらかへし、いひて、其意かろし、

其機如此、

機とは、發動のかゝれる、あやつりなり、如此の二字、上に其事あれば、下に其應ある、其機發、甚すみやかにして、必たがはずと云意あり、

此謂一言僨事、一人定國、

これ亦あり來る成語を引て、其機かくの如しと云義を明す、云意は、只一言の非を以て、大事をもやぶり、君一人の德を以て、一國の亂をも、しづむるとなり、これも上の句かろく、下の句をもし、

堯舜帥天下以仁、而民從之、

此より下二段は、上文一國を定むと云の意をうけて云、帥るとはひきしたがふるなり、天下の表率となりて、民に見ならはしむるを、天下を帥ると云、極を立るの義の如し、然れども只是堯の君德を論する詞にて、堯の御心に、かくの如くし玉ふと云にあらず、蓋善を好むは、人の本性なり、この故に、帝堯みづから仁を好ませ玉ひて、天下の表率となり玉へば、民即これに從ひて、亦仁を好まずと云者なし、これ即天下を帥るに、仁を以てし玉へる所、又これ民と好惡を同うし玉へる所なり、

桀紂帥天下以暴、而民從之、

暴は、そこなひやふる義なり、句義上に同じ、蓋暴虐は、もと人性のにくむ所なりといへども、其君私欲を、ほしいまゝにして、暴を好める故に、民も亦其惡にそみて、暴を好む者多し、されども是天性にもどりたることと故に、ついに皆國をうしなひ、身をほろぼせり、

其所令反其所好、而民不從、

令は號令、民に命じて、せしむる所なり、蓋桀紂か民に命する所も、仁をせよにはありつれども、其好む所

其家をとゝのふれば、下亦これに化して、入ては則孝弟慈、出ては則忠順恵なり、この故に、其國治らずと云ことなし、

康誥曰、如保赤子、

本語の意は、民を愛すること、あかごをいたはるが如くせよとなり、保ずとは、愛護の義なり、こゝにひけるは、上の孝弟慈の義を、明さんために、慈の事の一端をあげて、慈はなを母の赤子を保んずるが如しと云義にとれり、

心誠求之、雖不中不遠矣、

赤子はいまだものいはねども、母の心に誠をつくし、其欲する所をはかり求めて、これを施せば、子のねがひに、まさしくあたらずといへども、亦相遠からぬなり、

未有學養子而后嫁者也、

女子たるもの、あらかじめ、子の養ひやうをまなびて、而して後に人に嫁すると云、そのためしはなけれども、をのづからよくかくの如くにするぞ、此三段、書をひき、これを釋して、をもへらく、家をとゝのへて、國ををさむる、其教を立るの本は、孝弟慈なり、此三つは、又人性の自然に出て、少もしゐてなす所なし、只その端を知り得て、推しひろむるばかりぞと、此意を明せるなり、

一家仁、一國興仁、一家讓、一國興讓、

此より下四段は、上文教を國に成すことの、必そのしるしありて、たがはざることをとく、讓は、ゆづるなり、身をへりくだり、人にをしゆづることを云、上の孝弟慈は、皆仁讓の道なり、云意は人君よく身ををさめ、家を敎へて、仁讓の道、一家に行はるれば、一國の民、みなこれに感じ、をこりたちて、亦仁讓の俗を、成すと也、

一人貪戾、一國作亂、

貪は、むさぼる、戾は、もとるなり、私欲にふけり、道理にそむくことを云、もし上一人貪戾なれば、一國の

をかしけたりとのみ思ひて、其ふとしくなりたることを、知らぬとぞ、只これ上の句の對語なり、こゝに引ては、其意かろし、

此謂身不修、不可以齊其家、

上の章の結語と、詞はかはれども、其意同し、

右傳之八章、釋修身齊家、

此章の大要、好惡の二字にあり、蓋わが好惡、偏なることなくて後に、よく人と好惡を同うす、身を修めて、家國天下に推し及すの道、これにすぎす、こゝを以て、此章にをいて其端を發けり、

所謂治國、必先齊其家者、其家不可教、而能教人者無之、

此一章は、經文に家を齊へ、國を治むと云の釋文なり、其家教ふべからずと云二句は上二句の義を釋す、教ふべからすとは、教へられぬなり、人とは民をさす、無之とは、此理あることなきぞ、蓋家人の教へられざるは、身のをさまらざるが故なり、これ又其身をさまる時は、家人教にしたがひて、國民をも教化せらるゝと云ことをば、うらよりいひかけて、下二句の意を、をこせるなり、

故君子不出家、而成教於國、

君子はよく身をさめて、以て家を教る故に、身は其家を出ざれども、教化を國に成すとなり、此教は、只これ風化を以て云、いまだ法令戒禁の事に及ばず、

孝者所以事君也、弟者所以事長也、慈者所以使衆也

此三句は、君子家を出ずして、教を國になす故をとく、蓋父母に孝あり、兄長に弟あり、子弟奴僕に慈あることは、即身をさめて、家をとゝのふるの道なり、それ家を齊へ、國を治るの道は是一理なり、孝は即君上につかうまつるの忠にうつすべし、弟は即官長につかふるの順にうつすべし、慈は即衆庶をつかふ惠にうつすべし、忠順惠は、これ君臣民庶の間に行はれて、國をさまるの道なり、人君よく孝弟慈を以て、

賤惡而辟焉、之其所畏敬而辟焉、之其所哀矜而辟焉、之其所敖惰而辟焉、

人とは、世の常の人を云、この修身の工夫細密にして、詞にのべがたき故に、常人の情を借て、其義をとけるなり、其親愛する所と云其の字は、親愛すべき所の人を、したしみいつくしむ者より云、辟は、即偏の義、かたをちなることを云、蓋常人は、その親愛する人にをいて、親愛の情を用ること、只其むかふ所のまゝにして、かたをちなりやすし、修身の工夫は、此處にをいて、又審察を加へて、少も偏なからしむるなり、下四句もみな此義に同じ、賤惡は、いやしめにくむなり、畏敬は、をそれうやまうなり、哀矜は、かなしみあはれむなり、敖惰は、をごりをこたるなり、されども無禮不恭を云にあらず、卑劣の人といへども、亦賤惡すべきほどにしもあらざれば、只敖惰の情を用ひて、よきほどの者を云、その尊卑老幼の禮際は、又別に各よろしき所あり、又此五つは、只人と交る一とをりをあげて、其餘の事の例とするなり、

故好而知其惡、惡而知其美者、天下鮮矣、

好惡の二字は上文の五つの情をすべて、ひろくいへるなり、この其字は、むかふ所の人に屬す、常人は、事に應し、物に接るにのぞみて、好惡の情偏なりやすし、この故に、好んずる内にも、亦その惡き所を知り、惡んずる内にも、亦そのよき所を知るは、これ其情を用ること、辟せざるなり、かやうの人は、世に希なるぞ、

故諺有之曰、人莫知其子之惡、莫知其苗之碩、

諺とは、俗語なり、これ亦俗話をひきて、常情を證するなり、上の句は、好んじても其惡きことを知る者、すくなしと云をうけて云、子は家人なり、即又これを以て、人其身ををさめざれば、家とゝのへがたき道理を、示すなり、下の句は、貪欲ふかき者、わが田の苗

を操り守りて放たず、よくこれを養ひいれて、常に身の内に存せしむることを主とす、されども存養を忘れざることは、又省察の力に頼る、これによりて朱子此註にも、亦一つの察の字を出せり、蓋時々内に省み察はして、存養の間斷なからしむる時は、心常に存在して、身おさまらずと云ことなし、又此段上文と語のつゞかざるやうに見ゆれども、其意は前後つらぬけり、蓋心存する時は、虚明の內に、一物をいれずして、まづあるの情なし、この故に、發用の行はるゝ所、みなその正を失はず、こゝに云視れども見えざるの類は、亦これ其正を失へるの甚き者なり、

此謂修身在正其心、

此の字、上文をすべて、一章の意を結べり、

右傳之七章釋正心修身、

此章も、上の章をうけて、下の章をおこす意あり、蓋意すでに誠なる時は、實に善に化して惡なし、この故に、心常に內に存して、其用の行はるゝ所、みな正きことを失はず、こゝを以てその身を修むるにたれり、然れども、或は只意を誠にすることのみを知て、心の存否を、きびしく察することなければ、其內いまだ直からずして、外も亦正しからざる所あり、この故に、誠意の後に、又必正心の工夫を歷て、而して後に、脩身の功を用るなり、

所謂齊其家在修其身者、

此一章は、經文に身を修め家を齊ふと云の釋文なり、凡そ修身の工夫逆に推す時は、則身はこれ家國天下の本にして、其かゝれる所、甚大いなり、この故に、これを修る工夫亦をもくして、格致誠正の功も、皆その內にあり、今傳例の如くに、順に進む時は、意誠あり、心正き時に、此身に、主たる所の者、すでに煉磨成就する故に、この修身の工夫は、只これ心此身と共に、言動應接する時にのぞみて、更に一重審察を加へて、其情を用る所少も偏頗なからしむる、ばかりなり、この故に、其功を用ること、誠意正心に比すれば、いよ〳〵輕細にして、いよ〳〵精密なり、

人之其所親愛而辟焉、之其所

かりなり、わけて云時は、忿は其あらはるゝなり、懥は其とゞこほるなり、恐懼は、をそるゝなり、わけていへは、恐はあさく、懼はふかし、好樂は、このむなり、樂は好みてねがふを云、憂患は、うれへなり、憂は内より生ず、患は外より來る、是みな情の名にして、人心の發用なれば、たれとても必ある所なり、それ心體本然の德中正にして、其情の行はるゝ所、各當然の節あり、然るに心忿懥する所あれば、其正きことを得ずと云は、心中にまづ忿懥する所あるを云、下三句の意、みなこれに同じ、此等の情、或は事いまだ來らざるに、まちむかふる所あり、或は事にのぞむ時に、執着する所あり、或は事すでに去て、のこりとゞこほる所あり、皆まづあるなり、もし前情ある上に、後情又をこなはるゝ時は、前情にかゝりて、その本然中正の節を、失ふこと多し、不レ得とは、即失ふ義なり、其情或は前情と同じき時は、いやまして當然にすぎ、或は前情と反する時は、うばゝれて當然に及ばす、又は前情のために、支離轉變するの類、みな其正きを失ふ所なり、然れども此本文、只その不正の病をいひて、これを正うする工夫をとかず、この故に朱子の註に、一つの察の字を補へり、察は省察なり、これ正心の工夫に、手を下す處なり、蓋人心の一動一靜、常に周流してやまず、靜なるより動く時は、其正を失ふことなし、動より又動く時は、其正を失ふこと多し、もし其情發せんとする時に、これを省察することあれば、心一たびしづまりて、前情即きえちるなり、或はそれふかき情にて、忘るまじき者ありといへども、これを一察する時は、兩情をの〳〵其所を得て、相さまたげざる故に、みな其正を失はぬなり、

心不レ在焉、視而不レ見、聽而不レ聞、食而不レ知二其味一、

心在らずとは、放ちて内に、存せざる時を云、視聽食は、只これ、耳目口の作用なり、見聞知は、視聽食の精神にして、みな心に屬す、心は身の主宰なる故に、わづかに放ちて、存せざる時は、此身をつかさどる者なくして、色目にふるれども見とめず、聲耳にいれども、聞きわけず、食口にくらへども、其味を知らぬことあり、かくの如くなれば、何に由ても、其身ををさむべきやうなし、この故に、正心の工夫は、敬して以て心

あることを、知るべきなり、經に云く、其意を誠にせまく欲する者は、まづ其知を致せとは、知識の量、いまだつくさずして、善惡の辨、さだかならざる所あれば、意の發する處について、著實に力を用ひ、これを誠にすることあたはずして、なをあからさまに、自欺のことあり、この故に、意を誠にせんとするには、必まづ其知を致して、工夫の次第をみだるべからず、又云く、知至りて而して後に意誠なりとは、善惡を辨ずること、すでに明なりといへども、又必誠意の工夫を歷て、心の發する所を、もつばら善に定むべし、もし然らざれば、其知る所の善、いまだわが物とならずして、心を正うし、身を修めて、以て成德の地位に、すゝみのぼるべき、もとひなし、この故に、知至りて後、又必、其意の誠なるしるしを、求め得て、工夫の節目を、かくべからず、これ又此章の、上をうけて、下をおこすの意なり、

所謂修身在正其心者、

此一章は、經文に心を正うし、身を修むと云の釋文なり、凡そ正心の工夫、其身を修めまく欲するには、まづ其心を正うすと、逆に推て云ときは、人の心、一身の主たる故に、之を正うする工夫、甚をもし、致知誠意の功も、みな其内にあり、今此傳の次第の如く、致知誠意のつぎに、正心修身と、順に進て云時は、致知の時、心すでに明なり、誠意の時、心すでに善なり、この故に、正心の工夫、却てかろし、只その情意の行はるゝ所につきて、少々のかたをちあるを、正しうするばかりなり、されど其功を用ることは、誠意よりも、又細密なりと知るべし、此本文の意は、身を脩めんとするには、意を誠にする上に、又必心を正うする工夫あることをいへり、

身有所忿懥則不得其正、有所恐懼則不得其正、有所好樂則不得其正、有所憂患則不得其正、

此段の身の字を、心の字に作て見るべし、忿懥は、い

君子は上に云道理を、よく知る故に、必その獨を愼む意、ふかきなり、上の結語と、詞同じけれども、その人をいましむる意、一入重し、

曾子曰、十目所視、十手所指、其嚴乎、

これ曾子の門人、此傳をしるすによりて、又曾子平日の語を引て、上文の意をうけ、ひそかなることといへども、必明にしるゝとの戒めを、くりかへし、ねんごろに示せり、十目は、十人の目、十手は、十人の手なり、嚴とは、をそるべしと云義なり、

富潤屋、德潤身、

資財内につみて富たれば、其屋宅の景氣、うるはしく、みごとなり、道德内にそなはれる人、其身に潤色光采のあらはるゝこと、これに同じとなり、是善の誠内にあれば、亦必外にあらはるゝことをいへり、

心廣體胖、

是德の身をうるほす、模様をとけり、それ人の心體、もと廣大なる者なれども、欲にわづらひ、恥る所あるによりて、心せまり、體もくゞまるなり、もし其心中に、不善なき時は、あふひでも天にはぢず、ふしても人にはぢざる故に、一心常に廣く大いにして、百體も亦、ゆたけく、のびやかなり、

故君子必誠其意、

此二句は、すべて一章の意を結ぶ、上に云段々の義、君子必其意を誠にする故ぞとなり、蓋誠意の工夫は、善惡の關なり、此關をこえて後、はじめて善に入て、君子の地にすゝむ、いまだ此關をこえざる内は、なほ惡をはなれずして、小人の域に居るなり、しかる故に、此章君子小人を辨ずること、甚嚴密なり、

右傳之六章、釋誠意、

此書八條目の傳例、みな二節づゝ相つらねて釋す、中ん就て、誠意は、自をさむるのはじめにして、最重き工夫なる故に、もつぱら一傳をたつ、然れば、此章と、下の章とは、並に其上下の章と、首尾相つゞきて、下は上により上は下による意

る間にもありて、深きことなり、間居の不善は、人見ずといへども、其跡すでにあらはれて、淺きこととなり、されど是も亦獨をつゝしまざるより、流れ出たることなる故に、これを以て、獨をつゝしまざるの、うらを云なり、至らずと云所なしとは、何ほどの不善をも、せずと云ことなきぞ、小人必しも、善をこのまず、惡をにくまざるにはあらねども、只其獨をつゝしまざるによりて、其心私欲にをぼれて、かくの如くの、甚きに至るなり、

見君子而后厭然揜其不善而著其善、

厭然とは、はぢしゞまりてふさぎかくす貌なり、小人間居にして、あくまで不善をなし、君子を見かくるに至て後に、はじめて善惡をわくる本心、あらはるゝまに、厭然として、そのなしつる不善を、をほひかくし、しもせざる善を、あらはして、外をかざるなり、是わが心中に欺く所、ついには人に及して、まさしくこれを欺くなり、

人之視己、如見其肺肝然、則何益矣、

不善をおほひ、善をあらはすといへども、人我心の内を見ること、其肺肝を見とをすが如く、明にしる者なれば、外にいつはる、はかりこと、何の益にもたつことなきぞ、凡そ心に、きざせることは、必容貌言動の間に、あらはるゝものなり、况や其跡すでにあらはれたることをや、ことに其惡をおほひ善をいつはらんとする、わざによりて、いよ〳〵露見すること多し、

此謂誠於中、形於外、

これ亦そのかみ世にいひ來れる詞をひけり、中に誠あるとは、善にても、惡にても、心にまことあることをさす、上に云所は、其ある不善をおほひて、なき善をあらはすといへども、却て不善のまこと、あらはれ出るなり、

故君子必愼其獨也、

意なり、然れば意の不實なるを、しばらくも、其まゝにしてをくは、即欺くことをするの道なり、これを自欺と云は、われと不實を、をかす義なり、刑罰の法、心なくあやまり犯すを、誤犯と云、其罪かろし、心ありて、ことさらに犯すを、故犯と云、其罪をもし、此自の字は、故犯の意なり、此われと詐欺する罪を、ふかく、はぢいましめて、いたくたちとゞむべし、是意を誠にする、緊切の工夫なる故に、意の實ならぬをいましむといはずして、自欺くことをいましむと云なり、

如惡惡臭、如好好色、此之謂自謙、

好色は、うつくしきいろなり、惡臭は、あしきかなり、謙すとは、少も人のためにせず、只わが心に思ふほと、十分にあきたりて、いさゝか不足なきやうにする意、俗に氣味よくすると云義なり、云意は、自欺ことをいましむるは、いかやうの心地ぞといへば、其の善を求めて、必これを得んとすること、美色を好む、いとなみの如くし、其惡をきらひて、必これをはらはんとすること、惡臭をにくむ、しわざの如くするなり、これを世の詞には、物をわがためにのみ、こゝろよくすると云、かくの如くに、工夫を用ひよとなり、

故君子必愼其獨也、

獨とは、わが心底に、人しれずして、ひとり知る處をさす、蓋上に云所の、意の實と不實とは、他人しらずして、我ひとり知る所にあり、この故に、意を誠にする君子は、必その獨知る處について、意念のきざしを、愼みそなはして、其自欺とを禁止す、これ獨を愼むの義なり、

小人間居爲不善、無所不至、

此より下五段は、上文の意を、うちかへしとき、ねんごろにいましめて、再これを結べり、間居とは、他人の見ざる處なり、小人間居にして、不善をするとは、上の君子必その獨を愼と云に對して、うらちがひなることを云なり、但上の獨は、只人しれず、我のみ知るばかりにて、其跡いまだあらはれず、人と交

づゝに、つゞまれる至善は、粗の極なり、其內の精微の蘊は、精の極なり、又表裏の內に、精粗を兼たるあり、精粗の內に、表裏を兼たるあり、くはしくしるすに、いとまあらず、凡そ一物の內に各表裏精粗の、極れる處あり、物格れる時は、萬物の表裏精粗の極に、きはめ到らずと云ことなし、

而吾心之全體大用、無不明矣、

是は知至るのしるしをとけり、蓋人の知識は、心の神明にして、もと明ならずと云ことなし、物すでに格れる時は則知も亦至りて、本然の明なる初にかへるなり、この故に、其躰全うして、萬理そなはり、寂然としてうごかざる時にも、つまびらかにてらさずと云所なし、其用大いにして、萬事に應し、變動萬端なる時にも、つぶさにあたらずと云所なし、全體大用の明なる處なり、

此謂物格、此謂知之至也、

此下の句は、即上に出たる、舊文の結語を、用られたり、

所謂誠其意者、毋自欺也、

此一章は、經に其意を誠にすと云の釋文なり、上の章は、格物致知、これより下は、力行の工夫にて、誠意はその始なり、毋れとは、いましめとゞむる詞、これ誠意の工夫をする者、みづからいましむる義にして、傳者人をいましむる詞にあらず、自欺とは、意の誠ならざることを云、それ人いまだ善惡の辨、分明ならざる時に、善にそむき、惡にしたがふ意出るは、只これ妄意にて、不實といはず、すでに格致の功を用ひ、善のなすべく、惡のたつべき道理を、知りながら、善惡にのぞみて、其心のをこる所、なを善にそむきて、惡にしたがふこと、少にてもあれば、即これ意の誠實ならぬなり、誠實ならざれば、即虛僞なり、たとへば黃金の如し、少も他物のまじりたるをば、眞僞をわけて云時は、これなを眞金にあらず、僞金の方にして、似せ物の類なり、それを人知らざるによりて、我も黃金となし、人にも黃金と見するは、是欺きをする

是以、大學始教、必使學者、即凡天下之物、莫不因其已知之理、而益窮之、以求至乎其極、

此一段は、格物致知の工夫を、とり合せてとけり、八條目の次第、格致よりはじまる故に、大學の始の教と云、凡天下の物とは、をしなべての、天下の事物と云義なり、凡そ事物の理をきはむること、或は經史をよみ、或は人と講習對論し、或は事に應じ、物に接る間に、その是非を辨ずるの類、みな是なり、已に知の理とは、今よりさきにすでに知て、心にをほへたる道理なり、或は生れながらの良知あり、或は生れて後、事にふれて知る所あり、或は小學にてまなび知る所あり、亦一樣にあらず、其極とは、其理の至極する處なり、是一物の上に就て、とくといへども、萬物の理をきはむるも皆同じことなり、

至於用力之久、而一旦豁然貫通焉、

豁然は、ほがらかなる意、貫通は、つらぬきとをるなり、格致の工夫に力を用るほど、久きことをつみて後に、一旦豁然として、夜のあけ、夢のさめたるが如くに、萬理一つに貫通す、蓋萬殊の本は、一理なるゆゑに、必しも天下の理を、きはめつくさずといへども、格致の功つもりたる時は、自然に一貫する時節あるなり、

則衆物之表裏精粗、無不到、

是物格るのしるしをとけり、衆物とは、萬事萬物の理を云、表とは、外にありて、見やすき所、裏とは內にありて、見がたき所、精粗とは、くはしくあらきなり、或は淺近深遠の分、或は渾淪と一つにまるみ、密察とつぶさに、わかてるの類、みな是なり、此書につきていはゞ、規模の大なることをきはむるは、表の極なり、節目の詳なることをつくすは、裏の極なり、仁敬孝慈信と、一字

此四字すでに、上の章の結語に出たり、是はあまり字なり、

此謂知之至也、

此句の上に、もと格物致知の釋文ありけるが、かけうせて、是は只上文を結びたる語ばかりのこりたる者なり、

右傳之五章、蓋釋格物致知之義、而今亡矣、

この蓋も、うたがへる詞なり、

間嘗竊取程子之意、以補之曰、

嘗にとは、して見ると云詞なり、嘗にといひ、竊に取と云は、皆謙退の詞なり、

所謂致知在格物者、言欲致吾之知、在即物而窮其理也、

此一段は、まづ致知格物と云、名義をとけり、所謂とは、經文にいふ所なり、即物とは、即事即景と云が如し、何にても、其ふるゝ所の事物につきてと云詞なり、

蓋人心之靈、莫不有知、而天下之物、莫不有理、

此より下二段は、學者必格致すべき故をとく、靈は、虛靈の義、知は知識なり、天下の物、理あらずと云ことなしと云内に、天下に心知を以て、理のきはめられさる事物なく、亦理をきはめざる事物もなかるべしと云意あり、

惟於理有未窮、故其知有不盡也、

人心もと万理を知る者あり、といへども、事物の理に、いまだきはめざる所ある故に、その知識の量、つくさゞる所あり、是物格らさるによりて、知も亦至らざるなり、

なり、右淇澳烈文の詩、傳者これを引き、これを釋して、咏吟し、もてつゞきたる意、その味ひふかく、その思ひながし、よむ者つら〳〵これをもてあそぶべし、

右傳之三章、釋止於至善、

子曰聽訟吾猶人也、

此章は、經文本末の釋文なり、訟は、人あらそふことありて、上へつぐるを云、これを聽くとは、是非をきゝわけて、たゞすことなり、云意は、われ民をさめて、訟へをきかんには、人にかはりて、まさりたる所なしとぞ、

必也使無訟乎、

必そのきくべき訟の、をのづからなきやうにせしめんかと、

無情者不得盡其辭、

此より下は、傳者孔子の語を、釋する詞なり、無情とは、無實と云が如し、無實の訟をかまへ、無實の辨をたくむ者、共に其詞のつくされまじきことを知て訟の庭にいでず、或はしゐて訴論にのぞむといふとも、其詞をえつくさずして、みづから服すべき故に、訟をのづからなし、

大畏民志、

民無實の詞を、えつくさゞることは、人君まつ其德を明にして、人にあざむかれざることを、民あらかしめ知て、大いに上を畏るゝ志あらしむる故なり、

此謂知本、

此とは、孔子の語をさす、これ經文に、本のさきんずべきことを知ると云意ぞとなり、蓋訟をきくに、訟をのづからなきは、民を新にして、民新なるの一事、是は末なり、君その明德を明にして、民の志を、畏れしむるは、本なり、本をしらずして、末のみをさむれば必ずその功ならず、本を立てこれをさきんずれば、末を得ること難からぬなり、

右傳之四章、釋本末、

此謂知本、

有斐君子、終不可諠兮者、道盛德至善、民之不能忘也、

盛德とは、其身心の德を成し得たる所より云、至善とは、其事爲の理をつくせる所より云、即これ明德を明にして、至善に止れる人なり、蓋上に三詩を引て、至善に止る道理事目を、段々にときそなへたれとも、いまだ其止ることを求るの方と、止ることを得たる驗とに及はず、この故に、又淇澳の詩を引き、これを釋して、其の義を明せるなり、

詩云、於戲前王不忘、

詩は、周頌烈文の篇、於戲も、亦なげきほめたる詞、前王は、文王武王をさす、是上の わすれず と云をわけて、又此の詩を引き、文武の德澤を、後世までも、わすれざることをいへり、

君子賢其賢、而親其親、

此より下二段は、前王をわすれざる事實をあぐ、君子とは、後世の賢者と位をつげる君とをさせり、其の字は、皆先王をさす、下同じ、其賢を賢とすとは、先王の法度敎戒の賢なることを、今これを賢なりとしてしたがひ守ることを云、其親を親とすとは、先王功業を立てゝ、子孫にのこしをき玉ふ親みを、今これをうけ親みて、其志をつぎ、其事を述るを云、

小人樂其樂、而利其利、

小人とは、後世の人民をさす、其樂を樂むとは、先王のをさめなせる、太平の世を、今これに安んじて居ることを云、利とは便よき義なり、其利を利とすとは、先生の田產の制、食祿の法、今これをうけ用ひて、便利なりとすることを云、

此以沒世不忘也、

上文を結て云く、此等の事を以て、先王世ををふる後までも、人これをしたひて、忘れざるとなり、蓋先王民を新にすること至善に止り、後世をして、一物も其所ど得ずと云こと、なからしめ玉ふによりて、そのかみの人は、云に及ばず、世をへたまふ後までも、久くなるにしたがひ、いよ〳〵したひて忘れざりし

討論して、知を致すこと、其次第ありて、ますますくはしくすることにたとふ、

如琢如磨、

是は玉細工する者まづ物の形をうがちなして、又其上をすりみがくことを云、省察克治して、つとめ行ふことにたとへり、句義上に同じ、蓋致知はやすく、力行はかたきによりて、切磋と琢磨とに、わけてたとへたり、

瑟兮僩兮、

此と下の句とは、其徳すでに成りたることをかたどる、瑟とは、きびしく、すきまなき貌、その少も見とがむべき所なきことを云、僩とはたけく、つよき貌、そのしばらくも、たゆみなきことを云、

赫兮喧兮、

赫と喧とは、のびいで、明にして、盛んに、大なる貌、是その徳内にみちて、外にあらはるゝことを、かたどれり、

有斐君子、終不可諠兮、

かくの如くに斐然たる君子あり、これをしたふ事ふかくして、忘れんとすれども、つゐに忘られずとぞ、

如切如磋者道學也、

此より下は、傳者詩を釋する詞なり、學とは、學問して知を致すことを云、

如琢如磨者自修也、

みつから修行することぞとなり、

瑟兮僩兮者恂慄也、

恂慄とは、をそれをのゝく意、つゝしみふかきことを云、瑟僩とは、その恂慄にして、つゝしめる事をかたどるぞとなり、

赫兮喧兮者威儀也、

威とは其容貌の、をそれうやまふべきことを云、儀とは其容貌の、かたどりならふべきことを云、句義上に同じ、

此詩も、文王の篇、穆々は、その德容のをくふかく、をぐらき意なり、於とは、なげきほめたる詞なり、緝熙とは、其德の誠にして、たえまなく、光明にして、をほはれざることを云、これ聖人四時のたがひにめぐりてやまず、日月のかはるぐ\出でゝ明なるが如くに、天地と德を合せたる所なり、敬て止るとは、其事に行はるゝ所、自然につゝしみありて、至善に止らずといふことなきを云、

爲人君止於仁、爲人臣止於敬、爲人子止於孝、爲人父止於慈、與國人交止於信、

これ傳者聖人の至善に止る事目の、大いなる者をあげたり、國人と交て、信に止るとは、民ををさめ、つかふに、あざむく所なき事を云、これも人君として、仁に止る内の一端なり、盖仁敬孝慈信の五字は、各その至善のある所を、只一言づつにつゞめたる者なり、學者各そのくはしき所を、きはめとりて、これを守り、又その類を推て、これをつくさば、天下の事にをいて、皆其止る所を知るに、うたがひなかるべし、

詩云瞻彼淇澳、菉竹猗猗、

詩は、衛風淇澳の篇、淇は衛國の川の名、澳は、みづくまなり、いりえのことを云、菉竹の菉は、綠と同じ、みどりの竹なり、猗々は、うるはしく、盛なる貌、此詩は興の體なり、菉竹の美なるを見て、下に云君子の德を、思ひ興せり、

有斐君子、

斐は、あやある貌なり、容貌言動、斐然としてあやなせる君子、ありとなり、此君子、詩にては、衛の武公をさしいへども、こゝには只その詞を借て、君子の德の至れることをとけり、

如切如磋、

此より下五段は、皆君子をほむる詞なり、此と下の句は、君子はじめに其德を成さんと求めつる、工夫をとく、切ると磋るとは、角細工する者、まづ物の形をきりなして、又其上をすりをろすことを云、講習

へるとなり、

是故君子無所不用其極、

上文を結で云く、上に引所の如くなる故に、古の君子は、自新にし、民を新にすること、せざれば、せざるまゝなり、これをするには、皆その至極にいたるまでのことをば、用ひをこなはずと云所なしと、必みな其至善に止るとなり、蓋盤銘の自新にし、康誥の新にする民を作すは、皆その極を求るのとなり、よく其極を得る時は、周の詩の命新たなるにも至るなり、されども必命をうけて、天子となるを以て、新民の至善とするにあらず、一國の君としても、新民の至善に止ることはあるなり、

右傳之二章、釋新民、

詩云、邦畿千里、惟民所止、

此一章は、經文至善に止ると云の釋文なり、詩は、商頌玄鳥の篇、邦畿千里とは、王者の邦の畿内四方千里あることを云、畿は、その四至のかぎりをさす、此止の字、詩にては居る義なれども、こゝには借て、とゞまるの義にとれり、王の都は、これ王の民のをるべき處と云によりて、物ごとに、各其止るべき、至善の地ありと、知べきことを示せり、

詩云、緡蠻黃鳥、止于丘隅、

詩は、小雅綿蠻の篇、緡は、綿と同し、綿蠻は、鳥の聲、黃鳥はうぐひすの類なり、丘隅は、山のさがしく、しげりて、人どをき處を云、綿蠻となく黃鳥は、丘隅を以て、とまりどころとするとなり、

子曰、於止知其所止、可以人而不如鳥乎、

孔子詩の詞によりての玉はく、凡そ事至善に止らんとする時にをいて、其止るべき所を知て、よくこれに止ること、黃鳥すらかくの如し、人の靈なるを以て、鳥の微なるにも、しかさるべけんやと、人必事ごとに、至善のある所を知て、これに止るべしとの、さとしをなし玉へり、

詩云、穆穆文王、於緝熙敬止、

明にすることぞといへるなり、只德を明にすといふはずして、自明にすと云は、經文に明德を天下に明にすとあるに、いひわけてなり、

右傳之首章、釋明明德、

湯之盤銘曰、苟日新、日日新、又日新、

此一章は經文民を新にすと云の釋文なり、湯は商王成湯なり、盤はたらひなり、銘とは、うつは物にしるして、見るたびごとに、自いましむる詞なり、成湯をもへらく、人の其心をきよめて、惡をのぞくこと其身をあらひて、垢をとすが如くなるべきにとりて、盤に此詞を銘じて、いましめとし玉へり、云意は、我德のふるくそみたる、けがれをきよめて、眞實に一日よく新になし得たることとあらば、則これにとりつゞきて、日々に新にし、又日々に新にして、少もたえまなかるべしとなり、然れども、したしく身をあらふとにたとふれば、只もとの如くにするばかりなれど、是は、その日々にきよむることを借りて、昨日より今日は又新に、今日より明日は、いよ〳〵新にすることをいへり、又經文に民を新にすることをは、明德を天下に明にすとあれば、その自明にすることも、亦自新にすと、云べきにとりて、新民の義を釋する始に、此銘を引て、人君民を新にすることは、まづ自その德を新にして、これを推て、民に及すべきことを示せり、

康誥曰、作新民、

よく政教をほどこして、自新にする民を、ふりをこし出せとなり、蓋君よく自新にして、民に推し及す時は、民も亦これに化して、自新にする者、をこり出で來るなり、

詩曰、周雖舊邦、其命維新、

詩は、大雅文王の篇、周の太祖后稷、はじめて諸侯に封ぜられしより千有餘年をへたる、舊き邦なれば、なをいつまでも、ことなる事あるまじきを、文王よく其德を新にして、民に及し玉ひしかば、始て新たなる天命をうけ、天下の民これに歸して、王業ををこし玉

やまりなり、次第のちがひたる、あみふだなり、簡の字義は、序に見えたり、

今因程子所定、而更考經文、別爲序次如左、

程子の定る所は、伊川の改本なり、その本もなを傳文に錯簡ある故に、今さらに經文の次第を考へて、これを正して、別についでをなせること、左の如しとぞ、はじめ一章を經とし、其次を傳とすることも、朱子なり、

康誥曰、克明德、

此の一章は、經文明德を明にすと云の釋文なり、康誥は、周書の篇の名、誥は、つぐるなり、武王弟の康叔を衞に封ぜられし時に、誥命し玉へる詞なり、是は文王よく其德を明にし玉へることなれども、こゝには只古書にある、明德の語を引て、經文を釋したるばかりなり、

大甲曰、顧諟天之明命、

大甲は、商書の篇の名、商王大甲に、伊尹の教訓せられたる詞なり、明命は、即明德と云に同じ、この德を、天より命じあたふるよりいへは、明命と云、人この命を、うけ得てそなへたるよりいへは明德と云、これを顧るとは、其みる所、常に明命の發見する、道理の上にありて、しばらくも相はなれざることを云、一説には、顧諟を、かへりみ、つまびらかにすとよむ、其顧ることのくはしきことをいへり、此一段は、德を明にする工夫きびしくして、存養に少もたえまなかるべきことを示せり、

帝典曰、克明峻德、

帝典堯典、虞書の首篇の名、典は、法なり、常なり、經の字の義の如し、峻は、大なり、明德の、みてきはまりたる所より峻德と云、是は帝堯を稱じたる詞なり、こゝに引て、德を明にすることの、至善に止るべきことを示せり、

皆自明也、

是、上文をむすびて其引く所、みなみづから己が德を

字にあたりて、本亂ると云は、身をさまらぬなり、末治るとは、家齊はり國治まり天下たいらかなることを云、否とは、此理なしとぞ、

其所厚者薄、而其所薄者厚、未之有也

所厚とは、家をさす、所薄は、國天下なり、されども、國天下をうすくすべき道ありて、かく云にあらず、只是家に對して、厚薄を以て、いひわくるのみなり、云意は、まづ其の家を齊へざれは、これすでに家に薄し、然るに却て國を治め、天下を平にして、これを厚くせんこと、いまだ其ためしあらざるとなり、是上の末治まる內について、亦その先後のついであることを示す、これによりて推しはかれば、國と天下の遠近にも、亦そのついであること、知らるゝなり、

右經一章、蓋孔子之言而曾子述之、

經とは、聖人の書を云、經は、つねなり、萬世につたへて常法とすべければなり、蓋とは、うたがへる詞、この語孔子の口づから、門人によみつたへ玉ふことは、かくれなく見ゆれども、そのむかしより、つたはりし語を、孔子のあげ示し玉ふこともあるべければ、これをうたがへるなり、述ぶとは、孔子にうけたることを、ときのべて、又其門人にさづけられしなり、

其傳十章、則曾子之意而門人記之也

則とは、さだめたる詞、傳中に曾子の語をひき、又中庸孟子の書も、曾子の門流にいでゝ、其中にまゝ此傳文をひきたれば、これ曾子の意にいでゝ其門人のかき記したる者と、さだかにしらるゝなり、

舊本頗有錯簡、

舊本とは、漢の戴聖禮記の內にいれたる、大學の篇に、鄭玄が注したる本なり、錯簡とは、錯は、あ

此の一段は、上文を推しかへして、本末先後のついで、必みだるべからざることを、ねんごろにとけり、物格るとは、物の理の極まる處に、きはめいたらずと云ことなきぞ、知至るとは、わが知を致し至りて、其しる所つくさずと云ことなきぞ、天下平なりとは、四方八表のはてしまで、人民をの〳〵分際のねがひを得て、あまねく平均なることを云、向ことの而后の字は、上段々の先の字の義をあらはす、云意は、かくの如くに、せまく欲するものは、先づかくの如くにすると云は、必かくの如くありて而して後によくかくの如くあればぞとなり、右二遍の條目の說、其工夫を以て云ときは、物に格り、知を致し、意を誠にし、心を正うし、身を修るは、明德を明にするのことなり、家を齊へ、國を治め、天下を平にするは、民を新たにするのことなり、其功效を以て云時は、物格り、知至るは、德を明にし、民を新にするが、其至善に止ることを知るなり、意誠あり、心正しく、身修るは、德を明にするが、至善に止ることを得るなり、家齊ほり、國治まり、天下平なるは、民を新にするが、至善に止ることを得るなり、

自天子以至於庶人、壹是皆以脩身爲本、

此より下三段は、上の條目の義を結ぶ、天子より庶人までと云ふは、上に天下を平にするまでを、大學の規模として、ときあげたるによりて、こゝに又かくの如く云て、大學の道上下に通ずることを示せり、壹是とは一切の義なり、格致誠正は、皆身を修る內の事、齊治平も、亦皆家國天下の人をして、各その身を修めしむるにすぎず、この故に、身を修むるを以て本とするなり、蓋篇首の明明德新民すでに本末先後を以てこれを結ぶ、次に明新の條目をついでゝ、こゝに又其本のある所をあげ、功を用る簡要を示せり、されども此修身の二字、格致誠正を兼て、これを以て本とする時は、其末とする者は、齊治平の事なり、然れば上の結語に、明明德を本とし、新民を末とする義と、畢竟一途に歸するなり、

其本亂而末治者否矣、

此本の字は、上文をうけ來れども、これは只身の一

すでに知る所より、いまだ知らざる方へ、推し致して、わが知識の全體をきはめ、天下の理にをいて、知りつくさずと云こと、なからしむるを云、蓋意念のいまだまことならざるは、其善惡を知ること、いまだ明白眞實ならぬ故なれば、意を誠にせんとするには、必まづ其知をきはめつくすなり、

致知在格物、

物とは、事と云が如し、事となして云時は物はをのづから其中にあり、是事物の理をさして云なり、これに格るとは、物ごとの道理、をの〳〵精粗表裏の、きはまれる所あり、物について理をきはむる者、こと〴〵く其極れる處に、きはめいたることを云、蓋物にある理と、心に知る理と、もと一つなり、心の知識は、物の理をきはむるによりてひらけ、物の道理は、心のたづぬるによりてあらはる、この故に、わが知を致すことは、物の理をきはむるにあり、されども知を致すことは、知識の全體をはしく〳〵より、きはめつくすことなり、物に格るは、ひとつ〳〵にきはめて、其功をつむことなり、理をきはむること、多きにしたがひて、知のてらすこと、いよ〳〵ひろし、以上の八つを、大學の道の條目とす、木の條わかれ網の目のまち〳〵なるが、如くなればなり、すべて見來れば物に格り、知を致すは、心を以て、此理をきはむるのことなり、意を誠にし、心を正うし、身を修るは、身を以て、此理に體するのことなり、家を齊へ、國を治め、天下を平にするは、政敎を以て、此理を推しひろむるのことなり、又八條の功を用る先後、まことに其ついでをみだるべからず、もし彼と此とを、とり合せてなさんにも、先なるは必先にし、後なるは必後にす、又手にしたがひて、一節ををさむることは、却て先後にかゝはらず、必一節の功成りて後、次一節をするにはあらざるなり、

物格而后知至、知至而后意誠、意誠而后心正、心正而后身脩、身脩而后家齊、家齊而后國治、國治而后天下平、

身を修るなり、これまでは、上文の本を先んずるの義をあげて、天下國家より其身まで、次第に本を推しきはめて、先これを急とすべきことをいへり、

欲レ脩二其身一者、先正二其心一、

正うすとは、かたをちなく、ひがみなくすることを云、心は即明德なり、本體中和にして、正しからずと云ことなし、されども妄念雜慮にさまたげらるゝ時は、其用の行はるゝ所、偏陂ありて、宜しからず、學者常に存養省察の工夫を用れは、功つみて後、動靜感應の間常に其本體の正をうしなはず、蓋心は身の主なり、心わづかにはなてる時は、一身百體をさめつかさどる者なし、この故に、身を修めんとするには、必まづ其心を正しからしむるなり、これより下は、みな修身の工夫の内につきて、先後をわきていへり、

欲レ正二其心一者、先誠二其意一、

意とは、心のをこり出る處、凡そ念慮の類みな是なり、これを誠にすとは、人の本心、善をこのみ、惡をにくまずと云ことなし、されども、私欲その形氣より生して、意念の間にまじはる故に、その善惡にむかふ所、わが本心のまゝならず、かへりて善をそこなひ、惡をますことあり、なをやゝ善をこのみ、惡をにくむ所あるは、大やう人をはづるがためにして、わが本心をこゝろよくすえためにあらず、是をみづからあざむきて、意まことならずと云、心を正うする工夫は、意を誠にするよりも、更に一重精し、この故に、心を正うせんとするには、必まづ念慮の端について、これを正うせんとするには、必まづ念慮の端について、省察克治の功を用ひ、其あざむきをいましめ絕て、これを眞實にすべきなり、凡そ聖人の敎は、内外一致なり、修身の工夫も、言語動靜の上ばかりにあらず、正心誠意のこと、皆其内にあり、正心誠意の工夫も、性情念慮の間に、とりわきてするに非ず、即修身の工夫を、内にむかひて、急なる所を先んじて、することゝ知るべし、

欲レ誠二其意一者、先致二其知一、

知は、心の知識即明德の靈覺なる處なり、知識は、もと理にをいて、しらずと云ことなし、されども學びてこれを明かにせざれば、其知ひらけず、致すとは、其

此より下八段は、古人の學をする次第を、つまびらかにのべて、上の綱領中の條目をあげ、新民のきはまりより、明々德のはじめまで、段々あとより推しきはめて、末必本よりはじめ、本末の内にも、亦をの／＼用功のついであることを示せり、明德を天下に明にすとは、天下の人の明德を、皆明にせしむることを云、此語天下に明二明德一すと、よむべき句義なれば、明明德の三字は、是工夫の名目となりて、明德は君にもつかず、民にもつかぬなり、又此は是天下を平にすることなるをは、かくの如くにいひかへたるは、新民の上より、さかしまに推て、民を新にすることも、わが明明德の功を推しひろむるばかりにて、他事にあらざることを示す、然れば下の國を治め、家を齊ることも、亦みな明明德の推す所なりと知らるゝなり、

先治二其國一、

國を治むとは、朝廷の上より、國中の末々まで、紀綱法度、井々にしてみだれざるやうにすることを云、蓋天下の本は國なり、一國の内、よくをさまりて後、これを法則として、推しひろむれば、天下廣しといへども、一統して平にすべし、この故に天下を平にせんとするには、先づ其國を治るなり、

欲レ治二其國一者先齊二其家一、

齊ふるとは、物をそろへて、ひとしくする義なり、家のあらゆる男女族屬長幼尊卑、みな恩義をあつくし、倫理を正うして、各その情をあはせ、その分に安んせしめ、整齊にしてたがひめなくするを、家をとゝのふると云、蓋國の本は家なり、一家の内を、よくとゝのへて後その臣民を、ひきいざなへば、下みなこれにならひて國中あまねく治まるべきぞ、この故に國を治めんとするには、必まづ其家を齊るなり、

欲レ齊二其家一者先脩二其身一、

脩むとは、物をむらなく、したつることを云、其身の威儀言動、ことに應じ、物に接ること、みな中正周密にして、たゆむことなく、もるゝことなきを、身を修ると云、蓋家の本は身なり、其一身をよく脩れは、家人の定本となりて、みなその敎令に、したがはしむべきぞ、この故に、家をとゝのへんとするには、必まづ其

安しとは、よくをちつきて、心もとなきことのなき義なり、心常に靜なる時は、身の居る處、順逆みな命にまかせて、ゆくとして安んぜずと云處なし、是靜なるが廣き者なり、

安而后能慮、

心常に靜に、身常に安ずる時は事に應ずること、從容閑暇にして、其思ひはかる所、精きことをきはめ、詳かなることつくさずと云ふことなく、事輾轉するにしたがひて、これに應ずること、いよ〱神變なり、是を能く慮ると云、

慮而后能得、

得るは、止ることを得るなり、上段々のしるしをへたる上には、道理と我と、混化して、一つになり、凡そ言行動靜、事大小となく、みな其至善に止り得ずと云ことなし、蓋知行兩端、ならびすゝむといへども、止ることを知るは是知上につきて、其しるしを見る、定靜安慮の四段は、みな心の上にをいて、しるしを見ること漸々に深し、但知を以て、行を兼ぬ、得る時は、行ひ成りて、脫化するなり、

物有本末、事有終始、

此より下二段は、上文をすべむすんで、大學の道を學ぶ者に、功を用ると、其ついでに、したがふべしとの、大意を示せり、物とは天の生ずるまゝなる者を云、事とは人のしわざにかゝれることを云、明德新民、己と人とを對して云時は、是物にして己は本なり、人は末なり、この故に物本末ありと云、止ることを知ると、止ることを得るとは、是事にして、知るは始なり、得るは終なり、この故に事終始ありと云、

知所先後則近道矣、

本と始とを先にし、末と終とを後にすることをしれば、是すでに道にちかきぞ、此知るは、其しわざにつきて其すへを知ることなり、知る所あさしといへども、只その理を知るのみにあらず、道は、事物當然の道理なり、これは人己に得んと、修學するにつきて云、これに近しとは、其すぢめたがはずして、至極の處に至ることやすしとなり、

古之欲明明德於天下者、

て、あたらしくなすことを云、是亦民の德を明にするのことなり、蓋人は萬物の長なれば、天の化育の及ばざる所を、裁成輔相して、これをたすくべし、凡そ已を成し、物を成すこと、皆天にうけたる職分にて、逃るゝ所なき者なり、この故にみづから其德を明にする時は、則人に推し及ぼして、亦其德をも明にすべきなり、

在止於至善、

又一つは、至善に止るにあり、至善は、善の至り、事理當然の極まれる處即中庸の中なり、これに止るとは、事の至善をえらみ得ば、必これに止り、すでに止る時は、又うごきうつることなきを云、事の至善に止る時心にをいては、天理をきはめつくして、いさゝかも人欲の私なし、凡そ天下の事明德新民の外にいでざれば、至善に止ると云も、只明新の上について、事々の至善をえらみて、これに止るなり、以上の三つを合せて、大學の道の綱領とす、其かねすべずと云所なきこと、綱の張り綱にかゝり、衣の領くびにつくが如し、

知止而后有定、

此より下五段は、凡そ德を明にし、民を新にして、至善に止らんことを求る者、必まづ其止る所を知る時は、をのづからやうやくに精熟して、遂に止る所を得ると云ことを示す、されども句ごとの而後の字によりて、止ることを得ることの、たやすからざることも見ゆるなり、此止の字、上文をうくといへども、是は事々にをの／＼至善のある處をさす、とゞまりどころと云義なり、これを知ること、亦たやすからず、致知力行の功、つもりたる上に、知ることを得るなり、こゝに至れば、其知る所眞實なる故に、志定りむかふ所ありて、かなたこなたのまどひなし、是知てよく立つに至るなり、

定而后能靜、

志よく定りて後には、其心常にしづまりて、みだりに動くことなし、蓋志いまだ定らざる時は、心靜なる時も、忙然たり、志すでに定る時は、心の動く時も、本體すはりてたじろがず、この故に其動くことみだりならず、是定るが深き者なり、

靜而后能安、

是とは大學をさす、庶乎とはほとんど及すべしと云詞なり、學者必大學の次第によりて學ひたらば、其道をふみたがへまじきとぞ、程子此の二句の本意は、只大學をさしいへども、朱子これを上文につげるを以て見る時は、大學の外に、論孟をもかねをさめ、これに由て學ぶべしと云意も其中にこもれる歟、

大學之道、

大學とは、その學術大いにして、異端曲學の比すべきにあらざればなり、大と云は、只廣高深厚の義のみにあらず、中正の至り尊顯の極れる義をもかねたり、この故に、必十五以上成人の後より、これを學ぶ、道とは、事をさむる者の、由てなす所なり、行く者の道の如し、

在明明德、

大學の道とする所、その端三つあり、其一つは、明德を明かにするにあり、德は、得の字の義なり、凡そ物をの〳〵德をそなへ得れども、人は萬物にすぐれて、其德きはめて明なる故に明德と云、人の德兩樣あり、道を修して得る所あるをも德と云、明德は、天より生れ得て、身にそなへたる者、實は心の本體を尊て、名づけたり、それ人心の物たる、虛にして形なく、靈にしてよく感通し、天下の萬理をそなへて、天下の萬事に應ず、其明なることかくの如くなり、然るを又これを明にすと云は明德をそなふること聖人凡人ことならねども、生るゝ初より、氣質のにごりにをほはれ、生れて後に、習俗のけがれにそみて、其明なる所、くらむことあり、されども本體の明はきゆる時なく、物にふれ、事について發見せずと云ことなし、學者その發する所によりてこれを推しきはめて、本來の體にかへり、其德つねに明かにしてくらむことなからしむ、是を明德を明にすと云なり、

在親民、

又一つは民を親にするにあり、此親の字は新に作て見るべし、民は、只人なり、大學の業天下を平かにするに至る故位ある人に對して、民と云なり、これを新にすとは、人民習俗にそみふるびたるを、あらため

大學

子程子曰、

是程子の語をとり合せて大學の小序とす、上の子の字は、弟子その師を稱するの名、孔子を只子と稱するに同じ、程子の子の字もなべて師とすべき人を稱する名なれども、したしくわが師と、たつとむ時は、更に子の字をそへて稱するなり、二程の道德ひとしき故に、朱子これをわかずして、共に程子と稱せられしなり、

大學孔氏之遺書、

孔氏とは序に曾氏と云に同じ、其家門を稱して氏と云なり、遺書とは、其人をはりて、其物のこれるを遺と云、遺跡遺言と云が如し、

而初學入德之門也、

初學の人、德にすゝみいる門なれば、まづこれをよむべしとなり、

於今可見古人爲學次第者、獨賴此篇之存、

今の世に居て、古人の學をする次第、三綱八條の如く詳に備りたることを見ること、たゞ此一篇の書あるを、たのみよるばかりにて、他の書にては見えぬ也、是大學の入德の門たるが故なり、

而論孟次之、

凡そ初學の人、入德の門としてまづよむべきの書、大學は勿論なり、これに次では亦論語孟子にしく者なし、

學者必由是而學焉、則庶乎其不差矣、

意、陋は、知識のせばき意、闕は、かけたり、其書のいまだ全からざることを云、略は、をろそかなり、其説のいまだそなはらざることを云、云意は、程子改正の大學の書をみれば、なを放失の所多きに、みづからたへかねて、わが固陋なることを忘れ、程子の説をとりあつめ、又その間には、己が意をつけて、其書の闕略を、補ひたすとなり、是章句作れる義なり、蓋朱子章句の大學は、伊川の改本によりて、更に傳文のついでをあらため、程子格致の説をとりて、第五章の闕文を補ふ、其の餘の註、多くは自家の意に出たり、されども聖賢の書なれば、敢て其義を定めずして、後の君子の、をさめ正すことを待と也、

極知僭踰、無所逃罪、然於國家化民成俗之意、學者修己治人之方、則未必無小補云、

極て知るとは、ふかくしる意なり、僭は、ひとごろふ、分ををかせる義なり、踰は、こゆるぞ、しなをこゆることを云、國家は、宋家なり、國朝と云が如し、化民成俗とは、人民を教化して、よき風俗をなすことを云、方は、法なり、此段は、朱子謙退の詞なり、されども此章句實に天下の教化、學者の實修に補あること、すこしきにあらず、昔孔子春秋を作り、二百餘年の天子賞罰の權をよせて、百王の大法をたてをかせ玉ふことをば、みづから評してのたまはく、我を知る者は、それたゞ春秋か、我を罪する者は、それたゞ春秋かと、朱子の此言、其意とをのづからあひたり、

淳熙己酉二月甲子、新安朱熹序、

淳熙は、宋の孝宗の年號、己酉は其十七年なり、朱子の本國は、江東の徽州なれども、其地晋の時、新安郡なりけるによりて、ふるき名を存せられたり、

せしなり、簡は、ふだ、編は、あむなり、古の書は、竹のふだに、一行づゝかきて、韋にてあみつらねたる故に、今は紙にてかきつゞくれども、亦簡編と云、程子その文句の入りみだれたるを見て、これをついでゝ、正されしなり、既にとは、後に朱子又錯簡を改められし時より、程子ゟすでに此所爲ありつると云義なり、發は、發明、歸趣は、をもむきなり、

然後古者大學敎人之法、聖經賢傳之指、粲然復明於世、

聖經は、孔子のよみつたへたまふ經一章、賢傳は、曾子幷に其門流の作れる傳十章、指は、旨趣、粲然は、明なる貌なり、按ずるに、經と傳とは、朱子はじめてこれをわかてり、程子の時までは、いまだ經傳のわけなかりけれど、伊川の改本の大學、經は舊文のまゝにて、傳文のみだれを、經文の次第によりて、正されしかば、すでに其の分辨の端ある故に、かくいへるなるべし、

雖以熹不敏、亦幸私淑、而與有聞焉、

此より末までは、朱子此書の章句作れる故をとけり、不敏とは、とからぬなり、弟子師に對して、己を謙る詞なり、私淑とは、私は、ひそむる義、淑は、善なり、先哲の道を、人よりひそめとりて、わが身をよくすると云意なり、孟子は、孔子の門に、及ばざれども、後に其敎を人にとりて、みづからをさめつると云ことをば、私淑といへるによりて、朱子も程子の大學の說を聞くに、あづかり得たることをば、かくいへるなり、

顧其爲書、猶頗放失、是以忘其固陋、采而輯之、間亦竊附己意、補其闕畧、以俟後之君子、

爲書とは、書の躰たらくを云、頗とは、やゝ多きを云詞、俗によほどと云義なり、放は、はなつ、みだれてついでざることを云、失は、うしなふ、かけてほろびたることを云、固陋は、皆いやしとよむ、固は通せざる

天運循環、無往不復、宋德隆盛、
治教休明、

此より下四段は、程子世運に應して出生し、孟子の大學の傳をついで、先王の敎へ、ふたゝび世に明なることをとけり、運も循も、皆めぐるなり、環はたまきなり、宋は、趙氏天下をたもてる國號なり、德は、帝王運にあたりて受る所の天命なり、休は、よきなり、云意は、天の氣運一たびはさかり、一たびはをとろへ、環をめぐらして、端なきが如くなるは、理數の常にして、ゆきてはかへらずと云ことなし、この故に、五季の衰亂きはまんぬれば、又治盛の運にかへり、今宋朝の德さかりさかんにして、天下を治め敎る道、休美明顯なるとなり、

於是河南程氏兩夫子出、而有
以接孟氏之傳、

於是とは、此天運にあひてなり、河南は、地の名、程子兩夫子は、明道先生伊川先生兄弟をさす、夫子とは、もと大夫の稱なり、孔子魯の大夫たる故に、門人常に稱して夫子といへり、こゝを以て後の人も、弟子その師を尊て、夫子と稱す、朱子も二程を師としあがめて、かく稱せられしなり、此孟子は、只孟子なれども、上に程氏といふうつりにて、氏といへるならん、傳は大學の傳なり、蓋宋朝五代の亂をうけて、治にかへせりといへども、三代に比すれば、及ばざること遠し、然れども、此道の明になれること、必定その氣運にあたればこそ、此時に周程張朱をはじめ、歴々の賢者ならびいで、經義を明らめ、道術を正しうして、孔孟の道、ふたゝび白日の天に中するが如くなれるなり、

實始尊信此篇而表章之、既又
爲之次其簡編、發其歸趣、

實にとは、其事ををもんじて、緊切に云詞なり、表章は、皆あらはす義なり、大學の篇、漢儒禮記の內にあみいれてありしを、とりわき尊む者なかりけるに、程子はじめてその非常の書なることを知て、これを崇尊信仰し、表して別にぬき出し、章して世にあらは

名法、刑律、陰陽、天文などの家、其かず多き故に百と云、皆古の官職に出たり、衆技は、もろ〳〵の技藝なり、農工醫卜の類を云、明君上にいます時は、此等みな其官にをり、其役をとりて、各その用をなせども、道明ならぬ世には、月入て星のきらめくが如くに、われ〳〵の智術をかゞやかして、政道にあづからんとする者なり、

所以惑世誣民、充塞仁義者、又紛然雜出乎其間、

これ上三段を結ぶ、誣るは、あざむく義なり、紛然は、みだるゝ意なり、俗儒異端、權謀術數、百家衆技は、皆世の民をまどはしあざむいて、仁義の道をみちふさぎ、行はれざるやうにする者なり、孟子の後、大學の傳ほろび、先王の敎たえたるに、かくの如くなる者、又多くうちみだれて、其世の間に、まじり出たるぞ、

使其君子不幸、而不得聞大道之要、其小人不幸、而不得蒙至治之澤、

此君子小人は、位を以て云、君子は君長、小人は庶民なり、不幸とは、俗に云ふさいはひなり、大道は人君身を修め、人を治るの道、要は、其道の簡要、即大學にとく所是なり、至治は至極にをさまるなり、澤は、餘澤、即、大道の德化、民に及ぶ者を云、

晦盲否塞、反覆沈痼、以及五季之衰、壞亂極矣、

晦盲は、くらし、否塞は、ふさがるなり、皆この道のくらみて明ならず、ふさがりて行はれざることを云、反覆は、うちかへるなり、展轉いよ〳〵深きことを云、沈は、水にしづみて、とりあげられざるが如く、痼は、やまひのかたまりて、くすしすくはれざるが如し、是みな無道の世のありさまをいへり、五季とは、季は、すゑなり、唐の世の後、梁唐晋漢周の五代、皆年數久しからずして、たちかはり、世道倫理ははなはだすちなし、かゝるすゑの世のをとろへに及で、天下の壞亂、こゝにきはまりぬ、壞亂は、やぶれみだるゝなり、

名あれども、其學凡俗にして正大光明ならざる者を云、記は、書をよみをぼゆるなり、誦は、をぼえてそらによむことなり、これ博學多識を事とする者、馬融鄭玄が類をさす、詞は、ことば、章は、詞のあやなす所、これ詩賦文章を事とする者、司馬遷相如が類をさす、此等みな俗儒のならひなり、其學ぶ所の事功小學の詩書藝儀に加倍して甚多し、こゝを以て、其業をつとむるにしたがひて、知識いよ／＼雜亂し、其文をたくみにするにしたがひて、心術いよ／＼放蕩して、己を脩め、人を治る道にをいて、聊用にたつ所なし、

異端虛無寂滅之敎、其高過於大學而無實、

異は、ことなり、端は、はしなり、聖人の敎にことなりて、別に端をたてゝ、道をとく、老佛の類是なり、蓋天理は無極にして太極なれば、形なくして虛しけれども、其內に至實なる所ありて、四時のめぐり萬物の生ずる本となり、幾世をへても、やまずかはらず、是虛にして實なり、老氏は只虛無にして、あとかたなく、名づけかたどられざる者を以て、道體とするなり、又心術は、寂然として動かず、感じて遂に天下の故に通ずるなれば、心しづかなる時、寂として一念をこらざれども、わづかに感ずることあれば、即これに應じて、天下の萬理、もれずたがはず、是寂にして感なり、佛氏は只空寂斷滅して、知識受想にわたらざる所を以て、本覺とす、老佛の敎かくの如くなるを以て、其高きこと、大學の明新止善に超過し、規矩法度の外に出でゝ、甚あやうし、人倫を正うし、世道を治るがためには、一つもとり定むべき實なし、

其他權謀術數、一切以就功名之說、與夫百家衆技之流、

他は、ほかと云義なり、權謀は、皆はかりごと、權は、いつはりたばかる意、謀は、ひそかにたくむ意なり、商鞅張儀が類をさす、術は、法のたくみなるを云、數も亦術の義なり、易のうらかた、未來記などの小道を以て、政務にとりまじふることを云、焦贛京房が類をさす、此等は少し實用あるに似たれども、正しく常ならぬ道をたてゝ、更に又義理を論ぜず、只一切に、功名をなす方にのみ、うつりつくの說なり、百家は、

第たゞしくとゝのひ、始終つぶさにそなはる、其大なることをきはめ、詳なることをつくすは、即法の明なる所なり、

三千之徒、蓋莫不聞其說、而曾氏之傳獨得其宗、於是作爲傳義、以發其意、

三千之徒とは孔子の門徒三千人ありしなり、此蓋は、うたがふ詞なり、其說は大學の說なり、曾氏とは曾家と云が如し、曾子、並に其弟子の、大學の說を、うけつたへたる者を、かねて云、宗はたゞしき義なり、傳受のすぢめ正きことを云、作爲は、つくるなり、傳義とは、經を釋したる書を傳と云、義は、只そへ字なり、發はひらくなり、其義をひらきあかすことを云、盖孔門三千の徒、大學の說をきかずと云こと、なかるべけれども、曾氏の傳る所、たゞこれのみ聖人の宗旨を得たり、こゝにをいて、曾子まづ孔子にうけつたへたる、經の詞をのべ、又一々に其意趣をときて、これを、弟子につたふ、弟子すなはち筆をとりて、聖經一章をしるし、又曾子の意を以て、傳十章をつくりて、經文の意義を發明す、今の大學の書これなり、

及孟子沒而其傳泯焉、則其書雖存而知者鮮矣、

此一段は、孟子沒して大學の傳たえたることをとけり、沒は、をはりなり、存は、あるなり、大學宗旨の傳受、曾子より子思につたはりたるを、孟子は子思の門人に、これをうけたり、孟子をはれる後は、此傳受ほろびて、うけつぐ人なし、この故に、其書は存してありといへども、その世敎にあづかりて、重き所あることを知る者すくなかりしなり、蓋漢の董仲舒、唐の韓退之などは、ほゞ其義しれる人なり、

自是以來俗儒記誦詞章之習、其功倍於小學而無用、

此より下六段は孟子沒して、大學の傳ほろびしより以來、異端曲學多く出でゝ、世みだれ、道ふさがれるきはまりに、なりつることをとけり、俗儒とは、儒の

獨にとは、とりわきてと云詞なり、先王は、三代の明王をさす、その法は、即小學大學の敎法なり、誦むとはそらによむことを云、盖先王の政法は、そのかみなほ記錄あり、只その敎法すたれたるによりて、とりわきこれを取て、門人につたへ、後の世までに、つげしらせたまふ、此敎法をうけつたふる人、すなはち、これをしるしをきて、小學大學の書となれるなり、

若曲禮少儀內則弟子職諸篇、固小學之支流餘裔、

此より下二段は、古の小學の書は、そこねて、大學の書は全くのこりたることをとけり、曲禮少儀等は、皆此書篇の名なり、曲禮は委曲の禮節をしるす、少儀は少々の禮儀をしるす、內則は閨門の內の法則をしるす、此三篇は、今禮記の內にあり、弟子職は弟子たる者、先生の敎をうけて學ぶ職分をしるす、是は管子の書の內にあり、蓋そのかみ孔子の門流のしるしたる、小學の全書は、秦の時やきほろぼされて、今わづかにこればかり殘れり、支流とは、川の枝ながれなり、餘裔とは衣のもすそなり、小學の殘篇を、これにたとへり、

而此篇者、則因小學之成功、以著大學之明法、外有以極其規模之大而內有以盡其節目之詳者也、

此篇とは、大學の經一章をさす、此段小學大學は其道を以ていへり、成功とは、事成就のしるし見えたることを云、明法は、分明の法なり、其法小學はそこねて明かならず、大學は全うしてある故に明なり、規模の大とは、規模は、物つくるかたなり、是は鑄物のかたの如くに、とがはの大なる事を云、節目の義、上に見えたり、此篇の をもむき、小學の業成功の上によりて、學ぶ所の大學の明法を、あらはし示したる者なり、蓋大學の道、至て大いに、至て精き故に、小學成功の上ならでは、學ぶことあたはざるを以て、かくいへるなり、此篇明德新民止至善の三綱領、その廣大をきはめて、かねつくさずと云ふことなし、格致誠正脩齊治平の八條目、その詳密をつくして、次

なかりしとなり、性分職分の義、上の彝倫の二字に、相てらして見るべし、人君の躬に行ひ、心に得るの餘に本づくるは、即億兆の君師として、天に繼ぎ極を立る人なり、性分職分を知て、各その力をつくすは、即その性の、ある所を知て、これを全うせんことを求めつる者なり、

此古昔盛時、所以治隆於上、俗美於下、而非後世之所能及也、

古昔の盛なる時は、三代の時をさす、この治の字は、敎をかねて見るべし、俗は風俗なり、是上二段をうけて結べり、

及周之衰、賢聖之君不作、學校之政不修、敎化陵夷、風俗頽敗、

此より下二段は、周の世のすゑ、敎法すたれたるにより、孔子先王の敎をつたへをき玉ふが、後に小學大學の書になりし、由來をとけり、不レ作とは、出て位にいますことなきぞ、不レ修とは、みだれてとゝのはざるぞ、敎化とは、人を敎へて、善になす事を云、風俗とは、上の敎化を風と云、下其敎に化して、ならはしとなるを俗と云、陵夷頽敗は、皆くづれやぶるゝなり、蓋周の世をとろへて、賢君作らざる故に、學政をさまらず、これによりて、敎化やぶれて行はれず、風俗も亦あしくなりたり、是上五段に云所と、皆うらちがひになりたることをいへり、

時則有若孔子之聖、而不得君師之位以行其政敎、

此時にありて、孔子のごとくなる、德の至りし聖人おはしけれども、君師の位を得て、其政敎を行ひ玉はさりしなり、政敎は、治敎と同じ、蓋孔子は聰明睿智にして、よく其性をつくしたる、生知安行の聖人なれば、天命をうけ君師となりて、天下萬民を、治め敎へさせ玉ふべき、道理あれども、天地の氣運のをとろへにあひて、かくの如くなり、

於是獨取先王之法、誦而傳之、以詔後世、

而其所以爲教、則又皆本之人君躬行心得之餘、不待求之民生日用彝倫之外、

躬行心得とは、みづから道を身に行ひ、其の道を心に得て、わが物となれるを云、即德のことなり、餘は餘澤なり、德のうるほひ、自然に人に及ぶ者を云、求むとは、せめなす義なり、民生とは、民の生涯なり、日用とは日々に行ひ用る事、飲食起居の類をさす、彝倫とは、彝は、つねなり、父子君臣夫婦長幼朋友の五倫の道は、人性の常にしてかはらざる道理に、うけしたがひて行はるゝ故に、彝倫とは云なり、是も亦日用の事なり、云意は上に云教法のよく世に行はれて、教化となる故、いかにとなれば、其の人君たる人の、德の餘澤を本として、民の平生行ひ用る事、人倫の間の道より外に、かはりてしがたき事を、人にもよほして、しるしを見ることを待に、あらざればぞと、蓋教法よしといへども、教をほどこす君の德より、ながれいですして、只法ばかりは行はれず、是は人君の餘德に本づき、民生の日用五倫の常道なる故に、其の教化なりやすきなり、

是以當世之人、無不學、

いにしへ學校たて廣まり、教法詳かなりしこと、かくの如くなるを以て、其の世に當りし人、ひとりも學びずと云ことなし、

其學焉者、無不有以知其性分之所固有、職分之所當爲、而各俛焉以盡其力、

性分とは、仁義禮智の性、われ人分々に具足したることを云、職分とは、子として孝なるべく、臣として忠なるべきの類、その〳〵其の職の知分にして、せでかなはざる事なるを云、俛焉とは、うつぶく意なり、其教をうけて學ぶ者、其學ぶ所の道、わが性分のもとよりある所に出で、わが職分のなすべき所の事となるぞと、こゝろえて、各前後左右をかへりみず、うちうつぶきて其の力をつくし、これをつとめずと云こと

と云者なれば、凡民の子に異なり、是は成均の學より、直に國學に入る、凡民の俊秀は、閭塾より、黨庠州序と次第にえらみあげて、遂に國學に入る、又諸侯より天子へすゝめらるゝこともあり、是みな天下國家に、君とし臣として、をさめたすくべき人なるが故に、大學にして敎へ成すなり、凡そ諸侯の禮も、大むね天子と例を同うす、

而敎之以窮理正心修己治人之道、

是大學にして敎る所の法、即大學の道なり、窮理以下の八字を此の書の綱目にあてゝ見る時は、窮理は格物致知のこと、正心は、誠意正心のこと、修己とは、格物致知誠意正心修身をすべて云、以上はみな明德のことなり、治人とは、齊家治國平天下、是みな新民のことなり、按ずるに、大抵小學は文藝を主とし、大學は、道術を主とす、されども小學に道術なきにあらず、大學に文藝なきにあらず、只その敎る所に、大小遠近の次第ありて、幼稚のときに敎ることを、小學とし、成人の後に敎ることを、大學とするなり、

此又學校之敎、大小之節、所以分也、

此とは、上四段をすべて云、又とは、上の學校の制をうけて云、學校とは、學宮の通稱、わけて云時は、學は國學、校は、鄉學なり、節は、かぎりの義なり、云意は、上文に云所、これ又學校の敎法、八歲より小學、十五より大學とかぎりをわくるゆゑぞとなり、

夫以學校之設、其廣如此、敎之之術、其次第節目之詳又如此、

此より下五段は、古の敎法、よく人を善に化せしめたることをとけり、學校の設け廣きとは、王宮國都より、閭巷までに、皆學あることを云、術は、法なり、次第とは、八歲より小學に入り、十五より大學に入ることを云、節目は節度條目、竹ノ節、綱の目にたとへり、小學の灑掃應對等、大學の窮理正心等、これ節目の詳なる所也、

庶人之子弟、皆入小學、

此より下五段は、いにしへ敎法のそなはりしことをとけり、公の下には、卿大夫士、みな爵位の名なり、公をいへば、諸侯をかぬ、諸侯の下にも、卿大夫士あり、庶人は無位の平民なり、凡そ人生れて、男子たる者、八歳になれば、上天子より、下庶人に至るまでの、子たり弟たる者を、こと〴〵く小學に入れて敎るなり、

而敎之以灑掃應對進退之節、禮樂射御書數之文、

是小學にして敎る所の法、即小學の道なり、灑はそゝぐ、掃は、はらふなり、水をそゝぎ、塵をしめして、塵とりと帚とを以つて、掃除することを云、應は、人の呼にこたふる聲、對は、人の問にこたふる詞なり、進は、すゝむ、退は、しりぞくなり、すべてたちふるまひのかたちを云、是みな卑用とて尊長につかふまつる禮儀なり、節は、其ほどよき所を云、禮は、吉凶軍賓嘉の五禮の條式儀文、樂は、八音の樂器、歌舞の聲容、幷に歴代帝王の樂譜あり、射は、弓いる儀式、御は、車をやる作法、書は、音義をしり、字躰をならふこと、數は、算法なり、文は藝文、上の六藝に、をの〳〵其の制度品目あることを云、又詩を誦し、書を讀ことも、小學の業なり、こゝには、成文を以て、對句とする故に、たま〳〵これに及ばざるなり、

及其十有五年、則自天子之元子衆子、以至公卿大夫元士之適子、與凡民之俊秀、皆入大學、

十有五年とは、有は、又の字の義、十年の上、又五年なり、歳十五に及ぶ時は、成人なる故に、皆大學に入るゝぞ、元子は、かしらの子なり、天子の世つぎのみこを云、太子といはざること、いまだ太子だちし玉はぬをも、かねていへばなり、衆子は、元子の外のもろ〳〵のみこなり、元士は、上士なり、適は、嫡と同じ、嫡妻のむめる子を、嫡子と云、是も嫡子のかしらをさして云なり、凡民は庶士庶人の子、俊は、すぐれたり、秀は、ひいでたるぞ、公卿大夫元士の衆子は是も國子

定本なり、これを立つとは、みづから定本となりて、人に法をとりならはしむることを云、凡そ人民、萬物を生じて、これを成したつること、天の本意なりといへども、天の力は、只人物を生育するばかりなれば、聖人天命をうけ、これを治め敎へて、成就したてさせ玉ふ父の仕出せることを、子のうけ行ふが如くなる故に、天子とは申すなり、司も、典も、つかさどる義なり、徒は、民のことなり、司徒とは、人民をつかさどりて、敎へ使ふ官の名なり、典樂とは、音樂をつかさどる官なり、職と官とは、文を互にしていへり、樂は、天地神人の氣を和合し、人の氣質を中正になす、そなへなれば、これも敎化にあづかることおもし、云意は、上文に云所の道理、これ即古の聖帝、上には天について極をたて玉ふゆへ、下には司徒典樂等の官をまうけて、あまねく人民を敎へさせ玉ふ由べぞとなり、伏羲神農黃帝の時の、敎官の法つたはらず、堯舜の時は、契を司徒として、なべての人に、五倫の道を敎へ、夔を典樂として、貴人の子に、音樂をそへて、敎へさせ玉へり、

三代之隆、其法寖備、

此より下二段はいにしへ、學校のそなはりしことをとけり、夏商周の三代は、うちつゞきて、皆隆盛の時なり、寖とは、漸々の義なり、夏より商、々より周、其の敎法漸々に、そなはりしなり、

然後王宮國都以及閭巷、莫不有學、

王宮は、天子の宮城、國都は、諸侯の國の都なり、天子にも國都あり、諸侯にも宮城あり、王宮國都と云も、亦互文なり、閭は里の總門なり、巷は、小路なり、天子諸侯の宮城にある學を國學と云、小學大學の差別あり、一閭は二十五家なり、閭巷にある學を塾と云、これ小學なり、二十閭を合せて一黨とす、黨の總學を庠と云、五黨を合せて一州とす、州の總學を序と云、庠序は皆、大學なり、塾と庠序とを、すべて鄕學と云、右は周の世の學制大いにそなはれることと、かくの如くなり、

人生八歲、則自王公以下、至於

けり、聽とは、耳とくして、道理をよくきゝわくるを云、明とは、目あきらかにして、道理をよくみわくることを云、睿とは、心に思ふ所の道理通達せずと云ことなきを云、智とは、心にしる所の道理、てらしとほらずと云ふことなきを云、これ氣質淸美なる至極なり、盡ニ其性一とは、卽仁義禮智の理を、よく知て全くすることなり、されども是は生知安行の聖德、むまれのまゝにて、自然にかくの如くなる人をさす、云意は、かやうの人、ひとりも、人民の間に、生れ出たまふことあれば、となり、

則天必命レ之、以爲ニ億兆之君師一、使ニ之治而敎一レ之、以復ニ其性一、

萬々を億と云、萬億ヲ兆と云、すべて數多き人民をさす、君師とは、君となりてこれを治め、師となりてこれを敎るなり、云意は、天必此聖人に命して、萬民の君師となし、世人をして氣質の齊しからざるものを、治め敎へて、各その天然のまゝなる、本性のはじめに、かへさしめ玉ふとなり、蓋天は理の總體にして、その命する所も、理にもるゝことなし、聰明睿智にして、よく其の性をつくしたる聖人、世に出たまふことあれば、天下の人、必これをたつとみて君とあがめ、師としてこれにならふ、其理の必然なる所、是卽天の命ずる所なり、いにしへ天命をうけて、世をしろしめす聖人は皆君師の職を、かねつくしたまふ、この故に、まづ政を立て、人民の衣食、ことたるやうに養ひをき、其の上に就て、敎をほどこせるなり、こゝを以て、此序の敎法を論ずる所、みな治め養ふことを兼てとけり、

此伏羲神農黃帝堯舜所ニ以繼レ天立一レ極、而司徒之職、典樂之官、所レ由設也、

此とは、上二段をすべて云、上にはいにしへ敎法のおこれる道理をとく、こゝには其敎法を施せる事實をあぐ、伏羲神農黃帝堯舜を五帝と稱す、みな聰明睿智にして、よく其性を盡くし、天命をうけて、世を治め敎へたまふ聖人なり、繼レ天とは、天に代ると云義なり、立レ極とは、極は、物の表準として、法をとる

なしとなり、性とは、人のむまるゝはじめより、心にうけそなへたる道理なり、仁は、物をあはれみいつくしむ道理、義は事の宜き所を、はからひ定むる道理、禮は、人をうやまひ、己をへりくだる道理、智は、事物の是非美惡等をしりわくる道理、此四つに信を加へて五性と云、即五行の理なり、仁は、木の理、義は、金の理、禮は、火の理、智は、水の理なり、信は土の理なれば、只仁義禮智のまことなる所にて、四つの者の内にあり、この故に信を畧していはず、春は木、夏は火、秋は金、冬は水にて土用は四時の間に、こもれるが如し、凡そ天地の間に生ずる者、みな陰陽五行の氣をうけて、其かたちをなす故に、亦その〳〵其理をそなへずと云ことなし、木火の氣は陽、金水の氣は陰にして、土は中和の氣なれば、五行を云時は陰陽をのづから其中にあり、それ人の身、外には氣血骨肉毛、内には肺脾心肝腎、首には耳目鼻口舌、みな五行の分配あり、この故に其心にも亦必五行の理をそなふるなり、

然其氣質之稟、或不能齊、

然どもとは、上文をうけて、かくの如くなれどもと轉じたる詞なり、氣は、即五行の氣、質は氣のこりかたまりて、形體となりたるを云、人みな五性をそなふるといへども、其天より氣質をうけて、生れたる所に、清濁美惡のたがひあり、仁義禮智の間にも過不及のかたをちありて、人みなひとしく同じからざる故に、智愚賢不肖の差別あり、或不能齊とは、ひとしくならざるとありと云詞なり、

是以不能皆有以知其性之所有而全之也、

人の氣質、ひとしからざるを以て、皆々には、其性にそなはりてある所の、仁義禮智を、かくの如くなる者ぞと知りて、其心に知り、身に行ふ所、きはめつくして、天より生れ受たる、本來のまゝに、少もかけたるところなきやうに、全くすることならぬなり、

一有聰明睿智能盡其性者出於其間、

此より下三段はいにしへ敎法のはじまりし由來をと

大學示蒙句解

中村惕齋講述

○大學章句序

大學とは、此書の題號なり、其義は經文のはじめにあらはす、章句は註の異名なり、詞のきるゝ所を句と云、語のをはる所を章と云、一篇の章と句とをきりわけ、其間に詞を入て文義をとく故に、註を章句とも云なり、序とは、書のはじめにしるす詞、序は、緒の字の義にて、いとぐちなり、序を見て其書のおもむきをしると、繭のいとくちをとりて、くり出すが如くなればなり、此序は朱子大學の章句を作れる由來を述られたり、

○大學之書、古大學所以教人之法也、

此一段は大學の書の大意をとけり、古とは、夏商周の三代の時をさす、古の大學とは、大學の道をまなぶ學宮をさす、大學の道をしるしたる書を大學と名づけ、又、其道を教へ學ぶ處をも大學と云、そこにて人を教る所の法は、即大學の道なり、

蓋自天降生民、則既莫不與之以仁義禮智之性矣、

此より下三段は、凡そ人には、教への道なくて、かなはざる故をとけり、蓋とは、語をはじむる詞、天降生民とは、天より人民を生ずることを云、凡そ天下の人物、天の造化によりて生ぜずと云者なし、天は上にありて、人物は地につける故に、降すとはいへり、民とは、すべて人をさす、人生々してやむことなき故に、生民と云なり、云意は、天この人をうみ出すからは、則その時はやすでに、仁義禮智の性を、つけあたへずと云こと

大學示蒙句解目次

治者乃敢謂其所得愈於所失遂完其功矣雖然朱傳豈爲此少讓其尊乎猶古鼎利劍有不如鑿鑊割刀之用便且廣者以其事稱宜道調俗也耳或不爲君子所棄而更張修正以行于世則區々深願斯得滿云

元祿辛巳春分之日　平安　仲欽書

四書示蒙句解叙

夫異鄕殊俗、猶憂辭意難達、況大和中夏之遼隔乎、且古語往々有濶今情者、故吾邦初學於載籍、雖平語常事、率待解譯、而後方喩之、余嘗以片字解小學書、讀者雖顓蒙、粗能通其辭義、又能爲人講述、故請謄寫者歲衆、子弟無奈其煩、乃雕印之、塞其需矣、然若古典之解、未嘗萌于心也、近時頗有尙實學者出、而知小學四子近思錄爲切于自脩治人、是以有一二同志、勸併解四子、以便蒙學者、又有抑止之者、曰小學之解、或可以副先賢訓蒙之旨、若夫四子、則非俚語諺言、可以解者、又恐限學者於肌膚腠理之間、而終不得透骨髓、奚如只由朱傳、而勉々循々、有以窺聖人之門牆耶、兩端未知所適從、於是試解大學及論孟數篇、聞者多假寫其艸而玩之、凡新學之蒙、晩進之固、窮鄕之陋、深閨之幽、與夫從仕不優、執業無暇者、有因茲稍知嗜學嚮道、又有鄕里之敎授、取利于講辯者、至於有人君閑覽之餘、徵兆于政

孝經小解　終

始め、秋は陰の始なればなり、祭義云、春、雨露既濡、君子履之必有怵惕之心、如將見之、秋、霜露既降、君子履之必有悽愴之心、非其寒之謂也といへり、春は、霞立鳥鳴花咲によりて、時のうつりかはりたるに感ず、秋は草木黄ばみ、蟲鳴、風、身にしむに感じて、父母先祖を思つて不能已故に、俄に齋戒して父母より四代を祭るなり、いにしへは一夜神事と見えたり、今も一夜神事の遺法あり、後世三日齋戒し、夏冬をくはへて、四時にまつれり、今もはじめて祭をせんとおもふ人は、まづ春秋に祭り、年をへて、夏冬をくはへて可なり、神をまつる事は、しば〳〵する事をいめり、不敬に至らん事を恐てなり、

生事愛敬、死事哀戚、生民之本盡矣、死生之義備矣、

生に事て盡せる愛敬の心、死には變じて哀戚となるなり、同く天地の一氣なれども、春夏の氣は愛敬のごとく、秋冬の氣は哀戚のごとし、中江氏云、人之有孝德、猶木之有根、故以孝爲生民之本、盡至其極而無遺之謂、與盡性之盡同、死生の義は、死につかへて哀戚すといへども、哀戚に終べからず、死生は晝夜の道にして、理の常なり、形死すといへども神は天地の氣に合して不亡故に、孝子は親を死せりとせず、喪を除て吉禮に變し、父母の神に事る事、存に事るがごとし、形、死して神生ず、是、死生の義なり、生に事、死に事、神に事道理、森然として備れるなり、

孝子之事親終矣、

生民の本盡矣、死生之義備矣、孝子之事親終矣、此三句は、孝經一篇の結語なり、孝の始、中、終を經に說給ふ事終りたるなり、孝子の親に事る事、其身死せざれば不已、死しても子孫に祭りを不絶やうに仕置事なれば、死しても不已なり、孝子の親に事る始終は、孝經一篇に見えたり、

孔夫子、石槨を作りたる者を見給ひて、死しては、すみやかに朽なんか、まされるにしかじとのたまへり、本理をしらず、末になづみて、却て道理を失へる者のために、此言あり、過たるはなを、およばざるがごとしの意を示し給へり、

陳其簠簋而哀戚之、

簠簋は祭器なり、祭器をつらねて飲食をすゝむれども、親を見ざるがゆゑに哀戚す、これ喪の中の祭りなり、

擗踊哭泣、哀以送之、

擗は手を以て胸を擊、踊は足を以て地を踴なり、哭は口に聲あり、泣は目に涙あり、是柩の行とき、形を送て、往て返らざることを哀なり、踊は幼少の子を見るに、甚しくかなしむとき、口に聲あり、目に涙あれども、情をのぶるに足らざれば足ずりするがごとし、

卜其宅兆而安措之、

宅は墓穴なり、兆は墓の外のかこひなり、卜はうらなひて神に決す、先人知を以て、はかりて後、卜筮に及ぶなり、所謂、謀及乃心、謀及士民、而後、謀及卜筮といへり、人知の擇は、地、風、水、泉、砂、礫、樹、根、螻蟻の屬なく、後々、城郭、溝池、道路となるべからざる所を見るなり、中州は土厚く水深して、多くは葬地によろし、偏土は土薄く水淺し、多くは葬地によからず、人知の擇、心にかなひたるうへ、なほ神に決して吉なり、故に安措す、安措は安じ置なり、

爲之宗廟、以鬼享之、

宗は尊なり、廟は貌なり、父母、先祖の尊貌の在す所なり、尊貌は神主なり、中江氏云、案王制祭法、官師以上皆立廟、庶士庶人無廟、祭於寢、此擧宗廟以包祭于寢者也、みな神主あればなり、以鬼享之は、鬼神に事る禮を以て、是を享祀するなり、享は人鬼を祭る名なりといへり、是より專吉禮に變ずるなり、

春秋祭祀、以時思之、

吉禮は天地の神道に合す、故に四時を以て祭祀す、物の始は事、易簡なり、上古は春秋に祭れり、春は陽の

大海のごとくにして、鳥の飛にまかせ、魚のおどるにしたがふがごとし、後世の儒者、量せばくて衆人の志と氣象と品々ある事をわきまへず、なべて一にせんとおもへば、とがめせむる事出來たり、故に弱なる者は僞り、强なる者はそむきて異端に入ぬ、くはしき事は、水土の解にみへたり、又一品の人あり、若く學、未熟なる時は、つとめ得ず、年たけ學熟するに從て、よくつとむる者あり、又一品の人あり、若く學未熟なるとき、よくつとめて、年たけ學熟するに從つて、つとめならざる者あり、年わかき時つとめ得ざる者は、血氣盛に情欲制しがたき故なり、年たけ學熟してつとむる事は、本より愛情ふかき生付にて、氣血衰へ情欲うすくなり、其うへに學熟して、制する道を得ればなり、年わかき時、よくつとむる者は、志進で淸何事をもなすべき强力あり、好名の心、深ければ、諸欲をわすれてけがされず、年たけ學熟して、つとめ得ざることは、學力にて、好名のこゝろざしうすくなり、强力進淸のこゝろもやはらぎ、德には近くなりたれども、本より愛情うすき生付ゆゑ、つとめ得ざる者なり、一人の身にても、少老にてかはりあり、故に君子は、大に人をほめず、つよくそしらず、

爲之棺槨衣衾而擧之、

衣は死者を沐浴して衣するなり、衾は尸に薦覆に用る單被なり、棺は木を以て箱を作て、尸をいるゝなり槨は外棺なり、擧は心を盡してとゝのへ終て、擧葬なり、上古は棺槨なし、中野に葬れり、直に土に歸して、其上に木をきりかけて、犬狼の害に備たり、其時は生る人も屋なし、穴居、野處なりき、人死して魂氣は天に歸す、ゆかずといふ事なし、魄體は土に歸す、常の理なれども、後世の聖人䷡の象によりて、家屋を作り給ひ、人、穴居、野處を、はなれたる時より見れば、妻子、屋に住て、父母の尸直に土に着こと、死に事ること生に事る如くなる孝子の情に、忍びざる心ある故に、後世の聖人、大過の象に取て、棺槨を作り給へり、䷛は風木兌澤の下にあり、木、土に入なり、是によりて木を伐りて箱を作り、尸を入て土中に葬れり、初は棺ばかりなれども、屋の外に門垣出來たるにかたどりて槨出來たり、次第に念入過て、甚木厚になり石槨なども出來しかば、木の厚さの制法はじまれり、

聖人の定は、宗子には三年、次男よりは期なり、是、親も子の喪に居也、伯父、兄弟、甥は、期、十三月なり、從弟は大功九月也、又從弟は小功五月なり、母かたの叔父は、小功、從弟と妻の父母は、緦麻三月なり、母方は從弟より服なし、祖父と孫は期也、曾祖父は五月、曾孫は緦麻也、餘はをして知べし、期よりは、諸侯は絕、大夫は下す、いはんや天子をや、天子、諸侯は兄弟、伯父、甥等、皆、臣なればなり、父母の喪は、貴賤となく一なり、日本は小國にて、土地の氣うすし、聖人の定の時よりは、世もはるかに後世にて、人の情もうすく成たり、故に中夏より、官位、衣服よろづの禮法を傳給ひしに、國の水土にかなひて、喪の法を制し給ふ時、三年の喪は期にし、期の喪は大功にし、大功は小功にし、小功は緦麻にして、藤衣の色濃うすきあり、まことに殊勝の風俗なり、期、大功、小功、緦麻を服とし、服の間は神事にあづからず、期には暇五十日、大功は暇三十日、小功は暇二十日などゝ定め給へり、暇を今は忌といへり、其間は出仕せず、暇過ては出てつとむ、朝へは藤衣をぬぎて、常の衣冠し、歸りては藤衣を着す、親族、朋友の交も藤衣なり、夫、法は後世、

時所位によりて立たる者なり、故に日本にて、三年の喪を云は義にあらず、聖人も天子にあらざれば、下位に居ては法を制し給はす、況や、我國の君の法を用ずして、他國の君の法を用べき義にあらず、佛を信ずる者をも、我國の神を尊びずして、異國の神を尊ぶは、義にあらずといへるがごとし、中夏とても後々、聖人起給はゞ、喪祭ともに時の制あるべし、時所位にかなはざることを、しゐてなしたるゆゑに異端盛になりたり、佛のために民をかりたる者は儒なり、孔夫子の時だにも、喪に歌うたひしものを子路が笑はれしかば、由が人をせむる事やまず、三年の喪は久しとのたまへり、同じく喪に居るといへども、人の氣質により淺深あり、大體、喪の法あれば、くはしき事は聖人とがめ給はず、三年の喪は久しとのたまひて、歌うたひし者をせめ給はざりしも、凡人のためにのたまひしなり、又、一品の人あり、凡人にはあらざれども、つとめざる者あり、原壤、曾晳などなり、原壤は孔子の前にても、母の喪に歌たり、曾晳は喪のとむらひに、子貢をつかはされたるに、歌て居たり、情のまゝにてかくす事なし、是聖德の量の廣大なる事大空のごとく、

平生、無事の時、たのしめる事も、なぐさめるものも、心に憂あれば其用なし、鳥にも心をおどろかし、花にも、なみだを、そゝぐといへり、美服を不衣、樂を不聞、厚味を不食、すべて人間のたのしみにあづからず、酒肉、五辛をいめる事、欲せざるのみならず、主意あり、或問に見えたり、

此哀戚之情也、

孝子の親を喪するより、六のものは、孝子、哀戚の眞情なり、

三日而食、教民無以死傷生、毀不滅性、此聖人之政也、

上古は人の情厚く、元氣すぐやかに、脾胃つよく、故に父母のながき別に逢て、食、咽にくだらず、しかれども、三日を過るときは、しゐて、かゆを食せしむ、父母、死する家には、三日、火をあげず、隣家より家内の者の食をつかはせり、主人は、三日の後も、食を欲せざれども、親の死を以て子の生をやぶり、やせ、おとろへて病氣になり、性命を滅すにいたるは、不孝なれば、三日の、かぎりを、なして、食せしむるは、おしへなり、聖人、民のために禮を制し、哀情を節して、其生を全し給ふ政なり、

喪不過三年、示民有終也、

上古は喪期の數なく、人の情の厚薄にしたがへり、親子わかれ、夫婦はなれて、五年も十年もなげくものあり、半年、一年にてやむものあり、長きをほめず短きをそしらず、俗に云へる鈍知、貧福、下戸、上戸のかはりのごとく思へり、太古質素の風なり、後世、聖人その久しく哀戚して、性命をほろぼすものゝために、をさへて三年の喪を定め給へり、人、生あれば死あり、理の常にして晝夜の道なり、久しくなげくべからず、子生れて三年、父母の懷中をまぬかれざれば、是を以て喪期の數とし給ふ、喪を除ては吉禮に變ず、故に祭禮に樂す、是終ある事を教給ふなり、今の、親の子の精進するは、逆なりと云てせず、孝の理をしらざればなり、老少不定は天命なり、其うへ、子も親、先祖の性命を傳たる者なれば、我子とし私すべからず、故に

忠臣の君に事るは、親に事るがごとし、家に居ては孝子也、國に出ては忠臣たり、君、善の兆あれば、是を助て遂しめ、命令、出れば、導て其善を大にす、君、過惡のきざしあれば、是を未發に正す、もし事にあらはるれば、是を救て其事止む、善美は君に歸し、過惡は己に歸す、故に君、忠臣の誠を感じ、其諫に順從し、道義によりて上下親む、故によく相親なり、

詩云、心乎愛矣、遐不謂矣、中心藏之、何日忘之、

小雅、隰桑の篇の詩なり、忠臣、親を愛する誠をうつして、君に事るゆゑに、君を大切に思ふを以て心とす、上下、貴賤を以て心とせず、近く父母を思ふがごとし、中心に藏て忘るゝ事なし、これ進思盡忠、退思補過、將順其美、匡救其惡、純忠の本なり、

喪親章第二十二

孝子之喪親也、

父母、沒して、憂に居るを喪といふ、

哭不偯、

哀痛の極、聲に發るを哭といふ、偯は、聲、從容として餘りあり、父母の喪は、哀痛の極なれば、其哭、氣竭て、息、餘聲なしといへり、幼少の子の泣がごとし、聲を引て、ながく泣くは、つよく、かなしからぬなり、つよく泣ときは聲絕て、なき入、しばらくありて聲發す、

禮不容、

喪の禮の進退、かつ〳〵其事を行て、容貌の、うや〳〵しき禮なきなり、平生は、うや〳〵しきを禮とすれども、時、異なり、

言不文、

いふべき事あれば、やうやく其事をいひて、うるはしき言葉なし、平生と異なり、

服美不安、聞樂不樂、食旨不甘、

父臣不可以不爭於君、

君臣と朋友とは、義を以て合ものなり、故に君、過あれば諫む、三たび諫て不聽ときは去る、友には忠に告て善く導く、不可なるときは已といへり、父子は恩を主とす、君臣朋友のたぐひにあらず、故に父母、過ある時は、氣色を取て諫む、父母不從ときは、敬して其氣色をおかさず、父母の心やはらぎ、感悟すべき時節を見て又いさむ、爭友、爭臣に諉する事なし、故に孔夫子、父子を先にして君臣を後にし給ふ、其旨、深しといへり、

故當不義則爭之、從父之令焉得爲孝乎、

無道の事、不善の令、諫爭せざる事あたはず、可否を論ぜず、ひたすら父命にしたがふを孝とするの理なし、しかれども直諫、違逆するも又不孝なり、かるがゆゑに幾諫すといへり、

事君章第二十一

君子之事上也、

君子は孝子なり、孝子の賢なるもの人臣と成て、其君に事るなり、

進思盡忠、退思補過、

心を盡すを忠といふ、君前に進では君を賢君とし、政は仁政ならむことを欲す、善あれば君にゆづり、君前を退ては、君の命令、過あれば己が過とす、補ば、かくして非をかざるにあらず、己が過とすれば、あらはして、すみやかに改るなり、則、衆の過を改る師たり、君言、善なれども、いまだ不全事あれば、これをおぎなひ、かけたる事あれば增益す、士、朝に業を受、晝日講じ行ひ、夕に復思し、夜にあやまちを計るといへり、

將順其美、匡救其惡、故上下能相親也、

ぞと再言て、其不可を明し給ひ、孝子の親に事る、順從ありて違逆なしといへども、親過ありて順從するは、親を不義に陷る也、故に氣をくだし、色を怡しめ、聲を柔にして諫む、親、逆して不入ときは、號泣して隨といへり、隨は不可に隨にあらず、しばらく親の氣色に順從して、和する時をまつなり、言の不通は、其言、理に違せざるなり、

昔者、天子有爭臣七人、雖無道不失其天下、諸侯有爭臣五人、雖無道不失其國、大夫有爭臣三人、雖無道不失其家、

爭は諫なり、其非に從はずして諫め止るは、爭がごとし、無道は、君、道を異するごとに、臣諫め、爭ときは、失すといへども、甚しきに至らず、故に危亡をまぬかるゝなり、七、五、三、みな陽數なり、諫爭の臣は陽剛の忠臣なり、陽剛の才は必ず明敏なり、數にかゝはるべからず、又、下として上を僭せず、自然の分あることを示し給ふ言外の意なり、傳云、天子有爭臣七人云云、昔殷王紂、殘賊百姓、絕逆天道、然所以不亡者、以其箕子比干之故也、微子去之、箕子執囚爲奴、比干諫而死、然後、周加兵而誅絕之、諸侯有爭臣五人云云、吳王夫差爲無道、然所以不亡者、有伍子胥之故也、子胥、死後三年、越乃能攻之、大夫有爭臣三人云云、季氏爲無道、僭天子、然不亡者、以冉有、季路爲宰相也、故曰、有諤諤爭臣者、其國昌、有默默諛臣者、其國亡といへり、

士有爭友則身不離於令名、

士は小身なれば、爭臣ありがたし、心友ありて爭ときは、士の善名を不失なり、

父有爭子則身不陷於不義、

父に爭子あるは、上下貴賤に通じていへり、爭子は善子也、子に善人あるときは、父、無道なりといへども、不義の罪に不陷なり、

故當不義則子不可以不爭於

子は百官のごとく、臣妾は徒役のごとし、慈は衆を使所なり、慈は惠み厚して愛に流れず、おとなしき心なり、父の道なれば、民の父母たる德なり、妻子は家内の貴きものなれば、百官のごとし、臣妾は家内のいやしきものなれば、徒役のごとし、此百姓は百官也、徒役は庶人の官に在者なり、士も中士以上には、家内の人、品々あり、侍、下人段々數あり、女にも上中下品々あり、男女の召使をなべて臣妾といへり、妻子は恩に狎、愛を恃て、奢易し、主人、慈厚して禮儀正しき時は、和して不奢、臣妾は遠ければ、おろそかにて恨み易し、主人、惠み細にして、其所を得せしむれば、中心悦て服從す、是則、妻子を齊るは百官を理る道、臣妾を御するは徒役を使ふ道なり、

諫諍章第二十

曾子曰、若夫慈愛恭敬安親揚名、參聞命矣、

是、人倫の常にして順境なり、常道の順孝は、夫子の教を聞たるなり、安心は父母の心を安ずるなり、親の心を安ずるは、子、善人なり、子の善を悦ば、父も善人なり、慈父、孝子は善人の名なり、父子ともに善人の名を後世に揚るなり、慈は愛の體なり、心に慈あれば愛情、發す、恭は敬の貌なり、敬、內に存すれば、恭、外にあらはる、愛は、親の子を愛するよりあつきはなし、故に慈を父の道とす、慈は子善人とするより大なるはなし、敬は子の親を敬するより實なるはなし、故に心に敬あれば貌恭し、

敢問、從父之令可謂孝乎、

親の命令、不可なるを、諫め格す時は違逆して、父子、善を責め、恩を賊はんことを恐る、しからば可否を論ぜず、專ら令にしたがふべきか、此さかひうたがはしく思ふ、故に此問あり、

子曰、是何言與、是何言與、言之不通也、

非をみて從は、親の不義をなすなり、故に、是何の言

廣揚名章第十八

君子之事親孝故、忠可移於君、事兄弟故、順可移於長居家理、故治可移於官、

一人の人なり、親に對しては子なり、子に對しては親也、君に對すれば臣なり、臣に對すれば君なり、兄に對すれば弟なり、弟に對すれば兄なり、職位、己が上に在人は長なり、己が下に在人に對すれば、己長なり、家に居て、家道をつかさどり、朝に事へて國政をあづかる、皆、一人なり、故に親に事へて愛敬の誠あれば、君に事へて敬忠なり、兄に事へて弟なれば、長に事へて順なり、家に居て、家人に慈惠あれば、國に出で仁政を行はる、皆、二心なく二道なし、中江氏云、理謂物得其理而不亂也、治亦理也、居家理、謂齊家人而各得其理而不紊也、治謂官政得其理而不紊、曰理曰治、皆孝中之一德也、

是以行成於內而名立於後世矣、

行は、孝弟理の行なり、內は心なり、可移の實心になりて、身に施し外にあらはれ、名後世に立なり、名は、君子の求る所にあらされども、名は實の賓なり、其實あるものは、必ず其名あり、沒世まで名の稱せられざるは、終身の實なければなり、こゝを以て、君子これを疾めり、もしその名の稱せられざるを疾まば、其實の立ざることをおそれて、つねに孜々として、勉て善を爲べしといへり、

閨門章第十九

閨門之內、具禮已乎、嚴父、嚴兄、妻子臣妾、猶百姓徒役也、

閨門は小門なり、一家の小門の內といへども、一國の禮備れり、嚴父は事君の道、嚴兄は事長の禮なり、妻

たゞ親のみならず、先王の神、皆、天子の尊び給ふ所なり、又、宗廟にして、諸兄、伯父、先して事を行はしめ給ふことあり、先王の神より見給ふときは、ともに孫なればなり、又、天民の先覺は、道德の兄なり、謙讓して問ふことを好み給ふは、これを先ずるなり、

宗廟致敬、不忘親也、脩身謹行、恐辱先也、宗廟致敬、鬼神著矣、

天子の敬を盡し給ふ所は、宗廟なり、父子の親みは天性なり、膝下のしたしみをうしなはざるなり、親子の道は、天子、諸侯、卿大夫、士庶人にいたるまで、貴賤となく一なり、脩身愼行ことも一なり、此身は親、先祖の遺體なり、故に先を辱めんことを恐るゝなり、宗廟に誠ありて敬を盡せば、父母、先祖の鬼神、來格して祭りを受く、故に著といふ、著は洋洋として其上にいますがごとく、其左右にいますがごとし、よくまことある故なり、微の顯に照著して、掩べからざるなり、

孝弟之至、通於神明、光於四海、無所不通、

天の萬物に賦與して、おのづから已事不能ものは命なりといへり、故に天地は性命の父母なり、孝弟の道、父母、先祖、天地に及んで一なり、此故に至誠なる者は神明に通じ、四海に光る、通せざる所なし、中江氏云、弟亦孝中之一件而已、故雖孝弟兼擧、専可重孝上看、

詩云、自西自東、自南自北、無思不服、

詩は、大雅、文王有聲の章なり、武王、孝德の致て、四方皆來て服從す、中心、悦で誠に服する事を美稱すといへり、孔夫子、孝弟の行、愛敬の美を述給ふ事、畢れり、詩を引て賛美す、近きより遠きに及んで、四方、德化に感ず、通せざる所なき事を明すといへり、

理、密察、周からさる所なし、故に明王といふ、天に父の道あり、地に母の道在、上に在て覆育の惠み大なるは、父の道なり、下に居て養生の恩厚きは、母の道なり、天地の心は理なり、理に隨てたがふことなきは、造化を助くる道にして、天地に事るの孝也、理にしたがふは順德なり、子、順德ありて事るときは、父母安し、是を、仁人の父母に事ること、天地に事るがごとく、天地に事ること、父母に事るがごとしといへり、

長幼順、故上下治、

人、一たび幼ならざるものなく、長ならざるものなし、家に居て幼なる時は、父兄伯叔に順從し、長するときは、子弟、甥を愛慈す、國を出て、我より上なる人に從ふは、家に居て習し幼道なり、我より下なる人を助くるは、家に居て長たる道なり、家に居ての長幼、國に出ての上下、其心二あらず、其道たがはず、故に有道の代は、長幼、順にして上下治るなり、天子といへども、幼にして父母あり、伯父、庶兄あり、學校にしては師あり、長者あり、成人に及んでも、朝にしては、公卿の年、長せる人に從て、君に事給ひ、身に孝弟の道を行給ふは、風化の本なり、

天地明察、神明彰矣、

大君、天に事て明らかに、地に事て察かなれば、天地人、三極の道立なり、故に造化の工を助て、陰陽、和し、風雨、時あり、人、疾病なし、天時、順に、地道、若といへり、天地の神明あらはるゝなり、人道、正しからざるときは、陰陽、不和、風雨、時あらず、人、疾病多し、大風、大雨、地震、火害の夭しげし、天地の化工を害して神明あらはれず、

故雖天子必有尊也、言有父也、必有先也、言有兄也、

父帝在す時は、太子といへども君臣の禮なり、兄は公卿の、齒德ある人、ならびに諸兄、伯父なり、君在す時は、禮兄する事あり、父帝、崩じ給ひて、太子、即位以後も、宗廟において亡に事ること、存に事るがごとし、孝子は、親を死せりとせず、孝は死生、一貫なり、

父帝、則、君なれば、忠敎の道を盡し給ふなり、大臣の、歯、德長せる人と相ゆづり給ふは、弟順の道にしたがひたまふなり、是、太子の身、孝、忠、弟の道をかね給ふは、天下の敎の本なり、生れながら太子、東宮などゝ、あがめ、すへられ給へば、後世の武家の若君のごとくにて、此道を行ひ給ふ事あたはず、二の日あるがごとし、君みづから行ひたまはでは、德の流行なければ、鄕里の師、家毎にいたり、日々に見て、おしゆといへども、風化の道にしかず、風化の德ありて後、大學、小學あり、鄕里は師ありて孝道を敎るは、天下の、人の父たる者を敬する道なり、忠道を敎るは、天下の、人の君たる者を、敬する道なり、弟道を敎るは、天下の、人の兄たる者を敬する道なり、

詩云、豈弟君子、民之父母、

大雅、泂酌の詩を引て、上文の餘情を吟詠し給ふ也、豈は樂なり、弟は易なり、君子は道德を樂んで、理順を安易とす、かくのごとくにして、民の父母たるべし、父母の子における、よく養育し、よく師友をとる、君子の民における、政を以て富足らしめ、敎を以て善にみちびく、凡人は身に富貴あるを樂とし、家に災害なきを易とす、富貴を欲する者は、險を行て、幸をもとめ、險を行て幸をもとむるは、災害をまねく基なることをしらず、君子は無事をおこなへり、無事をおこなふものは、居易俟命也、

非至德、其孰能順民、如此其大者乎、

孝を以て天下を治るにあらずは、天下の衆生を和順すること、かくのごとく大ならんや、其他の廣大を見て、孝の至德たる道理を知るなり、

應感章第十七

昔者明王事父孝、故事天明、事母孝、故事地察、

光王、明王一なり、皆いにしへの聖主なり、氣象大にして、聰明、睿智照さゞる所なく、工夫細にして、文

冠婚ならびに人の慶を賀するの類なり、人道は禮を以て尊し、善を行ひ善に習ふの第一なり、天下、禮讓を尊で、爭訟を耻とす、故に上、安く、下、治る、禮の德より善なるはなし、

禮者敬而已矣、

禮に本末あり、敬は禮の本なり、實ありて後、禮文、學ぶべし、樂にも本末あり、和は樂の本なり、五倫、和睦するは、樂の本なり、本を知て後、樂文學ぶべし、禮の用は和を貴しとす、和なければ禮行はれず、敬なければ樂不成、故に禮樂たがひに其根をなす、君子は、しばらくもはなるべからず、

故敬其父則子悅、敬其兄則弟悅、敬其君則臣悅、

其行を聞もの、感通して歡喜せずといふ事なし、義理の我心を悅ばしむる者なり、

敬一人而千万人悅、所敬者寡而悅者衆、此之謂要道、

上、老老として、天下、孝を興し、上、長長として天下、弟を興す、是、一人を敬して千萬人悅なり、天下の人の多き、何ぞ千萬人のみならん、千萬にかゝはるべからず、唯、數多きをいふ也、其代にてだに數しらず、况や後世、萬代の人、其風を聞てよろこぶ者をや、一心無窮にいたれり、かるがゆゑに要道といふ、

廣至德章第十六

君子之敎以孝也、非家至而日見之也、敎以孝、所以敬天下之爲人父者也、敎以弟、所以敬天下之爲人兄者也、敎以臣、所以敬天下之爲人君者也、

天子いまだ太子たる時、至孝の道を身に行ひ給ふは、

これを皷しこれを舞す、

教民禮順、莫善於弟、

兄を敬ひ、年、長せるを先とする是を弟といふ、大父母の天地より見るときは、年、長せる人は、皆、兄なり、故に年は、天下の達尊の一に居れり、禮順のおこる所なり、夫、學は、君、父師たる事を學ぶに非ず、臣、子弟たる事をまなぶなり、よく、臣、子弟と成て後、よく、君、父師となるものなり、

移風易俗、莫善於樂、

風は上の化の及ぶ所、俗は下の習のなる所なり、上行ひ下效ふ、是を風といふ、民志一定する是を俗といふといへり、移は、遷して其善に就をいふ、易は其惡を變じ去るをいふ、風、上に隨て移り、俗、下よりして變ずといへり、夫、人心は活物なり、生としいけるもの、樂しみをしらずといふことなし、善にたのしまざれば惡にたのしむ、天下に道二ッ、仁と不仁とのみといへり、故に聖人、雅樂を作て人心をみちびきて、仁、善にたのしましむ、貴賤ともに不知不識善にうつりて、惡をわする、世中の風俗をうつしかふること、樂の德によれり、五帝、三王の盛なりしも、政教、風化の道は、文武、禮樂に過たるはなし、孔聖の時分は、王道、亡びたりといへども、民間に先王の餘澤のこりて、孔門の諸生、耕耘、採薪のいとまに、文を學び、武をならはし、琴瑟をもてあそべり、家業をつとめ、禮樂、弓馬の藝に遊ぶ事、たがひにす、農業、時に先達て用意し、おこたらずといへども、せは〳〵しからず、又、六藝のあそびにもながれず、是、聖代の餘風なり、

安上治民、莫善於禮、

禮に上下、尊卑の分ありて、犯し凌ぐことあたはず、故に上たる人、危からず、下たるもの亂れず、漢の高祖、天下を一統して、いまだ安からず、禮式、定て後、初て天子の位の尊きことを知といへり、禮に、吉、凶、軍、賓、賀の五あり、吉は祭禮、凶は喪禮、軍は軍法、賓は主客の往來、交接なり、諸侯の天子に朝するも、天子の、諸侯の國を巡狩し給ふも、賓禮の大なる者なり、夫婦の道も賓禮なり、妻は内に主たり、夫は外より入る賓主の交りのごとくなるを、善なりとす、賀は

要君者無上、

要するは、君を、おびやかし、おどろかして、己が欲する所にしたがはしむるなり、平の清盛が、日本國を多領して、其身一門、皆、高官に昇りしたぐひなり、君は、臣の命を受る所なれども、臣の威つよきゆゑに、臣の望、半、君の御心にかなはざれども、是非なく求にしたがへるなり、是、臣の心に上とする心なき也、

非聖人者無法、

人皆、我身を賤する事をいとひて、心を賤する事を厭はず、身の尊からん事を欲して、心の尊からん事を欲せず、もし心のいやしきことをいとはゞ、聖人を師とせざれば尊からず、心法の出る所は聖人なり、然るに聖人を尊信せず、其言を侮どり、道學をそしる者は、心に法なし、世俗も禮儀を不知者を、無法なる者といへり、禮儀は聖人によりて知る所なり、故に心の師をそしるものは、心に禮儀の法なし、禮儀をなみする者は人にあらず、

非孝者無親、

必しも口に孝道をそしらざれども、愛敬の心うすき者は、孝をそしり親をなみするなり、

此大亂之道也、

彙註云、人必有親以生、有君以安、有法以治、而後人道不滅、國家不亂、若三者皆無、豈非大亂之道乎、正義云、人不忠於君、不法於聖、不愛於親、是皆爲不孝、乃是罪惡之極、 董氏曰、三者又以不孝爲首、蓋孝則必忠於君、必畏聖人之法矣、夫、人、愛敬の心うすきは、君としても臣としても、父子、兄弟、夫婦、朋友としても、たのみすくなし、虎狼の倫中にあるがごとし、大亂のよりて出る所なり、故に大亂の道也とのたまへり、

廣要道章第十五

教民親愛、莫善於孝、

本心の愛敬、初て父母にひらけ、五倫、皆、孝なる事を敎るなり、心の靈妙、至誠より發る道理を知るときは、相親愛せずといふ事なし、なほ禮樂の敎ありて、

するは、亂るゝの本なり、わざはひ其身に及ぶ者なり、

在醜而爭則兵、

同輩不相讓して上たらんことを欲し、藝能たがひに益をとらずして、我に自滿し人をそしり、何事も我慢を本として爭ときは、衆皆にくむなり、怒て堪忍せざる者に逢ては、相及して、犬死す、世間に是を喧嘩と云、

三者不除、雖日用三牲之養、猶爲不孝也、

驕、亂、爭の三の惡は、身を失ひ家を亡す凶德なれば、父母を養ふのそなへ、美を盡すといへども不孝なり、

五刑章第十四

五刑之屬三千、而罪莫大於不孝、

五刑は、墨、劓、剕、宮、大辟なり、墨は、額に字を刺て、墨を以て涅にす、劓は、鼻を割、剕は、足の筋を絕、宮は、淫刑なり、男子は勢をきり、女子は外に出る事ならざるやうにす、あがり者などの內所に、つかはるゝがごとし、大辟は死罪なり、墨罰の屬、千、劓罰の屬、千、剕罰の屬、五百、宮罰の屬、三百、大辟の罰の屬、二百といへり、かくのごとく數多きものは、罪をかろきに出さんためなり、婬亂、不作法の者、男女ともに死罪たるべきをもなだめて、宮刑に罰する者あり、男は勢を絕て、閨門の番などにつかふなり、女は外へ出さず、內所のつかひ者とするなり、盜の罪も、剛盜は死罪多く、弱盜は入墨して、米つき水くむやうの事につかふなり、其外、死罪をなだめて、鼻をきり、足の筋を絕者あり、遠く行ことあたはざれば、門番などにつかふなり、惡人の大剛なる者を深山の麓に置て、魍魎をふせがしむるもあり、功すくなきを賞する過はあれども、かろきを罰する過なきは、仁者の政なり、三千の罪の中にて、不孝を重しとす、仁者もゆるす事あたはず、不孝は、愛敬の本心を失ひたる者なれば、虎狼心にして、人にあらざるがゆゑなり、

五穀、財用を、國人の爲に用ひて、上の好む事に、つゐやさゞるを、上に居て不驕といふ、是、大君、諸侯の孝の本なり、

爲下不亂、

祿を受て不臣の心あり、其國に居て、國法にそむくは、亂なり、時節を以て、反逆の亂もなすべし、弱は强に敵すべからず、少は多に敵すべからざるは、天に順なり、況や君臣、上下をや、君きみたらずとも、臣は臣たり、國法、可にあたらず共、其國に居ては、そむかざるを不亂といふなり、唯、位の上下のみならず、老たる人には順從してあなどらず、才知ある人には、隨て敎を受、藝能まさりたるをば師とす、是又、下として不亂なり、

在醜不爭、

醜は朋友なり、位等く年數相寄、才知、藝能、大方同じきものなり、其國に仕へては、士と庶人と、貴賤の品ことなれども、他國へ出ては、庶人も醜なり、旅卦に、童僕の貞をいへり、故に醜は衆なりといへり、和順にして禮讓を以て交り、互に益を取るを道とす、

居上而驕則亡、

天道、天下の爲に一人を立て、一人の爲に天下を與へず、大君、諸國の爲に諸侯を立て、諸侯の爲に諸國を與へず、しかるに位に驕て、下をあなどりしのぎ、富に驕て、好む事に財を費し、國人を困窮せしむる事は、天道にそむくなり、天道、大君、諸侯の爲めに賢才を生ず、賢才は、多くは、士庶人の中に生ずるものなり、何ぞひとり高宗のみ、天の與ふる賢あらん、賢なきは求ざる故なり、君ならびに公卿、予知ありとして賢才を擧ず、諫言をいれず、知に驕ては、天道にそむくなり、此三の驕を無道と云、無道にして、國、天下を有者は、古今なき事なり、天命にそむく者なれば、終には亡ることはりなり、

爲下亂則刑、

人の臣下と成て、君を君とせず、上の法令を不用、國の大禁などを犯す事は亂るゝなり、其平常、老たるを、うやまはず、知識ある人を師とせず、我意を專に

す、冬は、あたゝかに、夏は、すゞしく、飲食口腹に應せん事を欲し、七十非肉不飽、人生有緣、親白頭、何能一日無甘饌やといへり、四時の佳興に隨て、月花にも心をなぐさめん事を欲す、親の心に叶を以て、子の樂とす、故に愉色、婉容あり、是、口體を養ふの二三なり、父母の志を養はざれば、其樂を致とは、いひがたし、父母、仁慈の志あれば、是を助けて大にし、父母、義理の志あれば、是を感じて遂しむ、父母、道を行ふ事をたのしむは、孝の至り也、其樂を致と云べし、

病則致其憂、

父母病煩ある時は、憂慮を盡して、醫治を求む、我身に病あるよりも切にして、晝夜おこたる事なし、平服の方、いたらずといふ事なし、

喪則致其哀、

父母、天然の數盡て、長き別の戚に服するを喪といふ也、孝子全體の精神、父母にあり、不幸にして父母におくれ、其聲音を不聞、其顏色を不見、寂寞として、よらむかたなし、哀心の痛切を盡すのみ、

祭則致其嚴、

死生は晝夜の道にして、天理の常なり、かぎりあれば久しくなげくべからず、喪を除て祭るは、吉禮に變ず、夫、祭は人鬼相交る道なり、父母、人身を去て、鬼神となる、子の心、誠に淸からでは、來格し受ざらん事を恐る、故に齋戒、沐浴す、五辛、並に厚味の物を不食、酒を不飮、精神、淸く、心、靜ならん事を欲してなり、嚴敬、至らずといふ事なし、

五者備矣、然後能事親、

敬、樂、憂、哀、嚴の五の行そなはるは、子のよく親に事る者なり、

事親者、居上不驕、

此節は、親に事る本は、身を守るにある事をのたまへり、上は、王、侯、卿大夫、其外奉行職にて、民の上に居る者を兼ぬ、年長じ、才知まさりたるも上なり、大君は天下の五穀、財用を天下の爲に用ひ、諸侯は一國の

日の出るを愛す、夏秋の夜は月になるを待、明の生ずるを愛す、人民、日月にあらざれば生育せず、愛すといへども神霊の徳なれば、自然に畏敬の心あり、衆の仁君におけるかくのごとし、其代に生れては、髪形、衣服だに、都風、鎌倉様などとてかたどれり、いはんや同心同徳の性より出る者は、随ひやすし、故に則とりて象る者なり、いにしへ善人をば邦國に封ぜられたり、堯舜の民は皆善人なれば、比屋封ずべしといへるに則とりて象どるの至りなり、

故能成其徳教、而行其政令、

慈父、孝子、父子の徳教をなし、家人其事に服するが如し、君の徳教、衆の心に得べき天理なり、其政令は、人道のおこなふべき當然なり、衆皆、おのれが事としていとはず、

詩云、淑人君子、其儀不忒、

曹風、鳲鳩の篇の詩なり、淑人は善人也、淑人、君子は、道徳ある人の號なり、道徳は天理の規矩なり、性に求る時は、得ずといふ事なし、君子、先是を得て、天理にたがはず、是を以て、四方に正して、衆、本心の善を與起して、君子に不忒、

紀孝行章第十三

孝子之事親也、

五の孝の事を、のたまはんために、端を發し給へり、

居則致其敬、

居は、父母をはなれて居なり、致は盡のごとし、推て其極に至るなりといへり、子の身は、父母の分身、遺體なり、身をけがしそこなふは、父母をけがすなり、故に父母をはなれ、遺體を奉じて居ときは、全體の精神、敬に專なり、敬の至りは愼獨なり、己獨知ところを愼ときは、内外一致にして敬せずといふ事なし、我心にかへりみて耻る事なきを君子といふ、故に君子にあらざれば、孝の至にあらず、

養則致其樂、

父母老て、子養ふ時、よろづ父母の心に叶はん事を欲

をしり、時中の至善を行は賢人の作事なり、仁人、豪傑の心の位は、故人にいたらざれども、衆に父母たる仁心、厚く、よく人をあげ用ひ、人情、事變に達して式を定め、四海おだやかにて、人民萬歳を樂むは、仁人、豪傑の作事なり、時所位に叶たる政敎なれば、諸國則とり、後世、稱すべし、

容止可觀、

容は一身の諸容なり、頭容は直、口容は止、手容は恭、足容は重といへり、止は言を愼貌なり、一身の容は言より重はなし、故に止をあげて直、恭、重をかねたり、可觀は美稱の言なり、世間にも、人がらのよきは、見事なる人といへり、事の善なるをば、見られたる事といへり、諸官、備はりて仁政あまねき時は、衣裳をたれて天下治る、天不言四時行れ、萬物育す、乾坤にとれる堯舜至治の德容なり、

進退可度、

進退、行藏は君子の大義なり、舜の歴山に耕し給ふ時は、野人に異なる事なし、聖德を知人なし、退藏の至り也、帝堯の君によりて、出て雲上の交りをし給ひ、攝政を命ぜられ給へば、生れ付たる公卿のごとし、進行の至りなり、堯崩じ給ひて三年の間は、天下の政道一人して取行ひ、うたがひを、さけず、辭する所なかりしは進行なり、三年の喪終りて、堯の子に讓りて去給ふは退藏なり、諸侯百官堯の子に不行して舜に行く、天與へ人應ず、不得止して出て帝位に即給ふは進行なり、其間に一毫の雜りなし、天下後世、法度とすべきなり、周の泰伯にありては、三度、天下を以て讓、民、其德を稱する事を不知、退藏の至りなり、大舜、泰伯、地をかへば同じからん、其外、日用動靜、進退あらずと云事なし、君子は仁に進み、知に退き、義にすゝみ、禮に退く、百世、度とすべし、

以臨其民、是以其民畏而愛之、則而象之、

人君、此六の道ありて臣民に臨こと、日月の上に照臨するがごとし、其神武の德に畏れ、其親のごとくなる慈仁を愛す、冬の夜さむなるには、夜の明るを悦び、

此君子は有德在位かねたる人なり、一旦衆の心を得んがために、仁義をかるにあらず、故に不然とのたまへり、必しも覇者ならねとも、愛敬の本心より出ざるは、匹夫といへども仁義を借の徒なり、言斯可道よりは、仁義によりて行ふ事を示し給ふ、言は在位の君子の嘉言なり、可道は天下に聞傳へ道述するなり、行は善行なり、國、天下の爲に、よく子孫までも恩澤をかふむる慈行なれば、萬民、君上の善行を樂むなり、畢竟、億兆の父母たる仁心より發して、父母たる天職にかなふ言行なり、聖賢とても下位に在ては此益少し、君上の言行は、大に天下の人心を感ぜしめて、風化の道となるものなり、是、信の德なり、たとへ德いまだ賢に不及とも、志だに眞實なれば此益あり、故に大君の眞志は、思ひの外に風化すみやかなり、

德義可尊、

德は眞志ありて心法を愛用し、心に得所の道德なり、義は無欲にして、好む事もなく惡む事もなく、義と共にしたがふの義理なり、可尊は德容、德行なり、溫にして厲し、威ありて猛からず、恭して安といへるは德容なり、人の君としては仁に止り、人の父としては慈に止る、君上は天下の君なり、父母なり、故に行給ふ事は皆、仁慈の德行なり、君の德行は仁政より大なるはなし、天下の人の生死、安否は、大君一人にかゝれり、故にたのむ所は君の仁義なり、聚歛の臣あらんよりは、盜臣あらん、これ國は利を以て利とせず、義を以て利とすといへるは、民を子とするの義理なり、其外、言のたがはず、行のしるし有て、衰をすくひ無告を助くる類は、仁中の義理なり、然る時は、天下の人、見る事聞事に付て、君の德義を尊信せずといふ事なし、

作事可法、

作事には品々あり、聖人の作事あり、作者是を聖といふ、是なり、賢人の作事あり、仁人、豪傑の作事あり、天地ひらけて、いまだ跡なき事なれども、其時代になくて不叶事を初て爲給ふは、聖人の作事なり、鬼神の造化にて、空中より、なきものゝ生ずるがごとし、聖人、神明の德あり、いにしへを師とし、今の時所位

孝優劣章第十二

故不愛其親而愛他人者、謂之悖德、不敬其親而敬他人者、謂之悖禮、

親には孝愛うすくて、他人を愛するものは、德愛にあらず、氣合か又は欲のひく所かなり、愛は德に出るといへども、本をすてゝ末におもむくは逆德なり、親には敬禮おろそかにて、他人を敬する者は、利祿のためか欲する事ありてなり、敬は禮なれども、非なれば悖禮なり、悖は逆なり、內、小人にて外、君子の類なり、

以順則、逆民無則焉、

父母によりて發する德性の愛敬は、山下の出泉のごとし流て不息、百流千派、一源に出るなり、存する所、神なれば、過る所化す、家を不出して敎を國になす者なり、是を順を以てすれば則とるといふなり、仁義によりて行は王道なり、天下仁義の心を興すは則るなり、仁義をかりておこなふは覇道なり、主とする所は利なり、故に民、則とる事なし、是、逆なればなり、齊桓、晋文は覇者のすぐれたるなり、後世、諸侯、大夫士ともに、うらやみしたひて、學びんことを欲す、しかれども君子は不用、

不在於善而皆在於凶德、雖得之君子所不貴也、

心の存する所、自然の善にあらずしてなる所より、愛敬を行ひ、國、天下を得るといへども、其跡賤ふして子孫長久ならず、君子の賤惡する所なり、桓文のごときも、得るものは才と力となり、才力のみにては衆の心服せざる故に、仁義を借て行ひ、衆の悅やうにす、よくかりたるは大體よき者なり、後世は覇道にだも及ばざる事あり、

君子則不然、言斯可道、行斯可樂、

よりも、おのづから見ならひ聞ならひ、耳目にふるゝ事なれば、八歳、小學に入て學ぶ事は、成よき敎ながら、一入苦勞なく覺ゆるなり、讀者なども、村里にてよむ聲、家々にてよむ聲、おのづから耳に入て、八歳以後よむ時に苦勞なし、樂音は取分、成人の後、俄に聞得がたきものなり、母の胎中より、樂音にやしなはれ出生しては、二歳より、糸竹の調、自然と耳に入者は、十歳に成て、調子をきかんと思ふ心だに付ぬれば、一二月の間にも通ずるものなり、聖人の政敎は、急度、敎の事を責、制札に法度を出すにあらず、善事を廣く儲備て、其中に遊ばしめ、すゝめ、しひざれども不レ知不レ識、人民、善になる故に、嚴肅を待ずして治る者なり、

其所レ因者、本也、

人民の本性によりて善をなさしむ、彼日々に善にうつりて不レ知なり、

父母生續章第十一

父子之道、天性也、君臣之義也、

慈孝の道、外より敎るにあらず、梅花開けて淸香發するがごとし、固有の天性なり、父尊く子卑し、父使子仕、飮食、衣服等、皆、父に受る事、祿を君に受るが如し、父敎子述るは、君命し臣務るがごとし、父、不義あれば子爭ふ、君、不政あれば、臣諫るがごとし、右の類君臣の義なり、

父母生レ之、續莫レ大焉、

天地生々の理の眞は人倫なり、人倫の本は親子なり、造化の不息と共に、親子相續を大なりとす、孔子、川の上在して、ゆくものはかくのごときか、晝夜をとゝめずとのたまへり、是道の體なり、

君親臨レ之、厚莫レ重焉、

人の子の身氣は父に始、形は母に成、至親なり、父母、是を生し、君、是を養といへども、家に居ては父母に養はる、故に尊より見れば君なり、親より見れば父母なり、君親の道をかねて、上に臨めり、厚恩これより重はなし、

其人なり、

故親生之膝下以養父母日嚴、

親は五典の第一、父子の親なり、是を膝下に生ずる者は、胎を下るの一聲より、赤子の純一無雜の心、親の本源なり、是を乳して養へば、神の知を啓くに隨て、父母を愛する心生ず、是に食せしめ、是に衣て養へば、子の心に、父母を敬する思生す、成人に隨て、父母を敬する心、益嚴なり、家に嚴君あるは、父母の謂なりと、易經にものたまへり、故に君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の信、皆親みあらずと云事なし、人の頭となる者を與親と云、與子といへり、人の頭となる者は、おとなしく父母の心になりて親む義なり、故に大學の三綱には、五倫を民の字にすべ、五典を親の字にすべて、在親民とあり、五典、十義は相親む中の條理なり、此親しみ父母によりて生ずれば、父母より親きはなし、故に父母を親といへり、五倫皆孝なれども、父母に事るを孝といふがごとし、人を親むの道も、欲あり惑ありては、親む事あたはず、故に明德を明かにして、全く親まん事を欲す、又人を親しむ修行にあらざれば、明德全く明かならず、

聖人因嚴以敎敬、因親以敎愛、

嚴敬親愛は性の固有なり、木火土金水の五行、聚りて物となれり、ことに人は五行の秀氣なれば、五氣の神靈、明なり、親愛は木氣の神の發なり、故に先啓く、天の造化も、木氣、事を用て春を成、年の始なるがごとし、故に聖人、父子相親むを本として、五倫皆和睦する道を敎給ふ、嚴敬は火氣の神の發なり、禮は人道の美なり、天の造化も、火氣、事を用て夏を成、物、盛なり、禮は人道の盛なるなり、故に聖人、子の成人に隨て、禮の大なる事を敎給ふ、

聖人之敎、不肅而成、其政、不嚴而治、

聖人固有によりて政敎を成給ふのみならず、幼少より善にならはす事日久し、されば、幼子、人の爲ことを遊びわざにも眞似する者なれば、里ごとに小學あり、八歲の頃より、なしよき事を敎るを、二三歲の頃

祀文王於明堂、以配上帝、

武王崩じ給ひて、成王幼年にして即位あり、故に周公、攝政なり、郊天の祭禮は、十一月冬至に、國門の外、南郊におゐて壇を築き、圜丘を爲て天を祀る、周の始祖、后稷の木主を南郊に出し、天に配して祀り給ふ、后稷は舜の臣、名は棄、帝舜命して民に百穀を播種る事を敎しむ、大に生民に功あり、故に後世、后稷を以て五穀の神とす、始て封ぜられて諸侯となる、周公、此禮を行ひたまふ時分までは、千一二百年に及べり、周の代の王業、千有餘年以前の后稷に根ざせり、來歲、造化の功用、冬至一陽來復に根ざすがごとし、故に配して祭り給ふ、文王は周の大王の孫、王季の子、武王の父、名は昌、后稷より千有餘歲の孫なり、かくのごとく久しき諸侯の國は衰ふる者なるに、却て天命を受て新なり、大王、仁人なり、王季、賢人なりといへども、文王、聖德なる故に、舊邦を興して天命新なり、周の王業、文王に至て成就す、冬至一陽より、春生し夏長し秋實のりて、造化の功、成就するがごとし、故に季秋の月、上帝を明堂に祭て、文王を以て配し給へり、冬至は造化の本始なる故に、尊んで天と云、季秋は造化の成就なる故に、親で帝と云、天と帝と二にあらず、

是以、四海之內、各以其職、來助祭、夫聖人之德、又何以加於孝乎、

四海は、東西南北、海濱に至るまでの諸侯來朝し、方物を貢す、方物は、道あるにも道なきにも、定れる禮儀なり、以其職は、各諸侯國の父母たる天職を修て、國中の悅心を得を以て、天子を助くるなり、故に天神、地祇、宗廟の神、感應せずといふ事なし、孝治の至りなり、堯舜の至治といへども、是より外ならず、故に聖人の德といへども、孝に加る事なきとなり、中江氏いはく、聖人の峻德といへども、孝德本然の量を充るのみ、故に云、聖人の德、又何を以てか孝に加へんやと、此解至當なり、夫孝は、聖人によりて廣大の德あらはれ、聖人は、孝の全德を充と欲し給ふ、則、堯舜

虚寥廓の神道と、たがひに先後を爲ほどの廣大の德なれば、孝道大なりといへども、加ることあらんやとなり、

子曰、天地之性、人爲貴、

性は天地生々の心なり、いまだ形あらざる時は、唯生々の理のみなり、聲もなく臭もなし、是を、人生れて靜なるは、天の性なりといへり、靜は寂然、不動の謂なり、すでに形ありて後、是を性と云、又、本心とも云なり、天地の生ずる所、人を貴とする者は、陰陽五行の秀氣にして、五行の神靈、全く照せり、是を明德と云、五行の神靈は仁義禮智信なり、明德の條理なり、他の萬物、此性にあらず、故に人は天地の性とも心ともいへり、天地の間に人のあるは、人に心のあるがごし、萬物は造化の人を生ずる糟粕なり、このゆゑに萬物には、神靈の照なし、たゞ血氣の生あるのみ、かるがゆゑに人は、萬物の靈とも長ともいへり、天地の德なり、

人之行、莫大於孝、

其至貴たる人の行ところ、孝より大なるはなし、孝は德愛の心なり、則、天地生々の理也、五倫皆德愛にあらざれば、和順ならず、是、先王の孝を以て天下を治め給ふ所なり、

孝莫大于嚴父、

愛の至を敬とす、故に德愛は、父を尊より大なるはなし、

嚴父莫大于配天、

天道は至誠なり、人の天に事る、誠にあらざれば感ぜず、孝子の親に事る、至誠の心より生じて愛敬となる、是、天に事る道を以て、親に事るなり、是を父を尊て天に配すといふなり、

則周公其人也、

父を尊て天に配する孝は、聖賢何もかはりなしといへども、合莫の孝にて跡の見るべきなし、唯、周公のみ跡の見るべきあり、故に其人なりとのたまへり、

昔者、周公郊祀后稷、以配天、宗

大雅、抑の篇の詩なり、覺は明覺なり、知覺の意なり、人の一身、指の先までも氣血流行して、知覺す、さすり、つみて痛み快を覺ゆるごとく、明王、德行の敎、東西南北の國に及で、貴賤したがはずといふことなき者は、人々固有の善を敎へ給ひ、先王、先達て德行あり、無言の化、流行す、其うへ禮樂の學びありて、是を鼓し是を舞す、むかし周公旦、攝政のとき、南蠻遠國より、使を以て土產を獻ず、周公旦のたまふ、中國の正朔を不受國なれば、其土產を受べからず、使云、國に老人あり、海を見るに三年波をあげず、おもふに中國に聖人出て、政をし給ふなるべしと云て、德をしたひて獻ずと、使者、歸路をうしなひて歸がたしといふ、其時、周公旦、指南車を作りて、使者にあたへり、三年にて歸國す、指南者は車の上に羽毛あり、いづかたへ行ても、南を指す、　羽毛の指にしたがひて歸りぬ、是より人に物を敎るを指南といへり、此老人、南蠻にて、知識有者と人に重せらるゝ者なるべし、しからずは、國王に告て、使者土產を獻ずる事あたはじ、中國の天子、聖人なれば、正朔を不受、通路なき九夷、六蠻、七戎、八狄の外國まで、天災、地夭、人禍なくをだやかにして、無事を樂む理なり、黃帝の代か堯、舜、禹の時に、彼國々の天地のけしき、海上までも靜なりし事、古老などのかたりし傳ありしなるべし、周の盛德はしらざれども、海に大波あがらざるによりて、聖人あるを知たるなり、文王は諸侯なれども大德ゆゑに、天下、三分が二、其化に心服す、武王、大惡を亡し、衆生を安じ給ひ、周公攝政して、化大に行はるゆゑに、かくのごとし、

聖治章第十

曾子曰、敢問、聖人之德、其無以加於孝乎、

聖人は盛德の名、神明不測の號なり、時に順て大業を立て、天地と其德を合せ、日月と其明をあはせ、鬼神と其吉凶をあはせ、四時と其序を合せ、天に先達て行ふときは、天地、鬼神も聖人にたがはず、天に後れて行ふときは、聖人また天の時を奉ず、聖人といへども、五尺の身、方寸の心舍は、衆人とおなじ、然るに大

び、意を屈して人につかふれば、面前、甘心せざる顔色あり、面後、甘心せざる言語有、かくのごとくの服事、享用を受ては、安樂ならず、人の懽心をあつめて親に事る時は、父母の心裏も又懽悅す、亡に事る時は、神靈も又懽喜すといへり、

是以天下和平、災害不生、禍亂不作、故明王之以孝治天下也如此、

災害は天より降生ずる戒なり、日月の變、長雨、洪水、旱、大風、地震、霹靂、疫疾などなり、天道は常なり、災害は變なり、變は人心の乖戾、怨思、淫行等、天地の氣に感じて生ず、明王の孝治によりて、人道、禮義正しく、雅樂行はれて和すれば、天地の氣も常に歸して災害不生なり、禍亂は人よりなれり、敎なく道行はれざれば、人人、利欲を事として、仁義を尊びす、利による時は、主從、父子、兄弟、伯父甥の親しきも、欲の心より口論出來、爭訟す、たとへば、僧は家族をはなれ、田宅、財寳をすてゝ、樹下、石上、乞食を修行とするゆゑに、出家と名づく、夫だに師弟、相弟子爭訟す、いはんや其外をや、かくのごときたぐひ人禍といふ、甚しければ、匹夫は喧嘩して兵刄に及び、大身は、君臣、父子、兄弟、伯父甥、合戰におよぶ、況や他人をや、其外、人の物を盜とり、人の妻子をおかし、追剝、剛盜などの人を殺すは、皆、人禍なり、今、明王の政敎平かにして、人、仁義を尊で利欲を忘るゝゆゑに、口論、爭訟の事なし、況や亂をや、故に禍亂不作、明王、上より忠あれとの敎はなけれども、孝のをしへによりて、家ごとに孝子たれば、天氣和し、人氣平にして、災害、禍亂なし、是、國皆忠臣となりたるなり、天地人の氣、大に和して清明なる時は、鳳凰來儀し麒麟出、龜龍、靈あり、かくのごとくの至極の治は、孝よりなることを知り給ふ所、明王の知なり、天地、易簡の善を得て、至德に配する所なり、彼高明、廣大、玄妙、深遠の理を說て、大道といふ者は、すべて小道なり、孝道の問學による一事のみ、

詩云、有覺德行、四國順之、

り、故に一命以上を士といへり、古は諸侯の士も、天子より爵位を命ぜられしなり、今を以てみれば、民は農、工、商賈なり、卿大夫をのたまはざるは、君を助て、孝德をなすものなればなり、

故得百姓之懽心、以事其先君、

百姓は國中の人なり、卿大夫士、心服して、君を助て孝治をなす、故に國中の懽心を得るなり、諸侯も治國の內は、自分として世子の定なし、天子より誰を國主と、命し給ふべきなり、諸子同姓の中、人品次第なれば、私に世子を立べからず、其うへ治道の學問修行にてもあれば、大方、世子たるべき人も、諸臣と相讓て、ともに君につかへ給ふなり、生には君といひ、祭には先君といへり、先君の志を繼て、國中の懽心を得るを以て孝とす、是本、天子の御心なれば則忠なり、かくのごとくなれば、永く其國を有て祭祀を奉ず、

治家者、不敢失於臣妾、而況於妻子乎、

家は、卿大夫、士、庶人大小をあはせて云り、臣妾は家內の男女なり、仁愛を以てつかふ故に心服す、妻子は、猶以て愛して敎べきものなり、主人、德あれば不怒ども威ありて、妻子、臣妾恐るゝものなり、仁愛になつき、德威に恐るゝは、家德の本なり、父子篤く、兄弟睦く、夫婦和げるは、家の肥たるなりといへり、

故得人之懽心、以事其親、夫然故、生則親安之、祭則鬼享之、

人は妻子、臣妾なり、主人の父母なれば、一家の者したがはずといふ事なけれども、面ばかり主人の令にしたがふと、中心より悅で誠にしたがふと、大にかはれり、家內のもの、主人の德愛に服して、主人の愛敬する所を愛敬す、主人の愛敬するは父母なれば、令せざれども父母を愛敬す、他家の者來てまでも、主人の德によりて、父母を愛敬す、故に、父母の目にふれ、耳に聞所、よろこばし、このゆゑに、生する時は親の心安く、祭るときは其魂來格す、鬼は親の鬼神也、氣屈して歸るなり、虞氏云、凡そ人、怒をふくみ、辱をしの

せて其徳を知、諸侯に封ぜられしことあり、弓の後、酒宴などあり、彼是以て上下親み交りて、其人品を知給ひ、能を賞し、不足を教へ給ひしなり、諸侯、弓矢の道に達すれば、夷狄恐れて、王宮の干城となり、伯は長なり、一國の長たる德あるなり、子は字なり、小人を字愛する也、男は任なり、王の職事に任ずと云り、

故得萬國之懽心、以事其先王、

大小の國、附庸までを合て極て數多故に萬國と云、懽心は、上、下を子の如くし給ば、下又上を親のごとくおもひて、天下、貴賤ともに心服するなり、事其先王とは、父帝の神に事給ふなり、天に二の日なく、國に二人の君なき理なれば、天子、大老になり給へば攝政あり、太子とても、天子在世の間は、諸臣とまじはり讓りて、臣の禮にて事へ給へり、崩じ給ひて三年の後、位に即給へば、御在世には君とのたまひ、神となり給ひては先王とのたまふなり、大君の事なれば、天下の人を來し、天下のものをあつめて、祭り給はんに不足なし、然れども天下の人心、不服時は、先王の神、受給はず、たとひ事物は、時によりて省略し給ひても、天下の懽心を得て祭り給はゞ、先王の神安じ給ふべし、天子の永く天下を有て、祭りを奉じ給ふと、早く天下を失て、祭を絕とは、人心の服、不服にあり、故に懽心を得を以て、天子の孝とし給ふなり、

治國者、不敢侮於鰥寡、而況於士民乎、

鰥寡をあげて孤獨をかねたり、疲癃、殘疾、顚連として告ことなきもの、皆其中にかねたり、老て妻なきを鰥と云、老て夫なきを寡と云、老て子なきを獨といふ、幼にして父なきを孤と云て、皆天下の窮民なり、侮は、是を忽にして、あはれみめぐまざるなり、村里にても、四民は、家なみの役をつとむることなりがたし、里中の厄介とおもへば、屋數にも不入、人のあなどる者なり、故に一人君よりめぐみをたれて、村里の者あなどらざるやうにしたまふなり、無告の者だにしかり、況や士民の國用を勤め、人を養ふ者は、君の愛敬ふかし、民は人の本なり、士は有德のはじめな

史官出て、其悪かくれなし、

孝治章第九

昔者明王之以孝治天下也、

明王は、知、神明なり、孝は、天地、萬物、一貫の理の至實なり、孝を以て天下を治むるは、四海一家、中國一人の徳治なり、

不敢遺小國之臣、而況於公侯伯子男乎、

小國の臣は附庸の臣なり、公侯伯子男は諸侯、五等の爵なり、公侯の國は皆方百里、伯は七十里、子男は五十里也、五十里よりすくなきは、一分として朝することなりがたき故に、大國の侯に附て、天子に達するを附庸と云ふなり、公一位、侯一位、伯一位、子男同じく一位なれば、四等共云、此百里、七十里、五十里は、田地ばかりをいふなり、山野、川澤は外なり、百里を千乘の國といふ、軍役に車千乘を出す、一乘に七十二人づゝなれば、七萬二千なり、他は、をして知べし、先王の軍役は、かろし、跡に耕作もあれざるやうにのこす事なれば、成人百人ある里より十人出るにして、七十二萬の衆あり、二十歳以下、男女ともには、かぞへがたし、附庸も二百乘、三百乘の不同あり、成人十五六萬の衆あるべきか、中夏は大國にて、諸侯の國々より、京都へ道路遠しといへども、上洛の人數すくなく、禮、易簡なり、六年に一度の來朝にて、逗留もすくなければ、附庸とても、一分として、上洛あるべけれど、軍役をかねて、大國の諸侯と平生親みあるやうにとの事なるべし、日本にても、小身の城主、郡主、一人備を立がたき故、旗本として大名の與に付がごとし、天子は天地を父母とし、天地にかはりて士民を子とし給へば、小國の臣といへども、多の子を預け置給ふ、故に其人品を知て忘れ給はず、況や五十里以上は、子を預け給ふこと彌多きゆゑに、諸侯を兄弟とし、親み給へり、字注に、公は正なり、公は義理にしたがひて私なきなり、侯は人に從ひ、弓の省にしたがひ、矢にしたがふ、人、弓矢の道に達する義なり、諸侯、天子に朝しては、射禮によりて親み給へり、古は弓をゐさ

り、今は絶たれば聲ばかりありて言葉なし、中夏にも、後世は聲ありて言葉なき樂あり、樂章なければども、絃の宮、商、角、徵、羽の五聲に能合て、音律を吹ごとし、笙、笛、篳篥の譜を唱歌すれば、俗の、うたひものなどよりは、あくことなく、おもしろきものなり、人は動物なり、善に動かざれば惡に動き、雅に吟咏せざれば淫に歌詠す、是を以て先王、禮に動かし、樂に歌舞せしめ、邪穢を蕩滌して、德に入しめんとなり、故に德に導くに禮樂を以てせり、禮の本は敬なり、樂の本は和なり、故あつて和す、是、道德の親みなり、故に和睦す、

示之以好惡、而民知禁、

好惡は、上一人の好み給ふは、仁義禮智信の道なり、惡み給ふは、不仁、不義、不禮、不智、不信の無道なり、示は言を以て令するにあらず、日月の天にかゝれるがごとし、日月言なけれども、日出ては起て勤め、日入ては休ことを知がごとし、上の至善の德、貴賤の心に感じて、禁戒を知なり、感じて知ゆゑに、衆も又仁義を好みて、不仁、不義を惡めり、かくのごとくなれば、法制禁令なくして天下無事なり、注に、好は謂賞、惡は謂罰といへるは誤れり、有虞氏は不賞不罰といへり、是、至德の代なり、成湯は賞して罰せず、是、時を知なり、後世は賞して不罰時多し、孔子も、直をあげて、もろ〱のまがれるをすて置とのたまへり、賞罰ならび行は、德のおとろへたるなりといへり、賞罰を明にするを以て政とするは、道、本より行はれざればなり、孝を以て天下を治る道にあらず、

詩曰、赫赫師尹、民具爾瞻、

小雅節、南山の篇の詩なり、赫々は顯かに盛なる也、師は大師、周の三公なり、日本の太政大臣なり、尹氏は其時この重職に居る人なり、天下の人、此師尹の心行を見るなり、下は上からは見がたく、上をは下からは見やすきゆゑ、その心、其行かくれなし、三公だにかくのことし、況や大君をや、惡も、はやくうつり、善も、すみやかに感ず、上に立人は、はれがましきことなり、其君の在世のみにもあらず、萬々歲、言傳る者なれば、愼むべき義なり、秦の始皇など、大君の威、猛にて、きびしく、かくし、ふせぎたれども、後世、天の

の心に、此博愛ありといへども、政敎にほどこさゞれば、廣く及ぶことなし、故に禮樂政敎を以て、あまねく及すを先ずるといへり、是を鼓し、是を舞し、民、感化す、天性の親愛を興起して、五倫、和睦す、是を其親みを忘るゝ事なしといへり、

陳之以德義、而民興行、

德義は義理なり、陳は、人々に敎ざれば、或は嘉言、善行を書に記し、或は樂章とするときは、聞者、うたふ者、義理の心を興起す、窮屈にかたづまりたる者も、柳下惠の風を聞ては、ゆるやかなる心生じ、頑に欲心なる者も、伯夷の風を聞ては、いさぎ能心生ずるがごとし、興行は道の志の興るなり、民だにしかり、いわんや士大夫をや、

先之以敬讓、而民不爭、

先王、聖知を忘て、天位を敬たまひ、常に公卿、大夫士に讓て、己をすて、人にしたがひ給ひ、庶人までに讓て、諫鼓、謗木を置給へり、故に百官、皆、天職を敬て、公卿は大夫士にゆづり、大夫士は庶人の秀才にゆづり、たがひに問ことを好みて、善を人と同じくす、故に其代は讓を知とし、ゆづらざるを恥とす、路をゆけども、右は女にゆづり、左は男にゆづりて、男女まじはりゆかず、男女も又、たがひに讓て禮あり、落たる物をひろはざれば、まして爭訟の事なし、言を以て格さゞれども、虞芮の訟やみたるは、先ずればなり、夫知の深く明なるは、聖人にしくはなし、しかるに公卿、大夫士はいふに及ばず、凡民までに下りて、問ことを好み給ふは、敬讓の至りなり、

導之以禮樂、而民和睦、

人道は禮あるを以て尊く、禮によりて亂れず、故に無禮を恥とし、禮を知とする時は、戒ざれども禮讓の風俗と成りて、刑罰を不用して治るものなり、禮に、吉、凶、軍、賓、賀の五あり、吉は祭禮なり、凶は喪禮なり、軍は軍法なり、賓は主客往來、交接の禮なり、賀は冠婚の禮なり、日用常行、五倫の交り、禮に非と云事なし、樂に八音あり、今、殘りたるは、糸には箏、琵琶、和琴、竹には笙、笛、篳篥、打物には大鼓、羯鼓、鉦鼓、なり、神樂には本末の拍子に木もある也、古は樂章あ

天をみれば四象のみ、四象は、日、月、星、辰なり、是、天は悠遠なれども易なるがゆゑに、大始を知る、高明にして萬物を覆育す、日月、地を去ると一萬五千里にして、能、下土を照臨す、覆育、照臨は高明の德なり、大君、是に則とりて位高しといへども、能、人民を親みて人情、事變を知り、下を親む、大君の德なり、利は他の福なり、義より生ず、故に國を治る道は、義を以て利とし、利を以て利とせず、地を見れば四化のみ、四化は水、火、土、石なり、是、地は博厚なれども簡なるがゆゑに、生物きはまりなし、大君これに則とり、濟度、利生の道あり、濟度、利生の道は、富有、大業なり、富有、大業をなすものは人才なり、故に王者の、天地の造化を助る道は、賢才をあぐるより先なるはなじ、順にするは、天、生し、地、成、人、裁制して、各其所を得せしむるなり、

是以、其教不肅而成、其政不嚴而治、

天地易簡の善を用ひて行なふゆゑに、其教やすく、その政随ひやすし、知易き時は親みあり、故に不肅して成り、随ひやすき時は功あり、故に嚴ならずして治るなり、

先王、見教之可以化民也、

民は五行の秀氣、萬物の靈なり、純粹、至善の天道より生じたる者なれば、性は皆、善なり、今、不善をする者、本くせなき馬を、下手の乘りて、曲を付たるがごとし、教能は、不善を化して、善となすべき所を見給ふなり、教も、跡になづみ、格法に落て、地所位の至善を、しらざれば、行はれず、故に舊きをたづねて新を知を、師たるべしといへり、舊は古人の言行なり、いにしへを師とす、新は今、行べき至善を得なり、古人の跡をみて、其世の時所位にかなへる心を知るべし、

是故、先之以博愛、而民莫遺其親、

大君は、三公、九卿、太夫を以て、耳目口鼻手足とし、諸侯を兄弟とし、民を子とす、是を博愛と云り、先王

るに、いとまなし、

三才章第八

曾子曰、甚哉、孝之大也、

世人、孝は唯、父母に事る道とす、今、夫子の敎をきけば、五倫、皆、孝なるのみならず、五等の人の行ふ所も皆、孝也、齊家、治國、平天下も孝の事なり、故に孝の甚大なる事を、嘆美してかくいへり、

子曰、夫孝天之經也、地之義也、民之行也、

經義行は、天地人の三極の道の象なり、其外は孝の一理なり、天に在ては天の道となり、地に在ては地の道となり、人にありては、人の道となる、一理、三極の道となりたる所の象なり、天地の大德を生と云、人は天地の心を以て心とす、孝は生理の至實にして、天地人の心なり、經は織はたの、たてのごとし、天地常あり、萬物其中に造化して窮なきこと、橫ぬきの入かはるがごとし、造は無より有に來り、化は有より無に歸す造化をなす者は鬼神なり、鬼神は、福善、禍淫をつかさどる、王侯、則とりて功過す、順にす、義は宜なり、天道に受て、生長、實藏をなせり、猶、五穀、草木、地氣のよろしきあり、行は善行なり、人は動物なり、動てやまず、不已は善行なり、

天地之經、而民是則之、

天行健なり、君子以て自强て不已、是これに則とる也、天地を師とすといへども、道、本より人に固有す、天地の經義を見て、固有の性ひらくる、民之行なり、民是則之等の民の字を見て、民は、士民、百姓のみにあらざる事を知べし、今を以て見れば、人の字の意にて、貴賤をかねたり、

則天之明、因地之利、以順天下、

天は易を以て知なり、地は簡を以て能なり、易簡にして至善なり、禮義立て無事なり、民、日々に善に移りて、自不知、家ごとに孝子、國、皆、忠臣たり、五典、十義、其中に行はる、是、大順なり、明は天の知なり、

ことは、品こそかはれ、工商にもあることなり、

孝平章第七

故自天子已下至于庶人、孝無終始、而患不及者、未之有也、

孝は愛敬の心なり、孝の字、愛敬の象あり、上より見れば、老者の子をいだける象にて愛なり、下より見れば、子の老者にしたがへる象にして敬也、故に、孝、終始なしとは、愛敬の心亡びたる儀なり、上、一人より、下、衆人にいたるまで、愛敬の心少もなく成ては、災害いたらずと云事なし、天子にて、愛敬の心忘れて禍のいたるは、桀、紂、秦の始皇などなり、未、其外にもあり、諸侯、卿大夫にも多し、武士の喧嘩などして、はつるも、愛敬の心亡びて人に及者多し、人は、心に生理の徳あるを以て人とす、なく成り虎狼心に成ては人にあらず、故に天刑忽ち及ぶ者なり、聖人、必然の理をのたまへり、和漢ともに古今のためし多し、日本にて、敬の道を失ひて、天下を失ひ給へるは、後白川院、後醍醐の天皇、武家にては、北條高時、足利家の末なり、信長も敬を失ひて、反逆をまねかれたるといへり、大君の敬は、あなどらざるを敬とす、天下の人心を察して、禮式を定給ひ、貴賤ともに不禮のなきやうに、正敎道有ば、人をあなどらざるの敬あり、みづから、人をあなどり給はざれども、王代には、公家に諸國の士をあなどらしめ給ひ、武家の代には、旗本に諸大名の士を侮らしめ給ふは、自あなどり給ふに千萬倍せり、武士もまた我本生なる事をわすれて、民間の士を、百姓とてあなどれり、是を、士の禮儀を失て、敎なきと云也、孝を以て天下を治る道にあらず、故に末數代つゞくべき代もつゞかず、亂世と成て、大なる憂子孫に及べり、誠に聖言たがはず、日本の王者は深きゆゑあり、天照太神宮の御子孫にて、神武帝、大和國に都建給ひしより、千歳うごきなかりし御代なれども、人をあなどり給ふ作法出來て、ほどなく武臣清盛に威をうばゝれ、頼朝權を取てより、終に天下を失ひ給へり、事は或問に見えたり、孝無終始して憂不及者はあらじの聖言、鏡にかげを移すが如し、天子、大樹だにしかり、况や士庶人は、古今のためし、かぞふ

に雨降ざれば、池にたくはへたる水をかけて植、川がゝりは井水をかけて根付ず、六月雷雨の時節なり、夕立を以て、植付たる田を養ふ時なり、山澤の政なければ、夕立せざる所ありて、日損す、故に名山、大澤は封ぜざる事あり、七月は、天地否の月にて、雨ふらず、俗に七月の藪からしと云へり、地高なる田は、山田の池水のみにて、水すくなければ、七月の旱にあはざる前に、六月中七月へかゝり熟して、七月中八月へかゝりて苅取る早稻を作る也、地低なる田は、濕地にて、下地に潤もあり、水がゝりも多ければ、取實多き晩稻を植て、秋の末より冬へかゝりて苅取なり、年により、五月雨もふらず、夕立もすくなく、七月に至て却て大雨降、洪水するとあるは變なり、高田の池水すくなきは、日損す、低田も水かゝりならざるは、取實すくなし、國は國君の力、天下は大君の力ならでは、民の分にては、全く地利を得ることあたはざる事あり、畠物も、荳、粱、麥、稗、黍稷等、各よろしき地あり、心を用ひて栽植するは、地の利による也、木も土地に相應あり、地餘りあらば植置て、子孫の餘慶とすべし、他人にても、前人のなし置し物、己が用と成事多し、我も又、後人の爲になることを、なし置べし、惣じて名物は、地氣のしからしむるなり、

謹身節用、

公儀を恐て法度を守り、身、無病に手足、達者なるやうに養生する事、第一なり、身を愼む事は、五等同じけれども、取分、庶人は、力を以て親を養ふ者なれば、身の達者を本とす、又、庶人は、下に居て、人にかろしめらるれば、難にもあひやすし、ことはざにも、よはきもの歩にとらるゝといへり、用を節することは、五等同じけれども、取分、庶人は、定りたる祿なければ、能心を用ひざれば、用不足にて、父母の養ひも乏しきゆゑに、かくのたまへり、

以養父母、此庶人之孝也、

士已上は祿あれば、養ふ事は云に不及、故に、庶人の孝にのみ、養ふと、のたまへり、謹身は父母の心を養ふなり、節用は口體を養ふなり、庶人は農工商なり、居ながらの職人を工と云、往來して有無を通ずるを商と云、農を本民とす、天の道を用ひ、地の利に因

るは、所生をけがすなり、士は士君子とて、文武ある稱なり、しかるに、文道にくらく、武道にも不レ達は、何をして、そだちけんと、父祖の家風まで人におもはるゝは、眼前の父祖をも、はづかしむるなり、故に夙に興、夜に寢て、問學、諸藝を以て心がけ、其身善人と成て、家に稱せられ、國に用ひらるゝを、士の孝とす、詩は小雅、小宛の篇なり、

庶人章第六

用二天之道一、因二地之利一、

天道の時節を能考へ、地の五穀によろしき利にしたがひ、農業におこたらざる也、天下の事は農業より大なるはなし、時に先達て用意し、時におくれずして種蒔植る者なれば、いにしへの聖主、民に時をさづくる事を、政の第一とし給へり、上古は曆なし、天文の官、高き屋に居て、晝夜、天氣をうかゞへり、十一月幾日の何時より、一陽來復す、冬至なり、それより寒に入日時、立春の日時、仲春、立夏、夏至、秋分、四時土用、月々の節等、空に氣を見て、天下四方の國々に命令す、置郵して命を傳ることは、古へは、此事より外は、なかりし也、能、治りたるしるしなり、道學ありて問學廣く、天文に器用にて、好て見覺えたる人を、此官に用ひられたり、帝堯の時、羲氏、和氏を四方に置て、氣をうかゞはしめ給ひしも、民に時をさづくる政あり、此時分より、もはや此官に居る人、稀なりしと見えたり、上より命じ給ふばかりにてはならず、其身天然と好者を用ひられたり、好は器用なればなり、如斯稀にては、此官に置人なからむ、しからば農業も時をあやまるべしとて、大舜、璿璣、玉衡を作り給ひて、曆を命じ給へり、是より後は、平人にても、此曆算だに傳受すれば、曆を作る事のなるやうにし給へり、是、聖人、神明の知なり、因二地之利一は、地義、各、宜所あるを利と云、田に早田、中田、晩田あり、地高なる田は、早稻中稻に宜し、地低くなる田は、晩稻に宜し、早、中、晩の中にも種々あり、古老のいひ傳あり、自身の作覺あり、國によりてかはるも有、先、天の道を用て、地の利をはかるに、五月は、さみだれとて、雨の降時節なり、此雨水を用ひて、あまねく、田に稻を植付るなり、所によりて四月より植るもあり、年により、時分

有ば、其國にも害に、其家にも凶なり、此には、天子の三公、卿大夫をのたまひて、諸侯の卿大夫を其中にかね給へり、位祿、政事、大小あれども、職分は同じ、君、一人に事るを以て孝とのたまふ、道理至極なり、

士章第五

資於事父以事母而愛同、資於事父以事君而敬同、故母取其愛而君取其敬、兼之者父也、

父に事るに發する天然の愛敬、母には愛、事を用ひて敬存す、君には敬、事を用ひて愛存す、父には愛敬ならび行はる、心ありて左樣なるにあらず、心の神通、妙用、自然にしかり、

故以孝事君則忠、以敬事長則順、忠順不失以事其上、然後能保其爵祿而守其祭祀、蓋士之孝也、

親に事るの孝、君に事へて忠となる、兄に事るの敬、長に事へては順となる、二心なく二道なし、忠臣は孝子の門に出ると云、是なり、故に忠臣ならざるは孝子にあらず、若、利祿のために、外、忠順をなすは忠順にあらず、失ひたるなり、君子、小人、形同して心異なり、貴賤、男女、君子、小人共に、五達道によらずといふ事なし、故に無事のとき、外より見たる所は、さのみかはらず、年寒して松柏を知、國みだれて忠臣を知といへり、變にあはざれば、孝子、忠臣ともに知がたし、然れども天地、鬼神はあざむかれず、孝悌の誠を不失して國につかへ、忠順なる時は、其爵祿を保て、其父母先祖の祭を不絶は士の孝なり、

詩云、夙興夜寐、毋忝爾所生、

所生は己を生ずる所也、父母、先祖、天地、大虚なり、天道は純粹、至善なり、其中より生來て、善人ならざ

非先王之德行、不敢行、

古を師として、道ある行跡作法なり、繼君、法をとり、百官、問學する家なれば、言みだりに不發、行みだりに動かず、かならずよる所あり、卿は善を明にし、理を明にして、大夫は人を助進る職分なり、すべて賢をすゝめ、能を達するを卿大夫といへり、

是故、非法不言、非道不行、口無擇言、身無擇行、言滿天下、無口過、行滿天下、無怨惡、

天子の卿大夫、諸侯、百官、天下の人に逢て私の事なし、いふべきは公事のみ、是法にあらざれば不言なり、行事は、君の爲、天下のため、扨は文武の業なり、是道にあらざれば不行なり、言行は、君子の樞機なり、樞機の發は榮辱の主なり、是口好を出し、兵をおこす、君子の愼所なり、えらびすてそしるべき言行なければ、天下に滿て過なく、人の怨惡を取となし、言は心の聲なり、仁心より出るものは仁言なり、行は心の動なり、仁心より動くものは仁行なり、たとひ過ありとても、仁者の過なれば、人、感心する事ありて、怨惡する事なし、

三者備矣、然後能守其宗廟、蓋卿大夫之孝也、

服、言、行の三のもの、道にかなふ時は、長く其家を保て、父母先祖の宗廟を守り、祭祀を絶すことなし、中江氏云、宗は尊なり、廟は貌なり、先祖の尊貌の在所なり、曾子の、君子、道に貴ぶ所のもの三といへること、士大夫の德行の受用なり、事は、それぞの役人あれば、時にあたりて、たづね問て可なり、

詩曰、夙夜匪懈、以事一人、

大雅、烝民の篇の詩也、一人は、君一人也、寤ても寐ても君一人に忠あり、心の外無他念なり、全體の精神、君にありて、私の威勢を思はず、是、卿大夫の德行の第一也、家老、大臣には威勢、付能ものなり、私の威勢

きにも、危地にして戒懼ふかき人情時勢あり、諸侯、善にして懼ふかきは道なき世の事なり、大君の恥なれば、治道に志あらん大君のため或問に論ず、生ながらの上﨟は、しろしめしがたき人情事變あり、大學或問にものせたり、詩は小雅小旻の篇なり、

卿大夫章第四

非先王之法服、不敢服、

法服は、禮義備れる服なり、禮義備はる時は、易簡にしいやしからず、質素にして、つゐえすくなき者なり、衣服は人身の文章にして、禮義のあらはるゝ所也、人道の美なり、是、先王の法服の名殘なり、世間の時行もの、ならひもてゆけば、禮儀粗暴になりて、風俗いやしく、却て過美になるものなり、過美なれば數多なりて易簡ならず、次第に士庶、貧乏するものなり、如斯の人情を知て、卿大夫の家に古法を守て、時の費にうつらず、卿大夫は、萬事古風に公道なるをおしゑ、民を安ずる事を職分とする家なれば なり、しかればとて、時にあはざる事を、かたくなに守るには非ず、世の中、五十年に小變し、五百年に大變す、されば、昔の事、全く用ひられざるものなり、いにしへを守りて能事あり、よからざる事あり、衣服をあげて、文武の道具、屋作、家財等を其中にふくみたる也、くはしき事は或問に見えたり、

非先王之法言、不敢言、

言葉も、むかしのは文字にも道理にもあたり、俗の時行詞、夷中のかた言など、ひろごりて、しらず〳〵いやしくなりもてゆくものなり、往來の書簡も、昔のは易簡にて事達せり、俗にしたがひゆけば、無用の文言多く、文體いやしくなりゆく事あり、言葉も文章も、古法の禮義正しきを不失を法言と言なり、古家、遺俗流風、善政存するものありとは、卿大夫の世々にして古き家あるを言なり、言葉、文章、衣服、道具等正しきを用ゆるは、士も同じ事なれども、士は入かはる事あれば、他のあやまりにならひなどして、失ひやすし、故に大臣の家のうごかざるを手本とする也、

一人の驕なければ、滿て不溢なり、くはしき事は長々しければ、或問に論ず、

高而不危、所以長守貴、滿而不溢、所以長守富、

諸侯は其國に君として位高し、高き者はかならず下る勢あり、危地なれども、謙德を養て賢才に下り、匹夫の言にても、善なれば好し、可に當るを用ひ給へば人情事變に應じて、長く貴を守り給ふなり、一國の五穀財寶滿れども、國人と共にして私欲の用少ければ、民と共に樂てあふれず、故に長く富をたもち給ふなり、

富貴不離其身、然後能保其社稷、而和其民人、蓋諸侯之孝也、

國君、富貴をはなれては君の用なし、謙德を以て貴を保ち、仁政を以て富を保て、富貴、其身をはなれず、故に君の天命長じ、其國土の神を祭りて社とし、五穀の神を祀りて稷とす、人民を養ふは土地と五穀なり、君は人民有によりて君なり、人民の はなるゝ時は獨夫なり、故に其國を有を、社稷を保と云り、社稷を保ことは民人をやはらぐるにあり、和とは人民の心を得るなり、上、父母たるの誠あれば、下、子のごとくなる實有、人民とつゞきたる時は、士以上を人といひ、庶人を民といふなり、夫諸侯の寶三、土地、人民、政事といへり、政の中におしへあり、學校の政とも云り、政敎よく、人民やはらぎ、ながく其土地を保て先君につかへたまふは、諸侯の孝なり、

詩云、戰戰兢兢、如臨深淵、如履薄氷、

深淵にのぞみ、薄氷を踏時は、懼愼の外、他念なし、諸侯、富貴なれども、危地なれば、戰兢の 戒 あり、易の乾の九三も、下の上にて諸侯の位なれば、戒有、五等ともに戒愼恐懼あらずといふこと なけれども、取分諸侯に重し、戒懼して長く國を保て子孫に傳へ、先祖父母の祭祀に奉するを孝とす、天下、道あるにも道な

徳は必、其壽を得といへり、

諸侯章第三

居上不驕、高而不危、

諸侯は一國の上に居て、國の主、四海一國、皆臣なり、民なり、おそるべきものなし、一國の富、大なり、彼是以て驕易し、或は才智に奢り、或は年に奢りて、下の諫をいれず、されば一國の才智を用て、一國を治むる道をしらず、我才に自滿して、我智有とする時は、政令にいたりて、人情事變にもどる事あり、位に驕り、富におごり、智におごる、此三有ときは、國、長久ならずして危く、諸侯の大不孝なり、故に公侯の孝なるは其位におらずして、國中の老人、有學、才智にくだりて問ことを好み、人情事變に通じて政敎を行時は、位高けれども不危の道なり、

制節謹度、滿而不溢、

制節は、一國の貢物を用る法なり、謹度は、在國の諸侯の、行義、作法、禮ある事を愼むなり、いにしへは、一國を以て一人にあたへず、一人を以て一國を治しむ、故に一國の富、大なりといへども、國の爲、民の爲に用んとすれば、能心を不用は不足者也、運氣にて或は旱、或は風水等の損毛あり、其時に國中のうゑざる貯あり、又夷狄の難に備へあり、兵を用るには、積米多からざれば、內、堅固ならず、兵、强からず、國中には每年、井、川、池、堤、船、橋、路次等の普請あり、百官の屋、町民の屋の破損あり、山澤のあれず、材木の多なる制法あり、士家、町、在々火難の備あり、貧乏のすくひ、諸官諸職の役領、冠婚喪祭の用、大學小學の領、王都の勤、隣國の交、其外不時の用多ければ、無用心にては、一國の富も足がたし、故に公の一年の藏入を四にして、三を以て諸用を調へ、一を貯とす、是則、天道の四時に則とるものなり、春生し夏長し、秋實のり冬藏すの道なり、三年積で一年の年貢あり、九年積で三年のたくはへあり、三十年積で十年の用あり、三十年を通と云、此通なければ、水旱、風火、兵事の備全からず、是制節の第一なり、一國の富は大なり、其上に如此たくはへありといへども、民と共にして、君

愛敬盡於事親、

其親を愛敬すといへども、天下に一人も、にくみ、あなどる人ある時は、愛敬の全を極たるに非ず、盡といひがたし、天地の化育を助くる道に非ず、善を好して、不能をめぐみ給ふは、大君の親に事へ給ふに盡すの愛敬なり、大君は天下の父母たり、人の親子を愛すれば、愛の實あり、實の備は子の田宅、飲食、衣服等なり、此備を、はからずして、たゞに子を愛するは、犬馬を愛するがごとし、犬馬だに養ふべき物あり、人君、士民を愛し給へば、愛の實あり、實は仁政なり、仁政中の備は、田畠、五穀、桑麻、山林、川池、魚鳥、牛馬等の政あり、仁政大ならでは、愛敬盡といひがたし、審なる事は或問に見えたり、

而德教加於百姓、刑於四海、蓋天子之孝也、

大君は、天下第一の位に在して高ければ德、不德、善、不善かくれなし、德あれば、自然と感じて效と成ものなり、其上に、政教、法式、時の中にかなへば、天下の風になびくが如し、百姓は百民なり、中國の民なり、昔は日本も農兵にて、士、民間にあり、今の國主、郡主まで昔の百姓也、故に在名あり、德教、百官、士庶人に及也、四海は、東西南北の、禮義にうとき國なり、各ならはせる風俗有、しひて教へずといへども、德澤に潤はずと云事なし、風をのみ尊信したへば、令せざれども自然に化するを刑とると云なり、船車のいたる所、人力の通ずる所、天の覆所、地の戴る所、日月の照す所、霜露の墮る所、凡、血氣ある者は、尊信せずと云事なし、是を德教加於百姓刑於四海と云なり、天子の孝の至り也、

甫刑曰、一人有慶、兆民賴之、

上一人なり、慶は善なり、福なり、善ありて福を得る、是眞の悦びなり、上一人、天下の父母たる善德あれば、生れ付給ふ天命の上に、亦々、天より命を重給ひて、福かぎりなし、天下億兆の人民、子々孫々、道ある治世に住て安樂なり、是兆民賴之也、舜は、それ大孝成か、德、聖人たり、尊、天子たり、富、四海の內を有、大

し、鷄鳴て、起て、孳々として善をするものは、舜の徒なりと、善は、五倫の交りに道あるを大なりとす、父子親あり、君臣義あり、男女別あり、長幼序あり、朋友信あり、是を五典と云、わかちていへば、父は慈に、子は孝、君は仁に、臣は忠、夫は和儀に、婦は貞順、兄は愛、弟は悌、朋友たがひに信あり、是を十義と云、孝の條理なり、同じく五典、十義を行へども、心、外に向ふ時は、明々德の功とならず、眞の善にあらず、心、內に向ふ時は、五典、十義は云に及ばず、六藝の遊に至るまで、明々德の功と成て善行なり、たとへば、路次にて朋友に逢て、彼は步行、我は馬なれば、下馬す、むづかしながら下馬すると思ふは、外に向たる心なり、德をつむの善行ならず、人道は禮あるを以て尊し、禮を行は善行なれば、善をするを樂て下馬する時は、積德の功と成なり、日々に事々に如此心を用ゐる時は、德つもりて名を成ものなり、他はをして知べし、身を立るに終るのかぎりなき善行は、受用の人、知べし、

大雅曰、無念爾祖、聿脩厥德、

爾の祖は、人々の祖なり、人々の祖は、大虛、天地、先祖、父母なり、大虛は天地を生じ、天地、先祖を生し、先祖、父母を生し、父母、我を生す、天地は人の大祖なり、天地は生々を以て心とす、人は天地の心を以て心とす、故に厥德は孝なり、孝德を身に脩め、人事に行を孝子、孝孫とす、人心の靈、父母を思はずと云事なし、祖を思はずといふ事なし、本をおもひ本に報するは孝也、我性命身體、父母先祖に受たれば也、大雅は文王の篇の詩也、

天子章第二

愛親者、不敢惡於人、敬親者、不敢慢於人、

親を愛する者は、心の德愛也、五倫にをゐて二心なく二道なし、故に、天下に、にくむべき人なし、親を敬するは、心の德敬なり、天下に、あなどるべき人なし、親に向心、他人に向心とて二なければなり、不惡不慢は愛敬の廣きを云也、四海一家、中國一人の意なり、

揚名於後世、

當世の名は、ほめそしりにあやまりもあり、其上、利に近きなれば、君子の名は後世に定るものなり、上に在て仁君良將の名有、下に居ては忠臣義士等の名あり、慈父、孝子、良夫、貞女、友愛、爭友等の名あり、知者は不惑、仁者は不憂、勇者は不懼等の名あり、不惑、不憂、不懼の中、右の善行あり、書に記せる所、分明なり、

以顯父母、孝之終也、

父母をあげて先祖をかねたり、嘉言、善行によりて家名をあらはすなり、名、後世にあがりたれば、善人の德行至し、家の名をあらはすは、先祖、父母に孝有て至れり、孝の成就なり、

夫孝、始於事親、

孝の生理、情にあらはれて愛敬となる、子生れて母の懷中にそだち、父の膝にいだかれて、神の知を開くにしたがひて、父母を愛する心生す、花のつぼみの、はつかに、火とほしたるがごとし、漸々神知開きて、子の心に親を敬する心生ずる、花の漸々ほころびて、清香を發するがごとし、心の愛敬、親に始て發するゆゑに、始於事親とのたまふ、五倫相愛敬して孝なれども、本分の名なるゆゑに、親に事るを孝といへり、故に、經には五倫皆孝なる道理を說給へり、

中於事君、

親にひらけたる天性の愛敬を不失して、君に事るなり、君臣は三綱の一にて、重きゆゑに、君に事るを以て朋友の道をかね、夫婦兄弟は家道なれば、親に事るの中にあり、朋友には品々有、或問にみえたり、長じては父にかはりて公用を勤む、學校にて學び、家にて習ひたる道を仕官に行なり、

終於立身、

道器合一、三才一貫の身なり、故に此立身は明々德也、終は畢竟、歸宿の義なり、五倫の交り、皆、明々德の受用なり、日用、常行、六藝の遊にいたるまで、明々德の功に非と云事なし、德を成ことは善を行にしくはな

復坐、吾語汝、

五等の孝を説給はんとす、一言の盡すべきにあらず、故に本坐にかへらしめ給ふ、

身體髪膚、受之父母、不敢毀傷、孝之始也、

人、我身を愛せざる者なし、然れども父母に得て、遺體たる理をおもひて、愛する者すくなし、父母の我を生じ、苦勞して長成したる身なり、父母、或は老、或は死して後も、其遺體の身なりとおもへば、一入大切にて、そこなひ破るに不忍、故に一朝のいかりに其身を忘るゝことは不孝なり、古人の、髪髭までも愛したるは此心なり、孝は天地萬物一體の理なり、先此身を父母の身とし、親子一體の思ひを生ずるは、孝のはじめなり、

立身行道、

立身は全人となるなり、全人とは道器合一の身也、

形より上なるものを道と云、形色なくして身の主なり、形より下なるものを器といふ、器は形なり、道の舎なり、道のみにて欲なきは未生以前なり、是を、人生れて靜なるは天の性也、靜なる以前は説べからずといへり、聖人といへども、此形ある時は此形の欲あり、凡人といへども、此性ある時は義理なき事あたはず、形の欲性の義理にしたがふを道といふ、欲あれば義理あり、物あれば則あると云是なり、天下ともに由所なり、此道、聖人にして全し、教の生ずる所なり、自然の理を以云時は、天地の間、祇、天理至實にして無妄なり、故に天理、誠の名を得たり、天の道、鬼神の德のごとき是なり、德を以云時は、有生の類たゞ聖人の心、至實にして無妄なり、故に聖人、誠の名を得たり、不勉して中り不思して得るごとき是なりといへり、吾人の不及所と云ども、立身の的は誠なり、吾人の誠は、善に明にして身に誠あり、善に明にして身に誠あるを立身といふ也、道器合一の身を立る時は、五倫の交り皆、性にしたがふ道也、道を行の條目は左にみえたり、

上下無レ怨、女知レ之乎、

至治の代、王公諸侯は君たる事の かたきことを知給ひ、卿、大夫、士は臣たる事のやすからざることを知、庶人はその樂みを樂しみ、其利を利として外を願はず、故に貴賤ともに自反愼獨して、己を修るに厚く、人をせむるにうすし、上、天をもうらみず、下、人をもとがめず、上下共にいきどをり、うらむる心なきなり、

曾子、避レ席曰、參不レ敏、何足二以知一レ之、

曾子、居たる所を退き、愼で答て云、參、敏明の質あらず、敎を不レ待していかでか知らんとなり、

子曰、夫孝德之本也、

孝は大虛の神道にして、造化の含德なり、人に有ては萬善の淵泉、百行の源なり、故に德の本なり、

敎之所二由生一也、

人の心に、天より得たる孝德有こと、穀の種に生意をふくめるが如し、故に、敎によりて其固有の善心をひらき生ず、是を皷し是を舞して生ずる所なり、造化の皷舞、敎の皷舞、同じ種を地に蒔事、人に天より得たるがごとし、種は、地氣是を含養し、雨露是を潤し、風雷是を皷し、日月是を覆育し、是を生じ、是を長じ、是を實のらしむ、物の春生ずるは、幼にして學ぶがごとし、夏長ずるは、壯にして行ふがごとし、秌實のるは、老て致るがごとし、先王、人の善心を生じ、長じて、和睦せしめ給へり、德敎法式は、是を皷し是を舞するの備なり、德は先王、民の父母たる慈仁の厚心なり、是、天の生理の、先王の心に有孝德なり、敎は大學校、小學校、禮樂弓馬書數の六藝なり、法は今の法度のごとし、式は禮式なり、法は、そむく者には刑罰あり、式は、背くも罰なし、禮を不レ知を恥とするのみ、故に法は數すくなきをよしとす、多ければ人くるしみて、邪僞生ず、政は人の心を直にするより能はなし、然るに法度によりて、人心邪僞になるは、本をうしなへるなり、式はくはしきをよしとす、くはしければ、上下貴賤安して無事なり、つまびらかなる事は外傳或問に論ず

三に生ず、父生じ師敎へ君養ふなり、故に是に事ること一のごとしと云り、先王は古昔の賢王なり、上古は天爵人爵相應に、天子の位に在す人は聖德有、聖人は必ず天子の位にのぼり給へり、堯は唐侯より天子と成給ひ、舜は野人より、堯の讓を得て帝と成給ひ、禹は諸侯より舜の讓りを得給ふがごとし、王の字の三畫は天地人なり、中を一は、天地を合て、三才一貫の道德ある象なり、

有至德要道

德は得也、天に得て心に主たる者也、人々固有の善也、此固有の德を先明にして、衆に先達人を、賢者共先覺共云也、純粹は至善、天と同體にして名付いひがたきを至德と云也、道は人の共に由ところなり、一を以て衆をすぶるを要と云、或は知て行ひ、或は不知して由天下の大道なり、德は未發の善也、道は已發にあらざれば、天下共由ことあたはず、未發にあらざれば心の根たることあたはず、溥博淵泉にして時に出すことあたはず、故に未發の善を至善と云也、

以順天下、

順にするは治るよりも大なり、能其性を盡し、人の性を盡し、物の性を盡し、天地の化育を助け、人物各其性をとげ、其所を得、無爲にして無事なるを順といへり、井ほりて水呑、耕して食す、帝德何か有と云るは順の至なり、政を以て民を養ふといふとも、民これをしらず、

民用和睦、

民は衆多の稱也、位なき人也、多をあげて少をかね、かろきをあげて重きをかぬ、公卿諸侯大夫士は、位有人にして數少し、重きは數すくなく、かろきは數多し、數かぎりなき庶人といへども、人は皆、先王と同心同德なり、故に至德要道を用て、受用とせずといふ事なし、いはんや、士以上の位有人をや、至德要道の德敎、人倫に及んで和睦せずといふ事なき事、春、人間に至りて、賤夫の小家までも、春風和氣を樂がごとし、畢竟、貴賤ともに、至德要道の化をかふゝりて和睦するなり、

孝經小解

熊澤蕃山　講述

孝經

孝の道理を敎給ふ書なるゆゑに孝經と名付たり、聖人の道を傳たる書を經と云、經は常なり、聖人の道は萬古不易の常道にして、無始無終の理なり、夫、孝は天地生々の理にして、至誠眞實の心なり、故に孝子には、神明不測の靈感あり、孝經は曾子によりて發明し給へり、曾子、質美にして天然と孝子なり、しかれども、學未至所に至らざる以前は、大舜の孝に不及ことあり、大舜は誠より明なる聖人なり、曾子は明なるより誠ある大賢なり、其至れるに及では一なり、曾子も孔門に不入して大舜を師とするの學なくは、たゞ孝子と云に終んのみ、孝子なれども賢人とはいふべからざる人多し、善に明にして身に誠あるは君子の孝なり、故に德、聖賢ならざれば大孝とはいひがたし、曾子の學すでに至所に近くて、大舜の孝に及ばんとす、故に孝の大本、大用を說給へり、

開宗明誼章第一

仲尼閒居、

仲尼は孔子の字なり、閒居は事なく獨座し給ふ時也、申々夭々の氣象思ひやるべし、數千歲の後、東夷の小生といへども、まのあたり其德容を拜するがごとし、

曾子侍坐、

孔夫子、獨坐の折節、曾子來て侍坐せり、君父師の前には侍と云なり、

子曰、參、先王

參は曾子の名なり、父と師と子弟をよぶ事同じ、人は

孝經小解目次

外傳ノ則期ニ之他日ニ云、
時
天明戊申仲冬之日
崑山　草加源定環循仲題

孝經小解序

息游軒先生、學極天人、洞觀古今、人世之險易、物理之顯微、凡天下之事故、莫不通曉焉、最用心於治道、其德之深、才之高、人仰之如泰山北斗、沒九十八年于茲、雖窮陬之人、無不稱先生者也、其所著四書小解、孝經小解、及外傳、或問、大學或問、集義和書、同外書、易經小解、夜會記、源氏外傳、三輪物語、宇佐問答、今猶存焉、又有紫女物語、葬祭辨論、神道大義、二十四孝評、女子訓或問、余未之見也、四書小解、集義二書、夜會記、往昔刊行、後罹災、其本甚希、但大學小解、集義二書、巋然獨存、人々得而讀之、讀之者靡弗崇尚矣、大學或問、以寫本行焉、人皆以當拱璧、其他知有之者鮮矣、余辱姻戚、故其書多得藏之、欲傳諸不朽久矣、近者有同志之人、縱臾余以助其資、余喜可知也、乃今刊孝經小解、然年代久遠、不知歷幾傳寫、而又別無校讐之本、乃余見識所及、以考訂之、既而卒業、以授剞劂、若夫

論衡に見ゆ。もと魯論、齊論、齊論の別あり又河間論あり、各、其傳ふる所の學者の地を以て名けられしが、其の內容篇數亦隨て多少の異同あり、多きは三十篇ありと云ふ。成帝の時、張禹に至り魯齊の二論を合せて、齊論中の問王、知道の二篇を削り、定めて二十篇となせり。是れ即ち現在の論語なり。此書は古より大に行はれしを以て、諸儒の注釋甚多けれども、魏の何晏の集解と朱子の集注とは其最なるものとす。前者は單に小數の古學派に用ひられ、後者は集注廣く朱子學派、陽明學派に用ひらる。今玆に收めたるものは集注に據りて懇說したる中村惕齋の論語示蒙句解(刊本五冊)なり。

【本書の解題】論語は孔門師弟の言行錄にして、莊嚴なる文辭の間に偉大なる倫理的觀念、崇高なる政治的思想の活躍せる者なるを以て、之を讀む者は親しく盛德ある大偉人に接して敎訓を承くるの感を生じ、敬虔の念を起さゞるを得ざる者たり。故に人格の修養上、最も尊嚴なる經典として、古來特に重んぜられたり。本書の作は或は曾子有子(共に孔門)等の門人に成ると云ひ、或は琴牢原憲(亦共に孔門)の徒に成ると云ひ、其他の諸說共に論語中にある文辭に據りて說を立てし者なれども、竟に臆測たるを免れず、今姑く疑を闕て可なり。要するに先秦時代の學者が孔門師弟の遺せる各種の書類を材料として編制せる書と云へる說、較其の當を得るに庶幾からん。本書名、西漢時代には單に論と云ひ、或は汎く傳と云へり。其論語と號せしは、武帝の世、孔安國(孔子の苗裔)が魯人扶卿に敎授せし時に名けしに始まること東漢王充の

據る所を明にせるものなるを以て、苟も儒敎の何物たるを知らんと欲する者は、必ず本書を讀まざるべからず。物徂徠は當時老子虛無學說の蔓延流行の弊あるを防がんが爲に、子思儒敎の天人觀を述べて此書を作れりとなせり、亦一理なきにあらず。もと大學と同じく禮記中の一篇たりしを、南北朝の時、宋の戴顒始めて中庸傳二卷を著し、梁の武帝、亦、中庸講疏中庸義の撰あり。趙宋に至りて、程子特に之を尊崇して孔門傳授の心法と爲し、朱子の章句出づるに及び、大學、論、孟と倂せて四書と稱し、學者必讀の書として大に行はるゝに至れり。大學と同じく古注本あれども、廣く行はるゝは朱子章句なるを以て、今は其說に據りて講明したる中村惕齋の中庸示蒙句解(刊本一冊)を收めたり。

論語　中村惕齋講述

樹て先儒を非毀するを忌みたるを以て、其經を講じ義を説くや、一に朱説に從ひ、敢て奇を衒ひ博を誇らず。常に曰く、經義を説くは、寧ろ低きも高くする勿れ、拙きも巧なる勿れ、研究訓析、務めて要旨を得るを以て要歸となすと。漢文の著書甚だ多きが上に、假名文の著書も尠しとせず。假名文の著書中、示蒙句解は經典を修むる者の好指南車として特に尊重せられ、姫鏡は女子必讀の書として大に行はれたるものなり。元祿十五年七月廿六日歿す、年七十四。

中庸

中村惕齋講述

【本書の解題】不偏なるを中と云ひ、不易なるを庸と云ふ。此書が中庸を以て其題號とせるものは、不偏不易の道を講明したるを以てなり。此書は孔子の孫子思の著に係り、性を原ね道を探り敎の

注に據れる者にして、古學派陽明學派に用ひらる。今玆に收めたるは世間に普く用ひらるゝ朱子の章句本に據りて、講明したる中村惕齋の大學示蒙句解(刊本一册)なり。此書は四書示蒙句解の一にして講述の最も懇切なるものたり。示蒙句解の原文は凡て片假名交りなれども今は平假名交りに改めたり。文字の用法送假名等、凡て原文に從ひ敢て私改を加へず。他の諸書に在りても亦然り。

【講述者の小傳】中村惕齋、名は之欽、字は敬甫、惕齋は其號なり。通稱を七左衛門と云ひ、後仲二郎と改む。京都の人にして、家世々商賈を事とし、家財頗る富む。惕齋人となり謹厚にして物と競はず。故を以て家產漸く落ち益、窮乏なれども晏如たり。學を好み博識の君子を以て推され、伊藤仁齋と其盛名を齊うせり。時人語りて曰く、仁齋兄たり難く、惕齋弟たり難しと。惕齋は學者の好んで異說を

人を治むる道を論述したるものにして、小學が小人（臣子弟妹）の長上に事ふる道を説けるものと相對する者となせり。もと禮記中の一篇たりしを、宋代に至りて、司馬光、程子等、特に之を表章し、朱子に及んで、其錯簡闕遺を訂補して注解を作り大學章句と名く。其後遂に論語、孟子、中庸と併せて四書と稱し、學者必讀の書として廣く天下に行はるゝに至れり。本書の作者は諸説あれども未だ詳ならず。朱子は經一章、傳十章に分ち、經文を以て孔子の言とし、傳文を以て曾子一流の手に成るものと爲せり。今朱子の章句に依て其内容を云はんに、先づ明明德、新民、止於至善の三綱領を掲げ、次に八條目を設けて、天子より庶人に至るまで苟も大人として人の上に立ち、家に、國に、若くは天下に責任ある者は、先づ己が身を修め人を治むべき事を説けるものたり。本書又別に古本大學と題せる者あり、禮記の原文に從ひ、注解も亦、漢の鄭玄の禮記

て時事を陳じたるを以て罪を得て古河に禁錮せらる。元祿四年七月歿す、年七十三。著書には四書小解、孝經小解、易經小解、大學或問等ありて文教の普及を助けしこと尠からず。初め藤樹篤く孝經を尊信し、常に以て聖人一本の教は寔に此に在りとなし、講說怠らず。蕃山の備前に仕へ政を爲すや、嘗て封内を巡視し、牛窓なる漁村に舟を泊せし時、漁家兒女亦知字、笑將孝經教老翁の句あり、識者稱して一時の教化想ふべしとなす。されば其の孝經を解するや、名けて小解と云へども、其の實平生の志を寄託するありて尋常俗儒經生の常談にあらざることは又推知すべし。

大學　　中村惕齋講述

【本書の解題】大學は古昔大學人を教ふる道を論述せしを以て書名となす。後世小學の書出るに迨んで、學者以て大學は大人（君長）の

めんとの微旨に外ならざるなり。

【講述者の小傳】熊澤蕃山、名は伯繼、字は了介、號を蕃山、又は息游軒、通稱を次郎八と云ひ、後、助右衞門と改む、京都の人なり。寛永十一年備前の岡山藩に仕へしが、自から學尙足らずと爲して、五年にして致仕し、江州桐原に遊び、中江藤樹の學德を慕ひ、就きて陽明學を受け、貧居數年、孜々として講學に努めたり。正保二年再び召されて岡山に赴き、祿三千石を賜はり國政に參與す。蕃山經世の才あり、地を拓き田を墾し、貧民を救ひ、敎育を盛にし、治績大に擧がり、民其の德を仰ぐ。會、藩侯に從つて江戸に抵るや、王侯貴紳皆いいいい爭ひて師禮を執る。將軍家光も亦引見して說を聞かんと欲せしが果さずして薨ぜり。明暦二年、獵して馬より墜ち、手足を傷けたるを以て隱遁の志あり、遂に致仕して京都に還り、後、播磨、大和等に客游し、貞享四年幕命を以て下野に遷され、此冬幕府に上書し

國の注に非ずと稱せらる。又唐の玄宗皇帝の御注孝經あり、經中の閨門一章を削去せしを以て後世の議論あるを免るゝを得ず。今茲に收むるは熊澤蕃山が古文に基きて懇切に講述したる孝經小解（刊本二册）にして孝經國字解中の隨一なるものたり。孝經の章名は古文今文ともに載せたれども後人の加へしものなりとて之を取らざるもの尠からず。蕃山の如きも其小解に於て章名を省きたり。然れども孝經の章名は他に廣く引用せられたるものなるを以て、今遽に之を省くときは、參照の便を失はんことを恐る。故に少しく蕃山の意に反するの嫌なきに非ずと雖も、今之を刊行するに方り、孔安國注の古文孝經によりて其章名を加へたり。小解の原本には句點なけれども、今通讀の便を圖りて句點を加へたり。假名遣と送假名とには改めたきもの無きに非ずと雖も、一に原本に隨ひ敢て私改を加へず、これ原文の面目を保たし

給ひしことあり。今其内容を見るに、天子より庶人に至るまで、凡そ人生の百行を以て、皆、一孝より推し弘むべきを云へり。故に東洋倫理の根本思想たる家族關繫の如何を尋繹研鑽するに必讀の書たるのみならず、人の子たる者の拳々服膺すべき敎訓たり。
本書に古文と今文との二種あり。今文とは漢初に河間獻王が當時通用の隸字を以て寫したる書に基ける孝經にして、古文とは、漢の武帝の末に魯國孔廟の壁中より獲し蝌蚪文の書に基ける孝經なり。然れども古文と今文との間には小異同あるに過ぎざるなり。今文には鄭玄の注あり、古文には孔安國の注あれども、散佚して傳はらず。現存の注は後世の僞作なりと云ふ、たとひ僞作にあらずとなすも要するに完璧の者にはあらず。太宰春臺が足利學校より得て校刊したる孔安國注の古文孝經は淸國に傳はり、鮑廷博の知不足齋叢書に收められたれども、是れ亦眞の孔安

先哲遺著漢籍國字解全書第一卷

解題 附 著者小傳

孝經　熊澤蕃山講述

【本書の解題】本書は孝道を說けるを以て其題號とす。本書に記す所は、孔子が門人曾子に向ひて、子たる者の父母に對する本務即ち孝道を問答說述したる者なり。何人が之を筆記せしかに就ては古より諸說紛々として決する所あらず。然れども、呂氏春秋に孝經を引き、又漢人の傳ふる孝經緯に、孔子の言として我志在春秋、行在孝經、とあるを觀れば、其書の古くより傳はりしこと疑ふべくもあらず。故に後世、之を採りて九經、若くは十三經中に收め、我孝謙天皇の御宇には、天下に詔して、家ごとに一本を備へしめ

れ、文教普及の萬一を裨補せんことは深く希望して已む能はざる所なり。

明治四十二年十月

早稻田大學出版部

所ならんや。往時の國字解書の、特に現時に切要なる所以實に玆に在り。

故に本大學は員を設けて國字解書の蒐集に努め、其得難きものは內閣文庫、帝國圖書館、東京帝國大學圖書館、本大學圖書館、及び名門大家の珍藏本を謄寫し、今や何人にも必須なる漢籍の殆と全部を網羅し得たるを以て孝經、大學、中庸、論語、孟子、易經、詩經、書經、小學、近思錄、老子、莊子、列子、孫子、唐詩選、古文眞寶前集、古文眞寶後集の十七書に就きて國字解書の最も優秀なるものを拔きて之を十二卷に收め、題して漢籍國字解全書と云ふ。

本大學が校內幾千の青年を教育すると共に幾多の講義錄を發行して日新學術の普及を圖るの傍に於て、遡りて本書を發行して、廣く之を世に紹介せんとするもの、實に古典教育の復活を熱望するに由る。本書の發行が幸に江湖の賛襄を得て廣く上下に繙讀せら

らずや。

然るに莊高偉大なる倫理的信念を發揮して其感化を讀者に與ふることは、著者自ら熱烈なる信念を有するに非ずんば能はざる事なり。文辭の解釋は兎も角も、信念發揮の一點に至りては、今時續出の注釋書類は甚しく劣れるものと謂はざるべからず。然るに漢學的精神の旺盛なる時代に當り、燃ゆるが如き信念に動かされて執筆したる國字解書に至りては、其熱誠紙上に躍り讀者に迫るの槪なくんばあらず。これ今時續出の冷々淡々たる注釋書を以て、遙に往時の國字解書に及ばずと爲す所以なり。加之、漢學の隆盛時代に於ける老大家の國字解書は、平易通俗を以て其要旨と爲し、毫も衒耀の迹なきを以て、何人にも容易く讀み得るものたるに拘らず、其研究精緻を極め幽玄の域に入りたるを以て、新見卓說の到る處に溢るゝを見るべし。これ豈漢學の衰頹せる現時の學者の企て及ぶ

弊風は日に益、甚しからんとす。是に於てか古典敎育の忽にすべからざること、遍く識者の間に認められ、一世の氣運、亦、漸くに往時の漢籍を回顧するに至れり。

本書發行の主眼

漢籍の効用漸く世に認めらるゝに及び、幾多の注釋書類は出版せられたり。而かも吾人をして首肯せしむるに足るものは殆と有ること無し。請ふ吾人をして少しく其理由を述べしめよ。思ふに支那古典の長所は富贍莊嚴なる文辭の間に活躍せる倫理的信念の莊高偉大なるに在るなり。故に之を修むる者は、其文辭に熟達して各種學問の基礎を築き得ると共に、其好尙人格をして高潔ならしむべし。これ豈一世の風敎を維持するの上に於て物質的文明の餘弊を矯正せんとするの上に於て、特に漢籍敎育の切要なる所以にあ

缺くべからざるは、啻に西洋に於ける希臘羅典の比のみにあらず、何となれば、其文字用語は千餘年來の使用によりて我日常の言語文字となり、其思想好尙は牢く我國民性と結びて本邦特有の文化を形づくりたるものなればなり。漢學敎育の重要なる何ぞ多言を要せん。然るに維新以後、西洋新學術の輸入せらるゝに及び、學者皆その珍奇精妙なるに驚きて之が研究に熱中し、復、和漢の古典を顧るもの無かりしを以て、漢籍の如きは概して高閣に束ねられ、年と共に散佚して今や容易に蒐集すべからざるに至れり。我第二の國文たる漢文の閑却せられたること斯の如し。故に後進子弟の中には、其身の高等敎育を受けたるに拘らず、日常普通の文辭をすら綴り得ずして先輩の嗤笑を買ふものも尠しとせず。加之古來倫常の大則と崇められたる古聖賢の格言も古典の衰廢と共に痛く其威嚴を失ひ、復後進を律する能はざるに至りたるを以て放縱自恣の

漢學者の間に一般に必要なる書籍は、大略之を網羅したるを以て、最も廣く行はれたる者の如し、唐詩選餘師、古文眞寶餘師等は之に倣へる名稱に外ならざるなり。是等の書籍は何れも印刷せられて廣く世に行はれたる者のみなれども、他に幾多の印本寫本ありて廣く上下に繙讀せられたる事なれば、國字解書の爲に學問の普及を助け、人文の發達を促したること幾何なるを知るべからず。其効果の大なる蓋し意料の外に在るべし。

古典教育と漢籍

古典の教育は語學文學の上に於て、倫理哲學の上に於て、はた好尙人格養成の上に於て極めて重要の位置を占むるものたり。これ西洋諸國に於て希臘羅典等の古典が今尙盛に行はれ、我國の往時に於て漢學敎育の尊重せられし所以なり。而して漢學教育の我國に

るを、羅山は「和文にて書ける解釋」の義に轉用せしものなれば、固より穩當なる名稱にはあらず。故に荻生徂徠の如きは諺解の名稱を襲用せずして國字解の名稱を用ひたり「莊子國字解」、「孫子國字解」の如き其一例なり。國字解とは言ふ迄もなく「日本の國字なる假名文にて書ける解釋」の義なれば、其名稱の穩當なること諺解の比にあらず。故に特に廣く行はれて、國字抄、國字辨など云ふ名稱は幾多の著述家に用ひられたり。熊澤蕃山出でて小解の名稱を用ひ、中村惕齋出でゝ示蒙句解の名稱を用ひたり。蕃山、惕齋共に學殖の豐富なるが上に兼て國文を善くせしを以て、巧に經典の微旨を發揮して餘蘊なきに至らしめたり。故に小解と云ひ示蒙句解と云ふが如き極度の謙辭を以て其書に題せしにも拘らず、國字解書中の優秀なるものとして廣く上下に行はれ、以て幕末に及べり。此他に谿百年の經典餘師と云ふものあり。其講述の極て淺薄なるにも拘らず、

徵するを得さるが故に鎌倉時代に於て尼將軍平政子が政務の參考の爲に貞觀政要の假名文を書かせたるを以て其濫觴と見做さゞるを得ず。降りて足利時代に至りては、此類の書、五山僧徒の間に盛に行はれたりと見え、五山抄として傳へらるゝものゝ少からざるが中に、蘇東坡の詩集を講述したる「四河入海」史記を講述したる「史記抄」の如き大部の書籍すらあり、以て其盛況を推すべし。然れども其廣く世に行はれしは元和偃武以後にあるなり。

文祿の役に朝鮮の典籍を鹵獲し歸るものあるに及び、朝鮮には諺解と題する一類の書籍ありて漢文の普及を助けしものなること知られたり。林羅山の「古文眞寶諺解」「孝經諺解」、「孫子諺解」等は朝鮮の名稱を其儘に襲用せしものにて、蓋し本邦に於て諺解と題せる者の嚆矢たり。かの俚諺抄と云ひ俚諺解と云ふもの、皆之に倣へる名稱に外ならず。惟ふに諺解とは「諺文（朝鮮の假名文）にて書ける解釋」の義な

を普及せしめんことを試みて、一世の風教を助け、其惠澤を後世に及ぼせるものなり。其功や偉なりと謂はざるべからず。若し德川時代をして是等の學者を出さゞらしめば、而して凡ての學者をして力を漢文を作る事にのみ注がしめ、儕輩と競ひ儕輩に重ぜらるゝ事にのみ勉めしめたらんには、學問の普及は或少數範圍に止まりて幾十萬人の上に及ばざりしや必せり。貴むべきは、是等卓見の學者なるかな。

國字解書の沿革と其効果

今飜て國字解書の濫觴如何と考ふるに、之を推理の上より見れば我國に漢文の盛に研究せられ且假名文の盛に行はれたる平安朝時代に於て夙に其萌芽を發したるべき筈なれども、今之を文獻に

者に過ぎざるを以て、一般風敎の上には大なる効果無かりしなるべし。若し漢文の著作を以て雷名ある碩學をして其力の一半を假名文の著作に用ひしめたらんには、其効果は、漢文の著作に幾倍蓰せしや知る可らず。其然らざりしは文敎の爲に深く惜む所なり。

學問普及上貴重の學者

然るに幾多の學者の中には其識見俊邁にして卓然時流を脱し、深邃の研鑽を提げて學問の普及に努めしもの無きにあらず。林羅山、荻生徂徠、熊澤蕃山、貝原益軒、中村惕齋等の如き其最なる者たり。是等碩儒の著作には漢文を以て貴重なるもの固より尠からずと雖も、之よりも更に貴重なるは、學問普及の爲に特に著したる國文上の著作に在るなり。是等の碩儒は蓋世の學殖を有せるに拘らず、自ら小學敎師に身を窶し、特に平易通俗の國文を用ひて支那の學問

德川時代に於ける學者の氣風

抑、學術は研鑽に依て其光輝を增し、普及に依て其効果を增すものなれば、研鑽と普及とは兩々相離るべからざるものにして、其價値の大小は容易に軒輊すべからざるものあり。元和偃武以降、幾多の碩儒輩出して當時唯一の學問たる漢文上に深奥なる研究を試みたるを以て、其著書の如きも實に汗牛充棟の多きに達し、中には支那先哲の研究を凌駕せるものも尠しとせず、亦盛なりと謂はざるべからず。當時に於ける學者の氣風は、自ら深刻の研究を試みて諸家の説を評論し説破し其創見を立つるを以て能事となし、其著書にも國文を用ふるを屑しとせずして漢文を用ふることを喜びたり。擧世の學者をして悉く此顰に倣はしめたらんには、其學説文章は如何に高妙なるにもせよ、其利を享くる者は一部少數の專門學

先哲遺著 漢籍國字解全書緒言

漢籍國字解と校外教育

高等學術の普及は國運發展上、極て切要の事たり。然るに高等の學校には自ら制限あるが故に、何人も随意に入學し得べきにあらず。然らば何等の方法に依て、校堂以外に高等學術を普及せしむべきか。此問題を解決せんが爲に古來幾多の方法は按出せられたり。而かも講義錄の頒布の如く其効果の廣く且つ大なるものはあらざるなり。德川時代に於て盛に行はれたる漢籍國字解書の如きも、今時の謂ゆる「講義錄を以て校外教育を試みたるもの」に外ならずして、之が爲に當時の先進國たる支那の文化を融化して廣く之を上下に傳へ、當時の人文を開發して燦然の光輝を放たしめたるの功は極て大なりと謂はざるべからず。

第壹卷

孝經　熊澤蕃山講

大學　中村惕齋講

中庸　中村惕齋講

論語　中村惕齋講

先哲遺著

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版

漢籍國字解全書